

平成20年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成20年 6 月26日 開会

平成20年 7 月18日 閉会

} 23日間

沖 縄 県 議 会

1 . 会期日程	9
1 . 開会日に応招した議員	11

○第1号（6月26日）

1 . 開会年月日時	13
1 . 議事日程	13
1 . 本日の会議に付した事件	13
1 . 出席議員	13
1 . 説明のため出席した者の職、氏名	14
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	14
1 . 臨時議長の紹介・あいさつ	14
1 . 開 会	15
1 . 仮議席の指定	15
1 . 日程第1 議長の選挙	15
1 . 議長当選の告知	15
1 . 議長の紹介・あいさつ	15
1 . 日程第2 副議長の選挙	16
1 . 副議長当選の告知	16
1 . 副議長の紹介・あいさつ	16
1 . 日程第3 議席の指定	17
1 . 日程第4 会議録署名議員の指名	17
1 . 日程第5 会期の決定	17
1 . 諸般の報告	17
1 . 日程第6 常任委員の選任	17
1 . 日程第7 議会運営委員選任の件	17
1 . 日程第8 乙第1号議案から乙第13号議案まで	18
1 . 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	18
1 . 休会の議決	19
1 . 散 会	19

○第2号（7月3日）

1 . 開議年月日時	21
1 . 議事日程	21
1 . 本日の会議に付した事件	21
1 . 出席議員	21
1 . 欠席議員	21
1 . 説明のため出席した者の職、氏名	22
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	22
1 . 開 議	22
1 . 諸般の報告	22
1 . 日程第1 沖縄県離島医療組合議会議員の選挙	22

1. 沖縄県離島医療組合議会議員の当選の告知	23
1. 日程第2 那覇港管理組合議会議員の選挙	23
1. 那覇港管理組合議会議員の当選の告知	23
1. 日程第3 代表質問	24
翁長 政俊君	24
新垣 良俊君	37
渡嘉敷喜代子さん	53
当銘 勝雄君	61
1. 散 会	69

○第3号（7月4日）

1. 開議年月日時	71
1. 議事日程	71
1. 本日の会議に付した事件	71
1. 出席議員	71
1. 欠席議員	71
1. 説明のため出席した者の職、氏名	71
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	72
1. 開 議	72
1. 諸般の報告	72
1. 日程第1 代表質問	72
嘉陽 宗儀君	72
金城 勉君	81
上里 直司君	92
新垣 清涼君	101
1. 散 会	110

○第4号（7月7日）

1. 開議年月日時	113
1. 議事日程	113
1. 本日の会議に付した事件	113
1. 出席議員	113
1. 説明のため出席した者の職、氏名	114
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	114
1. 開 議	114
1. 一括議題	114
日程第1 一般質問	
日程第2 乙第1号議案から乙第13号議案まで	
1. 一般質問・質疑	114
仲村 未央さん	114
新里 米吉君	122
玉城 義和君	128
西銘 純恵さん	139
玉城ノブ子さん	149
崎山 嗣幸君	158

赤嶺 昇君	163
1. 散 会	175

○第5号（7月8日）

1. 開議年月日時	177
1. 議事日程	177
1. 本日の会議に付した事件	177
1. 出席議員	177
1. 説明のため出席した者の職、氏名	178
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	178
1. 開 議	178
1. 諸般の報告	178
1. 一括議題 日程第1 一般質問	178
日程第2 乙第1号議案から乙第13号議案まで	
1. 一般質問・質疑	178
瑞慶覧 功君	178
渡久地 修君	183
大城 一馬君	194
照屋 大河君	202
前田 政明君	208
仲宗根 悟君	220
奥平 一夫君	225
比嘉 京子さん	233
1. 散 会	242

○第6号（7月9日）

1. 開議年月日時	245
1. 議事日程	245
1. 本日の会議に付した事件	245
1. 出席議員	245
1. 説明のため出席した者の職、氏名	246
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	246
1. 開 議	246
1. 諸般の報告	246
1. 一括議題 日程第1 一般質問	246
日程第2 乙第1号議案から乙第13号議案まで	
1. 一般質問・質疑	246
新垣 安弘君	246
山内 末子さん	253
平良 昭一君	261
玉城 満君	267
當間 盛夫君	273
照屋 守之君	281
吉田 勝廣君	287

座喜味一幸君	292
1. 散 会	297

○第7号（7月10日）

1. 開議年月日時	299
1. 議事日程	299
1. 本日の会議に付した事件	299
1. 出席議員	300
1. 欠席議員	300
1. 説明のため出席した者の職、氏名	300
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	301
1. 開 議	301
1. 諸般の報告	301
1. 日程第1 選挙管理委員及び補充員の選挙	301
1. 一括議題	301
日程第2 一般質問	301
日程第3 乙第1号議案から乙第13号議案まで	301
1. 一般質問・質疑	301
辻野ヒロ子さん	301
吉元 義彦君	312
桑江朝千夫君	317
中川 京貴君	321
島袋 大君	328
糸洲 朝則君	335
上原 章君	342
當山 眞市君	353
1. 委員会付託	358
1. 日程第4 乙第14号議案から乙第16号議案まで	358
1. 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	359
1. 委員会付託	359
1. 日程第5 特別委員会設置の件（米軍基地関係特別委員会）	359
1. 特別委員会委員の選任	359
1. 日程追加 陳情第34号、第36号、第38号、第51号、第56号、第61号、第62号、 第88号及び第89号の付託の件	359
1. 委員会付託	359
1. 日程第6 特別委員会設置の件（観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会）	360
1. 特別委員会委員の選任	360
1. 日程第7 特別委員会設置の件（沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会）	360
1. 特別委員会委員の選任	360
1. 休会の議決	360
1. 散 会	361

○第8号（7月18日）

1. 開議年月日時	363
1. 議事日程	363

1 . 本日の会議に付した事件	365
1 . 出席議員	366
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	366
1 . 開 議	367
1 . 諸般の報告	367
1 . 日程第 1 乙第 1 号議案、乙第 2 号議案及び乙第 6 号議案	367
1 . 委員長報告（総務企画委員長）	367
1 . 討 論	368
前田 政明君	368
1 . 採 決	369
1 . 日程第 2 乙第 5 号議案	369
1 . 委員長報告（文教厚生委員長）	369
1 . 討 論	369
西銘 純恵さん	369
1 . 採 決	370
1 . 日程第 3 乙第 7 号議案から乙第12号議案まで及び乙第14号議案	371
1 . 委員長報告（総務企画委員長）	371
1 . 討 論	372
前田 政明君	372
吉元 義彦君	373
島袋 大君	373
1 . 採 決	374
1 . 日程第 4 乙第15号議案及び乙第16号議案	375
1 . 委員長報告（総務企画委員長）	375
1 . 採 決	375
1 . 日程第 5 乙第13号議案	375
1 . 委員長報告（文教厚生委員長）	375
1 . 質 疑	376
座喜味一幸君	376
1 . 討 論	377
佐喜真 淳君	377
西銘 純恵さん	378
1 . 採 決	379
1 . 一括議題	379
日程第 6 議員提出議案第 6 号 原油価格高騰対策に 関する意見書 日程第 7 議員提出議案第 7 号 原油価格高騰対策に 関する決議	
1 . 玉城ノブ子さんの提案理由説明	379
1 . 採 決	380
1 . 日程第 8 議員提出議案第 8 号 県内建設業者の受注機会の拡大に関する意見書	380
1 . 當山 眞市君の提案理由説明	380
1 . 採 決	380
1 . 議員派遣	381
日程第 9 議員提出議案第 1 号 名護市辺野古沿岸域への新基地 建設に反対する意見書 日程第10 議員提出議案第 2 号 名護市辺野古沿岸域への新基地	

1.一括議題	建設に反対する決議	381
日程第11 議員提出議案第3号	名護市辺野古沿岸域への新基地	
	建設に反対する決議	
1.玉城 義和君の提案理由説明		381
1.質 疑		382
中川 京貴君		382
佐喜真 淳君		388
1.討 論		393
桑江朝千夫君		393
照屋 大河君		394
前田 政明君		395
1.採 決		396
1.一括議題	後期高齢者医療制度の廃止等 に関する意見書	397
日程第12 議員提出議案第4号		
日程第13 議員提出議案第5号	後期高齢者医療制度のさらなる見直しに関する意見書	
1.比嘉 京子さんの提案理由説明		397
1.質 疑		397
嶺井 光君		397
金城 勉君		401
1.照屋 守之君の提案理由説明		407
1.質 疑		408
渡久地 修君		408
奥平 一夫君		417
1.討 論		421
仲村 未央さん		421
仲田 弘毅君		423
山内 未子さん		425
上原 章君		426
1.採 決		428
1.議員派遣		428
1.日程第14 陳情第70号		429
1.委員長報告（経済労働委員長）		429
1.採 決		429
1.日程第15 陳情第69号及び第75号		429
1.委員長報告（文教厚生委員長）		429
1.採 決		429
1.日程第16 陳情第39号、第71号及び第74号		429
1.委員長報告（土木委員長）		429
1.採 決		430
1.日程第17 陳情第38号及び第61号		430
1.委員長報告（米軍基地関係特別委員長）		430
1.採 決		430
1.日程第18 議員派遣の件（平成20年度沖縄県議会議員南米派遣）		430
1.採 決		430

1 . 日程第19 閉会中の継続審査の件	430
1 . 採 決	430
1 . 閉 会	431

○巻末掲載文書

1 . 知事提出議案	433
1 . 議員提出議案	471
1 . 諸般の報告	483
1 . 議案付託表	487
1 . 委員会審査報告書	489
1 . 閉会中継続審査及び調査申出書	497
1 . 議員派遣の件	505
1 . 常任委員・議会運営委員・特別委員名簿	507
1 . 陳情文書表	511
1 . 議案等処理一覧表	541

平成20年第2回沖縄県議会（定例会）会期日程				
			会期23日間	自 平成20年6月26日 至 平成20年7月18日
	月 日	曜日	日 程	備 考
1	6月26日	木	本 会 議 （正副議長の選挙） （議席の指定） （会議録署名議員の指名） （会期の決定） （常任・議会運営委員の選任） （知事提出議案の説明）	請願・陳情付託
2	27日	金	議案研究	
3	28日	⊕	休 会	
4	29日	⊕	休 会	
5	30日	月	議案研究	代表質問通告締切（正午）
6	7月1日	火	議案研究	一般質問通告締切（正午）
7	2日	水	議案研究	
8	3日	木	本 会 議（代表質問）	
9	4日	金	本 会 議（代表質問）	請願・陳情提出期限 （常任委）
10	5日	⊕	休 会	
11	6日	⊕	休 会	
12	7日	月	本 会 議（一般質問）	請願・陳情提出期限 （特別委）
13	8日	火	本 会 議（一般質問）	
14	9日	水	本 会 議（一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
15	10日	木	本 会 議（選挙管理委員の選挙等） （一般質問）	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
16	11日	金	委 員 会（常任委員会）	
17	12日	⊕	休 会	
18	13日	⊕	休 会	
19	14日	月	委 員 会（常任委員会）	
20	15日	火	委 員 会（常任委員会）	
21	16日	水	委 員 会（特別委員会）	
22	17日	木	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
23	18日	金	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

高 嶺 善 伸 君
 玉 城 義 和 君
 上 原 章 君
 島 袋 大 君
 中 川 京 貴 君
 桑 江 朝千夫 君
 平 良 昭 一 君
 仲 村 未 央 さん
 照 屋 大 河 君
 渡久地 修 君
 上 里 直 司 君
 瑞慶覧 功 君
 奥 平 一 夫 君
 吉 田 勝 廣 君
 當 山 眞 市 君
 吉 元 義 彦 君
 座喜味 一 幸 君
 佐喜真 淳 君
 玉 城 満 君
 仲宗根 悟 君
 崎 山 嗣 幸 君
 西 銘 純 恵 さん
 山 内 末 子 さん
 新 垣 清 涼 君

前 島 明 男 君
 新 垣 良 俊 君
 仲 田 弘 毅 君
 照 屋 守 之 君
 辻 野 ヒロ子 さん
 嶺 井 光 君
 當 間 盛 夫 君
 当 銘 勝 雄 君
 渡嘉敷 喜代子 さん
 前 田 政 明 君
 玉 城 ノブ子 さん
 赤 嶺 昇 君
 比 嘉 京 子 さん
 金 城 勉 君
 糸 洲 朝 則 君
 翁 長 政 俊 君
 浦 崎 唯 昭 君
 池 間 淳 君
 新 垣 哲 司 君
 具 志 孝 助 君
 新 里 米 吉 君
 嘉 陽 宗 儀 君
 新 垣 安 弘 君
 大 城 一 馬 君

平成20年 6 月26日

平成20年
第 2 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 1 号）

平成20年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第1号）

平成20年6月26日（木曜日）午前10時3分開会

議 事 日 程 第1号

平成20年6月26日（木曜日）

午前10時開議

- 第1 議長の選挙
- 第2 副議長の選挙
- 第3 議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 常任委員の選任
- 第7 議会運営委員選任の件
- 第8 乙第1号議案から乙第13号議案まで（知事説明）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議長の選挙
- 日程第2 副議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 常任委員の選任
- 日程第7 議会運営委員選任の件
- 日程第8 乙第1号議案から乙第13号議案まで
 - 乙第1号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
 - 乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
 - 乙第3号議案 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 乙第4号議案 沖縄県生活環境保全条例
 - 乙第5号議案 沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 乙第6号議案 沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例
 - 乙第7号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
 - 乙第8号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
 - 乙第9号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
 - 乙第10号議案 専決処分の承認について
 - 乙第11号議案 専決処分の承認について
 - 乙第12号議案 専決処分の承認について
 - 乙第13号議案 専決処分の承認について

出 席 議 員（48名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	1 番	上 原 章 君
副議長	玉 城 義 和 君	2 番	島 袋 大 君

3 番 中 川 京 貴 君
 4 番 桑 江 朝 千 夫 君
 5 番 平 良 昭 一 君
 6 番 仲 村 未 央 さん
 7 番 照 屋 大 河 君
 8 番 渡 久 地 修 君
 9 番 上 里 直 司 君
 10 番 瑞 慶 覧 功 君
 11 番 奥 平 一 夫 君
 12 番 吉 田 勝 廣 君
 13 番 當 山 眞 市 君
 14 番 吉 元 義 彦 君
 15 番 座 喜 味 一 幸 君
 16 番 佐 喜 眞 淳 君
 17 番 玉 城 満 君
 18 番 仲 宗 根 悟 君
 19 番 崎 山 嗣 幸 君
 20 番 西 銘 純 恵 さん
 21 番 山 内 末 子 さん
 22 番 新 垣 清 涼 君
 24 番 前 島 明 男 君
 25 番 新 垣 良 俊 君

26 番 仲 田 弘 毅 君
 27 番 照 屋 守 之 君
 28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 當 間 盛 夫 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡 嘉 敷 喜 代 子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 赤 嶺 昇 君
 36 番 比 嘉 京 子 さん
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 45 番 新 里 米 吉 君
 46 番 嘉 陽 宗 儀 君
 47 番 新 垣 安 弘 君
 48 番 大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲 井 眞 弘 多 君
 副 知 事 仲 里 全 輝 君
 副 知 事 安 里 カツ子 さん
 知 事 公 室 長 上 原 昭 君
 総 務 部 長 宮 城 嗣 三 君
 企 画 部 長 上 原 良 幸 君
 文 化 環 境 部 長 知 念 建 次 君
 福 祉 保 健 部 長 伊 波 輝 美 さん
 農 林 水 産 部 長 護 得 久 友 子 さん
 観 光 商 工 部 長 仲 田 秀 光 君
 土 木 建 築 部 長 漢 那 政 弘 君
 企 業 局 長 花 城 順 孝 君
 病 院 事 業 局 長 知 念 清 君
 会 計 管 理 者 福 治 嗣 夫 君

知 事 公 室 監 上 運 天 昂 君
 秘 書 長 統 括 監 名 渡 山 司 君
 総 務 部 監 伊 元 正 一 君
 財 政 統 括 監 仲 村 守 和 君
 教 育 委 員 会 長 翁 長 良 盛 君
 教 委 員 会 長 得 津 八 郎 君
 公 安 委 員 会 長 比 嘉 正 幸 君
 警 察 本 部 長 嘉 手 納 成 達 君
 労 働 委 員 会 長 太 田 守 胤 君
 人 事 委 員 会 長
 委 員 会 長
 代 表 監 査 委 員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 長 嶺 伸 明 君
 次 長 遊 佐 信 雄 君
 議 事 課 長 嘉 陽 安 昭 君
 課 長 補 佐 平 田 善 則 君
 主 査 中 村 守 君
 主 査 佐 久 田 隆 君
 主 査 大 城 佳 美 さん
 主 査 金 城 悦 子 さん

○事務局長（長嶺伸明君） 事務局長の長嶺伸明でございます。よろしくお願いします。

この際、私から臨時議長の御紹介を申し上げます。

一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、渡嘉敷喜代子議員が年長者であります。

渡嘉敷喜代子議員、議長席にお着き願います。（拍手）

〔臨時議長 渡嘉敷喜代子さん議長席に着く〕

○臨時議長（渡嘉敷喜代子さん） ただいま紹介されました渡嘉敷喜代子であります。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（渡嘉敷喜代子さん） ただいまより平成20年第2回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○臨時議長（渡嘉敷喜代子さん） これより本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

○臨時議長（渡嘉敷喜代子さん） 日程第1 議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（渡嘉敷喜代子さん） ただいまの出席議員数は48人です。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に

2番 島袋大君及び

7番 照屋大河君

を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

なお、投票に当たっては被選挙人の氏名まで記載するようお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（渡嘉敷喜代子さん） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（渡嘉敷喜代子さん） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（渡嘉敷喜代子さん） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼いたします。

〔氏名点呼〕

〔投票〕

○臨時議長（渡嘉敷喜代子さん） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（渡嘉敷喜代子さん） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

島袋大君及び照屋大河君、立ち会いを願います。

〔開票〕

〔立会人点検〕

○臨時議長（渡嘉敷喜代子さん） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 48票

有効投票 48票

無効投票 0票

有効投票中

高嶺 善伸君 26票

新垣 哲司君 17票

糸洲 朝則君 5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は12票であります。

よって、高嶺善伸君が議長に当選されました。（拍手）

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（渡嘉敷喜代子さん） ただいま議長に当選されました高嶺善伸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

○臨時議長（渡嘉敷喜代子さん） 高嶺善伸君。

〔議長 高嶺善伸君登壇〕

○議長（高嶺善伸君） おはようございます。

先般行われました第10回沖縄県議会議員選挙におきまして当選された皆さん、おめでとうございます。

ただいま議員各位の御推挙によりまして、復帰後第15代目の沖縄県議会議長の要職を担うことになりました。

たことは、まことに身に余る光栄であり、その職責の重大さに身の引き締まる思いであります。

私は、選任を受けました以上、議員各位の御協力を得て常に厳正公正を旨とし、誠意を持って議会運営に最善の努力をする決意であります。

これからの4年間は、沖縄振興計画の後期4年間と重なり、本県の将来展望を切り開く重要な時期に当たるとともに、本県特有の課題の解決、道州制の議論や議会のあり方を含めた地方自治制度の改革など幅広い議論が期待されていると考えております。

このような重要な時期に当たり、沖縄県議会としても多様化する県民の要請に真摯に対応しつつ県民の負託にこたえるためには、言論の府として議会が円滑に運営され、県民を代表して団体意思を決定するという議会の重要な権能を十分に発揮することが極めて肝要であると考えております。

これからの議員各位の御協力と御鞭撻をお願いを申し上げ、就任に当たったのあいさつといたします。

ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（渡嘉敷喜代子さん） 高嶺善伸議長、議長席にお着き願います。

休憩いたします。

〔議長 高嶺善伸君議長席に着く〕

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第2 副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（高嶺善伸君） ただいまの出席議員数は48人です。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に

2番 島 袋 大 君 及び

7番 照 屋 大 河 君

を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

なお、投票に当たっては被選挙人の氏名まで記載するようにお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（高嶺善伸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（高嶺善伸君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼いたします。

〔氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（高嶺善伸君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

島袋大君及び照屋大河君、立ち会いを願います。

〔開票〕

〔立会人点検〕

○議長（高嶺善伸君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 48票

有効投票 48票

無効投票 0票

有効投票中

玉城 義和君 27票

池間 淳君 16票

金城 勉君 5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は12票であります。

よって、玉城義和君が副議長に当選されました。

（拍手）

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高嶺善伸君） ただいま副議長に当選されました玉城義和君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第3項の規定による告知をいたします。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

御登壇の上、ごあいさつをお願いいたします。

〔副議長 玉城義和君登壇〕

○副議長（玉城義和君） おはようございます。

このたびの御当選、まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

ただいま皆様方の御推挙によりまして、復帰後第17代目の沖縄県議会副議長に選任させていただき、まことに光栄に存じますとともに、その職責の重大さを痛感している次第であります。

この上は、豊かな見識に富み、またすぐれた人格の

持ち主であります高嶺議長を補佐し、県民の負託にこたえ、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいる所存であります。

議員各位の御指導、御協力を心からお願い申し上げまして、就任のごあいさつといたします。よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま御着席の仮議席のとおり指定いたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

1 番 上 原 章 君 及び

6 番 仲 村 未 央 さん

を指名いたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第5 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から7月18日までの23日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から7月18日までの23日間と決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） この際、諸般の報告をいたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案13件並びに平成19年度繰越計算書、平成20年5月30日現在の平成20年度一般会計予算執行状況報告書及び繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情31件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第6 常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付の常任委員一覧表のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、常任委員は、お手元に配付の常任委員一覧表のとおり選任することに決定いたしました。

〔常任委員一覧表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第7 議会運営委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔議会運営委員名簿 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前11時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

次の日程に入ります前に報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、

総務企画委員長 當間 盛夫君

同 副委員長 山内 末子さん

経済労働委員長 玉城ノブ子さん

同 副委員長 瑞慶覧 功君

文教厚生委員長 赤嶺 昇君

同 副委員長 西銘 純恵さん

土木 委員長 當山 眞市君

同 副委員長 照屋 大河君

議会運営委員長 大城 一馬君

同 副委員長 佐喜真 淳君

をそれぞれ互選したとの報告がありました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第 8 乙第 1 号議案から乙第 13 号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） こんにちは。

平成 20 年第 2 回沖縄県議会の開会に当たり、提出いたしております議案の説明に先立ちまして、議員各位にごあいさつを申し上げます。

さきの沖縄県議会議員選挙におきまして、県民の多くの支持を得て当選の栄を得られました議員の皆様にご心からお祝いを申し上げます。

さて、沖縄県経済は、観光客数が 6 年連続過去最高を記録いたしますとともに、情報通信関連企業などの誘致や新規雇用の創出が進むなど、全体としては堅調に推移いたしておりますが、若年者の雇用情勢や本土との所得格差は依然として厳しいものがございます。

私は、知事就任以来、「経済の自立なくして沖縄の自立なし」との強い決意を持って、雇用の創出・拡大、企業誘致など産業の振興に全力で取り組みますとともに、米軍基地問題につきましては、県民の目に見える形での負担軽減を図るため、基地の整理縮小や日米地位協定の見直し、事件・事故の防止などを日米両政府に強く求めてまいりました。

また、医療・福祉の充実に努めますとともに、教育と文化の振興、離島・過疎地域におけるユニバーサルサービスの確保と定住条件の整備など、平和で安らぎと活力のある沖縄県の実現に向け、あらゆる面で施策を展開してまいりました。

平成 20 年度は、沖縄振興計画期間中、最後の実施計画となる第 3 次分野別計画がスタートする年であり、諸課題の解決に向け、これまで以上に着実に施策を展開してまいりたいと考えております。

このたび、県民の代表として選ばれた議員の皆様におかれましては、それぞれのお立場での違いはあるかもしれませんが、沖縄の振興と発展を願う気持ちは同じであると確信いたしており、執行部とともに沖縄県の振興に取り組んでいただきたく、県政運営に対する特段の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要及び提案の理由について御説明を申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例議案 6 件、同意議案 3 件、承認議案 4 件の合計 13 件であります。

それでは、乙第 1 号議案から乙第 6 号議案までの条例議案につきまして御説明申し上げます。

乙第 1 号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、温泉法の一部が改正されることに伴い、可燃性天然ガスの濃度の確認の申請に係る手数料等の徴収根拠を定めるとともに、同法に係る手数料の額を改めるため条例を改正するものであります。

乙第 2 号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法特別税等に関する暫定措置法などの施行に伴い、法人の事業税の税率の特例を定める等のため条例を改正するものであります。

乙第 3 号議案「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例」は、公共用水域の水質の汚濁の防止を図り県民の生活環境を保全するため、上乗せ排水基準を見直す必要があることから条例を改正するものであります。

乙第 4 号議案「沖縄県生活環境保全条例」は、工場などにおけるばい煙の排出等を規制するほか、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷を低減する行動指針を定めることにより、生活環境の保全に関する施策を推進するため沖縄県公害防止条例を全面改正するものであります。

乙第 5 号議案「沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、社会福祉施設である首里厚生園を民間事業者に移譲するため条例を改正するものであります。

乙第 6 号議案「沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の審査に付された事項の審査期間を定めるとともに、地方公営企業の決算等に関する審査期間を改めるため条例を改正するものであります。

次に、乙第 7 号議案から乙第 9 号議案までの同意議案について御説明申し上げます。

乙第 7 号議案「沖縄県人事委員会委員の選任について」は、人事委員会委員 1 人が任期満了することに伴い、その後任を選任するため議会の同意を求めるものであります。

乙第 8 号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」は、公安委員会委員 1 人が任期満了することに伴い、その後任を任命するため議会の同意を求めるものであります。

乙第 9 号議案「沖縄県収用委員会委員の任命について」は、収用委員会委員 3 人が任期満了することに伴

い、その後任を任命するため議会の同意を求めるものであります。

最後に、乙第10号議案から乙第13号議案までの承認議案について御説明申し上げます。

乙第10号議案「専決処分の承認について」は、地方税法が改正され、平成20年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の改正を専決処分により行ったことから議会の承認を求めるものであります。

乙第11号議案「専決処分の承認について」は、「中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」が改正され、平成20年4月1日から施行されることに伴い、「県税の課税免除等の特例に関する条例」の改正を専決処分により行ったことから議会の承認を求めるものでございます。

乙第12号議案「専決処分の承認について」は、地方税法が改正され、平成20年4月30日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の改正を専決処分により行ったことから議会の承認を求めるものであります。

乙第13号議案「専決処分の承認について」は、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法が定められ、平成20年4月1日から適用されることに伴い、関係条例の改正を専決処分により行ったことから議会の承認を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明6月27日から7月2日までの6日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明6月27日から7月2日までの6日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、7月3日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時59分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

臨時議長 渡嘉敷 喜代子

議長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 上 原 章

会議録署名議員 仲 村 未 央

平成20年 7 月 3 日

平成20年
第 2 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 2 号）

平成20年
第2回

沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

平成20年7月3日（木曜日）午前10時4分開議

議事日程第2号

平成20年7月3日（木曜日）

午前10時開議

第1 沖縄県離島医療組合議会議員の選挙

第2 那覇港管理組合議会議員の選挙

第3 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 沖縄県離島医療組合議会議員の選挙

日程第2 那覇港管理組合議会議員の選挙

日程第3 代表質問

出席議員（47名）

議長	高嶺善伸君	25番	新垣良俊君
副議長	玉城義和君	26番	仲田弘毅君
1番	上原章君	27番	照屋守之君
2番	島袋大君	28番	辻野ヒロ子さん
3番	中川京貴君	29番	嶺井光君
4番	桑江朝千夫君	30番	當間盛夫君
5番	平良昭一君	31番	当銘勝雄君
6番	仲村未央さん	32番	渡嘉敷喜代子さん
7番	照屋大河君	33番	前田政明君
8番	渡久地修君	34番	玉城ノブ子さん
9番	上里直司君	35番	赤嶺昇君
10番	瑞慶覧功君	36番	比嘉京子さん
11番	奥平一夫君	37番	金城勉君
12番	吉田勝廣君	38番	糸洲朝則君
13番	當山眞市君	39番	翁長政俊君
14番	吉元義彦君	40番	浦崎唯昭君
15番	座喜味一幸君	41番	池間淳君
16番	佐喜真淳君	42番	新垣哲司君
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君
19番	崎山嗣幸君	45番	新里米吉君
20番	西銘純恵さん	46番	嘉陽宗儀君
21番	山内末子さん	47番	新垣安弘君
22番	新垣清涼君	48番	大城一馬君
24番	前島明男君		

欠席議員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	知 事 公 室	上運天 昂 君
副 知 事	仲 里 全 輝 君	秘書広報統括監	
副 知 事	安 里 カツ子 さん	総 務 部	名渡山 司 君
知 事 公 室 長	上 原 昭 君	財 政 統 括 監	
総 務 部 長	宮 城 嗣 三 君	教 育 委 員 会 長	伊 元 正 一 君
企 画 部 長	上 原 良 幸 君	教 育 長	仲 村 守 和 君
文化環境部長	知 念 建 次 君	公安委員会委員	幸 喜 徳 子 さん
福祉保健部長	伊 波 輝 美 さん	警 察 本 部 長	得 津 八 郎 君
農林水産部長	護得久 友 子 さん	労 働 委 員 会 理	大 城 光 代 さん
観光商工部長	仲 田 秀 光 君	会 長 代 理	
土木建築部長	漢 那 政 弘 君	人 事 委 員 会 長	伊 礼 幸 進 君
企 業 局 長	花 城 順 孝 君	人 事 務 局 長	
病院事業局長	知 念 清 君	代表監査委員	太 田 守 胤 君
会 計 管 理 者	福 治 嗣 夫 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	長 嶺 伸 明 君	主 査	中 村 守 君
次 長	遊 佐 信 雄 君	主 査	佐久田 隆 君
議 事 課 長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	大 城 佳 美 さん
課 長 補 佐	平 田 善 則 君	主 査	金 城 悦 子 さん

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた公安委員会委員長翁長良盛君は、別用務のため本日、明日、7日及び9日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び明日の会議に公安委員会委員幸喜徳子さん、7日及び9日の会議に同委員会委員安里昌利君の出席を求めました。

また、人事委員会委員長嘉手納成達君は、所用のため本日、明日及び7日から10日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長伊礼幸進君の出席を求めました。

また、労働委員会会長比嘉正幸君は、所用のため本日及び7日から10日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日の会議に労働委員会会長代理大城光代さん、7日の会議に同委員会公益委員宮里節子さん、8日の会議に同委員会公益委員宮城和博君、9日及び10日の会議に同委員会事務局長比嘉久晶君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 沖縄県離島医療組合議会議員の選挙を行います。

本件は、沖縄県離島医療組合同規約第5条の規定により、本県議会議員のうちから同組合同議会議員の3人を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することによりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 沖縄県離島医療組合議会議員には、新垣良俊君、新垣安弘君、大城一馬君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を沖縄県離島医療組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました新垣良俊君、新垣安弘君、大城一馬君、以上の諸君が沖縄県離島医療組合議会議員に当選されました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま沖縄県離島医療組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

〔新垣良俊君 起立 会釈〕

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

〔新垣安弘君 起立 会釈〕

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

〔大城一馬君 起立 会釈〕

・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第2 那覇港管理組合議会議員の選挙を行います。

本件は、那覇港管理組合同規約第6条の規定により、本県議会議員のうちから同組合議会議員の5人を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 那覇港管理組合議会議員には、上里直司君、崎山嗣幸君、比嘉京子さん、浦崎唯昭君、池間淳君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を那覇港管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました上里直司君、崎山嗣幸君、比嘉京子さん、浦崎唯昭君、池間淳君、以上の諸君が那覇港管理組合議会議員に当選されました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま那覇港管理組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

〔上里直司君 起立 会釈〕

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君 起立 会釈〕

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん 起立 会釈〕

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

〔浦崎唯昭君 起立 会釈〕

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

〔池間 淳君 起立 会釈〕

・ ・

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

この際、念のため申し上げます。

本日、明日及び7日から10日までの6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、去る6月20日の各派代表者会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
翁長政俊君。

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長 政俊君 皆さん、おはようございます。

各議員におかれましては、改めまして御当選おめでとうございます。

第10回沖縄県議会選挙で当選された議員によりまず初議会であります。

与野党としての主義主張は異なりますけれども、県民生活や福祉の充実を図り、県勢を発展させ、元気な沖縄県をつくる目標に向かって頑張ることは何の異論もないものと考えております。

議会は言論の府であります。大いに議論を交わして、130万県民の負託にこたえてまいりましょう。

それにしても今回の県議選挙は、議席の過半数を与野党どちらがとるかに注目が集まりました。我が党の敗北で野党が過半数を制することになりました。

選挙中、後期高齢者医療制度の是非を問う国政レベルの問題が一大争点となり、本来の県政が抱えている重要課題がぼけてしまいました。政策論議は低調に終わり、与党・自民党に逆風となる厳しい選挙となりました。また、投票率も過去最低の57.82%と県民の政治離れに歯どめがかからず、謙虚に反省をいたしております。

しかしながら、少数与党になったとはいえ、自由民主党は県政与党として仲井眞県政を支えて頑張ることに何ら変わりありません。次期に向けた戦いは、この議場から始まるものと思い、自由民主党を代表して質問をいたします。

1、自立経済の構築についてであります。

沖縄振興計画の行動指針である分野別計画について、国の承認を要する4法定分野別計画と県独自の計画である7分野別計画が去る3月に了承されました。計画期間は2008年から2011年までの4年間です。計画に盛り込まれた施策をいかに具体化していけるかが県に課せられた課題であります。

これまで3次30年にわたり沖縄振興開発計画が実施されたことにより、社会資本整備が進み、県民生活の向上や社会経済は着実に進展をしてまいりました。

一方で、産業振興がおくれ、全国平均より高い失業率、全国平均の7割程度の所得水準など、全国との格差は依然として存在をいたしているのです。

3次にわたる振興計画を実施しながら、なぜに本県

の自立への発展が開けないのか。このような反省から、2002年、民間主導の自立型経済の構築を目指して現沖縄振興計画がスタートをしたのであります。

さて、振興計画が6年を経過した現在、経済の自立への展望が開けたと言える状況にあるのでしょうか。残念ながら、いまだ道半ばという現実と思うのであります。

その際、自立を妨げる理由として挙げられたのが本県が本土から遠隔の離島県であること、不利性や米軍基地が集中していることによる県土利用の制約等でありましたが、もしこれらが根本理由としてあるのであれば、本県における経済の自立は将来的に望めないと断言しなければなりません。

しかしながら、沖縄振興計画も残り4年となりました。ポスト振計に向けた取り組みが進められている現在、徹底した現状分析と予想される課題、問題点等の克服に立脚したビジョンの構築が必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、自立型経済の構築を目指している沖縄振計も6年が経過をいたしました。残りの期間で産業の育成や基盤整備をどのように図っていくのか。また、今後克服すべき課題、問題点は何か。

(2)、自立型経済を構築するためには、新たな企業の誘致や企業規模拡大・改善が必要であります。法定個別計画にはどのような具体策が盛り込まれているのか伺います。

(3)、情報通信産業振興計画で、雇用生産額の目標数値を示しました。達成するには具体的施策をどのように展開するのか伺いたい。

(4)、自立型経済の構築には農業の活性化が必要であります。そのためには、おきなわブランドをいかに確立するかが重要である。農林水産振興計画に基づき、どのような戦略的施策を展開していけるのか伺います。

(5)、沖縄振興計画に基づき、法定4分野と県独自の7分野の個別計画を策定しましたが、必要とされる計画はこれで十分か。また、民間主導の経済の自立とは、民間が主導すべきものか、行政が主導していくものかお示しをいただきたいと存じます。

2番、土木行政についてであります。

本県の土木建築業は、相対的に経営規模の小さい企業が多く、公共事業に依存しているのが現状であります。国の三位一体改革により、公共事業費が年々削減されることにより、倒産・廃業を余儀なくされる企業も多く、土木建設業は大きな影響を受けております。

そこに、県発注の土木建築業をめぐる談合問題が発生いたしました。賠償金の請求額は、他県に比べて経営規模の小さな本県建設業の体力の限界を超えており、業界からは県や県議会に対し善処方の要請も寄せられております。県議会においても検討や議論を行いましたが、解決策が見つからないのが現状であります。

その上、改正建築基準法に基づく建築確認申請審査の厳格化の問題まで発生をしております。これにより、県内の建築確認の審査が滞り、その結果、住宅着工の大幅な減少につながってまいりました。業界からは、官製不況という声さえ聞かれ、その被害は他県に比べても特に本県が多く、国交省の調べでは2007年度新築住宅着工戸数で対前年度比40%を超える減で大幅な落ち込みとなっております。まさに、建設業は危機的状況にあります。

ここで伺います。

(1)、土木建設業への支援策について。

ア、談合問題による損害賠償金請求について、現在の現状は、そして今後の対応を伺います。

イ、建設業界は、直接談合に関与していないAクラス業者について賠償請求することに疑問を抱いているが、再考の余地はないか伺います。

ウ、無利子・無担保で10年分割納付について、県として企業の破綻につながらないよう対策が可能か伺います。

エ、改正建築基準法に基づく審査手続問題で、県は、政府に対し改善を要請しているが、この内容とこれにより審査手続は改善されるか伺います。

オ、県の調査によれば、県内の建築確認数や着工件数が激減している原因を改正建築基準法にあるとしている現在、国が示している改善策で回復は見込めるのか。

(2)、道路特定財源について。

ア、道路特定財源が一般財源化された場合、県財政と道路予算への影響について伺います。

3番目、普天間飛行場移設についてであります。

在日米軍再編の日米合意最終報告がなされてから2年が過ぎております。

当初の計画より本県における再編作業は進展しているのでしょうか。政府による環境影響評価調査も進められておりますが、知事意見で書き直しを求められるなど、相当のおくれが出ていることは否めません。

そして、普天間飛行場移設措置協議会も沖合移動を求める県側との折り合いがつかず、具体的な進展を見せているとは言えない状況であります。

このような状況の中で、5月31日に日米防衛相は在日米軍再編に係る普天間飛行場を2014年までにキャンプ・シュワブ沿岸部に移設することを含む日米合意どおり確実に実施することを再確認をいたしております。

今後、移設作業を進めるに当たって、政府は、地元との協議を重視し、地元の理解を得ることが解決の近道であることを強く認識すべきであります。地元の頭越しに事を進めても決してよい結果は生まれないからであります。

その意味で、政府が県を含めた実務者レベルの協議を開始し、県や名護市が求める沖合移動問題を議題に取り上げたことは歓迎すべきものであります。

県においては、今後とも政府との協議の場で粘り強く話し合っていくことが最重要であります。

そこで伺います。

(1)、環境影響評価について。

ア、環境影響評価（アセスメント）調査は、計画のおくれ等により遅延が予想されますが、現在の進捗状況と今後の見通しについて伺いたい。

イ、政府は、2014年完成に合わせて工期短縮なども検討していると言われますが、県は準備書面の作成に四季の調査が必要とし、政府との事前調整が必要であるか伺います。

ウ、2014年完成のためには、早期着工に向けて埋立申請の問題が出てくる。権限を持つ知事として、埋め立てに関する基本姿勢を伺いたい。

エ、政府は、県の要求する沖合への移動に関し、環境影響評価で合理的理由がない限り動かせないとの姿勢と言われているが、県の見解はどうか。

(2)、移設建設の促進について。

ア、県の要求する沖合移動に関し、今後の進め方を協議する確認書の策定を政府と調整しているようだが、どのような話し合いが行われたか。また、見通しを伺います。

イ、普天間移設について、日米両政府は2014年までの完成を確認したようであります。現在実施しているアセスメント調査の現状や県の要求する沖合移動問題等から危ぶむ声もありますが、県の認識を伺いたい。

ウ、さきに関われた第7回普天間移設に関する協議会の概要と第8回協議会が延期となった理由、そして、今定例会終了後に開催予定の協議会への対応の方針を伺いたい。

エ、3年以内の普天間の閉鎖状態について、防衛省は技術的に何が可能か研究、検討したいという姿勢を示しておられるとされますが、今後の見通しを伺いた

い。

オ、危険性の除去に関し、普天間飛行場の場周経路の遵守について、政府との協議状況と今後の見通しを伺います。

4 番目、米軍基地の整理縮小について。

本県は、戦後半世紀を超えてなお米軍基地の過重な負担を強いられております。基地から派生する事件・事故等による県民の被害は一向に解消されておられません。

歴代県政は、このような県民の基地負担の軽減を図るために米軍基地の整理縮小と県政の重要課題として位置づけ、日米両政府に対し軽減を求めてまいりました。

これまで平成7年11月、沖縄に関する特別行動委員会（ＳＡＣＯ）を設置し、普天間飛行場の全面返還を含む11施設、5002ヘクタールの返還が合意されております。さらに平成8年12月、ＳＡＣＯの最終報告により、5年ないし7年以内に代替施設の条件つきながら普天間飛行場の返還が決まったのであります。

そして、平成18年5月、在日米軍再編に基づき、普天間飛行場の代替施設を名護市キャンプ・シュワブ南沿岸部に移設建設し、2014年までに完成させ、同時に8000名の海兵隊とその家族9000名を削減し、嘉手納飛行場以南の5施設の全面返還と1施設の一部返還が発表されました。

これまで本県における米軍基地の整理縮小については、幾度となく日米合意がなされ、県民も期待をしてきたのでありますが、12年が経過した現在において返還に向けた取り組みは必ずしも順調に進んでいるとは言えません。いよいよ2014年まであと6年であります。国・県・地元の協議を加速させることが重要であります。

そこで伺います。

(1)、ＳＡＣＯの合意に基づく11施設、5002ヘクタールの返還状況と返還が進展しない理由は何か。

(2)、ＳＡＣＯの合意から12年が経過しながら普天間飛行場の返還スケジュールが示されない。2014年、代替施設完了との関係で跡地利用政策をどのように考えているのか。

(3)、嘉手納以南の基地の返還について、平成19年3月までに時期、規模等の計画を策定する予定であったがどうなっているのか。また、跡地利用計画の策定状況はどうなっているのか伺います。

(4)、去る6月26日、那覇地裁において普天間飛行場爆音差しとめ訴訟に対する判決が出されましたが、判決内容について知事の率直な御感想を伺います。

5 番、県内産業の育成について。

本県の恒常的な高失業率の改善を図るために、産業の振興と雇用の拡大が不可欠であります。そのためには本県の地域特性を活用した産業の戦略的展開を図り、新規産業の創出や企業の立地を促進する必要があります。特に、製造業等地域産業は、県民生活に密着した産業として地域経済を活性化させ、ひいては県経済の発展につながる重要な産業であります。

中でも、製造業は、労働集約型産業として地域における他産業への波及効果及び雇用の確保が期待されております。農林水産業や観光・リゾート産業との関連性も高く、地域経済を支える上で最も立地が望まれる産業でありながら、製造業の立地のための条件整備がくれ、振興や集積が進まない現状にあります。

一方、本県観光が飛躍的に伸びてきたことから、観光関連産業が県経済の牽引役として発展しております。また、自立型経済の構築に向けた産業の柱として位置づけ、重点的に取り組んできた情報通信産業の立地・集積が急速に進んでおります。現に、情報通信関連産業は120社が立地し、1万1000人を超える雇用を創出するところまでになっております。今や本県経済を支える主力産業に育ちつつあります。

県は、平成23年度末までにおける情報通信産業の雇用人数を3万3700人、生産額を3900億円と設定しております。目標達成に向けて全力で取り組むことが望まれます。

そこで伺います。

(1)、情報通信産業の振興について。

ア、情報通信産業については、本県において今後とも成長が見込まれる分野であり、第3次沖縄県情報通信産業振興計画で今後4年間の振興方針を示しているが、用地や建物、人材等受け入れ対策は十分か。

イ、情報通信関連産業の集積地点としてアジア地域が急速な発展を見せておりますけれども、本県と地理的に近接し市場規模も大きいことから今後の対策が必要と考えますが、県の認識を伺います。

ウ、ＩＴ津梁パークの中核となるコア会社設立に向けての基本計画と今後の事業計画について伺いたい。

エ、沖縄ＧＩＸ構築事業について、実証実験の状況と今後の事業展開について伺います。

(2)、地域に特化した産業の振興について。

ア、オキナワ型産業の戦略的振興を図るために基本方向と具体的施策、さらに産業の類型とその中で県が重点産業として振興を図るものは何か。

イ、地域の活性化を図るには、産業の振興と同時に物流対策、販売路の開拓が重要であります。第3次沖

縄県産業振興計画においてどのような施策を展開するのか。

ウ、商店街・中心市街地の活性化を図ることは喫緊の課題であります、特に少子・高齢化に対応したまちづくりについて県の基本的考えを示してください。

6、道州制について。

道州制の導入については、国や地方での議論の高まりを受けて、本県においても道州制等研究会を設置し県段階では本格的検討に入っております。

道州制導入の目的は、今までの国と地方との分断や二重行政を排除し、国と地方との役割分担を見直し、住民の参画・監視のもと、総合的・機動的な地方行政を構築することにあります。

一方で、道州制の導入は、国のスリム化や地方の権限強化と国対地方という観点からではなく、急速に進行する少子・高齢化に対応した社会づくりの観点からも避けては通れない時代の要請でもあります。

このことを踏まえ、政府の道州制ビジョン懇は、2018年までに道州制に完全移行すべきとの中間報告をまとめ、増田総務大臣に提出しております。また、同報告書は2010年までには最終報告が出される方針であります。

このような中、本県における道州制のあり方について研究していた沖縄道州制懇話会は、沖縄単独州が望ましいとする第1次提言をまとめ知事に提出しております。

そこで伺います。

(1)、政府の道州制ビジョン懇は、2018年までに道州制に完全に移行すべきとの中間報告をまとめた。期間は10年しかない。県の研究会の検討状況と結論を出すタイムリミットについて伺います。

(2)、沖縄単独州については、現行の経済、財政状況から困難とする指摘もありますが、県が設置する研究会において具体的財政数値や財源不足を補う具体案等について検討は進められているのかお伺いいたします。

(3)、県内の経済人、政治家、有識者等で作る沖縄道州制懇話会は、沖縄単独州が望ましいとする第1次提言を知事に提出しております。この提言について県の考えを示してください。

(4)、提言は、国が行う関税などの権限の一部や基地問題の権限付与等を前提とする特例単独州としている。県はどのように認識しているか伺います。

(5)、一搬的に国民や県民の間には道州制移行問題についての浸透がおくれ関心が薄いと言われておりますが、道州制になって何が変わり、国民・県民への行政

サービスがどのようなになるのか等の情報の提供がないのが原因と言われております。県の情報公開はどうなっているのか伺います。

7番、那覇空港滑走路の拡張整備について。

那覇空港は、復帰後、観光客の増加に伴って離発着が大幅に伸びており、滑走路が1本の空港としては国内第2位、旅客数は第3位を誇る国内有数の空港であります。

政府が実施した調査によりますと、那覇空港の国内、国際線を含めた旅客数が15年後の2020年には最大で1850万人、民間航空機の発着回数は13万3000回になるとの需要予測を出しております。

本県がこのような航空需要の拡大に対応できない場合、県経済への影響は大きく、特に夏場の観光シーズンにおける観光客等の需要に対応できず、最大で年間490億円の損失が見込まれると試算をされております。

このように、那覇空港の拡張・整備は観光立県沖縄の運命を握っていることから、歴代県政が最大の課題として位置づけ取り組んできたのであります。仲井真知事も政府との協議・調整を進め、2015年の供用開始を目指して積極的に取り組んでおります。国も那覇空港の拡張を最優先で行うとの方針であります。

そこで伺います。

(1)、那覇空港調査連絡調整会議において那覇空港の今後の方向性がまとめられたことを受け、今後作業はどのように進められるのか。

(2)、滑走路3案から1案への絞り込み作業の進展状況を伺います。

(3)、国際線ターミナルビルの拡張・整備に向けた国の基本計画の策定状況と、その中で県の意見はどのように反映されるのか。

(4)、県が想定する那覇空港の貨物ターミナルビルの新設計画の概要と今後の事業の方向性について伺います。

最後に8番目、二輪車駐車場の整備と確保について。

県内では、高い機動性、省エネルギー、省スペースなどの利便性に富んだ乗り物として二輪車は広く県民の足として普及をいたしておりますが、2006年の道交法改正に伴い、改正駐車場法が施行されることにより、警察による二輪車の道路駐車取り締まりが強化されております。

本県には、公共施設を含め二輪車専用駐車場や道路駐車などの整備が著しくおこなわれております。二輪利用者は窮地に立たされております。現状は法があって施

設がない後追い行政そのものであります。

そこで伺います。

公共民間施設における二輪車駐車場の整備促進と設置義務強化について県の対応を求めます。

以上で代表質問を終わりますが、知事を初め関係部局長による簡潔かつ的確な御答弁を求めます。

答弁によっては再質問をいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

翁長政俊議員の御質問にお答えいたします。

まず第１に、自立型経済の構築の中で、自立型経済の構築に向けた今後の取り組みと克服すべき課題についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

これまでの振興計画の６年間の取り組みの結果、観光客の大幅な増加や情報通信関連産業の立地・集積など、着実な成果が上がっております。

しかしながら、一方で観光客１人当たりの消費額や外国人観光客数の伸び悩み、そして情報通信関連産業の多様化と高付加価値化、さらには高い失業率や低い１人当たりの県民所得など課題も残されております。

県といたしましては、今後、国際的な観光・リゾート地にふさわしい受け入れ体制の整備、ＩＴ津梁パークの基盤整備、ソフトウェア産業やコンテンツ産業等の発展と、それらを支える人材育成を進めてまいりたいと考えております。

また、那覇空港の沖合展開を促進いたしますとともに、国際物流関連産業の振興、農業や製造業におけるおきなわブランドの確立などに取り組み、県民が生き生きと活躍する自立型経済を構築してまいりたいと考えております。

その次に、同じく自立型経済に係る御質問の中で、観光振興計画の具体策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

第３次沖縄県観光振興計画では、自立型経済の構築に向け、県内各地域が主体的に取り組む観光まちづくりや沖縄らしい風景づくりの推進、さらにエコツーリズムなど新たな観光メニューの拡充により質の高い観光地づくりに取り組んでいるところでございます。

また、リゾートウエディングやＭＩＣＥの誘致、そして国際観光を推進するための国際観光地プロモーション戦略モデルの構築などの施策を展開してまいっております。

次の御質問で、同じく自立型経済に係る御質問で、情報通信産業振興計画の具体策についてという御質問

にお答えいたします。

これまで２次にわたる情報通信産業振興計画の推進により企業集積は進み、雇用創出など一定の成果を上げておりますが、沖縄県の情報通信関連産業が中核産業として県経済を牽引していくためには、産業基盤を強固なものにしますとともに、付加価値の高い高度な業務へと移行・発展していくことが重要であります。

そのため、第３次沖縄県情報通信産業振興計画では、人材育成事業や情報産業ハイウェイの活用による通信コスト低減化の支援を継続して行いますとともに、新たな施策として、情報通信産業集積拠点の形成となるＩＴ津梁パークの整備、ソフトウェア開発分野の中核となりますオフショアコアセンターの構築、国際情報通信ハブの形成となりますＧＩＸの整備などの施策を盛り込んでいくところでございます。

同じく自立型経済に係る御質問の中で、おきなわブランド確立に向けた農業施策の展開についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、農林水産業の振興を図るため、農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立に取り組んでいるところでございます。

このため、市場競争力の強化による生産拡大が期待される野菜、花卉、果樹等の品目につきましては、定時・定量・定品質の出荷が可能な拠点産地を育成しているところでございます。

具体的な施策といたしましては、第１に、農作物被害防止施設等の生産施設や選果機等の整備、第２に、新技術や新品種の開発と実証展示園の設置による普及、そして第３に、販売戦略検討会や研修会の開催及び産地マニュアルの作成、第４に、効果的な販売対策や産地情報の発信などによる多様な流通チャネルの開拓、第５に、農業用水源の確保やかんがい施設の整備などを実施し、ブランド化を促進してまいっております。

次に、土木建築関係に係る御質問の中で、損害賠償金請求の現状と今後の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県の損害賠償金請求の手續につきましては、ことし２月５日に基本的考え方を決定し、２月１４日に企業説明会を開催いたしました。その後、議会による債権放棄議決の動きがあることや、建設業者からの調停の申し立てが予定されていることから、これらの動向を見きわめるため、手續を事実上、一時中断いたしております。

今後、調停の申し立てがありますと、相手方と十分協議をし適切に対応してまいりたいと考えているとこ

ろでございます。

次に、同じく土木建築に係る御質問の中で、Aクラス業者への請求の再考についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、共同企業体の構成員の連帯責任を定めました請負契約書の解釈につきまして、規定の趣旨、国の事例等を検討し、複数の法律専門家の意見を聞いた上で各構成員に連帯責任を問うことにいたしましたものでございます。

次に、同じく土木建築関連の御質問の中で、企業が破綻しないような請求方策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県といたしましては、厳しい環境にあります建設業が破産等に至らないように、請求に際しましては、個別に企業ヒアリングを行い、各企業の財務内容にに応じて無利息・無担保の措置や、納付の方法について最長で10年の分割納付などの措置を講じることを検討しているところでございます。

次に、普天間飛行場移設問題に係る御質問の中で、沖合移動についての御質問にお答えいたします。

名護市の可能な限り沖合へ寄せていただきたいとの要求は、周辺住民の生活環境等に配慮する観点から要求をしているものであります。これに対し、政府は、移設措置協議会におきまして、地元の意見を真摯に受けとめ誠意を持って協議する旨の発言をいたしており、私としましても、地元の求める生活環境や自然環境に配慮する形での沖合移動が実現することを期待いたしております。

具体的な位置につきましては、今後、協議会において協議していききたいと考えているところでございます。

同じく普天間飛行場関連の御質問で、沖合移動に関する確認書の調整状況と見通しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る4月9日に開かれました第7回普天間飛行場移設措置協議会におきまして、私から今後の協議の枠組みについて調整を進め協議会の場で確認する必要があると申し上げました。

これまでの協議会で私は関係市町村からは、普天間飛行場の危険性に関する3年めどの閉鎖状態の実現や代替施設の可能な限りの沖合移動を求めてきたところであります。

普天間飛行場移設問題を解決するために、このような地元の意向を踏まえ、今後の取り組む方向性について協議会の場において確認する必要があると考えており、政府と調整を進めていききたいと考えているところ

でございます。

同じく普天間飛行場移設に係る御質問の中で、普天間飛行場移設の完了時期についての御質問にお答えいたします。

県といたしましては、代替施設の建設計画につきましては、可能な限り沖合へ寄せるなどの地元の意向や環境に十分配慮する必要があると考えております。

政府は、移設措置協議会において、地元の意見を真摯に受けとめ誠意を持って協議する旨の発言や、沖合へという話も念頭に置き、早期に決着が図られるよう最大限の努力をする旨の発言をいたしており、また、アセス調査につきましても進捗しているものと認識をいたしております。

代替施設の建設に当たりましては、政府が沖合移動を求める地元の意向に十分配慮することにより、移設はより円滑に進むものと考えております。

同じく普天間飛行場関連で、閉鎖状態に向けての防衛省の研究についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の3年めどの閉鎖状態につきましては、第7回移設措置協議会におきまして町村官房長官から、技術的に検討する旨の発言があったほか、沖縄防衛局におきましても検討する意向が示されております。

その具体的な案につきましては、基地の提供責任者である政府が示す必要があると考えておりますが、県といたしましても具体的な提案ができるか研究をしているところでございます。今後、政府と密接に連携を図っていききたいと考えているところでございます。

次に、米軍基地の整理縮小についてに係る御質問の中で、普天間飛行場の跡地利用に関する御質問にお答えいたします。

平成18年2月に、県と宜野湾市におきまして跡地利用の基礎となります「普天間飛行場跡地利用基本方針」を策定をし、平成19年5月には、同基本方針を踏まえて跡地利用計画に係る取り組みの内容・手順・役割分担等について明らかにしました「普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた行動計画」を宜野湾市と共同で策定をいたしたところでございます。

平成19年度から行動計画に基づく取り組みとして、跡地利用計画の骨格に係る計画づくりに向けて、主要な計画分野に係る横断的な検討を開始し、跡地利用計画の策定に向けて取り組みを進めているところでございます。

現在のところ、跡地の整備事業の準備には最低3年から4年を必要とすると想定されるため、跡地利用計

画は返還の3年から4年前までに策定する必要があると考えております。

県といたしましては、国及び宜野湾市と密接な連携のもと、跡地利用の促進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく米軍基地の関連で、普天間基地爆音訴訟判決についての御質問にお答えいたします。

県といたしましても、今回の訴訟を大きな関心を持って見守ってまいりました。今回の判決は、これまで県が主張してきましたように、普天間飛行場が市街地の中心部にあることによる危険性ととも、周辺地域へ環境基準を超える騒音被害を及ぼしていることを示していると考えております。

日米両政府はこの判決を踏まえ、普天間飛行場の騒音の軽減等に努めるべきであると考えております。

次に、県内産業の育成に係る御質問の中で、情報通信関連産業の集積拠点として急速に発展するアジア地域との関係についての御質問にお答えいたします。

アジア市場に展開するため、県では沖縄GIX構築事業により、沖縄から直接アジアへ通信が可能な環境を構築し、海外へのビジネス展開を目指す企業等の集積を図っているところでございます。

さらに、県が整備中のIT津梁パークは、アジアの中心に位置する沖縄の優位性を生かし、アジア各国と連携・協調をし、情報通信関連産業の集積発展を図るものでございます。

このような取り組みにより、沖縄が我が国とアジアを結ぶブリッジ機能を担うとともに、IT産業創出拠点の形成を目指しているところでございます。

次に、同じく県内産業に係る御質問の中で、オキナワ型産業の戦略的振興についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県におきましては、沖縄県の地域特性を生かしました比較優位性のある産業でありますオキナワ型産業が県内外の市場で優位性を確保していけるよう、戦略的かつ集中的に振興していくことを基本方向といたしております。

また、産業の類型につきましては、地域資源、地域の技術、文化・歴史の活用などの4つに分類いたしており、そのうち健康食品産業、バイオ関連産業、健康サービス産業、泡盛産業、工芸産業、環境関連産業、観光土産品産業の7つを重点産業として位置づけております。

具体的な施策といたしましては、地域資源を活用した新商品の開発や、バイオベンチャー企業の集積・振興、工芸産業の振興、泡盛の生産・貯蔵体制の強化の

支援などの施策を講じていくことといたしております。

次に、道州制に関連する御質問の中で、沖縄単独道州が望ましいとする沖縄道州制懇話会の提言に関する御質問にお答えいたします。

各界各層の委員の皆様の活発な議論を経て、沖縄道州制懇話会が第1次提言をまとめられたことは高く評価できるものであります。県民議論を巻き起こす契機になるものと期待いたしているところでございます。

県におきましても、現在、沖縄単独での道州制導入を前提にさまざまな検討を進めているところであります。

提言の御趣旨を踏まえて今後議論を深めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、那覇空港滑走路の拡張に係る御質問の中で、那覇空港拡張整備の今後のスケジュールと滑走路増設案の1案への絞り込み作業の進展状況についてという御質問の中で、7の(1)が那覇空港拡張整備の今後のスケジュール、そして7の(2)のこの2つが関連いたしておりますので、御理解を得て一括してお答えさせていただきます。

那覇空港の拡張整備につきましては、これまでの調査結果やPIで寄せられました県民等の意見を踏まえて、平成20年1月31日に国から滑走路増設に向けた構想段階への移行が示されたところであります。

構想段階では、整備主体であります国とPIに参画する沖縄県とで構成します那覇空港構想段階検討協議会（仮称）を設置をし、滑走路増設についての3案を基本に検討を行い、1案に絞り込むことといたしております。

絞り込まれた1案につきましては、秋ごろを目標に国と県が連携をしてPIを実施する予定でございます。

その後、具体的な施設配置を検討する施設計画段階へ移行をし、事業採択された後、環境アセスメント等の手続に入っていくことになります。

県といたしましては、沖縄県の将来の振興・発展を展望した那覇空港の滑走路増設等の拡張整備が早期に実現するよう、引き続き国と連携をし全力で取り組んでまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 自立型経済の構築に

についての御質問の中で、情報通信産業振興計画の雇用生産額の目標値を達成するための具体的施策についてお答えします。

第3次沖縄県情報通信産業振興計画では、議員お示しのとおり目標値を雇用者数3万3700人、生産額3900億円などとしております。

これらを達成するため、情報通信関連産業立地施設の整備として情報通信産業の拠点となり、アジアとのブリッジ機能を備えるIT津梁パークを整備し約8000人の新規雇用を創出するとともに、情報通信基盤の整備として、情報産業ハイウェイの活用による通信コストの低減化の支援及びアジア市場への展開に向けたGIXの整備、沖縄の情報産業が持続的に発展するために必要な高度業務を担う人材育成を支援する情報産業核人材育成支援事業などの施策を展開してまいります。

次に、県内産業の育成についての御質問の中で、情報通信産業の用地や建物、人材等の受け入れ対策についてお答えいたします。

県外からの立地企業は年々増加し、本県の情報通信産業を牽引しておりますが、その受け皿となるオフィス等については不足している状況にあります。このため、県では、企業誘致セミナー等において現状を説明し、関係業界に対し周知を図るなど、民間における施設の整備を促しているところであります。

さらに、平成20年度より中城湾港新港地区の約10ヘクタールの用地に情報通信産業の集積拠点となるIT津梁パークの整備に着手しております。

IT津梁パークにおいては、人材育成などの機能を担う中核施設を県が整備するとともに、民間資金の活用により誘致企業の受け皿となるオフィスを整備してまいります。

また、人材育成については、今後、ソフトウェア開発やBPOすなわちビジネス・プロセス・アウトソーシング等の人材確保が重要となることから、情報産業核人材育成支援事業を実施するなど人材育成に努めてまいりたいと考えております。

同じくオフショア・コア会社設立の基本方針と事業計画についてお答えします。

平成19年度に県が策定した「沖縄IT津梁パーク整備基本計画」では、首都圏からソフト開発の受注を行うオフショア開発をIT津梁パークの重要な機能として位置づけており、そのため、昨年度より沖縄県情報通信産業関連団体連合会を中心に、オール沖縄体制によるオフショア・コア会社の設立に向け、検討が進められております。

同連合会がことし5月に発表した事業計画書により、8月にも新会社を設立し、県外業務受注体制の構築、国内トップレベルの高付加価値型開発体制の構築等により、5年後には売上高60億円程度の会社を目指しており、これに伴う雇用効果として800人程度が見込まれております。

同じくGIX構築事業についてお答えします。

沖縄GIX構築事業は、沖縄に陸揚げされている海底ケーブルを活用し、インターネットの国際相互接続ポイントを設置することで、東京やアメリカを経由せずに沖縄から直接アジアに通信できるインターネット網を形成するものであります。

本事業で行われた通信回線のテストでは、沖縄から香港へのアクセス時間が従来に比較して約5分の1に短縮されるなど大幅に改善することが確認されております。

今後は10社程度の企業の参加を得て、GIXを活用したビジネスモデルの構築を図るとともに、事業終了後は民間による事業の運営を促進し、ビジネスチャンスの創出・拡大を図ってまいります。

同じく第3次産業振興計画における物流対策、販路開拓の施策についてお答えします。

県外市場への販路開拓については、沖縄県物産公社を活用して物産展、商談会等を開催し、県産品の市場展開を支援するとともに、本土メディアに県産品の情報を積極的に提供し、情報発信を働きかけてまいります。

海外市場への販路開拓については、沖縄県物産公社を活用して物産展、商談会等を開催するほか、量販店や飲食店における商品定番化への取り組みを集中的に支援してまいります。また、海外事務所の機動性を活用し、県内企業の海外での営業活動等を支援してまいります。

物流対策については、これまでのロジスティックス・システム構築に向けた調査の結果を検証しながら、民間主導による物流の効率化に向けた具体的な取り組みを促進してまいります。

次に、中心市街地の活性化についてお答えします。

中心市街地の活性化のためには、既存の社会資本等を活用しながら、町のコミュニティを維持するための施策等を進めていくことが必要であります。特に、少子・高齢化社会では、多様な都市機能がコンパクトに集積した歩いて暮らせるまちづくりが重要であります。

国においては、中心市街地活性化の基本的な方向性を「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」と

し、中心市街地活性化法の改正など、まちづくり三法による新たな制度を構築しております。

県としましては、まちづくり三法の趣旨を踏まえ、市町村の中心市街地活性化基本計画の作成を支援すること等により、中心市街地の活性化を図り、高齢者等も暮らしやすいまちづくりにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 自立型経済の構築についての御質問で、自立型経済の構築を図る上で分野別計画はこれで十分か、また経済の自立とは民間主体か、行政主導かについてお答えいたします。

県は、法定7分野と任意7分野の実施計画以外に科学技術の振興、高度情報通信社会の実現、安全・安心な生活の確保などについても、成果指標を設定し、進捗管理を行っているところであります。

また、離島・過疎地域の活性化による地域づくりや駐留軍用地跡地の利用促進についても別途計画を策定し、施策の推進を図っているところであります。

民間主導の経済の自立のためには、本県の産業界を初め県民を中心とする主体的かつ責任ある取り組みによってみずからの活路を開いていく姿勢が重要であり、その環境を積極的に整備していくことが行政の役割であると認識しております。

次に、道州制についての御質問で、県の研究会の検討状況と結論を出すタイムリミットについてお答えいたします。

県では、平成18年2月から部長級による「沖縄県道州制等研究会」を6回開催し、道州制に関してさまざまな角度から検討を進めているところであります。また、政府の懇談会や全国知事会、自民党、経団連等においても道州制に関する基本的枠組みの議論が進められております。

県としましては、これらの動向も注視しながら、道州制についての考え方について適宜・適切に明らかにしてまいりたいと考えております。

なお、政府の道州制ビジョン懇談会では2009年3月までに道州制ビジョンを策定することとしており、その中で制度設計に要する期間等について示されるものと考えております。

同じく道州制についての御質問で、県の研究会での具体的財政数値や財源不足を補う具体案等の検討についてお答えいたします。

県では、現在、道州制導入に当たっての国と地方の

役割分担、国の関与のあり方、税財政制度等について議論を進めているところであります。

御指摘の具体的財政数値や財源不足を補う具体案等についてもこれらの議論を踏まえ、引き続き検討を進めてまいります。

同じく道州制で、沖縄道州制懇話会による特例単独道州の提言についてお答えいたします。

道州制について、現在、国と地方の役割分担、国の関与のあり方、税財政制度等について議論を進めておりますが、県としても離島や基地問題等、沖縄固有の諸課題について解決を図っていくことが極めて重要と考えており、その中で「特例型」の権限についても検討を進めてまいります。

同じく道州制についてで、道州制の情報開示についてお答えいたします。

道州制に関する県民への情報開示については、研究会での検討状況、講演会の講演録、国や地方での検討状況等について県のホームページからも閲覧できるようにしております。

さらに、今年度開催を予定している道州制に関するシンポジウムにおいては、政府や県内における議論の内容や、報告・提言について紹介していくこととしております。

なお、道州制については、政府の懇談会や全国知事会、自民党、経団連等においても議論が進められておりますが、国民・県民への行政サービスの担保となる税財政制度等について具体的な姿は示されておられません。

次に、那覇空港の滑走路の拡張整備についての御質問で、国際線ターミナルビルの整備についてお答えいたします。

現在、国はことしの夏を目途にターミナル地域の抜本的な整備に向けた基本計画を策定中であり、国際線旅客ターミナルの整備についてもその中で検討を進めているところであります。

県としましては、沖縄県の玄関口にふさわしい国際線旅客ターミナルビルが整備されるよう国やターミナルビル会社と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

同じく那覇空港滑走路の拡張整備に関連いたしまして、那覇空港新貨物ターミナルの計画概要と今後の方向性についてお答えいたします。

那覇空港新貨物ターミナルの整備の概要は、旧国内線旅客ターミナル跡地約6万5000平米の敷地に現施設の4倍を超える延べ床面積約4万平米の上屋施設を建設するもので、その中に全日空が計画しております国

際貨物基地構想の実現に必要な施設も含まれております。

県としましては、国際物流拠点の形成等による自立型経済の構築に向けて、新貨物ターミナルの建設計画が予定どおり進むよう関係者と引き続き連携して取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） おはようございます。

去る4月1日付で土木建築部長を拝命しました漢那政弘でございます。

昨今の土木建築行政を取り巻く状況は大変厳しい状況にありますが、県民の視点に立って社会資本の整備、生活環境の整備等にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願いをいたします。

それでは翁長政俊議員の土木建築関係についての中で、改正建築基準法に対する政府への要請内容と審査手続の改善についての質問についてお答えします。

改正建築基準法が施行され、建築確認件数が減少し、厳しい状況が続いております。

このような状況を踏まえ、県は知事みずから5月14日に冬柴国土交通大臣に対し、構造計算書の一部が省略できる認定制度の支援、構造設計者確保のための支援、軽微な変更など確認申請手続規定の見直し、さらにセーフティーネットの延長などの要請を行ってまいりました。その結果、国は、図書省略大臣認定改良版の認定、県外構造設計者紹介の拡大、確認申請手続規定の改正など要望に対する対策を実施したところであります。

今後、建築確認件数の一定の改善が図られるものと考えております。

次に、やはり土木建築関係につきまして、国の改善策による回復の見込みについての質問にお答えします。

国は、建築確認円滑化対策として、図書省略大臣認定、構造設計者育成事業への支援、確認申請手続規定の改正などを実施しております。また、県におきましても建築設計事務所協会等建築関係団体と連携した県外構造設計者の紹介事業、建築審査体制の強化など国と連携した対策を実施しております。

このように国や県がさまざまな建築確認円滑化対策を実施しているものの、最近の経済状況等を考慮する

と確認件数が回復するには時間を要するものと思われるます。

しかしながら、県としては今後とも国及び建築関係団体等と連携して、早期に例年の水準に回復するよう努めてまいります。

続きまして、やはり土木建築関係について、一般財源化による道路予算への影響についての質問にお答えします。

国においては、去る5月13日に「道路特定財源等に関する基本方針」として、平成21年度に道路特定財源を一般財源化すること及び中期計画の策定等について閣議決定しております。

また、同方針においては、一般財源化に伴う地方財政への影響を及ぼさない措置とともに、必要と判断される道路の着実な整備についても明記しております。

県としましては、那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、南部東道路など、本県の道路交通機能の確実な向上に資する道路について、現在策定作業を進めている中期計画において明確に位置づけ、次年度以降も確実、安定的に道路整備を進めることができるよう国の動向を見きわめながら、道路予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、普天間飛行場移設問題についての、知事の埋め立てに関する基本姿勢についての質問にお答えします。

県としては、国が公有水面埋立の承認願書を出す前に、普天間飛行場代替施設の位置などについて、国、県、関係市町村が合意する必要があると考えております。

代替施設の位置などについて国と地元が合意した後に、国から埋立承認願書の提出があった場合には、公有水面埋立法等に基づき適切に対処してまいりたいと考えております。

続きまして、二輪車駐車場の整備と確保についての、公共民間施設における二輪車駐車施設の整備促進と設置義務化についての質問にお答えします。

これまで自動二輪車は、公共駐車場や民間の附置義務駐車場の対象車両ではありませんでした。しかし、平成18年の駐車場法の改正に伴い、自動二輪車も法の駐車対象車両となったことから、県としましても、自動二輪車のための駐車施設の整備を進めていく必要があると考えています。

今後は、公共及び民間施設について、自動二輪車の駐車施設の附置を市町村条例で義務づけできるよう関係機関と連携し、対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 土木建築関係についての、道路特定財源が一般財源化された場合の県財政への影響についてお答えいたします。

政府は、5月13日に「道路特定財源等に関する基本方針」を閣議決定しており、その中で「道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し21年度から一般財源化する。」こと、並びに一般財源化の際には「地方財政に影響を及ぼさないように措置する。」こととされております。

基本方針の具体化につきましては、今後、国において議論されることから、県としましては、その推移を注視しつつ、全国知事会と連携しながら、適切に対応していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 普天間飛行場移設問題の環境影響評価との関連で、アセス調査の進捗状況と今後の見通しについてお答えいたします。

環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例に基づくアセス調査につきましては、昨年8月7日に県に送付された方法書に対する知事意見を踏まえ、本年3月14日に方法書を書き直した追加・修正資料（修正版）が県に送付されており、その中に最終的に決定された環境影響評価の項目や手法等が記載されております。

沖縄防衛局におきましては、同日以降、調査に必要な所定の手続を経て、現在、事業実施区域及びその周辺においてアセス調査を実施しており、調査終了後、調査結果を取りまとめ、当該調査結果等をもとに予測・評価を行い環境影響評価準備書を作成し、これを県に送付することになります。

次に、四季の調査に係る政府との事前調整についてお答えいたします。

県は、環境影響評価方法書に対する知事意見において、サンゴ類や海藻草類、繁殖に影響を受ける動植物については四季調査を行うことを述べております。

環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例では、アセス調査の内容について準備書の作成前に事前に調整することについては特に規定されておられません。

県としましては、事業者より事前調整がなされた場合、アセス調査結果が予測・評価を行うに十分なものであるかどうか慎重に審査していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事公室長の上原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、普天間飛行場移設問題についてのうち、第7回協議会の概要と第8回協議会への対応方針等についてお答えいたします。

去る4月9日の第7回協議会では、環境影響評価に基づく調査の状況や建設計画について関係大臣、知事、名護市長及び宜野座村長からそれぞれ発言がありました。

また、知事からは、今後の協議の枠組みについて調整を進め、協議会の場で確認する必要がある旨発言したところであります。

これに対し町村官房長官から、今後の協議の進め方について次回に向けて議論していきたい、次回の開催時期はよく調整した上で開きたい旨の発言があり、第8回協議会の開催時期についてはまだ決まっておりません。

第8回協議会においては、これまでの協議会での協議結果や事業の進捗状況を踏まえ、今後の協議の進め方等について意見交換がなされるものと考えております。

次に、場周経路の遵守に関する協議状況と今後の見通しについてお答えします。

沖縄防衛局においては、普天間飛行場の場周経路が守られていないとの宜野湾市の要請を受け、5月28日から6月17日までの間、普天間飛行場の飛行経路を目視調査し、この結果をもとに今後の対応について検討することとあります。

県としては、この調査結果を踏まえた沖縄防衛局の今後の取り組みについて注視しているところであります。

次に、米軍基地の整理縮小についてのうち、SACO合意の返還状況等についてお答えします。

SACOで合意された11施設の返還については、これまでに安波訓練場、キャンプ桑江の北側部分、瀬名波通信施設、読谷補助飛行場及び楚辺通信所が返還されております。

また、去る1月24日の日米合同委員会においてギンバル訓練場の全部返還が合意されるなど、その他の施設についても返還に向けた作業が着実に進められております。

SACO合意事案については、総体としては着実に実施されているものと考えておりますが、一部の地区については、移設先の整備状況等により進捗がおくれ

ているものがあります。

次に、嘉手納飛行場より南の基地返還と跡地利用計画についてお答えします。

嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の返還については、日米両政府において平成19年3月までに統合のための詳細な計画を作成するとされておりましたが、これまでのところ、同計画が作成されたとの説明は受けておりません。

沖縄防衛局によると、現在、米側と調整中の段階であるとのことでもあります。

嘉手納飛行場より南の返還予定施設・区域の跡地利用計画については、国、県及び跡地関係市町村が密接に連携し取り組んでいるところであります。

具体的には、普天間飛行場については、平成19年5月に跡地利用計画の策定に向けた行動計画を策定し分野別に検討を進めているところであります。

キャンプ桑江北側地区については、平成16年3月に桑江伊平地区区画整理事業の認可を受け事業が進められております。

キャンプ桑江南側地区については、平成17年2月に「キャンプ桑江南側地区まちづくり基本構想」が策定され、地権者の合意形成活動等に取り組んでいるところであります。

キャンプ瑞慶覧ライカム・ロウワープラザ地区については、平成16年度に沖縄市、北中城村による跡地利用計画が策定され、跡地利用実現化に向けた準備が進められております。

キャンプ瑞慶覧喜舎場ハウジング地区については、幹線道路の整備や跡地利用計画の策定に向けた検討が行われております。

キャンプ瑞慶覧泡瀬ゴルフ場地区については、平成19年3月に跡地利用基本計画が策定され、土地区画整理事業の導入に向け取り組んでいるところであります。

キャンプ瑞慶覧宜野湾市地区については、平成15年度に基本計画が策定され、地権者の合意形成等の取り組みが行われております。

那覇港湾施設については、地権者の合意形成活動を進めております。

牧港補給地区については、平成17年に「浦添市軍用地跡地利用計画審議委員会」を設置し、平成7年策定の「牧港補給地区跡地利用基本計画」の見直しを進めているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長 政俊君 再質問をさせていただきます。

まず初めに、土木建築関連であります。

土木建築関連の厳しい今の現状は、県の執行部の皆さん方もよく承知のとおりであります。

きょうの新聞にも載っておりましたが、民間リサーチの報告等でもやはり倒産や廃業件数が多いのは、何と云ってもこの建設業界の実態であります。この業界の再生が私は沖縄県の経済を活性化させる意味でも大変重要だというふうに認識をいたしております。

これは、雇用の問題ももちろんそうでございますけれども、経済に与える波及効果というものは私はかなり大きな部分を占めていると思っております。ですから、この談合問題におけるいわゆる業界の置かれている現状を少しでも緩和する措置をやはり県がとるべきだろうと、このように実は認識をいたしているからであります。

しかし、きのう、おとといの新聞の報道によりますと、県が国交省に求めた回答書が報告されておりますが、それによりますと、県議会の議決をもってしても国庫補助に係る損害賠償の免除、放棄が厳しい現状にあるという認識が示されたものと、私はこのように理解をいたしております。これからは、業界が調停を準備しているということでございますので、調停に移っていくと思います。

争点になるのは、何と云っても平成14年度の違約条項のない賠償金10%、これと分割納付が可能かという問題になるだろうと思っています。

私は、県が違約条項のない10%の問題を取り上げて、いわゆる減免もできないという方向にあるようでありますけれども、この10%の根拠となるものが、これは県の一方的な見解でありまして、法的根拠が全くと、私はこのように考えております。

そこで質問をさせていただきますけれども、建設業者は調停を準備しておりますが、国は裁判の結果に対しては文句は言えないと思っておりますけれども、調停和解勧告は国は文句が言える、いわゆる国は勧告を受け入れる義務がある、ないというものも含めて、私は県は勧告を受け入れる義務がないというふうに解しておりますので、県の見解を求めます。

それと、平成14年度の賠償金を一律10%とする法的根拠はない、あくまでも県の一方的な見解である。特に違約条項がないものについては県の徴収権限が確定していないんですから、国も請求はできないものと私は解しております。県の見解を求めます。

それと、那覇空港滑走路の拡張についてであります。

す。

私は、那覇空港は離島県である沖縄にとっては大変重要な生活、産業基盤のインフラだと思っております。ですから、一日も早い整備が必要です。その中で、那覇空港の整備はもう調査段階から構想、設置計画段階に移ったと、先ほど知事の答弁もございました。

私もオープンパラレルをやることによって、いわゆる離発着が同時にできますから、これは大変すばらしい空港になるだろうという認識をいたしておりますし、また、航空機の騒音対策にしても、やはりなるべく沖合に出した方がいいだろうという認識です。それと、旧ターミナルと新ターミナルの間、そこに新しいターミナルの建設の予定もあるようでありますので、将来的にこういうことも考えると、やはり1310メートルが県益にかなうだろうと思っております。

そこで、仲井真知事は新聞報道によると、政府高官に対して那覇空港の沖合展開について1310メートル案を要望したようでありますから、その発言の内容は実際どうなんですか。これは県の方針として受け取ってよろしいのでしょうか。

(2)番目、仲里副知事は総合事務局の成瀬氏に対し、現空港滑走路を民間専用、新設される滑走路を自衛隊が使用するという共同運用形態を提起したようであります。増設案がまだ未決定の今の時点でこのような発言をする真意はどこにあるのか、これを聞かせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 御質問の中で、町村官房長官との話でこの1310メートル沖合への移動について何か要望したのかという御趣旨ですよね。

それにつきましては、東京へ出張するごとにいろいろな政府のお偉い方、その他等いろいろな情報交換、意見交換をしますので、そういう中でこの那覇空港の沖合展開といいますか、もう一本の滑走路、大体3案が出ているようですが、我々としてはまさにおっしゃったように沖合1310メートルという一番外側の案ですね、それは議員がおっしゃったような点からもその方が望ましいと考えておまして、手続的にはもうしばらく時間がかかると思いますが、そういう趣旨のこと

はいろいろな方にお会いするたびに申し上げておりますので、何か整えた形での要請をしたかといいますと、そうではなく、意見の交換、情報交換の中で申し上げております。

その他の御質問につきましては、部局長等からお答えさせていただきます。

○翁長 政俊君 知事、県の方針としてとらえてよろしいですかということに答えてください。

○知事（仲井真弘多君） 今の御質問も入っていましたか。

県の方針として、これはもう少し時間をいただいた方がいいですね。形というか、もう少し議論が必要になると考えております。ただし、1310メートルのよさというのは、我々前から申し上げてきたとおりで、議員のおっしゃったようなメリットを踏まえてやるべきだと私は考えておりますが、県のきちとした方針かと言われますと、少し時間を下さい。

その他の御質問につきましては、部局長等からお答えさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲里副知事。

〔副知事 仲里全輝君登壇〕

○副知事（仲里全輝君） 那覇空港の滑走路が増設された場合に自衛隊と共同使用することにつきましては、3つのパターンが考えられると、こう思います。

現滑走路を共同使用して、沖合にできるものは民間専用滑走路になるのか、あるいは両方とも自衛隊と共同使用するようなことも考えられます。

私は、那覇空港の滑走路が増設された場合、那覇空港の効率的な運用の確保、それから安全性の確保面から、できたら共同使用滑走路は沖合に増設される滑走路に持っていった方がいいのではないかと、自分の個人的な見解を申し上げているわけでございます。県の正式な見解でもございませんし、今後、国との滑走路の増設及びその利用について議論がなされる中でそういうようなものも議論していくべきではないかと、こういうように問題提起をしたわけでございます。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 翁長政俊議員の再質問にお答えします。

土木建築関係の中、調停での和解勧告を受ける国の義務についてというふうに理解しておりますが、民事調停におけるいわゆる和解勧告——調停にかわる決定でございますが——は、調停の当事者双方にとってこれを受け入れるか否かは自由な意思、自由な判断に

基づくものであり、両当事者を拘束するものではないわけでございます。

したがいまして、国は第三者であるわけでございますので、勧告を受け入れるという義務は生じるわけではございません。このため、仮に県が勧告を受け入れた場合、国は独自の判断によって県に対し国庫補助金の返還を求める可能性は否定はできません。

それから続きまして、いわゆる15年契約の損害賠償金の根拠と国の返還要求の可否についての再質問につきましてお答えします。

平成15年1月1日前の計画——いわゆる私どもは14年計画と呼んでいます——には違約金条項がありません。したがって、民法第709条の規定に基づいて不法行為責任を問うこととして、談合が認定された企業に対して契約金額の10%相当額を損害賠償金として請求をすることとしております。

その損害賠償金を契約金額の10%相当額とした根拠は、談合があった工事の平均落札率と公正取引委員会立ち入り後の談合がなかったであろうと推測される期間の平均落札率との差が13.7%あったということから、この数値を基礎に県初め国、他府県の違約金条項の規定、判例の動向及び建設業界を取り巻く昨今の経営環境等々総合的に勘案して一律10%と決定したものであります。

したがいまして、県の請求額について国が妥当性があると判断した場合、これは仮にでございますが、その額を基準として、その額に占める国庫補助金相当額を返還要求することはあり得るというふうに考えられます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

新垣良俊君。

〔新垣良俊君登壇〕

○新垣 良俊君 皆さん、こんにちは。

自由民主党を代表して、通告に従って代表質問を行います。

まず観光振興についてであります。

(1)、本県観光の将来展望について。

昨年の本県への観光客数は580万人を超え、過去最多を記録しております。この数字は、県が「ビジットおきなわ計画」で掲げた目標数をわずかに下回りましたが、好調に推移する本県観光にあって着実な伸びを

示しております。

内容を見ますと、外国からの観光客が18万8000余人と昨年に比べ倍増しており、国内客は1.7%の微増とはいえ、堅調に推移しております。2016年度の1000万人観光客誘致を目標とする本県にとって海外からの観光客増加は何ととっても朗報であります。県の分析によれば、国際定期クルーズ船の再開や台湾などからのチャーター便の増加が主な要因であるようです。

島国であり、離島県である本県にとって、先ほど申しました1000万人観光客誘致は国内客だけでは難しく、海外からの誘客を格段に向上させることが必要であります。このためには、本県の自然環境を生かした観光資源を大切に、国際航空路線の拡充や国際クルーズ船寄港の拡大等、海外観光客の受け入れ体制を整備するなど、県の大胆な戦略的な取り組みが必要と考えます。同時に、それぞれの島々の自然を守り、風土景観を維持してこそ沖縄観光が受け入れられ、将来への展望が開けると思うのであります。

そこで伺います。

ア、本県観光客数は着実に伸びているが、今後の構想段階を含めたホテル建設計画との需給バランスはどうなるか。また、リゾート地区と那覇市など都市地区とのホテル供給バランスはどうか。

イ、安定的観光客増加を図るには、本県への再来訪客をふやす必要があるが、県の観光リピーター対策について伺いたい。

ウ、民間の調査によれば、本県への修学旅行や新婚旅行は再来訪が少ないという。県はどのような対応策を考えているか。

エ、海外観光客増加対策として中国からの観光客誘致は重要であります。県の進める中国市場開拓対策と沖縄・香港航空路線維持のための方策について伺いたい。

オ、本県観光の将来的発展を図る上で、沖縄の自然や文化は大切な観光資源であります。自然環境との調和を図り、魅力ある観光資源を守っていくための県の基本的な考え方について伺いたい。

カ、2007年度の観光客1人当たりの県内消費額は昨年より減少したが、その主な要因は何か。また、観光客がふえても収入はふえない本県観光の現状に対する打開策はあるか。

キ、沖縄県としてカジノ・エンターテインメントについて、今後どのように対応していくか伺いたい。

2、農林水産業の振興について。

(1)、生産供給体制の確立について。

世界的な人口増加による将来的食料不足が言われる

中で、我が国の食料自給率は40%を割り込むほど落ち込んでおり、農林水産業は危機的状況にあります。このため国は「食料・農業・農村基本計画」などの諸方針を作成し、農業振興、食料自給率向上に努めているようですが、当面、主要先進国の中での最低自給率を劇的に改善するのは望めそうもありません。

一方、本県においては政府の振興計画により、生産基盤整備や施設整備などが進展し、本県特有の亜熱帯気候を利用した本県に特化した農林水産品の供給産地としての地位も築きつつあります。しかしながら、本県の農林水産業は他県に比べ、気候的、地理的、土地の狭隘性等から立ちおくれしており、さらに経済のグローバル化に伴い競争にさらされ、一層の不利性を抱えるなど多くの課題も山積している状況にあります。

本県農業が今後大きく伸びていくためには、沖縄に特化したおきなわブランドの確立が必要であり、安全・安心な農水産物の生産振興を図っていかねばなりません。

そこで伺います。

ア、沖縄県農林水産業振興計画について、第2次計画の成果と第3次計画の基本方向について伺いたい。また、国の農業政策に関する方針等との整合性をどのように図っていくか伺いたい。

イ、おきなわブランドとして確立していく重点品目と生産供給拠点形成に向けての戦略を伺いたい。

ウ、さとうきびのバイオ燃料化の動きがある中で、生産供給体制をどのように強化していくか。また、国のさとうきび増産プロジェクト基本方針への対応としてどのような取り組みがなされているか。

エ、本県農産物の流通・販売対策の基本方向と流通コスト低減を図るための具体的方策について伺いたい。

オ、振興計画も残り4年となったが、本県農林水産業の最大の課題である従事者の高齢化、担い手の育成についてこれから4年間でどのような対策を講じていくか。

カ、全国的に問題となっている耕作放棄地について、本県の状況と県としての有効活用計画があれば伺いたい。

キ、我が国は、ASEANとの経済連携協定に署名したが、農業分野での影響は出るか。また、オーストラリアとのEPA交渉の現状を伺いたい。

(2)、本県水産業の振興について。

燃料価格高騰による本県漁業への影響は予想以上に大きく、県漁連でも相当の危機感を抱いております。このままの状態が続けば県民に対し、水産物の安定的

な供給が難しくなるとの懸念を示しております。県としても、水産業の振興と県民の食の安定確保の観点から、現状の的確な把握と効果的な対策を早急に実施する必要があると考えます。

そこで伺います。

ア、水産業の基盤整備や環境の悪化に伴う漁場環境の保全について、第3次農林水産業振興計画に基づきどのような施策を展開していくか。

イ、燃料価格高騰で全国的に漁師の廃業や出漁の断念が相次いでいる中で、本県漁業への影響について県はどのように把握しているか。また、実態を調査したことはあるか。

ウ、県民への水産食品の安定供給を図るためには、漁業への抜本的な支援策が必要であり、特に燃料価格高騰に対する補てん措置について県の考えと今後の対策を伺いたい。

3、米軍基地問題について。

(1)、日米地位協定の見直しについて。

本県は、知事を先頭に日米地位協定の見直しをこれまであらゆる機会をとらえて日米両政府に求めてまいりました。しかし、これに対し政府は地位協定の見直しの必要性を認めず、あくまで運用改善での対応で十分との基本姿勢で押し通しております。このような中、去る4月に北谷町で米少年2人による窃盗容疑事件が起こっております。この事件によって、現在の地位協定の内容や運用の仕方、日米合同委員会の合意事項等の矛盾が露呈したのであります。

最近の米軍による事件・事故の状況を見ますと、日米両政府にはいまだに基地問題は沖縄だけの問題との認識がうかがえ、今後、基地問題とりわけ地位協定の見直しについては、他県との連携や協調した行動が必要ではないかと考えるのであります。

そこで伺います。

ア、日米地位協定に基づく米軍の排他的管理権が基地外における軍人・軍属の事件・事故に及ぶ範囲について伺いたい。

イ、基地外での事件で、地位協定上、容疑者となった軍人・軍属の身柄の取り扱いでどのような違いがあるか。また、逮捕の優先権は米軍、沖縄側のどちらにあるか。

ウ、米側の裁量にゆだねられている限り、県民の人権は十分に守れない。基地外での米軍人・軍属の事件に対し、地位協定の身柄の取り扱いや逮捕についての明文化が必要であるが県の考えを伺いたい。

エ、地位協定の見直しを米政府に直接訴える知事訪米について、現時点での計画状況を伺いたい。

オ、地位協定の見直しを全国的な問題とするためには、渉外知事会が一体となった訪米も検討すべきと考えるが、知事の見解を伺いたい。

4、旧軍飛行場用地問題について。

沖縄振興計画も残り4年を切り、振興計画期間中の事業化を目指す旧軍飛行場用地問題について関係地主会の間には危機感が強まっております。現実問題として予算措置については2009年度以降になるようであり、残り3年間で問題解決が可能であるか不安であります。県の指導力、調整能力が問われており、早急なる作業の進展と地主会、関係市町村との連携・協力体制の確立を図り、事業の具体化に取り組んでいただくことを願うものであります。

そこで伺います。

(1)、地主会の間で意見や要望が異なるところもあるが、関係市町村においては県の方針のとおり事業案の提出はなされているか。

(2)、振興計画も残り4年となり今後の作業スケジュールは厳しくなると思われるが、県が考える事業案についてその概要を伺いたい。

(3)、国の所管官庁は内閣府で決定しているか。事業化に向けての予算措置はどうなっているか。

(4)、時間が限られた状況において、県の方針に同調しない一部地主会の取り扱いについて、県はどのような方針で臨む考えか。

(5)、市町村から提出された事業案について、県と市町村のどちらが事業の実施主体となるか。

(6)、地主会は、補償事業はもともとある調整費でなく別枠で実施すべきとの見解であるが、県の考えはどうか。またこの問題で国との調整はできているのか伺いたい。

5、離島振興について。

世界的原油価格高騰による金融経済への影響は我が国にも波及しており、生活諸物価が軒並み値上げされるなど、国民生活に大きく影を落としてきております。本県においても、原油価格高騰の影響が表面化しており、特に離島における影響が心配されております。

本県離島は、産業基盤のおくれや若者の慢性的な流出による高齢化の進行などいまだ大きな悩みを抱えており、いかに効果的な離島振興を図るかは行政に課せられた課題であります。

その意味で、県の離島振興はいかに地域の実情を把握し、いかに地域と問題意識を共有できるかが重要になってくると思うのであります。

そこで伺います。

(1)、離島振興策の拡充について。

ア、離島における農業担い手の育成確保は喫緊の課題であり、特に若者の流出で高齢化が深刻である。県の後継者育成対策について伺いたい。

イ、離島観光は、離島活性化を図るための重要な産業である。離島の特色や文化を生かした新たな観光資源の開発が必要であるが、第3次沖縄県観光振興計画で掲げる施策について伺いたい。

ウ、県は、オキナワ型産業の優位性を確保するため、戦略的かつ集中的に振興していくとしているが、離島地域における振興で問題点、課題となるものは何か伺いたい。

エ、地域の活性化を図るには、地域のやる気と参画が基本である。その地域が何をやりたいのかを明確にし、主体的に活動する意欲がなければ成功は難しいと考えるが、県の離島振興策の策定や実施に際しての地域との問題意識の共有はどうか伺いたい。

(2)、離島生活基盤の整備について。

ア、有村産業株式会社の破産手続が決定し、離島航路の存続が危ぶまれている。宮古・八重山住民にとって、離島航路は物資の輸送や移動手段として欠かせないが、県としてどのような支援が可能であるか。

イ、航路が廃止されれば多くの職員の雇用が危ぶまれるだけでなく、先島経済や県経済への影響も避けられない。県として雇用の確保や経済対策をどのように考えているか。

ウ、県は、先島地区の地上デジタル放送について、NHK及び民放3社とも来年3月までの放送開始に向け準備を進めているが、県の費用分担を含めた役割はどの範囲か。

6、福祉関係について。

(1)、介護保険について。

平成19年2月における介護保険事業報告によりますと、本県の要介護認定者は3万9897人となっておりますが、このうち3万1903人が介護サービスを利用しており、実に要介護認定者のうち80%がサービスを受けているのであります。

利用者の実態を見えますと、特に要介護の低い人の利用や通所サービスの利用が多く、全国的にも特異な実施状況にあると言われております。これにより介護給付費が増加し、高齢者1人当たりの介護給付費が全国一となるなど、市町村の財政に不安を与えているのが本県の実態であります。

そこで伺います。

ア、高齢者1人当たりの介護給付費が全国一の現状に対する介護利用の実態の分析と、今後適正給付を図

るための対策について伺いたい。

イ、地域ケア体制整備構想に基づき、高齢者の医療・介護サービスはどのように変わるか。また、介護保険施設の整備状況はどうなっているか。

ウ、第3期介護保険事業支援計画の推進状況と課題について伺いたい。

エ、小規模離島町村における介護サービスの現状と今後基盤整備をどのように図っていくか。

(2)、高齢者医療制度について。

2006年度の都道府県別老人医療費によりますと、本県の1人当たりの老人医療費は93万7000円で全国平均を15万円も上回り、全国で7番目に高い数字を示しております。さらに本県の特徴として入院費が全国一高額になっており、その反対に入院外費は低く、全国で2番目に低くなっております。本県のこのような実態は、今後の老人医療費の増加につながるだけに不安要因であります。

我が国は、少子・高齢化が急速に進行しており、高齢者の割合が高まるにつれて若者の比率は下がり、それに伴い社会でのあらゆる面での若者の負担が増えてきております。高齢者医療はその顕著な例であり、このままでは高齢者医療費が成り立たなくなることから、今問題となっている後期高齢者医療制度が創設されたと理解するものであります。

後期高齢者医療制度の趣旨は、75歳以上の高齢者の心身の特性に応じた医療を提供し、その医療費を国民全体で支える仕組みをつくることにあり、新たな制度のもとで高齢者の負担の公平化、世代間の負担を明確にするとともに、保険料賦課及び給付を都道府県単位の広域連合に一元化して財政運営の責任の明確化と安定化を図り、高齢者の医療をみんなで支えていく仕組みにすることにあつたのであります。

しかし現実に実施されると、後期高齢者という印象の悪さや少ない年金から直接差し引かれるということもあり、大きな反発を受ける結果となったのであります。将来の高齢者医療の伸びや若者の負担を考えれば制度は必要であります。多くの問題も指摘されており、やはり当事者であるお年寄りの現実の生活実態も考慮する必要があると考えます。

そこで伺います。

ア、県内老人医療費の推移と全国との比較で本県の特徴や他県との違いを伺いたい。

イ、本県の老人医療は入院費の割合が大きく、入院外費が低い。それが1人当たりの老人医療費が全国より高くなっている要因と言われるが、その背景に何があると考えているか。

ウ、今後の高齢化の進行に伴い、本県の老人医療費はどのように推移していくか見通しを伺いたい。

エ、高齢者医療費を含む社会保障費が膨らむ中で、国民全体で支える仕組みとして後期高齢者医療制度そのものは必要と考えるが、知事の認識を伺いたい。

オ、政府は、後期高齢者医療制度導入に伴う保険料の変化について調査結果を発表している。他県との比較で本県の保険料の状況と本県の特徴について伺いたい。

カ、政府は、低所得者や中間層への保険料等の軽減措置を含む見直しを決めたが、これに対する県の考えを伺いたい。

キ、高齢者が長期入院する療養病棟の大幅廃止で救急時に救急病院に運ばれてくるケースがふえ、病院のベット数不足の問題があり、受け入れ悪化が懸念されているが、本県の状況はどうか伺いたい。

(3)、保育施設の整備状況について。

県の調査によりますと、県内で公立認可保育園に入れない待機児童数はことし4月現在で1808人で前年度同期より42人減少しているようであります。これは、施設数が認可外施設の認可化や新たな施設の設置、分園などによる定員増が待機児童数の減少につながったものであります。しかしながら、減少といっても昨年より42人減っただけであり、依然多くの児童が順番待ちをしていることには変わりありません。

それにしても県内で最も待機児童が多い那覇市では、施設の新設等で149人も待機児童数が減少しているながら、全体で49人の減少となっているのはどういうことなのか理解しがたいところであります。

全国的に地方の財政が悪化している状況の中で、保育施設の新設や認可外保育所の認可化をやるにも財政の問題という壁がある中では、根本的な解決を図るのは難しいのも事実であります。

そこで伺います。

ア、本県の待機児童数の現状と認可外施設の認可化の状況を伺いたい。

イ、待機児童数の市町村別状況と保育所の新設計画について伺いたい。

ウ、認可外保育所への給食費支援対策の拡大と政府備蓄米の無償交付について見通しを伺いたい。

エ、障害児の公立認可保育所への入所状況と入所条件、市町村における取り扱いについて伺いたい。

オ、認定こども園の設置申請状況と今後の見通しについて伺いたい。

7、教育・文化の振興について。

世界一安全な国と言われた我が国は、近年、殺人、

強盗などの凶悪事件が毎日のようにテレビや新聞をにぎわすようになっております。

この現象は、国民の間で倫理観や社会的使命が薄れ、正義と公正という日本人が国際的に評価されてきた精神の社会的引き継ぎがなされていないことを示していると言われております。

そして現在の我が国は、国民総自信喪失の状態にあり、安全神話も崩れつつあると指摘する向きもあります。現に学校現場においては、いじめや不登校、中途退学が増加し、学級崩壊など深刻な問題も全国的に多発しております。

このような状況にあって、学校、家庭、地域社会が連携し、青少年に夢と希望を与え、やる気呼び起こす教育の再生が求められていると考えるのであります。

そこで伺います。

(1)、教育環境の改善について。

ア、文部科学省は、小中学校の新学習指導要領の一部前倒し実施を決めたようだが、これにより県内の小中学校の授業はどのように変わるか。また、子供たちや教員の負担や部活動等への影響はどうか。

イ、文部科学省は、改正教育基本法に基づき、本年度から5年間で小中学校教員を2万5000人ふやす計画とのことだが、本県における適正教員配置数と今後の増員計画を伺いたい。

ウ、30人学級の実施状況と今後の拡充計画について伺いたい。

エ、沖縄盲学校の視覚障害単独校としての存続要請に対する教育庁の対応について伺いたい。

(2)、教育施設等の整備について。

ア、県内小・中・高校の校舎や体育館等で、老朽化による建てかえを要する施設数と建てかえ等年次計画について伺いたい。

イ、改正建築基準法の影響を受け、小・中・高校の施設改築工事の着工おくれで授業にも影響が出ているようだが、現状と対策について伺いたい。

ウ、学童クラブの運営補助金が国の基準より低く設定されているようだが、その理由と今後の対応を伺いたい。

エ、県国際交流・人材育成財団が経済的理由で授業を受けられない高校生や大学生に対し貸与する奨学金の滞納額が膨大になっているが、滞納者の職業と返還能力の有無、今後の対応について伺いたい。

8、県警関係について。

(1)、無差別通り魔事件について。

日曜日で職場や学校が休みのサラリーマンや学生、

そして多くの人でにぎわう歩行者天国で事件は起こりました。東京秋葉原電気街での無差別殺傷事件であります。

このような無差別の通り魔事件は近年多発しているといい、動機さえはっきりしていないことが多く、事前の対策や被害の未然防止が難しいというのが実態ではないでしょうか。今やこのような事件はどこでも起こり得るのであります。

本県でも、那覇市国際通りの歩行者天国トランジットマイルなどがあり、対岸の火事と安心してはいけなと思います。今後の対策が必要であります。

そこで伺います。

ア、東京秋葉原電気街の歩行者天国で起きた7人死亡、10人重軽傷を負わせる無差別殺傷事件について、県警として犯罪防止の観点からどのように認識しているか。

イ、本県においても、国際通りなどで歩行者天国が実施されているが、同様な事件が発生するおそれはないか。県警の対策はどうなっているか。

ウ、犯罪の低年齢化が進んでいると言われるが、本県の状況と学校や地域との連携・協力体制は構築されているか。

エ、本県の場合、児童生徒の夜遊びや深夜徘徊に対し親や社会の抵抗感が薄いと言われるが、実態はどうか。また、防止対策はどうなっているか、県のお考えを伺いたい。

以上で代表質問を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣良俊議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、観光振興についての御質問の中で、魅力ある観光資源を守っていくための県の基本的考え方についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の美しい自然環境や独特の文化は県民の貴重な財産でありますとともに、重要な観光資源でもあります。このため、観光活動が自然環境等に及ぼす影響の把握、観光地の環境保全管理体制の構築に向けた取り組みに加えて、市町村が取り組む自然環境に配慮した観光地づくりへの支援等、持続可能な観光地づくりに向けた施策の展開を図ってまいります。

また、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」などの世界遺産等の保全・活用、沖縄の多様な音楽や芸能と観光との連携促進などなど、文化交流型観光施策につきましても取り組んでまいります所存でございます。

同じく観光振興についての中で、今後のカジノ・エ

ンターテインメントの対応についての御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、平成19年度にカジノ・エンターテインメント検討委員会を設置し、課題、対応策等について調査検討を進めてまいりました。

平成20年度につきましても引き続き検討委員会を開催し、沖縄型カジノ・エンターテインメントのモデル及びコンセプトの作成、導入した場合の経済的波及効果の試算、そして懸念されます事項に対する対応策の検討、海外のカジノ視察等を行うなど、調査・研究を進めていく考えであります。

我が国にカジノ・エンターテインメントを導入するに当たりましては、法律の制定が前提となることから、県としましては、国等関係機関においてカジノ法案が検討され、国会に上程されることを期待しているところです。

また、法律の制定につきましては、懸念される問題点の対策が図られるなど、沖縄県の調査研究の成果も法律に反映されるよう、今後、地方自治体カジノ協議会等の団体、関係機関とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農林水産業の振興についての御質問の中で、第2次農林水産業振興計画の成果と第3次計画の基本方向及び国の農業政策との整合性についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、農林水産業の振興を図るため、農林水産業振興計画に基づきおきなわブランドの確立と生産供給体制の強化など各種施策・事業に取り組んでおります。

第2次農林水産業振興計画における主な実績につきまして、基準年であります平成12年度と比較しますと、まず第1に、農業産出額につきましては902億円から平成18年度で906億円、そして第2に、ゴーヤー、菊、マンゴーなどの拠点産地は7地区から平成19年度で64地区へ、そして第3に、農業の基盤整備につきましては、かんがい施設整備率が25%から平成18年度で36%へ、第4に、水産業の基盤整備につきましては、漁港の岸壁整備率が33%から平成18年度で52%へとなっております。

第3次計画は、国の「食料・農業・農村基本計画」などとの整合性に留意し、農林水産業・農山漁村の現状、基本的課題及び役割を踏まえて策定しているところでございます。

その基本方向としましては、第1に、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、第2に、流通・販売・加工対策の強化、第3に、農林水産業・農山漁村

を支える担い手の育成確保など、7つの柱を基本に引き続き持続的農林水産業の振興と多面的機能を生かした農山漁村の振興を図ることといたしております。

同じく農林水産業に関連する御質問で、おきなわブランドの確立に向けた重点品目の拠点産地の形成についての御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、市場競争力の強化により生産拡大を図ることが期待されているゴーヤー、マンゴー、菊などの園芸品目、そして薬用作物、養殖魚介類などを重点品目として位置づけております。

これら重点品目につきましては、定時・定量・定品質で生産供給できる拠点産地の形成を促進し、おきなわブランドの確立に努めているところであります。

今後とも、信頼される拠点産地としてステップアップするため、第1に、農作物被害防止施設等の生産施設や選果機等の整備、第2に、新技術や新品種の開発と実証展示園の設置による普及、第3に、販売戦略検討会や研修会の開催及び産地マニュアルの作成など、市場・消費者のニーズに対応した生産・出荷体制の確立を図りブランド化を推進してまいり所存でございます。

次に、米軍基地問題の中で、現在の訪米要請の計画状況についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県といたしましては、日米地位協定の見直しを含む米軍基地問題に関し、米国連邦政府や連邦議会関係者等に沖縄県の実情を伝え理解してもらうため訪米することは意義あることだと考えております。

訪米につきましては、本年11月に米国大統領選挙があることから、現在、各方面から情報を収集し、訪米の時期や要請の方法を検討いたしているところでございます。

次に、米軍基地問題に関連する御質問の中で、渉外知事会が一体となった訪米についての御質問にお答えいたします。

日米地位協定の見直しにつきましては、より多くの国民や国会議員の皆様に見直しの必要性を理解していただくことが重要であると考えていますことから、これまで渉外知事会等全国的な団体とも連携をし取り組んできているところでございます。

渉外知事会が一体となった訪米につきましては、貴重な御意見として承りたいと考えております。

次に、福祉関連の御質問の中で、後期高齢者医療制度の必要性等に係る御質問にお答えいたします。

少子・高齢化の加速により高齢者の医療費が増大する一方、これを支える現役世代が減少している中で、

従来の老人保健制度においては各保険者の費用負担の増大等が課題となっております。

新たな後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度と同様に現役世代からの支援と公費を集中的に投入するとともに、高齢者の方に保険料として応分の負担をしていただくこととなっております。

いろいろな御意見に耳を傾け、相当の改善がこの後期高齢者医療制度には必要であると考えておりますが、国民皆保険制度を堅持し、高齢者の適切な医療を国民全体で支えるために必要な制度であると認識をいたしております。

福祉関係についての御質問の中で、政府の決めた後期高齢者医療制度の見直しについての御質問にお答えいたします。

今回示された後期高齢者医療制度の見直しの主なものは、低所得の方の保険料の均等割の9割軽減と所得割の50%程度軽減、そして保険料の年金天引きを本人や世帯主の口座振替にすることもできるようになったことであります。

今回の保険料の負担軽減策が実施された場合、沖縄県では後期高齢者医療の被保険者が属する国民健康保険加入世帯の約6割の世帯において保険料がこれまでより低減されると推計されておりますので、見直しにつきましてはそれなりに評価しているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 観光振興についての御質問の中で、観光客の増加と今後の構想段階を含めたホテル建設計画との需給バランスについての御質問にお答えします。

観光商工部が実施した調査では、平成19年10月1日現在の県内の宿泊施設の客室数は約3万3700室となっております。また、新聞報道等により県が把握する範囲内では、平成23年度までに約7600室の宿泊施設が建設中または計画されていることから、第3次沖縄県観光振興計画における平成23年の目標値3万9000室を上回ることが見込まれております。

なお、リゾート地区と都市地区とを区分した目標値は定めておりませんが、県全体としては需要に見合った宿泊施設の整備が進むものと考えております。

次に、県の観光リピーター対策についてお答えします。

平成18年度の本県のリピーター率は68.6%となつて

おります。この高いリピーター率は、本県の観光客数の増加に大きく寄与しており、観光地としての沖縄の魅力が評価されているものと理解しております。

県では、平成17年度にリピーターの動向に関する調査を行ったところであり、その調査結果につきましては県の施策に反映させるとともに、観光業界等を対象とする説明会を開催するなど活用しております。

また、今年度から観光統計実態調査において修学旅行や新婚旅行の項目を追加したところであり、今後の施策に生かしてまいります。

県としましては、すべての観光客の多様なニーズに対応できる魅力ある企画商品や観光資源の開発、受け入れ体制の強化などによって観光客の満足度の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、修学旅行、新婚旅行の再来訪についての御質問にお答えします。

沖縄への修学旅行は独自の歴史・文化等の学習素材が豊富にあることから、これまで順調に推移してきております。特に民泊を含む体験プログラムは、地域の方々とはじかに触れ合うことによる素朴な生活体験として高い評価をいただいております。

県では、今後とも地域の方々と連携し、体験プログラムの拡充、交流活動の促進等を通じて沖縄修学旅行のさらなる質の向上を図り、リピーター化につなげるよう努めてまいります。

また、新婚旅行に関しましては、リゾートウエディングとともに沖縄への旅行を促進し、ホテル、観光施設等と連携した受け入れ体制を整備することによりリピーター化を促進してまいります。

次に、中国市場開拓と香港航空路線維持のための方策についてお答えします。

県では、外国人観光客の誘客促進を本年度「ピジットおきなわ計画」の重点項目として位置づけ、台湾、韓国、中国、香港を海外誘客重点地域とした誘客宣伝活動を戦略的に展開しております。

中国市場の開拓については、チャーター便やクルーズ船の誘致に取り組むとともに、国際旅行博への出展やメディア招聘による沖縄観光の魅力発信、北京の富裕層を対象としたセミナーへの参加、現地旅行社招聘による商品造成支援などを行っております。

香港航空路線の維持・拡充につきましては、知事のトップセールスなどによる航空会社への働きかけのほか、各種経済交流のさらなる促進を図っております。

また、香港からの観光誘客促進のため、テレビ番組制作支援や旅行雑誌記者の招聘、国際旅行博への出展、現地旅行社の招聘による旅行商品の造成支援を行

うなど、各種誘客プロモーションを強力に展開しているところでもあります。

次に、平成19年の観光客1人当たり県内消費額の減少要因と観光収入の拡大についてお答えします。

平成19年の観光収入は、速報値で4227億円となり、入域観光客数の伸びに支えられ、前年比で3%増加しております。

一方、観光客1人当たり県内消費額は速報値で7万2025円となり、前年比で1.1%の減少となっております。

費目別に見ますと、土産費は増加しているものの、宿泊費など他の費目が減少しております。その要因としては、平均滞在日数の減少が考えられます。

県としましては、MICEやリゾートウエディングなど付加価値の高い観光を推進するとともに、体験滞在型観光メニューの拡充や離島観光の推進などにより、観光客の滞在日数の延伸に取り組んでまいりたいと考えております。

これらの取り組みに加え、戦略的な誘客プロモーションの展開により観光客の増大も図り、観光収入を拡大していきたいと考えております。

次に、離島振興についての御質問の中で、離島の特色や文化を生かした新たな観光資源の開発についてお答えします。

離島地域においては、美しい自然環境や祭祀、御嶽等の貴重な歴史・文化資源を有するほか、地域独特の伝統芸能、民俗芸能が伝承されるなど、優位性のある観光資源が多数存在しております。これらの資源を保全しつつ、さらに優位性を高めていくことが新たな観光資源の開発につながるものと考えております。

このため、第3次沖縄県観光振興計画においては、観光まちづくりの推進、健康保養型観光の推進、エコツーリズムの推進、体験滞在・交流の推進などを施策として掲げており、現在、観光まちづくり支援事業や食物アレルギー対応型旅行商品造成モデル事業等を実施しているところであります。

県としましては、引き続き各離島地域の主体的な取り組みを促進してまいりたいと考えております。

次に、離島の産業振興における問題点、課題についてお答えします。

離島における産業の振興は、離島地域が持続的発展を遂げるため最も基本的な要件であることから、これまで離島の基幹産業である農林水産業を中心に各種生産基盤の整備が図られてきたところであります。

しかしながら、離島の産業については市場から遠隔地にあること、概して経営規模が小さいこと、後継者

が不足していることなどの課題があります。このため、観光・リゾート産業の進展に対応した島内産の供給拡大や離島フェアを活用した島外への販路拡大、物流コストの効率化などを支援するとともに、特産品加工施設整備などを支援する沖縄離島振興特別対策事業や沖縄型産業応援ファンドによる特色ある離島の地域資源を活用した新商品の開発などを促進し、産業の振興に努めてまいります。

次に、航路廃止に伴う雇用の確保についてお答えします。

有村産業の航路廃止に伴う雇用の問題につきましては、有村産業からは解雇や再就職支援に関する具体的な情報は入っておりませんが、現在、沖縄労働局等関係機関からの情報収集に努めているところであります。

県としましては、大量の離職者が発生する場合には沖縄労働局や沖縄総合事務局等の関係機関と連携し、緊急雇用問題連絡会議の開催、関連企業等への再就職受け入れ要請、企業説明会の開催等、速やかに再就職を支援してまいります。

さらに、必要に応じて職業能力開発校等において職業訓練を実施し、職種転換及び技能向上を図る等、再就職を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは、農林水産業の振興についての御質問で、さとうきびの生産供給体制の強化とさとうきび増産プロジェクト基本方針への対応についてにお答えいたします。

さとうきびについては、沖縄振興計画の中で本県農業の基幹作物として位置づけ、農家経営の安定と生産振興を図っているところであります。

県としては、地下ダム及びため池等農業用水源の確保や圃場等の生産基盤の整備を初め機械化の促進、優良種苗の増殖・普及、生産法人の育成などの諸施策を推進しているところであります。特に、平成18年からは国のさとうきび増産プロジェクト基本方針に基づき、沖縄県さとうきび増産プロジェクト会議を立ち上げるとともに、さとうきび増産プロジェクト基金事業により、遊休地の解消や点滴かんがいの導入、展示園の設置などを推進しております。

今後とも、国のさとうきび増産プロジェクト会議との連携により生産供給体制の強化に努めてまいります。

同じく農林水産業の振興についての、農産物の流

通・販売対策と流通コストの低減についてにお答えいたします。

本県農産物の生産振興を図るためには、農産物の流通・販売対策と輸送上の不利性を軽減するための流通コストの低減が重要であると考えております。

流通・販売対策として、卸売市場や量販店等と連携した多様な流通チャンネルの開拓、農産物の高機能性を有効活用した販売戦略の促進、市場・産地間の情報受発信機能の強化などに取り組んでいるところであります。

また、流通コストの低減対策として、新たな低コスト輸送ルートとして、船舶と鉄道の複合ルート開拓、品目ごとの作付情報、生育状況及び出荷予測を一元管理できる「生産・出荷・販売情報システム」の構築、流通の効率化及び鮮度保持のため、中央卸売市場内の荷さばき施設の拡充などに取り組んでいるところであります。

同じく農林水産業の振興についての、農業の担い手の育成についてにお答えいたします。

本県の農業従事者に占める65歳以上の割合は、年々増加傾向にあり、平成17年には54%となっており、農業担い手の育成対策が重要な課題となっています。

このため、県としては、農業大学校における1年課程の新設、市町村長等の推薦制度の設置など多様な農業担い手の育成、農業改良普及センターにおける新規就農講座等、技術・経営指導の強化、農業後継者育成基金を活用した農業青年や新規就農者への技術強化研修、経営感覚にすぐれた認定農業者等の育成強化などを実施してまいります。

今後とも市町村、農業団体等関係者と連携して農業担い手の育成に努めてまいります。

同じく農林水産業の振興についての、耕作放棄地の状況と活用についてにお答えいたします。

全国の耕作放棄地面積は、2005年農業センサスにおいて38万4000ヘクタールで増加傾向にあります。本県の耕作放棄地面積は、2005年農林業センサスにおいて3239ヘクタールで2000年の3411ヘクタールと比較して減少しております。

県としては、農地の1筆ごとの実態を把握するため全国一斉に行われる耕作放棄地全体調査を平成20年8月から実施することとしております。この調査に基づき、平成21年1月までに耕作放棄地の解消方法を取りまとめた耕作放棄地解消計画を策定し、耕作放棄地の有効活用を図ることとしております。

また、実効性のある取り組みを構築するため、県、市町村、JA等の関係機関で構成する沖縄県耕作放棄

地解消協議会の設置を予定しているところであります。

同じく農林水産業の振興で、ASEAN及びオーストラリアとの経済連携協定についてにお答えいたします。

日本とASEAN10カ国を対象とする包括的経済連携協定は、農業分野でエビや鳥肉調整品等が関税撤廃の対象になっており、米、麦、牛肉、豚肉、砂糖、パイナップル等は関税撤廃及び削減の対象となっていないため、本県農業への影響はないものと考えております。

日豪EPA交渉につきましては、4月28日に第5回会合がオーストラリアで開催され、乳製品、牛肉について集中的な議論が交わされております。

日本側からは、我が国における畜産業の重要性を説明し、乳製品や牛肉の関税撤廃には応じられない旨を主張したところであります。両国の立場には引き続き大きな隔たりがあることから、次回会合以降、さらに個別品目ごとの議論を継続することとなっております。

なお、今回の日程としては、第6回会合が7月下旬に東京で開催される予定となっております。

同じく農林水産業の振興で、水産業の基盤整備及び漁場環境の保全についてにお答えいたします。

沖縄県では、地域特性を生かした水産業の振興を図るため、第3次農林水産業振興計画に基づき各種施策を総合的に実施しております。

具体的な施策として、水産業の基盤整備については、漁船の安全係留と就労環境の改善を図るための漁港整備の促進、効率的な操業のための浮き魚礁の設置、水産物の安定供給のための荷さばき施設、水産加工施設、漁船保全施設等の整備を行っているところであります。また、漁場環境の保全については、サンゴに被害を与えるオニヒトデの駆除、廃油ボールや流木など漂着ごみの除去、漁場環境の調査や監視などを引き続き行ってまいります。

同じく農林水産業の振興で、燃料価格高騰の漁業への影響についてお答えいたします。

漁船用燃料のA重油の価格は現在1リットル当たり115.4円で、平成16年4月の35円と比較すると約3倍の価格となっております。そのため、漁業経費に占める燃料費の割合は従来の15%から約30%に上昇しており、漁業経営に深刻な影響を与えております。

沖縄県においては、燃油高騰により廃業に至った例はないと聞いておりますが、影響の実態については引き続き調査しているところであります。

それから同じく農林水産業の振興で、燃料価格高騰に対する補てん措置についてにお答えいたします。

燃油価格高騰に対する漁業者への補てん措置については、原油価格の高騰が全産業に多大な影響を与えており、厳しいものと考えております。

国においては、燃油高騰対策として休漁者に対する藻場の管理や干潟の清掃などの事業の実施、省エネ操業形態への転換、協業化に必要な省エネ型船外機等設備の導入などに対する補助とともに、低利資金の融資を行っております。

県では、燃油価格高騰に対する支援として、沿岸漁業改善資金による省エネ型エンジン設置等に対する無利子の貸し付け、運転資金借入れの際の融資保証を円滑化するための助成、平成20年度からの新規事業として燃油高騰の影響の大きい漁業者に対する漁獲共済の掛金補助を実施しております。また、全国知事会等を通して、国に対し漁業用燃料・資材の低廉化や省エネルギー化技術の開発など燃油高騰対策の強化を要請しているところであります。

次に、離島振興についての御質問で、離島における農業後継者の育成についてにお答えいたします。

離島における農業振興を図る上で、農業後継者の育成は重要であります。このため、県では、農業青年技術交換大会及びリーダー研修会の開催や農業改良普及センターにおける農業青年等への技術・経営研修などを実施しております。

特に、離島地域の青年農業者を支援するため、沖縄県農業後継者育成基金を活用し、離島青年農業者で組織する団体に対して技術交流会などへの活動助成を行っております。

今後とも離島市町村、農業団体等関係者と連携し、離島地域における農業後継者の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 米軍の警察権が基地の外における米軍人・軍属による事件・事故に及ぶ範囲についてにお答えいたします。

米軍は、基地内においては秩序及び安全の維持を確保するため、すべての適当な措置をとることができますが、基地の外においては日米地位協定により、日本側との取り決めに従い日本国の警察当局と連絡して警察権を行使することとなっております。

例えば、米軍に第一次裁判権が認められている米軍人または軍属を被疑者とし、軍人・軍属及びそれらの

家族を被害者とするいわゆる「もっぱら事件」や、公務中の交通犯罪等については、基地内で発生した場合は米軍独自で日本警察の関与することなく、警察権に基づき逮捕など必要な捜査を行うことができますが、基地の外で発生した場合においては、米軍に第一次裁判権がある事件であっても地元日本警察に連絡するなど必要な措置をとることが求められております。

次に、基地の外での事件について、被疑者が軍人が軍属かで身柄取り扱いが異なるかについてにお答えいたします。

被疑者が軍人であるか軍属であるかその身分の違いにより、身柄の取り扱いが異なることはございません。

なお、先ほど申し上げましたように、被疑者、被害者ともに米軍関係者であるいわゆる「もっぱら事件」や「公務中の交通犯罪等」については米軍側に第一次裁判権がありますが、軍人または軍属が被疑者でも「被害者が日本人や一般外国人の場合」、あるいは「公務外の犯罪」については、日本側に第一次裁判権があります。

したがって、第一次裁判権が日本側にある事件の場合、被疑者の逮捕の必要性の判断については日本警察において行い、逮捕するなどして身柄を拘束した上で所要の捜査を行うことになります。

ただ、日本警察が逮捕の必要性があると判断しても被疑者が基地内にいる場合は、日米地位協定により原則として起訴前の身柄拘束は米軍当局にゆだねられることになっており、日本警察で米軍関係者の身柄の拘束は困難な状況であります。

次に、米軍人・軍属が事件を起こした場合の逮捕の優先権について、米軍・日本警察のどちらにあるのかについてにお答えいたします。

米軍人・軍属による事件が基地の外で発生した場合、日本警察において逮捕の必要性があると判断した場合は、裁判所へ逮捕状の請求をするなど所要の手続を踏み、被疑者を逮捕しております。

ただし、米軍憲兵隊と日本警察の双方が法律違反の行われた現場にある場合には、地位協定上の共同逮捕となる場合があり、日本警察の存在にもかかわらず、身柄の拘束は米軍憲兵隊が行い日本警察が行うことはできない取り決めとなっております。

次に、東京秋葉原の歩行者天国で発生したいわゆる無差別殺傷事件に対する県警察としての認識と同種犯罪の防止対策について一括してお答えいたします。

今回の事件につきましては、大変痛ましい事件であり、改めて亡くなられた7名の御冥福と、10名の負傷

された方々の一日も早い御回復をお祈り申し上げたいと思います。

現在、警視庁において、被疑者の経歴、本件犯行に至る動機、インターネット利用による犯行予告と思われる内容、凶器の入手経路など、全容解明に努めていると承知しております。

現時点では事件の全容は明らかになっておりませんが、今後、解明され次第、必要とされる対策を講じていくこととしております。

当面、県警察としては、次の対策を実施しているところであります。

第1は、多数の県民や観光客が集まる繁華街等における街頭活動の強化であります。

本件は、不特定多数の者を短時間で殺傷するといった特徴があることから、類似事案の発生を防止するため、6月10日付で県下14警察署へ通達を発出し、警戒を強化したところであります。

各警察署にあっては、日曜日に歩行者天国を実施している那覇市の国際通りを初め、空港、大型ショッピングセンター、祭り・各種イベント会場等、県民や観光客が多数集まる場所を重点的に地域警察官によるパトロールや駐留警戒を強化しております。

第2は、本件の被疑者は、事前に携帯電話のサイトに犯行予告の書き込みをしていたことから、県警察では従来から実施しているサイバーパトロールを強化しているところであります。

また、インターネットに関して豊富な経験と知識を有するボランティアで構成する「サイバーパトロールサポーター」とも連携し、インターネット上の犯罪に関係すると思われる情報の把握に努めるとともに、6月12日には県内のインターネット関連業者19社に対して、インターネット上で犯行予告と思われる情報を認知した場合の通報を依頼したところであります。

第3は、秋葉原での事件で使用されたダガーナイフ対策についてであります。

現行の法制（銃砲刀剣類所持等取締法）では、ダガーナイフの販売が規制されているわけではなく、その販売、購入実態についても把握されてない状況にありました。そのため県警察では、本年6月26日付で各警察署に通達を発出し、管内の刃物販売業者の実態把握とあわせて、ダガーナイフの販売の自粛、販売する際の身分確認、記録の保存、大量に刃物を購入した者など不審者情報の警察への通報などの要請を行っているところであります。

以上の対策を講じているところでありますが、県警察といたしましては、今後ともこの種刃物を利用した

殺傷事件が沖縄県内で発生することのないよう、必要とされるあらゆる対策を講じてまいる所存であります。

次に、本県における犯罪の低年齢化の状況と学校や地域との連携等についてお答えいたします。

本年5月末現在の窃盗、傷害等の刑法犯で検挙・補導されたいわゆる刑法犯少年は637人で、前年同期に比べ139人、17.9%減少しております。しかしながら、成人を含めた刑法犯検挙人員の総数に占める少年の割合は41.2%と全国で4番目に多く、少年犯罪が県内治安に大きな影響を与えております。

刑法犯少年の学職別内訳を見ますと、中学生が401人で最も多く、刑法犯少年全体に占める構成比は63%で、全国平均41.4%の約1.5倍と全国一高い比率となっており、小学生も55人で構成比は8.6%と全国平均4.3%の約2倍と低年齢化が顕著であります。

県警察におきましては、少年非行の低年齢化に歯止めをかけるため、学校、地域、関係機関等と連携し、児童生徒の規範意識の高揚を図るための非行防止教室の開催、非行実態の情報発信と啓発活動、少年警察ボランティアと連携した夜間の街頭補導活動等を強化しているところであります。

さらに、本県の少年非行は刑法犯少年に占める中学生の比率が最も高いことに加え、同じ中学校出身者による共犯事件が多いという実態に着目し、昨年4月から各警察署管内の一定の中学校区を指定した上、警察、学校、地域、関係機関が連携して、指定中学校区の非行実態に応じた非行防止教室の継続開催、非行集団の検挙・解体活動、少年の居場所づくり、立ち直り支援活動などを一定期間集中的に行うスクールエリア対策を推進しているところであります。

次に、児童生徒の深夜徘徊の実態と防止対策についてお答えします。

本年5月末現在、不良行為で補導された少年は1万3893人であり、そのうち深夜徘徊は7738人、55.7%で、前年同期に比べて71人、0.9%増加しております。ちなみに、昨年の深夜徘徊による補導は1万9518人で不良行為全体の53%を占めており、少年人口1000人当たりの全国平均の1.7倍で全国5位という状況にあります。

深夜徘徊を助長する要因の一つとして、本県においては大人が深夜に子供を伴って買い物などを行っている光景が見受けられることや、深夜徘徊で補導された少年の大半が周囲の大人から注意されることがないと答えており、保護者を含む大人が無関心であることが考えられます。

非行の入り口になりやすい少年の深夜徘徊を防止するためには、少年自身の規範意識の高揚を図るとともに、大人が少年の健全育成に関心を持ち、少年を取り巻く社会環境の改善を図っていくことが重要であると考えております。

県警察におきましては、地域ボランティアと連携した夜間街頭補導活動を強化しているほか、地域住民による子供たちへの注意指導、家庭での子供の在宅確認の徹底について県民に対して広報啓発活動を行うとともに、関係団体に対しても必要な情報を発信し、協力要請を行っているところであります。

今後とも家庭、学校、地域、関係団体と連携し、少年の規範意識の高揚と少年の非行を防止する社会の構築を積極的に推進してまいり所存であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 米軍基地問題についてのうち、米軍人等の身柄の取り扱い等についてお答えします。

米軍人等の犯罪に関する刑事裁判権と身柄の引き渡し等については、日米地位協定第17条に規定されております。

日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員または軍属たる被疑者の拘禁については、一定の運用改善が図られておりますが、その実効性の担保は、依然米側の裁量にゆだねられております。

県は、米側に裁量をゆだねる形となる運用改善だけでは不十分であり、日本側の起訴前の拘禁移転要請に米側が応ずる旨明記するなど、見直す必要があると考えております。

次に、旧軍飛行場用地問題について、関係市町村からの事業案の提出についてお答えいたします。

県は、昨年11月の県・市町村連絡調整会議において、今後の取り組み方針として団体方式を解決策とすること、条件の整った市町村から先行的に事業の実施に向けて取り組むこと及び個人補償を主張する地主会に対しては、今後とも団体方式での合意に向けて呼びかけることを確認しております。

この方針を踏まえ、関係市町村からは各地主会との協議により作成された事業案が提出されております。

事業の概要についてお答えします。

現在、平成21年度の予算化に向けて関係市町村及び国と調整を進めているところでありますが、関係市町村の事業案では、地域コミュニティーの活性化や地域経済の振興に資する事業などが検討されております。

次年度予算要求に間に合わない団体についても、沖縄振興計画期間内に事業が実施できるよう、国や関係市町村との連携を強化していきたいと考えております。

次に、国の所管官庁と予算措置についてお答えします。

内閣府は、この問題について県から具体的な提案があればしっかり検討したいとのことであり、県としても内閣府沖縄担当部局を窓口として調整を行っているところであります。

事業化に向けての予算措置についてはいろいろな可能性について検討してきたところでありますが、現在、平成21年度予算に向けた具体的な事業化について最終的な調整を行っているところであります。

一部地主会の取り扱いについてお答えします。

県は、県・市町村連絡調整会議において、取り組み方針及び今後の進め方を確認しており、これを踏まえ、関係市町村及び国と調整を進めているところであります。

個人補償を求める地主会に対しては、連絡調整会議で確認した方針を踏まえ、今後とも団体方式での合意に向けて呼びかけていきたいと考えております。

また、団体方式による事業案のうち調整がおくれている団体についても、今後、その内容について市町村と十分に調整を進めていきたいと考えております。

次に、事業の実施主体についてお答えします。

県としては、地域振興の観点から、各市町村や飛行場ごとに問題の解決を図っていくとする団体方式の趣旨を踏まえ、関係市町村が事業主体となる方向で調整を進めております。

次に、別枠予算での事業実施についてお答えします。

旧軍事業の財源については、いろいろな可能性について検討してきたところであり、事業のスキーム等を含めて、現在、国と調整を行っているところであります。

国との調整においては、別枠での実施は極めて困難であると言われており、沖縄振興事業費や沖縄特別振興対策調整費での事業実施の可能性について調整を進めているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 離島振興についての御質問で、県の離島振興策の策定や実施に際しての地域との問題意識の共有についてにお答えいたします。

県は、平成14年に「新沖縄県離島振興計画」を策定し、同計画に基づき、各分野にわたる施策・事業を推進しているところであります。

同計画については、離島関係市町村及び離島在住者から意見を聴取するなど、地域と問題意識を共有した上で策定したところであります。さらに、平成16年には内閣府において島ごとに担当者を設け、地域住民との意見交換を実施いたしました。これを踏まえ、県は内閣府と連携し、地元のアイデアを生かした「一島一物語」事業などの離島地域活性化策に取り組んでいるところであります。

同じく離島振興で、有村産業との関連で、先島航路に対する県の支援策についてお答えいたします。

有村産業は、近年の原油高騰に伴う燃料費の増大により資金繰りが悪化し、本年6月6日から船舶の運航を休止する事態となっております。また、更生計画に基づく債権者への弁済も滞り、事業継続の見通しがつかなくなったため、那覇地方裁判所により会社更生手続の廃止決定がなされたところであります。

県といたしましては、離島航路の確保を図る観点から、事態の推移を注視するとともに、関係機関から情報収集を行っているところであります。

今後、国や関係市町村と密接な連携を図りながら、総合的な観点から県としての対応を検討してまいりたいと考えております。

同じく航路廃止の場合の経済対策についてお答えいたします。

名古屋・那覇・先島・台湾間の旅客については、有村産業のみが輸送を行っていたため、当面の影響は避けられないものであると考えております。

先島航路の貨物部門については、琉球海運など他の事業者も運航しており、振りかえ等が可能であること、また、台湾航路の貨物部門についても、他の事業者の航路変更等により対応が可能であることから、大きな混乱は生じないものと考えております。

県といたしましては、今後の具体的な対応策について、国や関係市町村と連携し検討してまいりたいと考えております。

同じく離島振興で、先島地区の地上デジタル放送における県の役割についてお答えいたします。

地上デジタル放送への移行については、放送事業者が最大限自助努力で行っていくことが原則であります。先島地区のような条件不利地域については、国による財政上の支援制度があります。

先島地区の地上デジタル放送移行に必要な中継局整備については、総務省の補助制度を活用し、社団法人

沖縄県情報通信基盤整備協会が実施する予定であり、県は補助制度の対象外であるQAB負担分に対して単独補助により支援してまいります。

また、海底光ケーブルとそれに接続する地上回線については、県が事業主体となり内閣府の特別調整費を活用し、今年度整備を行ってまいります。

先島地区において円滑に地上デジタル放送に移行できるように、NHK及び民放3社と連携し引き続き取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 福祉関係についての御質問の、介護給付費の実態と適正給付対策についてお答えいたします。

高齢者1人当たりの介護給付費は、平成17年度の実績で、居宅サービスで約13万円、施設サービスで13万7000円、合計26万7000円で、徳島県に続いて全国2位となっております。これは、高齢者の65歳以上の人口に占める85歳以上の人口比率が全国では11.4%に対して沖縄県が14.8%と3.4ポイント高くなっていることなど、要介護度の高い高齢者が多いことが主な要因と考えております。

県としましては、介護保険給付費の適正化を図るため、市町村等保険者が行う要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化、事業者の介護報酬請求等の適正化事業を支援しております。

また、健康づくりや介護予防事業を積極的に実施し、できるだけ介護が必要な状態にならないようにすることが重要であり、市町村と連携して取り組んでいるところでございます。

続きまして、高齢者の医療・介護サービスと介護保険施設の整備状況についてお答えいたします。

沖縄県地域ケア体制整備構想におきましては、高齢者が医療や介護が必要な状態になっても安心して日常生活を送るためには、住みなれた地域において高齢者の状況や環境に応じ医療サービス、介護サービス、住まいや見守りサービス等が相互に連携し、切れ目なく一体的に提供されていく体制の整備を図ることとしております。

具体的な事業につきましては、平成20年度中に県が策定する第4期介護保険事業支援計画、市町村など保険者が策定する第4期介護保険事業計画において示すこととなります。

また、本県の介護保険施設の整備状況は、65歳以上人口の10万人当たり定員で、介護老人福祉施設が全国

で8位、介護老人保健施設が3位、介護療養型医療施設が30位、3施設合わせますと全国で9位の整備率となっております。

続きまして、第3期介護保険事業支援計画の進捗状況と課題についてにお答えいたします。

県では、平成18年3月に第3期介護保険事業支援計画を策定し、高齢化の進展、制度の持続可能性を踏まえ、介護予防を重点にこれまで以上に地域における高齢者の暮らしと自立を支えることに取り組んでおります。

具体的には、市町村が実施する介護予防事業や介護サービスの提供による健康の維持に取り組むほか、地域密着型の施設を中心に整備を促進しているところがあります。

また、平成20年2月までに高齢者の総合相談などを行う地域包括支援センターが全市町村に設置されております。市町村では、地域包括支援センターが中心になって高齢者の生活を支える体制の整備、虐待防止を含む権利擁護や生きがいづくりに取り組んでおります。

今後とも、介護予防事業や地域包括支援センター機能の充実などを促進してまいります。

続きまして、小規模離島町村における介護サービスについてにお答えいたします。

離島の町村における介護保険の実施状況はそれぞれの事情によって異なっており、介護給付費や介護保険料もそれぞれの町村によって異なっております。

離島では、在宅サービスについては一般的に介護保険事業者の参入が難しいため、サービスの確保が困難な状況にあります。

一方、施設サービスについては、6つの離島町村において特別養護老人ホームが設置され、また、4つの離島には生活支援ハウスが設置され、高齢者の生活や介護を支援する役割を果たしております。

県では、離島においても高齢者が安心して住み続けることができるよう、離島・地域密着型サービス確保対策事業を実施して、介護サービス確保の取り組みを支援しております。また、離島へのサービス事業者の渡航費等について補助を行い、負担の軽減を図っているところでございます。

続きまして、本県の老人医療費の推移、特徴、増加の要因、背景についてにお答えいたします。これは一括になります。

本県の老人医療費につきましては、平成17年度1078億円で老人保健法施行時の昭和58年度の5.5倍に増加しており、全国平均の3.5倍を上回っております。特

に平成17年度の1人当たり老人医療費は92万円で全国7位、対前年度伸び率は7.7%で全国1位と高い状況となっております。

本県の老人医療費や保健医療の特徴については、厚生労働白書で、入院医療費が高く、入院外医療費が低い、メタボリックシンドローム保有者割合が非常に高いと指摘されております。

また、国民生活基礎調査で、本県は全国に比べて健診受診率が低く、医療機関で受診とされながら未受診となっている者の割合が高い状況となっております。

老人医療費については、高齢化の進展により増加していきませんが、本県においてはそれに加え、若人の時期からの肥満等生活習慣病の発症リスクが高いこと等が影響していると考えております。

続きまして、今後の高齢化に伴う本県の老人医療費の見通しについてにお答えいたします。

本県の75歳以上人口は、平成17年国勢調査では9万7000人で、将来人口推計では毎年平均して約5000人、5%程度ずつ増加していき、平成22年には12万1000人、平成27年には14万5000人と、平成17年度のおよそ1.5倍になる見込みであります。

診療報酬や医療の高度化等の影響を考慮せず1人当たり医療費が平成17年度と同じ91万8000円と仮定しますと、75歳以上人口の増に伴い老人医療費は、平均で毎年約44億円ふえていくことが見込まれます。また、1人当たり医療費はほぼ毎年増加しており、同様の傾向が今後も続きますと増加はさらに大きくなるものと見込まれます。

続きまして、後期高齢者医療制度導入に伴う保険料の変化に対する調査結果についてにお答えいたします。

厚生労働省の調査結果によりますと、全国では7割程度の世帯で保険料が減少するものの、本県では減少する世帯が4割弱にとまっております。

保険料については、保険給付費の見込み額や被保険者の所得の状況等により算定されます。

本県においては、若年層の1人当たり医療費が低く、国保の保険料が低い水準である一方で、老人の1人当たり医療費は全国7位と高いこと等から後期高齢者医療の保険料水準が高いため、今回の調査では保険料が減少する世帯が他県より少なかったものと推測しております。

また、新たに示された保険料の負担軽減策が実施されますと、保険料がこれまでより低減される世帯は約6割になると推計されております。

続きまして、療養病床の廃止による病院のベッド数の不足についてにお答えいたします。

療養病床の再編につきましては、患者の状態に応じた医療サービスや介護サービスを適切に提供することを基本としております。医療の必要度が高い患者が入院する病床は医療療養病床として残し、医療の必要度が低く介護を必要とする患者が入院する病床は介護保険施設等に転換していくものであり、医療に必要な病床は確保されるものと考えております。

続きまして、本県の待機児童と認可外保育施設の認可化の状況についてにお答えいたします。

本県の平成20年4月1日現在の待機児童数は1808人となっており、平成19年度と比較しますと42人減少しておりますが、依然として多くの待機児童がいることから、県では引き続き保育の実施主体である市町村と連携し、その解消のための諸施策を積極的に推進していくこととしております。

認可外保育施設の認可化につきましては、過去3年間で25カ所を認可化しており、今後とも認可外保育施設認可化促進事業による施設整備費の助成等によりその促進に取り組んでまいります。

続きまして、待機児童数の市町村別状況と保育所の新設計画についてにお答えいたします。

県内の保育所のある34市町村のうち、平成20年4月時点で待機児童が存在するのは23市町村となっております。このうち、100人以上の待機児童がいるのは沖縄市256人、宜野湾市239人、浦添市234人、那覇市230人、うるま市140人、糸満市124人となっております。

市町村においては、待機児童解消に向けて平成21年4月までの施設整備により597人の定員増を図る計画としておりますが、そのうち保育所の新設は4カ所となっており、これにより330人の定員増となる見込みであります。

認可外保育施設への給食費助成拡大と政府備蓄米無償交付制度の活用についてにお答えいたします。

認可外保育施設への給食費助成については、厳しい財政状況の中、平成20年度から給食費として、これまでの牛乳代に加え新たに米代の助成を開始したところであります。

政府備蓄米の無償交付制度については、交付対象施設が学校に限られており、また、給食用として使用する場合の交付量は、前年度に比べ米の使用量が増加した分の6割までとなっております。

このような制約があることから、認可外保育施設への給食費助成に備蓄米を活用するため、制度の拡充をことし4月に国に要請いたしました。しかしながら、

国からは同制度の趣旨が米飯給食の普及等米の消費量拡大に向けた啓発であることから、要請への対応は困難との回答がありました。

こうしたことから、県では政府備蓄米の活用は困難であると判断しております。

認可外保育施設入所児童の処遇向上につきましては、その他の支援が得られないか、引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

引き続き保育所における障害児保育の実施状況についてにお答えいたします。

県内の保育所を設置している34市町村のすべてにおいて障害児の受け入れを行っておりますが、平成19年度の実績では27市町村で374人となっております。

障害児の保育所入所に際しましては、市町村において、審査会等により当該児童が集団保育が可能か、どのような支援が必要かなどを判断するとともに、必要に応じて保育士の加配や設備の改修等を行った上で受け入れが行われております。

続きまして、認定こども園の認定申請状況と今後の見通しについてにお答えいたします。

就学前の児童に対する教育と保育の総合的な提供に関する取り組みとして認定こども園制度がありますが、本県においては、今のところ認定申請はございません。

本県では待機児童が多いことから、保育に欠けない児童を保育所に受け入れることが困難な状況にある一方で、私立幼稚園においては深刻な定員割れの状態にはありません。

このようなことから、現時点では同制度が積極的に活用される状況にはないと考えております。

今後、同制度が地域の実情に合わせて有効に活用できる可能性がある場合は助言・指導をしてまいりたいと考えております。

教育・文化の振興についての御質問の中の、学童クラブの運営費補助金を低く設定した理由及び今後の対応についてにお答えいたします。

放課後児童クラブの運営費補助金の基本分の基準額は前年度同様であります。長時間開設加算額と障害児受け入れ加算額が平成20年度から改正されております。しかしながら、県におきましては厳しい財政状況の中で前年度並みの予算を確保したところでございます。

今後の放課後児童クラブの予算につきましては、財政状況を踏まえながら対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、教育・文化の振興についての御質問で、新学習指導要領の一部前倒し実施についてお答えいたします。

平成20年3月28日に文部科学省から告示された新学習指導要領については、総則、道徳、「総合的な学習の時間」、特別活動において先行実施することとなっております。また、算数・数学及び理科についても、新教育課程へ円滑に移行できるよう、移行措置期間中から教育課程の内容の一部を前倒して実施することとなっております。

移行措置につきましては、小学校・中学校とも平成21年度から開始され、小学校は週当たり1時間の授業増、中学校は現行と同様の時数で対応することとなっております。

なお、現在、各学校におきましては週1時間程度の補習学習の時間を設定しており、総時数としてはほとんど変わらないため、学校への影響は少ないものと考えております。

県教育委員会としましては、各学校において移行措置期間中の対応が円滑に推進されるよう、改訂の趣旨や内容の周知を十分に図り、万全の体制で次年度からの移行措置に対応してまいりたいと考えております。

次に、教職員配置数と今後の計画についてお答えいたします。

教職員の配置につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、今年度は条例により9295人と定めております。

7月1日に閣議決定された国の教育振興基本計画においては数値目標は設定されませんでしたが、教職員定数のあり方などの条件整備については引き続き検討されることとなっております。

今後の計画につきましては、国の動向を見ながら全国都道府県教育長協議会等を通じて定数改善を要請してまいりたいと考えております。

次に、30人学級の実施状況と今後の拡充計画についてお答えいたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、義務教育のスタートに当たる小学校1年生で実施しております。

実施に当たっては、加配定数の範囲内で下限25人とし、施設条件面の対応が可能な学校を対象としており

ます。今年度は小学校1年生において約73%の学級が30人以下の学級となっております。

今後の計画につきましては、30人学級制度設計検討委員会において検討しているところであります。

次に、沖縄盲学校の視覚障害単独校としての要請についてお答えいたします。

近年の障害の重度・重複化や児童生徒一人一人の教育ニーズに適切に対応するため、平成19年4月に学校教育法が改正施行され、従来の障害種別の盲・聾・養護学校は、複数の障害種に対応した教育を実施することができる特別支援学校制度へと改められました。

要請の趣旨は、児童生徒の安全性や視覚障害教育の専門性の維持に不安を感じておられることのあらわれと受けとめております。複数の障害種に対応する特別支援学校を整備する場合には、障害種ごとの学級編制や教育課程によって教育活動を行うこと、また、障害の特性に応じた教室等の区分により専門性の維持及び安全性の確保に努めていきたいと思っております。

県教育委員会としましては、今後とも保護者及び関係団体等へ十分な説明を行いながら、コンセンサスを得た上で編成整備計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、老朽校舎の建てかえ等についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、安全で快適な学習環境を整備するため、老朽校舎等の改築に取り組んでいるところであります。

平成19年5月1日現在、旧耐震基準で建築された昭和56年度以前の校舎等がおおよそ公立小中学校で74万5000平方メートル、35.5%、県立高校で20万6000平方メートル、26.7%、合計で95万1000平方メートル、33.1%あります。

平成20年度においては、6万2000平方メートルの老朽校舎等を改築する予定であり、平成21年度以降も同様に解消を図っていく考えであります。

老朽校舎等の改築事業につきましては、重要な事業ととらえて年次的に推進してまいります。

次に、改正建築基準法の影響と対策等についてお答えいたします。

改正建築基準法の施行により申請手続や建築確認に時間を要したことから、平成19年度の学校施設整備事業の着手がおくれ、小中学校16校、高等学校7校で事業の繰り越しが生じております。

現在、小中学校で一部未着工の学校がありますが、その他の小中学校や高校では工事に着手しており、改築に係る学校については余裕教室や仮設校舎等を使用

して授業を行っている状況であります。

県教育委員会としましては、県立高校については、予算を分任している土木建築部と連携し、できるだけ早期に工事完了ができるよう進捗管理を行っているところであります。また、小中学校についても、市町村教育委員会と連携し、できるだけ学校運営への影響が少なくなるよう努めているところであります。

次に、奨学金の滞納者への対応等についてお答えいたします。

財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団では、経済的理由により高校、大学等での就学が困難な者に対し奨学金の貸与を行い有為な人材の育成に努めております。

奨学金は、貸与額を無利子、10年以内で返還することになっておりますが、奨学金の滞納者がふえる傾向にあります。

同財団によると、奨学金滞納者の職業は会社員、医療関係、公務員、自営業、団体職員等となっております。

滞納者の中には、破産、住所不定などの理由により返還が困難な者もあります。同財団においては、滞納状況に応じて電話や文書による督促、家庭及び職場訪問等を行い、滞納金の回収に努めております。

今後とも滞納状況の改善に努め、返還に応じない滞納者に対しては法的措置等も含めた対応を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時32分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん こんにちは。

後期高齢者の医療制度の多くのお年寄り、特にオーバーたちの歓呼の声に送られて3期目当選させていただきました渡嘉敷喜代子です。

年をとって何が悪いのよ、そして臨時議長にもなったじゃないかと、このことで私は今やオーバーたちの大変な希望の星になっているかと思います。

それでは質問させていただきます。

社民・護憲ネットの渡嘉敷喜代子でございます。

質問通告にはありませんが、通告後に起きた重要な事件でありますので、次のことを質問させていただきます。

知事の答弁を求めます。

1、中城湾港泡瀬沖合埋立事業について。

(1)、1999年に沖縄市と米軍で共同使用の協定が締結されました。今回、市にかわって県と米軍との間で同協定の更新についての報道がされておりますが、どうしてその手続が可能なのかどうか。本来ならば、当事者がかわれば新たな協定書になるのではないかと。そして沖縄市長の協定拒否の理由は何であったのか、あわせてお尋ねします。

(2)、沖縄市長には、泡瀬埋立に関連して地元市長として行使できる権限はどんなものがあるのかお伺いします。

2番目であります。北部訓練場の他国軍使用について。

7月2日の新聞報道によると、ドイツ、イスラエル、オランダ、自衛隊の4国が北部訓練場で訓練実施を視野に入れた視察をされたことが報じられております。

まず(1)点目ではありますが、第三国の軍隊による戦闘訓練は日米安全保障条約や地位協定上も認められていないことから、仲里副知事も法律上大きな問題があり、基地提供の目的が違ふとの認識を示しながら、仮に在日米軍以外の演習が認められるとしても、周辺住民に絶対に迷惑をかけることがないよう厳しく申し入れると7月2日の新聞へのコメントがありました。

共同訓練が法律上も問題であり、周辺住民の安全を守るためにも絶対に反対するのではなく、要するに演習を認めるということになるのかどうか、知事の所見をお尋ねします。

(2)番目、米軍はジャングル訓練を行う可能性を検討しているとのこと、県はどの程度把握しているのか。行政側は、これまで一環して「仮に」想定することはできないと議員に対して答弁を繰り返してきました。ところが今回、なぜ「仮に」と仲里副知事がコメントしたのか。これまでの経緯からしても外務省はひた隠しにしていますけれども、実際は訓練することが決まっているのではありませんか。

以下、通告に従いまして質問いたします。

まず、知事の政治姿勢についてお尋ねします。

(1)、県議選の結果について。

ア、与野党逆転の敗因は何でしょうか。

イ、知事は、県政運営への評価が争点になるとしていましたが、その評価とは何を想定していたのか伺います。

6月8日に行われた県議選の争点は、後期高齢者医療制度でした。この制度がお年寄りに新たな負担をか

けるばかりでなく、年齢によって区分されることで人間の尊厳を揺るがし、さらに日本の社会保障制度をも崩壊させかねません。この制度こそ廃止させるべきとの立場から質問します。

(2)、後期高齢者医療制度の廃止について。

ア、本県は、年間所得全国最下位、後期高齢者医療保険料は全国1位の状況にあります。対応が求められている県知事として、廃止の立場でいち早く国へ要請する考えはないかお伺いします。

(3)、地位協定について。

ア、公務中の範囲を通勤や職場での飲酒まで拡大し、レンタカーでの高速道路使用も公務中として無料、さらに裁判権の放棄、このような理不尽さに知事は強い姿勢で国へ物申すべきではありませんか。

イ、前記の状況では綱紀肅正の効果に期待ができません。地位協定の抜本的改定が各方面から提起されて久しい。どう取り組んでいくのか、具体的に示してください。

(4)、普天間基地について。

ア、普天間の危険性の除去について町村官房長官は、県から具体的な提言があれば検討したいとしています。県は、具体的な改善策を持っているのかどうかお伺いします。

イ、ライス在日米軍司令官は、危険性の除去のための閉鎖は不可能だと明言しました。知事の公約である3年以内の閉鎖の可否と大きくかかわってきます。ライス司令官の発言に対しての知事の所見と具体的な今後の展望を示してほしい。

次、ウについては削除します。

2、教育行政について。

(1)、本県の教育行政の課題と問題点についてお尋ねします。

(2)、教科書検定問題について。

ア、大阪地裁判決後の4月16日の要請団に対して、池坊文科副大臣は、教科書の記述を変える意思がないことを明言しました。知事と教育長の所見をお伺いします。

イ、教科書協会は審議を非公開にすることとあわせて、執筆者への守秘義務を求めることを要請しました。検定の透明化が危ぶまれてきます。知事と教育長の所見をお伺いします。

(3)、4月から施行された小学校1年生の30人以下学級の実施状況を伺います。

3、福祉行政について。

(1)、後期高齢者医療制度についてお尋ねします。

ア、後期高齢者医療制度で期待されているかかりつ

け医ボイコットの医師会が他県ではふえつつあると聞いております。本県の状況はどうか。なぜこのような現象が起こっているのか県の所見を伺います。

イ、保険料の見直しが2年ごとにされるといいます。本県における10年後の後期高齢者保険料の負担がどれくらいになるのかお尋ねします。

ウ、また保険料滞納者が今後どれくらいふえると思われるのか、お尋ねします。

(2)、ハンセン病問題基本法についてお尋ねします。

ア、2008年6月11日に制定された同法で、一番の懸案であった療養所を地域社会へ開放することが盛り込まれました。それについての本県での取り組みと今後の課題や問題点についてお伺いします。

(3)、消えた年金問題について。

ア、政府は3月までに年金記載の不備を是正すると約束しておりましたが、これまで何件は正されたのか。また、本県では何件の不備があり是正されたのかお尋ねします。

厚生年金についても新たに560万件の不備が出てきました。本県では何件の不備があったのかもあわせてお伺いします。

4、男女共同参画についてお尋ねします。

(1)、男女共同参画社会基本法に基づく条例の制定によって何が変わるのか。また、市町村で条例制定が進まない要因は何なのか。県のこれまでの指導の経過をお伺いします。

(2)、計画策定している市町村と策定をしていない市町村では、女性政策にどのような点で差が生じているのかお伺いします。

(3)、本県において正規雇用と非正規雇用等におけるそれぞれの男女の給与格差をお伺いします。

答弁によって再質問させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 渡嘉敷議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、保革逆転の敗因及び県政運営の評価についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。さらに、(1)のアとイが関連しておりますので、御理解を得て一括して答弁させていただきます。

今回の県議選では、後期高齢者医療制度やガソリン税率など県民生活に直結する国政レベルのテーマに対する国民の反発や不安が県民の投票結果に少なからず影響を及ぼしたものであらうと考えております。

私は、多くの県民の皆様の負託を受けて知事に就任

して以来、１年６カ月の間、公約として掲げてきました政策の実行に全力を尽くしてまいりました。その結果、県民の皆様、県議会と野党の議員の御協力もあって、掲げました政策の多くについて実施または着手することができました。私は、この間の成果、進め方についても県議選での争点の一つになるものと考えておりました。

今回の選挙結果につきましては、これを謙虚に受けとめ、これまで以上に県民の皆様の声に耳を傾け、理解と御協力を求めていく所存でございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、後期高齢者医療制度についての御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、多くの県民の声に耳を傾け相当の改善が必要であります。国民皆保険制度を堅持し、高齢者の適切な医療を国民全体で支えるために必要な制度であると認識をいたしております。

現在、国において、低所得の方に対する新たな保険料の軽減措置などが示されたところであります。その他の課題につきましても今後検討することとなっておりますので、その推移を注視いたしますとともに、必要があれば改善を要請してまいりたいと考えております。

教育行政に関する御質問の中で、文部科学副大臣の発言についての御質問にお答えいたします。

教科書検定問題につきましては、県民大会の趣旨を踏まえ、県や実行委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回を要請しました。その結果として、高校歴史教科書に広い意味での「日本軍の関与」の記述が回復されたものと理解いたしております。

検定意見の撤回につきましては、長期的な取り組みになるものと考えており、今後とも国及び文部科学省の動向を注視していきたいと考えております。

池坊文部科学副大臣の発言につきましては、副大臣としての所見を述べたものと理解をいたしているところでございます。

さらに、教育行政の中で、教科書検定の透明性についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

教科用図書検定調査審議会における教科書検定は、専門的な見地からの学問的な正確性を確保するとともに、審議の公開性の向上と静ひつな環境の確保についてバランスのとれた審議が行われることが大切と考えております。

県といたしましては、今後、国において各方面の意見を参考にしつつ、審議の透明性が高められるものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢についてのうち、日米地位協定についてお答えします。

県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量をゆだねる形となる日米地位協定の運用改善だけでは不十分であると考えております。

県は、去る３月11日に外務大臣及び防衛大臣に対し、５月15日には内閣総理大臣に対し、渉外知事会として日米地位協定の見直しを求める緊急要請を行ったところであります。

次に、日米地位協定の見直しへの取り組みについてお答えします。

県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えており、これまでより多くの国民や国会議員の皆様、地位協定の見直しの必要性を理解していただくため、取り組んできたところであります。

今後とも引き続き、渉外知事会等と連携しながら、粘り強く取り組んでいくとともに、米国連邦政府や連邦議会関係者等に沖縄県の実情を伝え理解してもらうため訪米することは意義あることだと考えており、現在、各方面から情報を収集し、その時期や要請の方法を検討しているところであります。

次に、危険性除去の具体的な改善策についてお答えします。

危険性除去の方策については、県としても普天間飛行場の実態把握のため宜野湾市、沖縄防衛局等からヒアリングを実施しているところであり、具体的な提案ができるか研究したいと考えております。

次に、３年めどの閉鎖状態に関する在日米軍司令官の発言についてお答えします。

県としては、移設するまでの間の危険性の除去、騒音の軽減等の３年めどの閉鎖状態の実現を求めているものであり、在日米軍司令官の言う基地の閉鎖自体を求めているものではありません。

危険性の除去については、これまでの協議会の中で町村官房長官から、さらに技術的に検討し、真摯に政府も受けとめるとの発言があり、今後とも機会あるごとに政府に強く求めていく考えであります。

次に、北部訓練場の他国軍使用についての御質問のうち、北部訓練場での米国以外の軍隊の訓練について演習を認めるのか、県はどの程度把握しているのかと

いう質問について一括してお答えいたします。

外務省に確認したところ、施設・区域の使用は、安保条約第6条に基づき米軍に対し認められているものであり、第三国の軍隊が演習のために施設・区域を使用することは、認められないものと考えているとのことであります。

また、外務省によると、防衛省及び米側からは、自衛隊を含む米国以外の国の軍隊が北部訓練場において戦闘訓練を具体的に計画しているという事実はないとのことであります。

県としては、従来から米軍の訓練等によって周辺住民に被害や不安を与えることがないように求めてきたところであり、今後とも日米両政府に対しあらゆる機会を通じて本県の過重な基地負担の軽減を求めてまいります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政についての御質問で、本県教育の課題等についてお答えいたします。

本県教育の最重要課題として「心の教育」を位置づけております。

児童生徒の飲酒、深夜徘徊等の問題行動やいじめは深刻な状況にあります。人間として最も卑劣な行為であるいじめを「絶対に許さない、させない」という強い立場で対処するなど、人権教育、道徳教育を充実させてまいります。

2つ目には、「学力の向上」があります。

昨年度の全国学力・学習状況調査においては、各教科で全国平均を大きく下回っております。平成19年度からは、「夢・にぬふぁ星プラン」を策定し、確かな学力の定着を図っているところであります。学校改善支援プラン等の活用により、県民総がかりの学力向上に取り組んでまいります。

3つ目には、「たくましい心と体の育成」があります。

児童生徒の体力や泳力は全国平均を下回っていることから、小中学校での全身体活動を奨励し、「がんじゅーわらび」づくりを推進するとともに、望ましい食習慣の形成を図ってまいります。

4つ目には、「教師力」の育成であります。

学校教育の正否は、教師の資質能力にかかっていることから、使命感と実践的指導力を備えた教職員を育成してまいります。また、教職員の不祥事は県民の信頼を損ねることから、教職員が襟を正して職務に精励

するよう綱紀粛正を図ってまいります。

県教育委員会としましては、沖縄の子供たちが郷土に誇りを持ち、夢や希望を持って将来に自己実現が図られるよう教育施策を推進してまいります。

次に、池坊文部科学副大臣の発言についてお答えいたします。

平成18年度教科用図書検定の結果、高校歴史教科書で沖縄戦の「集団自決」に関する記述から「日本軍の関与」が削除・修正されました。

県教育委員会としましては、昨年6月と11月に文部科学省に対し遺憾である旨表明し、教科用図書検定の善処方を申し入れました。また、9月に開催された県民大会の趣旨を踏まえ、県や実行委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請しました。

このことは、県民大会に結集した11万人余の平和を希求する県民の強い思いを国や文部科学省に伝えたものであると認識しております。

その結果として、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での「日本軍の関与」の記述が回復されるとともに、沖縄戦における「集団自決」の背景の説明や、県民大会についての記載がなされており、高校生がこれまでと同様に学習ができるものと考えております。

教科書検定意見の撤回については、長期的な取り組みになるものと考えており、今後とも国及び文部科学省の動向を注視していきたいと考えております。

池坊文部科学副大臣の発言につきましては、副大臣としての所見を述べたものであると考えております。

次に、教科書検定の透明性についてお答えいたします。

教科用図書検定調査審議会における教科書検定は、専門的な見地からの学問的な正確性を確保するとともに、審議の公開性の向上と、静ひつな環境の確保について、バランスのとれた審議が行われることが大切だと考えております。

県教育委員会としましては、6月13日に全国都道府県教育長協議会を通して、教科用図書検定調査審議会総括部会に対し、検定手続の改善方策について意見を表明したところであります。

今後、国において各方面の意見を参考にしつつ、審議の透明性が高められるものと考えております。

次に、30人学級の実施状況についてお答えいたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により、児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、義

務教育のスタートに当たる小学校１年生で実施しております。

実施に当たっては、加配定数の範囲内で下限25人とし、施設条件面の対応が可能な学校を対象としております。今年度は、小学校１年生において約73%の学級が30人以下の学級となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 福祉行政についての、高齢者のかかりつけ医について本県の状況と県の所見についてにお答えいたします。

平成20年度の診療報酬改定におきまして高齢者担当医、いわゆるかかりつけ医という新たな考え方が示されております。これは、高齢者御本人が選んだ医師が高齢者担当医として、病気だけではなく、心と体の全体を診て、外来、入退院、在宅医療まで継続してかわるものでございます。

本県では、6月末現在で9医療機関が届け出をしております。

厚生労働省では、高齢者担当医制度に対する反対は制度への誤解があるためと考えており、中央社会保険医療協議会においてその検証を行うとともに、制度の理解を図ることとしております。

県としましては、この動きを注意して見てまいりたいと考えております。

続きまして、本県における10年後の後期高齢者医療保険料の見込みについてにお答えいたします。

保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合において、直近の実績などをもとに保険給付費の見込み額、加入者の見込み数、被保険者の総所得の見込み額、保険料徴収の見込み額、さらに国、県、市町村などの公費負担額などを踏まえて算定されます。

広域連合に確認したところ、現段階では10年後の保険料の見込みを示せる状況にはないということであります。

続きまして、後期高齢者医療保険料の滞納者の見込みについてお答えいたします。

沖縄県後期高齢者医療広域連合に確認したところ、制度が平成20年4月に開始されたばかりであり、滞納者の見込みをお答えできる状況にはないということでもあります。

参考までに申し上げますと、広域連合が現在の保険料算定に際して各市町村に行った調査によりますと、平成18年度の75歳以上世帯主の国保税収納率は99.07%、介護保険料の収納率は95.63%となっております。

ます。

ハンセン病問題についてですけれども、ハンセン病の患者の皆様には隔離政策により長年にわたり身体的・精神的差別を受けたことは多大な御苦勞であったと思います。このたびハンセン病問題の解決の促進に関する法律が制定されましてお喜び申し上げたいと思います。その問題のハンセン病療養所の地域開放についてにお答えいたします。

ハンセン病問題解決の促進に関する法律は、ハンセン病の患者であった方々の福祉の増進、名誉の回復を目的として、療養所の地域社会への開放など必要な事項を定めております。

沖縄愛楽園及び宮古南静園の地域社会への開放につきましては、基本法制定以前から外来診療の一般開放等に取り組んできております。

県としましては、今後国と協力しつつ、沖縄県の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった方々の福祉の増進等を図るための施策策定に努めていきたいと考えております。

続きまして、年金等記載不備の是正状況についてであります。

年金事務は、国の機関である沖縄社会保険事務局が所掌する事務であります。そのため、沖縄社会保険事務局へ年金記録問題への対応について問い合わせをしましたところ、基礎年金番号への統合済みの記録は、平成20年6月27日現在、全国で619万件であります。各県ごとの内訳は把握していないとのことであり

ます。

また、560万件の入力ミスがあったとされる厚生年金記録につきましては、サンプル調査をもとにした全国ベースの推計値とのことであり

ます。

各県ごとの内訳は、首相官邸ホームページにある「年金記録問題に関する関係閣僚会議」でも公表されておりますが、沖縄県分は281件を抽出し、4件の不一致があったとのことでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 男女共同参画についての御質問で、男女共同参画推進条例の制定についてお答えいたします。

県では、男女が互いにその人権を尊重し、喜びと責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して、平成14年3月に「沖縄県男女共同参画計画」を策定し、平成15年3月には「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定し

ております。

市町村では、那覇市と浦添市が条例を制定しており、今年度は糸満市、石垣市及び宜野座村が条例の制定を予定していると聞いております。

条例の制定により男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが一層推進されることが期待されます。

市町村におきましては、男女共同参画計画の策定後、条例制定を検討することとしている市町村が多く、また半数以上の市町村において男女共同参画専任の部署や担当者を置いていない状況があります。

県としましては、市町村の取り組み状況の把握に努めるとともに、女性行政主管課長会議、行政担当者研修会等の機会を通じて、あるいは直接職員が市町村へ出向いて条例制定や計画策定の支援を行っているところであります。

次に、男女共同参画計画策定の有無による市町村間の差異についての御質問にお答えいたします。

県内各市町村の男女共同参画計画の策定状況は、平成20年4月1日現在において17市町村が策定済みとなっております。

策定済みの市町村では、それぞれの地域においてDV防止講演会、男女共同参画講座、仕事と家庭を考えるパネル展などを実施し、また、審議会等における女性委員の登用率が高目であるなど、男女共同参画に関する施策が推進されております。

県としましては、「沖縄県男女共同参画計画」の中で、男女共同参画施策の成果をあらわす目標値として市町村の計画策定率を定めており、今後とも市町村と連携し、内閣府作成の手引等を活用して計画策定の支援を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 男女共同参画についての御質問の中で、正規雇用と非正規雇用等における男女の給与格差についてお答えします。

厚生労働省の平成18年度賃金構造基本統計調査報告によりますと、本県の全産業平均の給与額は、正規雇用の場合、男性は勤続年数10.3年で時給1445円、女性は勤続年数7.6年で時給1042円となっており、女性の給与は男性に比べて72.1%となっております。

また、短時間労働者の場合、男性は勤続年数3.0年で時給761円、女性は勤続年数4.4年で時給777円となっており、女性の給与は男性に比べて102.1%となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 渡嘉敷喜代子議員の中城湾港泡瀬地区埋立事業の中の、県による協定の更新手続と沖縄市長が署名をしない理由についての質問にお答えします。

国、県及び沖縄市は、平成11年2月に泡瀬地区埋立事業を進めるため、泡瀬通信施設の保安水域の一部返還について三者連名で米軍に要請を行いました。

しかしながら、返還要請には同意できないが共同使用については条件を付して同意する旨の回答があったことから、日米合同委員会の承認を得て平成12年12月に現地協定を締結したものであります。

現地協定書については、これまで国、県、沖縄市の三者を代表して沖縄市長が署名を行ってきたところですが、去る4月30日付で沖縄市長より泡瀬通信施設に係る一部保安水域において埋め立てられる部分が新たな基地として米軍に提供されるとともに、共同使用により土地利用の制約が生じるため署名者とならない旨の通知が国及び県にありました。

県としましては、当該保安水域に係る部分に県が管理する臨港道路や緑地等の土地利用計画があり、本事業を円滑に進めるためにも従来どおりの共同使用を継続していく必要があることから、沖縄市長にかわって知事が署名することが妥当であると判断したところであります。

今回の期間更新手続は、署名者の変更を伴うものの協定の内容自体に変更はないと考えていることから、これまで同様、協定の期間更新手続を沖縄防衛局に依頼したところであります。

続きまして、沖縄市長の権限についての質問にお答えいたします。

公有水面埋立法による埋立免許、承認の手続において、都道府県知事は法第3条第1項に基づき、地元市町村長の意見聴取をすることになっております。

中城湾港泡瀬地区の公有水面埋立免許については、平成12年6月に沖縄市長より異議のない旨回答を受けております。また、埋立地の用途を変更する際には、都道府県知事は法第13条の2第2項に基づき、免許手続と同様に地元市町村長の意見聴取をすることになっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん 幾つか再質問させていただきま

知事は、今回の県議選の結果について、ガソリン税とか高齢者など国政のレベルで少なからず影響を受けたらうということを言っていますけれども、やはり県議選ですので、知事に対する審判が出てきたのではないかということが言えると思います。そのあたりは謙虚に受けとめて、今後どうしていくのかについてお尋ねします。

ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時14分休憩

午後4時15分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○渡嘉敷喜代子さん 普天間爆音訴訟の判決では、市民のささやかな願いである夜間から早朝までの米軍機の飛行差し止めが棄却されたわけです。ですから、ヘリ飛行の違法性が今後も続けられるということになるわけですね。

そして、2007年8月に国と米軍は住宅密集地を通らないという新たな飛行ルートも決めましたが、守られていないのが現状であります。ですから、知事は残された任期中に本当に危険性の除去について可能かどうか、しっかりとそのあたりを具体的に展望を示すべきではないでしょうか。もう2年半たって3年以内の閉鎖状態と言いますが、あと半年しか残っていないわけですね。そういうことでしっかりと具体的なものを提案していかなければ、今検討しているのかということではなくて、もう既に具体的に提案していかなければいけない状況にあると思いますが、そのあたりについてお答えください。

それから教育長、30人以下学級の実施について、73%実施していると言っておりますけれども、その73%とは一体何クラスなのか。そしてあと27%についてはどうしてできなかったのか。

学校に聞いた範囲では、現場の話では、3月の末にその通達が来たと。そういうことでは対応できないでしょうということが聞こえてきます。そして、これは知事の政治姿勢、公約でもあるのに、各教育委員会に丸投げをして予算的な措置もやらなかったと。こういう状況にあるわけですね。

ですから、本当に県が30人学級を実施していこうとするならば、予算措置もしっかりとやっていたいただきたい。県の責任でやるべきだと思います。

それから、先ほどの泡瀬干潟のことについてですけども……。

ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時17分休憩

午後4時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○渡嘉敷喜代子さん 先ほどの答弁で、沖縄市長がやらないから、それにかわって県知事がやるという、そのようにして署名人がどんどん変わっていく。そして先ほど辺野古における沖合展開については、地元の意見を尊重しながら進めていくということも何度も知事はおっしゃっていましたよね。じゃ、地元の沖縄市長が提案した、もう署名はできないということに対して、そのあたりの話し合いということをやらないで、即署名を変更するということに対して、今後こういうことが許されたならば、知事が思うようにいかない場合には即変わっていくという状況が生まれてくるわけですね。

そのことについてもう一度知事の答弁をお願いしたいと思います。

それから、答弁はありませんでした。北部訓練場のことについてですけども、仮にということをやっていますよね、仲里副知事。

私が質問しているのは、これまで仮にということは言えないということで行政側もずっと答えてきております。ところが、なぜ決まっていないのに仮にということが出てくるのか。本当に水面下で外務省としても北部訓練がやられるということはわかっていての上で、仮にそういうことがあったならば住民に被害のないように厳しく言っていきたいと言っておりますけれども、あの普天間飛行場のヘリのことにしても同じことなんですよ。密集地を飛び交ってはいけないというその場周経路のことを約束していますけれども、全然守られてないわけですね。

そういうことで、仮にではなくて、本当に基地の強化につながるということで、そこに住んでいる付近住民の命を守るという立場から、しっかりと反対していく立場で物を言っていたきたいと思います。

地位協定についても同じことなんですよ。裁判権の放棄とかいろいろな問題が出てきていますでしょう。こういう状況の中で本当に米軍が綱紀粛正ができるかどうか、本当に疑わしいです。そういうことであるからこそ、知事は北部訓練については絶対にだめですよということをはっきりと国に対して提言をしていかなければいけない、物言いをしていかなければいけない。そういう状況にあるかと思います。

それから、後期高齢者医療制度ですけども、見直しをするのではなくて、本当にこれを廃止していく立場で知事はしっかりと国に要請していくべきではあり

ませんか。沖縄県は全国一位になっているわけですね、この負担の割合が。そして、年間所得は最下位ですね。そのような状況で沖縄県からこそしっかりと物言いをしていかなければいけない、そんな思いであります。絶対に小手先の見直しではなく、本当に日本の皆保険をどうのこうのと言っていますけれども、そうじゃなくて、日本の社会保障制度そのものが崩壊しかねない、そういう思いで私はしっかりとそのことに反対していく立場で知事は頑張っていたいただきたいと思います。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時21分休憩

午後4時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡嘉敷議員の再質問にお答えしたいと思います。5つあったと思うので、初めの1番と2番について私、答えさせていただきます。

まず、選挙結果について謙虚に受けとめよと、最後におっしゃったことだと思います。

私も先ほどの答弁で申し上げましたが、繰り返しますと、今回の選挙結果につきましては、これを謙虚に受けとめ、これまで以上に県民の皆様の声に耳を傾け、御理解と御協力を求めている所存でございます。先生おっしゃったとおりだと考えております。

それから2番目の御質問だと思うんですが、3年めどの閉鎖状態と申し上げている点で、もう知事は2.5年たったのではないかとおっしゃっているんですが、1年半です。ですから、3年という点でもまだあと1年半ありまして、今、国の方もいろいろ研究したいと言っておりますし、また私もでも可能な限り研究体制をとって閉鎖状態の実現、つまり危険性の除去に、そして騒音の低減に取り組んでまいりたいというまだ途中でございます。ひとつよろしく願いいたします。

その他の再質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲里副知事。

〔副知事 仲里全輝君登壇〕

○副知事（仲里全輝君） 渡嘉敷議員の北部訓練場における第三国の軍隊演習を容認するつもりかと、こういう御質問。

これは、知事公室長から答弁したとおりでございます。私のマスコミのコメントを求められてやったこ

とに対して重大な誤解があるようでございますので、私から直接再質問に対する答弁をさせていただきます。

御案内のとおり、日米安保条約第6条は、明確に在日米軍施設の使用目的が規定されております。それから、使用主体もアメリカ合衆国、陸・海・空軍と、こう規定されております。これは御案内のとおりであります。

したがって、この日米安保条約第6条に明確にもとる、法的に重大な問題があるという見解をまず示しております。

そして、記者の質問に対しまして、仮に法律上問題がなくなった場合にどうするのかと、こういう質問がございました。

法律上、仮に利用できるような状況になっても、地域住民や県民の迷惑になるようなことは絶対に許せませんと、こういう趣旨でコメントしているわけであります。

また、国の関係機関に問い合わせましたところ、そういうような見解でございますし、またそういう第三国の軍隊に沖縄にある北部訓練場を利用させるというような計画もないということでございますので御理解を賜りたいと、こう思います。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 再質問にお答えします。

協定更新に向けて話し合いがなされてきたのかという質問でございますが、協定の更新に向けてこれまで国、県、市の三者でことしに入って7回ほど協議を重ねてきております。

今申しましたように、県が沖縄市にかわり署名することとしたのは、申しましたように、国、県、沖縄市の三者で協議を行った結果でございます。そのことは当然のことで沖縄市も承知しているわけでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 後期高齢者医療制度の件でございますが、これは改善が必要なところはあるかと思えます。ですけれども、国民皆保険制度を堅持し、高齢者の適切な医療を国民全体で支えるために必要な制度であると考えております。

先ほど渡嘉敷議員は、沖縄県が一番保険料が高いとおっしゃっていましたが、全国平均が7万

2000円、沖縄県の保険料 1 人当たり 6 万1805円ですので、これから見直しもありますし、それで改善が必要であればその改善の要請をしていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは渡嘉敷喜代子議員の30人学級についての再質問にお答えをいたします。

まず 1 点目が、その30人以下学級の73%の学級数は幾らかということでございますけれども、小学校が全280校ございまして636学級ございます。その中で、30人以下学級を実施しているのが213校で467学級でございます。

2 点目には、その実施できなかった27%はどうしてなのかという御質問でございますが、30人学級の実施につきましてはその市町村教育委員会と施設状況等を調整をしまいいりまして、その空き教室等でその施設状況等での対応がかなわなかった学校ということでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 2 期目の鬼門を突破してまいりました当銘勝雄でございます。よろしくお願いいたします。

私は、社民・護憲ネットを代表して質問を行います。

6 月 8 日の県議会議員選挙の県民審判を受けて初めての議会でありますので、国政運営の問題あるいは県政運営に対するコメントを入れながら質問をしていきたいというふうに思います。

今回の県議会議員選挙は、一地方議員選挙でありながら、国政問題から県政の基地問題にわたる生活に身近な問題が浮上した選挙であったというふうに思います。

国政においては、これまでの三位一体改革や規制緩和などから行政における生活関連予算の削減による国民生活へのしわ寄せ、また大企業優遇の税制や労働者派遣法による働く者の所得の目減りなど、格差社会を生じせしめ不安定化が起きました。

また、大企業が生産した自動車や工業製品を売るため、輸出産業特化の経済政策は、中小企業や農水産業を疲弊させ、食料自給率の年々の低下が続いております。輸入農産物に依存する余り食の安全が脅かされ、生活不安に陥る一方、輸入農産物の価格高騰はとまることを知らないありさまで弱者の生活を直撃しております。

加えて、ずさんな年金記録整備問題、道路特定財源問題、お年寄りいじめの後期高齢者医療制度のスタートなど悪政がマスコミに登場しなかった日はないくらいでありました。

県政におきましては、教科書検定に対する県民の国に対する不信感、米軍基地から派生する後を絶たない事件・事故、日米地位協定の改定ができないいら立ち、あらゆる米軍の事件・事故に抗議する県民大会への知事の不参加、新たな基地建設に反対する県民の総意をよそに、辺野古への基地建設を容認する県政に対する批判、いわゆる知事の基地政策に対する批判が大きかったというふうに思います。

沖縄県は全国の75%の米軍基地を押しつけられ、県民所得は全国最下位、失業率も全国の約 2 倍です。基地があっては沖縄県の振興・発展ができないのは明白であります。この状況を改善し、解決するのが当面する大きな政治課題だというふうに思います。新たな基地建設は県民の総意に反するものであり、到底認められるものではありません。

そこで伺います。

1 つ、基地問題。

(1)、米軍基地が県民生活並びに県経済に及ぼす影響について。

ア、県民生活に及ぼす影響を計量的に把握されているか伺います。

イ、県産業や経済に及ぼす影響をどう把握しているかお尋ねします。

(2)、基地の機能強化について聞きます。

沖縄を訪れる総理大臣は、沖縄県の基地の負担軽減を幾度となく言います。去る 6 月23日の慰霊の日もこれまでの総理と同じように基地の負担軽減を言いました。しかし、現実には基地機能の強化に動いているというふうに思います。

昨日、7 月 2 日のマスコミ報道によれば、米軍以外のドイツ、イスラエル、オランダの軍隊が北部訓練場の視察を行い、ヤンバルのジャングル戦闘訓練の検討がなされていると報道されております。もしこれが事実だとすれば、大変な問題であります。

そもそも米軍への提供施設は、日米安保条約に基づき、また日米地位協定によって利用されているものと解され、第三国の軍隊が利用できるものではありません。それを承知で視察を受け入れた米軍のあり方、それを容認した我が国政府のあり方も問われます。

そこでお聞きします。

ア、嘉手納基地の機能強化をどう認識するか。

イ、東村や金武町、宜野座村へのヘリパッド建設は

新たな基地建設にならないか。

ウ、米軍再編促進法は新たな基地建設と基地機能の強化になるがどう認識するか。

次に、普天間飛行場の早期返還についてお聞きします。

そもそも普天間飛行場は、米軍の最高責任者であるラムズフェルド長官も最も危険な飛行場であるとの認識で返還に合意したものであります。日本政府の沖縄への移設ありきで進めていることに對し、それを容認した県政のあり方が問われます。

そこでお聞きします。

ア、普天間飛行場の返還合意の経緯は何だったのか。

イ、普天間飛行場の返還が進まない理由は何なのか。

ウ、70%以上の県民が望まない辺野古への移設を容認する理由は何なのか。

エ、沖合移動は知事選の公約にもない県民無視の基地建設ではないか、問います。

オ、返還合意から10年、遅々として進んでおりません。前県政と同じ様相を呈しております。解決の糸口はあるのか、お伺いします。

次に、(4)、普天間飛行場の場周経路調査についてお尋ねします。

ア、調査の結果、合意した場周経路は守られているのか。

イ、そして、危険性の除去につながっているかお尋ねします。

(5)、6月26日の那覇地裁での普天間爆音訴訟判決についてお聞きします。

ア、裁判所として騒音を違法と認め、国に損害賠償を命じました。これまで被害を受けた近隣住民の立場からは、県は即時撤去を求める考えはないかというこいう強い憤りだというふうに思います。県はどう考えますか。

次に、農業問題についてお聞きします。

地方農村においては、WTOやEPAの推進によって国際的な市場圧力に耐えられない農家がふえ、若者の都市部への流出は農家の後継者不足となり、農村は疲弊し限界集落化が進んでおります。農水省が目指す食料自給率45%、きのうのニュースでは50%に引き上げると言っておりますが、現実には逆に39%に低下をしております。

大半の食料を外国に依存する我が国、食の安全・安心の面からも国民を不安にさらしております。

安ければよいとする消費者側にも問題はあります

が、国民の生活を守るべき国の経済政策に問題があります。市場経済万能主義では、資源のない国土面積の小さい我が国の農政は行き詰まります。自国での食料自給を主体的に考える必要があります。

地球温暖化の異常気象による農業生産の停滞とあわせ、オイルマネーによる国際的な石油価格の異常な高騰による産業活動への影響、投資ファンドによる農産物価格の統制、トウモロコシやさとうきびなどのエタノールへの転化などにより、世界的な食料危機が進んでおります。

そこで質問いたします。

(1)、WTOやEPA経済連携協定による食料の海外依存度を高めることを危惧するものでありますが、農水産業や中小企業対策をどう講じていくか、お尋ねします。

次に、食料自給率の低下は食料安全保障の観点からも問題であります。自給率向上対策をどう講じていくかお尋ねします。

(3)、原油価格高騰によるイカ釣り漁に続き、漁業の一斉休漁問題は、すべての農漁業問題につながるものであるというふうに考えます。WTOやEPAを加速化する政府の経済政策にどう対応するかお聞かせください。

(4)、食の安全をどう確保するかお尋ねします。

食料が絶対的に不足するとなれば、安全性のチェックがおろそかになることは必然的であります。自国での生産体制をつくるのが大切と考えますがどう考えますか。

次に3番、有村産業の会社更生計画についてお聞きします。

有村産業は本土、沖縄、先島、台湾の航路を運航し、物資や旅客輸送を通して県経済の発展と農民生活に寄与してまいりました。特に、離島県であります本県の離島地域の生活物資や建設資材、農水産物の輸送は一日も欠かすことができないというものであります。航路確保は早急な対策が必要であります。

そこでお聞きします。

(1)、有村産業の会社更生は何が原因か。

(2)、有村産業のこれまでの実績について聞きます。

ア、離島航路の生活物資や建設資材などの輸送実績、離島生活への影響についてはどう考えますか。

イ、農産物など輸送実績と農水産業への影響をどう考えますか。

ウ、観光客の輸送実績と観光産業への影響をどう考えますか。

(3)、大きな課題として県経済に与える影響をどう考

えますか。

(4)、従業員の再就職対策についてどう考えますか。

次に大きな4番、オックス再生問題についてお聞きます。

(1)、オックスの会社の主な業務概要は何なのか。

(2)、経営破綻の要因は何か。

(3)、オックスの再生に当たって何がネックになっているか。

(4)、オックスの破綻は県経済にどのような影響を与えるか。

(5)、さらに県はどのような支援策を講じることになっているのかお尋ねします。

次に、土木関係についてお聞きます。

(1)、道路特定財源問題についてお聞きます。

道路特定財源問題については、暫定税として創設され時間的経過を終え、制度による無駄遣いが余りにも多過ぎることなどから国民から支持されず、参議院において廃止されたものでありますが、再び衆議院で再生するという国民の総意と離れた法律と言われるものであります。

そこで質問します。

ア、道路特定財源は向こう10年間で57兆円を衆議院で可決する一方、総理は2009年度に一般財源化していますが、それは矛盾しないか。県はどの立場を推進するかお聞かせください。

イ、一般財源化した場合、県の道路整備計画にどう影響するか。

ウ、県内における道路整備で、プライオリティーを加味した整備計画は無駄の削減につながると思うがどう認識するか。

次に(2)、改正建築基準法についてお聞きます。

ア、建築基準法改正の主な改正点は何か。

イ、改正前と改正後の民間事業と公共事業の実績はどう変わったのかお尋ねします。

ウ、県内の土木・建築業者は、談合賠償金問題や折からの公共事業の減少により死活問題化しております。業界への影響はどうなっているか、また県経済への影響はどうなっているかお尋ねします。

それに伴う改正建築基準法の緩和策を国にどう要請したか、お尋ねします。

答弁によって、また再質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 当銘議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、基地問題の中で、辺野古への移設を容

認する理由についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

市街地の中心にある普天間飛行場は、住民生活に深刻な影響を与えており、早期に危険性を除去し、騒音の軽減を図り、周辺住民の不安を解消することが緊急の課題であることは、県民共通の認識であると考えております。

私は、在日米軍再編協議などこれまでの経緯を踏まえますと、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するためにはキャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択であると考えており、移設を早期かつ円滑に進めるため政府と協議を重ねているところでございます。

次の御質問で、同じく基地問題で、沖合移動は知事選の公約にもないが、県民無視の基地建設ではないかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、一昨年の知事選挙におきまして、現行のV字型案のままでは賛成できないことや、地元の意向や環境などに十分配慮しつつ、政府と協議をし、確実な解決を図ることを公約として掲げております。

名護市の可能な限り沖合へ寄せてもらいたいとの要求は、周辺住民の生活環境等に配慮する観点から要求しているものであり、私としても地元の意向や環境に十分配慮し検討を進めるよう政府に求めているところでございます。

同じく基地問題で、普天間飛行場移設問題の解決についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県といたしましては、代替施設の建設計画につきましては、可能な限り沖合へ寄せるなどの地元の意向や環境に十分配慮する必要があると考えております。

政府は、移設措置協議会におきまして地元の意見を真摯に受けとめ誠意を持って協議する旨の発言や、さらに沖合へという話も念頭に置き、早期に決着が図れるよう最大限の努力をする旨の発言をいたしており、また、アセス調査につきましても進捗しているものと認識をいたしております。

代替施設の建設に当たっては、政府が沖合移動を求める地元の意向に十分に配慮することにより、移設はより円滑に進むものと考えているところであります。

次に、地球温暖化の異常気象に係る農業生産に係る御質問で、食料自給率向上対策をどう講じるか、食の安全をどう確保するか2つの御質問は関連いたしておりますので、御理解を得て一括して答弁させていただきます。

我が国は農産物の純輸入国であり、かつ特定の国への依存度が高いことから、輸入先国における作柄、作

付の変動等、世界の食料需給の影響を受けやすい状況にあります。そのため、国としては、国内生産の増大を基本とし、輸入と備蓄とを適切に組み合わせることで食料の安全を確保していくこととしております。

沖縄県におきましては、食料自給率の向上を図るため、農林水産業振興計画に基づき、第1に、おきなわブランドの確立と拠点産地の形成による生産供給体制の強化、第2に、輸送コストの低減や地産地消など流通・販売・加工対策の強化、第3に、経営感覚にすぐれた担い手の育成や多様な新規就農者の育成・確保などにより、持続的農林水産業の振興と多面的機能を生かした農山漁村の振興を図ることといたしております。

今後とも、市町村、関係団体等と連携をし農林水産業の振興を図ってまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地問題の御質問のうち、県民生活に及ぼす影響の計量的把握についてお答えします。

本県には在日米軍専用施設の約75%が集中し、県民生活にさまざまな影響を及ぼしております。

県内において航空機関連事故などの米軍基地に起因する事件・事故は、平成16年には77件、平成17年には93件、平成18年には58件、平成19年には75件発生しております。

また、県警が発表する米軍構成員等による刑法犯罪の検挙件数は、平成16年には59件、平成17年には66件、平成18年には57件、平成19年には63件となっております。

さらには、平成18年度の航空機騒音測定結果によると、嘉手納飛行場周辺で15測定局中11測定局、普天間飛行場周辺では9測定局中3測定局で環境基準値を超過しています。

次に、嘉手納飛行場の機能強化についての御質問にお答えします。

嘉手納飛行場は、極東で最大かつ最も活発な米空軍基地であり、県としては同飛行場の運用改善を求めているところであります。

県としては、嘉手納飛行場について、航空機騒音規制措置の厳格な運用や、米軍再編で合意された嘉手納飛行場からの一部訓練移転の実施により、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られる必要があると考えております。

次に、東村等へのヘリパッド建設についてお答えします。

SACO最終報告において、北部訓練場については、ヘリコプター着陸帯を返還される区域から同訓練場の残余の部分に移設されることを条件に同訓練場の過半を返還することとされております。また、ギンバル訓練場については、ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設された後、ギンバル訓練場を返還することとされ、昨年6月に同移設について金武町が受け入れを表明したところであります。

沖縄県が負担している過重な米軍基地の整理縮小については、まずSACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しており、今後ともSACOの合意内容の着実な実施に向け、取り組んでいきたいと考えております。

次に、米軍再編特別措置法についての御質問にお答えします。

米軍再編特別措置法は、米軍再編に伴い負担が増加すると認められる地域に対し、特別の措置を講じ、再編を円滑に実施することを目的としています。

県としては、再編に伴い、新たな負担を受け入れることとなる地域に対して、政府がその負担を緩和するための措置を実施することは必要なことと考えております。

次に、普天間飛行場の返還合意の経緯についてお答えします。

市街地の中心部にあって、危険性の高い普天間飛行場は住民生活に深刻な影響を与えていることから、地域住民を初め県民の間から早期返還を望む声が強くなり、県はこれまであらゆる機会を通して日米両国政府にその返還を強く求めてきました。

こうした世論の高まりを背景に、平成7年11月に沖縄に関する特別行動委員会（SACO）が設置され、日米両国政府は沖縄の米軍基地整理縮小等について協議を行い、平成8年12月の最終報告において、普天間飛行場に関しては代替施設が完成し運用可能になった後、全面的に返還されることが合意されました。その後、平成11年12月の名護市の代替施設受け入れ表明及び政府方針の閣議決定を経て、平成14年7月に基本計画が策定され、環境影響評価調査などの諸手続が進められてきました。

このような中、平成17年10月の日米安全保障協議委員会いわゆる2プラス2において、米軍再編中間報告として、キャンプ・シュワブの海岸線にL字型の新たな移設案が合意されました。その後、平成18年4月に

政府と名護市等との基本合意を経て、平成18年5月の米軍再編の最終報告において現行のV字型滑走路を建設することが合意され、今日に至っております。

次に、返還が進まない理由についての御質問にお答えします。

普天間飛行場代替施設については、環境影響評価に基づく調査が開始されるなど一定の進捗があると認識しております。

代替施設の位置については、政府と県、名護市の間で最終的な確定に至っておりませんが、協議会において率直な意見交換を行いながら前向きな調整が進んできており、今後、移設がより円滑かつ確実に進んでいくものと考えております。

次に、普天間飛行場の場周経路調査及び危険性の除去について一括してお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去の方策について、昨年8月に政府から発表されましたが、沖縄防衛局においては発表された普天間飛行場の場周経路が守られていないとの宜野湾市の要請を受け、5月28日から6月17日までの間、普天間飛行場の飛行経路を目視調査し、この結果をもとに今後の対応について検討するとのことであります。

県としては、政府から示された場周経路の改善等では危険性除去策として不十分であり、さらなる抜本的な改善策が必要であると考えております。

次に、普天間基地の即時撤去についての御質問にお答えします。

普天間飛行場移設問題の原点及びその緊急の課題は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であり、県としては早期に解決しなければならない課題であると認識しております。

県としては、在日米軍再編協議などこれまでの経緯を踏まえると、キャンプ・シュワブに移設することが普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するための現実的な選択肢であると考えております。

また、移設するまでの間であれ、その危険性を放置することはできないことから、早期に危険性を除去し騒音の軽減を図るなど、3年めどの閉鎖状態の実現について政府に強く求めているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 基地問題についての御質問で、米軍基地が産業や経済に及ぼす影響についてお答えいたします。

米軍基地が県経済へ及ぼす影響につきましては、県

民経済計算上、基地関連収入として整理しており、最新の平成17年度においては2006億円と推計されております。また、この基地関連収入が県民総所得に占める割合は、平成17年度において5.2%となっており、復帰直後の15.5%からその比重を徐々に低下させております。

また産業へ及ぼす影響につきましては、基地関連収入のうち、個人の所得については消費関連産業の需要に、建設工事等については建設関連産業の需要にそれぞれつながっているものと考えております。

次に、有村産業の会社更生計画についての御質問で、有村産業の会社更生の原因についてお答えいたします。

有村産業は、規制緩和による会社収益の減少、過大な設備投資、外航部門の赤字等により、平成11年6月に更生手続開始の申し立てを行い、平成14年7月に更生計画認可決定がなされ、これまで同計画に基づく弁済を遂行してきたところであります。

しかしながら、近年の原油高騰に伴う燃料費の増大により資金繰りが悪化し、事業継続の見通しがつかなくなったことから、那覇地方裁判所において会社更生手続の廃止が決定されたところであります。

同じく有村関連でございまして、有村航路の輸送実績と離島生活や県経済への影響について一括してお答えいたします。

平成19年度の有村産業の旅客輸送実績は、那覇―宮古間が8624人、那覇―石垣間が1万2476人、宮古―石垣間が2788人となっております。また、貨物輸送実績は、那覇―宮古間が5万3205トン、那覇―石垣間が9万5505トンとなっております。

離島生活及び県経済への影響については、先島航路の旅客輸送は有村産業のみであったため、当面の影響は避けられないものと考えております。

先島航路の貨物部門につきましては、琉球海運など他の事業者も運航しており、振りかえ等が可能であること、また、台湾航路の貨物部門についても、他の事業者の航路変更等により対応が可能であることから、大きな混乱は生じないものと考えております。

県といたしましては、今後具体的な対応策について国や関係市町村と連携し検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは地球温暖化の異常気象による農業生産の停滞、オイルマネー

等による世界的な食料危機が進行していることについての御質問で、国の農林水産業対策及び経済政策とWTO等農業交渉への対応については、関連しますので一括してお答えいたします。

国の農林水産業対策及び経済政策については、我が国経済社会のグローバル化の進展、WTO、EPAなど国際規律の強化へ対応するため、国内補助金の削減、関税に過度に依存しない政策への転換が求められています。

このため、国の「食料・農業・農村基本計画」では、食料自給率の向上、食の安全と消費者の信頼確保、担い手の経営に着目した経営安定対策への転換や農地の利用集積の促進等に取り組んでいくこととしております。

一方、WTO等農業交渉に当たっては、国は、各国の多様な農業の共存と守るべきものは守るを基本として臨むこととしており、農業への影響を十分踏まえ適切に対処することとしております。

このことから、県におきましても、国に対しWTO・EPA等農業交渉においては、我が国の基本的立場を堅持して交渉に当たるとともに、本県の重要作物であるさとうきび、肉用牛、酪農、パイナップルなど関税に係る現行制度が維持されるよう強く要請しているところであります。

次に、有村産業の会社更生計画の御質問で、有村産業の農産物輸送実績と農林水産業への影響についてにお答えいたします。

平成19年度における有村産業の農産物輸送実績は、宮古―那覇間が粗糖7400トン、石垣―那覇間が粗糖1500トン、水産物100トン、米60トンとなっております。

なお、青果物、畜産物、花卉等の利用はほとんどないと聞いております。

農水産業への影響については、琉球海運など他の事業者も運航しており、振りかえ等が可能であることから、大きな支障は生じないものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 地球温暖化の異常気象に関する世界的な食料危機についての御質問の中で、中小企業対策についてお答えいたします。

WTOやEPA経済連携協定により、中小企業者にとって原材料調達コストが低減されるメリットがある一方、原材料調達の海外依存度が高まりますと、1次産業を初めとする地域経済に少なからず影響を与える

ことが考えられます。

他方、近年では消費者の安全・安心に基づく国産志向、生産者の顔が見える商品を求める傾向が高まっていることから、県としましては、平成20年5月に公布された「農商工等連携促進法」に基づき、国や農水産業の関係機関とも連携して、中小企業者と農林漁業者が行う新商品開発・販売促進等の取り組みを推進していくこととしております。

次に、有村産業の会社更生計画についての御質問の中で、観光客輸送実績と観光産業への影響についてお答えします。

有村産業の航路を利用して平成19年度に名古屋・大阪から沖縄へ入域した旅客は3430人、台湾から入域した旅客は1479人、合計4909人となっております。沖縄県への入域観光客数全体に占める割合は小さいため、観光客及び観光産業への影響は小幅なものにとどまると見ております。

なお、修学旅行等で那覇―先島間の利用を予定していた学校が県外6校、県内3校ありましたが、6月に利用予定であった県外2校は航空機へ振りかえる対応がなされております。その他の学校については、現在対応は未定と聞いております。

同じく有村産業従業員の再就職対策についてお答えします。

有村産業の航路廃止に伴う雇用の問題については、有村産業からは解雇や再就職支援に関する具体的な情報は入っておりませんが、現在、沖縄労働局等関係機関からの情報収集に努めているところであります。

県としましては、大量の離職者が発生する場合には、沖縄労働局や沖縄総合事務局等の関係機関と連携し、緊急雇用問題連絡会議の開催、関連企業等への再就職受け入れ要請、企業説明会の開催等、速やかに再就職を支援してまいります。

さらに、必要に応じて職業能力開発校等において職業訓練を実施し、職種転換及び技能向上を図る等、再就職を支援していきたいと考えております。

次に、オークスの再生問題についての御質問の中で、主な業務概要についてお答えします。

株式会社オークスの主な業務は、クレジットカード事業を行う総合あっせん業務、ショッピングクレジット事業を行う個品あっせん業務、提携保証ローン事業を行う信用保証業務、消費者ローンを行う融資業務などとなっております。

次に、経営破綻の要因についてお答えいたします。

株式会社オークスは、平成20年3月期決算において、改正貸金業法施行により、年利29.2%までのグ

レーゾン金利の廃止に伴う過払い金返還請求などに備えるため引当金を計上したことなどから、約172億円の債務超過の状態になったと聞いております。

次に、再生に当たってのネックについてお答えいたします。

株式会社オークスは、現在、事業再建計画を策定し、資本業務提携交渉など企業再生に向けて全社を挙げて取り組んでいると聞いております。

次に、オークスの破綻による県経済への影響と支援策について、関連しますので一括してお答えします。

株式会社オークスは、現在、事業再建計画を策定し、企業再生に向けて取り組んでいる状況にあることから、この状況を注意深く見守っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 土木の中の、道路特定財源を一般財源化する国の方針と県の立場についての質問についてお答えいたします。

去る5月13日の衆議院本会議において、道路特定財源を向こう10年間維持する改正道路整備費財源特例法が成立する一方で、来年度から一般財源化すると閣議決定されたことについて矛盾があるとの御指摘につきましては、本年度の道路整備補助金を全国の自治体に確実に配分するための措置とのことであり、同閣議決定においては本年の税制抜本改革時に同特例法を廃止することも明記されております。

県としましては、一般財源化が決定されたことについては、国の政策方針としてやむを得ないものと考えておりますが、本県においては那覇空港自動車道などの骨格幹線を初め都市部の渋滞対策や地域に密着した生活幹線に至るまで、多くの道路がまだ未整備の途上にあることから、次年度以降も国において確実に道路整備の財源措置を講じることがぜひとも必要と考えております。

続きまして、一般財源化による県の道路整備計画への影響についての質問にお答えします。

国は、去る5月13日に「道路特定財源等に関する基本方針」として、平成21年度に道路特定財源を一般財源化すること及び中期計画の策定等について閣議決定しております。

県としましては、那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、南部東道路など本県の道路交通機能の確実な向上に資する道路について、現在策定作業を進めている中期計画において明確に位置づけ、次年度以降も確実、

安定的に道路整備を進めることができるよう、国の動向を見きわめながら道路予算の確保に努めていきたいと考えております。

続きまして、プライオリティーを加味した整備計画による無駄の削減についての質問にお答えします。

国はさきの閣議決定で、中期計画を5年とし最新の需要推計を基礎に、新たな整備計画を策定することを明らかにしており、これを受けて、現在、県においては沖縄総合事務局と連携し、交通需要推計や将来道路網の設定及び整備路線の選定等について作業を進めているところであります。

同計画により、真に整備を必要とする路線及び整備方針等について整理し、より効率的・効果的な道路整備を推進していきたいと考えております。

続きまして土木の中の、改正建築基準法の主要な改正点についての質問にお答えします。

平成17年11月に発覚した耐震偽装事件は、多くの国民に建築行政や建築業界に対する不信感をもたらすことになりました。このため、建築物の安全性を図るための建築確認の厳格化等を内容とする建築基準法の改正がなされ、平成19年6月20日から施行されています。

この改正法の要点は、第1に、一定規模の建築物について第三者機関による構造計算適合性判定を義務づけたということです。第2に、確認審査の指針制定であり、より詳細な審査項目や審査方法などが定められたことです。

引き続きまして、法改正前後の民間事業と公共事業の実績についての質問にお答えします。

国の建築物着工統計によると、改正前10カ月間と改正後10カ月間の建築規模で比較すると、民間事業については約35%の減、公共事業については約27%の減となっております。

引き続きまして、業界や県経済への影響についての質問にお答えします。

県の集計によると、法改正が行われた平成19年度の建築確認件数は、前年度比で約30%の落ち込みがあります。

御存じのように、建築工事は建築資材の種類が多く、電気工事、機械工事、内装工事や家電・家具販売などの関連業種が多くあるため、業界や県経済への影響は大きいものがあると認識しています。

県としましては、この影響を最小限にとどめるため、これまで建築確認円滑化対策を講じてきました。

今後とも、引き続き建築関連団体等と連携して事態の収拾に努めてまいりたいと考えております。

それから引き続きまして、緩和策の国への要請についての質問にお答えします。

県は、改正建築基準法の施行以前において、国に対し鉄筋コンクリート造低層住宅のピアチェック適用除外を要望しています。さらに、施行後は全国組織である日本建築行政会議を通じて同様の要請を行っております。

また、ことし5月14日、知事は冬柴国土交通大臣に面談し、構造計算書の一部が省略できる認定制度の支援、構造設計者確保のための支援、軽微な変更など確認申請手続規定の見直し、セーフティーネットの延長などの要請を行ってきております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 まず、有村産業の問題から再度お聞きしたいと思うんですが、今、県経済に与える影響とか、あるいは物資の輸送の問題とか、あるいは生活必需品の問題とか旅客輸送の問題と、いろんな形でかわりがあって各部からの答弁があるんですね。縦割りの答弁なものだから、総合的に見ればどうなっているんだというようなことで、非常にわかりにくいんです。少なくとも一部の部においては代替する航路があるので、それにかわってもらおうということで問題はないということもありましたが、しかし、全体的には私はかなり問題があるだろうと。いわゆる旅客輸送の問題、あるいは農林水産物なんかの輸送の問題があると思うんです。

そこで、これを総合的に言うならどうなるのかということで、この際、知事、本当に大丈夫か、知事からまとめて答えてください。そうしないとこれはわからないですよ。あの部長はこう言い、この部長はこう言うのではわかりません。ひとつお願いしたいというふうに思います。

それから土建部長、さきの改正建築基準法によって民間事業とかあるいは公共事業、これもどういうふう実績が減ったのかという質問でありますけれども、この10年間の減り方といいますか、こういうことではわからないですよ、これは。10年間ではそんなに、例えば民間部門が35%、公共事業部門が27%減ったと、こう言っているんですが、私が聞いているのは最近の建築基準法改正を行って後の話なんですよ。ですから、昨年とことしのものを比較しないと現実的にこれはわからないんです。もう一度そこら辺はひとつお答えをしていただきたいというふうに思います。

ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時25分休憩

午後5時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○当銘 勝雄君 なぜ辺野古へ普天間飛行場を移すのかということに対して、やはり知事は危険性の除去が必要であると、こういうことを言っているわけですが、やはりその前に、確かに危険性の除去はやらぬといけませんよ。これは別の方法でもできる。必ず辺野古に移さないとということはないと思うんです。これは別なんです。

ですから、私が聞いているのは、要するに県民が辺野古へは要りませんということを言っているんですよ、総意としてですね。それをあえてなぜ辺野古に移すのかということを知りたいんです。ぜひそれについてもお答えください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時27分休憩

午後5時28分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 当銘議員の再質問にお答えしたいと思うんですが、普天間基地を移設する話は、御存じのようにもう10年以上前から決まっているわけですが、無論私も何度も申し上げましたように、ベストは県外だと思いますよ。ですが、現実的に名護も基本合意をし、受け入れているあの場所が現実の場所だと。移さないことには普天間そのものが返還されない、戻ってこないということですから、当然向こうへ移すということになるということは前から申し上げているとおりでございます。

その他の再質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 有村産業に関する再質問にお答えいたします。

先ほど総括的に答えつつもりではございますけれども、大きく人と物だと思います。

人については、有村しかございませんので影響が出てくるだろうと。一方、物については、琉球海運含めてそういう事業者があるので、そう大きな混乱が生じないということを総括的に申し上げつつもりでございますけれども、いずれにしてもこれから具体的な対応策につきましては、引き続き情報収集、確認に努

めながら対応してまいりたいということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 再質問についてお答えします。

改正前後の民間事業と公共事業の実績についてという質問でございますが、先ほども答弁しましたが、国の建築物着工統計によると、法改正前10カ月間と改正後10カ月間の建築規模で比較すると、民間事業につい

ては約35%の減、公共事業については約27%の減となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程は、これで全部終了いたしました。

次会は、明4日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時32分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 上 原 章

会議録署名議員 仲 村 未 央

平成20年 7 月 4 日

平成20年
第 2 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 3 号）

平成20年
第2回

沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

平成20年7月4日（金曜日）午前10時0分開議

議事日程第3号

平成20年7月4日（金曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（47名）

議長	高嶺善伸君	25番	新垣良俊君
副議長	玉城義和君	26番	仲田弘毅君
1番	上原章君	27番	照屋守之君
2番	島袋大君	28番	辻野ヒロ子さん
3番	中川京貴君	29番	嶺井光君
4番	桑江朝千夫君	30番	當間盛夫君
5番	平良昭一君	31番	当銘勝雄君
6番	仲村未央さん	32番	渡嘉敷喜代子さん
7番	照屋大河君	33番	前田政明君
8番	渡久地修君	34番	玉城ノブ子さん
9番	上里直司君	35番	赤嶺昇君
10番	瑞慶覧功君	36番	比嘉京子さん
11番	奥平一夫君	37番	金城勉君
12番	吉田勝廣君	38番	糸洲朝則君
13番	當山眞市君	39番	翁長政俊君
14番	吉元義彦君	40番	浦崎唯昭君
15番	座喜味一幸君	41番	池間淳君
16番	佐喜真淳君	42番	新垣哲司君
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君
19番	崎山嗣幸君	45番	新里米吉君
20番	西銘純恵さん	46番	嘉陽宗儀君
21番	山内末子さん	47番	新垣安弘君
22番	新垣清涼君	48番	大城一馬君
24番	前島明男君		

欠席議員（1名）

17番	玉城満君
-----	------

説明のため出席した者の職、氏名

知事 仲井眞弘多君 副知事 仲里全輝君

副 知 事	安 里 カツ子 さん
知 事 公 室 長	上 原 昭 君
総 務 部 長	宮 城 嗣 三 君
企 画 部 長	上 原 良 幸 君
文化環境部長	知 念 建 次 君
福祉保健部長	伊 波 輝 美 さん
農林水産部長	護得久 友 子 さん
観光商工部長	仲 田 秀 光 君
土木建築部長	漢 那 政 弘 君
企 業 局 長	花 城 順 孝 君
病院事業局長	知 念 清 君
会 計 管 理 者	福 治 嗣 夫 君
知 事 公 室 秘書広報統括監	上運天 昂 君

総 務 部	名渡山 司 君
財 政 統 括 監	
教 育 委 員 会 長	伊 元 正 一 君
教 委 員 会 長	
教 育 長	仲 村 守 和 君
公安委員会委員	幸 喜 徳 子 さん
警 察 本 部 長	得 津 八 郎 君
労働委員会会長	比 嘉 正 幸 君
人 事 委 員 会 長	伊 礼 幸 進 君
事 務 局 長	
代表監査委員	太 田 守 胤 君
選挙管理委員会 委 員 会 長	阿波連 本 伸 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	長 嶺 伸 明 君	主 査	中 村 守 君
次 長	遊 佐 信 雄 君	主 査	佐久田 隆 君
議 事 課 長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	大 城 佳 美 さん
課 長 補 佐	平 田 善 則 君	主 査	金 城 悦 子 さん

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第 1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 おはようございます。

私は、日本共産党県議団の代表質問を行います。

冒頭、緊急事態がありますので、質問通告外ではありますが、よろしくお願いします。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時 1 分休憩

午前10時 1 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○嘉陽 宗儀君 議員諸君の方もけさの新聞報道で、「猛暑限界 プレハブ学習」という報道を知らなかったかと思いますが、これを見たら室温が42

度になる、それから子供たちの弁当が腐れる、そういう悲惨な状況が報道されています。それについて、当然教育行政として適切に対応しなければなりませんけれども、そういう子供たちが学習する状況でないにもかかわらず、県教育庁は金がない金がないということで対応しないというのは、これでは教育行政を任せておくわけにはいかないと思うんです。

そこで、知事として緊急対策をとってほしいと思うんです。まず、知事は記事を知らなかったようですが、それについてどうお考えになりましたか。

それから、実態を掌握して、予算がないということでは県民は納得しませんけれども、具体的にどういう対応をされるか聞きたいと思います。

それから、教育長も知事も緊急に現場を調査して緊急対策をとるべきだと思うけれどもどうですか、決意を伺います。

それでは、予定どおり質問を始めます。

まず初めに、今回の県議選挙において私ども日本共産党に代表質問ができる 5 名の議席を与えていただいた県民の皆様には心からの感謝を申し上げます。

私どもは、期待にこたえて県民の命と暮らしを守るために全力を尽くして頑張ることの決意を表明します。

今回の選挙で与野党逆転が実現できたことは、まさに自民・公明の仲井眞県政に県民がノーの審判を下し

た結果であります。それは同時に、国の自公政権に対する審判でもあります。

現在の我が国の政治は、文字どおり財界が取り仕切っています。財界は小選挙区制度を押しつけ、アメリカのような政権交代の可能な二大政党制を確立するためにマニフェストを自民・民主など各党につくらせて、財界への貢献度を採点して政治献金を行うという仕組みをつくりました。そして国際競争力をつけるという名目で、政治・経済の仕組みを財界本位につくり上げてきました。

行財政改革と規制緩和の名のもとに弱肉強食路線が国民に押しつけられ、格差と貧困を深刻にしています。まさにルールなき資本主義の様相を呈しています。その結果、自公政権と国民との矛盾は抜き差しならない状況に陥っています。

大企業は史上空前の大もうけを上げている一方で、国民は痛めつけられて、毎年3万人以上の人がみずからの命を絶つという深刻な事態が続いています。ところが、仲井眞県政はこのような自公政治から防波堤の役割を果たして県民を守るべき役割があるにもかかわらず、その任務を十分に果たさずに県民に押しつけてきました。とりわけ基地の押しつけ、行革の推進が県民生活を大きく圧迫しています。

このような状況で自公の政治を変えたいという国民の声が民主党に流れる中で大連立構想が明らかになり、国民の政治不信はますます大きくなっています。

そういう情勢のもとで我が党は、全国的に政治の軸足をアメリカと財界から、主権者である国民に転換を訴える運動を繰り広げてきました。その結果、政治の根本の姿が見えやすくなり、二大政党制の大きな流れの中で財界やアメリカのための政治から国民本位の政治への転換を担う勢力として国民の間で自公と対決できる勢力としての日本共産党に対する認識と期待が広がってきました。

今回の県議選挙における我が党の躍進は、政治改革の担い手としての期待が大きく広がった中で実現したもので、まさに価値ある勝利であります。そして、与野党逆転の結果は、自公の政治とそれを県政に持ち込んで県民を苦しめている仲井眞県政に対する明確な審判であります。ところが、昨日の答弁で、知事の態度は県民の審判を正面から受けとめたものとはなっていません。

そこで改めて県議選挙の結果について質問します。

(1)、知事の選挙結果に関するコメントについて。

ア、知事に対する審判が下されたという内容は具体的に何についてですか。

イ、野党多数の議席は県民が何を求めて下した審判だと考えますか。

(2)、県民の後期高齢者医療制度に対する怒りが爆発しましたが、知事はその怒りの内容についてどう受けとめていますか。知事として、その県民の怒りに対する対応を考えていますか。即時廃止を求めるべきではありませんか。

(3)、自民・公明政権によってつくり出された貧困と格差の問題は、とりわけ県民の間で深刻になっています。その実態を掌握していますか。貧困を強いられていることに対する県民の怒りをどう受けとめ解決するつもりですか。

(4)、福祉の切り捨ても県民生活の各分野に及び、その救済を求める声が大きくなっています。知事としての対処策を伺います。

ア、生活保護行政で受給申請が急増し、申請書類の交付さえ窓口で拒否される事実があります。直ちに改善を図るべきですが、決意を伺います。

イ、国保会計に対する県補助を行い負担の軽減を図るべきであります。決意を伺います。

ウ、医療費の中学校卒業までの無料化をぜひ行っていただきたいわけですが、決意を伺います。

(5)、行財政改革による県民生活への影響も深刻な影響を与え、その破壊も進んでいます。その実態について明らかにしてください。

(6)、日米両政府は、県議選挙の結果は米軍再編による新基地押しつけに何の影響もないと繰り返し表明していますが、その見解を知事はどう思いますか。

(7)、県民の意思は、明確に新基地建設反対、基地の県内たらい回し反対である。民意に従って知事もこの際、基地の県内移設反対を表明すべきではありませんか。

2番目の質問は、ヤンバルの森林伐採についてです。

我が党県議団は去る23日、丸1日かけてヤンバルの林道建設や造林事業の実態を調査してきました。豊かな自然が破壊されている状況を見て大きな衝撃を受け怒りさえ感じました。そして、助けを求めるヤンバルの生き物たちの声が聞こえてくるようでした。

そこで質問します。

(1)、現在の林道建設の実態とこの10年間の林道建設で伐採した面積は幾らか。今後の林道建設の計画と伐採面積、その必要性について明らかにしてください。

(2)、この10年間の森林整備事業による森林の伐採面積と造林面積は幾らか。どのような樹木を伐採し何を植林したか。同じく林業としての売上額は幾らで、投

資された補助金などの総額は幾らですか。

(3)、ヤンバルの自然を世界自然遺産に登録を求める声が国際的にも大きく広がっています。森林伐採はこの声を無視し貴重なヤンバルの自然を破壊して進められています。その実態についてどう認識しているか見解を求めます。

(4)、ヤンバルの森は貴重な生物多様性の豊かな地域であります。県は絶滅危惧種など貴重な生き物たちにとってどのような配慮で事業を進めていますか。これまでの工事でどのような影響が出ているか、実態を把握していますか。

(5)、森林法や全国森林計画は、沖縄の自然は固有の動植物が生息しているので開発行為を厳しく制限しています。それを無視して進められているヤンバルの自然を破壊している北部地域森林計画に基づく林道工事と森林の伐採・皆伐を直ちに中止すべきです。

3 番目に、泡瀬干潟の埋立工事について質問します。

私は、この4年間の毎議会で欠かさずこの問題を取り上げ問題点を指摘し改善を求めてきましたが、知事はそれを全く無視してきました。無駄な公共工事の典型であります。しかも、沖縄市長が第2区域の埋め立ては米軍に新たな基地の提供になるという理由で共同使用の協定書への署名をしないと表明したら、力づくで知事が署名をして米軍に新たな基地の提供をするという全く許されない仕打ちをしようとしています。知事はアメリカ軍のためには県民の声を無視するというのか、知事は立場をはっきりさせるべきです。

そこで質問します。

(1)、埋立工事の進捗状況はどうなっていますか。

(2)、沖縄市長は、事業計画を見直すために従来の計画は白紙に戻したが、事実を把握していますか。

(3)、埋め立ての事業計画がないままの埋立工事は違法だと考えるが、それでも工事だけはトカゲハゼの繁殖期さえ無視して行うという異常事態が強行されていますが、その理由は何ですか。

(4)、貴重な生き物たちの貴重な宝庫である泡瀬干潟の埋立工事は中止して豊かな泡瀬干潟の自然を守るべきですが、決意を伺います。

4 番目に、非正規雇用職員の問題について質問します。

この問題は今や大きな政治問題に発展してきました。県が率先して解決に力を尽くすべきです。

そこで聞きます。

(1)、県庁組織内の教育庁も含む非正規雇用の実態はどうなっているか。各部局別の実態を明らかにしてく

ださい。

(2)、非正規雇用職員を正規雇用にすると予算はどうなりますか。

(3)、非正規雇用職員の生活を守るために正規雇用にすべきだと思いますけれども、決意を伺います。

(4)、県内企業における非正規雇用職員の実態について把握しているか。改善を申し入れるべきではありませんか。

5 番目に、福祉問題の子育て支援事業について伺います。

沖縄は出生率が高く、特に乳幼児に対する施策の充実が強く求められています。「三つ子の魂百までも」と言われているように、特別に重視すべきであります。ところが、公的保育所の整備がおくれ認可外保育所に親は頼らざるを得ない事態があります。その中で、子育て支援事業に取り組み成果を上げている状況も生まれていますが、ところがそれも予算の削減で子供の処遇を心配する声が寄せられています。

そこで質問します。

(1)、病児・病後児保育事業の再編に伴う補助金対応額は幾らですか。

(2)、病児・病後児保育事業を継続して実施するために、現在実施中の地域子育て支援拠点事業の予算を削減して確保するというのはどういうことですか。

(3)、予算を削減されたら、これまでの子育て支援事業に支障は出てきませんか。

(4)、出生率の高い沖縄では子育て支援事業をもっと重視すべきではありませんか。

6 番目は、教育問題についてです。

教育にとって最も重要なことは、民主主義が教育行政を初め学校現場に貫かれていることです。

沖縄は、かつて全国からうらやましがられる民主教育の前進県でした。ところが、現在では学力向上の名のもとに民主教育が破壊され、教師は管理統制され物言わぬ状況になっています。その結果が学力テスト全国最下位、犯罪少年全国平均の5倍という深刻な事態をつくり出しています。教育行政が自己分析を深めて沖縄の教育を立て直すべきです。

そこで質問します。

(1)、全国学力テストの結果とその取り扱いについて。

(2)、30人学級の実現の方針について説明せよ。

(3)、教科書検定意見の撤回を改めて求めるべきですが、決意を伺います。

(4)、「集団自決」を演じる小学生の劇に抗議が行われ中止を求める圧力が報じられましたが、断じて許さ

れません。知事の所見を伺います。

最後に、知事の政治姿勢について伺います。

知事の政治姿勢で大切なことは、県民生活に襲いかかる苦難を取り除くために素早く行動を起こすことだと考えます。その意味では原油高の問題は緊急に手を打つべき課題です。

そこで質問します。

(1)、原油価格の急激な高騰による県民生活への影響について。

ア、原油価格の急激な高騰によって県民生活の各分野に深刻な打撃を与えています。その実態を調査し掌握していますか。

イ、知事としてどのような対策をとっておられるか具体的に説明してください。

次に、普天間基地の危険性の除去について伺います。

ア、爆音訴訟の判決に対する所見を伺います。

イ、知事の普天間基地移設は3年閉鎖が前提という公約の期限が迫ってきています。知事の努力で危険性の除去、県民の負担が軽減、改善されたという実績はありますか。

ウ、普天間基地の辺野古への移設の見通しはどうなっていますか。知事の意見は日米両政府に相手にされていません。県内移設にこだわっているのは、結局危険性の除去はいつまでも実現できないと考えますが、知事の所見を伺います。

○照屋 守之君 議長。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嘉陽議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず第1に、県議選の結果についての御質問の中で、1の(1)のアとイが県政に対する評価及び県民の判断についてという御趣旨の御質問ですので、一括して答弁させていただきます。

私は、多くの県民の皆様の負託を受けて知事に就任して以来、1年6カ月の間、私が公約として掲げてまいりました政策の実行に全力を尽くしております。その結果、県民の皆様、そして県議会の与野党の議員の皆様のお協力もあって掲げました政策の多くについて実施または着手することができております。私は、この間の成果、そして進め方についても県議選での争点

の一つになるものと考えておりました。

今回の選挙結果につきましては、私といたしましてはこれまで以上に県民のいろいろな声に耳を傾けて、行政運営や政策をきちんと実行しなさいという県民の皆様からの意思表示だと考えております。したがって、選挙結果を謙虚に受けとめ、これまで以上に政策につきましては丁寧に丁寧に説明をし、県民の皆様のお理解と御協力を得てまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく県議選の結果についての御質問の中で、後期高齢者医療制度に関する御質問にお答えいたします。

少子・高齢化の加速により高齢者の医療費が増大する一方、これを支える現役世代が減少している中で、従来の老人保健制度においては各保険者の費用負担の増大等が課題となっております。新たな後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度と同様に、現役世代からの支援と公費を集中的に投入するとともに、高齢者の方々に保険料として応分の負担をしていただくこととなっております。

後期高齢者医療制度は、多くの意見に耳を傾け相当の改善が必要ですが、国民皆保険制度を堅持し、高齢者の適切な医療を国民全体で支えるために必要な制度であると認識をいたしております。

現在、国において低所得の方々に対する新たな保険料の軽減措置等が示されたところであります。その他の課題につきましても今後検討することとなっておりますので、その推移を注視しますとともに、必要に応じ改善を要求してまいりたいと考えております。

次に、同じく県議選挙の結果についての中で、1の(6)、そして1の(7)の、選挙結果の基地移設への影響及び県内移設についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきましては県外移設がベストだと思いますが、米軍再編協議の経緯から県外移設は困難であり、一刻も早い危険性の除去のためには県内移設もやむを得ないものと考えております。

市街地の中心部にある普天間飛行場は住民生活に深刻な影響を与えており、早期に危険性を除去し騒音の軽減を図るなど、周辺住民の不安を解消することが政府と沖縄県及び関係市町村の緊急の課題であります。

さらに、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設は、海兵隊のグアム移転や嘉手納飛行場より南の施設・区域の大規模な返還とともに、沖縄県の基地負担の軽減と跡地の有効利用、有効利活用を通じた地域振興に大きく寄与するものであると考えております。

次に、教育問題についての御質問の中で、小学生が演じた創作劇についての御質問にお答えいたします。

小学校で上演されました平和劇につきましては、6月23日の「慰霊の日」に向けた平和学習の一環であり、市教育委員会の支援のもと、学校全体で取り組んだものと聞いております。

沖縄県の平和教育は、生命の尊重、個人の尊厳を基本に、思いやりの心や寛容の心をはぐくみ、国際社会の平和と発展に寄与することを目指して推進されているものと理解いたしております。児童生徒が平和劇などを通して沖縄戦の実相に触れ、戦争の悲惨さや平和のとうとさを学ぶことは大切なことだと考えております。

次に、政治姿勢の中で、普天間基地爆音訴訟の判決についての御質問にお答えいたします。

今回の判決は、これまで県が主張してまいりましたように、普天間飛行場が市街地の中心部にあることによる危険性ととも、周辺地域へ環境基準を超える騒音被害を及ぼしていることを示していると考えております。日米両政府はこの判決を踏まえ、普天間飛行場の騒音の軽減等に努めるべきであると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 県議選挙の結果についての御質問で、貧困と格差の問題についてお答えいたします。

全国的に格差の広がりが大きな関心を集めており、本県においても生活保護受給者や非正規雇用者の増加、若年層の高い失業率などの課題を抱えております。

こうした現在の状況は、少子・高齢化や経済のグローバル化などを背景に社会経済構造が大きく変化してきたことによるものであり、労働分野を含め我が国の社会保障全体を見直す必要があるものと考えております。

県としましては、これまで以上に産業の振興による雇用の創出・確保に努め、人材の育成や科学技術の振興を通して成長力の強化を図っていく必要があると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 県議選挙の結果に

ついでの中の、生活保護申請書類の交付についてにお答えいたします。

生活保護制度は、生活に困窮する者がその利用し得る能力、預貯金、土地や家屋等の資産及び他の法律に定める扶助などによる各種施策を活用しても、なお最低生活を維持できない場合に必要な保護を行うとともに、その自立を助長することを目的として適用されるものであります。

福祉事務所等に相談のため来所される方の中には、他の施策を活用することによって保護の適用に至らない方も多いことから、まず窓口において相談者の相談内容に応じて適切な助言・指導を行っております。

相談を受ける場合、生活保護の趣旨や制度を説明し、生活保護の申請の意思がある方に対しましては申請書の交付をすることとなっております。

福祉事務所等の窓口における対応につきましては、監査・研修会を通して県民の誤解を招くことがないよう、県としても助言・指導しているところでありますが、なお一層、懇切丁寧な対応をするよう指導してまいりたいと考えております。

続きまして、国保会計に対する県補助を行い、負担の軽減を図ることについてにお答えいたします。

市町村の国民健康保険事業は、保険料並びに国及び県の負担金を主な財源として運営しております。その他にも高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響への緩和を図るための高額医療共済事業、低所得者に対する保険料軽減措置や低所得者を多く抱える市町村に対する財政支援としての保険基盤安定制度等に対する公費補てんを国、県及び市町村で行っております。

県では、市町村に対するこれらの財政支援を行うため、平成20年度当初予算において136億4336万5000円を計上しております。このうち、低所得者に対する保険料軽減措置等に対する財政支援として53億4400万円を計上し、負担の軽減を図ることとしております。

続きまして、医療費の中学校卒業までの無料化についてにお答えいたします。

乳幼児医療費助成制度につきましては、平成19年10月より対象年齢を拡大し、入院は4歳までを就学前までに、通院は2歳児までを3歳までに引き上げたところであります。

さらなる対象年齢の拡大等につきましては、財政負担を伴うことから、引き続き慎重に検討していきたいと考えております。

福祉問題についての中の、病児・病後児保育事業の補助金額についてにお答えいたします。

病児・病後児保育事業は、保育所入所児童が発病した場合に、病院等に設置された専用スペースにおいて児童の看護を行う事業であります。

当該事業は、平成17年度にそれまでの補助事業から交付金対応事業に改められ、国及び市町村の負担により実施されておりましたが、平成20年度から再度補助事業として実施されることになったものであります。

国においては、今回の事業再編に伴い、補助基準額の引き上げ等を行っておりますが、県においては、財政状況が厳しい中、当該事業執行のため、一定の予算確保に努めたものであります。

国の補助基準額と県の補助額を比較しますと、定員4名以上の病児対応型では848万円に対しまして540万円、病後児対応型では679万円に対して450万円となっております。

続きまして、病児・病後児保育事業の継続実施に係る地域子育て支援拠点事業の予算削減の理由及びこれに対する事業実施に係る支障についてにお答えいたします。これは一括となります。

保育関係の平成20年度予算については、財政状況が厳しい中、多様化・増大化する保育需要に対応するため、行政経費を徹底して削減するとともに、各実施事業において補助基準額等の見直しを行うという方針で編成いたしました。

このうち、保育所で実施される地域子育て支援拠点事業のうち、センター型については、その一部を市町村で実施する他の事業にかえることなどの工夫が可能と判断し、財源の一部を病児・病後児保育事業費の捻出に充てたものであります。

続きまして、出生率の高い沖縄における子育て支援拠点事業の重要性についてにお答えいたします。

地域子育て支援拠点事業を含め保育所で実施される事業は、すべて子育て支援に資するものであり、重要な事業であると認識しております。

こうしたことから、予算編成に当たっては総合的な見地から、それぞれの事業における実施内容や補助基準単価等の設定を行ったものであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 県議選挙の結果についての関連で、行財政改革による県民生活への影響についてにお答えいたします。

行財政改革を推進するに当たっては、県民視点に立った「県民本位の成果・効率重視のスマートな行政」を基本理念とし、限られた資源を有効に生かし、

選択と集中により、真に必要な政策を実施することが重要と考えているところでございます。そのため、指定管理者制度の活用や民間移譲等による官と民との連携、事務事業の選択と集中、簡素で効率的な組織体制の確立などを着実に実施しているところでございます。

今後とも、行財政改革を一層推進し、県民サービスの質の向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、非正規雇用職員の問題についての関連で、県庁内の非正規雇用の実態はどうなっているかとの御質問にお答えいたします。

沖縄県庁におけるいわゆる非正規雇用職員の中で、嘱託職員、賃金職員等の職員数は4770人となっております。全職員に占める割合は17%となっております。

各任命権者ごとの内訳は、知事部局1365人、企業局43人、病院事業局457人、教育庁2730人、警察本部170人、監査委員事務局1人、人事委員会事務局4人となっております。

また、知事部局における部局別の内訳につきましては、知事公室22人、総務部74人、企画部256人、文化環境部134人、福祉保健部321人、農林水産部216人、観光商工部119人、土木建築部218人、出納事務局4人、労働委員会事務局1人となっております。

続きまして、非正規雇用職員を正規雇用にした場合の予算についてにお答えいたします。

先ほど説明しました非正規雇用職員4770人の人件費等の支給見込みは、約115億900万円となっております。仮に、これらの職員全員を正規職員として採用し初任給で計算した場合には約190億2900万円となり、約75億2000万円増加することになります。

続きまして、非正規雇用職員の生活を守るための正規雇用への移行についてにお答えいたします。

地方公共団体の職員には、地方公務員法に基づきさまざまな採用形態がございます。いわゆる正規職員につきましては、公共の福祉の増進を効果的・能率的に達成するため、競争試験やその他の能力実証に基づいて常勤職員として雇用されているところでございます。

また、非常勤職員は補助的業務に従事させるいわゆる賃金職員を初め、専門分野の知識・資格等を必要とされる嘱託職員、正規職員を任用するいとまがない場合に任用する臨時的任用職員など多種多様な職種があります。また、これらの職員に求められる知識・技能・資格等もそれぞれの職によって違うところでございます。

県行政を円滑に推進するためには、正規職員と非常

勤職員がそれぞれの役割を分担しながら、業務を推進していくことが重要だというふうに考えています。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それではヤンバルの森林伐採についての御質問で、林道整備の状況と伐採面積及び今後の計画についてにお答えいたします。

ヤンバルにおける林道は、現在国頭村で32路線134キロメートル、大宜味村で3路線の25キロメートルとなっております。そのうち、過去10力年間で、国頭村で9路線21.8キロメートル、大宜味村で1路線0.6キロメートルを整備しております。

また、過去10力年間の林道建設に伴う森林の伐採面積は約20ヘクタールで、ヤンバルの私有林面積の0.1%となっております。

林道の整備については、森林の適切な管理や造林・保育・収穫等の森林施業の効率化、木材搬出等のため必要と考えております。

なお、現行の林道の整備計画は16路線27キロメートルとなっております。

同じく、ヤンバルの森林伐採についてで、森林の伐採面積、造林の樹種、面積並びに木材等の売上金額、補助金等についてにお答えいたします。

ヤンバルにおける過去10力年間の収穫のための伐採樹種は、リュウキュウマツ及びイタジイ等の広葉樹林が主で、伐採面積は54ヘクタールで、ヤンバルの私有林面積の0.27%となっております。

また、ヤンバルにおける過去10力年間の造林面積は87ヘクタールであり、主な造林樹種はイジュ、イスノキ、リュウキュウマツ、センダン等であります。

過去10力年間の国庫補助金額は、造林で3億2958万円、林道で31億9910万円となっております。

森林組合等が生産する林産物は、板材、角材、フローリング、チップ、木材製品等が主で、過去10力年間の売上額は16億2000万円となっております。

同じく、ヤンバルの森林伐採についてで、ヤンバルの森林の認識及び絶滅危惧種への配慮につきましては、関連しますので一括してお答えいたします。

貴重な動植物が生息・生育しているヤンバルの森林は重要であると認識しております。そのため、森林伐採については、ヤンバルの貴重な生態系を保全するため、大面積の伐採を避け、伐採区域の縮小化・分散化に努めております。

林道工事においても、小動物等が側溝等へ落下した事例が見られたことから、改良L型側溝、ボックスカ

ルバート等の暗渠を設置するなど、極力、環境への影響を抑えるよう実施しております。また、工事中に天然記念物やその営巣木等を発見した場合は、必要に応じて環境調査を実施し、工事の中断、路線の変更、関係機関との調整を図りながら実施しているところであります。

なお、一部の林道工事において、赤土等の流出が見られたことから、その後、適切に対処したところであります。

今後、このようなことがないように対処していきたいと考えております。

同じくヤンバルの森林伐採で、北部地域の林道工事と森林伐採についてにお答えいたします。

森林は、林産物の供給を初め、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、保健休養、地球温暖化の防止等の多面的機能を有しております。このため、県は、森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に区分し、それぞれの機能に応じて森林の整備保全及び利活用を図ることとしております。

林道工事、森林伐採については、主として「資源の循環利用林」の区域で行っております。

林道整備と森林伐採については、平成20年度に行う「沖縄北部地域森林計画」の策定の中で、地元の要望、関係機関、森林審議会等の意見を踏まえ、自然環境の保全等に配慮しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 泡瀬干潟の埋立工事の進捗状況についての御質問にお答えします。

国においては、平成14年12月から海上工事に着手し、平成19年度までに仮設橋梁及び余水吐き等を完成させるとともに、第1区域の一部、約69ヘクタールを外周護岸で締め切っております。

今年度は、引き続き護岸工事を進めるとともに、閉鎖した水域内の護岸を内側から裏埋めを行う工事や仮設航路及び新港地区のしゅんせつ土砂を投入する工事を行う予定と聞いております。また、県は、平成18年1月から海上工事に着手し、平成19年度までに人工海浜の護岸及び突堤約206メートルを完成しており、今年度も引き続き人工海浜の突堤工事を行う予定であります。

続きまして、事業計画の見直しについての質問にお答えします。

平成19年12月5日に行われた東部海浜開発事業に係る沖縄市長表明の概要は、第 区域については、土地利用計画の見直しを前提に推進、第 区域については、現行計画の推進は困難で具体的な計画の見直しが必要という内容になっております。

また、当該表明を踏まえ、沖縄市においては、今年度から3年程度かけて土地利用計画の見直し作業に取り組んでいくと聞いております。

続きまして、埋立工事継続の理由についての質問にお答えします。

県としましては、沖縄市長が沖縄市の経済活性化へつなげるため、現在行われている第 区域の埋立工事を推進するという判断をされたものと理解しており、その効果を早期に発揮できるよう、国と協力しながら引き続き工事の進捗を図っていく考えであります。

国においては、環境影響評価書に基づき、昨年度までは4月から7月の間はトカゲハゼへの配慮のため、海上工事を一時中断しておりました。

しかしながら、平成19年度までに第 区域の一部、約69ヘクタールが外周護岸で囲まれたことから、今年度は閉鎖した水域内の護岸を内側から裏埋めを行う等のトカゲハゼに影響のない工事を4月28日から実施しております。

なお、国は通年工事の実施に伴うトカゲハゼの影響を監視するための調査を行っております。

続きまして、干潟の自然を守ることにについての質問にお答えします。

泡瀬地区埋立事業の実施に当たり、国及び県は専門家や自然保護団体等で構成する環境監視委員会及び環境保全・創造検討委員会を設置し、両委員会の指導助言を受けながら、植物・動物等の環境監視調査を実施しております。また、当該調査結果を踏まえ、埋立区域外の生息・生育環境の保全等の環境保全措置を講じております。

県としましては、今後とも環境監視委員会等の指導助言を踏まえ適切に対応していくとともに、工事の実施による周辺環境への影響を可能な限り低減するよう、環境保全に十分配慮しつつ事業を円滑に進めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 非正規雇用職員に関する御質問の中で、非正規雇用の実態と改善の申し入れについてお答えします。

昨日公表されました平成19年の就業構造基本調査に

よると、県内の非正規就業者数は20万7300人で、役員を除いた雇用者に占める割合は40.7%となっております。

非正規雇用については、低所得者の割合が多いことや職業能力開発の機会が少ないことなどが指摘されております。

そのため、国においては、パートタイム労働者の正社員化を促すことなどを目的に「パートタイム労働法」を改正したところであります。

改正の主な内容としては、中小企業において正社員へ転換した場合に助成金を支給する制度が平成20年4月から実施されております。

県においては、「みんなでグッジョブ運動」を展開するほか、沖縄労働局など関係機関と連携を図り、企業等へ若年者の正規雇用の拡大について働きかけているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育問題についての御質問で、全国学力テストの結果とその取り扱いについてお答えいたします。

今年度の全国学力・学習状況調査は、4月22日に小学校6年生と中学校3年生の全児童生徒を対象に実施されました。

本県では、小学校は、特別支援学校4校を含む272校、約1万7000人、中学校は、特別支援学校4校を含む155校、約1万7000人が参加しております。

文部科学省による本調査の結果の公表は、9月を予定しております。

結果の公表内容につきましては、「平成20年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」に基づき、文部科学省は国全体の状況がわかるものを公表し、県教育委員会としましては、県全体の結果についてのみ公表することとなっております。

次に、30人学級実現の方針についてお答えいたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、義務教育のスタートに当たる小学校1年生で実施しております。

実施に当たっては、加配定数の範囲内で下限25人とし、施設条件面の対応が可能な学校を対象としております。今年度は、小学校1年生において約73%の学級が30人以下の学級となっております。

今後の計画につきましては、30人学級制度設計検討委員会において検討しているところであります。

次に、教科書検定意見の撤回についてお答えいたします。

教科書検定問題につきましては、昨年9月29日に県民大会が開催され、その趣旨を踏まえ、県や実行委員会及び県教育委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請いたしました。このことは、県民大会に結集した11万人余の平和を希求する県民の強い思いを国や文部科学省に伝えたものであると認識をしております。

その結果として、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での「日本軍の関与」の記述が回復されるとともに、沖縄戦における「集団自決」の背景の説明や県民大会についての記載がなされるなど、高校生がこれまでと同様に学習ができるものと考えております。

教科書検定意見の撤回につきましては、長期的な取り組みになるものと考えており、今後とも国及び文部科学省の動向を注視しつつ適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 知事の政治姿勢との関連で、原油価格の高騰による県民生活の実態及びその対策について一括してお答えいたします。

最近の原油価格の高騰については、ガソリン、軽油等の石油製品だけでなく、製造・流通・販売のコストを通してさまざまな商品価格への影響が懸念されるところであります。

県の生活関連物資価格動向調査では、ガソリン、小麦や大豆等に関連する商品について値上がり傾向が見られます。平成20年7月のレギュラーガソリン1リットル当たりの店頭価格は、本島平均が177円、離島平均が190円、離島を含む県平均は182円となっております。県平均を前年同月と比較しますと38円、26.4%価格が上昇しております。

また、平成20年6月の家庭用小麦粉1キログラムは、前年同月と比較しますと26.3円上昇し216円、食用油1.5キログラムは108円、28.8%上昇し483円となっております。

県としましては、県民の消費生活の安定確保を図る観点から、生活関連物資の価格動向を注視し、物価監視と県民への情報の提供に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢についての御質問のうち、危険性除去等の実績についてお答えいたします。

県は、移設するまでの間であれ、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであり、政府と協議をし確実な解決が図られるよう全力を尽くしているところであります。

政府においても、第7回移設措置協議会において町村官房長官から、危険性の除去についてはさらに技術的に検討し、真摯に政府も受けとめるとの発言があったほか、6月26日の記者会見において町村官房長官から、危険性除去策について米国側と交渉するなど、できるだけ沖縄県民の負担を軽減できるよう努力していきたい旨の発言があるなど、この間の県との協議を踏まえ理解が深まりつつあると考えております。

次に、普天間基地の移設の見通しについてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設については、環境影響評価に基づく調査が開始されるなど、一定の進捗があると認識しております。

代替施設の位置については、政府と県、名護市の間で具体的な確定に至っておりませんが、協議会において率直な意見交換を行いながら前向きな調整が進んできており、今後移設がより円滑かつ確実に進んでいくものと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 私の冒頭の質問に対して執行部が十分な準備ができないので答弁しないということになりましたけれども、私が質問をしましたのは、この記事を知事にお見せをして、初めて見るのであれば質問はやめようと実は思っていました。しかし、知事はこの記事を読んだとおっしゃるので、であればすべての政治家が、私も高校の教員出身でありますけれども、教室が40度以上で子供たちが勉強できるというような状況では全くないという、これは党派を超えてすべての政治家がこの問題について心を痛めるべきなんです。通告があった、なかったは関係なしに、本当に現場の子供たちの弁当が腐れるというのであれば、県議会として、このような行政をチェックしようと、みんな

なで改善させようというべきなのに、残念ながら同僚議員の中からこれにやじを飛ばして、全く教育を理解しないようなやじがあったのも非常に残念に思います。

それから知事、少なくとも知事であれば子供たちの教育環境について十分に心を痛めるべきであるにもかかわらず、今、県教育庁のやり方が一番問題ではあるんですけども、金がないから改善しないと開き直っていることについて、知事としてそれでいいのかということを私は聞いているんですよね。別に答弁する必要はないんですけども、私はそういう意味では、知事の政治家としての資質が問われているから、私はそのことを言っているんですよ。なぜ心を痛めないのか。だから、よく知っているからこそ私は、知事、緊急に対策をとるべきではありませんかという質問をしたんです。知っていながら緊急の対策もとらないんだったら、なお悪い知事ですよ、これは。こういう知事に安心して教育行政を任せられないということで批判して再質問します。

再質問は基地問題についてでありますけれども、私は、普天間基地の危険性の除去に対していろいろ各議員も聞いていますけれども、結局は知事、執行部の言い分は、政府に3年以内の危険性の除去を要求しているからそれで済ますと。じゃ、具体的にどうなのかといいますと、知事は負担軽減のためにキャンプ・シュワブに新基地をつくって移して負担軽減すると言っていますけれども、県外移設がベターであるけれども、県内移設をやらざるを得ないと。なぜ県外移設は難しく県内移設なら簡単だと考えるのか、全くわからない。一体知事は県内移設ならスムーズにいくと思っていらっしゃるんですか。

私たちはSACO合意以来、基地はつくらせない、向こうにくいのも1本も打たせないということで私は現場で闘ってきていますよ。今後も闘いますよ、私は。しかし、県内移設ならスムーズにできるというふうに考えるのは大間違い。

やはり知事が本当に基地問題を解決するという意思があるのであれば、今、普天間基地の危険性の問題については、私どもは伊波市長にそろって改めて聞いてきましたけれども、普天間飛行場の安全性の不的確宣言、これをいろいろ説明してもらいました。本当に深刻です。ところが、その深刻さを知事はそれをどれだけ受けとめているか全く疑問ですよ。キャンプ・シュワブ沖に移設すればこの問題は解決するかのような態度をとり続けている限りは、この問題の解決をおくらせることにしかならない。

私は、はっきり言って、現在の普天間基地の閉鎖問題をおくらせている責任は知事に大いにあると思っています。そして、知事であればなぜ県民の立場から県外移設せよ、そういう立場ではっきり頑張らないんですか。私は、別に答弁は求めませんけれども、知事にこれ以上答弁を求めても、また同じように県内移設を推進します、米軍が喜ぶような基地提供するということしかどうせ出てきませんのでそれ以上言いませんけれども、しかし知事、やはりこの際、知事ですから、県民の代表として沖縄県民が納得できるような県内移設反対、普天間基地閉鎖せよという立場でぜひ頑張ってもらいたい。

要望だけで質問はしません。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時10分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 おはようございます。

公明県民会議を代表して質問をさせていただきます。

質問の前に一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

与野党が逆転したさきの県議選は、県民の審判として真摯にこれを受けとめ、議会活動に取り組んでいきたいと思います。

ただ、国政の問題がこれほど県議選に影響を与えた選挙も珍しいのではないのでしょうか。後期高齢者医療制度反対・撤廃を叫ぶだけで風に乗ることができましたが、撤廃後はどうするかという対案は残念ながら示されることはありませんでした。

現在、各市町村の国保会計は火の車であります。保険料を値上げして県民負担をふやすことができるのか。それとも一般会計から際限なく繰り入れしていくことができるのか。また、住む所によって保険料が異なる負担の格差はどうするのか。選挙が終わった今、真に医療制度を維持していくための冷静な議論が必要ではないのでしょうか。

では、質問に入りますが、重複する項目については一部取り下げもありますのでよろしく願いいたします。

1、基地問題について。

(1)、(2)は取り下げます。

(3)、嘉手納基地周辺の防音工事エリアや対象建築物の見直しなどの進捗状況はどうか。厚木基地周辺にお

いては、従来と飛行機の機種が変わったことなどにより見直しがなされ、防音工事対象地域や対象物件が大幅に広がりました。嘉手納基地は厚木基地以上に激しい訓練がなされているにもかかわらず見直しがおくれております。防衛省との交渉経過について御説明ください。

(4)、爆音被害公平補償問題について。

防音工事で設置したクーラーの電気料金の負担を太陽光発電システムで肩がわりするために導入したモニタリング事業が終わり本格事業の開始が待たれておりますが、いまだ国の方針が示されておられません。この問題への対応についてはこれまで再三取り上げてきましたが進展が見られておられません。防衛省との交渉経過について御説明ください。

(5)は取り下げます。

2、沖縄21世紀ビジョンについて。

2011年に終わる新沖縄振興計画後の沖縄のグランドデザインとして沖縄21世紀ビジョンの策定準備がなされております。

以下、質問します。

(1)、ビジョンづくりの議論の進捗状況はどうか。

(2)は取り下げます。

(3)、財政課題の克服方法について。

ア、県財政の中期見通し（平成19年度版）については予想どおり推移しているか否か。

イ、税制研究会での議論の進捗状況はどうか。

ウ、新税導入の可能性はどうか。

(4)、新沖縄振興計画の成果と課題をどのように分析し次に生かしていくのか御説明ください。

(5)は取り下げます。

(6)、NPO法人がアジアを視野に入れた白血病治療の脐帯血高度医療センターを沖縄に誘致する構想を持っておりますが、県として連携しながら支援していく考えはないかどうか。

3、福祉・医療行政について。

(1)、後期高齢者医療制度について伺います。

本年4月からスタートした後期高齢者医療制度は、2年間もの準備期間を経て実施されたにもかかわらず、周知・説明不足による大混乱が続きました。その混乱がこのたびの県議選にも大きく影響を与える結果となっております。

本格的高齢社会を迎え、医療費が毎年約1兆円規模で増加していることや、保険料収入の伸び悩み等が要因となり、これまでの老人保険制度では世界に冠たる「国民皆保険制度」の存続が極めて厳しいとの議論は10年も前からなされております。そのため「国民皆保

険制度」を将来にわたり維持するために、連合や医師会、有識者等も参加する検討部会での議論を経て案が作成されたのであります。しかしながら、制度導入の趣旨・目的や仕組み等が国民に理解されず、運用面での問題点ばかりが指摘されて制度自体への国民の信頼が得られていないことはまことに残念であります。

一方、国政野党の皆さんは、廃止法案を出してもとに戻せと叫びましたけれども、廃止後の対案もなく廃止・撤廃となればさらに混乱に拍車をかけることは間違いありません。

今後必要なことは、高齢社会で継続できる医療制度について冷静に議論することです。ただし、高齢者医療制度実施後の明らかになった課題については、早急に改善すべきことです。

公明党県本部としては、5月14日に政府に対して改善の緊急申し入れをいたしました。1つ、低所得者層へのさらなる軽減措置、2つ、年金からの天引きの見直し、3つ、均等割額の軽減判定は世帯単位で行わず個人単位を基準にすること、4つ、資格証明書の発行の見直し等々であります。

その結果、公明党の改善案をもとに政府・与党が協議をして、最近見直し案を決定いたしました。

1週間ほど前に出された日本テレビの世論調査では、廃止・撤廃より見直しの方が高いパーセントになっております。国民の理解が広がれば冷静な判断ができるようになるのではないのでしょうか。

以下質問します。

ア、なぜ従来の老人保健制度を見直ししなければならなかったのか。問題点は何か。

イ、新制度導入の背景、目的は何か。

ウ、政府・与党の見直し案の内容について御説明ください。また、適用後の県内における軽減状況はどうか。

エ、見直し案実施に際して新たに生じる財政負担について、地方に負担を転嫁しないよう国に要請すべきではないのでしょうか。

オ、後期高齢者医療制度実施に際し、県のかかわりが見えないとの指摘があります。広域連合と県とのかわりはどうでしょうか。

カ、今後の県民への周知、広報活動についてどのように取り組むか。これまでの混乱は周知、広報活動の不足にあるということも厳しく指摘されております。

(2)、健康・長寿県づくりについて。

ア、県は、県民に対する良質かつ適切な医療を効果的に提供する体制を確保するため、「沖縄県保健医療計画」を策定し、他の計画とも連携する中で総合的に

事業推進を図ろうとしております。

「沖縄県地域ケア体制整備構想」の中では、高齢者の医療や介護に対する考え方として、「医療サービス」、「介護サービス」、「高齢者向けの住まいと見守りサービス」等の相互連携の重要性と体制整備の必要性が強調されておりますが、「沖縄県医療費適正化計画」の中には、平成24年度から療養病床削減の再編計画実施がうたわれております。そのとき懸念されるのは、行き場を失う医療難民や介護難民は出ないのかということであります。療養病床削減による受け皿をどうつくるのか、そのことについて御説明をお願いします。

イ、長寿県沖縄の地位が危ないと指摘されております。県の医療制度改革推進と長寿県復活への取り組みは表裏一体の関係にあると思います。

厚労省や県のデータを見ると、沖縄県民の特徴が浮かび上がっております。1つ、肥満度が全国平均を上回りメタボリックシンドローム、またその予備軍両方とも極めて高い、2、健康診断の受診率の低さや精密検査が必要とされても検査しない人が多い、3、入院受療率は全国平均を上回り、外来受診は下回っている。外来受診率は全国最低等々。沖縄県民の健康状態は極めて危ない状況にあると言えます。

そうしたデータから読み取れることは、県民の「テゲー主義」、あるいはまた「ナンクルナイサ」という県民性が悪い形であらわれているのではないかという気がいたします。その結果、健康を損ね医療費の高騰を招くという悪循環に陥っております。その対策については、本腰を入れた県民運動を起こさなくてはいけないと思うのですが、これからの取り組みについて御説明ください。

ウ、県民の医療費について全国との比較を御説明ください。

エ、介護職員の確保と待遇問題について。

高齢化が進み介護サービスを必要とする高齢者が急増する中、介護現場の厳しい労働環境と介護人材の不足が問題になっていると聞いております。関係者からは介護の支え手の待遇改善と地位向上が求められておりますが、県内の状況と取り組みについて御説明ください。

(3)、女性政策について。

ア、子宮頸がん検診の受診項目について、これまでの検診内容とヒトパピローマウイルスの検診の採用についてお願いします。

イ、子宮頸がんの受診率向上への取り組みについて。

ウ、子宮頸がんの予防ワクチンの早期承認を政府に要請することについて。

エ、マンモグラフィー検診の実績と啓蒙活動の取り組みについて。

(4)、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の啓蒙促進について。

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許終了後に先発医薬品と品質、有効性、安全性が同等である医薬品を厚生労働大臣が承認したものをいいます。ジェネリック医薬品は開発費が安く抑えられていることから先発医薬品に比べ値段が安くなっております。

そこで伺います。

ア、県内におけるジェネリック医薬品の使用状況について県は把握しておりますか。

イ、厚生労働省の使用促進の方針にどのように取り組んでおりますか。

ウ、使用促進を進めるに当たっての課題はどうか。

(5)、保育行政について。

少子化の流れが続く中、保育環境の改善や公立、あるいはまた認可園と認可外園との格差是正が課題であります。県は、仲井眞知事の英断により本年度から認可外保育所へのお米の支給を始めました。児童の待遇改善への大きな突破口になったと高く評価しております。関係者からは、評価する一方でさらなる改善への要望も多く寄せられております。

以下、質問します。

ア、認可外保育園の認可促進の状況と待機児童数について。

イ、認可外園への給食費助成の拡大について、次年度の方針はどうか。

ウ、社会の変化や保育環境の変化などにより、児童を取り巻く環境も大きく変わっております。児童福祉法第24条の「保育に欠ける」条項の撤廃を国に要請すべきと思うがどうか。

次に、エ、オは割愛します。

(6)、北部医師会病院のドクターヘリの問題について。

先日、北部医師会に行ってきました。この1年間で200件余の出動回数を数え、その実績は事業の後戻りを許さない事態になっていることが実感できました。もしドクターヘリ事業を中止にした場合の北部住民への影響は甚大なものがあります。関係者はNPO法人を立ち上げ、賛助会員を募ってでも継続する意向を持っております。事業を中止すれば命の格差にもつながりかねません。県として国と連携し支援すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

(7)、脳脊髄液減少症について。

交通事故やスポーツなどがきっかけとなって起こる脳脊髄液減少症は、治療方法の確立や保険適用への取り組みが全国に広がっております。関係者の皆さんはNPO法人をつくり運動の展開や情報の共有など、インターネットを活用した運動を積極的に展開しております。現在、16の都道府県が公式ホームページで情報を提供しております。さらに多くの県で準備が進んでおります。

以下質問します。

ア、県内で脳脊髄液減少症の治療をしている病院はどこか。

イ、その医療機関を県のホームページで紹介し、「脳脊髄液減少症患者・家族支援協会」ともリンクして関係者に情報提供してはどうか。

(8)、平成18年2月議会でも取り上げました人工内耳機器への助成について。

患者負担の大きい人工内耳機器への保険適用を国に要請したかどうか。また、その結果はどうだったか御説明をお願いします。

4、教育行政について。

携帯電話は便利な通信機器として現代社会ではなくてはならない必需品となりました。しかし、今、この携帯電話が静かに、また着実に人間社会をむしばんでいる現実が指摘されております。特に、中・高校生の間では大人が気づかないうちにとんでもない人間破壊、人格破壊の道具として機能している実態が報道されております。教師や大人たちの想像をはるかに超えて自己増殖を続け、情報交換、ゲーム、ショッピングなどから、最近問題になってきたのは、サイトを利用した特定の個人への誹謗中傷、いじめ、また、アダルト情報のはんらんなどに絡む児童生徒の性的被害などがあります。

一部マスコミでも報道されておりますが、群馬大学の田下博次教授の「学校裏サイト」という本にはさらに詳しく実態が紹介されております。

以下質問します。

携帯電話のネット上でのいじめの実態は県内においてどうか。学校裏サイトの実態はどうか。また、その対策はどうか。

(2)、出会い系サイトによる児童生徒の利用実態や被害実態はどうか。また、フィルタリングなどの対策はどうなっているか。

(3)、G8科学技術大臣会合の沖縄開催の成果はどうか。

(4)、インターナショナルスクール開設準備状況と県

民への開放について、設置形態を御説明ください。

(5)、校舎の耐震化調査結果を踏まえて今後の対応について御説明ください。

5、文化環境行政について。

(1)、国際アジア音楽祭について。

アジア各国との交流を図り、沖縄産の音楽を国内外に発信するとともに、音楽を活用した沖縄観光の振興にも貢献することを目的に、平成21年度に開催を予定しております。多くの県民の期待が集まっております。

ア、来年度開催に向けて今年度の事業内容について御説明ください。

イ、国際アジア音楽祭来年度開催の規模、内容等について御説明ください。

ウ、1回きりで終わらせることのないようにすべきだと思いますが、将来計画についても御説明をお願いします。

(2)、公共関与管理型最終処分場の進捗状況を御説明ください。

6は全部取り下げます。

7、土建行政について。

(1)は取り下げます。

(2)、世界的原油価格高騰などのあおりを受けて、建設業界においても建設資材が異常に値上がりする状況が続いております。そこで、国土交通省は6月3日、国交省発注の公共工事について、契約発注後の建設資材の高騰分を契約金額に上乘せするという方針を発表しております。県として県発注の公共工事の資材高騰分について補てんする考えがないかどうか伺います。

(3)、中城湾港新港地区の護岸工事、前原から塩屋、川田に至る豊原地区について、これまでに再三取り上げてまいりましたが、地域住民から早期に事業化するよう強い要請が出されております。事業化への取り組みについて御説明ください。

8、農水産行政について。

(1)、モズク価格安定化策について。

第3次計画において、計画生産や在庫管理の方法も改善しながら価格の安定を図るとしておりますが、当局の取り組みについて御説明ください。

9、警察関連について。

沖縄署の移転が県道20号線の拡幅工事に伴い建てかえが予定されておりますが、時期と場所について、またその方法について御説明ください。

最後にポスター条例について。

さきの県議選の際、電柱、街路樹、ガードレールなど公共物に候補者のポスターがたくさん張られており

ました。ルールを無視した運動は多くの県民のひんしゅくを買っております。観光立県を標榜する県の立場からもいかなものかと思えます。選挙管理委員長の御見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 金城議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず第1に、沖縄21世紀ビジョンに係る御質問で、ビジョンづくりの議論の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョンは、おおむね2030年のあるべき沖縄の姿と、その実現に向けた取り組みの基本方向を明らかにするものでございます。

同ビジョンにつきましては、昨年、県内外の若手経営者等と沖縄の将来について語り合う懇話会を設置し、活発な意見交換を行っているところでございます。

また、ビジョンに対する県の基本的な考え方を取りまとめ、来る8月ごろから沖縄県振興審議会による審議を開始する予定でもあります。並行して県民意見の募集や県民フォーラムの開催などによりまして、議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、福祉・医療関係の御質問の中で、後期高齢者医療制度導入の背景、目的についての御質問にお答えいたします。

少子・高齢化の加速により、高齢者の医療費が増大する一方、これを支える現役世代が減少していく中で、従来の老人保健制度においては、各保険者の費用負担の増大等が課題となっていました。

新たな後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度と同様に、現役世代からの支援と公費を集中的に投入するとともに、高齢者の方々に保険料として応分の負担をしていただくこととなっております。

後期高齢者医療制度は、多くの意見に耳を傾け相当の改善が必要ですが、国民皆保険制度を堅持し、高齢者の適切な医療を国民全体で支えるために必要な制度であると認識をしております。

次に、同じく福祉・医療行政の御質問の中で、健康・長寿県づくりの県民運動の取り組みについての御質問にお答えさせていただきます。

県におきましては、「健康・長寿沖縄」の維持継承のため、「健康おきなわ21」を策定をし、県民一体の健康づくり運動を展開しているところであります。

県民の健康づくりの行動指針としまして「チャーガンジューおきなわ9か条」を決定いたしております。

この9か条は、「1日1回体重測定」、「仲間・家族で行こう！健康診断・がん検診」など、県民が日常生活の中で健康づくりを実践していくことをねらいとしております。また、去る6月28日には、県民に9か条を普及させるために、「チャーガンジューおきなわ応援団」を38団体で結成いたしました。私が恐れながら団長で、今後も参加団体をふやしてまいりたいと考えております。

応援団につきましては、ホームページを開設をし、県民に健康づくりの実践方法を提供することといたしております。県民一人一人の活動が大きな輪になり、それをみんなで支え合うことによって健康づくりを維持し、沖縄県の健康・長寿を維持継承していきたいと考えているところでございます。

次に、教育行政に係る御質問の中で、G8科学技術大臣会合の沖縄開催の成果についての御質問にお答えいたします。

初めてのG8科学技術大臣会合の沖縄開催は、コンベンション・アイランドとしての沖縄県の認知度の向上や、開学に向けて準備が進められている沖縄科学技術大学院大学を国内外にPRする絶好の機会となったものと考えております。

また、本会合にあわせて歓迎レセプションや、サイコロ地球塾2008など県主催の関連イベントを開催いたしました。このことにより、多くの県民と各国大臣等との交流を図ったこと、県内小・中・高生が岸田科学技術政策担当大臣やフィリピンのアラバストロ科学技術省長官等と意見交換を通じて、科学技術の重要性を認識するすばらしい機会も提供できたと考えております。

特に、来年のG8議長国でありますイタリアで引き続き同会合が開催されることとなったとのことであり、環境問題に対して科学技術の有効性が認められた会合となったものと考えております。

次に、文化環境関係の御質問の中で、沖縄国際アジア音楽祭に係る御質問にお答えいたします。

県では、アジア各国との交流による文化の振興、音楽を活用した観光の推進、沖縄産音楽の発信を目的に、平成21年度に沖縄国際アジア音楽祭を開催することといたしております。このため、去る6月12日に経済団体、観光関連団体、各マスコミ等による実行委員会を組織し、開催に向けた取り組みをスタートさせております。

本音楽祭は、官民一体となって「音楽の島・沖縄」をPRし、アジア各国からミュージシャンを招聘するメインステージを展開しますとともに、那覇市、沖縄

市などを中心に県内各地のライブハウスやコンサートホールにおきまして、民謡、ロック、ポップスなどさまざまなジャンルの音楽が聞けるようなステージ等を開催していく考えでございます。

今年度は、具体的な事業計画の策定、そして広報宣伝、プレイベントの実施などを行いますとともに、平成21年度の開催規模につきましては、今後、より具体的に検討していく考えでございます。

県といたしましては、この音楽祭が観光産業を初めとするさまざまな産業に波及して県経済の発展につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地問題の御質問のうち、嘉手納飛行場周辺の防音工事エリアの見直しについてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事助成対象区域（第一種区域）を見直すため、平成17年度から騒音度調査を実施しているとのことであります。

同調査は、平成19年1月から北側滑走路の工事があったことや、米軍再編に伴う一部訓練移転の影響もあったことから引き続き調査を行うとのことであります。

次に、公平補償問題についてお答えします。

県は、これまで嘉手納飛行場周辺地域に居住し、嘉手納基地爆音訴訟に加わらなかった住民も訴訟参加者と同様に受忍限度を超える騒音被害をこうむっていると認識しており、国に対し、適切な措置を講じるよう要請してきたところであります。

また、渉外知事会や軍転協を通して、空調機器の維持管理費補助の拡大などについて、毎年度、国に対し要請しているところであります。

以上でございます。

○中川 京貴君 議長、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 教育行政についての御質問で、インターナショナルスクールの開設準備状況と設置形態の検討についてお答えいたします。

インターナショナルスクールにつきましては、昨年6月に設置した「インターナショナルスクールのあり方検討委員会」において、本県で設置する場合の望ましいあり方について検討を行い、ことしの3月に報告書を取りまとめたところであります。

同報告書では、民設・民営を前提として、県民子弟等を主体に基本的にすべての授業を英語で行う学校教育法第1条に基づく学校の単独設置か、もしくはこの第1条に基づく学校とインターナショナルスクールの併設の2つの形態を望ましいスクール像として位置づけております。

今年度は、実現可能な方策や事業主体の検討など具現化に向けた取り組みを進めていくこととしております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 沖縄21世紀ビジョンについての関連で、市町村への権限移譲の状況についてお答えします。

地方分権の進展に伴い、自己決定と自己責任の原則のもと、地域のことは地域で決める行政体制へ移行することが求められております。また、地域に身近な行政は、できる限り住民に最も近い市町村が担い、住民サービスの向上を図るためにも積極的に市町村への権限移譲を進める必要があると考えております。

本県は、規模の小さい離島町村や行財政基盤の脆弱な市町村が多いことなどから、市町村への権限を移譲した事務の数は176事務となっており、他県に比べて少ない状況になっております。

そのため、県は、1426の新たな権限移譲対象事務を選定するとともに、市町村への財政的支援や人的支援を明記した「市町村への権限移譲推進指針」を昨年3月に策定いたしました。

今後とも引き続き、同指針に基づき市町村への説明を行い、協議が整った上で権限移譲を推進していきたいと考えております。

次に、県財政の中期見通しについてお答えをいたします。

平成20年度当初予算について、平成19年3月公表の「沖縄県財政の中期見通し」と比較しますと、歳入において地方交付税や臨時財政対策債の増があったものの、歳出において後期高齢者医療負担金の増や病院事業貸付金の新規計上など、中期見通し策定時点において見込むことができなかった経費の増等があったことから、収支差は縮小されていませんで、おおむね中期

見通しのとおりとなっており、厳しい財政状況にあります。

税制研究会の進捗状況及び新税の導入の可能性について一括してお答えいたします。

国・地方を取り巻く厳しい財政事情の中で、自主財源を確保するため、地域の課題に応じて独自の税源を検討していくことは、重要なことと考えております。

県におきましては、税務課内に設置した税制研究会において新たな税源の可能性について検討を行い、宿泊施設やレンタカーの利用、本県へ入域する場合などへの課税について、税制面から整理を行っているところでございます。

今後は、県民や関係業界からの意見聴取、財政需要とのかかわり、県経済に及ぼす影響などについて検討を行い、新税の早期導入に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 沖縄21世紀ビジョンについての中、臍帯血大規模移植センターの沖縄誘致についてにお答えいたします。

臍帯血移植は、白血病治療の有効な一つの手段であります。臍帯血大規模移植センターについては、その内容等について十分承知しておりません。

今後、医師会と医療機関と関係機関の御意見を伺っていきたいと考えております。

福祉・医療行政につきましての、従来の老人保健制度の問題点についてにお答えいたします。

従来の老人保健制度では、高齢者の医療費が増大する一方、それを支える各保険者の拠出金負担の増大、その拠出金の多くを担う現役世代の人口減少による1人当たりの負担増大、約8割の国保加入者が保険料負担がある一方で、約2割の被用者保険の被扶養者が保険料を負担していないこと等が問題となっております。

これら問題を踏まえ、高齢者を対象とした新たな医療制度として後期高齢者医療制度が創設されております。

続きまして、制度の見直し案及び適用後の県内の状況についてにお答えいたします。

今回示されました後期高齢者医療制度の見直しの主なものは、低所得の方の保険料の均等割の9割軽減と、所得割の50%程度軽減、保険料の徴収を年金天引きから一定の条件のもと、本人や世帯主の口座振替に切りかえることができることとなっております。完全実施は平成21年度からで、今年度については経過措置

がうたわれております。

この負担軽減策が実施された場合、厚生労働省によりますと、本県では後期高齢者医療の被保険者の約6割の世帯において、これまでの国民健康保険料に比べ保険料が低減されるということでもあります。

続きまして、見直し案実施に際して新たに生じる財政負担についてにお答えいたします。

今回示されました保険料の負担軽減に伴う財政負担については、国に対し、地方に負担を転嫁せず責任を持って対応するよう、5月29日に全国知事会より申し入れを行っております。

また、6月26日に厚生労働省が開催しました全国会議においては、国の特別調整交付金をもって負担するとの考え方が示されております。

今後、具体的な内容が示される予定ですので、その内容を注視してまいりたいと考えております。

広域連合と県のかかわりについてにお答えいたします。

沖縄県後期高齢者医療広域連合は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、県内のすべての市町村が加入して、平成19年3月に設立された特別地方公共団体であります。

事務局職員は、現在29名で26市町村及び国、県から派遣されております。また広域連合会議議員は、間接選挙により選ばれました各市町村議会議員25名で構成されております。

広域連合の役割は、被保険者の認定、保険証の発行、保険料の決定、医療給付等であります。

県においては、本県における後期高齢者医療制度の円滑な実施のため、平成19年度より広域連合に職員1名を派遣しており、広域連合の設立及び制度施行の準備等にかかわってまいりました。また、広域連合の安定的な財政運営を維持するため、国、県、広域連合の拠出金により造成された財政安定化基金を設置、運営しております。

今後も広域連合と連携して制度の実施、運営状況の把握に努め、必要に応じて助言等を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、今後の周知、広報活動の取り組みについてにお答えいたします。

今後の県民に対する広報としましては、まず7月に後期高齢者医療広域連合から送付予定の保険料の通知に、今回の改善策についてのリーフレットを同封してお知らせする予定です。

市町村においては、広報及び相談を担うこととなり、その体制整備については、国からの助成も予

定されておりますので、積極的に取り組むよう市町村に助言してまいります。

県としましては、市町村や広域連合と連携し、関係団体等へ説明を行う等、県民に対しこれまで以上に制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、療養病床の受け皿づくりについてにお答えいたします。

療養病床再編は、患者の状態に応じて、医療サービスや介護サービスを適切に提供することを基本としております。医療の必要度が高い患者が入院する病床は、医療療養病床として残し、医療の必要度が低い患者が入院する病床は、すべて介護保険施設等へ転換していくものであります。

去る3月に策定いたしました「沖縄県医療費適正化計画」や「沖縄県地域ケア体制整備構想」においては、再編対象の療養病床数3751床を平成24年度までに2456床にすることを目標としております。削減する療養病床の受け皿としましては、医療機関の意向に沿って介護療養型老人保健施設や特別養護老人ホーム等へ転換していきたいと考えております。

なお、転換に際し、介護保険施設等の必要な施設整備については、国庫等の補助対象としており、現在、医療機関の意向を確認しているところであります。

続きまして、県民医療費の全国比較についてお答えいたします。

本県の医療費は、毎年増加傾向にあり、平成8年度以降の毎年度伸び率の平均は2.8%となっており、全国平均の1.7%を上回っております。

平成17年度の1人当たり医療費について、国民健康保険加入の老人医療受給対象以外の方たちは約20万円で全国の約24万円より低く、一方、老人医療受給の高齢者は約92万円で全国の約82万円より高い状況となっております。

特に本県の老人医療費については、医療費の約6割を入院費用で占めるなど、その割合が全国一高い状況となっており、厚生労働白書においても本県の老人医療費の特徴として、入院医療費が高く、入院外医療費が低いと指摘されております。

続きまして、介護職員の確保と待遇問題についてにお答えいたします。

財団法人介護労働安定センターが実施した平成18年度介護労働実態調査結果によると、沖縄県内の介護労働者の平均月給は、全国平均の21万3837円を下回る18万5788円となっております。また、労働条件などの悩みで最も多かったのは、仕事の内容の割に賃金が低いことを挙げております。

県内の介護職員の離職率や有効求人倍率は、失業率が高いこともあり、全国平均を下回っておりますが、今後は人材の確保が大きな課題になるものと考えております。

人材の安定的確保のためには、介護職員等に対する評価の仕組みを構築するとともに、介護報酬等の適切な水準の確保等に関する施策の充実強化が図られることが必要と考えております。

県としましては、九州各県とも連携しながら、介護職員等の確保、処遇改善について国へ要望していく考えであります。

続きまして、子宮頸がん検査のこれまでの検診内容とHPV検査の採用及び予防ワクチン早期承認の府要請についてにお答えいたします。一括してお答えいたします。

子宮頸がん検診の検査項目については、問診、視診、細胞診及び内診があります。

子宮頸がんは、性交渉で感染するHPV（ヒトパピローマウイルス）に長期間感染することによって引き起こされると言われております。しかしながら、このウイルスに感染した女性がすべて子宮頸がんになるわけではありません。HPVに感染しても多くの場合、免疫力によってウイルスが体内から排除されると言われております。

国は、子宮頸がん検診でのHPV感染検査の導入については、まだ子宮頸がんの死亡率減少効果が実証されていないことから、今後その有効性の検証が必要としております。

県においては、HPV感染検査の採用及び予防ワクチンの要請については、国の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

続きまして、子宮頸がんの受診率向上及びマンモグラフィー検診の実績と啓蒙活動の取り組みについてにお答えいたします。一括してお答えいたします。

平成17年度から18年度までの市町村における子宮頸がん検診の実施状況は、対象者数29万940人のうち受診者数は7万2286人で、受診率24.8%となっております。

マンモグラフィーを含む乳がん検診の実施状況は、対象者数20万5279人のうち受診者数は5万5650人で、受診率27.1%となっております。

市町村においては、受診率向上のため、検診の休日実施、他の住民健診との同時実施、検診日程カレンダーの配布等の取り組みがなされております。

県においては、専門医等による講演会の開催、マスコミの活用や、ポスター・パンフレット等による広報

を行い、普及啓発を強化することとしております。

今後は、市町村のほか事業所との連携も強化しながら、受診率向上に努めていきたいと考えております。

続きまして、県内におけるジェネリック医薬品の使用状況についてにお答えいたします。

県内におけるジェネリック医薬品の使用状況につきましては、沖縄県社会保険事務局によると、平成20年6月現在、直近3カ月で扱った処方せんのうち、後発医薬品を調剤した割合が30%を超えている保険薬局が約9割であると聞いております。

続きまして、ジェネリック医薬品使用促進の取り組み及び課題についてにお答えいたします。これも一括でございます。

県としましては、後発医薬品の使用促進のため、昨年の「くすりと健康の週間」においてパンフレットを配布するとともに、沖縄県薬剤師会を通じてポスターを薬局に提供するなど、普及啓発を図ってきたところであります。

しかしながら、後発医薬品につきましては、その品質、安定供給、情報提供体制等に対して医療関係者の信頼が必ずしも高いとは言えないことから、国は医療関係者の指摘に対応する形で国及び関係者が行うべき取り組みについて、昨年10月「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」を策定し、取り組みを進めているところであります。

県におきましても、後発医薬品につきましては、国における取り組みを踏まえ、県医師会、県薬剤師会等、関係機関と連携を図りつつ、関係者全体の理解を得ながら使用促進に努めていきたいと考えております。

続きまして、認可外保育施設の認可化促進の状況と待機児童数についてにお答えいたします。

認可外保育施設の認可化につきましては、過去3年間で25カ所を認可化しており、今後とも認可外保育施設認可化促進事業による施設整備費の助成等により、その促進に取り組んでまいります。

本県の待機児童数につきましては、平成20年4月1日現在で1808人となっており、平成19年度と比較しますと42人減少しておりますが、依然として多くの待機児童がいることから、県では、引き続き保育の実施主体である市町村と連携して、その解消のための諸施策を積極的に推進していくこととしております。

続きまして、認可外保育施設への給食費助成の拡大についてにお答えいたします。

認可外保育施設への給食費助成については、厳しい財政状況の中、平成20年度から給食費として、これま

での牛乳代に加え新たに米代の助成を開始したところであります。

認可外保育施設入所児童の処遇向上については、国からも支援が得られないか関係省庁へ働きかけているところでもあり、給食費助成のあり方については、今後、動向を見きわめながら判断していきたいと考えております。

続きまして、児童福祉法第24条の「保育に欠ける」条項の撤廃を国に要請することについてにお答えいたします。

少子化対策としては、保育に欠ける欠けないにかかわらず、すべての子育て家庭に対して支援がなされるべきであると認識しております。

ことし5月には、地方分権改革推進委員会から、「保育に欠ける」要件の見直しを行うべきであるとする勧告が出されており、国においては、全体的な子育て支援の観点から保育のあり方の見直しが検討されるものと考えております。

こうしたことから、県としましては今後の動向に注視したいと考えております。

続きまして、北部地区医師会病院のドクターヘリ存続の支援についてにお答えいたします。

県が国の補助を受けて今年度から実施する救急医療用ヘリコプター活用事業においては、沖縄本島北部地区を含め本島全域及び本島周辺離島を対象に運航させることとしております。

県としましては、救急医療用ヘリコプターの年内運航に向けて着実に取り組むとともに、当該事業を継続的に維持するために今後とも努めてまいりたいと考えております。

続きまして、脳脊髄液減少症の医療機関とその情報提供についてにお答えいたします。これも一括でございます。

県で把握している脳脊髄液減少症の治療を行っている医療機関は、浦添市内に1カ所あります。その医療機関の県のホームページでの紹介につきましては、関係機関とも調整を行って対処していきたいと考えております。

続きまして、人工内耳機器への助成についてにお答えいたします。

人工内耳機器への助成については、初回の手術費用と機器に要する経費及び再度の埋め込み部分の手術費用に対しては医療保険と更生医療等が適用されております。しかしながら、機器の交換、修理など維持管理に要する費用については保険適用となっていないことから、県においては、九州各県及び政令指定都市主管

部局長会議を通して国に対し助成対象の拡大を要望してきたところでございます。

その結果、平成18年4月より一部の人工内耳用材料については健康保険が適用されましたが、県としましては、引き続き九州各県と連携しさらなる助成対象の拡大について国に強く要望してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの金城勉君の質問に対する残りの答弁は、時間の都合もありますので午後12時に回したいと思います。

休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の金城勉君の質問に対する答弁を続行いたします。

教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） こんにちは。

それでは教育行政についての御質問で、ネット上のいじめの実態等についてお答えいたします。

県教育委員会の平成19年10月現在の調査によりますと、インターネット上で嫌なことを書き込まれた経験のある児童生徒は、小学生で1%、中学生で5%、高校生で7%となっております。

また、学校裏サイトの実態につきましては、把握することが困難な状況にあったことから、携帯電話会社から携帯電話80台の無償貸与を受け、6月から学校裏サイトの実態を調査するネットサーチプログラムを実施しているところであり、来年3月末までに実態を把握することとしております。

次に、出会い系サイトの被害実態とフィルタリング等についてお答えいたします。

平成19年10月の調査によりますと、出会い系サイト等へアクセスしたことがある児童生徒は、小学生1%、中学生3%、高校生8%となっております。

また、平成19年の県警の資料によりますと、出会い系サイトによる児童買春等の検挙件数は8件となっており、その被害者のすべてが18歳未満であり、アクセス手段として携帯電話を使用して被害に遭っております。

県教育委員会としましては、学校において児童生徒の情報モラルやマナー等のより一層の向上を目指し、情報教育や生徒指導を通して指導の強化・充実に取り組んでいるところであります。

さらに、児童生徒を有害情報から守るという観点か

ら、フィルタリングによるアクセス制限等について、学校、家庭、警察、関係機関等と連携して周知に努めてまいります。

次に、耐震化調査結果と今後の対応についてお答えいたします。

児童生徒が安全で充実した環境で学習ができることは大切であると考えております。本県では、これまで沖縄振興計画による高率補助制度を活用して学校の老朽化建物の改築に取り組んできました。

その結果、平成20年4月1日現在での校舎の耐震化率は、小中学校が全国平均62.3%に対し69.1%、高等学校が全国平均64.4%に対し82.3%と全国平均を上回っております。

県教育委員会としましては、今後とも改築事業による耐震化に一層取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 文化環境行政の中で、公共関与事業の進捗状況についてお答えいたします。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の立地候補地につきましては、総じて厳しい意見が寄せられております。

県では、本事業に対する理解と協力を得るために、陸域候補地での住民説明会の開催及び先進的な事例となる県外処分場の視察の実施に向けて取り組んでおりますが、いまだ実現に至っておりません。

また、海域候補地に関しては学識経験者や港湾関係者から成る懇談会を開催し、環境影響等について意見を伺い、事業実施に向けた課題を抽出したところであります。

県としましては、社会的条件や地域の理解が得られるなどの諸条件が整った箇所から先に整備を進めたいと考えており、引き続き3候補地の市・町や地域の方々の理解と協力が得られるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それでは土建行政についての、公共工事の資材価格高騰の補てん、いわゆるスライド条項についての質問にお答えします。

建設工事請負契約書第25条第5項に規定する単品スライドは、特別な要因により工期内に主要な工事材料

の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金が不適当となったときは請負代金額の変更を請求できる措置であります。

最近の建設資材等の急激な価格変動に伴い、国土交通省は6月13日付で鋼材類と燃料油の2資材を対象としたスライド条項に基づく請負代金額の見直しを行う考え方を示しております。

県としましては、その趣旨に沿ってスライド条項の適用について適切に対応していきたいと考えております。

続きまして、中城湾港新港地区の護岸工事の取り組み状況についての御質問にお答えします。

うるま市前原から塩屋まで約2キロメートルの護岸は、築造後50年余が経過しており老朽化が進行しているため、地元自治会、うるま市と整備に向けた協議を進めているところであります。

現在、当該地区の護岸整備について国と事業化に向けて調整しているところであり、調整が整い次第事業に着手していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは農水産行政についての御質問で、モズク価格安定対策についてにお答えいたします。

モズクの生産量は、近年、1万3400トンから2万2300トンの範囲で変動しており、価格も1キログラム当たり100円から230円の間で推移しております。

平成18年及び平成19年はいずれも豊作で2万トンを超える生産となっており、価格が低下する傾向にあります。

豊作時の価格安定化対策としては、県漁連において国産水産物特定安定供給推進事業を実施しているところですが、事業の前提条件である生産目標量に対して生産量が上回っていることから、実施されていないのが現状となっております。

価格の安定を図るためには、需要に応じた計画的な生産・流通体制を整えることが重要であり、沖縄県モズク養殖業振興協議会においては、毎年度生産目標量を設定し、計画生産に努めているところであります。

県では、計画生産について指導を行うとともに、生産の安定、流通の円滑化及び販売促進などモズク養殖業の安定的な発展を図るための施策を総合的に実施してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 沖縄警察署の移転問題についてお答えいたします。

県道20号線の道路拡幅工事計画によりますと、沖縄警察署の敷地及び庁舎の一部が道路予定地となっております。

拡幅後の県道20号線は、平成23年度中に供用開始の予定であることから、それまでに署庁舎の建てかえ及び警察活動に必要な敷地の確保が求められることとなります。

県警察におきましては、同署管内の治安維持のため、警察署の機能を十分に発揮できるよう、必要な敷地面積を確保することを前提に、住民の利便や他の官公署との連絡、交通等も考慮の上、現地建てかえまたは移転建てかえの双方について検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 阿波連本伸君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（阿波連本伸君） 答弁に先立ちまして一言御礼を申し上げます。

当県議会には小職は五、六回は答弁席に立たせてもらっているんですが、入場の際に拍手をもらったのは初めてであります。心から御礼申し上げます。

それから、去る先月の12日の当選証書交付式以来22日ぶりですか、先生方の御尊顔を拝し心からお喜び申し上げます。特に新人の議員の先生方、やはりこの席に座ると顔が浮き立ちますね。おめでとうございます。

それでは答弁に入ります。

ポスター条例の遵守についての御質問であります。お答えいたします。

選挙ポスターについては、御案内のとおり公職選挙法によりまして規制されております。

県議会議員選挙の選挙運動期間中においては、各選挙区に設置されるポスター掲示場ごとに候補者1人につきそれぞれ1枚を掲示するほかは掲示することができないこととされております。

また、県議会議員の任期満了の日の6カ月前の日から選挙期日までの間においては、候補者等または当該候補者等の後援団体の政治活動のために使用される当該候補者等の氏名が記載されたポスターを掲示することができないこととされております。

さらに、政党等が政治活動のために使用する選挙の告示前に掲示されていたポスターで、氏名が記載された者が当該選挙の候補者となったときは、その日のう

ちに撤去しなければならないとされております。

当委員会といたしましては、これらの規定を踏まえ、立候補予定者に対し法の趣旨に沿って適正にポスターを掲示するよう繰り返し説明したほか、違法な文書・図画については撤去命令を発したところであります。

ちなみに、今回の選挙に関しては、告示日前の5月26日には立候補予定者38名、合計151種類の違法文書・図画に対し、また告示後の6月3日には候補者等54名及び政党等4団体、その合計190種類の違法文書・図画に対してそれぞれ委員長名義をもって文書によって撤去命令を発したところであります。

この件に関しては、具体的には沖縄県警本部の適切な御協力がありました。

以上、答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 教育長、今お渡しした本をぜひ御参照いただいて、この携帯電話による子供たちの実態というものを早急に調査していただきたいと。そして、その具体的な対策についても、できればプロジェクトチームを組んでも対策をお願いを申し上げたい。答弁は要りません。

次に、知事にお聞きいたします。

認可外児童園の給食費の助成の問題についてですが、先ほどの福祉保健部長からの答弁は、非常に厳しい状況でありました。現状よりは一步でも前進させる、この一言でもぜひ知事からいただきたいと思えます。

そしてもう一つ、国際アジア音楽祭についてですが、この音楽祭については県民から非常に多くの期待が寄せられております。音楽産業のそういう活性化、県内では「ORANGE RANGE」とか「モンゴル800」とか「D-51」とかそういうインディーズバンドが非常に大きく全国的にも活躍をしております。そして音楽産業に非常に大きな貢献をいたしております。この機会にぜひ沖縄の持つ音楽性というものを実業化、あるいはまた活性化する意味でぜひ2回、3回と、せめて3回以上は継続をしていただきたい。そのことをぜひ御答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時39分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 金城議員の再質問の一番初めの認可外保育園に対する助成といいますか、支援につきましては、去年、今年度とまことにささやかですが始めております。そしてまた来年度以降につきましては、特に公明党の太田代表を中心に、党としてしっかり東京の方でも頑張っていたいて、おかげをもちまして沖縄担当大臣とも話をし、かなり光が強く見えてきたと思っております。それを受けて我々もしっかり対応してまいりたい。

それから2番目の国際音楽祭ですが、これは初めてのトライアルですが、こういう沖縄にある文化・芸能といいますか、これそのものが文化としての価値は無論ですが、さらにこれがビジネスになっていけばまことに沖縄にとっていいということで、この特にビジネスとのつながりを重視した音楽祭を来年度やっていきたいということで、可能な限り継続したいと思っておりますが、まず第1回目の様子をぜひ見てみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里 直司君 民主党を代表いたしまして質問をいたします。

第10回県議会議員選挙が行われた後の初めての議会、私たち民主党にとりまして県議会史上初の民主党会派の誕生となりました。

民主党はことしで結党10年をちょうど迎えたところでございます。私たちは、これまで保守や革新という従来の枠を超えて真に沖縄の未来を切り開くために、そして私たちの生活、そして未来をしっかりとつかむために必要なことを訴え続けてまいりました。また、生活が第一という民主党の理念と政策は県民にも浸透しつつあります。

昨年の参議院選挙で与野党逆転を実現し、また、近づきつつある解散総選挙によって政権交代の機運も高まりつつあります。その中で行われました県議会議員選挙、私を含め4名の議員が当選をしたわけでございます。もちろん各議員の奮闘もあってこの支持を広げた結果でもありますが、それだけではありません。私たちの当選の要因は大きく2つあるかと思えます。

まず1つは、政府・与党の失策が続いたことであります。

お年寄りを切り捨てる後期高齢者医療制度、消えた年金、ガソリン税の暫定税率、そして不正な支出の多い道路特定財源など、国民の生活と密着した課題について県民の生活を全く無視した政府・与党の失策に対して県民は怒りの声を上げたわけでございます。

そしてもう一つは、発足してから１年半が経過した仲井眞県政への県民の不満の声でございます。

県知事は、国政の課題が県議選へ影響を及ぼしたということをおっしゃっておりますが、そうではありません。

具体的に申し上げますと、建設不況を筆頭に県内経済の先行きが不透明であること、派遣を初め県内雇用の非正規雇用の割合が増加し格差がますます拡大していること、県民の圧倒的多数が反対する米軍基地の県内移設を強行していること、知事みずから暫定税率廃止に反対したこと、その後の暫定税率の復活、原油価格の高騰でガソリンはもとよりあらゆる生活必需品の値上げで県民が逃れようのない「油地獄」に陥っても何ら手だても講じないこと、そして県民の大多数が廃止を望んでいる後期高齢者医療制度を維持する姿勢などが挙げられるでしょう。

このような背景のもと、もう我慢ができない、何とかしてくれという気持ちが政権交代への期待同様、県政においても私たちに集まってきたのだと受けとめております。その意味でも私たち民主党に対する県民の期待は大変大きなものであると思います。

さらに与野党逆転によって私たちも県政への責任を負うこととなりました。しかし、その期待や責任の大きさを謙虚に受けとめて、私たちは今、県政改革への決意をみなぎらせております。

私たち民主党会派の４名は、今回与野党逆転をともしにかち取った皆さんと手を携え、さらには県勢発展に一致するものについてはすべての与野党の議員問わず協力していくことをお約束を申し上げます。

それでは通告に従いまして順次質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

(1)番目、沖縄の自治についてであります。

ア、沖縄の自治を勝ち取る上で必要な法律、税財源は何か。

イ、道州制の議論に先駆けて制度の要求、実現を図る考えはないか。

(2)つ目の基地問題についてであります。

ア、普天間基地３年以内閉鎖という知事公約は果たして実現できるのでしょうか。

イ、稲嶺県政８年間で移設ができなかったその理由と総括についてお伺いいたします。

ウ、辺野古への新基地移設、普天間移設協議において国との意見相違というのは何でしょうか。国との協議が合意に至らない場合、中止も検討すべきではないでしょうか。

(3)番目、地位協定についてであります。

民主、社民、国民新党３党による日米地位協定改定案についての知事の見解をお伺いいたします。また、その後出された地位協定を見直すべきではないという政府の発言についても知事の見解をお伺いいたします。

(4)番目、米軍再編についてであります。

北朝鮮における核開発中止表明に伴い、米国がテロ支援国家リストから外す手続に着手いたしました。激変する東アジア情勢において、県はこの地域において緊張緩和が進むと見ているのでしょうか。また、そうであれば米軍、とりわけすべての海兵隊撤退を強く要求すべきではないでしょうか。

(5)つ目、平和への貢献についてであります。

沖縄はこれまで太平洋のかなめ石と呼ばれ、米国のアジア・太平洋戦略のみならず、最近では世界戦略の一環として位置づけられた戦略拠点基地として米軍の基地が位置づけられております。しかし、その基地が置かれ続ける限りは沖縄に平和が実現されることはありません。この基地を撤去すること、それだけでなく、沖縄が平和になるためにはどのようなことをすべきかということを常に問い続けなければならない、私たちはそう考えております。

そのためにも、この沖縄から平和を発信するその拠点施設、それをつくるべきではないかということが私たち民主党の考えでございます。

そこで、平和への貢献についてお伺いをいたします。

下地島空港への緊急援助隊、これはＪＩＣＡの緊急援助隊も含めてでございますが、また、国連の「人間の安全保障センター」などを誘致することで平和利用を進めた結果、平和への貢献を図れないか。

２番目、福祉行政についてであります。

(1)番、後期高齢者医療制度について。

私たちは、この選挙でもそして国会でも後期高齢者医療制度の廃止を訴え続けてまいりました。したがって、この質問は廃止を前提とした質問でありますけれども、廃止までにはしばらくの時間がかかります。その間の移行処理について県はどう考えているか、その観点からお話を聞きたいと思っています。

ア、まず、制度移行によって県民全体の負担はどのようなになったのか。

イ、政府の見直し案はいつから実施されるのか。

ウ、本県の事情にかんがみて国へ支援を求める必要があるのではないか。

エ、本制度導入によって人間ドック補助事業を廃止した県内市町村の数。また、県が補助を行うことによって75歳以上の人間ドック補助を復活させる考えはないでしょうか。

3 番目、土木行政について。

(1) 番、道路行政について。

ア、本県の道路混雑度合いの推移についてお伺いいたします。

イ、道路混雑による県民の経済損失は幾らと考えているか。

ウ、過去 5 年間のレンタカーの使用台数の推移と観光客1000万人誘致の実現後のレンタカー利用台数の推移をお聞かせいただきたい。

エ、混雑解消に向けた道路整備は実現されるのでしょうか。

4 番目、消費行政についてであります。

原油高騰について、ガソリンの価格は値上がりしております。昨年の価格と比べて幾ら値上がりしたのでしょうか。その際、県民負担の総額についてもお伺いをいたします。

5 つ目、公共交通政策についてでございます。

(1) 番目、鉄軌道の導入。

交通混雑解消、環境負荷を和らげ、県民生活を考えると新型路面電車を含む鉄軌道の導入を進める考えはありませんでしょうか。

6 番目、漁業支援について。

(1)、原油高騰につき漁船の操業、漁業の操業に大きな負担となっているが、何らかの支援を行うべきではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

7 番、運輸行政についてであります。

有村産業の更生手続廃止決定についてお伺いいたします。

ア、航路継続や新会社への支援についての県の見解をお伺いいたします。

イ、県の琉球海運への出資目的は何でしょうか。出資に関して県の関与についてお伺いをいたします。

8 番目、戦後補償について。

(1)、旧軍飛行場用地問題解決についてお伺いいたします。

ア、地主会から提案された事業案を県はどのように受けとめているのでしょうか。

イ、提案を受けて県は国にどのような要求をしているのでしょうか。

以上、質問は終わりますが、答弁によりましては再質問をさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 上里議員の御質問にお答えいたします。

まず第 1 に、知事の政治姿勢の中で、沖縄の自治を勝ち取る上で必要な法律、税財源についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄の自治を充実強化していくためには、広範な条例制定権の確立、そして権限及び税財源の地方への移譲、地域間の財政補完等による税財政基盤の拡充、さらには離島や基地問題等の沖縄固有の諸課題についても、その解決が図られるような法的枠組みなどが重要であると考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、3 年めどの閉鎖状態の実現についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、移設するまでの間であれ、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリなどの運用を極力低減し、3 年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであります。

危険性除去策につきましては、町村官房長官から米国側と交渉するなどの前向きな発言がされており、今後、政府と密接に連携を図っていく中で3 年めどの閉鎖状態が実現できるものと考えております。

次に、日米地位協定の3 党案及び政府発言についての知事意見いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

3 党の案につきましては、県の要請項目も踏まえられている部分や、独自の観点もあります。県としましては、各政党において日米地位協定の見直しに向けた議論が高まることは非常に意義があるものと考えております。

政府は、依然として運用改善により対応するとしておりますが、県としましては米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量をゆだねる形となる日米地位協定の運用改善だけでは不十分であり、日米地位協定を抜本的に見直す必要があると考えております。

次に、福祉行政に関係いたしますが、後期高齢者医療制度について国へ支援を求めることいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、6 月に改善策として低所得の方々に対する新たな保険料の軽減措置

などが示されたところであります。

県といたしましては、今後の国の検討状況を踏まえ、その他課題につきましても必要に応じ改善を要請してまいりたいと考えております。また、保険料の軽減措置につながる財政負担につきましては、国に対し地方に負担を転嫁せず責任を持って対応するよう全国知事会から申し入れを行っているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、道州制の議論に先駆けての制度の要求実現についてお答えいたします。

道州制の議論においては、広範な条例制定権の確立、権限及び税財源の移譲、財政基盤の確立等の議論を深める必要があります。

その議論に先駆けた制度のあり方等については、今年度から実施する沖縄振興計画、沖縄振興特別措置法の総点検を通じて検討してまいりたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢で、下地島空港への緊急援助隊や「人間の安全保障センター」などの誘致についてお答えいたします。

県では、本県の自立的発展と我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成を図ることを基本目標に、昨年取りまとめた「アジア・ゲートウェイの拠点形成に向けた取組方針」におきまして国際救急医療支援を項目として掲げ、その可能性を検討しているところであります。また、昨年度、宮古島市が策定した「下地島空港等利活用計画書」においては、災害時の国際緊急支援活動の拠点空港としての利活用が提起されております。

「人間の安全保障センター」につきましては、本年5月の参議院政府開発援助に関する特別委員会において、その創設に向け、積極的かつ具体的に検討を行うべきとの決議が採択されていると承知しております。

紛争や災害等の国際貢献に資する国際機関等の誘致については、国の関与や主体的な取り組みが必要であり、県としては国の動向を注視しながら、御提案の点も含めて、今後、その可能性を検討してまいりたいと考えております。

次に、公共交通政策についての御質問で、新型路面電車を含む鉄軌道の導入検討についてお答えいたします。

県では、交通渋滞を初めとする交通問題の緩和に向けて道路整備等のハード施策だけではなく、定時・定速性が確保され、利用者の利便性の向上に資する基幹バスを中心としたバス網再構築計画を策定したところであります。

また、おおむね2030年を見据えた長期ビジョンを策定し、その中で将来の県土構造のあり方についても方向性を示していくこととしております。その際、体系的な交通ネットワークの構築を図る観点から、新型路面電車を含む軌道系システムの導入についても検討していきたいと考えております。

次、運輸行政についての御質問で、有村産業に関連して、航路存続や新会社への県の支援についてお答えいたします。

県といたしましては、離島航路の確保を図る観点から、事態の推移を注視するとともに、関係機関からの情報収集を行っているところであります。

今後、国や関係市町村と密接な連携を図りながら、総合的な観点から県としての対応を検討してまいりたいと考えております。

同じく、県の琉球海運への出資についてお答えいたします。

琉球海運については、設立時において55市町村が出資するなど、自治体が大きくかかわっており、公的性格を有しておりました。また、会社更生手続中であった昭和56年当時、県民の生活物資の輸送の大部分を担っており、その倒産による諸物価の高騰により、県民生活や県経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されたことから、必要な措置として出資したものであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢のうち、稲嶺県政で移設ができなかった理由についてお答えします。

普天間飛行場の移設については、平成8年12月のSACOの最終報告、平成11年12月の名護市の代替施設受け入れ表明及び「普天間飛行場の移設に関する政府方針」の閣議決定を経て、平成14年7月に基本計画が策定されました。その後、公共用財産使用協議や環境影響評価調査などの諸手続が進められてきましたが、平成17年10月の日米安全保障協議委員会いわゆる2プラス2において、米軍再編の中間報告として、キャンプ・シュワブの海岸線にL字型の新たな移設案が合意されました。

そして、平成18年4月の政府と名護市等との基本合意を経て、平成18年5月の米軍再編の最終報告において現行のV字型滑走路を建設することが合意され、進めていた従来案は一方的に破棄されております。

県としては、現行のV字案のままでは賛成できないとの立場であり、地元の意向、県民の意向を踏まえ、環境などに十分に配慮しつつ、政府と協議を重ねていく考えであります。

次に、政府との移設協議についてお答えします。

県としては、代替施設の建設計画については、可能な限り沖合へ寄せるなどの地元の意向や環境に十分配慮する必要があると考えております。これに対し、政府は、今後、環境影響評価の手続を進める中で、客観的なデータを収集・評価の上、地元の意見を真摯に受けとめ、今後とも誠意を持って協議していきたいとの意向を示しております。

普天間飛行場移設問題を早期に解決することは、国、県、地元市町村の共通認識であり、国との大きな意見の相違はないものと考えております。今後、引き続き政府と協議を重ね、進展が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、東アジア情勢と海兵隊の撤退についてお答えします。

東アジア情勢については、北朝鮮をめぐる問題のほかに、中国と台湾をめぐる問題などがあることから、引き続き緊張関係が続くものと考えております。

県は、これまで日米両政府に対し、あらゆる機会を通じて、海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減等による本県の過重な基地負担の軽減を求めてきたところであります。

次に、戦後補償についての御質問のうち、地主会からの事業案についてお答えします。

県は、昨年11月の県・市町村連絡調整会議において、今後の取り組み方針として団体方式を解決策とすること、条件の整った市町村から先行的に事業の実施に向けて取り組むことなどを確認しております。

この方針を踏まえ、関係市町村からは各地主会との協議により作成された事業案が提出されており、熟度の高い事業案は平成21年度の事業化に向けた予算要求を検討しているところであります。熟度の足りない事業案については、関係市町村において、各地主会と協議の上、さらに検討を加えていただきたいと考えております。

続きまして、提案の国への要求についてお答えします。

旧軍事事業の事業化に向けての予算措置については、

いろいろな可能性について検討してきたところでありますが、現在、平成21年度予算に向けた具体的な事業化について国と最終的な調整を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 福祉行政についての、制度移行による県民の負担の変化についてにお答えいたします。

厚生労働省が実施しました国民健康保険加入世帯の制度移行前と移行後の保険料についての調査によりますと、全国では7割程度の世帯で保険料が減少するものの、沖縄県では減少する世帯が4割弱にとまっております。保険料については、保険給付費の見込み額や被保険者の所得の状況等により算定されます。

本県においては、若年層の1人当たり医療費が低く、国保の保険料が低い水準である一方で老人の1人当たり医療費は全国7位と高いこと等から、後期高齢者医療の保険料水準が高いため、今回の調査では保険料が減少する世帯が他県より少なかったものと推測しております。

なお、新たに示されました保険料の負担軽減策が実施されますと、保険料がこれまでより低減される世帯は約6割になると推計されております。

同じく、政府の見直し策の実施時期についてにお答えいたします。

今回の政府の見直し策について、保険料の均等割額及び所得割額の軽減については、10月徴収分から追加軽減措置が反映される予定となっております。また、保険料を年金天引きから口座振替へ変更も可能とする普通徴収の拡大についても10月徴収分から実施される予定となっております。

終末期相談支援料の算定については、中央社会保険医療協議会の答申を受け、7月1日から凍結することが決定されております。

続きまして、人間ドック補助事業の廃止市町村の数と県の補助についてお答えいたします。

人間ドックへの助成につきましては、疾病予防の推進を図るため、市町村独自の判断で実施してきたものであります。平成19年度は75歳以上人口の1.7%に当たる1931名が受診しております。

75歳以上高齢者の人間ドック受診に対する県内市町村の助成につきましては、平成19年度に助成を実施していました21市町村のうち、平成20年度は17市町村が廃止、4町村が助成を予定しております。

75歳以上の高齢者につきましては、平成20年度から後期高齢者医療広域連合が実施する健診事業や市町村のがん検診等を受診することが可能となっております。これらの検診等に対しましては国庫補助、あるいは交付税措置が図られております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 土木行政についての中、本県の道路混雑度合いの推移についての質問にお答えします。

本県においては、県内人口、観光客数等の堅実な伸びとともに、自動車保有台数やレンタカーの増加が顕著であり、バス離れの傾向も相まって、自動車交通がふえ続けており、中南部都市圏の交通混雑が恒常化している状況にあります。

交通混雑の状況について、国道58号等の主要33路線における渋滞損失時間をもとに県民1人当たりの損失時間に換算しますと、平成16年度の1人当たり約37.3時間の損失に対し、平成18年度は約36.5時間となっており、2年間で約0.8時間、約48分の低減、率にしまして約2.1%の低減効果となっております。

低減効果の主な要因としましては、自家用車からモノレールへの転換、ETC割引導入による一般道路から高速道路への転換、那覇空港自動車道の豊見城インターの開設及び主要交差点の改良等の効果によるものであると考えております。

続きまして、交通混雑による県民の経済損失についての質問にお答えします。

平成18年度の渋滞損失時間をもとにした試算結果は、県民1人当たり年間約36.5時間、金額で約11万1000円の損失になり、県全体では年間約1510億円の損失となっております。

続きまして、交通混雑解消に向けた道路整備の実現についての質問にお答えします。

渋滞対策につきましては、本県の主要課題として取り組んでいるところであり、昭和63年度に沖縄総合事務局、県警等の関係機関で構成する沖縄地方渋滞対策協議会を設立し、ハード・ソフト両面から各施策を推進してきております。

これまでの成果として、ハード面については、「交通容量の確保策」として那覇空港自動車道の各インターの開設や新都心牧志線等の道路の新設、主要渋滞交差点の改良等により混雑緩和を図るとともに、「交通量の抑制策」として、自家用車からモノレール等、公共交通への転換を図っております。ソフト面につき

ましては、県警による信号現示の変更による交通流動のコントロールや時差出勤等の施策を推進しております。

県としましては、今後とも各関係機関と連携を図り、より効率的・効果的な道路整備や渋滞対策を推進し、渋滞緩和に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 土木行政に関する御質問の中で、レンタカー台数の推移及び1000万人達成時のレンタカー台数の見込みについてお答えいたします。

沖縄総合事務局「陸運事務所業務概況」によりますと、平成15年3月末現在の本県における乗用レンタカーの台数は9603台、同じく平成16年は1万583台、平成17年は1万1919台、平成18年は1万5402台、平成19年は1万9604台となっており、登録台数は年々増加しております。

県実施の平成16年度「レンタカー観光調査」によりますと、1台当たりの平均乗車人数は3.4人でありました。

旅行形態などが平成18年度「観光統計実態調査」の結果と同様であると仮定した場合、将来の観光客1000万人のレンタカーの利用台数は、約2万4000台と試算されます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 消費者行政で、ガソリン価格の上昇と県民負担についてお答えいたします。

平成19年7月のレギュラーガソリン1リットル当たりの店頭価格は、本島平均が139円、離島平均が156円、離島を含む県平均で144円となっております。

平成20年7月の店頭価格は、本島平均が177円、離島平均が190円、離島を含む県平均で182円となっており、この1年間で県平均価格は38円上昇しております。

これを平成18年度の揮発油税課税実績である約66万7000キロリットルを用いて試算いたしますと、1年間で約253億円の負担増になるものと推測されます。

最近の原油価格の高騰につきましては、ガソリン、軽油等の石油製品だけでなく、製造・流通・販売のコスト等を通してさまざまな商品価格への影響が懸念さ

れるところであります。

県としましては、県民の消費生活の安定確保を図る観点から、生活関連物資の価格動向を注視し、物価監視と県民への情報の提供に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは漁業支援についての御質問で、原油高騰への支援策についてにお答えいたします。

漁船用燃料のA重油の価格は、現在1リットル当たり115.4円で、平成16年4月の35円と比較すると約3倍の価格になっております。そのため、漁業経費に占める燃料費の割合は従来の15%から約30%に上昇しており、漁業経営に深刻な影響を与えております。

国においては、燃油高騰対策として、休漁者に対する藻場の管理、干潟の清掃などの事業の実施、省エネ操業形態への転換、協業化に必要な省エネ型船外機等設備の導入などに対する補助とともに、低利資金の融資を行っております。

県では、燃油価格高騰に対する支援として、沿岸漁業改善資金による省エネ型エンジン設置等に対する無利子の貸し付け、運転資金借入れの際の融資保証を円滑化するための助成、平成20年度からの新規事業として、燃油高騰の影響の大きい漁業者が加入する漁獲共済の掛金助成を実施しております。また、全国知事会等を通じて国に対して漁業用燃料、資材の低廉化や省エネルギー化技術の開発など燃油高騰対策の強化を要請しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里 直司君 それでは再質問を行います。

まず、知事や関係部長、答弁ありがとうございます。

道州制の議論に先駆けて制度の要求、実現を図る考えはないかということをお願いしたのは、皆さんは道州制という議論が今の自公政権の中で確実に進むものだということを前提として進められていると思っています。

ただ、私たち民主党は、道州制も含めてあらゆる分権というあり方を考えているわけでありまして、今の国がやっている道州制を前提にしているのは制度の要求というのはなかなか乗りにくいんじゃないかということで、1点提案としまして見解をお伺いしますけれど

も、この道州制の議論、また沖縄の自治を実現するためには、政府とそして沖縄という位置が対等にならないといけない。対等の関係性の中でどういう自治を実現するのか、どういう制度が必要なのかということとを協議をしていく。いわば今、普天間移設の協議が進められていますけれども、ああいう協議会を国に対して提案することができるのかどうか、それをぜひ検討していただきたい。それについて見解をお伺いいたします。

そしてもう一つ知事の政治姿勢についてでありますけれども、普天間基地の3年以内閉鎖という知事公約を実現できるのかという話について、さっき知事は3年以内の閉鎖状況という言葉でしたけれども、閉鎖から閉鎖状況と変わったんでしょうか。最初からそうだったのか、そのことについてもう一度答弁をお伺いいたします。

もう一つ、普天間基地の移設協議においての国との意見相違は何かということで、沖合移動の問題、沖合の距離についてだと思えますけれども、率直に申し上げまして何で沖合に移動させるのか、知事はなぜ沖合移動させるのか、簡単にその説明をお聞かせいただきたいと思っております。

それともう一つ、先ほど国との協議が合意に至らない場合どうするんですかと、中止を含めて検討した方がいいんじゃないかというお話をさせていただきました。そのことについては明確な答弁が得られておりません。

といいますのも、知事はビジネス界の中に身を置いていた方でございますので、契約交渉というか、本当にメリットのない交渉については中止というか契約を破棄するという選択肢が普通はあるんですね。これは協議ですから双方が合意に至らない場合というのは当然あるはずなんです。ですから、その選択肢を持っているのかどうか、そのことについて知事からお話を聞かせてください。

それと、道路行政についてお伺いいたします。

先ほども聞きましたが、道路混雑、県民の経済損失が1510億円、大変な額になりますし、レンタカーの利用台数も1000万人の観光客を実現したときには2万4000台にも上ると、ますます道路混雑が高まると。解消されるところが混雑しそうな雰囲気でございますけれども、政府が道路特定財源の廃止を明言しております。この廃止を明言したことによって県が進めようとしている道路工事というのは影響があるんじゃないですか。そうすると道路整備が実現されるのかという先ほどの質問に対しては、その道路特定財源が廃止をさ

れたという前提がないように思えます。

そこでお伺いいたしますけれども、道路特定財源が廃止をされた後、この道路混雑の解消というのは実現されるのでしょうか、お伺いいたします。

そして5つ目ですけれども、鉄軌道の導入についてはこの議会でも何度も取り上げられている課題でございます。その答弁を見てみますと、必ず鉄軌道の導入を検討するという話でございます。

そこでお伺いいたしますけれども、この鉄軌道の導入を検討する正式な検討委員会というのは21世紀ビジョン検討委員会でもいいのかどうか。そして、この鉄軌道の可能性を調査する報告書が平成13年にでき上がっておりますけれども、この調査報告書の実績、または報告というものは今でも生きているのかどうか、そのことについてお伺いいたします。

8番目の旧軍飛行場用地問題についてであります。

この地主会から提案された事業案についてお話を聞きましたけれども、県は沖縄県旧軍飛行場用地問題解決促進協議会の皆さん方と実際に話し合われたことがあるのかどうか。また、この協議会の皆さん方が県に対してどのような要望をしているのか、そのことについてお聞かせいただきますようお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 上里議員の再質問にお答えいたします。

7つばかりいただいておりますので、そのうちの3つまず答弁させていただきますが、私が当時の選挙公約の中で、あるいは広報の中できちっと申し上げているのは、3年めどの閉鎖状態というのが正式な表現です、3年めどの閉鎖状態。ですから、先ほどの御質問にはそれが答えになると思います。

それから3番目の沖合移動の理由ですが、基本的には、まず名護市が沖合へ出してくれというのが1つありますね。それを支援しているということとあわせて、これも何度も申し上げているんですが、1つは、やはりウミガメの産卵場がひっかかるのではないのかという点、だから前へ出すべきだと。それともう一つは、やはり文化財がひっかかっているから前へ出すべきでしょう。

それと、あとはやはり騒音ですよ。基本的にはできるだけ沖合へ出すのが一番だ。ただそれは限界がある

だろうということですね。それで名護市の基本合意があるということを踏まえれば、それなりのところまでということでしょう。

さらに、いろんな意味で危険性という点から、人が住んでいるところから海側へ出すというのは当然のことだと考えているわけです。

そしてこれは4番目でしょうか、中止があり得るかというようなことだと思いますが、これは、なぜ私は今、協議会の中で国と最終的に意見が一致していないかというと、先ほど御質問の中でありましたように、稲嶺さんの時代に決まったところから一方的にこっち側に寄ってきたという、あれからがスタートになっていまして、やはり沖縄の中でどんな事業をするにしても、地元とか県の実情とか納得とかがなしに進めるといわけにいかないと。したがって、私は現行のV字案は認めないということからスタートしていまして、そのところがまだ落ちついていないということです。

ですから、あとは今、彼らが日米両政府同士で決めた現行のV字案についての環境調査、これは自動的にある意味で進むものですから、これはこれで進んでいるというだけで、しかしそのままいっても埋立免許の県知事が免許をどうするか、私の方では保証しませんよと申し上げているわけです。そういう意味で中止とおっしゃるあれとはちょっと別なんです、そういうことは私の方でキープしているつもりです。

その他の御質問については、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 再質問、私の方は2つあったと思います。

1つは、道州制にとらわれず沖縄の自治をどう強化していくか、確立していくかということを提案して、その場合に政府と沖縄県との協議の場はあるのかどうかという御質問でありました。

道州制もその一つではありますが、沖縄の自治を確立していく、みずから沖縄を治めていくためには団体自治、制度的な県と国との仕組みとあわせて住民自治ということが重要だと思っています。そういうものを確立した上で沖縄の自治はこうあらねばならないということを我々は形としてつくってきた。その全体として、沖縄をどうするかというビジョンを今つくっているわけでありまして。

それを、じゃ、その場があるのかといいいますと、実は、今、沖縄政策協議会という総理を除く全閣僚と

沖縄県知事の協議の場がありますので、そこに持っていければと思いますけれども、そのためには相当のそれにふさわしい内容になっていかなければならないと思っています。まさに沖縄の進路を切り開くとともに、閉塞した我が日本の経済社会の活路を探るような大きなビジョンをつくり、それを実現していくための制度はどうあるべきか、それを提言できたらいいなと思って今頑張っているところです。

もう一つ、鉄軌道の導入につきましては、これをどこで議論するのかということとあわせて、過去の調査はどうするのかということだったと思います。

鉄軌道の導入につきましては、新たな交通ネットワークの大きな変更になりますので、当然に県土構造の再編につながってまいります。そういう大きな話になりますから、当然ビジョンの検討の中でも取り上げていきますけれども、では具体的にどういう内容にするかということにつきましては、過去の調査とは全く前提が違っていました。我々がビジョンをつくるという過去にないような状況が生まれてきていますので、新たにそれはつくり直さなければならないと思っています。

来年、平成21年度に普天間を含めた大規模な駐留軍用地の跡地利用等の利用推進費という予算がございすけれども、それも活用しながら21年度に軌道系を含む先進的な公共交通システムの導入調査を現在行う予定で取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 旧軍事業に関する地主会からの事業提案についての再質問にお答えいたします。

まず、県との話し合いは行われているかということについてですが、何度か地主会の会長さん以下お見えになりまして、県の方でも話し合いを行っておりますし、私もお会いしたことがございます。

それから県への要望は何かということですが、がんセンターといった形の事業要望があることは承知しておりますし、それについて現在の沖縄振興予算とは別枠の予算で事業をやってほしいというふうな要望があることは承知いたしております。

いずれにせよ、この地主会からのがんセンター等の要望については、那覇市からの事業要望の中に入っておりませんので、地主会と那覇市でもっともっと詰めていただきたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 道路特定財源が廃止された場合でも渋滞は解消されるのかという再質問についてお答えします。

国は、さきの閣議決定で道路特定財源を一般財源化するとともに、中期計画を5年とし、最新の需要推計をもとに新たな整備計画を策定することを明らかにしております。

これを受けて、現在、県においては沖縄総合事務局と連携し、交通需要推計や将来道路網の設定及び道路路線の選定等について作業を進めているところであります。

同計画により真に整備を必要とする路線及び整備方針について整理し、より効率的・効果的な道路整備や渋滞対策など、ハード・ソフト両面から推進していきたいと考えております。

今後とも渋滞対策に向け、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里 直司君 それでは再々質問を行います。

知事からの答弁がございました、国との協議が合意に至らない場合という発言、もう一度お聞きいたします。

地元の頭越しに進めていく手法、または飛行ルートによって与える影響、環境への影響、そういうものが合意できない場合は、国の言われていることをのむことはできないと、国が言っていることを推進することができないという解釈でよろしいのでしょうか、そのことをお聞かせください。

もう一つ、3年以内の閉鎖状況というのは知事はどのような状況を描いているのでしょうか。例えば、飛行機が全部移駐するとか、騒音をなくすとか、そういう具体的なイメージを持って3年以内の閉鎖状況とおっしゃっているのでしょうか、そのことについてお伺いいたします。

それともう一つ、土木建築部長がお話しておりましたけれども、道路特定財源が廃止されても道路の中期計画が今後も続くような御発言をされていましたが、本当にそうなのでしょうか。道路特定財源が廃止をされると、当然その道路整備に使えなくなると言っているのは、皆さんが出しているこの「道路特定財源に関する沖縄県の現状」でもいろんな整備が困難

になるとおっしゃっていますけれども、それは国から確約を受けていらっしゃることでしょ、そのことについて答弁を求めます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 上里議員の再々質問にお答えいたしますが、まず第1に、国といろんな条件が合わないときには中止するということがあり得るかというような御質問だと理解していいですか。

○上里 直司君 そうではなくて、中止という言葉を変えて県知事が合意できないというケースも考えられないかと。

○知事（仲井眞弘多君） わかりました。

合意できないということはあるんですが、しかし、なるべくかみ合うように最後のところまで努力したいと考えていますよ。ですから、今のところはまだ合意されていません。ですが、私は前にも申し上げましたように、やはり普天間基地の危険性除去、そして後に続く基地の返還のためには、要するに早く移設することだと考えています。ですから、これは県外がベストだけれども、県内、名護及び北部市町村で受け入れるという態度をいただいている以上、まずそこへ移すのが現実的に一番早い。そうすると普天間の危険除去も含めてすべてが終わる。あとは返還をして再利用をやっていくだけだと思っているものですから、なるべく合意できるように努力していきたいと考えております。ですから、今の御質問のことはまだ想定外ですね、正直言って。

それから、3年めどの閉鎖状態というのはどういう状況かということ、先ほども申し上げましたように、一番いいのはヘリがない、要するにクローズはしてないけれども、よく昔言われた常時駐留なき基地の状態のイメージがザ・ベストですよ。ですが、そのためには基本的には閉鎖状態をどうして求めているかというと、危険な飛行場だということを日米両政府が10年前からもう言い続けてきているものですから、いずれにしてもまず危険性除去のためにも実はヘリの運用がぐっと減るというのは、確率的にはその分減るんだというふうに理解しています。もしくは、危険の除去のために技術的な訓練メニューをもっと減らすとか、変えるとかいろいろなことがあり得ると言っているわけです。

ですから、そういうことは政策的な、政治的なレベルで決めれば、後はかなり技術的な詰めが要る問題だろうと、こういうふうに私、考えております。それで、1年半たちましたが、3年めどにそういう状態を、いろんな組み合わせた状態を実現してもらいたいという申し入れをしているところです。

3番目につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 道路特定財源が廃止されても中期計画は策定できるのかという趣旨の再々質問にお答えします。

国におきましては、去る5月13日に「道路特定財源等に関する基本方針」として、中期計画の策定等について閣議決定しております。

同方針においては、一般財源化に伴う地方財政への影響を及ぼさない措置とともに、必要と判断される道路の着実な整備についても明記しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 皆さん、こんにちは。

社大・ニライを代表して質問を行います新垣清涼でございます。よろしくお願いします。

まず1番目に、知事にお伺いします。

知事の政治姿勢についてであります。

マスコミ報道によりますと、知事はさきに行われた県議選挙の前に、県議選挙の結果は知事の県政運営に対する県民の評価と受け取る旨の発言をされました。6月8日の県議選挙結果は与野党逆転であり、知事の期待とは違う結果となりました。

このことは知事の県政運営に対し、今のままではだめですよ知事という県民の審判が下されたものと考えます。

そこで知事に伺います。

(1)、県議選挙の結果について。

ア、知事は、今回の選挙結果をどのように受けとめていますか。

イ、少数与党となったことは、知事の行政運営のどこに原因があると考えますか。

(2)、日米地位協定の抜本的改定に向けて。

米軍関係者による事件・事故が発生するたびに県議会や県内の市町村議会は、日米地位協定の抜本的な改定を求めてきました。それに対して政府は「運用の改善」を言い、米軍は「綱紀の粛正」を言っています。

県民生活を守る立場の知事として、いつまでこのような状況を許すのか、伺います。

ア、日常的に起こっている米軍関係者による事件・事故等について知事の所見を伺います。

イ、米軍は事件・事故を起こすたびに、綱紀肅正に取り組むと何度も言ってきました。その効果について知事の評価はどうでしょうか。また、米軍が言っている教育プログラムはどのようになっているのでしょうか。

ウ、6月28日午前5時過ぎに宜野湾市の民家で在沖米海兵隊所属のポール・フランシス・ストーン容疑者が家宅侵入罪で逮捕されております。県は、米軍属の基地外での居住人数は市町村ごとに、字別に把握すべきと考えるがどうなっていますか。

エ、知事は、日米地位協定をどのように改定すべきと考えていますか。その要求はどこに、いつ、どのように行われていますか。

(3)、後期高齢者医療制度について伺います。

さきに行われた県議選挙では、実に多くの県民からその廃止を訴えられました。なぜ75歳で切るのか、あるいは75歳以上はどうでもいいのか。人によってはもっときつい言葉で訴えられる方もおられました。

そこで、県民の暮らしを守る知事に伺います。

ア、さきに行われた県議選挙での後期高齢者医療制度の廃止については、多くの県民の要求であると考えます。沖縄県は特にその影響が大きいと聞いております。他府県と比べてどのようになっていますか。

イ、県民の暮らしを守る立場の知事として政府に廃止の要求をすべきだと考えるが、どうでしょうか。

(4)、道州制の問題について伺います。

道州制への移行についていろいろと議論がされているようですが、その制度について教えてください。

ア、道州制への移行は政府決定がなされているのですか。

イ、現在の都道府県制度はなぜだめなのか、道州制になると何がどう変わりますか。

ウ、単独州の場合と他県と併合された場合とではどんなメリット・デメリットが予想されますか。

2番目に、基地行政について伺います。

(1)、普天間基地について。

普天間基地の危険性については多くの県民の皆様と、本議事堂におられるすべての皆様の共通した認識であり、一日も早くその危険性の除去を求めることもまた共通しているものと思います。普天間爆音訴訟の裁判でも危険性と住民の被害が認められました。

そこで伺います。

普天間基地の危険性除去について、県はどのような取り組みをされていますか。普天間基地は米軍が作成した基地の安全基準に違反しています。普天間基地マスタープランのクリアゾーン（土地利用禁止区域）の中に、普天間第二小学校や新城児童センターなどがあります。子供たちの安全のために知事はどのような取り組みをなさっていますか。いつまでこのまま放置するのですか。

イ、普天間基地から爆音被害をなくす訴訟裁判の判決が6月26日に出ました。その結果について知事の所見を伺います。

ウ、普天間基地からの爆音や低周波音の被害調査は行われていますか。その被害を解消するためにどのような取り組みがなされていますか。

(2)、辺野古新基地建設について伺います。

在日米軍基地の75%を押しつけられている県民は、決して基地の県内移設を望んでいません。県民投票や数々の世論調査でも明らかであります。何よりも地元の方々が反対しています。

そこで伺います。

ア、辺野古への新基地建設は県民の合意が得られないと思うが知事の見解はどうでしょうか。

イ、国と県、沖合移動で実務協議というマスコミ報道が6月18日にありました。どのようなことが決まったのですか。

(3)、高江のヘリパッド建設について伺います。

ア、ヘリパッド建設の及ぼすヤンバルクイナやノグチゲラなど世界的希少種への影響をどのように考えていますか。

イ、県は、ヘリパッドが東村高江を囲むように建設されること、またヘリパッド完成後は伊江島や辺野古と連動した訓練に利用されることなどに対しどのような認識を持っていますか。

(4)、嘉手納基地の爆音被害について伺います。

ア、夜間・早朝の飛行を何としても回避すべきと考えるが、知事の見解を伺います。

3、教育行政について。

(1)、30人学級の実施について。

ア、30人学級の実施状況と今後の計画について説明を求めます。

(2)、平和教育について。

ア、宜野湾市の志真志小学校で「集団自決」を題材にした創作劇の上演に対し、抗議や中止を求める電話等があったようです。知事と教育長の見解を伺います。

イ、沖縄戦の状況や真実をしっかりと次の世代に伝

えるべきと考えます。知事と教育長の見解を伺います。

4、環境行政について伺います。

(1)、ごみ問題について。

ア、産業廃棄物量の近年の現状と今後の減量化計画について説明を求めます。

イ、廃棄物不法投棄の現状とその対策について伺います。

(2)、地球温暖化対策について。

ア、県として現在どのような取り組みが行われていますか。

イ、今後どのような取り組みが計画されていますか。

ウ、県民運動としてどのような取り組み計画がありますか。

5番目に、観光行政について。

観光客1000万人の達成時の県民生活への影響について伺います。

ア、雇用問題や経済的影響はどのようになると考えられますか。

イ、ごみの量や水の需要などはどのようになるのか、その対策は検討されているのでしょうか。

以上で終わります。

場合によっては再質問をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣清涼議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、私の政治姿勢の中で、県議選挙の結果及びその原因についての御質問にお答えいたします。

2つ御質問ありますが関連いたしておりますので、御理解を得て一括して答弁させていただきます。

私は、今回の選挙結果を謙虚に受けとめ、より丁寧に私の政策の実現そして実行について説明をし、御理解と御協力を得ていきたいと考えているところでございます。

今回の選挙では、後期高齢者医療制度やガソリン税率など県民生活に直結する国政レベルのテーマに対する国民の反発や不安が県民の投票結果に少なからず影響を及ぼしたものであると考えております。

今回の選挙結果は、これまで以上に県民の皆様の声に耳を傾け、行政運営や政策をもっと丁寧に説明をし、御理解と御協力を得る努力をせよ、しっかりと政策の実現に努めよという県民の意思のあらわれではないかと真摯に受けとめているところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、後期高齢者医療制度についての知事の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、多くの意見に耳を傾け、相当の改善が必要ですが、国民皆保険制度を堅持し、高齢者の適切な医療を国民全体で支えるために必要な制度であると認識をいたしております。

現在、国において低所得の方々に対する新たな保険料の軽減措置などが示されたところでございます。その他の課題につきましても今後検討することとなっておりますので、その推移を注視するとともに、必要に応じ改善を要望してまいりたいと考えております。

次に、基地行政についての御質問ですが、普天間爆音訴訟判決についての御質問にお答えいたします。

今回の判決は、これまで県が主張してまいりましたように、普天間飛行場が市街地の中心部にあることによる危険性ととともに、周辺地域へ環境基準を超える騒音被害を及ぼしていることを示していると考えております。

日米両政府は、この判決を踏まえ、普天間飛行場の騒音の軽減等に努めるべきであると考えているところでございます。

同じく基地行政について、辺野古への代替施設の建設については県民の合意が得られないのではないかとこの御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきましては県外移設がベストだとは思いますが、米軍再編協議の経緯等から県外移設は困難であり、一刻も早い危険性の除去のためには、県内移設もやむを得ないものと考えております。さらに、名護市が基本合意をし、北部市町村を含め条件がまだ整ってはおりませんが、受け入れると表明もされております。そして、市街地の中心部にある普天間飛行場は、住民生活に深刻な影響を与えており、早期に危険性を除去し、騒音の軽減を図るなど、周辺住民の不安を解決することが政府と沖縄県及び関係市町村の緊急の課題であると考えます。

普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設は、海兵隊のグアム移転や嘉手納飛行場より南の施設・区域の大規模な返還とともに、沖縄県の基地負担の軽減と跡地の有効利用を通じた地域振興に大きく寄与するものであります。

したがって、県民の合意は十分に得られるものと私は考えております。

次に、教育行政の中で、創作劇の上演についての御質問にお答えいたします。

小学校で上演されました平和劇につきましては、6

月23日の慰霊の日に向けた「平和学習」の一環であり、市教育委員会の支援のもと、学校全体で取り組んだものと聞いております。

児童生徒が平和劇などを通して沖縄戦の実相に触れ、戦争の悲惨さや平和のとうとさを学ぶことは大切なことだと考えております。

同じく教育行政の中で、沖縄戦の次世代への継承についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

本県の平和教育は、生命の尊重と個人の尊厳を基本に、思いやりの心や寛容の心をはぐくみ、国際社会の平和と発展に寄与することを目指して推進されているものと理解いたしております。

県といたしましても、今後とも沖縄平和賞の贈賞や慰霊の日の取り組み、そして平和祈念資料館等の活用促進を通して沖縄戦の実相を正しく伝えとともに、人類普遍の教訓であります平和をたつとぶ心を次の世代に正しく継承していくことが重要であると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢についてのうち、米軍関係者による事件・事故についてお答えいたします。

県は、米軍基地に起因する事件・事故は一件たりともあってはならないと考えており、事件・事故が発生するたびに、米軍を初め関係機関に対し、原因の徹底究明、再発防止及び安全管理の徹底等を強く申し入れてきたところであります。

県としては、今後とも県民の生命・生活及び財産を守る観点から、引き続き隊員の教育の徹底等を強く求め、協力ワーキングチーム等における協議や調整を通じ、米軍基地の運用に伴う事件・事故の再発防止に向け努力していきたいと考えております。

次に、綱紀粛正の効果などについてお答えします。

現在、米軍において事件・事故の防止措置として実施されている夜間の外出制限の時間中にも、強盗致傷や器物損壊などの事件が発生しており、綱紀粛正が徹底されていないと言わざるを得ず、極めて遺憾であります。

去る6月11日には、米軍及び日本政府から、再発防止策の一つとして研修プログラムの追加・見直しなどが説明されました。

県としては、協力ワーキングチーム等において、関係機関と協力しながら、実効性のある再発防止に向

け、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

次に、軍属の基地外居住の人数の把握についてお答えします。

沖縄防衛局によると、平成20年3月31日現在、県内における施設・区域外に居住する軍属については市町村別の人数が公表されており、その総数は990人となっております。

県としては、基地の外に居住する米軍人等の規律の強化を含め、2月に取りまとめた7項目の「米軍人等犯罪防止に向けての考え方」の中で、基地外居住者の実態の把握等を日米両政府に求めているところであり、引き続き協力ワーキングチーム等において取り組んでいきたいと考えております。

次に、日米地位協定の見直しについての御質問にお答えします。

県は、日米地位協定については11項目の見直しを求めているところであります。

11項目のうち、幾つかの項目について御説明いたします。

まず、第3条の施設・区域に関する措置については、公務遂行上必要な地方公共団体による施設・区域への立ち入りを含め、米側はあらゆる援助を与えること等を求めています。

次に、同じく第3条関係で、環境に関する規定を新設し、環境保全に関する日本国内法を適用すること等を明記するよう求めています。

さらに、第17条関係で裁判権について、日本側の裁判権の対象となる被疑者が米側によって拘束された場合、日本側の起訴前の拘禁移転要請に米側が応ずる旨明記することを求めています。

日米地位協定の見直しについては、日米両政府を初め衆議院安全保障委員会委員長、参議院外交防衛委員会委員長及び衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員長等に対して要請を行っているところであります。

次に、基地行政についてのうち、危険性除去の取り組み状況についてお答えします。

市街地の中心部にある普天間飛行場は、住民生活に深刻な影響を与えており、早期に危険性を除去し、騒音の軽減を図るなど、周辺住民の不安を解消することが求められております。このため、県としては普天間飛行場の早期移設に全力で取り組んでいるところであります。

また、移設するまでの間であれ、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除

去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであります。

次に、沖合移動の実務協議についての御質問にお答えします。

普天間飛行場の移設に関し、沖合移動を含むさまざまな問題については、この間、普天間飛行場移設措置協議会において協議してきたほか、実務的に政府の関係者と意見交換、情報交換を行ってきたところであり、今後とも県と政府の関係者間のさまざまな実務的協議が行われていくことになります。

次に、東村高江区のヘリパッド建設についての御質問にお答えします。

北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、昨年6月に東村長が村議会において、経緯を踏まえると現時点での移設場所の変更は厳しいとの認識を示しております。

県としては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。

また、伊江島や辺野古と連動した訓練については承知しておりません。

次に、嘉手納飛行場における夜間・早朝の飛行回避についてお答えします。

県は、嘉手納飛行場における早朝離陸について、住民生活の平穏を妨げ著しい影響を与えることから、日米両政府に対し、飛行プランの見直しを行うなどの配慮を求めるとともに、軍転協を通じ、深夜・早朝における離着陸の制限、日曜・祝祭日における飛行の制限など航空機騒音規制措置の趣旨徹底により騒音の軽減を図るよう強く要請しております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、後期高齢者医療制度導入による他府県との比較についてにお答えいたします。

厚生労働省が実施しました国民健康保険加入世帯の制度移行前と移行後の保険料についての調査によりますと、全国では7割程度の世帯で保険料が減少するものの、沖縄県では減少する世帯が4割弱にとまっております。

保険料については、保険給付費の見込み額や被保険者の所得の状況等により算定されます。

本県においては、若年層の1人当たり医療費が低く、国保の保険料が低い水準である一方で、老人の1

人当たり医療費は全国7位と高いこと等から後期高齢者医療の保険料水準が高いため、今回の調査では保険料が減少する世帯が他県より少なかったものと推測しております。

なお、新たに示されました保険料の負担軽減策が実施されますと、保険料がこれまでより低減される世帯は約6割になると推計されております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、道州制移行の政府決定についてお答えいたします。

平成20年6月27日に閣議決定されました、いわゆる「骨太の方針2008」では、「道州制の前提となる地方分権改革を進め、「道州制ビジョン」の策定に向け、国民的議論を更に深めるとともに「道州制ビジョン懇談会」において引き続き検討を行う。」とされておりますが、道州制移行について政府決定はなされておられません。

同じく道州制絡みで、都道府県制度はなぜだめなのか、道州制になると何がどう変わるかについてお答えいたします。

現在の都道府県制度の課題として、市町村合併の進展による都道府県の位置づけや役割の変化、都道府県の区域を越える広域行政課題の増大、地方分権改革の担い手としての規模、能力の問題等があるとされております。

道州制の導入については、こうした社会経済情勢を踏まえ、中央集権から地方分権型社会への移行、自立的で活力のある圏域の形成、国と地方を通じた効率的な行財政システムの構築等を目指して議論が進められております。

同じく単独州の場合と他県に併合された場合のメリット・デメリットについてお答えいたします。

道州制のメリット・デメリットについては、現時点で政府においても税財政制度等、制度設計の詳細な姿を示すに至っていないため明確に示すことはできませんが、一般的に単独州の場合、沖縄の地域特性を生かした自由な経済振興等が可能となり、その潜在力を最大限に発揮できるものの、規模のメリットを享受できず、税財源基盤が脆弱なため厳しい財政運営を迫られます。

一方、他県と道州を形成した場合は、規模のメリットを生かした効率的な行財政システムの構築により、税財源基盤が安定し、行政サービス等の向上が図られ

るものの、離島や基地問題等の沖縄固有の諸課題についてきめ細かな対応が難しくなることが懸念されます。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 基地行政の中で、普天間基地からの爆音や低周波音の測定についてお答えいたします。

県では、周辺市町と連携し、普天間飛行場周辺の9地点において年間を通して航空機騒音の監視測定を行っております。

平成18年度の測定結果によりますと、9地点中3地点で環境基準を超過している状況にあり、航空機騒音の評価をあらわすWECPNL（うるささ指数）は、上大謝名局で80.7と最も高い値を示しており、経年的にもほぼ横ばいで推移している状況であります。

県におきましては、平成18年度航空機騒音測定結果に基づき、平成19年9月13日に米軍や沖縄防衛局等関係機関に対し、航空機騒音の軽減について強く要請を行ったところであります。

また、低周波音につきましては、県が普天間飛行場周辺の家屋において実施した調査によりますと、ヘリコプターから発生する音は、可聴音領域と比較して低周波音領域のレベルが高いこと、屋外と屋内の音のレベル差が低周波音は騒音と比較して小さいなどの知見が得られております。

なお、環境省は、低周波音問題対応のための評価指針を示しておりますが、その適用範囲は、工場、事業場、店舗などの固定された発生源からの低周波音によると思われる苦情に対応するためのものとしております。

県としましては、今後も低周波音の調査を実施しデータの蓄積を図っていきたいと考えております。

次に、同じく基地行政で、ヘリパッド建設による貴重種への影響についてお答えいたします。

北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業に係る環境影響評価において、ヤンバルクイナやノグチゲラなどの希少種の生息や繁殖活動が確認されております。

このことから、ヘリコプター離着陸時における騒音による希少種への影響について、既設着陸帯における動物の確認地点をもとに予測・評価を実施した結果、既設着陸帯周辺でもノグチゲラ等の希少種の繁殖活動が確認されていることなどから、事業の実施に伴う騒音の影響について、動物の生息や繁殖を妨げるほどの影響は生じないものと予測されております。

しかしながら、県としましては、動物等に係る予測には不確実性を伴うことから、毎年取りまとめられる事後調査報告書の内容を検討し、必要に応じて環境の保全について適正な措置を講じるよう求めていく考えであります。

次に、環境行政について、産業廃棄物排出量の現状と今後の減量化計画についてお答えいたします。

県が平成19年度に実施した産業廃棄物実態フォローアップ調査の結果では、平成18年度に発生した産業廃棄物の排出量は、動物のふん尿を除き193万7000トンで、そのうち46.9%に当たる90万8000トンが再生利用されており、7.7%に当たる16万4000トンが最終処分されております。

本県では、最終処分場の残余容量が逼迫していることや地域内における資源循環を促進する観点から、平成22年度を目標とする「沖縄県廃棄物処理計画」を平成18年度に策定いたしました。当該計画では、平成22年度の産業廃棄物の排出量を平成18年度排出実績の3%増である196万9000トン以下に抑制することや、再生利用量を平成18年度実績の46.9%から3.1ポイント向上させて50%にすること、最終処分量を7.7%から0.7ポイント削減し7%とすることなどを目標としております。

これらの目標を達成するため、排出抑制やリサイクル技術の導入、リサイクル産業の振興等を促進することから、産業廃棄物税の収税を活用した各種補助制度、普及啓発等の事業を実施しております。

次に、廃棄物不法投棄の現状とその対策についてお答えいたします。

県では、毎年「不法投棄実態調査」を県内全域において実施しております。平成18年度の調査結果では、不法投棄箇所が69カ所、不法投棄量が約7600トンで、その内訳は、家庭からの一般廃棄物が約4200トン約55%、産業廃棄物が約3400トン約45%となっております。

投棄場所としましては、原野、海岸、山林等人目につかない場所に集中しております。

県では、このような不法投棄の防止対策として、警察退職者を廃棄物監視指導員として保健所に配置し不法投棄の監視に当たらせるほか、監視カメラによる監視の実施や警察本部と合同で設置した美ら島環境クリーン作戦本部を活用し県警への告発等を行っております。また、各保健所に設けた「廃棄物不法処理防止ネットワーク会議」において各警察署、海上保安署、市町村等との情報交換、合同調査等を行い不法投棄の実態把握にも努めております。

その結果、平成8年度の51件から年々増加していた不法投棄件数は、平成11年度の166件をピークに減少に転じ、平成18年度は69件まで減少してきております。

次に、同じく環境行政で、地球温暖化対策についての県における現在の取り組みと今後の取り組みについて一括してお答えいたします。

県では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、沖縄県地球温暖化対策地域推進計画を平成15年度に策定し、同計画に基づき県みずからが率先して地球温暖化対策を実施するとともに、地域からの地球温暖化対策が推進されるよう普及啓発活動等の各種施策を実施しております。

特に、本年度は地域における取り組みの充実強化を図るため、九州地方知事会における「地球温暖化対策

九州・沖縄・山口統一キャンペーン」の実施や市町村等と連携した普及啓発活動等の強化を図ることとしております。

今後の取り組みにつきましては、現在、国における京都議定書目標達成計画の見直しや地球温暖化対策推進法の改正など、地球温暖化対策の強化が求められていることを踏まえ、県における次期計画において部門別削減目標の設定や進捗管理を行うことで対策の確実な進展を図る考えでございます。

次に、地球温暖化対策における県民運動についてお答えいたします。

地球温暖化対策における県民運動としては、県民、事業者、行政等128団体で構成する「おきなわアジェンダ21県民会議」や「沖縄県地球温暖化防止活動推進センター」と連携して県民環境フェアや地球温暖化防止セミナーなどの普及啓発活動を実施しております。

特に県民環境フェアにつきましては、県内各地における取り組みを促進する観点から、地域住民、団体、事業者、地元市町村等と実行委員会を組織し、地域の特性を生かしたエコライフ活動等の普及啓発を行っております。

また、次世代を担う児童・学生への環境教育として、小学校編、中学校編、高等学校編、環境団体編の環境教育プログラムを作成し、教員等を対象とした同プログラムの活用研修や環境教育モデル校の指定等を通じて、環境教育の実践・普及に努めております。

県としましては、すべての県民が地球温暖化問題に関心を持ち、家庭や事業所等において地球温暖化防止に向けた取り組みがなされるよう引き続き働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政についての御質問で、30人学級の実施状況と今後の計画についてお答えいたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により、児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、義務教育のスタートに当たる小学校1年生で実施しております。

実施に当たっては、加配定数の範囲内で下限25人とし、施設条件面の対応が可能な学校を対象としております。

今年度は小学校1年生において約73%の学級が30人以下の学級となっております。

今後の計画につきましては、30人学級制度設計検討委員会において検討しているところであります。

次に、創作劇の上演についてお答えいたします。

小学校で上演された劇は、6月23日の「慰霊の日」に向けた平和学習の一環であり、本県の平和教育の指導指針に基づき、市教育委員会の適切な指導・支援のもと、学校全体で取り組まれたものと報告を受けております。

児童生徒が本県の歴史や地域の特性を踏まえ、体験的な活動や体験者の講話などを通して戦争の悲惨さに触れ、平和のとうとさや思いやりの心をはぐくむことは重要なことだと考えております。

次に、沖縄戦の次世代への継承についてお答えいたします。

平和教育においては、戦争の悲惨な体験や教訓を正しく次の世代に継承するとともに、生命の尊重や個人の尊厳を基本に、他人への思いやりや寛容の心を育成することが重要であります。

県内小・中・高等学校においては、「平和月間」、「平和旬間」を設け、平和資料展、平和集会、戦跡めぐり等の体験的な取り組み等がすべての学校で行われております。

県教育委員会としましては、今後とも児童生徒が平和で民主的な国家及び社会の形成者として育つよう、沖縄戦の実相を正しく伝えるなど、平和教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 観光行政に関する御質問の中で、雇用問題と経済的影響についてお答えし

ます。

沖縄県における旅行・観光の経済波及効果については、平成16年度に県において「観光統計実態調査」を実施したところであります。

これによりますと、平成16年の入域観光客515万人、県民の県内旅行客640万人、総観光消費額4549億円の数字をもとに推計された観光収入の生産波及効果は6903億円で、県内生産額の11.7%を占めております。また、雇用については7万8850人の雇用効果を生み出していると推計されております。

このように観光客がもたらす観光収入は、観光産業だけでなく沖縄県の産業全体に幅広い経済効果をもたらしております。年間観光客1000万人達成の際には、観光客数はもとより1人当たり消費額、平均滞在日数の増加が見込まれることから、平成16年度を上回る経済及び雇用効果を期待しているところであります。

次に、ごみの処理や水の給水対策についてお答えします。

県内のごみ焼却施設は、平成17年度末現時点で31施設あり、1日当たりの処理能力は1737トンに対して1日当たりの焼却処理実績は1039トンで、1日当たり処理能力にはまだ698トンの余裕があるとのことです。したがって、入域観光客1000万人受け入れに伴う処理能力についてはおおむね問題ないとのことであります。

また、水の供給については、入域観光客1000万人受け入れに伴い1日当たりの最大使用水量は現在より約4万トン増加し約58万トンに達するものと推定しているとのことであります。

これに対して県全体で1日に供給可能な計画給水量は約74万トンであり、現在の整備計画で対応可能であるとのことであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後3時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 再質問を行います。

1の(2)のイについて、6月11日、再発防止策としてプログラムの追加見直しの説明があったようですが、どのような内容になっていますか。それは実効性があると考えておられるのか。

次に、1の(2)のウについて、7項目の考え方を説明してください。

次、1の(2)のエについて、環境問題や裁判権など11項目の見直しを求めているとの答弁がありました。それができないときに知事はやはり基地の返還を強く求めるべきだと考えますがどうでしょうか。

次に、1の(3)のアについてであります。新聞報道、6月5日のタイムスの報道によりますと、「保険負担増 沖縄が最高」、「高齢医療 厚労省調査」、「新案でも全国2位 低所得者ほど重く」。そこで、「自民、公明両党がまとめた負担軽減案を実施した場合でも39%に達し全国2位」であるということが載っております。

そこで、先ほどから説明で6割軽減という話がありますけれども、残り40%の救済策はどのようなになっていますか。

基地行政について、2の(1)のアについてお尋ねします。

米軍がつくった普天間基地のマスタープラン、いわゆる土地利用禁止区域の中に小学校や児童センターがあるが、アメリカ国内ではこんなことはまず許されないわけです。なぜ私たち沖縄県民だけがこんな差別的な扱いを受け続けなければならないのでしょうか。普天間の危険性を放置することができないなら、直ちに閉鎖を求めるべきであります。

ただ、知事は先ほどから公約で3年をめどとおっしゃっております。そのことを強く求めているだけで、ヘリが1機も飛ばないような状況をつくっていただきたい。1機でも飛ばば危険性はあるわけです。そして、3年以内にその状況がつかれないときに、知事の決意をお聞かせいただきたいと思います。

次に、2の(1)のウについて、低周波音についても県は調査をされいろいろとデータを集められているようです。ぜひそのデータを環境省にも示していただき、国による健康影響調査をやるべきだと、求めるべきだと考えますが、所見をお聞かせください。

次、2の(2)のアについて、米軍は普天間に駐留する海兵隊はグアムに移すと言っているわけです。県民を代表する知事は、普天間基地の閉鎖と辺野古への新基地建設はリンクして考えるべきではなく、危険な基地は一日も早く閉鎖を求め、普天間で危険な基地は辺野古でも危険なはずで。そのことは、さきの普天間爆音訴訟裁判の判決でも明らかになりました。早朝・深夜の飛行や場周経路など、普天間で守られないことを辺野古では守れるという保証はありません。少しの沖合移動では何も変わりません。海の上では目標物がないから決して訓練は行われず、民間地域でしか行いません。

知事の責務は県民の命と暮らしを守ることであり、移設作業に手をかすことではないと考えます。知事はだめだということを言い続けてほしいと思います。知事の御決意をお願いいたします。

次に、平和教育についてですが、先ほどの答弁、知事も教育長もまさに平和教育の大切さを述べておられました。その平和教育の現場に、学校現場にその中止を求める声や抗議の電話があったということが報道されております。そのことについて答弁がありませんので、ぜひ知事と教育長の見解を示していただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時36分休憩

午後3時45分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 再質問にお答えいたしますが、まずこの地位協定の改定が進まないときには、普天間基地の閉鎖を求めるべきではないかという御趣旨の御質問だと思うんですが、これは地位協定の改定、抜本的な見直しについても求め続けますし、基地の整理縮小についてもまだまだたくさんありますから、求め続けてまいりたいというのが今の率直な気持ちでございます。

それからこの3年めどで、3年ぐらいたったときに1機も飛ばないような状態にするようにというお話だったと思うんですが、今無論3年のちょうど真ん中ぐらいいまで来ましたが、3年めどの閉鎖状態の実現に向かって努力しているところですから、ようやく政府の方も私の話に耳を傾け、動き始めつつあると私は認識しておりますので、まだ3年めどのあたりのところがどういう状態か、そしてできなかった場合などということは毛頭考えておりませんので、3年めどの閉鎖状態の実現に向かってずっと取り組んでまいりますというお答えしかできないと考えております。

さらにもう一つ、この普天間も危険だ、移設しても危険だ、知事は何かそういう移設作業に手をかすべきではないのではないかという御趣旨の御質問だったと思うんですが、これは普天間の危険性の除去を目指してあそこへ移設するのであり、それに対していろいろと注文をつけているところであり、そしてそれを頭に置いて名護市や北部市町村も基本合意をしていることであり、普天間と同じような危険が向こうに移るとは思っておりません。

移設に手をかすという表現を使っておられますが、

何か悪いことに手をかすなどと私は思っておりません。基本的に普天間の危険を除去するために早目に移設することが大事だと申し上げている。これは県外が一番いいと思いますけれども、今は県外が無理だ。したがって、受け入れていただけるという北部、そして名護市に移して、そしてまずこの普天間の危険を完璧になくし、そしてこの再活用に入るべきだと私は思うんですが、それをやってはいけないという論理の方が私にはよく理解できません。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 再発防止策の内容について説明しろという再質問にお答えします。

まず県が再発防止に向けての考え方を7項目示しておりますが、まず第1に、米軍人等に対する研修教育プログラムの見直し、2番目に、米軍人等の生活規律の強化、3番目に、基地外に居住する米軍人等の対策、4番目に、防犯施設の充実強化、5番目に、警察の取り組みの強化、6番目に、学校における取り組みの強化、7番目に、日米地位協定の見直し等となっております。

それから再発防止策の実効性はあるのかという御質問にお答えします。

県としましては、これまでもそうございましたが、今後とも米軍初め日米両政府に対し一層の綱紀粛正及び隊員の教育の徹底を行い、県民が納得できる形で実効性のある再発防止策となるよう強く求めてまいります。

今後、協力ワーキングチーム等において関係機関と協力しながら、具体的な再発防止策については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 基地行政の関連で、低周波音についての再質問にお答えいたします。

低周波の測定結果によりますと、ヘリコプターの場合、低周波音レベルは騒音レベルより高く、ジェット機の場合には騒音レベルと同等か、それ以下という結果が得られており、飛行場に配備されている機種による違いもあらわれているものと考えられ、また発生源が固定されているか、移動によるものかによっても違うことが可能性として言われております。

県としましては、こういうデータを環境省に提供し

ているところでありまして、環境省も現在データを蓄積しているところであると聞いておりますので、今後の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 後期高齢者保険料についてにお答えいたします。

全国の平均保険料に比べて本県の保険料は低い状況にあります。全国平均 7 万 2000 円に對しまして沖縄県は 6 万 1805 円となっております。

今後の見直しにつきましては、状況を踏まえて必要な改善を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは新垣清涼議員の創作劇の上演についての再質問にお答えをいたします。

小学校の創作劇の上演に対して抗議や電話あるいはメールでの中止を求めることに對してどう思うかということでございますが、小学校の創作劇の上演につきましては平和学習の一環として行われたものでございまして、市教育委員会におきましては、本県の平和教育指導の手引に基づいているかどうか、そして発達段階に応じて上演されているか、そして児童が人間不信に陥ることがないような配慮があるのか、あるいは教育課程に位置づけられた計画的な取り組みであるのか、体験的な活動としてふさわしいかなど学校と確認をとりながら、指導・支援を行ってきたものでございまして、こうしたことから電話やあるいは電子メールでの抗議があったということについては遺憾であると言わざるを得ません。

以上でございます。

○新垣 清涼君 平和教育に対する抗議や中止の声があったことについて、知事と教育長の見解を求めているんですよ。お答えがないですから答えてください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 今の教育長の答弁に尽きる

わけですが、私も極めて遺憾であると感じております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 再々質問を行います。

知事は 3 年をめどに閉鎖ができないときに、努力はするけれどもその結果について責任はとらないというようなニュアンスで聞こえてきます。やはり 3 年をめどにして強く求めていただきたいと思います。

そしてそれができなかったときの知事の政治生命をかけるぐらいの気持ちで、その決意を述べていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 3 年めどの閉鎖状態の実現に向けてというのは、私が選挙をやっている最中からの強い私の主張でして、私は移設をする。そしてこれは県外がいいんだけど、これが無理だからやはり県内もあり得ると。しかし、この間が長いでしょう。しかも両政府がこれは危険な基地だと言っているのに、これをスローダウンもさせないでこのまま使い続けるというのは明らかにおかしいでしょう。ですから、この間をとっているわけですが、しかも物事は 3 年もかかれば大抵のことはできる。しかも、これは政治政策的な上の方で決めればテクニカルにやる部分がかなり多い。

したがって、私はしっかりとこの 3 年めどの閉鎖状態の実現に今頑張っているところです。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程は、これで終了いたしました。

次会は、7 日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時 59 分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 上 原 章

会議録署名議員 仲 村 未 央

平成20年 7 月 7 日

平成20年
第 2 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 4 号）

平成20年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第4号）

平成 20 年 7 月 7 日（月曜日）午前 10 時 1 分開議

議 事 日 程 第 4 号

平成20年 7 月 7 日（月曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 乙第 1 号議案から乙第13号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 乙第 1 号議案から乙第13号議案まで

乙第 1 号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第 2 号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県生活環境保全条例

乙第 5 号議案 沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第 6 号議案 沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例

乙第 7 号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第 8 号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第 9 号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について

乙第10号議案 専決処分の承認について

乙第11号議案 専決処分の承認について

乙第12号議案 専決処分の承認について

乙第13号議案 専決処分の承認について

出 席 議 員（48名）

議 長 高 嶺 善 伸 君
副議長 玉 城 義 和 君
1 番 上 原 章 君
2 番 島 袋 大 君
3 番 中 川 京 貴 君
4 番 桑 江 朝千夫 君
5 番 平 良 昭 一 君
6 番 仲 村 未 央 さん
7 番 照 屋 大 河 君
8 番 渡久地 修 君
9 番 上 里 直 司 君
10 番 瑞慶覧 功 君
11 番 奥 平 一 夫 君
12 番 吉 田 勝 廣 君

13 番 當 山 眞 市 君
14 番 吉 元 義 彦 君
15 番 座喜味 一 幸 君
16 番 佐喜真 淳 君
17 番 玉 城 満 君
18 番 仲宗根 悟 君
19 番 崎 山 嗣 幸 君
20 番 西 銘 純 恵 さん
21 番 山 内 未 子 さん
22 番 新 垣 清 涼 君
24 番 前 島 明 男 君
25 番 新 垣 良 俊 君
26 番 仲 田 弘 毅 君
27 番 照 屋 守 之 君

28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 當 間 盛 夫 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 赤 嶺 昇 君
 36 番 比 嘉 京 子 さん
 37 番 金 城 勉 君

38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 45 番 新 里 米 吉 君
 46 番 嘉 陽 宗 儀 君
 47 番 新 垣 安 弘 君
 48 番 大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 仲 里 全 輝 君
 副 知 事 安 里 カツ子 さん
 知 事 公 室 長 上 原 昭 君
 総 務 部 長 宮 城 嗣 三 君
 企 画 部 長 上 原 良 幸 君
 文化環境部長 知 念 建 次 君
 福祉保健部長 伊 波 輝 美 さん
 農林水産部長 護得久 友 子 さん
 観光商工部長 仲 田 秀 光 君
 土木建築部長 漢 那 政 弘 君
 企 業 局 長 花 城 順 孝 君
 病院事業局長 知 念 清 君
 会 計 管 理 者 福 治 嗣 夫 君

知 事 公 室 監 上運天 昂 君
 秘書広報統括 名渡山 司 君
 総 務 部 監 伊 元 正 一 君
 財 政 統 括 監 仲 村 守 和 君
 教 育 委 員 会 長 安 里 昌 利 君
 教 育 長 得 津 八 郎 君
 公安委員会委員 宮 里 節 子 さん
 警 察 本 部 長 伊 礼 幸 進 君
 労 働 委 員 会 員 太 田 守 胤 君
 公 益 委 員 会 員
 人 事 委 員 会 長
 人 事 務 局 長
 代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 長 嶺 伸 明 君
 次 長 遊 佐 信 雄 君
 議 事 課 長 嘉 陽 安 昭 君
 課 長 補 佐 平 田 善 則 君

主 査 中 村 守 君
 主 査 佐久田 隆 君
 主 査 大 城 佳 美 さん
 主 査 金 城 悦 子 さん

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第 1 及び日程第 2 を一括し、これより直ちに一般質問を行い、乙第 1 号議案から乙第 13 号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及ばたゞいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん おはようございます。仲村未央です。

初登壇に当たりまして、一般質問トップバッターのくじを引かせていただいたこと、光栄に思っておりま

す。

知事、私仲村未央は、1972 年、昭和 47 年の 5 月の生まれであります。ちょうど新生沖縄県とともに誕生し、ことし 36 歳です。

昭和 47 年（1972 年）の 5 月 15 日、屋良朝苗県知事はこのようなメッセージを県民の皆様に発しております。

この 5 月 15 日は、沖縄にとってきのうのきょうではなく、新しい歴史の出発点であります。新生沖縄県の目標は県民自治を基調とした平和で明るい豊かな県づくりであります。国は、沖縄の振興・開発のためいろいろな施策を展開するはずですが、私ども沖縄県民にとってみずからの運命を開拓し、歴史を創造する世紀

の大事業であります。したがって、私どもは、まず自主・主体性を堅持してこの歴史的事業に取り組まなければならないと思います。

私も、新生沖縄県とともに誕生した世代の一人として、また県民を代表する機関に身を置く一人として、県政の検証を通じ建設的な議論を重ねることによって県内外へ、特に日本政府に対する沖縄県民の声を主体的な立場から発信してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは通告に従いまして質問いたします。

1 番、日米地位協定の抜本の見直しについて、そのテーマについて伺いをいたします。

(1)、ベースタクシー問題について。

地位協定15条に基づき米軍が公認する歳出外資金機関の取り扱いをめぐって、このほど大きな問題が表面化しました。米軍関係者のレンタカー使用を初めこの機関が扱う観光ツアー、ディズニーランドやお台場など、こういった基地外の娯楽についても公務の一環として扱われ、高速料金が免除されています。

2007年度に高速料金の肩がわりとして日本政府が支払った額は8億8000万円にも上っているというものです。それが地位協定に基づく正当な運用であるというのが在日米軍の見解です。歳出外資金機関は、日本の規制、免許、手数料、租税または類似の管理に服さない、この機関の提供するサービスは公務に当たり、それを日本側が肩がわりするのは当然という立場です。

そこでお尋ねいたします。

沖縄県においては在沖米軍が公認する歳出外資金機関がタクシーを入札し、より高い営業料を支払った会社、または個人にのみ基地への乗り入れを許可しています。その実態把握、県の認識を伺います。

ア、過去2回の入札によってタクシー業界へどのような影響があったでしょうか。

イ、2004年、2006年の基地ごとの落札額は幾らか。実際に乗務員が個々に負担している額は幾らでしょうか。

ウ、現在の契約台数、徴収された営業料の総額は年間幾らか。

エ、日本政府の見解は、歳出外資金機関は独立採算による運営を前提としているため、我が国の事業所等と契約し、契約の相手方から金銭を徴収することは問題ないというものです。この見解について県はどのような立場が伺います。また、米軍から民間への発注等においてその参加条件をより高い契約料を払うところに与えるというのは、タクシー以外の業界でも適用されていますか。可能ですか。お尋ねいたします。

オ、この歳出外資金機関は課税されません。集めた営業料が何に使われているのか公開されません。県民の所得がどれだけ米軍に移転したか、その際の所得税などの取り扱いはどうなっていますでしょうか。

カ、タクシーを高値の落札によって決めるというやり方は沖縄だけですか。

キ、これまで2004年、2006年と2年ごとに入札は行われてきました。2008年はどうなりますか。県はどう対応される考えでしょうか、お尋ねをいたします。

次(2)、Yナンバー登録問題について。

日米合同委員会は、基地外に車庫がある場合の車庫証明書の取得について義務づけることで合意をしています。また、基地内の所有についても外務省は、早ければ7月末までにも協議が終えられるよう集中的に議論するとの答弁を国会で行っています。

そこで伺います。

ア、米軍の公表によると県内4万6000人余りの米軍関係者のうち、約1万1800人が基地外居住者です。基地外に車庫があるYナンバーは何台車庫証明登録がなされていますか。

イ、基地内の登録はありますか。

ウ、日米合同委員会の合意内容、その後の協議に進展があれば教えてください。また、これまでの県の働きかけ等についても伺いいたします。

(3)番、事件・事故後の対応、ワーキングチームについて伺いいたします。

ア、ことし2月の沖縄市で発生した、中部で発生した暴行事件を受け、県が日米両政府に要望した再発防止策は何でしょうか。

イ、特に市町村から要望の強かった基地外居住者の住所、氏名に関する情報提供はどうになりましたか。第16回ワーキングチームは、基地外居住者の公表についてどのような議論をしたでしょうか。

ウ、背景には米軍の管理体制の不徹底があります。階級ごとに門限を決めているようだが、本来外出していないはずの時間帯にどれだけの犯罪が起こっていることでしょうか。沖縄市では、去年からことしにかけて深夜の閑静な住宅街に誘導してタクシー乗務員を殴る、早朝の路上で女性を殴って金を奪う、店内での女性暴行、器物損壊、建造物侵入など凶悪事件が相次いでおります。実際には門限内に基地に戻ったかどうかの確認はなされず、一たん外出した米兵等は夜通しで飲酒、徘徊し、翌早朝にゲートが開いた時点で戻れるようになっています。外出制限時間帯に発生した事件・事故の件数、基地内外の居住などについて実態はどうなっていますか、お尋ねをいたします。

次、2番、沖縄警察署の建てかえに関連して伺います。

(1)、建てかえ計画について伺います。

(2)、現在地への建てかえを特に要望いたします。

沖縄署管内においては、米軍基地に隣接するがゆえの住民の生活を脅かすようなケースが最近においても多発しています。その建てかえにあっては、やはり米兵等の活動と市民生活とのかかわりがより近い場所への設置を望むところです。市長を初め市民団体からも強くその要望があるところかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

3番、嘉手納基地と米軍再編、騒音被害の実態についてお伺いいたします。

(1)、嘉手納基地における米軍再編による負担軽減の実態があるか伺います。

(2)、騒音被害の実態について伺います。

周辺住民にとって米軍再編後は負担軽減どころか騒音の悪化、演習の拡大が被害をより深刻なものにしているという実感しかありません。繰り返されるF15の未明離陸、SACO合意無視のパラシュート訓練、岩国基地から海兵隊F18が30機も飛来しての大規模合同演習、クラスター弾を積んだ実弾演習、在韓米軍F16との空対空演習、地上爆発模擬装置を使つてのGBS訓練など、負担軽減とはほど遠い状況であると言わざるを得ません。県が把握する被害の実態について伺います。

(3)番、防衛省による米軍嘉手納基地周辺の騒音測定調査、コンター見直しが行われているようですが、周辺住民の被害実態を反映する調査となっていますでしょうか、お尋ねをいたします。

次、4番、沖縄振興計画と各施策、その展開についての関連でお伺いいたします。

(1)、政府の沖縄振興予算が減り続けているのはなぜでしょうか。1998年からの10年間にわたり減額の一途ではありますが、背景、要因について県はどのように分析をしていますか。

(2)番、保育行政との関連で伺います。

昨年10月の県議会意見書には、「長期にわたって米軍統治下に置かれ、公的保育に対する国の支援が受けられなかったことや、本県の県民所得が全国平均の7割しかないため共働き家庭が多いこと等に起因しているものである。」という指摘がなされています。

政治・行政的に沖縄が置かれてきた特異な環境が公的保育の立ちおくれの要因だとすれば、今なお本土との格差は歴然としており、国の責任は重大です。全国的には認可外施設への依存率は10%程度、これに対し

沖縄ではなお50%を超える高い依存度であり、毎年毎年の待機児童を解消するにも至っていません。国はその責務として具体的な格差是正のスケジュールをどのように描いてきたのでしょうか。待機児童の解消という当面の対処にとどまらず、基本的には認可施設によって公的保育を保障するという視点で目標が立てられ予算措置がなされてきたのか伺います。

さらに教育行政についても伺います。

県内の公立幼稚園は小学校敷地内につくられているケースがほとんどで、学校長が園長を兼任し、年間行事等を通じて日常的な幼少一元化が図られているという点で全国的にも珍しく、特徴ある幼児教育環境にあります。就園率を見ても、全国一位で断トツに高く、全国平均57%程度のところを沖縄は常に80%を超える状況です。しかし、その運営については最近非常に不安定な側面が目立ってきています。予算面の厳しさから臨時教員が急増し、中には臨時が正規職員よりも多い自治体や、月給ではなく日給、何年たっても昇級なしといった働き方を余儀なくされ、常勤でありながら生活が困窮する教員の姿も見られるようになっていきます。

そこでお尋ねしますが、沖縄振興計画では特徴ある沖縄の公立幼稚園教育を維持・推進することが想定されていますか。あわせて、沖縄県の教育行政において公立幼稚園教育はどのように評価され位置づけられているか、教育長の見解についても伺います。

5番、高齢者医療問題について。

先ほど来の答弁で知事は、皆保険制度を維持するためにも後期高齢者医療制度は必要だというふうな答弁をされていますが、この制度によって皆保険が維持できると考える根拠は何でしょうか。

政府は、毎年2200億円の削減目標を掲げて社会保障費を抑制してきました。その流れの中で今回の後期高齢者医療制度は、75歳以上の方々と障害のある方々を被保険者とする保険制度として導入されました。高齢者と障害者という最も医療的ケアを必要とする方々だけを集めた後期高齢者医療制度における保険料の伸び率は、現役世代の国保の伸び率と比べ相当なハイペースであろうことが十分予想されます。

そこで伺います。

(1)番、後期高齢者医療制度において被保険者の保険料は上がり続けるのでしょうか。この制度は持続可能でしょうか。

(2)番、2年後、4年後の改定に伴う沖縄県の保険料の見通しはどうなっていますか。

(3)番、沖縄県知事として社会保障費の抑制を前提と

する進め方に懸念はありませんか。国に対し国庫負担、公費負担を引き上げるよう求めるべきではないでしょうか、見解をお尋ねいたします。

次、6番、労働者の賃金、雇用対策について伺います。

雇用の数としての拡大もさることながら、一人一人の所得の向上を伴う働き方であるかどうか、続けられる働き方であるかという点も雇用政策の重要課題であると思います。

そこでお尋ねいたします。

(1)番、沖縄県内の事業所における労働分配率はどのようになっていますでしょうか。

(2)番、年金未加入者、無保険者の実態調査を行ったことがありますか。

(3)番、正規雇用・非正規雇用の比率、賃金水準について最新のデータで示されたいと思います。

(4)番、自発的並びに非自発的失業についての要因分析を行っていますでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、壇上からの質問を終えて再質問を続けてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

仲村議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、日米地位協定に係る御質問の中で、県の要望した再発防止策についてという関連の御質問にお答えいたします。

県は、去る2月22日に7項目の具体的な犯罪防止策を取りまとめ、3月7日のワーキングチーム会合で報告をし日米両政府に対応を求めたところでございます。

その内容は、米軍人等に対する研修プログラムの見直し、生活規律の強化、基地外に居住する米軍人等の対策及び日米地位協定の見直しなどでございます。

次に、沖縄振興計画と各施策の展開の中で、これは保育行政関係ですが、沖縄振興計画を踏まえた保育行政の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県では、待機児童の解消及び認可外保育施設入所児童の処遇向上を保育行政における重要な課題として取り組んでおります。

平成14年に策定されました沖縄振興計画におきましてもこれらの課題解決に向けた取り組みを位置づけ、保育所の創設、分園の設置、定員の弾力化、認可外保育施設の認可化等を保育の実施主体であります市町村と連携をして進めてまいりました。

平成14年度と現在を比較しますと、保育所数を45カ所、入所定員を5393人増加させております。

認可外保育施設入所児童の処遇向上につきましても、平成12年度から新すこやか保育事業を実施しており、これまで段階的に助成の拡充を図ってまいりました。

今年度から県議会の意見書の趣旨を踏まえまして、厳しい財政状況の中、給食費として米代の助成を実施いたしました。

今後とも、市町村と連携しますとともに、国の支援も求めながら待機児童の解消及び認可外保育施設入所児童の処遇向上に取り組んでまいり所存でございます。

次に、高齢者医療問題についての御質問の中で、保険制度における公費負担の拡大を国に求めることについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度と同様に現役世代からの支援と公費を集約的に投入するとともに、高齢者の方々に保険料として応分の負担をしていただくこととなっております。

医療保険制度における公費負担のあり方につきましては、国において十分に議論していただきたいと考えております。

また、後期高齢者医療制度につきましては、今後の制度の見直しに関する国の検討状況を踏まえまして必要な改善を要求してまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 日米地位協定の抜本の見直しの御質問のうちの、タクシー業界への影響についてお答えいたします。

沖縄県ハイヤー・タクシー協会によりますと、平成16年10月から米軍基地内でのタクシーの稼働が入札契約制度に変更され、一部のタクシー事業者のみが稼働を許されることとなり、業界内部ではさまざまなあつれきが生じることになったとのことであります。

次に、過去2回の営業料等について、AAFE S沖縄営業本部である沖縄エクステンジ本部によりますと、平成16年に行われた入札の結果、1台当たりの料金は入札の結果、基地ごとに異なっており、その最高額は月額8万200円で、最低額は月額3500円であり、1カ月の全台数の料金総額は約690万円とのことあります。

平成18年に行われた入札の結果、1台当たりの料金は基地ごとに異なっており、その最高額は月額8万7770円、最低額は月額3万4500円であり、1カ月の全台数の料金総額は約1280万円とのことであります。

なお、乗務員の負担額については承知しておりません。

次に、契約タクシー台数等についてお答えします。

沖縄エクステンジ本部によりますと、現在契約しているタクシーは合計208台で、営業料の年間総額は約1億5400万円とのことです。

次に、米軍機関との契約等についてお答えします。

日米地位協定第15条に定める合衆国軍当局が公認し、かつ規制する歳出外資金による諸機関、いわゆる歳出外資金諸機関が本県の事業者等と契約することは、契約当事者双方の合意に基づき行われるものであり、県は関与する立場にはありません。

また、歳出外諸機関と契約する職種については、契約当事者間において決められるものであると認識しております。

次に、米軍歳出外機関への課税等についてお答えします。

政府は、平成16年10月、照屋寛徳衆議院議員の質問主意書に対し、歳出外諸機関がベースタクシーから得る収入について、日米地位協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律において特段の規定は置かれておらず、同法の規定が適用されるものではないが、いずれにせよベースタクシーから得る収入には日米地位協定第15条に規定されているとおり、我が国において課税は課されないとしております。

なお、沖縄エクステンジ本部によりますと、徴収金の使途につきましては施設の維持管理費等の運営費や米軍人等の福利厚生費などに充てられているとのことであります。

次に、県外における入札の状況についてお答えします。

沖縄エクステンジ本部に確認したところ、AAFEの管轄する基地では三沢基地において本県と同様に基地内で稼働するタクシーの入札制が導入されているとのことであります。

次に、入札に対する県の対応についてお答えします。

沖縄エクステンジ本部によりますと、現段階においては、ことしは入札を予定してないとのことであります。

県としては、ベースタクシーの入域料に係る契約は契約当事者双方の合意に基づき行われるものであるこ

とから、当事者間の協議を見守っていきたいと考えております。

次に、Yナンバー登録についての日米合同委員会合意等についてお答えします。

平成16年の日米合同委員会においては、同年9月から米軍施設・区域外で車両を登録する際の車庫証明書取得の義務づけに合意しております。また、車庫が米軍施設・区域の中にある場合の取り扱いについては、引き続き集中的な議論を続けていくこととしております。

外務省によると、米軍関係者の私有車両の保管場所が米軍施設・区域内にある場合の取り扱いについては、関係法令に沿った対応が実現するよう米側との協議に努めているところであり、引き続き米側との協議に努めていきたいとのことであります。

県は、基地を抱える地域住民を含む日本国民との間の不公平感を解消する観点からも、米軍施設・区域内外におけるこのような事態の早期是正を渉外知事会や軍転協を通じて要請しているところであります。

次に、基地外居住者の情報提供等についてお答えします。

基地外に居住する米軍人等の対策について、県からは基地外居住の基準の明確化の公表、基地外居住の実態の把握通知及び基地外居住者の規律の強化を求めたところであり、ワーキングチーム会合の議論では基地外居住を含めいろいろな意見が交わされたところであります。

なお、在日米各軍の施設・区域外居住の基準が公表されるとともに、市町村別及び軍人・軍属・家族別の施設区域外居住者数が公表されております。

次に、外出制限時間帯の事件・事故件数等についてお答えします。

平成20年1月から6月までの米軍人・軍属等による刑法犯罪の検挙件数は20件となっており、そのうち夜間外出制限時間帯に発生したものは7件となっております。

一方、同期間中の米軍人等の基地外居住者がかかわった刑法犯罪の検挙件数は5件となっております。

次に、嘉手納基地と米軍再編関連のうち、米軍再編による嘉手納飛行場の負担軽減についてお答えします。

米軍再編で合意された嘉手納飛行場からの一部訓練の移転については、平成18年度に1回、平成19年度に3回実施されております。今年度は嘉手納飛行場、岩国飛行場及び三沢飛行場からの一部訓練の移転が10回程度実施されることとなっております。

県としては、これらの実績を注視しながら県民の目に見える形での負担軽減が図られるよう、日米両政府に対し粘り強く求めていく考えであります。

次に、嘉手納飛行場周辺の騒音調査についてお答えします。

沖縄防衛局によると、騒音調査は専門家に委託して実施され、沖縄防衛局が設置した常時測定の14地点に加え、飛行コースや飛行高度等を考慮し、関係市町村の意見を聴取して選定された41地点において専門的・科学的手法を用いて調査検討しているとのことであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 米軍の施設・区域外に使用の本拠の位置を有するYナンバー車の登録及び車庫証明についてお答えします。

まず、車両の登録のことから説明いたします。

自動車を道路で運行する場合には、車両の登録が必要であり、米軍人・軍属等であっても私有車両いわゆるYナンバー車として使用する場合は、内閣府沖縄総合事務局陸運事務所で車両の登録が必要となります。

陸運事務所で車両の登録を行う場合は、車庫法により車両の保有者は警察署長の交付する車庫証明書を、車両の登録を所管する陸運事務所に対して提出しなければならないと定められております。

平成16年の日米合同委員会において、同年9月1日以降は車両の使用の本拠の位置が米軍の施設・区域外にある場合には、車庫法に従って車庫証明書を取得すべきものとされております。

ただし、警察署の車庫証明事務は、陸運事務所の車両の登録に先立って行われるものであり、外国人名で車庫証明が申請されましても、それが米軍人・軍属か否かは判別できないものであります。

したがいまして、警察署において車庫証明を発行する時点では、後にYナンバーとして登録されるかどうかは県警察は知り得ないものであり、また、Yナンバーとして陸運事務所で登録された車両の情報についても警察署に通知されないため、県警察では把握できないものであります。

次に、基地内のYナンバー車の登録台数についてありますが、先ほども申し上げましたとおり車両の登録実態については、警察においては制度上把握することはできません。

次に、沖縄警察署の建てかえ問題についてお答えいたします。

県道20号線の道路拡幅工事計画によりますと、沖縄警察署の敷地及び庁舎の一部が道路予定地となっております。拡幅後の県道20号線は、平成23年度中に供用開始の予定であることから、それまでに署庁舎の建てかえ及び警察活動に必要な敷地の確保が求められることとなります。

県警察におきましては、同署管内の治安維持のため、警察署の機能を十分に発揮できるよう、来訪者の駐車スペースを含め、必要な敷地面積を確保することを前提に、現地建てかえまたは移転建てかえ双方について検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 嘉手納基地と米軍再編、騒音被害の実態との関連で、早朝離陸や外来機の演習等による騒音の実態についてお答えいたします。

嘉手納飛行場において、平成20年4月23日に行われたF15戦闘機3機の早朝離陸では、嘉手納町屋良局で午前5時台に101.9デシベル、うるま市昆布局で95.3デシベルを計測いたしました。また、5月2日に行われたF15戦闘機10機の早朝離陸では、北谷町砂辺局で午前5時台に100デシベル以上の騒音を3回計測し、最大値は112.2デシベルでございました。さらに、5月3日に行われたF15戦闘機10機の早朝離陸では、午前6時台にうるま市昆布局で90デシベル以上の騒音を4回計測し、最大値は97.2デシベルでございました。

外来機の演習等による騒音については、平成20年3月12日に在韓米軍基地所属のF16戦闘機12機が即応訓練のために飛来した際に、砂辺局で90デシベル以上21回、100デシベル以上5回の騒音を計測しており、前後の同じ曜日の測定結果と比較すると騒音発生回数、うるささ指数ともに増加しておりました。

県におきましては、引き続き嘉手納飛行場周辺の航空機騒音の監視測定を行い、騒音の実態把握に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 沖縄振興計画と各施策の展開についての御質問で、政府の沖縄振興予算が減り続けている背景、要因についてお答えいたします。

国は、日本経済の再生に向け、財政面における構造改革として、国・地方を通じた歳出の徹底的な見直しを行い、公共投資関係費についても全国的に大幅な削減を実施しております。

こうした国の動きは、沖縄県にも影響を及ぼし、このことが沖縄振興予算の減少につながっております。

県は、これまで自立かつ持続的な発展に向け、限られた財源の中で、事業の優先度に十分配慮しつつ、沖縄振興計画に基づく各種施策を推進してきたところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） おはようございます。

高齢者医療問題についての御質問の中の、後期高齢者医療制度の保険料の上昇及び制度の持続可能性についてにお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者の適切な医療を国民全体で支え、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために創設された制度であると認識しております。

今後の保険料につきましては、特に1人当たり老人医療費の伸びが大きく影響してきます。そのため、「高齢者の医療の確保に関する法律」では、高齢期における医療費が増大しないよう、生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導等、医療費の適正化を図るための取り組みが義務づけられております。

県としましては、保険料が増大することがないように、若年からの健康づくりの推進を図っていきたいと考えております。

続きまして、改定に伴う沖縄県の保険料見通しについてお答えいたします。

保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合において、直近の実績などをもとに保険給付費の見込み額、加入者の見込み数、被保険者の総所得の見込み額、保険料徴収の見込み額、さらに国・県・市町村などの公費負担額などを踏まえて算定されます。

広域連合に確認しましたところ、現段階では2年後及び4年後の保険料の見込みを示せる状況にはないということでございます。

続きまして、労働者の賃金、雇用対策についての御質問の中の、年金未加入者の実態調査についてにお答えいたします。

年金事務を所掌する国の沖縄社会保険事務局に照会しましたところ、平成19年12月の調査結果では年金未加入者は全国で118万人と推計していますが、各県別には把握していないとのことです。

国民年金や厚生年金などの公的年金は、原則として保険料納付済み期間と免除期間を合算した期間が25年

以上にならないと老齢基礎年金の支給要件を満たしません。

社会保険庁によるこの調査は、70歳までの間に保険料を納付しても期間が25年に満たない者を年金未加入者として推計したものであります。

なお、国民年金については、社会保険庁では20歳到達者または厚生年金保険の第2号被保険者喪失者で制度未加入の者に対し、平成17年8月から職権適用を実施し、未加入者の防止に努めているとのことです。

同じく労働者の医療保険の無保険者の実態調査についてお答えいたします。

法人及び5人以上の従業員を使用する事業所は、健康保険に加入することが義務づけられており、会社員等雇用されている者は健康保険の適用を受けることになります。

健康保険の保険者には、政府と健康保険組合があり、健康保険組合は主として大企業が設立し、政府は健康保険組合に加入している組合員以外の被保険者の健康保険を管掌しております。

健康保険を所管する社会保険庁によりますと、政府管掌健康保険における無保険者の実態調査については行われていないとのことです。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは沖縄振興計画と各施策の展開についての御質問で、幼稚園教育についてお答えいたします。

幼児期は生涯にわたる人格形成の重要な時期であり、幼稚園教育は義務教育及びその後の教育の基礎を培う大切なものであると考えております。

このことから、国においても幼児教育の重要性にかんがみ、教育基本法第10条で家庭教育の大切さ、第11条では幼児教育の重要性を初めて明記し、さらに学校教育法で幼稚園を学校の規定順位で最初に位置づけるなど所要の改正を行ったものと認識しております。

本県の幼児教育の特徴としましては、校長が園長を兼任しているなど、幼稚園と小学校間での連携教育が実践されていることや、また全国一高い公立幼稚園の就園率等となっております。また、沖縄振興計画の分野別計画である教育長期計画の中で、幼稚園教育の充実がうたわれております。

県教育委員会としましては、本県の課題に対応した「幼児教育振興アクションプログラム」を平成21年までに策定し、幼児教育の一層の充実・発展に努めてい

きたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 労働者の賃金雇用対策に関する質問の中で、沖縄県内企業の労働分配率についてお答えします。

沖縄総合事務局の平成16年企業活動基本調査によりますと、事業所規模別のデータはございませんが、業種別の労働分配率は、製造業で57.7%、卸売業で60.3%、小売業で56.3%などとなっております、全産業で47.5%となっております。

次に、労働保険未加入者の実態調査についてお答えします。

労働保険は、農林水産業の一部を除き、法人・個人を問わず労働者を一人でも雇っている事業主は加入することが法律で義務づけられております。

沖縄労働局においては、総合労働相談、関係者等からの通報、電話帳との突合等のほか、労働基準監督署及び公共職業安定所と連携を図り、通年で労働保険未加入事業所の把握を行い、加入勧奨を行っているとのことでもあります。また、毎年10月を「労働保険適用促進月間」と定め、集中的に文書で加入勧奨を行っているとのことでもあります。

県としては、10月の「労働保険適用促進月間」の周知広報など、沖縄労働局と連携を図りながら、労働保険加入の周知活動を行っているところでもあります。

次に、正規雇用、非正規雇用の比率と賃金水準についてお答えします。

平成19年の就業構造基本調査によりますと、本県の正規就業者数の比率は59.2%、非正規就業者数の比率は40.7%となっております。また、賃金水準については、毎月勤労統計調査によりますと、平成19年の平均で正規雇用者は時給1534円、パートタイム労働者は時給777円となっております。

次に、自発的、非自発的失業の要因分析についてお答えします。

平成19年の就業構造基本調査による過去5年間に離職を経験した者のやめた理由の構成比を見ますと、自己都合による離職が32.9%、非自発的理由が9.2%、その他が57.9%となっております。

自己都合による離職では、労働条件が悪かったが8.5%と最も多く、次いで収入が少なかった、一時的についた仕事だからの順となっております。

非自発的理由による離職では、会社倒産・事業所閉鎖のためが5.2%と最も多く、人員整理・勧奨退職の

ためが4.0%となっております。

その他の理由による離職では、定年または雇用契約の満了のためが15.3%と最も多く、次いで病気・高齢のため、育児のための順となっております。

年齢階級別の主な離職理由は、15歳から24歳は一時的についた仕事、25歳から34歳は雇用契約の満了、35歳から44歳は育児、45歳から54歳は病気など、55歳から64歳は定年または雇用契約の満了、65歳以上は病気・高齢となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん まず、ただいまの6番目の労働者の賃金、雇用対策の関連でお尋ねをいたします。

(3)点目にお尋ねをした正規雇用と非正規雇用の比率、この正規雇用の割合これは全国的に見てどのような水準でしょうか、お尋ねをいたします。

それから今県民所得は全国最下位の状況にあります。沖縄が198万円に対して全国が297万円、100万円ほどの差がある。この非正規雇用との関連でこの所得の低さに対しての分析を行ったことがあるでしょうか、お尋ねいたします。

それから5点目の高齢者医療問題に関連してお尋ねをいたします。

沖縄県では高齢者の医療費が毎年44億円ずつ増加することが見込まれるということがこの間の答弁でも示されております。にもかかわらず、その増加分を2年ごとに改定される保険料に反映させ、一定の負担割合で高齢者、障害者自身に負わせていくというこういった過酷な仕組みに、主に年金を糧とする方々が本当に耐え得るでしょうか。

先ほど知事の御答弁の中では、応分の負担という言葉を使っていたらいいなと思いました。74歳以下の方々の負担と75歳以上の方々の負担の割合が明確になったからといって双方の負担が軽くなるということではないというふうに考えます。保険料を値上げしたくなければ医療費を減らさざるを得ない、減らさなければ医療の質を下げるということでの格差の問題が非常に今深刻な指摘の状態にあります。

先ほど御答弁はなかったのですが、この高齢者医療制度の存続、これが皆保険を維持することにつながるということのその根拠は何でしょうか、改めてお尋ねをいたします。

それから1の(1)点目のペースタクシー問題についてお尋ねをいたします。

県はこの双方の契約、自由契約について関知する立

場がないということをおっしゃっています。

年間 1 億 5000 万以上、2 年にわたっては 3 億以上、こういった本来であれば所得になるべき県民のお金が米軍に移転している。こういったことに対して、この県民所得の低さも踏まえて本当にそれをただ容認する、黙認する、見守るという立場でよいのか、もう一度知事の答弁を伺います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時56分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） ベースタクシーに係る県内タクシー業界への影響等々についてでございますが、タクシー業界の指導については基本的には国土交通省の所管だと認識しております。

そこで、ベースタクシーから得る収入についての課税についてであります。先ほどもお答えしましたように地位協定上、課税はできないというふうになっておりまして、そういう状況でございます。

しかしながら、県としても今後どのような対応が可能であるか研究をしてみたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 再質問の中で、全国の正規就業者数の比率等でございますが、全国の正規就業者数の比率は64.4%、非正規就業者が35.5%となっております。

それから県民所得の全国との比較で、低所得ということの要因についてでございますが、県民所得は雇用者所得以外に財産所得とか企業所得から成っておりまして、雇用者所得だけの分析ではないので今後検討が必要かと思えます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 後期高齢者医療制度の存続が国民皆保険制度を維持するという根拠は何かということにお答えいたします。

新たな後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度と同様に現役世代からの支援と公費を集中的に投入するというようにしております。これはもちろん現役世代からの支援と、それから公費の方が多いわけですが、

ね。もちろん高齢者の方にも保険料として1割というふうな見込みになっておりますが、負担できない分に関しては軽減措置などの対応を求めているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん 1点だけお尋ねします。

非正規雇用の割合は全国一高いのではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 議員御指摘のとおり、非正規就業者比率40.7%は全国一高い比率となります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 社民・護憲ネットの新里米吉です。一般質問を行います。

通告に従い順次質問を行います。その前に質問通告締め切り後に事実を知ることができた沖縄工業高校プレハブ仮設校舎問題と、浦添市字小湾共有地地主会の無断資金流用の貸し付け相手が、県出資のトロピカルテクノセンター社長であることは重要な問題であり、事前に質問の概要を議事課及び執行部に連絡してありますので質問いたします。

去る7月4日金曜日の新聞で、沖縄工業高校プレハブ仮設校舎問題が明らかになると同時に、吉田勝廣、糸洲朝則、新垣哲司、新里米吉の会派の違う4名が連絡を取り合っており、その日の昼食時に現場視察を行いました。ちなみに吉田、糸洲、新垣は沖縄工業高校の卒業生、新里は元沖縄工業高校教員であります。

プレハブ仮設校舎は運動場にありますが、運動場は学校敷地の中で2メートル程度のくぼ地になっており、しかも周囲の高い敷地に校舎等の施設があります。しかも運動場の北側は川がありますが、大雨で擁壁が崩壊し運動場の土砂が川へ流れたため、その土砂をプレハブの近くに積んであります。したがって、プレハブ仮設校舎は盆地のような状況にあり、最近の猛暑の中でスプリンクラー等の応急処置をしても抜本対策になっていません。

そこで質問します。

(1)、プレハブ仮設校舎で授業をしている沖縄工業高校で、体調不良を訴える生徒が相次いでいる。生徒や教師らは我慢の限界としてクーラー設置などの対策を

求めているが、県教育庁は調査をしたか。またどのような対応をするのか伺いたい。

この問題は、改正建築基準法施行によって校舎建築がおくれたことに起因しており、教育委員会だけの問題にせず、知事、総務部を含む県政の問題として解決すべきと考える。知事の所見を伺いたい。

次に、資金流用問題について質問します。

(2)、浦添市字小湾共有地地主会の宮平会長らが無断で資金を流用した資金の貸し付け相手は、県出資のトロピカルテクノセンター社長の比嘉実氏であったことが明らかになった。比嘉氏は、資金を借りた事実と虚偽監査を依頼したことを認めたと報道されている。知事の所見と比嘉氏への対処について伺いたい。

次に、知事の政治姿勢について質問します。

(1)、県議選挙について。

ア、知事は選挙前の記者会見で、私に対する評価そのものだと思っていると表明され、私への中間テストだと思うと明言されたとのこと。また、選挙後に敗因について、第一に私の政策運営に対する批判だろうと思うと述べたようですが、結果を受けて知事に対する評価について具体的な所見を伺いたい。

イ、4月30日の経済団体会議の席上、与党が過半数を切る可能性もある。そうすれば予算、普天間移設もとまるとの発言が報道された。知事は、与野党逆転で普天間移設はとまると認識されているのか伺いたい。

ウ、後期高齢者医療制度に対する県民の不満や怒りが選挙結果に大きく影響したと思う。知事の所見を伺いたい。

(2)、名古屋高裁は4月17日、イラク、特にバグダッドは特措法に言う戦闘地域に該当する。空自の空輸活動は、イラク特措法を合憲としても、武力行使を禁止した同法2条2項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条3項に違反し、憲法9条1項に違反する活動を含んでいるとの判決を言い渡した。自衛隊の空輸活動は違憲との判決について知事の所見を伺いたい。

(3)、大阪地裁は3月28日、座間味・渡嘉敷両島で起きた「集団自決」をめぐる、日本軍の元戦隊長が住民に自決を命じたとの本の記述は誤りだとして、大江健三郎氏と岩波書店に出版差しとめなどを求めた訴訟の判決があった。

主な判決要旨は、援護法が沖縄に適用されることになったのは昭和28年3月26日であること。集団自決が戦闘参加者に該当することが決定されたのは昭和32年であること。隊長の命令がなくても戦闘参加者に該当すると認定された自決の例もあったこと。援護法の公布より以前の昭和25年に発行された「鉄の暴風」に原

告梅澤及び赤松大尉が住民に自決命令を出した旨の記述があること。昭和20年に作成された米軍の慶良間列島作戦報告書には、明らかに民間人たちは捕らわれないうちに自決するよう指導されていたとの記述があることが認められる。これらの事実には疑問が生じる。第一戦隊長である原告梅澤の了解なしに手りゅう弾を交付したというのは不自然である。貧しい装備の戦隊長である原告梅澤が、了解なしに住民に手りゅう弾を交付するという部下の行動を知らなかったというのは極めて不自然である。沖縄戦の体験者らの体験談等は、いずれも自身の実体験に基づく話として具体性、迫真性を有するものといえ、その信用性を相互に補完し合う。沖縄戦での集団自決が発生したすべての場所に日本軍が駐屯しており、日本軍が駐屯しなかった渡嘉敷村の前島では集団自決が発生しなかったなどの事実を踏まえると、集団自決について日本軍が深くかかわったものと認められる。それぞれの島では原告梅澤及び赤松大尉を頂点とする上位下達の組織であったことからすると、それぞれの島における集団自決に原告梅澤及び赤松大尉が関与したことは十分に推認できる。損害賠償はもとより本件各書籍の出版等の差しとめ請求も理由がないとなっている。

岩波・大江裁判判決についての知事の所見を伺いたい。

次に、基地問題について質問します。

メア総領事がまたまた占領意識丸出しの身勝手な発言をしました。メア総領事は、2年前の8月10日にも普天間飛行場について、「飛行場として特に危ないとは思わない」と発言し、県民の怒りを買った。

ラムズフェルド国防長官が、こんなところで事故が起きないのが不思議だと発言したと全く違う認識の持ち主で、銃剣やブルドーザー等で強制的に米軍基地をつくりその専用施設の75%も沖縄に置きながら、アメリカが守ってやっている、文句言うなどの態度で高飛車な発言である。

そこで質問します。

(1)、メア総領事が4月3日の定例記者会見で日米地位協定について、「ある政治家と団体が政治的に利用し、政争の具にしようとしていることは非常に残念だ」と批判したことについて県の所見を伺いたい。

(2)、メア総領事が基地外居住者の実態把握のため外国人登録を義務化する野党の改定案に、「日本の防衛に貢献するため命を犠牲にする用意がある人に、日本の税金を払う義務を課す主張があるのは不思議だ」と発言したことについて県の所見を伺いたい。

(3)、県は2月定例会で、「基地の外に住む米軍人の外国人登録または住民登録の問題については、その是非も含めよく検討する必要があると考えております。」と答弁したが、その後検討したか、検討結果も含めて伺いたい。

(4)、5月30日、31日の有権者アンケートによると、政府案8.7%、沖合移動13.7%、県外・国外移設59.3%、その他よくわからない18.3%で、よくわからないの回答の中に「基地の全面撤去」が複数含まれておりますとの結果が出ております。政府案や沖合移動は県民の支持を得られていないと思うが、知事の認識を伺いたい。

次に、我が会派の代表質問との関連について質問します。

渡嘉敷議員の代表質問との関連。

普天間飛行場の危険性除去について。

基地の提供責任者である政府が示す必要があると答弁していますが、知事は選挙公約で「普天間飛行場の危険性を一日でも早く除去するために、キャンプシュワブ内に暫定ヘリポート機能を緊急に整備することを含め、あらゆる方策を検討し、問題解決に取り組みます。」と明記しています。普天間飛行場の3年以内の閉鎖あるいは3年めどの閉鎖状態を実現するために、政府が示すのを見守るのか、公約どおり暫定ヘリポートの整備を政府と協議するのか、知事の明確な考えを示していただきたい。

次に、教科書検定問題について。

大阪地裁判決を受けて仲里県議会議長は、11万県民とともに訴えてきたことが正しかったと認められた判決。県民がこれまで証言してきたことが正しかったと司法の場で証明できたと評価し、政府は訴訟を理由の一つとして教科書から集団自決への日本軍の強制・命令を削除した経緯がある。裁判の結果を受け、当然速やかに検定意見を撤回してほしいと述べています。仲里前議長の発言は、多くの県民の意思を代表していると思う。池坊文科副大臣の、教科書の記述を変える意思がないとの発言は、県民の意思とかけ離れていると思うが、知事はどのように受けとめているか伺いたい。

次に、当銘勝雄議員の代表質問との関連。

改正建築基準法について。

改正前の10カ月と改正後の10カ月を比較して民間で35%の減、公共事業で27%の減となり大幅に事業が落ち込んだ。その大きな原因は準備不足のまま法律をつくり急いで施行した政府にあるが、県も危機感が弱く迅速な対策が打ち出せなかったことも要因になると思

う。県の所見を伺いたい。

答弁の後、再質問します。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 新里議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、選挙結果に係り知事に対する評価についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の選挙結果につきましては、私はこれまで以上に県民の声に耳を傾けて行政運営や政策をきちんと実行しなさいという県民の皆様からの意思表示と考えております。

私といたしましては選挙結果を謙虚に受けとめ、丁寧な政策につきましても説明し、県民の皆様の御理解と御協力を得てまいりたいと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、4月30日の経済団体との会議での記事に関係する御質問で、与野党逆転の普天間移設問題への影響についてという御趣旨の御質問にお答えします。

私は、これまで普天間飛行場につきましては危険性の除去を図りますとともに、代替施設をめぐる問題につきましては責任を持って早急に解決に向けて全力を尽くしますということを基本政策として進めてまいりました。

私は、在日米軍再編協議などこれまでの経緯を踏まえますと、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するためにはキャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えております。

県議会における与野党の構成の変化にかかわらずみずから示しました公約を進めることが私に課せられた使命であり、今後とも県民や議員各位に対し私の公約を御説明しながら政策を推進してまいりたいと考えているところです。

次に、同じく政治姿勢の中で、後期高齢者医療制度と選挙への影響というような御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の選挙では県民生活に直結をしました国政レベルの問題であります後期高齢者医療制度やガソリン税などが主要なテーマとなり、有権者の投票結果に少なからず影響を及ぼしたものであらうと考えております。

私といたしましては、後期高齢者医療制度につきましてはいろいろな方々の御意見に耳を傾けながら相当な改善が必要であらうと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、岩波・大江沖縄戦裁

判の判決についての御質問にお答えいたします。

「大江健三郎・岩波書店沖縄戦裁判」は、「沖縄ノート」などの記事により個人の名誉が傷つけられているか否かで争われました民事裁判であります。現在、高等裁判所で係争中であることから、判決につきましての所見は差し控えさせていただきたいと考えております。

いずれにしても、集団自決が起きたことは悲しい事実であり、沖縄戦の実相を教訓とすることの重要性や、悲惨な戦争を再び起こさないためにはどうすればよいのかなど、平和のとうとさという人類普遍の教訓を世界の人々へ発信していくことは、私たちに課せられた重大な責務であると考えております。

次に、基地問題の中でですが、5月30日、31日の有権者アンケート等に係る御質問で、有権者アンケート結果の認識についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきましては、県外移設がベストだと思いますが、米軍再編協議の経緯等から県外移設は困難であり、一刻も早い危険性の除去のためには県内移設もやむを得ないものと考えております。

さらに、条件はまだ整っておりませんが、名護市や宜野座村が政府と基本合意をいたしております市街地の中心部にあります普天間飛行場は住民生活に深刻な影響を与えており、早期に危険性を除去し騒音の軽減を図るなど、周辺住民の不安を解消することが政府と沖縄県及び関係市町村の緊急の課題であると考えております。

普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設は、海兵隊のグアム移転や嘉手納飛行場より南の施設・区域の大規模な返還とともに、沖縄県の基地負担の軽減と跡地の有効利活用を通じた地域振興に大きく寄与するものであると考えております。

私としましては、県民の支持は十分に得られるものと考えております。

さらに、我が会派の代表質問との関連で、池坊文科副大臣の発言に対する御質問についてお答えいたします。

教科書検定問題につきましては、県民大会の趣旨を踏まえ、県や実行委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請いたしました。その結果、高校歴史教科書に広い意味での日本軍の関与の記述が回復されたものと理解いたしております。

検定意見の撤回につきましては長期的な取り組みになるものと考えており、今後とも国及び文部科学省の動向を注視していきたいと考えております。

なお、池坊文部科学副大臣の発言につきましては、

副大臣としての所見を述べたものであると理解をいたしております。

次に、追加の御質問の中でトロピカルテクノセンターの社長に係る御質問についてお答えいたします。

株式会社トロピカルテクノセンターは、沖縄頭脳立地構想の中核的推進機関として、中小企業基盤整備機構沖縄県関係市町村、そして民間企業の出資により平成2年10月に設立された第三セクターであります。平成19年6月の株主総会後の取締役会におきまして、代表取締役社長に元法政大学沖縄文化研究所所長の比嘉実氏が選ばれました。

このたび、同社長が字小湾共有地主会の軍用地料流用問題に関与していることが報道されております。県が出資しました公的役割を担う第三セクターの社長がこのような事態に関係していたことは大変遺憾であると考えております。同氏は辞任の意向を示しておりますが、具体的な対応につきましては株式会社トロピカルテクノセンターの取締役会等において協議されていくこととなります。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢についての御質問のうち、自衛隊の派遣をめぐる判決についてお答えします。

今回の判決では、傍論において、航空自衛隊の武力行使を禁じ、活動地域を非戦闘地域に限定したイラク特措法、イラク人道復興支援特別措置法の規定に違反し、憲法9条1項に違反する活動を含んでいると述べられていると承知しております。

自衛隊の活動は日本国政府の指揮のもとでイラク特措法に基づき主体的に人道復興支援中心に活動することとされておりますので、他国の武力行使と一体化することがあってはならないものと考えております。

次に、基地問題についてのうち、地位協定に関する総領事の発言についてお答えします。

日米地位協定は一度も改正されないまま締結から48年が経過しており、安全保障を取り巻く環境や社会情勢の変化、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で時代の要求や県民の要望にそぐわなくなっていることなどから、運用を改善するだけでは不十分であり、抜本的な見直しが必要であると考えております。

在沖米国総領事の発言の趣旨についてはよく承知しておりますが、このような経緯を十分に考慮してい

ないものと感じられ残念に思います。

次に、基地外居住の外国人登録に関する総領事の発言についてお答えします。

在沖米国総領事の発言の真偽については承知しておりませんが、県としては各政党において日米地位協定の見直しに向けた議論が高まることは意義があると考えております。

次に、基地外居住者の外国人登録についてお答えします。

市町村においては、米軍人等の基地外居住者の存在が苦情処理や道路施設等の整備計画の策定等に支障を来すことがあることから、県は基地外居住の実態の把握等が必要であると考えております。

どのような方法で、どの程度の情報を行政が把握すべきかについては、市町村の意向などもよく聞く必要があります。また、外国人登録に伴う法的課題等も想定されることから慎重に検討を進めているところであります。

県としては、今後とも協力ワーキングチーム等において市町村の意向も踏まえ、基地外居住者の実態把握に取り組んでいきたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連において、3年めどの閉鎖状態に向けての考え方についてお答えします。

暫定ヘリポートについては、普天間飛行場の危険性を一日でも早く除去するためにあらゆる方策を検討し、課題解決に取り組むという知事公約を実現するための一つの事例として示したものであります。

その具体的な案については、基地の提供責任者である政府が示す必要があると考えておりますが、県としても具体的な提案ができるか研究しているところであり、今後政府と密接に連携を図っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 改正建築基準法への対応についての御質問にお答えします。

今回の建築基準法の改正は、耐震偽装事件に端を発したものであり、確認審査が厳格化され、一定の規模以上の建築についての構造計算適合性判定、建築確認の指針に基づく厳格な審査の義務づけ等がなされています。

県は、法施行前から、構造計算適合性判定機関の指定など体制を整え、また、指針に基づく厳格な審査に備えて法施行当初から事前審査による対応を行って

ます。

しかしながら、改正建築基準法に係る告示等が法施行直前であったため、それに基づく構造関係技術基準解説書や構造計算に不可欠な構造計算プログラムソフトの開発が法施行後になったこと、また、県内における構造設計者の不足など想定外の状況が生じ、建築確認件数が減少する厳しい状況となりました。

県としましては、改正建築基準法の影響を最小限にとどめるため、国や建築関係団体等と連携して、事前審査の延長、図書省略大臣認定の普及、県外構造設計者紹介事業、構造設計者育成や審査体制の強化などの対策を実施しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは沖縄工業高校プレハブ仮設校舎に係る新聞報道についての御質問で、沖縄工業高校の仮設校舎の暑さ対策及び改正建築基準法に起因していないかについて、一括してお答えいたします。

沖縄工業高校校舎改築事業は、改正建築基準法の施行により申請手続や建築確認に時間を要したことから着工におくれが生じましたが、当初から平成19年度から21年度の2カ年事業として計画し、改築事業を実施しております。現在、仮設校舎を設置し事業を進めておりますが、当初の暑さ対策として、扇風機、冷水機を設置してきたところであります。

学校からの暑さ対策の要望に対しまして、職員を学校へ派遣し実態把握に努めるとともに、遮光ネット及び屋根へのスプリンクラーの設置等を行いその改善を図ってまいりました。

去る7月5日に沖縄工業高校の仮設校舎を視察し、依然として厳しい状況にあり、早急に対策を講じる必要があることを痛感いたしました。

県教育委員会では、学校に対し熱中症対策等、生徒の健康・安全を最優先にきめ細かい対策を講じるよう指導をしているところであります。

さらに、抜本的な対策としましてクーラーの設置等を検討しているところでございます。

以上でございます。

○新里 米吉君 休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 再質問を行います。

県議選についてのア、知事は敗因について第1に、私の政策運営に対する批判というふうにマスコミに答えています。議会答弁では結果を謙虚に受けとめ耳を傾けると非常に抽象的な答弁に終始しております。

政策運営について具体的な分析・反省が必要ではないのか、知事やスタッフは具体的に分析する力量がないのか、この辺をはっきりしてください。私は、具体的な所見を求めているんです。質問はそういうことになっています。もっと具体的な説明を伺いたいと思います。例えば県民の反対する辺野古への新基地建設容認、選挙公約の雇用失業問題の改善が見られない、国民の怒りが大きい後期高齢者医療制度の容認、環境問題への取り組みが弱い、こういったような敗因の分析が必要ではないのか、こういうことを聞いているわけです。

それから県議選のイについて、与党が過半数を切ると普天間移設もとまるについて、与野党の変化にかかわらずみずからの政策を推進すると答弁しています。そうしますと、経済団体会議での発言は県議選で与党を有利にするために心にもない発言をしたということになります。そういうことですか。

それから県議選のウについて、後期高齢者医療制度についてですが、「長生きは 迷惑でしょうか 国のため」、「長生きは 迷惑でしょうか 国のため」。ウチナーンチュのチムグクルにぐさりと来ますね、知事。知事の気持ちにもぐさりと来たと思うんですが、このような川柳が全国的にマスコミで報道されました。まさにこの問題を端的に示している、制度に対する厳しい批判であると同時に切実な声であると思います。

この問題は年齢で区切るという問題、あるいは月額1万5000円のわずかな年金受給者からも天引きをする。それに厚労省は、低所得者は保険料が減ると言っていたのに、みずからの調査の説明で低所得世帯ほど保険料の負担がふえると言っている。こういうことが判明してきたし、保険料はどんどん上がることも明らかになっているわけですから、知事、ここは制度を廃止して改めて医療制度全体をこれからどうするのか、これはやはり協議していかぬといけませんよ、そのままでは成り立たないのはみんなわかっている。そういうみんなで協議をしていくことが大事です。これは強行採決を自公がやったんです、反対を押し切って十分協議ができないままに。そういうことをやっていくべきじゃないのかと思います。

それから基地問題の3、米軍人の外国人登録または住民登録について慎重に進めているとの答弁ですが、地位協定は施設外に米軍人が住むことを想定していなかったと言われています。県民と隣り合わせに住んでいる軍人が外国人登録もしないで、県も市町村も実態が把握できない。これは異常だと思いませんか。これをどうするのか。まだ研究中とのことですが、県の認識を伺いたいと思います。

それから知事、有権者のあのアンケートについてですが、随分長々とみずからの政策を述べて県民の支持は得られると思うと言っていますが、これまで政府案や沖合移動についてずっと何回県民の世論調査をしても常に低いんですね、非常に低い。この非常に低いという認識があるのかどうかです。その政府案や沖合移動がどの調査でも常に低いということに対して本当に支持されていると思っているのかどうか。私の答弁にちゃんと答えてください。

それから普天間飛行場の危険性除去について。

暫定ヘリポート機能を緊急に整備するとしていたんです。それに続いてあらゆる方策と言っているんです。あらゆる方策の一つの事例などと言っちゃいけません。これをもちろんメインにして知事選挙公約はされているんです。それについて一体どうなっているのか、国と話し合いしたことがあるのかどうか、それを伺いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新里議員の再質問にお答えいたします。

まず第1に、選挙結果についての御質問の御趣旨、具体的に政策を見てそれぞれが影響を与えたのではないかというような分析が要るのではないかという意味です。

これにつきましては、公約を日々私は実行しながら必要に応じてそれは修正をしたりいろいろしながらやっておりますし、先ほど答弁いたしましたとおり、今のこの選挙の結果につきましては一つ一つの政策が影響したものも、特に後期高齢者保険などなどについてはあるかもしれません。そしてこれは選挙そのものの分析は、選挙の専門家とかいろんな分析の仕方があります。ですから、私としてはいろんなことを総括して、もう少し丁寧にいろんな意見に耳を傾けなさいと

というような沖縄県民からの声だろうというふうに私は分析をし理解をいたしております。

それから2番目の、これは経済団体会議での私の発言の報道だそうですが、私正直申し上げて正確に記憶はしていませんが、いずれにしても私の政策そのものは御理解を得ながら、御支援を得ながら、丁寧に説明をしながら、どんな場合でも前へ進めていこうと考えております。

それから3番目の後期高齢者の点で、直ちに廃止と、主として野党の政党その他がずっとおっしゃっておられると思うんですが、これもいろんな声が確かにありました。いろんな批判もありました。これは我が与党の中にもありました。そういうことで必要に応じ、大改善が必要であれば改善をしていく、そして今自民党、公明党さんで東京ではいろんな案が出ているようですから、それを見てさらに足りなければ改良・改善の案を我々としてもまとめて持っていきたいと考えているところです。

それから4番目については、部局長等から答弁させていただきますが、一番最後の普天間基地の県内移設についてですが、県民の支持が低いという認識があるかという御趣旨だったと思うんですが、これは普天間基地の今の危険性、そしてこれを除去する、その後にキャンプ・キンザーを含むいろんな基地を返す、そして海兵隊をグアムに移設するというこの全体を見て県民はちゃんと県内移設やむなしというのも御理解いただけるだろうと私は考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 外国人登録の再質問についてお答えしますが、県側の日米両政府に求めた再発防止策、米軍人等の基地外居住に関する中での再発防止策について。

現在、在日米各軍の施設・区域の居住についてはその基準を明らかにするよう求めたところでありますが、その基準については公表されておりますし、その実態をまた求めたところについては市町村別及び軍人・軍属・家族別の居住者数が公表されております。

外国人登録制度を導入すべきかどうかについてはいろいろな課題が想定されますので、この件については今後とも検討を進めてまいりたいと考えております。

それから暫定ヘリポートについては、これは知事が公約の中で示したものでありますが、あくまでもこの危険性除去のための問題解決に取り組むための知事公

約の一つの事例として示したものであるというふうに考えております。

その具体的な案については、基地の提供責任者である政府が今後示す必要があると考えておりますが、県としては現在この危険性除去に向けて県としても具体的な提案ができるかどうかを研究しているところでありまして、今後、政府と密接に連携を図りながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 通告に従って一般質問を行います。

県議選挙の結果について。

ア、知事は、本選挙に関して、県政の評価が第一の争点とし、自己の政策に対する中間テストであるとの位置づけであった。中間テストの成績は何か。

イ、仲井眞県政与党の過半数割れの原因は何だと考えるか。

ウ、選挙中の県内紙の世論調査によると、普天間移設に関し知事の沖合移動案についての支持は約14%にすぎず、県外・国外が60%を占めた。本県議選挙における与野党逆転の結果はこれら県民世論の結果であり、辺野古移設については政策の見直しを中止すべきと思うがどうか。

2番、基地問題に関連して。

環境アセスメント調査について。

調査の現状はどうなっているか。

今後の作業日程について。

(2)、4月9日に開催された移設協の協議内容について報告されたし。また、協議時間はいかほどか。

(3)、3年以内の普天間基地の閉鎖状況について。

この1年半、7回にわたる政府との協議でどのような進展があったか、具体的に示されたし。

(4)、辺野古新基地の飛行ルートについては、緊急時あるいは訓練の形によって住宅上空を飛ぶということが日米双方から明らかになっている。V字型飛行場の意味はどこにあるか。

(5)、そのような中で知事が主張する沖合移動は政府案とどこが違うのか。県民にわかるように説明されたし。

(6)、日米地位協定の改定について。

ア、政府・外務省が地位協定の改定に応じない理由

は何だと考えるか。

イ、現在の日米関係の中においては従前のような陳情式の要請では改定の実現は望めない。思い切った戦術の転換が必要であると思うがどうか。

3番、ハンセン病問題基本法に関連して。

(1)、ハンセン病問題基本法の成立によって、ハンセン病療養所での一般住民の診療などが可能になった。この法律の成立を県はどう受けとめているか。

(2)、国は、療養所で最後の1人まで面倒を見ると約束しているが、しかし現状では不可能である。地域に開かれた医療施設、特に成人病や高齢者などに特化した医療センター的機能を持たすことが求められる。これは将来的に県民の大きな財産にもなる。県としての取り組みをどうするか。

(3)、かつて1万5000人いた入園者は現在2700人ぐらいに減っている。平均年齢が80歳に達しており、療養所の存続が危ぶまれる。県は沖縄愛楽園及び宮古南静園、そして地元自治体と連携し早急に両園の将来構想の策定に当たるべきであると思うがどうか。知事の決意をお聞かせください。

4、後期高齢者医療制度について。

(1)、この制度の導入によって国民皆保険制度が崩壊すると言われているし、日本の医療が崩壊につながると言われている。県の受けとめ方はどうか。

(2)、この制度によって負担がふえる世帯数の割合は沖縄県が一番多い(64%)と報じられているが、実態はどうか。

(3)、この制度の廃止を国に求めていくべきだと思うがどうか。

5、北部地域の医療体制について。

(1)、県立北部病院産婦人科の再開についてであります。

ア、産婦人科の閉鎖が3年以上続いております。各病院への搬送状況などはどうか。

イ、産婦人科再開のめどはどうか。医師の確保の見通しはついたか。年内の完全再開は可能か。

ドクターヘリ運航継続について。

昨年6月から運航を行い200件以上出動してきた北部地区医師会病院のドクターヘリが、財政難のために運航が危ぶまれている。ぜひ運航継続をしたいと、こういう地元の要請も大変強いわけですが、費用負担なども含めて支援をしていただきたいと思います。県の決意を伺います。

6番、燃料費等の値上げによる県民生活への影響について。

(1)、燃料費の値上げなどで農業、漁業、観光産業、

運送業等県内各方面に大きな影響が出ている。第3次石油危機の到来とも言われており、これらは沖縄の観光を初め社会経済基盤を崩壊させかねない要素を持っている。税制の運用等政府への要請、県独自の対応策などで早急な取り組みが求められている。見解を伺います。

(2)、7月に入っても諸物価の上昇が続いている。特に食料品の値上げは県民生活を直撃している。どのような品目がどれくらい値上げされているか。

(3)、県内における消費者物価指数等の動向はどうか。全国平均との対比ではどうなっているか。

(4)、本県は離島県として特に受ける打撃が大きい。各部局一丸となって対策本部を立ち上げ、総合的な対策を出していくべきだと思うが、知事の見解はいかがでしょう。

7、道州制について。

(1)、道州制の導入は何年か。

(2)、道州制の導入について県としての論議の進展状況はどうか。また、どのような手順を踏んでいくのか。

(3)、道州制についての知事の基本的見解をお聞かせください。

8、沖縄県生活環境保全条例について。

(1)、本県は自動車社会であり、自動車の保有台数の伸びも著しい。また、観光立県を自負していることもあり、CO₂の排出規制など環境問題でも全国的に範を示すべきであります。その立場から本条例において自動車の駐停車時の原動機の停止(アイドリングストップ)については、努力規定から義務規定にすべきと考えるがいかがでしょう。

(2)、米軍基地をめぐる環境問題、航空機騒音や基地から派生するCO₂等土壌汚染など、その規制について何らかの方法で条例に盛り込むべきではないか。発生するCO₂の量がわかれば教えてください。

9番、墓地行政について。

(1)、県内の墓地建設はどのように行われているか。市町村、法人以外でも可能か。

(2)、県内の墓地面積は幾らで、何基あるか。

(3)、この10年間の新規建設はいかほどか。

(4)、県の墓地行政の基本的考え方を示されたし。

以上、明確な御答弁をお願いします。

○議長(高嶺善伸君) 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) 玉城議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、政治姿勢の中で、1の(1)のイとイが関

連しておりますので、御理解を得て一括して答弁させていただきます。

中間テストの点数及びその他に係る御質問でございます。

私は、今回の選挙に当たって県政の中間評価でもあると申し上げてまいりました。

選挙結果につきましては、私としましてはこれまで以上に県民の皆様の声に耳を傾け、行政運営や政策をもっと丁寧に説明をし理解と御協力を得る努力をせよ、しっかりと政策の実現に努めよという県民の皆様の意思表示ではないかと受けとめているところでございます。

したがいまして、県民の皆様からの意思表示につきましてあえて点数であらわすようなものではないと思っております。

また、一方で今回の選挙ではガソリン税その他県民生活に直結する国政レベルのテーマに対する国民の反発や不安が県民の投票結果に少なからず影響を及ぼしたであろうと考えております。

次に、政治姿勢の中で、辺野古移設の中止というような御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきましては、県外移設がベストだとは思いますが、米軍再編協議の経緯等から県外移設は困難であり、一刻も早い危険性の除去のためには県内移設もやむを得ないものと考えております。さらに、条件はまだ最終的に整っておりませんが、名護市や宜野座村が政府と基本合意をいたしております。

市街地の中心部にある普天間飛行場は住民生活に深刻な影響を与えており、早期に危険性を除去し、騒音の軽減を図るなど周辺住民の不安を解消することが政府と沖縄県及び関係市町村の緊急の課題であると考えております。

普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設は、海兵隊のグアム移転や嘉手納飛行場より南の施設・区域の大規模な返還とともに、沖縄県の基地負担の軽減と跡地の有効利活用を通じた地域振興に大きく寄与するものであります。

私としましては、県民の支持は十分に得られるものと考えております。

同じく基地問題に関連いたしまして、日米地位協定の実現に思い切った戦術の転換はどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、日米地位協定の見直しにつきましては、これまでより多くの国民や国会議員の皆様にごの必要性を理解していただくため取り組んできたところ

であり、引き続き渉外知事会等と連携しながら粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

また、訪米をして米国連邦政府や連邦議会関係者等に沖縄県の実情を伝え理解してもらうことは意義があることだとも考えております。

次に、後期高齢者医療制度の廃止に係る御質問にお答えいたします。

少子・高齢化の加速により高齢者の医療費が増大する一方、これを支える現役世代が減少していく中で、従来の老人保健制度においては、各保険者の費用負担の増大等が課題となっております。

新たな後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度と同様に現役世代からの支援と公費を集中的に投入するとともに、高齢者の方に保険料として応分の負担をしていただくこととなっております。

後期高齢者医療制度は、多くの意見にさらに耳を傾け相当の改善が必要だとは思いますが、国民皆保険制度を堅持し高齢者の適切な医療を国民全体で支えるために必要な制度であると認識をいたしております。

現在、国におきまして低所得の方に対する新たな保険料の軽減措置等が示されたところであります。

その他の課題につきましても、今後の検討状況を踏まえ必要な改善を要求してまいりたいと考えているところでございます。

次に、道州制に係る御質問についてお答えいたします。道州制についての基本的な考え方いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

全国知事会では、道州制に関する基本的考え方の中で、道州制の基本原則として、地方分権を推進するものでなくてはならない、そして広範な条例制定権を確立しなければならない、第3に、自主性、そして自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならないといたしております。

県としましては、こうした基本原則につきましては極めて重要であると認識いたしており、沖縄県の地理的特性、歴史・文化、県民意識に加え、離島や基地問題など、沖縄固有の諸課題の解決のために、これらの基本原則を踏まえつつ、沖縄単独での道州制導入を前提に検討を進めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 基地問題との関連で、環境アセス調査について、調査の現状と今後の作業日程について一括してお答えいたします。

環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例に基づくアセス調査については、昨年8月7日に県に送付された方法書に対する知事意見を踏まえ、本年3月14日に方法書を書き直した追加・修正資料（修正版）が県に送付されており、その中に最終的に決定された環境影響評価の項目や手法等が記載されております。

沖縄防衛局におきましては、同日以降、調査に必要な所定の手続を経て、現在、事業実施区域及びその周辺においてアセス調査を実施しており、調査終了後、調査結果を取りまとめ、当該調査結果等をもとに予測、評価を行い環境影響評価準備書を作成し、これを県に送付することになります。

なお、準備書につきましては、知事意見等を踏まえ適切な期間、調査を実施した上で送付されるものと考えております。

次に、燃料費等の値上げによる県民生活への影響についての御質問で、県民生活への影響等総合的な対策について一括してお答えいたします。

最近の原油価格の高騰については、ガソリン・軽油等の石油製品だけでなく、生活関連物資や諸経済活動への影響が懸念されるところであります。各部局においては、それぞれの事業に応じた支援・対応策が検討されているところです。

県としましては、沖縄県消費者行政連絡会議等において総合的に関係部局の支援・対応策等の情報共有を図るなど適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、食料品等の値上げについてお答えいたします。

県内の平成20年7月のレギュラーガソリン1リットル当たりの店頭価格は、本島平均が177円、離島平均が190円、離島を含む県平均は182円となっております。

県平均を前年同月と比較すると38円、26.4%価格が上昇しております。

平成20年6月の家庭用小麦粉1キログラムは、前年同月と比較すると45円、26.3%上昇し216円、食パン1袋は34円、18.8%上昇し218円、食用油1.5キログラムは108円、28.8%上昇し483円となっております。

また、マスコミ等におきましても7月以降の諸物価の値上がり報道されているところであり、県としましては、県民の消費生活の安定確保を図る観点から、生活関連物資の価格動向を注視し、物価監視と県民への情報の提供に努めていきたいと考えております。

次に、沖縄県消費者物価指数の動向及び全国との対比についてお答えいたします。

総務省が公表している平成20年5月の沖縄県の生鮮食品を含んだ消費者物価指数は、平成17年を100として102.2で、前年同月は99.9となっており2.3%の上昇となっております。

平成20年5月の全国の生鮮食品を含んだ消費者物価指数は101.7で、前年同月は100.4となっており1.3%の上昇となっております。上昇率を比べますと全国は1.3%に対し本県は2.3%となっており、全国と比べて高い上昇率となっております。これは、本県が関東・東海・近畿などの物資供給の中心地から遠いため、燃料費の高騰による輸送コスト増が消費者物価上昇率の高さにつながっているものと推察されます。

次に、沖縄県生活環境保全条例との関連で、アイドリングストップについてお答えいたします。

二酸化窒素、浮遊粒子状物質などの大気汚染物質や温暖化効果ガスである二酸化炭素の排出は、エネルギー消費を伴う事業者の事業活動や県民の日常生活などあらゆる社会経済活動に起因するものであることから、その抑制には事業活動や日常生活に密着した地域におけるアイドリングストップを含めたエコドライブの取り組みが極めて重要であります。

このことから、沖縄県生活環境保全条例においては、環境への負荷の低減を図るための措置として、「環境負荷低減のための行動指針」を示すことにより、県民、事業者の自主的な取り組みを促す仕組みを設けることとしております。

エコドライブについても、行動指針の中で自動車の使用者等に対して指針に沿った駐停車時の原動機の停止、その他環境に配慮した適切な運転について努力規定を設けております。

県内の公共交通機関であるバス会社等においては、エコドライブを推進するため、省燃費運転に関する路上実技研修、駐停車時におけるアイドリングストップ等に取り組んでいるところであります。

県としましては、こうした事業者等の自主的な取り組み、行動をさらに促進するとともに、観光振興の観点もあわせて事業者及び県民と連携・協力し、環境負荷の少ない持続的な取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、同じく沖縄県生活環境保全条例についての御質問で、環境問題の取り扱いについてお答えいたします。

一般国際法上、外国に駐留している軍隊に対して、その駐留している国の国内法令の適用はないことになっており、在日米軍についても国内法令の適用はないものとされております。したがって、地位協定に特

別の定めがない限り、我が国の国内法令に基づき米軍を規制したり、米軍に対し一定の義務を課したりすることはできないこととされています。

また、条例は国の法律とともに全体として国の法秩序を形成しているものであることから、国の法律との間に矛盾、抵触しないことが求められており、国際法上、在日米軍に対しては国内法が適用されないということは、条例においても適用されないものと理解しております。

なお、県におきましては、米軍基地から派生する環境問題の解決には日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると認識しており、今後ともあらゆる機会を通じて日米両政府に強く訴えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地問題に関連して、第7回協議会の概要と協議時間についての御質問にお答えします。

4月9日の第7回協議会では、環境影響評価に基づく調査の状況や建設計画について関係大臣、名護市長及び宜野座村長からそれぞれ発言がありました。

知事からは、今後の協議の枠組みについて調整を進め協議会の場で確認する必要があるということや、建設計画については可能な限り沖合に寄せるなどの地元の意向や環境に十分配慮して進めていただきたい旨申し上げました。官房長官からは今後の協議の進め方について次回に向けて議論していきたいとの発言がありました。また、協議会の開催時間は約25分間でありました。

次に、3年目途の閉鎖状態の進展についてお答えします。

県としては、昨年11月7日の第4回協議会以降、官房長官が協議会を主宰するようになり、少しずつ話し合いが進展する兆しが見えていていると考えております。

政府は、昨年8月に普天間飛行場に係る場周経路の再検討及びさらなる可能な安全対策についての検討に関する報告書を発表しましたが、第7回協議会において町村官房長官から、危険性の除去についてはさらに技術的に検討し、真摯に政府も受けとめる旨の発言があるなど、この間の県との協議を踏まえ、理解が深まりつつあると考えております。

次に、代替施設の飛行ルートについてお答えします。

V字型案となった経緯については、名護市及び宜野

座村の住宅地区上空を飛行ルートから回避するため、両市村と日本政府が交わした基本合意書に基づき日米両政府が合意したものであると認識しております。

基本合意に至った経緯を考えれば、いかなる訓練においても住宅地区上空を飛行するようなことはあってはならないと考えております。

次に、沖合移動と政府案との違いについてお答えします。

現行の政府案であるV字型案は、米軍再編最終報告において日米両政府が承認したものであり、施設の大まかな設置場所等を示すものとして概念図で示させたものであります。

この政府案に関し地元名護市が政府と交わした基本合意書の合意内容では、代替施設の建設計画について誠意を持って継続的に協議し結論を得るとされております。

名護市の求める沖合移動は政府と交わした基本合意書を踏まえ、周辺住民の生活環境等に配慮する観点から要求しているものであり、その考えは尊重されるべきものであると考えております。

県としては、日米両政府が合意した案を基本にしながらも地元の意向や環境に十分配慮し、可能な限り沖合へ寄せてほしいということを要求しているところであり、具体的な位置については今後協議会において協議していきたいと考えております。

政府が地位協定の改定に応じない理由についての御質問にお答えします。

政府は、日米地位協定について改定ではなく運用の改善を図るとする理由として、米軍及び在日米軍施設・区域をめぐるさまざまな問題を解決するためには、その時々の問題について地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えているとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） ハンセン病問題基本法に関連いたしまして、ハンセン病問題基本法の成立についてにお答えいたします。

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」は、ハンセン病患者であった方等の福祉の増進、名誉の回復を目的として、療養所の地域社会への開放等必要な事項を定めております。

沖縄県においては、同法律成立以前から外来診療の一般開放等に取り組んできており、同法律の成立によりその取り組みが法的にも認められたものと認識して

おります。

外来診療の一般開放の実績は、平成19年度で沖縄愛楽園が516人、宮古南静園が1755人となっております。

続きまして、ハンセン病問題基本法に関連しまして、成人病や高齢者などに特化した医療センターについてにお答えいたします。

ハンセン病療養所においては、入所者の高齢化が一層進んでおり、医療及び介護に関する体制整備が今後の課題となっております。

国においては、今後、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を施行する上で必要な政省令等の制定を行うこととなります。

県としましては、国の定める政省令等を踏まえ、ハンセン病患者であった方等の福祉の増進等を図るための施策の策定及び実施に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、沖縄愛楽園及び宮古南静園の将来構想策定についてにお答えいたします。

県内の療養所の状況として、沖縄愛楽園では、平成11年に466人いた入所者が平成20年4月には276人に減少し、平均年齢78.4歳となっております。

宮古南静園では、平成11年に183人いた入所者が平成20年4月には93人に減少し、平均年齢80.9歳となっており、両園とも入所者の減少と高齢化が一層進んでおります。

沖縄愛楽園及び宮古南静園では、既に各園独自の将来構想の策定を行っているところであります。

県としましては、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」に基づく施策の策定について、沖縄愛楽園及び宮古南静園の将来構想の進捗状況を踏まえながら対処してまいりたいと考えております。

続きまして、後期高齢者医療制度においての、後期高齢者医療制度に関する県の受けとめ方についてにお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者の適切な医療を国民全体で支え、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために創設された制度であると認識しております。

従来の老人保健制度においては、少子・高齢化の加速により、高齢者の医療費が増大する一方、これを支える現役世代が減少し、各保険者の費用負担の増大等が課題となっております。

新たな後期高齢者医療制度は、高齢者の方に保険料として応分の負担をしていただくとともに、従来の老人保健制度と同様、現役世代からの支援と公費を集中

的に投入し、高齢者の医療を支えていくこととなっております。

続きまして、制度導入により負担がふえる世帯数の割合についてにお答えいたします。

厚生労働省が実施した後期高齢者医療制度の創設に伴う保険料額の変化に関する調査については、12のモデル世帯の制度施行前後の保険料を調査し、全体を推計したものであります。

この結果によりますと、全国では7割程度の世帯で保険料が減少するものの、沖縄県では減少する世帯が4割弱にとまっております。

保険料については、保険給付費の見込み額や被保険者の所得の状況等により算定されます。

本県においては、若年層の1人当たり医療費が低く、国保の保険料が低い水準である一方で、老人の1人当たり医療費は全国7位と高いこと等から、後期高齢者医療の保険料水準が高いため、今回の調査では保険料が減少する世帯が他県より少なかったものと推測しております。

なお、新たに示されました保険料の負担軽減策が実施されますと、保険料がこれまでより低減される世帯は約6割になると推計されております。

続きまして、北部地域の医療体制についての御質問の中の、北部地区医師会病院のドクターヘリ運航継続の支援についてにお答えいたします。

県が、国の補助を受けて今年度から実施する「救急医療用ヘリコプター活用事業」においては、沖縄本島北部地区を含め、本島全域及び本島周辺離島を対象に運航させることとしております。

県としましては、救急医療用ヘリコプターの年内運航に向けて着実に取り組むとともに、当該事業を継続的に維持するために今後とも努めてまいりたいと考えております。

続きまして、墓地行政についての中、県内墓地建設についてにお答えいたします。

墓地を經營しようとする場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく県知事の許可が必要とされております。

その際、墓地の經營主体については、原則として市町村とし、これによりがたい事情がある場合にあっては公益法人、宗教法人等であることとされております。

これは、墓地の永続的管理の必要性とともに、健全な經營を確保するために、墓地經營には営利を追求しない公益的運営が求められているためであります。

また、個人墓地については、原則として認められて

おりませんが、県知事の判断により山間僻地等であって、既存墓地を利用できない場合にあっては、例外的に許可されることとなっております。

しかしながら本県の場合、他県と違い、明治のころから個人墓地を認めてきた経緯があることや市町村による公営墓地の整備のおくれもあって、やむを得ず個人墓地の許可を認めている状況にあります。

同じく墓地行政の中の県内の墓地面積、墳墓数及びこの10年間の新規建設についてお答えいたします。一括となります。

平成8年度から平成10年度にかけて、離島の石垣市、旧平良市を含む10市と本島内20町村について墓地等の実態調査を行ったところ、墓地の総面積は約300ヘクタールとなっており、調査した市町村の総面積に占める墓地の割合は0.25%となっております。また、墳墓総数につきましては7万5495基となっております。

平成10年から平成19年の10年間に「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく墓地経営許可件数は3937件となっております。そのうち墳墓数は、1万531基となっております。

続きまして、墓地行政の中の、県の墓地行政の基本的考え方についてお答えいたします。

県としましては、平成12年3月に策定した本県における望ましい墓地のあり方を示した「沖縄県墓地公園整備基本指針」に基づき、市町村による公営墓地の整備を促進し、個人墓地の問題の対応を含め、墓地行政を進めてきております。

また、墓地については、市町村の都市計画や土地利用とのかかわりが深いことや住民に身近な行政サービスとして対応することが望ましいことから、市町村行政連絡会議において公営墓地の整備を働きかけるとともに、全国的な流れでもあります墓地経営許可の権限を市町村長へ移譲していく方向で市町村担当課長会議等を開催し説明しているところであります。これにより市町村の各種計画と整合性が図られ、墓地整備計画が構築されるものと考えております。

県におきましては、今後とも市町村への助言指導はもとより、連携を図りつつ、本県の望ましい墓地行政の推進に向け努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 北部地域の医療体制についての中、北部地域からの妊産婦の搬送状況についての御質問にお答えします。

北部地域からの妊産婦の搬送件数については、北部地域各消防からの資料によると、平成17年4月から平成20年3月までの3年間で中部病院245件、琉大病院6件、その他医療機関18件、全体で269件となっております。

続きまして、産婦人科の再開についてお答えします。

北部病院産婦人科については、平成20年7月から産科診療を一部再開したところであります。

現在、医師2人体制により、他の医療機関からの紹介患者等に絞って診療を行っておりますが、24時間救急対応は困難な状況にあります。

病院事業局としては、医師4人体制による産婦人科の完全再開を目指して、現在、複数の医師と鋭意交渉中であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは燃料費等の値上げによる県民生活への影響についての御質問で、燃料費値上げに対する対応策についてにお答えいたします。

漁船やボイラーの燃料である重油の価格は現在1リットル当たり115.4円で、平成16年4月の35円と比較すると約3倍の価格になっております。そのため、漁業経費に占める燃料費の割合は従来の15%から約30%に上昇しており、漁業経営に深刻な影響を与えております。

また、農業においては、ハウス栽培のうち、マンゴー栽培農家の一部で着果安定のため一時期加温を行っております。

国においては、燃油高騰対策として、休漁者に対する藻場の管理、干潟の清掃などの事業の実施、省エネ操業形態への転換、省エネ型船外機等設備の導入などに対する補助とともに、低利資金の融資を行っております。

県では燃油価格高騰に対する支援として、沿岸漁業改善資金による省エネ型エンジン設置等に対する無利子の貸し付け、2、運転資金借り入れの際の融資保証を円滑化するための助成、3、平成20年度から燃油高騰の影響の大きい漁業者に対する漁獲共済の掛金助成を実施しております。

また、全国知事会等を通じて、国に対し、漁業用燃料・資材の低廉化や省エネルギー化技術の開発など燃油高騰対策の強化を要請しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 燃料費等の値上げによる県民生活への影響に関する質問の中で、観光産業への影響等についてお答えします。

原油価格高騰による影響について、県内観光業界に聞き取りしたところ、ホテル業においては、ボイラー燃料費やシーツなどのクリーニング費等が値上がりしており、旅行業においては、航空運賃やバス料金などの輸送費の値上がりにより仕入れコストが増大しており、それぞれ収益が減少しているとのこと。

このような状況が続くと、販売価格へ転嫁せざるを得ないと聞いており、観光客への負担増大も懸念されるところです。

県としましては、ホテル業等へ融資制度の周知を図るとともに、今後とも観光業界、関係機関等と連携を密にして対応を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 燃料費等の値上げによる県民生活への影響についての御質問で、運送業者に対する燃料高騰への対応策についてお答えいたします。

県におきましては、4月に「原油高騰対策支援資金」を創設しており、運輸事業者についてもこの資金が活用できるようになっております。

また、国は6月26日に開催した「原油等高騰に関する緊急対策関係閣僚会議」の中で、運輸業関係について、燃料サーチャージ制度の導入の促進・支援やハイブリッドのバス・トラック導入への積極的な補助、トラック運送業燃料費高騰対策推進事業（仮称）の検討などが示されたところであります。

県としましては、国と連携し、これらの事業や制度の積極的な活用が図られるよう運送事業者に対する支援・指導に取り組んでまいります。

次に、道州制についての御質問で、道州制の導入時期についてお答えいたします。

道州制の導入時期については、政府の道州制ビジョン懇談会の中間報告で、おおむね10年後、2018年までに道州制に完全移行すべきであるとの考えが示されておりますが、正式には決まっておりません。

同じく道州制の御質問で、道州制の導入について、県としての議論の進展状況と手順についてお答えいたします。

県では、平成18年2月から部長級による「沖縄県道州制等研究会」を6回開催し、道州制導入に当たって

の国と地方の役割分担、国の関与のあり方、税財政制度等について議論を進めているところであります。

今後は、道州制に関するシンポジウムの開催や、沖縄21世紀ビジョンの策定を通じて、沖縄振興審議会、県民意見の募集、各種団体や市町村等との意見交換会の実施、県民フォーラムの開催などにより、県民議論を深めてまいります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時8分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 このハンセン病療養所の将来構想についてであります。部長、両園の構想を踏まえて対処してまいりたいなんていうそんな悠長なことじゃだめですよ、それは。

申し上げているように、園の入園者はもう80歳に達しているわけですよ。もう待たなななんですよ、一刻の猶予もないということなんですよ。名護市は沖縄県に対して、平成18年にこういう申出書も出しているんです。（資料を掲示）これが握りつぶされて全く何の効果も生んでないわけですね。そんなよそごもみたいなこと言っちゃだめですよ。

まず1つは、将来構想を考える場合には、地域の医療施設として位置づけて広く県内外に開放すると。特に成人病や高齢者の病気に特化したものをつくれば沖縄観光に物すごく資するわけですよ、これは。例えば愛楽園と言えば、物すごく風光明媚なところにあるわけで10万坪あるんですよ。これは宝ですよ。そういうものをもっと沖縄県が主体的に入っていって、将来構想を立てる中から、それをどう沖縄のために活用するかということを考えなきゃだめですよ。園から出たら対処するなんてそんな人ごとみたいな話じゃだめなんだよ。

ハンセン病に関する歴史を風化させないということもあわせて、そのことと病院の機能をあわせてつくっていくということが私は将来構想だと思うんですよ。

もう一回これは知事にお聞きしますが、国も含めて沖縄県も含めてそういう将来構想委員会を立ち上げて、沖縄県が積極的に中に入っていって指導するお気持ちはありませんか、ひとつお聞かせください。

それから選挙結果に関してでございますが、確かに国政の課題も争点になりましたが、それでもこの後期高齢者なども含めて知事の見解は出ているわけですか

ら、やはりこれは県政の評価が第1の争点だったというわけですね。知事は県政の評価が第1の争点だということの大見えを切ったわけですから、最後まで政治家として御自分の言ったことには責任をお持ちにならないければいけません。

そういう意味で、結果が出てそれを謙虚に受けとめるなどというのはこれは当たり前のことでありまして、言わずもがなのことです。

知事が繰り返して言っている政策を丁寧に説明しなかったと、これも私は妙な言い方で、では県民は知事の政策を誤解したのかと、これも私は通用しないと思うんですね。誤解したことがその敗因だなどということにはならないわけで、何が評価され、何が評価されなかったのか、これははっきり県民に知事は上げる義務があるだろうと。最初は、県政の評価が第1の争点などという威勢のいいことをおっしゃったわけですから、終わってみて説明がちょっと足りなかったんだということでは、やはりこれは仲井眞知事の美学にももとると思いますので、もう少しわかるように率直にお話をいただきたいというふうに思います。

それから、3年以内の普天間閉鎖状態ということがあります。

私は前から指摘をしておりますが、そもそも普天間は何ゆえに県内移設になったのかということがあります。米軍再編の中で、普天間の機能は他の海兵隊基地と一体的に保つことが必要であり、したがって県内でなきゃならないということがこれは「日米同盟：未来のための変革と再編」と題する再編の考え方でしょう。そうするとこれが日米合意の中身ですよ。

そうしますと、知事のおっしゃる普天間閉鎖状態論というのは、いわば開店休業のような状態をつくらうというわけですから、仮に知事の言う閉鎖状態が7年あるいは8年間、ヘリなど飛ばないということができるのであれば、この機能は移設するか、あるいはストップするかしかないわけですね。

そうしますと、そのこととこの日米合意で言う普天間一体化論とはこれは矛盾が出てくるわけですね。つまり7年も8年も普天間の機能を麻痺させる、あるいは閉鎖状態が可能ならば、日米合意の普天間は他の海兵隊と一体のものとして県内で機能させるという一体論と矛盾することになりますか。そのところをまずはっきりとわかるように説明してください。

もう一点は、当たり前のことですが、七、八年間普天間の閉鎖状態が可能であるとすれば、どこかに移転するわけですから、今さらこれをまた持ち帰ってきて

県内移設する理由はないのではないかと。つまり普天間が七、八年間閉鎖状態が可能であれば、もはや県内移設の理由は消えてしまうと、こういうことになりませんかということをおっしゃっているわけです。これは日米の合意との関係で、知事の政策はそこに大きな矛盾点があるのではないかと。知事のおっしゃることを詰めていけば、県内移設不要論につながるということでもあります。はっきりとわかるように説明をしていただきたいと思います。

それからV字型飛行場と飛行ルートとの関係ですが、V字型はそもそも上空を飛ばないということのできたわけですね。ところが、この日米の双方から言われているのは緊急時とか、あるいは訓練の形によっては飛ぶということですよ。これはアメリカの軍の運用の問題ですから、勝手放題ということになって、この上空を飛ばないという問題はこれはそういう意味ではなくなってしまうと。そういう中で、V字型というのはどこに今日意味があるのかということと同時に、これが一つと、もう一つは知事のおっしゃる何メートル移せば、何がどれくらい軽減されるのかということがわからないと、ただ移せばいいだけでは、近いよりは遠い方がいいだろうなんていう言い方ではこれは説得力は持たないし、政府も聞く耳を持たぬだろうと思います。具体的に何メートル移せば何がどうなるのか、防衛省は違う見解も出しているわけですから、その辺はひとつははっきりをさせてもらいたいと思います。

それから日米地位協定の改定についてであります。政府は頑として抜本改正はしないと言っているわけですね。

これはなぜなのかということなんです。なぜ政府はこの地位協定の基本改定を受け入れないのかと、ここはどう考えるかということですね。

公室長、さっきの説明はこれは答えに全然なっていません。ぜひそのところをはっきりさせてください。

それから北部病院の産婦人科の再開問題についてありますが、先ほどありましたように年間100件近くがずっと中部あたりに来ていると。中には、救急車の中でお産が6件も7件もあるとこういう非常に大変な状態があるわけですね、もう3年以上もたっている。

我々も個人的ルートでお医者さんを探したりして、あるルートで女医さんが条件が合えば来てもいいとこういう話もありまして、今北部病院に紹介をしているところですが、病院事業局長、ぜひことしいっぱいにはできるのか、ことしいっぱいにはめどが立つのか、これぐらいのことは今議会ではっきりひとつ出してく

ださい。そうしないとさっきの答弁では全く何を言っているか意味がわかりません。つまり4人体制で、今3名と交渉しているわけだから2人はいるわけですね。5人になるわけですね。このことを踏まえて年内には再開しますということぐらいいははっきり言っていたきたいと思います。

それからもう一つは、この医師の定数の問題で例えば3名しか定数がないというふうに聞いているわけですね。そうすると後は厚労省がやる派遣で、任期1年、最高3年ということでしょうか。そういうものしかできないということも聞き及んでおりますが、それは本当ですか。そうだとすれば、定員をふやしてこの際きちっと安定的な就労条件をつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから燃料費の高騰であります。復帰特別措置法があって揮発油税の軽減措置というのがあるわけですね。この制度を少し使っていじって、沖縄の電車もない、自動車もない、輸送は車だけあるいは船だけという現状にかんがみて、その辺の法制度を少し利用して沖縄のこの燃料高に対して少し対処ができないかということですが、いかがでしょうか。

それから道州制についてであります。これはまだ不明なところがたくさんあって判断ができませんが、知事、私は必ずしも単独州の方がいいとは思いません。例えば、特に基地問題で仮に沖縄が単独州になった場合、恐らく基地を丸抱えさせられてほかの地域は我関せずで、文字どおり沖縄の基地問題の解決は相当困難な状態になるんじゃないかという不信感を私はずっと持っています。もし仮に九州に沖縄が入ったとしても沖縄のよさは失われないですよ、絶対これは。この地域性、歴史性、文化性というのはなくなるものじゃないわけで、何がどこでプラスになってどこがマイナスになるのかということ私をもっと多面的に考えていただかないと、何となく知事がもう単独州で走ると、こうなると議論がそこで終わっちゃうんじゃないかというそういう感じを持っています。今言った基地問題でも、私が申し上げた危惧に対して知事はどう思うかひとつ言ってください。

それから環境保護条例ですが、このアイドリングストップぐらいはこれは義務づけるべきですよ。東京都も今度非常に大きな各事業所に義務規定を課してCO₂の規制をかけたわけですね。観光立県沖縄としてはこれは率先してやるべきです。ぜひ義務化をしてください。

墓地については市町村営をふやしませんと、これはもう大変なことになりまして手がつけられなくなると

思いますんで、ひとつ見解を聞かせてください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城議員の再質問にお答えいたします。

まず第1に、ハンセン病関係につきまして、まさにおっしゃるように積極的に入っていって、委員会といいますか検討会といいますか立ち上げたいと考えております。

それから2番目の、県政に対する評価だという点について、もう少し潔く答弁したらどうかということですが、これは先ほど申し上げた以上にはお答え、あれ以上の答えは持ってありません。

それから3番目の、3年めどの閉鎖状態について、つまりおっしゃる論理は、3年めどで閉鎖状態が実現できるのであれば代替施設は要らないのじゃないかというのがたしか議員の基本のお考えですよ。ですが、これは必ずしもそうなりませんよ。代替施設をつくるから、それまでの間の何年かは当然のこととして、閉鎖とは僕は言ってないです。閉鎖状態に近い、危険をぐっと減らすような状態にすることは必要ですし、さらにこれは彼らにとって、これは想像ですが、ベストのシステムじゃないにしてもセカンドベスト、サードベストとしては当然あり得るというふうに考えているわけで、必ずしも矛盾するとは思っておりません。

それからこの4番目の、V字型にして人家の上を飛ぶということなんですが、これは要するにV字型にした意味は飛ばないための理由ですから、これはいかなる理由があっても飛ばしてはだめだという要求は強く我々はやり続けていこうと考えております。

そしてもう一つは同じくV字型に関連して、一体何メートル知事は沖合に寄せろと言っているのかという点ですが、これは基本的にはこれも事業者ですね、まず事業者。今、彼らの案で環境調査が進んでおりますが、いろんなことを受けて事業者が一体どういうふうにいるんな注文を受けて動かすかというのが第1です。しかしながら、あえて申し上げれば可能な限り沖合にとっているのは、やはりもともと稲嶺さんの時代に決まっていたものから約1キロ民家といいますか、人の住んでいる側に寄せていますから、それは可能な限りまず騒音ですよ。それからある種の危険です

よ。そしてウミガメだとも言われていますし、文化財が埋設しているとも言われていますし、ダイナミックな水理学上の砂の移動、これらから考えても可能な限り沖合というのは、これは当然の要求だと思っています。

さらに、名護市は大浦湾の環境がかなり影響を受けるから引っ込めることもやったらどうかというような案も出ていまして、我々は設計技術者ではありませんから何メートルとは必ずしも言えません。可能な限りまず寄せるように検討してもらいたいと言っているわけです。

そして5番目の地位協定ですが、先ほどの再質問では政府が改定する気がないという理由は何かという御趣旨の御質問だったと思うんですが、我々が理解している感じでは、政府は運用の方が臨機応変にといいますか、現実的な対応がより可能だというふうな説明をしております。しかしながら、確かにこれは当初の質問で議員がおっしゃったように、少し戦術的な転換も要るのではないかという点で、私も半分実はそういう気しております。今のまま、ただ私も地位協定の改定については公約でもあります、いろんな事件の後、いろんなところに要請をしてまいりましたけれども、外務省といいますか、政府が今のところ運用でということ以外全く前に返答が来ておりません。

とりあえず先ほど答弁しましたように、アメリカには機会を得て行って、いろんな議会そして政府にも現状の説明はしてまいりたいと思いますが、もう少し戦術的な知恵が要るだろうというのは議員のおっしゃるとおりです。

それから6番目の産婦人科の点は、これは病院事業局長から答弁させていただきます。

それから燃料高騰に係る分は企画部長からしますが、道州制につきましても、これもある意味で——ある意味でというところとちょっと変ですが——議員のおっしゃった危惧されている面は私も実は感じておりまして、一体この基地というものを沖縄単独州で抱え切れるか、解決へ向かって前へ進め得るか、そこら辺というのは我々も今、これから先もよく検討し将来を見据えるといいますか、よく予測しながら対応する必要があるというふうに考えております。

その他の再質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 玉城議員の燃料高騰に対

する対応策として、復帰特別措置の活用も検討できないかという御質問にお答えいたします。

復帰特別措置によります揮発油税、ガソリン税の低減措置につきましては、復帰前安かった沖縄のガソリン税が復帰によって急激に上がるということを避けるための激変緩和的な措置であります。

今回のような全国あるいはもう全世界的な不況をもたらしかねないような事態を突破していくためには、これはもう抜本的なといいますか、思い切った対応が必要でございまして、復帰特別措置のようなレベルの対応ではなかなか厳しいのかなというふうに認識しております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 生活環境保全条例との関連で、アイドリングストップについての再質問にお答えいたします。

アイドリングストップにつきましては、観光振興の観点はもちろん、県民生活における事業活動や日常生活においても極めて重要な取り組みであると認識しております。

県としましては、環境負荷低減のための重要な取り組みとして行動指針に示すことにより、事業者等の自主的な取り組み行動を促進させ、事業者及び県民と連携・協力して環境負荷の少ない持続的な取り組みを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） ハンセン病患者の将来構想に関する企画に県が積極的に関与するようという御質問に対してお答えいたします。

まず、国において今後、法施行上の政省令等の制定を行うことになります。そのときに計画するのが県なのか、国なのか、それからどういう関与になるのか、こういう細かいところが出るとしますので、そのときには県が委員会を立ち上げて患者さんの皆さんの御意見を聞きながらつくっていくんじゃないかというふうに考えております。

それから続きまして墓地についてなんですけれども、これは本当に市町村に移さないとあちこちに墓地ができて大変だというのはごもっともで同感でございます。本当に市町村の都市計画や土地利用とのかかわりが深いことですので、本当に住民に身近な行政サービスとして対応していただきたいというふうに考えて

おりますので、市町村に積極的に働きかけたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 北部病院の産婦人科再開に向けての再質問にお答えします。

北部病院の産婦人科の完全再開に向けての具体的なめどについては、現在、複数の医師と交渉中ですが、明確に申し上げることができない状況であります。

病院事業局としては、しかしながら遅くともことしじゅうの完全再開を目指して鋭意努力しているところであります。

また、派遣医については1カ所3カ年勤務という縛りがありますが、期限が来た場合にはまた新たに医師を募集したいと考えております。

以上です。

○玉城 義和君 休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時38分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 ハンセン病の中で、長い間いろんな悩みを抱えてこられた方々でありますから、ぜひここで県も含めて一肌脱いできちっと対応するということを、さっきの知事答弁で確認をしたいと思っています。

CO₂の問題は、やはりアイドリングは私はこれからも義務規定として求め続けてまいりたいと。

3年めどについては、これは知事の議論の中に多少無理がありますね。やはりこの日米合意の中は、これはどうしても普天間は機能させると、させておいてこのハンセンとかシュワブとかそういうものとの一体感で使うんだと。だから外に出せないんだと。

8年間もし仮に知事のおっしゃるような状態がつくれるのであれば、機能はどこかに移転するわけですから、また持ち帰ってくるわけですね、新しくつくって。ここは私はどうしても一つの理屈として矛盾するんじゃないかと、こう思いますので、もう一回答弁……。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城議員の再々質問にお答えします。

これも何度が議員とはこの場で議論させていただいたわけですが、代替施設ができるまでの間、何かこれが米側が了解して、どこか散らすなり何かすれば、もう当然のこととして代替施設は要らないはずであるという論理が私には逆にわかりにくいところでして、特に、また今のこの基地は日米両政府とも10年以上前からこれは欠陥基地だ、危険な基地だと言っているんですから、普通のシステムで言えばアイドリングだとか低負荷運転をするような運転で注意しながらぎりぎり閉鎖しているような状態を維持して、一応何かある場合にぎりぎり閉鎖ではない状態で持っていこうという状態というのは、これは我々は当然要求すべきでしょう。それを要求しているのであって、これは論理的に次の代替施設を考えてこれが成るなら代替施設要らないという理屈にはなりません。代替施設は要る。だからそれができるまでの間はレベルを下げた状態で彼らは維持していったらどうかと言っているだけで、あとはその機能をどこに散らすかはセカンドベスト、サードベスト、システム論的には幾つもあり得る話ではありませんか。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

一般質問を行います。

知事は、今議会で政府の後期高齢者医療制度の見直し策で、国保保険料より軽減される世帯が6割になると答弁されています。保険料が負担増から負担減に変わる人は約65万人、制度の対象者1300万人の5%程度にとどまることがわかりました。我が党の小池晃参議院議員の質問主意書に対する6月27日の政府の答弁書で明らかになったものです。

そして、負担軽減策によって一時的には保険料負担が軽減された人も、2年後には大幅な負担増になる可能性もあります。見直し策は、75歳以上の高齢者を今まで加入していた保険から強制的に脱退させ別枠の制度にして、際限のない保険料の引き上げと高齢者に対する差別医療をもたらすという制度の骨格には何ら手をつけていません。

今度の県議選挙で、後期高齢者医療制度の廃止を求

める県民の怒りの審判が下されました。後期高齢者医療制度の廃止を政府に強く求め、廃止されるまで県独自の軽減制度をつくって負担を軽くすべきではありませんか。

福祉行政について。

子供の医療費を中学まで無料にして窓口払いをなくすことは、県民の切実な願いです。

我が党のアンケートに、33歳の女性が3人の子供を育てているが、夫婦の収入では毎月が赤字、子供の医療費を無料にしてほしいとの訴えがありました。宜野湾市は独自に中学までの入院無料化を実施しています。

我が党は、国の制度としても無料化の実施を求めています。県が率先して中学卒業までの無料化と窓口払いをなくすべきではありませんか。

父母が安心して子育てしながら働くための保育所問題について。

待機児童の解消が大きな課題となっていますが、市町村別の待機児童の状況と解消の対策について伺います。

認可外保育園への給食費助成の実施状況と拡充について伺います。

認可外保育園が4年間で96施設廃業となり、乳児の受け入れ先が減少しているといいますが、その実態と県の対策について伺います。

障害児保育の入所条件と入所の状況、市町村の取り扱いについて伺います。障害児の3歳以上入所規定は撤廃すべきではありませんか。

学童保育問題について。

県内の大規模学童クラブの実態、適正規模化に必要な条件整備のために県はどのような財政的対応をするのですか。

学童クラブの待機児童の実態、希望するすべての子供が入所できるための県の対応はどうなっていますか。

学童クラブの運営補助金が国の基準額より低い額となっていますが、その理由の説明と、基準額どおり補助すべきではありませんか。

病児・病後児保育の予算削減は、子育て最中の父母負担増や制度の存続を脅かすものです。補助をもとに戻し、病児・病後児保育の一層の充実を図ることが必要ではないでしょうか。

病院、診療所、助産所での妊婦健診の公費負担回数、額、自己負担などの実態。妊婦健診は14回程度が望ましいとされています。公費負担を5回以上にふやし自己負担をなくす妊婦健診の拡充が必要と考えます

が、いかがでしょうか。

教育問題について。

子供たち一人一人に勉強がわかり楽しい学校にするための30人以下学級は、46道府県で行われています。国の制度として実現できるように強く働きかけるべきと思いますがどうでしょうか。

全学年での30人学級実現のための県の教員の増員、教室の増設などに関する実施計画はどうなっていますか。

小・中・高校の老朽校舎や学校施設の老朽化の実態と改築計画をお尋ねします。高率補助の期間内に改築を促進する必要はありませんか。

国内外で地震が頻発し深刻な被害が出ています。県内の学校施設の耐震診断の実態、耐震化の対策はどうなっていますか。

特別支援教育について。

国は、発達障害児は6.3%、大人も含めると数百万人と推定しています。そして、幼児期に適切な支援を受ければ社会への対応は十分可能だと、早期発見や支援を講じるために2005年に発達障害者支援法が施行されました。

市町村別の認定就学者の2005年度から今年度までの人数の推移と対応について。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒がふえていると言われていますが、その実態と具体的な支援の内容はどうなっていますか。

ヘルパーの配置が必要人数より不足していると指摘されていますが、市町村別のヘルパー配置の要請人数と実績について伺います。

カジノは刑法で禁止されているギャンブルです。一獲千金の射幸心をあおり勤労精神を失わせ、ギャンブル依存症を生み出し、生活破壊、青少年への悪影響、暴力団の介在など社会的弊害は甚大です。

県内新聞社の7月1日掲載の「マカオ視察報告記」によると、マカオではギャンブル依存症の相談が1カ所の相談所で5カ月で200件に上り、若年層のギャンブル依存症の問題が広がりつつある。マカオ地元紙には高校生がカジノに熱中し、学校にまで借金の取立人が押しかけたとの記事が出たと指摘しています。教育行政の立場からカジノに反対をすべきではありませんか。

介護保険問題について。

2006年の介護保険制度の改定によって介護事業所の倒産が最悪のペースで進んでいると報じられています。2006年以降の介護事業所の倒産・閉鎖の原因は何でしょうか。利用者の行き先はどうなっていますか。

介護事業所の閉鎖によって介護難民という社会不安が広がっています。介護施設の困難な経営に対する適切な財政支援を県が行う考えはありませんか。

介護認定が厳しくなり、要介護から支援に変更され施設から在宅にされたり、食費や居住費負担が重くなり退所を余儀なくされた人がふえています。県の対策はどうなっていますか。

介護報酬の引き下げによる介護労働者の低賃金、過酷な労働によって介護の担い手が減少しているが、介護報酬の引き上げを国に要求すると同時に、県の財政的な支援が必要ではないでしょうか。

米軍再編について。

米軍再編報告後、米軍と自衛隊との軍事一体化のもとで米軍基地が一層強化されています。米軍による凶悪犯罪、事件・事故が頻発し、米軍基地がある限り事件・事故は根絶できません。戦後63年間、沖縄県民の人権はじゅうりんされ、尊厳が脅かされ続けてきました。

県議選挙で託された県民の願いは、新基地建設ノー、米軍基地の撤去です。

知事は新基地の建設に反対をし、危険な普天間飛行場の閉鎖・撤去を日米両政府に強く要求すべきではありませんか

浦添市当山などの東北部地域は、米軍機の爆音がひどくなり、宜野湾市よりひどいと宜野湾市民さえ驚くような現状で、市民の苦情、不安の声が広がっています。浦添市上空は米軍機の訓練や飛行ルートに使われています。数年前から特にひどくなっていますが、なぜひどくなっているのですか。

人口密集の浦添市上空の飛行を禁止させるべきではありませんか。

那覇軍港の浦添移設と那覇港港湾開発の諸問題について。

浦添地域の15%が米軍基地に占有され、半世紀以上、まちづくりや経済・産業の発展を妨げてきました。浦添市民の総意は新軍港の建設に反対です。浦添の西海岸への新軍港建設に反対すべきではありませんか。

浦添の西海岸の埋立事業に係る環境影響評価方法書に対する2006年の当時の知事意見は、海域生態系の構成要素として特に重要なサンゴ類、海草藻場、干潟が分布するなど沖縄島中南部の西海岸ではまれな自然海浜が残されており、「自然環境の保護・保全を図る区域」である「ランク」と評価され」と公表しています。絶滅の危機に瀕している絶滅危惧類のホソエガサなど貴重な自然が残された海域です。自然を破壊す

る海浜の埋め立ては中止すべきではありませんか。

臨港道路浦添線は、浦添地先を埋め立てて建設するのではなく、米軍牧港補給基地内道路を開放させることによって開通することが最良だと考えます。いかがでしょうか。

以上、お答えください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 西銘議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、後期高齢者医療制度に係る御質問で、廃止と県独自の軽減制度についてどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、多くの意見に耳を傾け相当の改善が必要と思いますが、国民皆保険制度を堅持し、高齢者の適切な医療を国民全体で支えるために必要な制度であると認識をいたしております。

高齢者の負担軽減策につきましては、現在、国において低所得の方に対する保険料の軽減措置等が示されたところであります。また、その他の課題につきましても今後検討するとされておりますので、県といたしましてはその状況を踏まえ、必要な改善については国へ要求していきたいと考えているところでございます。

福祉行政についての御質問の中で、市町村別の待機児童の状況等に関する御質問にお答えいたします。

平成20年4月1日現在、保育所のある34市町村のうち、23市町村で待機児童がおります。全体で1808人となっております。このうち、100人以上の待機児童がおりますのは、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、うるま市、糸満市となっております。

全体の待機児童数は、平成19年度と比較しますと42人減少いたしておりますが、多くの待機児童がいることから、県では、引き続き保育の実施主体であります市町村と連携をして、保育所の創設、そして分園設置、定員の弾力化、認可外保育施設の認可化等を進めてまいりたいと考えております。

同じく福祉行政の中で、認可外保育施設への給食費助成の実施状況とその拡充についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

認可外保育施設への給食費助成につきましては、厳しい財政状況の中、平成20年度から「新すこやか保育事業」におきまして、給食費としてこれまでの牛乳代に加え、新たに米代の助成を開始いたしました。認可外保育施設のあります24市町村のうち、22市町村において、当該事業による給食費の助成を実施いたしてお

ります。

認可外保育施設入所児童の処遇向上につきまして、国からも支援が得られないか関係省庁へ働きかけているところでもあります。今後、その動向を見きわめながら積極的に対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、米軍再編に関連する御質問で、普天間飛行場の閉鎖・撤去についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきましては、県外移設がベストとは思いますが、米軍再編協議の経緯等から県外移設は困難であり、一刻も早い危険性の除去のためには、県内移設もやむを得ないものと考えております。さらに、条件はまだ整っておりませんが、名護市や宜野座村が政府と基本合意をいたしております。

市街地の中心部にあります普天間飛行場は、住民生活に深刻な影響を与えており、早期に危険性を除去し、騒音の軽減を図るなど、周辺住民の不安を解消することが政府と沖縄県そして関係市町村の緊急の課題であると考えております。

普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設は、海兵隊のグアム移転や嘉手納飛行場より南の施設・区域の大規模な返還とともに、沖縄県の基地負担の軽減と跡地の有効利活用を通じた地域振興に大きく寄与するものであります。県民の支持は十分に得られるものと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 福祉行政についての御質問の中の、子供の医療費の中学までの無料化と現物給付についてお答えいたします。

乳幼児医療費助成制度については、平成19年10月より対象年齢を拡大し、入院は4歳児までを就学前までに、通院は2歳児までを3歳児までに引き上げたところであります。

現物給付方式を導入しますと、国は、国民健康保険に係る国庫支出金を減額調整する仕組みをとっており、市町村国保の運営に支障を与えることが予想されます。

さらなる対象年齢の拡大及び現物給付の導入につきましては、財政負担を伴うことから引き続き慎重に検討していきたいと考えております。

続きまして、認可外保育施設の減少に伴う乳児の受け入れの減少についてにお答えいたします。

県では、待機児童の解消のため、保育所の創設等とともに認可外保育施設の認可化を促進しており、平成15年度からの5力年間で45力所を認可化しております。

こうした取り組みもあり、認可外保育施設数は当該5力年間で545力所から441力所へと104力所の減、当該施設入所児童数も2万2229人から1万7312人と4917人の減となっております。当該施設の乳児数についても988人から841人と147人の減となっております。

一方、認可保育所につきましては、5力年間で施設数が326力所から367力所と41力所の増、入所児童数も2万6456人から3万1421人と4965人の増となっております。乳児数についても、1850人から2389人と539人の増となっております。

県としましては、乳児の保育を確保する上でも、今後とも認可外保育施設の認可化等により待機児童解消を促進してまいります。

続きまして、保育所における障害児保育の実施状況についてにお答えいたします。

県内市町村における障害児保育につきましては、対象となる児童の年齢を問わず集団保育が可能であれば、必要に応じて職員体制や設備を整えた上で実施されております。

県内の保育所を設置している34市町村のうち、平成19年度の障害児保育の実績は、27市町村で374人となっております。

平成19年2月の調査では、20市町村の障害児保育実施要綱等において年齢制限を行っているかのような規定があったことから、同年8月にこうした規定を見直すよう働きかけたところであります。

今回、その後の状況を確認したところ、年齢に関する記述を削除したのが5力所、削除する予定であるのが6力所、検討中が7力所、見直しの予定なしとしたのが2力所となっております。

県としましては、今後とも見直しを働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、県内の大規模学童クラブの実態及び適正規模への財政的対応についてにお答えいたします。

71人以上の児童を受け入れている大規模放課後児童クラブは、平成19年度において7市町で15クラブとなっております。1クラブ当たりの平均児童数は81人で、最大で133人の児童を受け入れています。

全国的に増加する中、国においては、大規模放課後児童クラブについて平成19年度から適正な人数規模への移行促進を図っております。3年間の経過措置後、平成22年度から大規模クラブへの補助を廃止すること

としております。

県においては、大規模放課後児童クラブの解消を図るため、県教育委員会及び市町村と連携し、学校の余裕教室や児童館等を活用して、適正規模への移行促進を図りたいと考えております。

続きまして、学童クラブへ登録できなかった児童の実態及び対応についてにお答えいたします。

平成19年5月1日現在、本県の放課後児童クラブに登録できなかった児童数は、6市町村で116人となっております。

県では、平成17年3月に策定した「おきなわ子ども・子育て応援プラン」において、放課後児童クラブを平成21年度までに213カ所設置する数値目標を掲げており、平成19年度末で174カ所、81.7%の達成率となっております。

今後、市町村と連携を図りながら、放課後児童クラブに登録できなかった児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、学童クラブの運営費補助金の低い理由及び今後の対応についてにお答えいたします。

放課後児童クラブの運営費補助金の基本分の基準額は前年度同様であります。長時間開設加算額と障害児受け入れ加算額が平成20年度から改正されております。

しかしながら、県においては、厳しい財政状況の中で前年度並みの予算を確保したところであります。

今後の放課後児童クラブの予算については、財政状況を踏まえながら対応を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、病児・病後児保育事業の実施についてにお答えいたします。

病児・病後児保育事業は、保育所入所児童が発病した場合に、病院等に設置された専用スペースにおいて児童の看護を行う事業であります。

当該事業は、平成17年度にそれまでの補助事業から交付金対応事業に改められ、国及び市町村の負担により実施されておりましたが、平成20年度から再度、補助事業として実施されることとなったものであります。

国においては、今回の事業再編に伴い、補助基準額の引き上げ等を行っておりますが、県においては、財政状況が厳しい中、当該事業執行のため一定の予算確保に努めたものであります。

続きまして、妊婦健康診査の実態と自己負担の解消及び健診回数の増についてにお答えいたします。

妊婦健康診査は、母子保健法に基づき市町村の事業

として位置づけられており、費用につきましても地方交付税措置されているところであります。

平成19年度に国の通知を受け、市町村、産婦人科医学会等関係機関による調整を行ったところ、今年度から健診回数を2回から5回にふやしております。健診内容については、国の示した基準を上回ることになり、1人当たりの健診の費用は3万2000円となっております。

41市町村のうち、28市町村においては、すべて公費で賄うことになりましたが、13市町村については、1回当たり2000円の負担が発生しております。自己負担、回数については、実施主体である市町村の判断にゆだねたいと考えております。

続きまして、介護保険問題についての中、介護事業所の倒産・閉鎖についてにお答えいたします。

東京商工リサーチが実施しました調査によると、ことし1月から5月までの5カ月間で全国で21件の介護事業者の倒産があったとのことであります。

倒産の理由は、訪問介護サービスは報酬の引き下げ、施設系は、食費と居住費が全額利用者負担となった影響で利用者の退所等があり減収に転じた事業所が多いとしております。

本県の状況について東京商工リサーチ沖縄支店に確認したところ、県内の事業所の倒産はないとのことでありました。また、本県においても、利用者が少ない等の理由により、居宅サービス事業者において平成18年度は11件、平成19年度は27件の事業廃止届けが提出されております。

県では、事業者が介護サービスを廃止する際には、利用者のサービスに支障がないよう指導しております。

続きまして、経営が困難な介護事業者への財政支援についてにお答えいたします。

介護保険制度を長期的に安定した制度とするためには、国において十分な財源措置を講ずるなど施策の充実強化を図る必要があると考えております。このため、現在、国において進められている平成21年度介護報酬改定において、介護事業所の経営状況等を踏まえた介護報酬の適切な水準の確保等を図る必要があると考えております。

県としましては、事業を閉鎖する介護事業者への財政支援は考えておりませんが、九州各県とも連携しながら、国に対して介護保険制度の円滑な実施に向けた要望を行う考えであります。

続きまして、介護認定の変更と食費、居住費の負担増についてにお答えいたします。

平成18年度から要支援の方や要介護1、いわゆる軽度者のうち新たな予防給付が必要と判断された方については、生活機能の維持向上の観点から介護予防サービスが提供されております。

このような制度改正は、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、介護予防の視点から、介護サービスがより適切に利用されるようにとの趣旨で行われたものであります。

また、平成17年10月から実施されました施設給付の見直しにより、食費と居住費が介護給付の対象外になりましたが、これは在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から見直されたものであります。

なお、低所得者については、施設サービス、短期入所サービスの食費・居住費は負担限度額が設定され、限度額を超える分は介護給付費の対象となっております。

続きまして、介護報酬の引き上げについてにお答えいたします。

介護労働者につきましては、賃金が低いことや仕事がつきつことを理由に転職する者が多いと言われており、人材の確保が課題になっております。

県としましては、人材の安定的確保のためには、介護報酬等の適正な水準の確保等に関する施策の充実強化が図られることが必要と考えており、九州各県とも連携しながら国へ要望していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育問題についての御質問で、30人学級を国に要請することについてお答えいたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により、児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、義務教育のスタートに当たる小学校1年生で実施しております。

国への要請につきましては、全国都道府県教育長協議会を通して30人学級も含めた学級編制の弾力的運用における財源措置の拡充を要請してきたところであります。

今後につきましても引き続き要請してまいりたいと考えております。

次に、30人学級実現のための実施計画についてお答えいたします。

30人学級につきましては、小学校1年生を対象に、加配定数の範囲内で下限25人とし、施設条件面の対応

が可能な学校で実施しております。今年度は、小学校1年生において約73%の学級が30人以下の学級となっております。

今後の計画につきましては、現在、30人学級制度設計検討委員会において検討しているところであります。

次に、老朽校舎の実態と改築計画についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、安全で快適な学習環境を整備するため、老朽校舎等の改築に取り組んでいるところであります。

平成19年5月1日現在、旧耐震基準で建築された昭和56年度以前の校舎等がおおよそ公立小中学校で74万5000平米、35.5%、県立高校で20万6000平米、26.7%、合計で95万1000平米、33.1%であります。平成20年度においては、約6万2000平米の老朽校舎等を改築する予定であり、平成21年度以降も高率補助制度を活用し解消を図っていく考えであります。

老朽校舎等の改築事業につきましては、重要な事業ととらえて年次的に推進してまいります。

次に、耐震診断の状況と耐震化対策についてお答えいたします。

平成20年4月1日現在、本県公立学校の耐震診断率は、小中学校が全国平均93.8%に対し97.8%、高等学校が全国平均90.5%に対し98%、特別支援学校が全国平均95.3%に対し100%、幼稚園が全国平均74.9%に対し95.2%と全国平均を上回っております。

本県では、これまで沖縄振興計画による高率補助制度を活用して、学校の老朽化建物の改築に取り組んできました。

その結果、校舎の耐震化率は小中学校が全国平均62.3%に対し69.1%、高等学校が全国平均64.4%に対し82.3%、特別支援学校が全国平均80.5%に対し78.7%、幼稚園が全国平均57.8%に対し62%と、小中学校、高等学校、幼稚園については全国平均を上回っております。

県教育委員会としましては、今後とも改築事業による耐震化に一層取り組んでいきたいと考えております。

次に、認定就学者の推移と対応についてお答えいたします。

市町村教育委員会からの報告によりますと、本県の認定就学者は、平成17年度64人、平成18年度120人、平成19年度128人であり、今年度は現在調査中であります。

各学校においては、学校長や特別支援教育コーディネ

ネーターが中心となり、校内委員会を開催し、認定就学者の障害の種類や程度に応じた個別指導や少人数指導等、適切な教育が受けられるよう学習上の配慮が行われております。

また、各市町村教育委員会では、特別支援教育支援員等を配置し、安全管理や学習支援を行うとともに、スロープ設置やトイレ等の施設整備を行っております。

次に、特別な教育的支援の必要な児童生徒の実態と支援についてお答えいたします。

県教育委員会が平成20年1月に実施しました「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査」によりますと、本県公立小中学校において特別な教育的支援を必要とする児童生徒は5055人で、全児童生徒の3.4%となっております。

各学校においては、特別支援教育コーディネーターが中心となり、該当する児童生徒の実態把握を行うとともに、校内委員会を開催し、全職員の共通理解のもと、個々の児童生徒に必要な教育的支援に取り組んでおります。また、市町村教育委員会は、昨年度から特別支援教育支援員を配置し、教室移動や身辺処理等の日常生活介助、黒板の読み上げ等の学習支援、児童生徒の突発的な行動に対する安全確保等の支援を行っているところであります。

県教育委員会としましては、今年度から「特別支援教育理解推進事業」を実施し、市町村教育委員会と連携を図り、特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実に努めてまいります。

次に、市町村の支援員の配置についてお答えいたします。

国において、平成19年度より「特別支援教育支援員」の配置に要する経費について、各市町村へ地方交付税措置が行われております。

県教育委員会が平成20年5月に実施した調査によりますと、学校から支援員の要望のあったのは41市町村中33市町村であり、支援員の要望総数は701人、実際に配置された人数は338人となっております。

県教育委員会としましては、今後とも各市町村に対して、支援員にかかる予算確保と適切な配置がなされるよう指導助言を行ってまいりたいと考えております。

次に、カジノについてお答えいたします。

沖縄県においては、平成19年度に有識者、経済界、観光業界、社会教育関係団体等で構成されるカジノ・エンターテイメント検討委員会が設置され、現在、そ

の中で課題、対応策等についての調査検討が進められております。

県教育委員会としましては、引き続き関係部局及び同検討委員会の動向を見守っていききたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 米軍再編の質問のうちの、浦添市上空の米軍機飛行についてお答えします。

浦添市上空が米軍機の飛行ルートとなっているかどうかについて、現在、沖縄防衛局へ照会し、事実関係の確認に努めているところであります。

いずれにしても、日米両政府においては、住宅地上空の旋回飛行訓練の中止や航空機騒音の軽減等に努めるべきであると考えております。

次に、浦添市上空の飛行禁止についてお答えします。

県としては、住宅地上空の旋回飛行訓練の中止や航空機騒音の軽減等について、今後とも関係機関と連携を図りながら日米両政府に対し粘り強く働きかけたいと考えております。

次に、那覇港湾施設の移設についてお答えします。

那覇港湾施設については、平成8年のS A C O最終報告で浦添埠頭地区への移設が合意され、平成13年11月には浦添市長が那覇港湾施設を移設することについて受け入れ表明を行っております。また、平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」においても全面返還されることとなっております。

現在、那覇港湾施設移設に関する協議会において移設に関連した諸措置等について国、県、地元自治体等で協議・調整が進められているところであり、県としては今後とも国、地元自治体と連携して那覇港湾施設の移設に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 那覇軍港の浦添移設の中の、浦添西海岸埋め立てについての質問にお答えします。

那覇港浦添埠頭地区公有水面埋立事業につきましては、主に浦添市土地開発公社が埋め立てを行い、道路については国が用地を買収し、道路舗装など上物の整備を行うこととなっております。

埋立事業につきましては、平成19年10月に浦添市土地開発公社から環境影響評価準備書が提出され、去る5月20日に知事意見として、埋立事業は海域を面的に

消滅させることから、事業の実施に当たっては事業面積を最小限に抑えること及び道路構造については供用も含めて検討を行うとともに、北側の自然海岸については特に配慮すること等の意見がありました。

浦添市土地開発公社としては知事意見を真摯に受けとめ、北側1キロメートルについては環境に配慮して埋め立てを取りやめ、橋梁化の方向で関係機関と協議を行っているところであると聞いております。

続きまして、臨港道路浦添線と基地内道路についての質問にお答えします。

臨港道路浦添線は、那覇港の臨港機能の強化を図るため、港湾内の埠頭用地や港湾関連用地等の円滑な交通を確保するとともに、那覇港と背後地域のアクセス向上のため、季節臨港道路と国が整備中の浦添北道路を結ぶ重要な幹線臨港道路であります。そのため、埋立事業者である浦添市土地開発公社としては、環境に配慮しつつ現港湾計画に基づき早急に整備する予定とのことであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん ただいまの答弁で、介護保険問題について、事業所の閉鎖・廃止があったけれども、利用者の行き先についてどうなっていますかという答弁がありませんでした。

それと、老朽校舎の改築について、高率補助の期間内に改築を促進することについても答弁がなかったと思います。

あとは、軍港問題で、浦添の西海岸への新軍港建設に反対すべきではないかという質問をしたんですけれども、那覇港湾施設移設を積極的にするような答弁だったと思いますので、きちんと答えていただきたいと思います。

再質問を続けて行います。

老朽校舎の改築問題では、この議会中に沖縄工業高校のプレハブ仮設校舎の高温問題が報道をされまして、その報道のあったその日に我が党県議団は、沖縄工業の現場に行きまして、校長先生などから事情を伺いました。そして、クーラー設置が必要だと判断をし、けさも教育長にその要請を県議団で行いました。

文教厚生委員会もきょうのお昼に現地を視察してきましたけれども、クーラーを設置するという教育長の答弁がありましたけれども、私はやはり一日も早く設置をすべきではないかと思っております。いつまでに設置をするつもりですか、お答えください。

あと、ほかにも同じような学校、改築を控えている

仮設校舎にクーラーのないところがあると思います。その対策についても伺います。

それと、今後の改築問題での対応について伺います。

後期高齢者医療問題について、政府は制度をつくる目的を、複数の病気にかかり治療が長期化する、認知症の人が多い、いずれ避けることのできない死を迎えるという高齢者の心身の特性を挙げ、それにふさわしい医療にすると説明しています。要するに、やがて死ぬのだからお金をかけるのはもったいないということではありませんか。医療費を削ることを目的にして75歳以上のお年寄りを差別することや、命と健康にかかわる医療に長年社会に貢献してきたお年寄りに苦しみを強いる制度を持ち込むことは人の道に反していませんか。知事の所見を伺います。

年金から月1万5000円以上の保険料を天引きされ、無年金・無収入でも保険料を払われます。介護保険で1万5000円以下の収入の人の保険料の徴収率は幾らですか。70%台ではありませんか。後期高齢者医療制度は、見直しではなく廃止するしかないと考えますが、いかがですか。

参議院で廃止法案が可決され、沖縄県議選後の衆議院では廃止法案が継続審議にされました。知事の所見を伺います。

京都府や石川県などでは保険料の軽減助成策をとっています。高齢者の所得が低い沖縄県で制度が廃止されるまでの保険料の軽減が特に必要ではありませんか。

特別支援教育について。

浦添市神森幼稚園で支援措置を待っている母親の訴えがあります。軽度発達障害は早期の対応が重要だとされています。ところが、支援員ヘルパー要請に十分対応できてなく、早急な支援を求める学校現場からの声がありますが、県の対応を伺います。

ヘルパーの配置時間は6時間では不十分、8時間にとの要望もあります。現場の声にこたえるべきではありませんか。

学童保育について。

発達障害児の学童保育所への入所も増加傾向にあります。障害児の入所は指導員の増員などの受け入れ体制が必要となり、国の加算基準額を充てても十分な額といえるものではありません。国が倍近くに加算をふやしても、沖縄県がそれをけているという状況はどういうことでしょうか。早急に国の基準額に各加算分を引き上げをして、さらにこの学童に対して拡充をすべきではありませんか。

もう一つ、病児・病後児保育についても、国が補助をふやしている状況の中で、どうして各病院や保育所などへの補助を減らしているのでしょうか。国が基準を上げています。県もそれに対応してしっかりと、財政がないのではなく必要だという立場でやはり対応をすべきではありませんか。

現在、浦添市において牧港補給基地の跡地利用計画が進められています。那覇港港湾計画における浦添埠頭地区の埋立計画は当面中止をして、牧港補給基地の跡地利用と一体となった計画を立て直す必要がありますか。埋め立てをやめて貴重な自然を残してこそ将来に生きるまちづくりができるのではないのでしょうか。臨港道路浦添線は、浦添北道路と県道港川道路の3道路が同時供用開始を前提として交通渋滞を解消するという計画です。現在、3道路の計画に対する進捗はどうなっていますか。浦添市から臨港道路の見直しが提案されています。牧港補給基地内の道路を開放させることを検討してはどうでしょうか。

以上、お答えください。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの西銘純恵さんの再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後3時56分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の西銘純恵さんの再質問に対する答弁を願います。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 西銘議員の後期高齢者医療制度の廃止及び保険料の軽減についての再質問にお答えします。これは一括でございます。

少子・高齢化の加速により高齢者の医療費が増大する一方、これを支える現役世代が減少していく中で、従来の老人保健制度においては、市町村など各保険者の費用負担の増大等が課題となっておりました。新たな後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度と同様に現役世代からの支援と公費を集中的に投入するとともに、高齢者の方に保険料として応分の負担をしていただくことで国民全体で支える制度として必要なものと考えております。

また、現在、国において低所得者の方に対する新たな保険料の軽減措置が示されたところであります。その他の課題についても今後検討することとなっておりますので、その推移を注視するとともに、必要があれ

ば改善を要望してまいりたいと考えております。

続きまして、病児・病後児保育事業、それから学童クラブ等の財政状況に関しての御質問にお答えいたします。

現下の厳しい財政状況におきましては、予算の引き上げ等が困難と認識しておりますが、市町村や補助事業者の協力を求めながらさまざまな工夫により事業実施に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、介護事業所閉鎖の問題で、利用者の行き先はどうなっているかということについてにお答えいたします。

閉鎖された事業所で介護サービスを受けていた方々には、県が事業廃止届を受理した時点で新たな事業所が紹介されたことを確認し、サービス利用に支障がないようにいたしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは西銘純恵議員の再質問にお答えをいたします。

まず初めに老朽校舎の改築計画で、高率補助の期間内の改築についての御質問にお答えをいたします。

平成21年度以降も高率補助制度を活用し改修を図ってまいりたいと思っております。

老朽校舎等の改築事業につきましては、重要な事業ととらえておりますので、年次的に推進をしてまいります。

次に、沖縄工業高校の仮設校舎関連の御質問にお答えをしたいと思います。まず、いつまでにクーラーを設置するのかということでございますが、夏休み明けの9月までのクーラー設置を検討してまいりたいと思っております。

2点目には、仮設校舎のある他の学校への対応はどうかということでございますので、他の学校につきましても現在調査中でありますので、その状況に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、今後の対策はどうかということでございますが、仮設校舎のクーラー設置は必要だと私は思っておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、浦添市神森幼稚園のヘルパー要請への県の対応についてということについてお答えをいたします。

市町村における支援員の配置につきましては、学校の支援体制及び児童生徒の実態に応じて当該市町村教育委員会が計画的に配置しているものと理解しております。

県教育委員会としましては、今後とも市町村に対しまして支援員にかかる予算確保と適切な配置を働きかけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 先ほど那覇港湾施設の移設について答弁がなかったという再質問についてお答えいたします。

私は、先ほどの答弁で、ＳＡＣＯ最終報告で浦添埠頭地区への移設が合意され、平成13年11月には浦添市長が那覇港湾施設を移設することについて受け入れ表明を行っている。すなわち浦添市長が那覇埠頭地区への受け入れを表明したものであり、現在、その件に関して那覇港湾施設移設に関する協議会において、移設に関連した諸措置等について協議・調整中であるとお答えしておりまして、県としては、今後とも国、地元自治体と連携して、この移設に関する、すなわち浦添埠頭地区への移設について、那覇港湾施設の移設に国、地元自治体と連携して取り組んでいきたいと答弁しておりますので、浦添埠頭地区への移設について、現在、協議を進めているということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 西銘議員の再質問にお答えします。

まず1点目、埋め立てを中止したらどうかという質問にお答えします。

事業主体である浦添市土地開発公社は、事業実施区域及びその周辺海域において豊かな自然環境が維持されていることは十分認識しております。このため、5月20日の知事意見を真摯に受けとめ、環境へ配慮し、一部の区間については埋め立てを取りやめ、橋梁化等の工法の検討を関係機関と行っていると聞いております。

2点目でございますが、臨港道路浦添線、浦添西原線、沖縄西海岸道路浦添北道路の進捗状況についての質問にお答えします。

まず、臨港道路浦添線でございますが、当初平成22年度末の供用開始を予定しておりましたが、去る5月20日の環境影響評価準備書に対する知事意見を受け、関係機関と協議することとなり、その協議の中で新たな事業工程等を検討していると聞いております。

それから浦添西原線港川地区の進捗状況は、平成17年度に事業着手し、調査測量及び実施設計等を行い、平成19年度からは用地買収及び物件補償等を行ってお

ります。

それから沖縄西海岸道路浦添北道路は、国において整備が進められており、平成18年度に事業着手し、現在、詳細設計及び用地買収等を行っているところでございます。

3点目でございますが、基地内道路の開放についての質問にお答えします。

基地内道路の開放については、調整すべき課題が多く難しいものと考えており、港湾計画で位置づけた臨港道路計画に基づき実施する考えでございます。

以上でございます。

○西銘 純恵さん 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時7分休憩

午後4時11分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 西銘議員の再質問にお答えいたしますが、参議院で廃止法案が可決されたということと、あとはこれはまだ法律として成立していませんよね、衆議院に送られて継続審議という形になっておりますから。ですから、それはそういうことだということで理解をいたしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 失礼いたしました。

独自の軽減策についてということでございましたが、その点に関しましては現在のところ考えておりません。

現在国において、低所得の方に対する新たな保険料の軽減措置等が示されたところでありますので、その他の課題についても今後検討することとなっておりますので、その推移を注視してまいりたいと考えております。

それから、介護保険料の収納状況ですけれども、17年度の介護保険料の収納状況についてでございます。これが調べられている最新の情報でございます。

普通徴収の収納率は、おっしゃったように77%となっております。特別徴収の収納率は100%でございます。合計しての収納率は95.4%と報告しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん 沖縄のお年寄りは3度目の苦難を強いられています。

沖縄戦で命や財産を脅かされ、戦後は米軍占領下で苦しい生活をさせられ、今度はうば捨て山の制度で苦しめられようとしています。ひどい仕打ちではありませんか。

沖縄県老人クラブ連合会が後期高齢者医療制度の廃止のアピールを出しています。そして一番国民の民意である参議院——去年選挙が行われました——そこで廃止の法案が可決をされています。直近の沖縄県の県議会議員の選挙でも廃止を言った野党の方が多数になりました。

県民の願いにこたえて知事は今こそ廃止を言うべきではありませんか。

特別支援教育について。

先ほど市町村がヘルパーを配置をするからと全く県は関知しない、このような答弁がありましたけれども、これは学校教育の中で発達障害者がふえている中で支援員を必要としている。今、700人余りの支援を要請している市町村から上がった人数に対して300名余りしかヘルパーが配置をされていないんですよ。ですから、これについて県が全く市町村の仕事と言えるんでしょうか。言って切り捨てていいんでしょうか。

あと学童クラブについても運営が結構厳しいです。その厳しい中で、国が加算をやっている。これに対して沖縄県要りませんという立場でいいんですか。もっとこの施策を拡充をするという立場に立てば、国がかさ上げをしてきたものはみんな受け入れて、さらに沖縄県がプラスをして福祉や教育に充てるべきではありませんか。

最後に、知事は県議選挙での結果を真摯に受けとめて、後期高齢者医療制度の廃止を国に強く要請すべきだと指摘をして終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時16分休憩

午後4時20分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 西銘議員の再々質問にお答えいたしますが、議員の方でおっしゃっていたように、沖縄のお年寄りをひどい状態に置こうということはだれも思っているわけじゃありませんで、皆さんが特段にそうおっしゃっているだけですが、いずれにしても廃止してその後どうするのかという部分をおっ

しゃらないと、ただ廃止廃止ということでどうして意味がわかるんですか。

ですから、後期高齢者医療制度は多くの意見があることは私もよくわかりますよ。ですから、この意見をきちっと酌み取って、現に自由民主党、公明党さんもあるんな形で改良・改善を進めているんであって、もっともっと受け取って改良・改善をすべきだと私は申し上げているんで、沖縄のお年寄りをひどい状態に置こうなんてだれが思っていると思いますか。御自分の思っていることを私に言ってもしょうがないと思いますよ。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。（発言する者多し）

静粛に願います。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 学童クラブ等の補助事業につきましての再々質問にお答えいたします。

市町村や補助事業者の協力を得ながらさまざまな工夫ができていると思っておりますので、事業実施に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは西銘純恵議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

まず特別支援員について、県として市町村への支援はどうかということでございますが、国においては市町村に対しまして平成19年度から支援員配置の地方財政措置がなされております。

県教育委員会としましては、今後とも市町村に対し予算確保、そして適切な配置を働きかけてまいりたいと思っております。

現在、県の支援員に対する取り組みと対策といたしましては、幼稚園をまず対象にしまして特別支援コーディネーターの養成研修を行っております。発達障害等についての理解啓発を行っているところでございます。

それから巡回相談の要請がありました場合には、幼稚園に出向いて指導方法等について対応策等の相談等にも応じているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 皆さん、こんにち。

日本共産党の玉城ノブ子でございます。

一般質問を行います。

まず最初に、福祉行政について。

後期高齢者医療制度について。

後期高齢者医療制度に県内でも全国でも怒りの声が沸き起こっております。戦争中にもつらい思いをし、この年になってからもこんな仕打ちは許せない、これでは現代版うば捨て山ではないかなど、我が党のアンケート調査に県民の悲痛な声が数多く寄せられています。

75歳という年齢で高齢者を差別し、収入のない人からも保険料を徴収し続け、しかも年金から天引きをし、医療まで制限するというこの制度は廃止以外にありません。それと同時に、廃止までの間、県独自の減免制度をつくり、対象者の負担を軽減すべきであります。答弁を求めます。

2、農、水産業について。

(1)、「地産地消」の推進と食料自給率の向上について。

食料をめぐる国際情勢が激変し、この数カ月、トウモロコシ、大豆、小麦などの輸入穀物を原料とする食料や飼料が相次いで値上がりし、日本向け飼料、穀物が思うように確保できない事態が生まれ、国民の中に大きな不安を広げております。県は、このような事態をどう認識しておりますか。

沖縄県は「第3次沖縄県農林水産業振興計画」で食料自給率を2005年度の30%から2015年度までに45%に引き上げる目標を掲げています。沖縄県の食料自給率は現在何%で、自給率を引き上げるためにどのような対策を構じておられるのか、答弁を求めます。

文部科学省は、食育基本法を踏まえて、食育基本法計画を策定し、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るため、毎年6月を「食育月間」と定め、各都道府県教育委員会等に対し通達を出しています。国を挙げて「食育推進運動」に取り組んでいますが、県教育委員会の具体的な取り組みについて伺いをいたします。

学校給食で子供たちに安全・新鮮でおいしい給食を保证するために、地元産の農水産物の活用を促進すべきと考えますが、その活用状況について伺いをいたします。

観光関連産業での地元農水産物の活用状況はどうなっていますか、伺いをいたします。

学校給食、観光関連産業での地元農水産物の使用率を引き上げていくための今後の課題と対策について伺いをいたします。

(2)、さとうきび新価格制度について。

さとうきび品目別安定対策は、これまでの最低生産者価格が撤廃され、市場原理を導入した新たな取引制度と一定の条件を満たす農家、団体への直接払い制度へ転換させるものであります。農作物輸入の一層の自由化を前提とし、競争力のない農業はつぶれても構わないという立場に立ち、沖縄など耕地面積の狭い地域は打撃を受けることになります。

経営安定対策費の支払い対象となる認定農業者と一定面積（個人1ヘクタール、組織4.5ヘクタール）以上の耕作者は何名ですか。比率にして何%でしょうか。

県内の対象農家が3年間の経過措置の間に対象要件を満たすことができますか。その見通しと、現在の取り組みについて伺いをいたします。

新価格制度によって、今年度のきび代の支払い方法がこれまでの一括払い方式から80%は概算払い、残り20%は6月期から7月期に支払う精算払い方式に変わりました。農家の皆さんから、必要経費が支払えない、生活できないと悲痛の声が上がっております。これまでどおり一括払いを国に要求すべきであります。答弁を求めます。

さとうきびの衰退は政府の農産物の輸入自由化によるものであり、その大もとを正すことなしに沖縄のさとうきびは守れません。生産者の強制的な統廃合はやめるべきであります。見解を伺います。

(3)、県水産海洋研究センターの移転改築について。

県水産海洋研究センターは、沖縄の水産業振興に大きな役割を果たしています。とりわけ、沖縄の養殖漁業の研究、開発に重要な施設になっています。ところが、研究、開発するための施設が老朽化し、十分な研究成果が得られないという状況であります。糸満市内への移転整備を急ぐべきであります。御見解をお伺いいたします。

(4)、真壁南地区、真栄平南地区の湛水被害について。

糸満市において、県が土地改良事業を進め、国が地下ダムを建設した地域で、集中豪雨などによって、事業前には湛水しなかったところまで湛水するなど被害が重大化しています。土地改良という公的機関が施行した地域で、長期計画で多額の資金と労力を注ぎ込んできたが、このままの状況では、今後計画的な営農が不可能であり、借入金の返済のめども立たない。水害のことが頭から離れることがなく、まともな日常生活を送れない異常な状況が続いていると悲痛な訴えを寄せています。国と県が共同して始めた土地改良区におけるこうした打ち続く甚大被害こそ、何よりもの国と

県両方による責任の証拠であります。農業に夢を抱いて、当地にてたび重なる困難に耐え、今や経済的にも精神的にも限界にきた農家を救済することは、公的責任であります。

真栄平南地区、真壁南地区におけるたび重なる水害の早急・徹底的な原因究明と抜本的な対策としての基幹排水の整備、被災農家への補償と救済措置について伺いをいたします。

3、建築、土木行政について。

(1)、建築基準法の改正に伴う確認申請業務のおくれについて。

改正建築基準法の施行に伴う確認申請業務の遅延問題は、住宅着工数を激減させ、建設業者の仕事を奪い、製造業、資材販売業者等に深刻な打撃を与えております。問題は木造住宅が多い本土に対し、沖縄の住宅の9割を占めるコンクリートづくりの戸建てが建築確認審査の対象になったのに審査する構造計算適合判定員が足りず、建築確認がおりないなど、行政の準備不足にあります。

県はこの事態をどう認識していますか。

実態調査を早急に実施し具体的な支援策を講ずることについて答弁を求めます。

県の構造計算適合判定員を増員し、必要な研修、教育体制の整備、審査体制の充実を図る必要がありますがいかがでしょうか。

コンクリート住宅など戸建て住宅規模のピアチェックの緩和措置を講じる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

「事前審査制度」の延長措置を講じることについて答弁を求めます。

中小企業の経営環境悪化に対する国・県のセーフティーネット制度の貸し付け適用と融資条件の見直し、既存債務の返済条件の緩和措置について答弁を求めます。

(2)、旧日本軍防空壕対策事業について。

全国には数多くの地下壕が存在しており、平成17年度国の「特殊地下壕実態調査の中間とりまとめ」では、1万280カ所の地下壕が存在していることが明らかになっています。沖縄県では、地下壕の陥没、落下等の事故だけでなく、崩落寸前のまま放置された壕もあり、危険な状態にあります。

県内の特殊地下壕の実態とその対策について伺いをいたします。

糸満市の市道狭間線の真下は、戦時中日本兵が使用していた防空壕が通っています。そのため、道路、壁、ガードレールにひび割れが起き、道路が沈下する

という危険な事態になっています。この市道は、通学路にもなっており、緊急な対策について伺いをいたします。

4、原油高騰について。

原油高騰は、全国平均でガソリンが5割高、軽油が6割高、灯油・重油が2倍を超えるなど軒並み上昇しています。ハウス栽培農家、漁業者、トラック運送業者、建設業者などから、これでは経営が立ち行かないと悲鳴が上がっています。

原油高騰問題は、県民の暮らしと地域経済を直撃し、県経済全体の先行きにとって重大な問題になっています。

農業、漁業、中小零細企業の営業と暮らしを守るために、緊急措置及び抜本的対策を行うよう要求いたします。

原油高騰等による県民生活への影響額について伺います。

具体的な支援策について答弁を求めます。

農業、漁業、中小企業に対する緊急融資保証制度の創設について伺います。

ガソリン、軽油、重油等の価格高騰の直撃を受けている運送業者、中小業者、農林漁業者などの負担を軽減するため、緊急の減税措置を講ずること。

糸満市においては、老朽校舎の改築工事に鉄筋等の建設資材の高騰で従来の予定価格では到底困難との理由から入札を断念する事態に追い込まれております。公共工事の早急な積算の見直し等抜本的な対策について伺います。

原油高騰によって、有村産業が廃業に追い込まれております。離島航路を確保するために、どのような手だてをとっているか伺います。

以上、答弁によって再質問を行います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城ノブ子議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、福祉行政についての御質問の中で、後期高齢者医療制度の廃止と県独自の減免制度についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、これから多くの意見に耳を傾け相当の改善が無論必要でありますけれども、国民皆保険制度を堅持し、高齢者の適切な医療を国民全体で支えるためには必要な制度であると認識をいたしております。

高齢者の負担軽減策につきましては、現在、国におきまして低所得の方に対する保険料の軽減措置が示

されたところであります。

また、その他の課題につきましても今後検討するとされており、県といたしましてもその状況を踏まえ、必要な改善につきましては国へ要望していく考えでございます。

次に、農、水産業についての御質問の中で、輸入農産物に対する認識と食料自給率の向上についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

穀物の値上がりなどの2の(1)のAとイが関連いたしておりますので、御理解を得て一括して答弁させていただきます。

世界的な穀物の需給の逼迫や価格高騰の中、食料の安定供給と食料自給率の向上を図ることは、極めて重要なことと考えております。

国におきましては、国内生産の増大を基本として輸入と備蓄とを適切に組み合わせることで食料の安全を確保していくことといたしております。

沖縄県の食料自給率につきましては、平成17年度のカロリーベースで30%となっております。このため、沖縄県といたしましては、農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化、地産地消の推進、農林水産業の基盤整備など各種施策・事業を総合的に推進しているところでございます。特に、県産農林水産物の県内の消費拡大を図るため、「沖縄県地産地消推進県民会議」を通じて積極的に推進をいたしております。

今後とも、本県農林水産業の振興と食料自給率の向上を図るため、総合的に諸施策を推進してまいり所存でございます。

同じく農林水産業に関しまして、県産農水産物の利用促進についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

学校給食や観光関連施設における県産農水産物の利用率向上は、地産地消を進める上で重要であると考えております。

沖縄県では生産者、学校給食関係機関、消費者、観光関連団体及び市町村等で構成します沖縄県地産地消推進県民会議を設立し、地産地消を推進しているところでございます。

具体的には、第1に、市町村学校給食担当者連絡協議会における需要供給情報の共有化による県産食材の利用促進、第2に、市町村地産地消連絡会議等における食材コーディネーターの育成、第3に、観光ホテルにおける県産食材料理フェアの開催や島野菜料理レシピコンテストの実施、第4に、「おきなわ食材の日」

による普及啓発などを実施しているところでございます。

平成20年度から新たに「おきなわ食材の店登録制」の創設、農業体験などの教育ファームの取り組みを行ってまいります。

今後とも、市町村及び関係団体と連携をし県産農水産物の利用促進に努めてまいり所存でございます。

次に、同じく農林水産業についての御質問の中で、水産海洋研究センターの糸満市への移転整備についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

水産海洋研究センターは、昭和49年に現在地に移転して以来34年が経過し、施設の老朽化に加え周辺地域の都市化による研究用海水の水質低下など、研究環境は著しく悪化している状況でございます。このことから、新たな研究ニーズや先進的な研究開発に対応するためにも現在地からの移転整備が必要であると認識をいたしております。

今年度は庁内関係各課で組織するワーキングチームにおきまして将来の水産海洋に係る研究のあり方を取りまとめ、既存の水産関係研究機関等の役割分担の検討を含め、第三者で構成する委員会に諮ることとしております。その上で試験研究に必要な海水の確保、調査船の係留及び用地取得の容易さ等を総合的に勘案し移転先等の選定を行いたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、農水産業についての御質問で、食育推進運動についてお答えいたします。

食育は人間が生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎になるものだと考えております。

県教育委員会におきましては、国の食育基本法の制定を受け、沖縄県食育推進計画の策定に取り組むとともに、食に関する指導推進委員会を設置し、各学校に対して食育指導の手引、実践・事例集等の資料を配付するなど啓発に努めております。また、各種研修会の実施及び研究校の指定等食育の推進を図っているところであります。

特に内閣府・文部科学省等が連携して実施する6月の食育月間においては、各市町村等に対して食育推進の趣旨を周知しております。また、各学校においては栄養教諭等による食育講話や親子料理教室の実施、食育便りの配布など、食に関する指導を重点的に取り組

んでいるところであります。

県教育委員会としましては、今後とも「早寝早起き朝ごはん」など児童生徒の望ましい食習慣の形成を目指して学校、家庭、地域が連携した食育の推進に努めてまいります。

次に、地元産農水産物の活用状況についてお答えいたします。

学校給食において地元産農水産物の活用を促進することは、児童生徒に本県の食文化や郷土食のよさを理解させるとともに産業振興に寄与するものと考えております。平成18年の学校給食における県産農水産物の使用状況は牛乳100%、野菜類30.0%、果実類14.4%、畜産物76.8%、水産物20.4%、全体で33.0%となっております。

県教育委員会としましては、今後とも学校給食への安全・安心な地元産の農水産物の積極的な活用を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時48分休憩

午後4時49分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） それでは玉城ノブ子議員の農水産業に関する御質問の中で、観光関連産業における県産農水産物の活用状況についてお答えします。

これまで県におきましては、農林水産業との連携により、県内の特色ある農林水産物を活用した新メニューの開発、レシピ集の作成、ホテルや飲食店への普及促進などにも取り組んでまいりました。

その結果、ホテルや飲食店などにおいて地元農林水産物の活用が促進されており、食事や土産品にしまして観光客から評価を受けているところであります。

また、観光商工部においては、観光業と農林水産業との連携を深めるために、沖縄県観光リゾート・コンベンション推進本部のもとに産業間の連携強化部会を設置しております。その中で、観光関連産業における県産農林水産物消費のための仕組みづくりについて検討を進めてまいります。

次に、建築、土木行政に関する質問の中で、セーフティーネット制度融資の条件見直し及び返済条件の緩和措置についてお答えします。

国は、建築確認、建築着工の減少等による影響を受ける建築関連の中小企業者に対し、金融上の支援策と

してセーフティーネット貸付制度とセーフティーネット保証制度を措置しています。

セーフティーネット貸付制度は、融資限度額や据置期間に優遇措置があり、担保条件の特例制度が利用できます。セーフティーネット保証制度は、一般保証と比べ保証限度額が別枠となるとともに、割安な保証料での保証が可能となっております。

沖縄振興開発金融公庫のセーフティーネット貸し付けについては、本日7月7日より融資限度額など融資条件の見直しを行っております。

既往債務の条件変更につきましては、政府系金融機関において関連中小企業者の実情に応じて対応することとしております。

県では、セーフティーネット保証制度の対象となる中小企業者に対し割安の保証料及び低金利で融資が可能な中小企業セーフティーネット資金を措置しております。

次に、原油高騰に関する御質問の中で、中小企業に対する緊急融資保証制度の創設についてお答えします。

県は、原油価格高騰の影響を受けている中小企業者対策として、これまで県融資制度において、セーフティーネット資金貸し付けなどを実施してまいりました。

平成20年度からは緊急措置として「原油高騰対策支援資金」を創設し、金融面での支援の充実を図っております。

融資条件は、ほかの資金に比べ優遇されており、融資限度額が3000万円、融資期間が7年以内、そのうち据置期間は2年以内でございます。金利は2.30%としております。

同じく中小業者への負担軽減措置についてにお答えします。

先ほど御説明しましたとおり、平成20年度からは新たに緊急措置として「原油高騰対策支援資金」を創設し、金融面での支援を拡充したところであります。

当面は、これら施策の積極的な活用を呼びかけるとともに、中小企業関連団体と連携をとりながら、影響の推移を注意深く見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは農水産業についての御質問で、支払い対象となる認定農業者等の比率と経営安定対策への対応については、関連し

ますので一括してお答えいたします。

平成19年産のさとうきび経営安定対策の申請状況によりますと、1万7248戸の生産農家のうち認定農業者は308戸、収穫面積1ヘクタール以上の農家は1554戸、収穫面積4.5ヘクタール以上の共同利用組織の構成員は71戸、基幹作業を委託している農家は4383戸で、本則要件に該当する農家は6316戸で約37%となっております。

現在、県では、関係機関と連携し、対象要件を満たすための条件整備を進めているところであります。

具体的には、認定農業者や生産法人等の育成、ハーベスターや株出し管理による作業員受託組織の育成、生産農家の意向及び機械保有状況の実態調査、モデル集落の設定と各地域での意見交換会の開催などを行っております。

今後とも、地域の生産実態、農家の意向等を踏まえ、農業団体と関係機関と連携し、すべての生産農家が経営安定対策の支援対象となるよう取り組んでいく考えであります。

同じく農水産業についての御質問で、交付金の全額概算払いについてにお答えいたします。

さとうきび原料代金は製糖工場からの取引価格と国からの交付金から成っております。農家への原料代金の支払いについては、取引価格の全額と交付金の8割をまとめて支払いし、交付金の2割については地域の製糖終了後、精算払いすることになっております。

平成20年産の支払いについては、去る6月に開催された国等で構成するさとうきびに係る交付金の支払い手続に関する協議会において概算割合を9割に引き上げることになっております。

県としては、全額概算払いについて農業団体等と連携しながら、引き続き国に対して要請していく考えであります。

同じく農水産業についての御質問で、真壁南地区、真栄平南地区における湛水被害についてにお答えいたします。

系満市真壁南地区、真栄平南地区における集中豪雨による湛水被害は、日雨量、1時間最大雨量とも記録的な雨量であったことや、排水の処理を行うドリーネや沈砂池等に土砂の堆積や雑物等の流入があり、排水能力を上回ったことによるものだと考えられます。そのため、真壁南地区、真栄平南地区の湛水被害は不可抗力であり、補償は困難であります。

県としては、湛水被害の解消を図るため、浸透池や沈砂池による対策、排水路等により海域への処理等を検討しているところであります。

現在、上流側に位置する新垣・真栄平地域において浸透池や沈砂池排水路等の整備を行う水質保全対策事業について、平成21年度採択に向けて取り組んでいるところであります。

今後とも、系満市南部湛水地域対策検討委員会など関係機関と連携し、抜本的対策を行うため、地元の合意形成に取り組んでまいります。

なお、農家の救済措置としては、農業制度資金への返済が困難となった場合の返済の猶予や負債整理資金への借りかえ等の措置があります。

平成19年度において農業改良資金を借り入れた被災者からの申請により返済猶予を行っております。

次に、原油高騰についての御質問で、農業、漁業に対する融資補償と負担軽減措置については、関連しますので一括してお答えします。

県では、燃油価格高騰に対する支援として、運転資金借り入れの際の融資保証を円滑化するための助成、沿岸漁業改善資金による省エネ型エンジン設置等に対する無利子の貸し付け、平成20年度から燃油高騰の影響の大きい漁業者に対する漁獲共済への掛金助成を実施しております。

沖縄振興開発金融公庫においては、農林漁業セーフティネット資金が新設され、燃油高騰などにより経営が悪化している農林漁業者へ低利の融資が行われております。また、国においては省エネルギーを推進する漁業者への貸し付けに対して融資保証を行う漁業信用基金協会に交付金を交付し、資金融通の円滑化を図っております。

なお、県では、全国知事会等を通じて国に対し漁業用燃料資材の低廉化や省エネルギー化技術の開発など、燃油高騰対策の強化を要請しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 土木行政についての中、建築確認申請に対する認識についての質問にお答えします。

改正建築基準法の施行後、建築確認件数が減少する厳しい状況が続いています。

建築工事は、建設資材の種類が多く、電気工事、機械工事、内装工事や家電、家具販売などの関連業種が多くあるため、業界や県経済への影響は大きいものがあると認識しております。

続きまして、実態調査の実施と具体的な支援策についての質問にお答えします。

建築確認件数の停滞の原因を把握するため、県は、これまで建築関係団体と意見交換や県内建築士を対象としたアンケートを行ってきました。

それによると主な原因として、構造関係技術基準解説書の発行及び構造計算プログラムの開発がおくれたこと、さらに、県内の構造設計者の不足が挙げられています。

県はこの対策として、国や建築関係団体等と連携して、事前審査の延長、図書省略大臣認定の普及、県外構造設計者紹介事業の実施、構造設計者育成や審査体制の強化などの対策を実施しているところであります。

続きまして、構造計算適合性判定の審査体制の充実についての質問にお答えします。

構造計算適合性判定機関においては、当初、構造計算判定員が非常勤でありましたが、判定員を常勤化するなど体制強化を行っており、現在では十分な体制となっていると考えております。

続きまして、ピアチェックの緩和措置についての質問にお答えします。

鉄筋コンクリート造低層住宅のピアチェックの緩和措置として、国の支援のもと、沖縄に限定したピアチェックが不要となる延べ床面積500平方メートル以下の2階建て及び2000平方メートル以下の3階建て鉄筋コンクリート造住宅の図書省略大臣認定制度の普及に努めているところであります。

続きまして、事前審査制度の延長についての質問にお答えします。

事前審査制度につきましては、建築基準法改正時の平成19年6月20日より実施しております。

その期限が平成20年6月19日までとなっておりましたが、去る5月27日に建築関係団体からの要請を受け、当分の間延長することを決定し周知しているところであります。

続きまして、県内の特殊地下壕についての質問にお答えします。

平成17年度に国が全国一斉に行った「特殊地下壕実態調査」において、沖縄県では248カ所の地下壕が存在することがわかっております。そのうち危険またはそのおそれがある地下壕は、7市町村において22カ所となっております。

平成18年度から19年度にかけて市町村において8カ所を特殊地下壕対策事業によりモルタル充てん等の対策工事を行っており、今後とも市町村と連携をとりながら危険箇所について早急に対策をしていきたいと考えております。

続きまして、糸満市道狭間線の沈下についての質問にお答えします。

当該市道の沈下や擁壁のひび割れ等は、現地踏査や聞き取り等を行ったところ、地下壕が原因ではないかと思われます。

県としては、今後、事業者であります糸満市の意向を踏まえ、国に対し特殊地下壕対策事業の予算要望をしていきたいと考えております。

続きまして、原油高騰についての公共工事の積算等の見直しについての質問にお答えします。

県の公共工事で使用する資材については、市況における実勢価格を把握するため、専門の調査機関へ委託して年2回調査するとともに、鉄筋や鋼材等については、毎月発行されている物価資料等を参考に単価を決定しており、価格の変動も積算に反映されていると考えております。

最近の建設資材等の急激な価格変動に伴い、国土交通省は6月13日付で鋼材類と燃料油の2資材を対象としたスライド条項に基づく請負代金額の見直しを行う考え方を示しており、県としても、その趣旨に沿ってスライド条項の適用について適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 原油高騰との関連で、県民生活への影響と支援策についてお答えいたします。

最近の原油価格の高騰については、ガソリン、軽油等の石油製品だけでなく、製造・流通・販売のコストを通してさまざまな商品価格への影響が懸念されるところであります。

県の生活関連物資価格動向調査では、ガソリン、小麦や大豆等に関連する商品について値上がり傾向が見られます。

平成20年7月のレギュラーガソリン1リットル当たりの店頭価格は、本島平均が177円、離島平均が190円、離島を含む県平均は182円となっております。

平成20年6月の家庭用小麦粉1キログラムは、前年同月と比較しますと45円（26.3%）上昇し216円、食用油1.5キログラムは108円（28.8%）上昇し483円となっております。

県としましては、県民消費生活の安定確保を図る観点から、生活関連物資の価格動向を注視し、物価監視と県民への情報の提供に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 原油高騰についての御質問で、運送業者に対する負担軽減措置についてお答えいたします。

国は、6月26日に開催した「原油等高騰に関する緊急対策関係閣僚会議」の中で、運輸業関係について、燃料サーチャージ制度の導入の促進・支援やハイブリッドのバス・トラック導入への積極的な補助、トラック運送業燃料費高騰対策推進事業の検討などが示されたところであります。

県としては、国と連携し、これらの事業や制度の積極的な活用が図られるよう、運送事業者に対する支援・指導に取り組んでまいります。

同じく原油高騰との関係で、離島航路確保のための対応策についてお答えいたします。

県では、原油価格の高騰により生じた欠損額についても、国及び市町村と協調して補助しており、今後とも離島航路の実情を踏まえながらその維持確保に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 再質問を行います。

輸入穀物を原料とする飼料が相次いで値上がりをし、日本向け飼料が思うように確保できず、昨年から畜産の配合飼料の価格が上昇し、畜産農家の経営を圧迫しております。このまま値上がりが続けば、小規模畜産農家の廃業などにもつながりかねないと危機感を抱いております。既に、酪農農家は廃業に追い込まれる農家もふえております。

沖縄の第1次産業である農業がまさに危機的な状況になっております。県はこの実態を掌握しておりますか。調査を直ちに実施すべきではありませんか。答弁を求めます。

県の緊急かつ具体的な対策が求められておりますが、いかがでしょうか。

飼料高騰を回避するため国の支援策はどうしても必要ですがどうなっておりますでしょうか。

現在の飼料安定基金への県の支援を強めるとともに、新たに特別の基金を創設して飼料価格への支援を図るべきであると考えますが、答弁を求めます。

原油高騰で沖縄の第1次産業である農業・漁業が大きな打撃を受けております。特に水産業は深刻な事態であります。漁民の皆さんは漁に出ても赤字続きでど

うしょうもない。漁に出なければ収入がなくなるし、この状態が続くと廃業せざるを得ない、何とかしてほしいと窮状を訴えております。A重油は現在1リットル当たり110円前後で、3年前と比較しても3倍にはね上がっております。魚価は競りで決まるため価格転嫁もできません。燃料高騰の影響で県内パヤオ漁船の休漁が相次ぎ、この状況が続くと廃業に追い込まれる漁民が出てまいります。

県漁業協同組合は、この窮状打開に向けて漁民総決起大会も開催する計画であります。県はこの実態を掌握しておりますか。直ちに実態調査を実施し、その対応策を図るべきではありませんか。国に対して備蓄原油の放出を要求すべきではありませんか。漁民の皆さんは燃料に対する直接支援を要請しております。全国的には長崎県が燃料への支援を実施しております。県内でも宜野湾市、浦添市、糸満市が直接支援に動き出しております。漁業協同組合などへ県が直接補てんすることで燃料の価格を引き下げるべきであると思いますが、知事の御決意をお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時14分休憩

午後5時16分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは再質問で、飼料価格高騰に対する対応策についての御質問にお答えいたします。

畜産農家は、飼料価格や原油価格の高騰の影響により厳しい経営状況にあります。

これまで県としては、自給飼料増産のための草地整備、優良乳用牛の導入、畜産物の価格低落時の価格補てんなどを実施し、畜産農家の経営向上に努めているところであります。

また、最近の飼料価格高騰に伴う緊急対策として、国及び関係機関との連携により、1、配合飼料価格安定制度の安定運用による支援、2、補償基準価格を下回った場合に補てん金を交付する子牛価格安定制度の運用支援、3、優良雌雄牛の利用及び繁殖雌牛の更新支援、4、遊休地を活用した自給飼料増産の推進、5、乳用牛の参入能力の検定など生産性向上に向けた取り組みへの支援などを実施し、本県の畜産経営の安定を図っていくこととしております。

次に、原油高騰への漁業者への支援策についてにお答えいたします。

漁船用燃料のA重油の価格は、現在1リットル当た

り115.4円で、平成16年4月の35円と比較すると約3倍の価格になっております。そのため、漁業経費に占める燃料費の割合は従来の15%から約30%に上昇しており、漁業経営に深刻な影響を与えております。

国においては、燃油高騰対策として、休漁者に対する藻場の管理、干潟の清掃などの事業の実施、省エネ操業形態への転換、協業化に必要な省エネ型船外機等設備の導入などに対する補助とともに、低利資金の融資を行っております。

県においては、燃油価格高騰に対する支援として沿岸漁業改善資金による省エネ型エンジン設置等に対する無利子の貸し付け、運転資金借り入れの際の融資保証を円滑化するための助成、平成20年度からの新規事業として燃油高騰の影響の大きい漁業者が加入する漁獲共済の掛金補助を実施しております。また、全国知事会等を通じて国に対し、漁業用燃料・資材の低廉化や省エネルギー化技術の開発など燃油高騰対策の強化を要請しているところでございます。

それから魚価の実態についての御質問にお答えいたします。

沖縄県においては、燃油高騰により廃業に至った例はないと聞いておりますが、影響の実態について引き続き調査しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 飼料高騰の問題なんですけれども、皆さん方は従来からの制度について今説明をしておりますけれども、従来の制度の活用だけでは今の飼料の高騰に十分に対応できないということがあるからこそ、今、飼料高騰に対する県の支援を要求しているわけなんですよ。

そういう意味では、今もう既に廃業に追い込まれる農家の皆さん方が出ているというこの実態について県はどのように認識なされておりますか。特に知事はどういうふうに認識なされているのでしょうか。

この漁業の問題なんですけれども、この漁業の問題についても今現在ある国が実施しているこの省エネ対策ですか、これでは解決できない。深刻な事態になっているからこそ、この燃料への直接補てんを求めているわけなんですよ。

沖縄県は、四方海に囲まれた豊かな漁場を持っている水産県なんですよ。燃料の高騰で漁に出たくても出られないという深刻な事態があるわけなんです。皆さんが手をこまねいて見ている間に漁民の皆さんも廃業に追い込まれていくという事態になるわけなんです

よ。沖縄の第1次産業である農業・漁業、これをつぶしてもいいんですか。これは大変沖縄県経済にも深刻な事態を招くということになると思うんですけども、私は知事が、この問題について本当にどのように深刻に受けとめているかどうかということですね、もっと今の実態を県自身が県知事が深刻に受けとめていただきたい。

あなたの先ほどからの答弁で、謙虚に県民の声に耳を傾けたいという答弁を何度もしておられました。そういう意味では今の農家の皆さん、漁民の皆さんのこの悲痛な訴えに謙虚に耳を傾けるべきではありませんか。

私は、知事のそういう点での御決意をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時22分休憩

午後5時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城ノブ子議員の再質問にお答えしたいと思いますが、知事は県民の意見にももっとも耳を傾けると言ったではないかという御趣旨もありまして、私の分類では5つばかりになっているんですが、総括して私も申しあげましたように、いろんな御意見にさらにこれまで以上によく耳を傾けたいと思いますし、今おっしゃった飼料の話、そして漁業の話というのは私もいろんな形で伺っております。

ですが、今この席でこういうことをやります、ああいうことをやりますという具体的なことは申しあげられません。ですが、漁業者、畜産関係が苦境にあるということはよくわかっておりますし、これから大至急関係業界ともよく連絡を取り合って、どういう対応がとれるかぜひ見つけ出して、またやってまいりたいと思いますし、今現在、国に対してもいろんな相談を持ちかけておりますので、そういうことも踏まえて何とか今苦境にある漁業、そして畜産の人々がちゃんと光が見えるように頑張って検討し、結果が出るように頑張りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん ぜひ知事が先頭に立って、現在の沖縄の第1次産業である農業・漁業が本当に窮地に立たされているというこの事態を強く認識なされて、ぜひ緊急にこの対策をとっていただくように要望いた

しまして、質問を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 皆さん、こんにちは。

社民・護憲ネットの崎山嗣幸です。

これから一般質問をいたします。

まず質問に入る前に、所見を述べさせていただきたいと思います。

私は、今回初めて県議選に臨み、平和・生活・自治をキーワードに県民に訴えながら、幸いに議席を得ることができ、心から県民の皆様へ感謝を申し上げたいというふうに思います。また、先輩議員の皆様や同僚議員とともに、県民のための県政づくりに向けてその一翼を担い、誠心誠意気持ちを込めて頑張り抜きたいと思います。

また、今回の県議選挙は一気に政治への不信が吹き出した感がいたしました。沖縄の歴史教育を歪曲しようとする政府の動き、しゃにむに強行する辺野古への新基地建設、耳をつんざくような米軍機の殺人的爆音、原油高騰による生活破壊、格差の拡大、高失業率、高齢者を厄介者扱いする後期高齢者医療制度等々、この問題すべてに、国策や米国に毅然としない、対抗しない、仲井眞県政への痛烈な批判が県議選の結果となったと私は思います。

では質問に入らせていただきます。

第1点目は、平和行政についてであります。

広島、長崎の原爆投下から63年、その8月が近づいております。この原子爆弾は、一瞬に地獄の世界をつくり出し、核時代の幕をあけてしまいました。私たちの核廃絶の願いにもかかわらず、人類はいまだに核による脅威にさらされております。核廃絶と世界の恒久平和はすべての人類の共通の願いでもあります。私は、「非核平和宣言」をしているにもかかわらず、啓発運動や被爆者支援が後退しているように見える県の核兵器廃絶の取り組みの事業内容を伺いたいと思います。

今年度の事業内容の全体。

それから沖縄県民の被爆者の実態と支援策。

知事の核廃絶への所見。

(2)は、非人道的爆弾、クラスター弾について伺います。

この爆弾は、1つの爆弾から数百の小型爆弾が飛び散り、これが不発弾となり、海岸線、住宅、宅地に地雷化し、多くの人々を犠牲にしております。

では、次のことについて伺います。

米軍が沖縄近海で使用したとの報道があったが、県

当局はどのような対応をしたのか伺います。

さらに、クラスター弾は国際会議で禁止条約制定で動いておりますが、日本は陸・航空自衛隊が数千発も保有しております。那覇基地に存在をしているのか、知事は廃棄の立場をとるべきではないか、見解を伺いたいと思います。

2点目は、元郵住協（古島団地）の建てかえ問題についてであります。

元郵住協（3団地）は、県や市町村の出資で建設をされ、築36年にも及び、公共事業の再開発は断念し民間の株式会社パークレー・リアルティー沖縄リミテッドに譲渡をされました。その際、協定書が交わされ、再開発・再入居など住居者へ配慮すると希望を持たせております。しかし、驚くことにこの協定書がほごにされかねない事態が起こっております。平成20年3月再開発へのめどが示されるべき時期に、去る3月住民説明会で再開発はできない、ことしじゅうに退去するようにとの説明があったようです。知事は、このような真相を承知しているのか。また、3年間放置していた行政への不信、不満が入居者から起きております。

では、次のことについて順次お答えください。

解散時に当たっての県民との約束や協定書の履行への考えを伺います。

第6条（団地運営）、維持・管理・補修を行うなどとある。適切に履行されているか伺います。

第7条（再開発）、那覇市の「都市計画マスタープラン」、「住民マスタープラン」及び「第3次総合計画」との調整を図りつつ、3団地の早期開発——平成20年をめど——に努めることはどうなっているか伺います。

第8条（住居者等への配慮）、常に住居者等への配慮を心がけ、団地運営及び再開発に関する情報提供に努めることは守られているのか伺います。

第13条「推進協議会」の設置はなされたのか伺う。また、なされていなければその理由を伺います。

第3点目、雇用対策についてであります。

知事の公約である完全失業率の全国平均化の実現について伺います。

4年間の2010年までに約4万人の雇用を創出し、完全失業率4%台を実現する具体的な計画を示してください。

各年度の計画、また各市町村単位の計画を伺います。

知事就任から1年以上経過をしております。その成果を伺います。

4点目ではありますが、国場川遊歩道整備事業につい

て伺います。

「国場川水に親しむ川づくり計画」は、明治橋から南風原の上流水域まで分断されことなく遊歩道を整備をし、地域やすべての県民が快適な水辺の散策路として健康づくりに活用することの立場から次のことについて伺います。

(1)、「国場川水に親しむ川づくり計画」の概要と進捗状況を伺います。

(2)、国場川水体系と緑のネットワーク基本計画の概要を伺います。

再質問は後ほどしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 崎山議員の御質問にお答えいたします。

まず平和行政についての中ですが、核兵器廃絶に係る御質問で(1)のア、(1)のウが関連しておりますので、御理解を得て一括してお答えさせていただきます。

私は、世界で唯一の原子爆弾の惨禍を受けた被爆国の国民として、また、悲惨な地上戦を経験した県民として、地球上から核兵器がなくなることを願っております。

県におきましては、本年度予算化されました事業は特にありませんが、これまで核廃絶に向けて、「非核・沖縄平和宣言」を行うとともに、あらゆる国による核兵器の実験に対してその都度抗議を行ってきております。

同じく平和行政の中で、クラスター爆弾の廃棄等についての御質問にお答えいたします。

日本が参加を決定しましたクラスター爆弾禁止条約につきましては、ことし12月に予定されております署名式を経て批准・発効されれば、発効後8年以内に自衛隊に保有するクラスター爆弾はすべて廃棄されることとなります。

また、自衛隊によりますと、那覇基地を含め、各基地へのクラスター爆弾の配備状況につきましては公表できないとのこととなります。

県としましては、条約の締結により、自衛隊を初め、国際社会においてクラスター爆弾の使用禁止、または制限の流れが進むものと認識いたしております。

次に、雇用対策についての御質問で、(1)のアと(1)のイが関連いたしております。完全失業率4%台の実現の具体的な計画、各年度及び各市町村単位の計画いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。両方一

括してお答えさせていただきます。

沖縄県におきましては、平成10年以降7%以上の失業率が続いており、この状況を改善するためには、産業と雇用の拡大に向けて官民が一体となり取り組むことが重要であります。このため、昨年、経済団体、教育機関等60団体で構成します県民運動推進本部を設置し、「みんなでグッジョブ運動推進計画」を定め、運動を展開いたしております。

当該計画は、計画期間の目標値を4%台と設定し、産業振興で2万5000人、求人と求職のミスマッチ解消で1万5000人、合計4万人の雇用創出に取り組むことといたしております。

また、具体的行動としましては、企業や教育機関、家庭、行政機関等各主体が最終年度の目標達成に向けて連携・協力をして取り組むべき基本的事項をまとめております。市町村ごとに計画の作成を求めているものではありません。

行政機関の役割としては、地域産業の振興や企業誘致、ミスマッチの解消、キャリア教育の推進、職業能力の開発等を拡充強化し、失業率の改善につながる民間の取り組みを支援していくことといたしております。

県におきましては、分野別に計画を定め、産業振興や企業誘致、雇用対策等に取り組んでいるところでございます。

次に、同じく雇用対策ですが、完全失業率の全国平均化の1年目の成果についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、完全失業率の全国平均化に向けて地域産業の振興や企業誘致、そして新規産業の創出、求人と求職のミスマッチの解消、学生のキャリア教育の推進などに取り組んでいるところであります。

具体的には、昨年度コールセンターとホテル業のミスマッチ対策フォーラムを開催をし、業界の理解促進と求人・求職者の意識改善を図ってまいりました。また、地域の実情に応じた観光、情報通信関連企業のマッチング支援や看護師の復職支援とともに、キャリア教育の推進に向けたジョブシャドウイングの実施などに取り組んでまいりました。これらの取り組みなどにより、平成19年平均の完全失業率は前年の7.7%から7.4%に低下しておりますが、依然として厳しい状況にあります。

今後とも、みんなでグッジョブ運動の浸透を図りつつ、産業界や教育機関等と連携を強化し、全国平均化に向けて全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁

させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 平和行政についての御質問の中の、沖縄県民の被爆者の実態と支援策についてにお答えいたします。

沖縄県内には、広島、長崎の原爆被爆者が平成20年6月現在で246人となっております。

県としましては、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、被爆者に対する医療の給付、各種手当の支給及び健康診断等の支援を行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） クラスター爆弾の使用についての御質問にお答えいたします。

クラスター爆弾の使用について、沖縄防衛局を通じて米軍へ照会したところ、運用における安全上の理由から詳細は答えられないとのこととあります。

県としては、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えており、訓練の安全管理等には万全を期し、県民の生命、生活及び財産へ十分に配慮すべきであると考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 元郵住協の建てかえについての、解散時に当たっての協定書の考え方についての質問にお答えします。

旧財団法人郵便貯金住宅等事業協会は、戦前の郵便貯金払い戻し問題解決の一環として、県内の53市町村から寄附を受け、昭和44年に設立された公益法人であり、その目的は、戦前の預金者の福祉向上と本県の住宅難の解決に寄与するものとしていました。

主要な事業の一つとして、国から賃貸住宅建設資金約30億円の融資を受け、古島、末吉、松川の3団地を建設しその管理運営を行っておりました。しかし、その後、本県の住宅事情は格段に改善され、当協会の設立目的はほぼ達成されたことから、平成17年2月28日の評議員会での解散決議を経て、同年3月31日付で解散しております。

郵住協は、協会資産の有効活用に向け、公募提案方式により再開発事業者を選定し、協会の事業・資産を譲渡したところであります。

さて、御質問の郵住協解散時に当たっての協定書に

ついてありますが、郵住協及び譲渡先企業のいずれの場合でも、原則として入居者と賃貸人との関係は、民法及び借地借家法の規定が適用されるものであると考えております。また、解散時に郵住協と譲渡先企業との間で締結した事業・資産譲渡に関する協定において、居住者等への配慮を盛り込んでおります。その中で再開発までの家賃の据え置き、再開発後の家賃の配慮、条件合致での再入居の優先、移転の場合に必要な支援、再開発に関する情報提供の努力について規定を設けており、当該企業でこれを踏まえた配慮がなされるものと理解しております。

続きまして、団地運営についての質問についてお答えします。

安全性確保のために必要な建物の維持・管理・修繕の義務については民法に規定しており、借家契約において賃貸人は、借家人に対して建物を使用させる対価として家賃を得ているため、借家人が居住するのに必要な修繕の実施については賃貸人の義務とされております。

このことから、必要な措置については事業者みずからの責任で実施すべきものと考えております。

続きまして、再開発についての質問にお答えします。

事業者によると、古島団地地区を再開発し、商業施設や共同住宅が一体となったまちづくりを実施していく計画であり、現在、用途地域の都市計画変更に係る那覇市への要望など、関係機関との調整を行っているところであると聞いております。

続きまして、居住者等への配慮についての質問にお答えします。

事業者によると、事業計画やスケジュール等が最終決定に至っていないため、住民全体への正式な事業説明会については事業スケジュール決定後に実施する考えである。しかしながら、事業を円滑に進めていくには居住者の理解と協力が不可欠との認識から、平成20年3月末日には移転に係る入居者説明会を実施した。また、各棟とも老朽化が著しいことから、補修が必要な住戸の入居者については、松川団地、末吉団地及び民間アパートなどへの転居をあっせんしていると聞いております。

続きまして、推進協議会の設置についての質問にお答えします。

推進協議会については、旧郵住協と事業者との協定書第13条において、事業者がその設置に同意していることから、事業の円滑化を協議する必要が生じた場合、行政が関与する場合もあるものと認識しておりま

す。

現在、県におきましては、那覇市及び事業者等と行政側が関与すべき協議内容を初めとして、推進協議会のあり方などについて調整を進めているところであります。

つきましては、推進協議会を早期に設置できるよう、引き続き働きかけを行っていく考えであります。

続きまして、国場川遊歩道整備事業についての、「国場川水系水に親しむ川づくり整備構想」の概要と進捗状況、それから「水と緑のネットワーク基本計画」についての質問は、関連しますので一括してお答えいたします。

平成18年11月に、県において「国場川水系水と緑のネットワーク基本計画」を策定しました。

当計画は、国場川水系の国場川、饒波川、長堂川の3つの河川を中心に、道路・河川・公園等の事業間連携により、都市部に水と緑の帯（ゾーン）を連続させ、生物にとっても人間にとってもより住みやすい環境を形成させることを目的に策定したものです。

「国場川水系水に親しむ川づくり整備構想」は、「国場川水系水と緑のネットワーク基本計画」に基づく河川の具体的な整備構想で、県において平成19年3月に策定したものであり、河川管理用通路を中心とした住民が親しみをもち利用しやすい川づくり、都市部における自然触れ合いの場、オアシス空間を創出することを目的としております。

具体的には、河川の緑道整備や川を眺めながら休憩のとれるバルコニーやベンチ、オープンカフェの設置等により、自然豊かな美しく利用しやすい川づくりを進めるものであります。

現在、当整備構想を受けて、平成19年に長堂川の南風原町津嘉山で河川管理用通路約500メートルの区間で舗装や植栽を行ったことにより、地域の人々が散策路やジョギングコースとして利活用されている状況であります。

今後とも、地域住民の意見を取り入れながら、河川を中心とした都市部における自然触れ合いの場、オアシス空間の創出に努めていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 では、再質問をさせていただきます。

平和行政についてであります。残念なことに知事が特段に何もしていないということでありましたが、これは理念的には核廃絶の理念と、それから地上戦、こ

れから人類が再び戦争がないように被爆国等の願いも含めて、理念は語りながらも平和行政の実践がないということを知事から話をされておりましたが、各平和行政の推進に当たっては、この8月に向かつての核廃絶の原水禁については、各自治体はパネル展をしたり講演会をしたり、まさにこれから再び核廃絶の運動が広がるさなかに事業がないということからするならば、まことに私は残念に思いました。

それから、先ほど沖縄の被爆者の支援のことを聞きましたら、沖縄に今262人の広島、長崎で被爆を受けた方々がおります。これの健診と治療をしているという答弁でありました。

皆さん、沖縄にいらっしゃるこの被爆者は、長崎、広島で残留被爆になって米国統治下に沖縄に帰れなくて苦しい思いをしながら、沖縄に帰ってきたら米国統治下の中で憲法の適用もない、医療法の恩恵も受けられない。戦後20年間そのことが放置をされてきているんですね。今言われた健診と治療というのは、戦後20年目にやっとこの262人、現在なんです。受けられている経緯からするならば、被爆者の気持ち、戦後63年、病気と闘い、貧困と闘い、差別と闘い、放射能障害と闘って、常に闘い苦しんできた63年、これに対する皆さんの気持ちはどういうことかといいますと、被爆者団体の皆さんは補助金を出しております。

平成20年、今度も9%削減、19年も20%削減、18年も9%削減、毎年被爆者に対する支援を皆さんは削減をしてきているんです。知事がおっしゃる核廃絶の理念が全くないではないですか。これを私は怒りを込めて、その気持ちがわかるのであるならば、予算の復活も含めてこれは100万内外のお金を77万まで切り落としていっている。再考をお願いしたいと思います。

それから、非人道的爆弾クラスター弾について、米軍から詳細は答えられない。沖縄近海で落とされたかもしれない。調べる余地がないということは、全く情けないと思います。知事は、8年後にこれが批准されれば自衛隊が廃棄されると。自衛隊の那覇基地にも数千発あるかもしれない。沖縄県民、那覇市民が危険な目に遭うにもかかわらず全くこれに動揺もしない。あるかもしれない、ないかもしれない、こういったことが許されている事態に対して私は不満であります。

先ほどの件は答弁をお願いします。

それから、郵住協の件であります。残念なことに部長は、県はこの3団地の郵住協に何も関係ないようなことを民法の問題で言うておりました。この郵住協に県は役職として関与していなかったんですか。その答弁をお願いします。

それから、3月の住民説明会のときに話された真相、これは再開発はしない、今年じゅうに退去をしない。退去後、取り壊して転売するということを言っているようです。これは、この真相がまことなのかどうかをお願いしたいと思います。これはしっかりと解散時には協定書も結ばれて明確になっているにもかかわらず、県は関係ないかのようなことを言っておりますが、私は3月の那覇市の議会においても聞きましたけれども、市長は、みずからの責任も含めてこのことを語っておりますが、今、3団地の皆さんがこれが老朽化をして、そして廊下は傾いて、そして鉄筋は腐食をして、天井からはコンクリートが落下をする、こういう事態の中にあって先ほどの部長の答弁では、安全は民法でしっかりされていると言っていますが、全くなされてないということでもありますので、再度答弁をお願いしたいと思っています。

それから、13条の推進協議会のことでありますが、5月16日、山城統括監が古島団地の自治会に推進協議会設置にリーダーシップをとるということで報道されております。リーダーシップをとるということは県が責任を持って再開発をするということではないですか。この答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの崎山嗣幸君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後6時2分休憩

午後6時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の崎山嗣幸君の再質問に対する答弁を願います。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 被爆者の予算が削減されている、再考をお願いしたいということに対しましてお答えいたします。

沖縄県原爆被爆者協議会に対する補助金としまして、平成20年度予算に77万円を計上しております。

今後とも財政状況を踏まえながら、所要額の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） クラスター爆弾の配備状況について、県として承知していないことは不満であるという再質問についてお答えします。

クラスター爆弾については、米軍及び自衛隊とも運用上の理由から答えられないとしておりまして、県としてその配備状況を把握することは困難であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 崎山議員の再質問についてお答えします。

郵住協につきまして、県は役員として関与していたのではないかと御質問にお答えします。

郵住協の要請に基づき、県から専務理事の派遣と評議員に就任をしておりました。

続きまして、県は事業者が事業を断念したということを知っているのかという御質問でございますが、事業者が事業を断念したとは聞いておりません。

それから3番目でございますが、老朽化した団地について認識をお聞きしたいということでございますが、老朽化した団地の安全性確保のために必要な建物の維持管理、修繕については、その必要な措置については事業者みずからの責任で実施すべきものと考えております。

それから4点目でございますが、推進協議会についてリーダーシップをとるということは、県が再開発事業を責任を持って進めるということなのかという質問でございますが、県がリーダーシップをとるというのは推進協議会の設置についてリーダーシップをとって那覇市と協議をして設置に持っていきたいということとでございます。県が再開発事業を推進するということではございません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 再々質問をしたいと思います。

県は、再開発を断念したとは聞いてないという答弁であります。これは3月29日、30日、8回にわたって住民説明会が開催をされ、危険な団地であり、ことしじゅうに出て行ってもらいたい、建てかえを行わないと明確にし、住民が出て行ったら団地を取り壊して再開発業者に転売をするということを団地自治会の方に話をしたようです。知らないと言っておりますが、これを明確にしてください。

これはどういうことかといいますと、県も那覇市も国庫の予算が受けられないから建てられない。再開発を前提に民間活力を利用して再開発をしてもらおうというのが皆さんの譲渡した理由でしょう。皆さん、団地の写真も絵もしっかりできて、皆さんは協定書に約束をしておりますね。そういうしらばくれるんですした

ら、協会解散に当たってのあいさつと、それから事務引き継ぎをした会社の約束事をまず紹介をしてください。これは3月議会に翁長市長にも聞きました。翁長市長も胸を痛めていると。厳しい環境の中であるけれども、入居者と相談をしてやっていきたいということで前向きな答弁をいただいているんです。

先ほど県は関係ないようなことを言うておりますが、皆さんはしっかりと、前の部長もそうですよ、安心して皆さんが再入居できるように再開発のために推進協議会をつくってやっていきたいと思いますというのが県の立場じゃないですか、これは。今の話は、全く関係ないようなことをまた答弁をしておりますが、であるならば、これは皆さん、私が今質問をしました3月29日、30日の住民説明会は何百人という皆さんが参加をして新聞報道されております。これを知らないと言っておりますが、明確にしてください。

そして、再開発をするということで皆さんは民間に任せたんじゃないですか。民間ができなければ県や那覇市は改めて再開発事業に参画するという気持ちは知事は持ってないでしょうか。これは政治的な問題でありますから、知事からの所見も伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時33分休憩

午後6時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 3月末日の住民説明会についての御質問にお答えします。

3月末日の住民説明会において事業者が再開発を断念したということは聞いておりません。その後、事業者に確認をしたところ、断念したということはやはり聞いておりません。

それからもう1点でございます。

県は再開発に参画するのかという質問にお答えします。

県としては、推進協議会を設置して事業者が再開発の事業が進捗するよう働きかけていくというふうに考えております。

以上でございます。

○崎山 嗣幸君 議長、答弁漏れ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時43分休憩

午後6時45分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 再々質問にお答えします。

推進協議会は設置されたのかという質問でございますが、現在県におきまして是那覇市及び事業者と行政側が関与すべき協議内容を初めとして推進協議会のあり方などについて調整を進めているところであります。

つきましては、推進協議会を早期に設置できるよう引き続き働きかけていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山 嗣幸君。

〔崎山 嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 今の答弁で、民間事業者は再開発を断念をしてないということで額面どおり受けとめておきたいと思います。しかしながら、今230戸の古島団地、それから末吉、松川団地の2000人近くの多くの皆さんが将来ここが再開発できるのかどうか、極めて生活がかかっている重要な問題であります。

そこで、今言われたことに対して、この山城統括監がリーダーシップをとりたいということを言っていることについては、今後、民間事業者に再開発を求めていくということで変わりはないのか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 改めて質問にお答えします。

県は、事業者に再開発の事業を求めていくのかという質問でございますが、県としてはやはり推進協議会を早く設置しまして、事業者が再開発の事業に進捗できるよう働きかけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、本日、昼食時間に文教厚生委員会で沖縄工業高校の方を視察してまいりました。生徒の皆さんの御意見を初め、かなり厳しい状況ということを知りました。早速、土曜日に教育長を初め関係者の皆さん方が学校を視察されて前向きにクーラー設置をするということでしたので、早目に対応の方をお願いしたいと思っております。

さらに、現在県内で仮設のプレハブで授業を受けて

いる学校が沖縄工業と合わせて4校あるということで、そちらもあわせて県の教育委員会、そして県当局も含めて子供たちの教育環境をしっかりと対応していただきたいということを要望しておきたいと思っています。

予算が足りないという話をしていたんですけれども、そもそも沖縄というこれだけ暑いということはだれもがわかる話であって、仮設のプレハブでクーラーが必要ということは当初、予算を組む段階から、なかなか厳しい点はあるかもしれませんが、そこはこれだけマスコミで報道されて今後対応するようなことがないようにしっかりしていただきたいと思っています。

さらに、仲井眞知事、去年の慰霊の日の全戦没者追悼式のときに知事が体調を少し崩されて、ちょうど去年の6月議会に欠席をされたんですね。あれから1年間たってもう完全に復帰をして、先日話を聞いたら体調も大分よくなっているということでしたので、またこれから沖縄県民のために体調にも御自愛いただいて、しっかりと頑張っていただきたいということを申し上げたいと思っています。

知事の政治姿勢についてから質問いたします。

知事の公約及び達成の進捗状況についてお伺いいたします。

- ア、完全失業率の全国平均化。
- イ、観光客1000万人誘致。
- ウ、那覇空港の第二滑走路の整備。
- エ、普天間基地3年以内の閉鎖状態について。
- オ、待機児童ゼロ。
- カ、健康・長寿世界一の復活。
- キ、沖縄科学技術大学院大学の2009年開学。
- ク、毎年100人の海外留学生派遣。
- ケ、小学校の30人学級と実践外国語教育の導入。
- コ、離島・過疎地の人口増加。

これは知事が選挙戦に「世界の宝、おきなわ力で大躍進」ということで、1年半前に知事選挙でさまざまな政策を掲げて当選をされているわけですから、余り長い答弁は要りません。（資料を掲示）この状況はどのような形で進んでいるのか、そこをしっかりとまた答弁をいただきたいと思っています。

さらに、選挙期間中に、実はこれは私たちはネット上で見る事ができたんですね。あえて要望なんですけれども、選挙前に私たち政治家、議員もそうなんですけれども、さまざまなアピールをします。ですから、知事も御自身が今取り組んでいることの進捗状況も、できるのであればこの取り組んでいる具体的な中

身も含めて県民に広く知らせていくことは大事じゃないのかなということをまず初めに要望しておきたいと思っています。

したがって、先ほどのこの公約の1から14の中の幾つかの項目を聞いておりますので、御答弁お願いしたいと思っています。

続きまして、政治姿勢の中で、6月23日の慰霊の日に実施された沖縄全戦没者追悼式で総理及び衆参両院議長のあいさつに対する知事の感想を伺いたいと思っています。特に、河野衆議院議長のあいさつは私も非常に驚きました。率直な思いの感想を述べられておりましたので、そのあたりについても含めて御感想をお聞かせください。

(3)、後期高齢者医療制度に対する知事の見解をお伺いいたします。

(4)、石油高騰による県民生活への影響と県の対策を伺う。

(5)、タクシー業界は依然として厳しい現状ですが、知事の認識と対応を伺う。

(6)、普天間基地移設について知事の取り組みを伺う。また、知事は沖縄の米軍基地の負担軽減や日米地位協定改定に向けて直接訪米する考えはないかをお伺いいたします。

大きい2番、ブラジル・アルゼンチン移民100周年について県の取り組みをお伺いいたします。また、県は世界じゅうにいるウチナーンチュをどのように有効活用しているのかをお伺いいたします。

3、ブラジル国営石油ペトロブラスの南西石油買い取りで本県にとってのメリットを伺う。また、知事はペトロブラスが沖縄に拠点を置くことをどのように生かすのかをお伺いいたします。

4番、児童福祉・教育・医療行政について。

(1)、認可外保育施設への備蓄米無料支給をいつから開始するのかという質問なんですけれども、もう既に部長の答弁でこれは厳しいという話でしたので、かなりの認可外の皆さんがショックを受けていると思いますが、それについては各関係者にはもう既に報告されたのかも含めて、もし答弁できればお願いします。

(2)、認可外保育園への米代支給方法は全市町村統一でやるのか。

(3)、認可外保育園への給食費助成を次年度から250円に増額するべきではないでしょうか。

(4)、学童クラブへの運営補助金が国基準より低く設定されている理由と今後の対策を伺う。

(5)、小学校社会科の新学習指導要領の解説書に「沖縄戦」を明記することについて知事及び教育長の見解

をお伺いいたします。

(6)、病児・病後児保育への県負担分の補助金減額の理由と今後の対策を伺う。

(7)、こども医療センターの課題と対策をお伺いいたします。

(8)、民間ドクターヘリ（U - P I T S）及び北部医師会のドクターヘリのこれまでの実績と需要を伺う。

5、土木建築行政について。

(1)、改正建築基準法によりこれまで本県に与えた経済的影響を伺う。また、今後の対策をお伺いいたします。

この件については、去年の9月、11月議会でも取り上げてまいりました。当時の首里部長は、混乱はしているんですが、そのうち持ち直すということを9月の議会で答弁をしておりました。ところが11月になって、さらに年が明けると、関係業界の皆さんがもう非常に厳しいということを訴えて、約3500名くらいの大大会を打ちました。この現状は、私は、現場にいる業界の皆さんと県庁にいる皆さんの感覚の違いが余りにもあるんじゃないかなと思っておりますので、このあたりについてしっかりと答弁をいただきたいと思います。

(2)、談合問題による賠償金請求について。

ア、賠償金請求により県民に与える影響をお伺いいたします。

イ、県内約100社の建設業者が県を相手に賠償金の免除や減免を求める調停を申し立てることに対しての県の対応をお伺いいたします。

(3)、平成19年度の国関係発注者別県内外契約状況をお伺いいたします。

(4)、米軍基地内工事の県内外契約状況をお伺いいたします。

(5)、県発注工事の最低基準価格は、実質的に業者を苦しめていませんか。

(6)、県発注工事の予定価格の事前公表のメリット・デメリットをお伺いいたします。

6番、沖縄県の消防広域化推進計画について。

(1)、進捗状況をお伺いいたします。

(2)、県と市町村の連携はとれているのでしょうか。

(3)、広域化によって住民サービスは低下しないのかをお伺いいたします。

最後に、労働・雇用行政についてでございます。

(1)、本県の労働保険加入状況をお伺いいたします。

(2)、県内における雇用保険の申請件数と資格取得数の実態を伺う。

最後に、改正育児・介護休業法は遵守されているの

か。県内事業所の実態をお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 赤嶺議員の御質問にお答えいたします前に、私の14の公約の途中経過といたしますが、進捗状況をインターネットを使って出してみたらどうかという御提案、ありがとうございました。ぜひそういう方向でやってみたいと思っております。

さて、知事の政治姿勢についてという御質問の中で、那覇空港の第二滑走路整備の進捗状況についてという御質問にお答えいたします。

那覇空港の拡張整備につきましては、これまでの調査結果やP Iで寄せられました県民の意見を踏まえ、平成20年1月31日に国から滑走路増設に向けた構想段階への移行が示されたところでございます。

構想段階では、国と沖縄県とで構成します「那覇空港構想段階検討協議会（仮称）」を設置しまして、滑走路増設についての3案を基本に検討を行い、1案に絞り込むことといたしております。

絞り込まれました1案につきましては、秋ごろを目標に国と県が連携をしてP Iを実施する予定となります。その後、具体的な施設配置を検討する施設計画段階へ移行し、事業採択された後、環境アセスメント等の手続に入っていくことになります。

県としましては、沖縄県の持続的発展を支える那覇空港の滑走路増設等の拡張整備が早期に実現するよう、引き続き国と連携し全力で取り組んでまいり所存でございます。

同じく知事の政治姿勢の中でですが、平成20年沖縄全戦没者追悼式での総理及び衆参両院議長のあいさつに対する感想いかんという御質問にお答えいたします。

内閣総理大臣初め衆参両院議長から、さきの大戦において、一般住民を巻き込んだ地上戦で20万人余の尊い人命と文化的遺産を失い、犠牲となった方々の無念さ、遺族の悲しみの思いを今の政治に反映する責務を負っている。さらに長年の懸案であります在沖米軍基地の移転縮小問題については、県民の負担軽減に向け全力を挙げ取り組んでいきたい、そしてまたもう一つは、今後も沖縄振興計画に基づいて活力ある自立経済を構築し豊かな県民生活を実現すべく全力を尽くしていきたい旨のごあいさつがありました。

私としましては、これらのお話をいただき心強く思った次第でございます。

今後とも、沖縄に対する国の支援をお願いしたいと思っております。

私は、沖縄の今ある平和と繁栄は、戦没者のとうとい犠牲の上に築かれており、再び戦争の惨禍を繰り返してはならないと考えております。同時に、平和の礎や沖縄平和賞の理念を実践することにより、沖縄から世界へ向けた平和の発信を継続していきたいと改めて肝に銘じたところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、後期高齢者医療制度に対する私の見解いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

無論、沖縄のお年寄りが健康・長寿であるようにということで我々はいろんな施策を展開しておりますし、お年寄りを大事にしようということは、無論私みずから考えているところではありますが、この後期高齢者医療制度の中では、少子・高齢化の加速により高齢者の医療費が増大する一方、これを支える現役世代が減少していく中で、従来の老人保健制度におきましては、各保険者の費用負担の増大等が課題となっております。

新たな後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度と同様に、現役世代からの支援と公費を集中的に投入するとともに、高齢者の方に保険料として応分の負担をしていただくこととなっております。

後期高齢者医療制度は、これから多くの意見にさらに耳を傾け、相当の改善・改良が必要ですが、国民皆保険制度を堅持し、高齢者の適切な医療を国民全体で支えるために必要な制度であると認識をいたしているところでございます。

次に、普天間基地の移設の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、これまでの協議会で、普天間飛行場の危険性に関する3年めどの閉鎖状態の実現について、あらゆる方策を検討し具体的な方法を示すよう政府に求めています。また、代替施設の建設計画は、可能な限り沖合に寄せるなどの地元の意向や環境に十分配慮していただきたい旨の発言をしております。

次回協議会では、これまでの協議会での協議結果や事業の進捗状況を踏まえ、今後の協議会の進め方等について意見交換がなされるものと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、訪米についての御質問にお答えいたします。

日米地位協定の見直しを含む米軍基地問題に関し、米国連邦政府や連邦議会関係者等に沖縄県の実情を伝え理解してもらうため訪米することは、意義のあることだと考えております。

訪米につきましては、本年11月にアメリカ大統領選挙があることから、現在、各方面から情報を収集を

し、訪米のタイミングや要請の方法を検討いたしているところでございます。

次に、ブラジルのペトロbras社の沖縄進出についての御質問にお答えいたします。

世界有数の石油生産量、技術力を誇るペトロbras社が南西石油株式会社の経営主体となることは、同社のより強固な経営基盤の確立、そして雇用の維持、沖縄県におけるエネルギーの安定供給につながるものと考えております。

また、今後予定されております設備投資及び石油製品の増産は、雇用の拡大、税収の増大等、県内経済にも波及効果が期待されます。

ペトロbras社が沖縄県に拠点を置いたことは、沖縄の地理的優位性や経済発展の可能性をさらに高めるものと考えております。

県としましては、バイオ燃料の日本販売計画など、今後明らかになる同社の事業展開を踏まえ、同社の沖縄進出による効果を最大限に生かしつつ、国内外からの企業誘致や産業振興につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、児童福祉関係で、小学校学習指導要領解説書に「沖縄戦」が明記されたことについての御質問にお答えいたします。

平成23年度から完全実施される新しい小学校学習指導要領解説書社会編の中に、第二次世界大戦によって国民が大きな被害を受けたことの事例として初めて「沖縄戦」や「各地への空襲」、「広島・長崎への原爆の投下」が明記されたと聞いております。

今回、解説書に記載されましたことで、全国の小学校で「沖縄戦」が取り上げられることになり、「沖縄戦」の実相が正しく伝えられ、平和学習の充実が図られるものと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、完全失業率の全国平均化についてお答えします。

沖縄県では、完全失業率の全国平均化に向けて地域産業の振興や企業誘致、新規産業の創出、求人と求職のミスマッチの解消、学生のキャリア教育の推進等に取り組んでいるところであります。

具体的には、昨年度コールセンターとホテル業のミスマッチ対策フォーラムを開催し、業界の理解促進と求人・求職者の意識改善を図ってまいりました。ま

た、地域の実情に応じた観光、情報通信関連企業のマッチング支援や看護師の復職支援とともに、キャリア教育の推進に向けたジョブシャドウイングの実施、県民意識を改善するための広報等に取り組んできたところであります。

さらに、雇用拡大に効果の高い企業誘致については、沖縄IT津梁パークの整備や通信コスト低減化支援、税制上の優遇措置を活用したトップセールスなど積極的に取り組んでまいりました。

これらの取り組みなどにより、平成19年平均の完全失業率は前年の7.7%から7.4%に低下しておりますが、依然厳しい状況にあります。

今後とも、みんなでグッジョブ運動の浸透を図りつつ、産業界や教育機関等と連携を強化し、全国平均化に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、観光客1000万人誘致についてお答えします。

昨年度の入域観光客数は589万人で、平成19年度ビジットおきなわ計画の目標590万人をほぼ達成しており、順調に推移しております。

平成20年度ビジットおきなわ計画では、目標を620万人と設定し、外国人観光客の誘致促進、MICEの誘致促進、ニューツーリズムの推進、リゾートウエディングの推進を重点項目として取り組んでいるところであります。

今後は、空港、港湾、道路などの観光の基盤となる主要インフラの整備を促進してまいります。

また、自然環境の保全に配慮しながら、魅力ある観光地づくりを推進するほか、新たなマーケットの開拓や東アジアを初めとする海外からの戦略的な誘客活動などにより、観光客年間1000万人の誘致を目指してまいります。

次に、ブラジル・アルゼンチン移民100周年についての御質問の中で、移民100周年に関する県の取り組みについてお答えします。

県は、8月に開催される移民100周年記念式典に県首脳が出席し、長年にわたる関係者の御労苦をねぎらうとともに、移住功労者等へ感謝状を贈呈することとしております。そして、県議会や市町村等の訪問団に加えて、県内国際交流団体や経済団体、一般県民等に広く記念式典への参加を呼びかけております。

また、県は今年度予算において移民100周年記念事業として、ブラジルの資料館建設事業とアルゼンチンの高齢者宿泊介護施設建設事業に対して、それぞれ2000万円、合計4000万円の補助金を交付することとしており、あわせて経済団体や一般県民等にも記念事業への協力を呼びかけております。

次に、世界のウチナーンチュの有効活用についてお答えします。

世界じゅうにいるウチナーンチュの有効活用について、世界には約36万人以上の県系人がおり、海外県人会70団体、新ウチナー民間大使220人、ウチナーンチュビジネスグループ、つまりWUB等のネットワークが構築されております。このウチナーネットワークを有効活用し、経済、文化、教育等多くの分野において継続的な交流を促進し、相互発展に向けていろいろ取り組んでおります。

具体的には、海外留学生受け入れ事業、海外県人会ホームステイ派遣事業、ジュニアスタディツアー事業等を通じて世界のウチナーネットワークのさらなる活用と拡充を推進しているところであります。

次に、労働雇用行政に関する御質問の中で、本県の労働保険の加入状況についてお答えします。

労働保険とは、労働者災害補償保険と雇用保険をまとめた総称であります。

沖縄労働局の資料によりますと、平成19年度の労働者災害補償保険の適用事業場の数は2万4578事業場で、適用労働者は35万1744人となっております。

また、雇用保険の適用事業所は2万126事業所で、被保険者数は29万5502人となっております。

次に、雇用保険申請件数と資格取得数の実態についてお答えします。

労働者災害補償保険と雇用保険の保険料は、原則的に一体のものとして徴収されております。

雇用保険の申請件数について、労働保険の確定保険料申告書によると、平成19年度末の雇用保険被保険者数は27万4792人となっております。

また、雇用保険被保険者資格取得届による雇用保険の資格取得数は29万8953人となっております。

次に、県内企業における改正育児介護休業法遵守についてお答えします。

県が実施している沖縄県労働条件等実態調査によると、育児休業制度を定めている企業は、平成18年度の60.0%から平成19年度は84.3%へ増加しております。同じく、介護休業制度を定めている企業は、平成18年度の44.6%から平成19年度は72.1%へ増加していることから、年ごとに制度に関する理解が図られているものと考えております。

また、育児休業取得率は、女性が平成18年度の87.8%から平成19年度は88.3%、男性が平成18年度の1.8%から平成19年度は1.0%となっております。

なお、沖縄労働局の職業安定年報によりますと、雇用保険による年度ごとの休業給付受給人数は、育児休

業が平成17年度は2049人、平成18年度は2282人、介護休業が平成17年度は95人、平成18年度は117人となっております

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢のうち、3年めどの閉鎖状態の進捗状況についてお答えします。

県は、移設するまでの間であれ、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであり、政府と協議をし確実な解決が図られるよう全力を尽くしております。

政府においても、町村官房長官から、危険性除去策について米国側と交渉するなど、できるだけ沖縄県民の負担を軽減できるよう努力していきたい旨の発言があるなど、この間の県との協議を踏まえ理解が深まりつつあると考えております。

次に、消防広域化推進計画についてであります、その進捗状況と市町村との連携について一括してお答えいたします。

県では、市町村の消防の広域化を検討するため、平成19年5月に沖縄県消防広域化推進計画検討委員会を設置しました。

委員会は市長会、町村会、離島振興協議会など、幹事会は各広域市町村圏事務組合、各地区消防長会等から構成され、それぞれ4回の会議を開催し、平成20年3月に「沖縄県消防広域化推進計画」を策定しました。

今後は、対象市町村間の協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための「広域消防運営計画」を作成することとなりますが、県としては、実施主体である市町村のこれらの取り組みに対し積極的に支援していきたいと考えております。

次に、広域化による住民サービスについてお答えします。

消防の広域化により、1、消防活動体制の強化、2、消防署の配置や管轄区域の適正化、3、人員配備の効率化と充実、4、消防体制の基盤強化等が図られます。

これらにより、多様化及び大規模化する災害や事故等に迅速かつ的確に対応でき、より一層の住民サービスの向上が図られるものと期待しております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、待機児童ゼロという知事公約の達成及び進捗状況についてにお答えいたします。

本県の平成20年4月1日現在の待機児童数は1808人となっており、平成19年度と比較しますと42人減少しております。

しかしながら、いまだに多くの待機児童がいることから、県では、引き続き保育の実施主体である市町村と連携して、保育所の創設、分園の設置、定員の弾力化、認可外保育施設の認可化等を進め、なお一層待機児童の解消に努めてまいります。

続きまして、健康・長寿世界一復活の達成及び進捗状況についてにお答えいたします。

本県の平均寿命は男女とも伸び続けておりますが、近年、その伸び率が全国に比べて減少してきております。

男性の平均寿命の順位が25位へと改善しましたが、女性は1位からの後退が危惧されます。

このような中、県におきましては、長寿世界一復活に向けて健康おきなわ21を策定し、県民一体の健康づくり運動を展開しているところであります。

県民の健康づくりの行動指針として「チャーガンジューおきなわ 9か条」を決定いたしました。

また、去る6月28日には県民に9か条を普及させるため、「チャーガンジューおきなわ応援団」を38団体で結成いたしました。

応援団につきましては、ホームページを開設し、県民に健康づくりの実践方法を提供することとしております。

続きまして、児童福祉・教育・医療行政についての中、認可外保育施設への支援に政府備蓄米無償交付制度を活用することについてにお答えいたします。

政府備蓄米の無償交付制度につきましては、交付対象施設が学校に限られており、また、給食用として使用する場合の交付量は前年度に比べて米の使用量が増加した分の6割までとなっております。

このような制約があることから、認可外保育施設への給食費助成に備蓄米を活用するため、制度の拡充をことし4月に国に要請いたしました。しかしながら、国からは、同制度の趣旨が米飯給食の普及等、米の消費拡大に向けた啓発であることから、要請への対応は困難との回答がありました。

こうしたことから、県では政府備蓄米の活用は困難であると判断しております。

認可外保育施設入所児童の処遇向上につきましては、その他の支援が得られないか、引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

認可外保育施設への米代の助成方法についてにお答えいたします。

認可外保育施設への給食費助成については、厳しい財政状況の中、平成20年度から「新すこやか保育事業」において、給食費としてこれまでの牛乳代に加え新たに米代の助成を開始いたしました。

認可外保育施設のある24市町村のうち22市町村において、当該事業による給食費の助成を実施しております。

当該助成の開始に当たっては、市町村と調整を行い、それぞれの地域の実情に応じた支給方法としております。

続きまして、認可外保育施設への給食費助成の拡充についてにお答えいたします。

認可外保育施設への給食費助成については、厳しい財政状況の中、20年度から給食費としてこれまでの牛乳代に加え、新たに米代の助成を開始したところであります。

認可外保育施設入所児童の処遇向上については、国からも支援が得られないか関係省庁へ働きかけているところでもあり、給食費助成のあり方については、今後、動向を見きわめながら判断していきたいと考えております。

続きまして、学童クラブの運営補助金を低く設定した理由及び今後の対策についてにお答えいたします。

放課後児童クラブの運営費補助金の基本分の基準額は前年度同様であります。長時間開設加算額と障害児受入加算額が平成20年度より改正されております。

しかしながら、県においては、厳しい財政状況の中で、前年度並みの予算を確保したところであります。

今後の放課後児童クラブの予算につきましては、財政状況を踏まえながら対応を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、病児・病後児保育事業における県負担分の減額の理由と今後の対策についてにお答えいたします。

病児・病後児保育事業は、保育所入所児童が発病した場合に、病院等に設置された専用スペースにおいて児童の看護を行う事業であります。

当該事業は、平成17年度にそれまでの補助事業から交付金対応事業に改められ、国及び市町村の負担により実施されておりましたが、平成20年度から再度補助事業として実施されることになったものであります。

国においては、今回の事業再編に伴い、補助基準額の引き上げ等を行っておりますが、県においては、財政状況が厳しい中、当該事業執行のため、一定の予算確保に努めたところであります。

続きまして、民間2病院におけるドクターヘリの実績と需要についてにお答えいたします。

浦添総合病院においては平成17年7月からヘリコプターを運航しており、ことし6月末までの搬送件数は536件となっております。また、北部地区医師会病院においては平成19年6月から運航しており、ことし6月末までの搬送件数は203件となっております。いずれも、医療機関や消防機関、行政機関からの要請により出動しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、沖縄科学技術大学院大学の2009年開学についてお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学の開学に向け、現在、19の研究ユニット、約150名の研究者により、うるま市等において先行的研究事業が行われております。

2009年度中には恩納村の新キャンパスが一部供用開始され、国内外の大学院生を対象とした教育プログラムが実施されるなど、実質的な教育活動が開始される予定となっております。

同じく、離島・過疎地の人口増加についてお答えいたします。

県は、離島地域の振興を県政の重要課題と位置づけ、各分野にわたる施策・事業を推進し、地域の活性化や定住の促進を図っているところであります。

離島・過疎地域の人口は、平成20年3月末時点の住民基本台帳によりますと、14万3677人となっており、平成19年同月と比較しますと、石垣市と渡嘉敷村で増加しておりますが、全体としては894人減少しております。

県としましては、引き続き若者が定着する魅力ある就業の場の確保や高齢化の進行に対応した施策等に総合的に取り組むことにより、離島地域の人口の増加につなげていきたいと考えております。

同じく、タクシー業界の現状に対する知事の認識と対応についてお答えいたします。

本県のタクシー事業者は物価上昇による利用者の減少、交通手段の多様化、昨今の燃料高騰の影響などにより、厳しい経営環境にあるものと認識しております。

タクシー事業者に対する指導監督権限等については、国の所管であります。県としても引き続き沖縄県タクシー事業適正化推進懇談会や観光タクシー乗務員認定・登録制度を通して、タクシー事業の安定的な経営基盤が確立されるよう取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは知事の政治姿勢についての御質問で、海外留学生派遣についてお答えいたします。

国際性に富んだ創造性豊かな人材の育成を図るため、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団において高校生、大学生、社会人を対象に、留学生派遣事業を行っており、今年度は61名を派遣することとなっております。

また、平成21年度におきましては、県費による高校生の国外留学生派遣事業の派遣人数を10名から35名に増員し、国費による留学も含め、全体で84名の派遣を計画しております。

今後とも、毎年100名の留学生の派遣に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小学校の30人学級の導入についてお答えいたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により、児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、義務教育のスタートに当たる小学校1年生で実施しております。

実施に当たっては、加配定数の範囲内で下限25人とし、施設条件面の対応が可能な学校を対象としております。

今年度は、小学校1年生において、約73%の学級が30人以下の学級となっております。

次に、小学校の外国語教育の導入についてお答えいたします。

文部科学省は、国際化や高度情報通信化が進展する現代社会において、国際性豊かな視野の広い人材の育成を目的に、平成23年度から小学校の5、6年生を対象として外国語活動を必修化することを決定しました。

本県においても沖縄県教育長期計画に基づき、小学校における外国語（英語）教育を積極的に推進してまいりました。

現在、那覇市、南城市の研究開発学校や浦添市、宜野湾市の英語教育特区においては先行的に教科として

英語教育を実施しております。また、特区や研究開発学校以外のすべての小学校で「総合的な学習の時間」等で英語活動を実施しております。

県教育委員会としましては、研究開発学校や英語教育特区等での成果を他の市町村、学校へ普及を図るとともに、教職員研修事業や校内研修を充実させることで全県的に外国語活動のより一層の充実を目指し取り組んでまいります。

次に、児童福祉・教育・医療行政についての御質問で、小学校学習指導要領解説書に「沖縄戦」が明記されたことについてお答えいたします。

平成23年度から完全実施される新しい小学校学習指導要領解説書社会編の中に、第二次世界大戦によって国民が大きな被害を受けたことの事例として、初めて「沖縄戦」や「各地への空襲」、「広島・長崎への原爆投下」が明記されました。

これまで解説書の中には、第二次世界大戦の国民の被害などについての具体的な記述はなく、教科書に取り上げるかについては、教科書会社の裁量に任されていました。

今回、解説書に記載されたことで、全国の小学校の授業で「沖縄戦」が取り上げられることになり、「沖縄戦」の学習が進展するものと考えます。

県教育委員会としましては、今後とも児童生徒が平和で民主的な国家及び社会の形成者として育つよう取り組むとともに、再び悲惨な戦争が起こらないよう平和のとうとさという人類普遍の教訓を世界の人々へ発信していくよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 石油高騰による県民生活への影響と対策についてお答えいたします。

最近の原油価格の高騰については、ガソリン、軽油等の石油製品だけでなく、製造・流通・販売のコストを通してさまざまな商品価格への影響が懸念されるところであります。

県の生活関連物資価格動向調査では、ガソリン、小麦や大豆等に関連する商品について値上がり傾向が見られます。

平成20年7月のレギュラーガソリン1リットル当たりの店頭価格は、本島平均が177円、離島平均が190円、離島を含む県平均は182円となっており、県平均を前年同月と比較すると38円、26.4%上昇しております。

また、平成20年6月の家庭用小麦粉1キログラム

は、前年同月と比較すると45円、26.3%上昇し216円、食用油1.5キログラムは108円、28.8%上昇し483円となっております。

県としましては、県民の消費生活の安定確保を図る観点から、生活関連物資の価格動向を注視し、物価監視と県民への情報の提供に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 児童福祉・教育・医療行政についての御質問の中の、こども医療センターの課題と対策についてお答えします。

南部医療センター・こども医療センターの課題は、1点目に看護師不足の問題があります。

同病院においては、年度中途の看護師の退職や休職、育児休業等により、補充・代替の看護師の確保が困難で、平成20年6月1日現在で41名が不足となっております。

看護師の確保については、今年度の採用試験から年齢制限の見直しを行うなど、幅広い人材の確保に向けて取り組んでいるところであります。

2点目に、こども医療センターにおいては、2次、3次の救急医療に重点を置いた24時間体制の救命救急センターを設置し、小児の救命救急医療を行っておりますが、実際の患者の大半が入院を伴わない1次救急相当いわゆる初期医療であります。今後、1次救急の分野の適切な役割分担について、民間医療機関等との間で調整していく必要があると認識しております。

3点目に、こころの診療科において患者数がふえ、診療制限をしている状況があり、平成20年度に臨任の臨床心理士1名を増員したところであります。

こども医療センターについては、今後とも、同センターの役割・機能のあり方を踏まえ、課題の解決に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 土木建築行政の中の、改正建築基準法による経済的影響及び今後の対策についての質問にお答えします。

改正建築基準法の施行後、建築確認件数が減少する厳しい状況が続いています。

建築工事は、建設資材の種類が多く、電気工事、機械工事、内装工事や家電、家具販売などの関連業種が多くあるため、県経済への影響は大きいものがあると

認識しています。

県としましては、この影響を最小限にとどめるため、国や建築関係団体等と連携して、事前審査の延長、図書省略大臣認定の普及、県外構造設計者紹介事業、構造設計者育成や審査体制の強化などの対策を実施しているところであります。

続きまして、損害賠償金請求が県民に与える影響についての質問にお答えします。

県が請求を予定している損害賠償金は、総額で約110億円の多額に上ることから、厳しい経営環境にある建設業者にとっては相当な負担となり、県経済・社会に影響を与えることが考えられます。

県としましては、建設業者が破産等に至らないように、賠償金請求に当たっては個別に企業ヒアリングを行い、各企業の財務状況に応じて、無利息・無担保の措置や、納付の方法について最長で10年の分割納付などの措置を講ずることも検討しております。

続きまして、調停の申し立てに対する県の対応についての質問にお答えします。

県の損害賠償請求については、現在、建設業者が調停の申し立てを準備していると聞いております。

その内容についてはまだ明らかではありませんが、申し立てがあった場合には、県の方針を十分説明して理解を求めるとともに、建設業者の意見にも十分耳を傾けて協議をしてまいりたいと考えております。

続きまして、平成19年度の国関係発注者別県内外契約状況についての質問にお答えします。

沖縄総合事務局と那覇防衛施設局によりますと、沖縄総合事務局が平成19年度に発注した工事の契約件数は全体で365件、金額にして554億5194万円となっております。そのうち県内企業の契約件数は291件で全体の79.7%、金額にして281億7738万円で全体の50.8%となっております。また、県外企業の契約件数は68件で全体の18.6%、金額にして204億6205万円で全体の36.9%となっております。

なお、県内企業と県外企業の共同企業体の契約件数は6件で全体の1.7%、金額にして68億1251万円で全体の12.3%となっております。

次に、那覇防衛施設局が平成19年度に発注した工事の契約件数は全体で110件、金額にして269億3664万円となっております。そのうち県内企業の契約件数は82件で全体の74.5%、金額にして111億6491万円で全体の41.4%となっております。また、県外企業の契約件数は24件で全体の21.8%、金額にして109億2703万円で全体の40.6%となっております。

なお、県内企業と県外企業の共同企業体の契約件数

は4件で全体の3.6%、金額にして48億4470万円で全体の18.0%となっております。

続きまして、米軍基地内の県内外契約状況についての質問にお答えします。

企画部の統計資料によりますと、米国防総省発表の2005年度建設工事の契約件数は2525件で、金額にして308億8900万円となっております。そのうち県内企業の契約件数は770件で全体の30.5%、金額にして89億9200万円で全体の29.1%となっております。

また、県外企業の契約件数は1755件で全体の69.5%、金額にして218億9700万円で全体の70.9%となっております。

続きまして、県発注工事の最低制限価格についての質問にお答えします。

最低制限価格は、不良工事の防止等公共工事の適正な施工の確保及び建設業の経営基盤の確保のため、原価割れ受注の防止を図ることを目的として設定されております。

県においては、最低制限価格は沖縄県財務規則第129条に基づき契約の種類及び金額に応じ、予定価格の100分の65から100分の85の範囲内で設定しており、入札参加者は事前に公表している設計金額と業者が推計した最低制限価格の範囲内で、それぞれの企業の経営等を考慮し入札に参加しているところであります。

続きまして、県発注工事の予定価格の事前公表のメリットとデメリットについての質問にお答えします。

現在、県発注工事の予定価格については事前公表ではなく、事後公表を行っております。

事前公表をした場合のメリットは、入札の透明性の向上による不正防止の効果のほか、業者にとっては見積り額の妥当性が把握できることなどがあります。

デメリットについては、予定価格から最低制限価格が推定できるため、積算能力のない業者も入札に参加できるようになることにより工事の品質確保に懸念が生ずることや、応札額が最低制限価格に張りつき、くじ引きによる落札が多発することなどがあります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 再質問いたします。

まず初めに、今、土建部長から国関係発注者別県内外の契約状況についてという発表をしていただきました。

実は、沖縄県建設業協会の方に問い合わせをしました。その中で、皆さんが出している数字と、私がこの間、県内の建設業協会の皆さんが出している数字が違

うんですね。簡単に説明をしますと、今知事に説明をしたんですが、（資料を掲示）例えばこれは沖縄総合事務局発注県内外シェア状況、平成19年度、上の部分が県外、赤が県内なんです、知事。そうすると建設業協会の方では、県外が51.8%なんです。この総合事務局の発注ですね。さらに、防衛局発注で見ますと、これも青いところが県外、赤いところが県内。青いところは県外19年度だと55.6%、県内だと44.4%なんです。ですからこの数字ですね。さらに国関係、その他もあるんですよ。国関係、防衛局、総合事務局以外ですね。それを見ますと、これも平成19年度、県外55、県内45なんです、これはその他。国関係発注全体ですね、今のを全部ひくると見ると、これも平成19年度を見ますと、県外が53.1%、県内が46.9%なんです。ですから、もっと簡単にわかりやすくなると、これ円グラフですね。これは総合事務局、この黄色いところが県内、赤いところが県外、明らかに県外が多いんですね。

皆さんは、先週金曜日です。当局からこの質問についてちょっとどういうことかというのは金曜日なんです。通告は事前にやっているわけですから、いや私は皆さんの数字と合わないかもしれないよという話をしたら、私たちは総合事務局と防衛局に直接問い合わせをして、同じ行政同士の信頼関係の中で数字を出しますと言うんですよ。私は、建設業協会の数字を持ってやりますよと。なぜなら、建設業協会は、これは知事認可なんです。知事が許認可をして、その中で建設業協会を初め皆さんがこの厳しい中で県民の声を聞くのか、県外のいわゆる国の声に耳を傾けるのかどっちなんだということを私はまず聞きたいなと思っております。

ですから、この数字は恐らく運輸、港湾の数字は入っていないと思うんですよ。だから、このごまかしをいつまでも続けるのかということは許されない問題だと思っていますから、そういう中途半端な答弁は許されません。これは、これまで4年間私が議会に参加させていただいた中で、再三みんなをお願いをしてきましたが、結果的に今の県のこの姿勢がこういう数字にあらわれていると思っていますが、部長を初めそして知事、これは私は県知事として、与野党の問題じゃないですよ。もっと強く国に言っていけないと、この数字がこれは県外の業者を締め出すくらいの意気込みでいけないうとだめですよ。この談合問題でこれだけ苦しい中で、皆さんは指導もできなかった。ここに来てこの厳しい御時世の中で、今度はこの仕事すら沖縄の沖縄振興という、口だけなんです。中身がない

じゃないですか。そのことをもう一度しっかり答弁を
いただきたいなと思っております。そうじゃないと、
この業者の皆さん、この違約金を一生懸命返したくて
も返せませんよ。

もっと言えば、これも一例なんですけれども、先ほ
ど言いました、今最低価格の話もありました。業者の
皆さんの話を聞くと、仕事はとても苦しいと。鋼材の
価格も上がっているということで、たしか知事の方に
建設業協会の呉屋会長の方から陳情が来ていますよ
ね。これも新聞に出ておりました。最低制限価格の設
定等について、この中で、建設企業は適正な企業収益
があって初めて品質確保、工事の安全について保証が
できるんだと。そのことを国の方でもこの見直しをし
ようとしている中で、皆さん方の方に2項目ほど要請
が来ております。それについて県の対応をしっかりと
示していただきたいと思っております。

米軍基地内の工事についてもボンド制度というこ
とで、あれは金額保証ができないと、ほとんど県内業者
が対応できないようになっております。これも結果的
に大きな差別ですから、それを分割発注するというこ
ともしっかりとやっていかないと、沖縄県の建設産業
はみんなたちまち全部だめになりますから、そこはい
ろんな産業に起因していますから、具体的にその答弁
をいただきたいなと思っております。

続いて知事の政治姿勢の中で、完全失業率の全国平
均化なんですけれども、みんなでグッジョブ運動、こ
れは私は認知度が薄いと思っております。

実は、浦添市内の若手の起業家の皆さんを集めて、
みんなでグッジョブ運動に取り組んでいますかと言っ
たら、何、それと言われました。みんなでグッジョブ
運動と言っても皆さんほとんどわからないんですよ。
ですから、その取り組みをもっと具体的に、県だけが
やっても県民がついてこないとこれは意味がないです
から、具体的に今後どう展開するかということを部
長、答えていただきたいと思っております。

普天間基地3年以内の閉鎖状態について、この間
ずっと議論がありました。3年以内の閉鎖状態につい
て、私は大賛成でございます。できないだろうという
議論をするとこれは余り進歩がないと思っておしま
す。

実は、知事は3年以内の閉鎖状態、ただ議論にな
っているのはどうやってやるのかというのが議論にな
っているんですね。ところが宜野湾に目を向けると、宜
野湾市長は5年以内で閉鎖・返還と言っているんです
よ。これがことしいっぱいに公約を出しているらしい
んですよ。私は、この問題も保守・革新関係ないと

思っていますよ。宜野湾市長は、ことしいっぱいまで
に閉鎖・返還をすると言うし、知事はこちらに来ると
3年以内の閉鎖という話をするんですね。私は、この
件は宜野湾の伊波市長と知事でしっかりと一致点を見
出して訪米するべきだと思っていますね。

仲のいい翁長市長と行くのも結構なことですが、こ
んなときは宜野湾の伊波市長も含めて、この普
天間の閉鎖に向けて一緒にやろうやということで直接
訪米をして、ことしそのタイミングを見計らってやっ
ていただきたいということを提案しますが、知事の御
見解を賜りたいと思っております。

続いて認可外の問題なんですけれども、認可外保育
園は、部長、きょうも保育園の先生方来ています。恐
らくみんなショックを受けて寝込むんじゃないかなと
思っております。備蓄米をもらえるんじゃないかなと
思っておりまして、給食費も200円か300円もらえる
んじゃないかなと思っておりまして、ふたをあけたら1日11円、そして備蓄米もだ
め、こういう現状で私は浦添に帰って子供たちに、親
に向けてどういう顔をしていいのかわからない状況で
ございますから、そのあたりどのような支援策を求め
るのか、もう一度具体的に御説明ください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後8時0分休憩

午後8時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 再質問にお答えしたいと思
うんですが、特に3年めどの閉鎖状態の実現につい
ての議員のお考えは非常にありがたいと思いますし、御
支援を賜りたいとも、御指導を賜りたいとも思いま
すが、伊波宜野湾市長と一緒に訪米したらどうかとい
う御提案は、御提案としてきょうのところは承ったとい
うことにさせていただきます。

その他の再質問につきましては、部局長等から答弁
させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 再質問で、認可外
保育施設の処遇向上についてお答えいたします。

入所児童の処遇向上につきましては、政府備蓄米の
活用以外、その他の支援が得られないか、引き続き国
に要望してまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後8時5分休憩

午後8時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） みんなでグッジョブ運動がまだ教育界、産業界に十分浸透していないんじゃないかという御質問についてお答えします。

県としては、約60団体の教育・産業関係機関と連携をとって運動を進めているところでございますけれども、十分浸透していないということについては反省して、今後さらに展開していきたいと思っております。

ちなみに、今年度は既に県内の主要大学の学長と知事、担当と意見交換を実施しております。

それから、7月をグッジョブ運動の推進月間ということを決めまして、7月15日にはみんなでグッジョブ運動の推進大会を開く予定でございます。

そのほか、地域推進リーダーを各北・中・南部、宮古、八重山に依頼して置いてございますので、そういう方々と連携をとりながらさらにグッジョブ運動を推進しまして、完全失業率の全国平均化に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 国関係発注契約状況の食い違い、具体的には総合事務局、防衛局、あるいは公団等の国関係機関と建設業協会からの数字の食い違いでございますが、私どもは総合事務局、防衛局及び公団等の国関係機関の平成19年度の県外企業の発注状況等を入手しております。

一方で、7月5日に建設業協会から入手した資料によりますと、集計結果の数字に食い違いがございます、おっしゃるような。この点につきまして建設業協会の方に聞き取りを行ったところ、協会の方では「日刊建設ニュース」の記事から集計をしていると、それから工事費の増減等の変更契約等には反映されていないと、それから一部工事については含めていないこともあるということなどがございまして、協会によると個別工事を1件1件比較しなければ食い違いの原因はわからないということでございました。

したがいまして、今後は県内建設業者の優先発注・受注機会の確保に反映させるため、協会と密に情報交換を行い、今現在は数字の状況の認識等についても共有に努めてまいりたいと思っております。

それからもう1点、予定価格の事後公表の話でございますが、今現在、私ども県においては予定価格は事後公表しておりまして、ただ設計金額の事前公表を

行っているところなんです。

したがいまして、設計金額から予定価格及び最低制限価格を類推することが容易となっております、最低制限価格に張りつき、くじ引きが増加するという傾向がございまして、今このことを踏まえて設計金額の公表をしているわけですが、しないことの検討を今しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後8時11分休憩

午後8時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 赤嶺昇議員の再質問の中で、県内企業への優先発注という精神というのは、県庁自身の仕事は当然そういう考え方でやっておりますし、国に対しても、それから防衛省、総合事務局、そしてまた米軍ですね、四軍調整官あたりにも県内企業への特段の配慮、優先発注というような考えは何回か要請をいたしております。しかしながら、議員の御質問の感じからいきますと、まだまだ足りないのではないかというふうに理解しますと、これからさらに一生懸命県内優先発注について駆け回ってみたいと思っております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 知事の公約の中で、大躍進の中で、「自ら考え、実行し、責任を負うという強固な気概が不可欠です。」と述べられています。

認可外の問題は、国の支援策にはどういうものがあるかを求めていくというのは主体性がないんですよ。先ほどから何回も質問しているのは、どういうメニューを皆さんは求めるんですかということを聞いていますので、もう一度しっかり答えてください。

そして、この建設業協会の皆さんも含めてしっかりとまた連携をして、この現状は国だけに目を向けなくて、どうぞ県民に目を向けて、県民が納得できるように頑張っていたきたいということを強く指摘しておきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） まず、認可外保育園についての御注文についてですが、これも金城勉議員のたしか御質問の中で申し上げましたように、公明党の太田

代表を初めとして各政党の先生方が、岸田沖縄担当大臣と話をされたり、いろんな形でこの認可外保育園についてもっともっと支援をすることを研究して結果を出してくれというような御趣旨のことを駆け回っていただいております。いい形で出てくるのではないかと思います。今のところまだあれはもらっておりません。これは今、途中の状況を御報告したんですが、将来いい御報告ができるのではないかと考えております。

それから、2番目の建設業協会とか受注についての最後のお話が少しはっきりと理解できてないんですが、これはもっともっと県内の産業・企業がきちっと

受注できるようにもっとしっかり頑張れと、こういうことですか。

しっかり頑張ってもらいたいと思いますので、ぜひ民主党のお力もまたかしていただきたいと思います。
○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明8日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後8時18分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 上 原 章

会議録署名議員 仲 村 未 央

平成20年 7 月 8 日

平成20年
第 2 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 5 号）

平成20年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第5号）

平成20年7月8日（火曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第5号

平成20年7月8日（火曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 乙第1号議案から乙第13号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 乙第1号議案から乙第13号議案まで

乙第1号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第3号議案 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県生活環境保全条例

乙第5号議案 沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第8号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第9号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について

乙第10号議案 専決処分の承認について

乙第11号議案 専決処分の承認について

乙第12号議案 専決処分の承認について

乙第13号議案 専決処分の承認について

出 席 議 員（48名）

議 長 高 嶺 善 伸 君
副議長 玉 城 義 和 君
1 番 上 原 章 君
2 番 島 袋 大 君
3 番 中 川 京 貴 君
4 番 桑 江 朝千夫 君
5 番 平 良 昭 一 君
6 番 仲 村 未 央 さん
7 番 照 屋 大 河 君
8 番 渡久地 修 君
9 番 上 里 直 司 君
10 番 瑞慶覧 功 君
11 番 奥 平 一 夫 君
12 番 吉 田 勝 廣 君

13 番 當 山 眞 市 君
14 番 吉 元 義 彦 君
15 番 座喜味 一 幸 君
16 番 佐喜真 淳 君
17 番 玉 城 満 君
18 番 仲宗根 悟 君
19 番 崎 山 嗣 幸 君
20 番 西 銘 純 恵 さん
21 番 山 内 未 子 さん
22 番 新 垣 清 涼 君
24 番 前 島 明 男 君
25 番 新 垣 良 俊 君
26 番 仲 田 弘 毅 君
27 番 照 屋 守 之 君

28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 當 間 盛 夫 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 赤 嶺 昇 君
 36 番 比 嘉 京 子 さん
 37 番 金 城 勉 君

38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 45 番 新 里 米 吉 君
 46 番 嘉 陽 宗 儀 君
 47 番 新 垣 安 弘 君
 48 番 大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 仲 里 全 輝 君
 副 知 事 安 里 カツ子 さん
 知 事 公 室 長 上 原 昭 君
 総 務 部 長 宮 城 嗣 三 君
 企 画 部 長 上 原 良 幸 君
 文化環境部長 知 念 建 次 君
 福祉保健部長 伊 波 輝 美 さん
 農林水産部長 護得久 友 子 さん
 観光商工部長 仲 田 秀 光 君
 土木建築部長 漢 那 政 弘 君
 企 業 局 長 花 城 順 孝 君
 病院事業局長 知 念 清 君
 会 計 管 理 者 福 治 嗣 夫 君

知 事 公 室 監 上運天 昂 君
 秘書広報統括 名渡山 司 君
 総 務 部 監 伊 元 正 一 君
 財 政 統 括 長 仲 村 守 和 君
 教 育 委 員 会 長 翁 長 良 盛 君
 教 育 長 得 津 八 郎 君
 公 安 委 員 会 長 宮 城 和 博 君
 委 員 長 伊 礼 幸 進 君
 警 察 本 部 長 太 田 守 胤 君
 労 働 委 員 会 員 阿波連 本 伸 君
 公 益 委 員 会 員
 人 事 委 員 会 長
 人 事 務 局 長
 代 表 監 査 委 員
 選 挙 管 理 委 員 会 長
 委 員 長

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 長 嶺 伸 明 君
 次 長 遊 佐 信 雄 君
 議 事 課 長 嘉 陽 安 昭 君
 課 長 補 佐 平 田 善 則 君

主 査 中 村 守 君
 主 査 佐久田 隆 君
 主 査 大 城 佳 美 さん
 主 査 金 城 悦 子 さん

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第 1 及び日程第 2 を一括し、これより直ちに一般質問を行い、乙第 1 号議案から乙第 13 号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 皆さん、おはようございます。

中頭郡区、北谷町出身、社大・ニライの瑞慶覧功です。

数少ない議会経験のない新人です。皆様の御指導、御鞭撻よろしくお願い申し上げます。

ちょうど一月前の 6 月 8 日に初当選を果たしましてちょうど 1 カ月、きょうこの場で質問できることを大変光栄に思います。よろしくお願いします。

質問に入ります。

7 月は県産品奨励月間と位置づけられております。

ゴーヤーやナーベラーといった野菜やさまざまな熱帯果樹、それらを加工した食材、そのほか健康食品や化粧品、建築資材など多種にわたるウチナムンがあります。

中でも、近年その顔となっているのがかりゆしウエアではないでしょうか。そして毎年同じではなく流行があり、常に進化しています。私も10着以上持っています。ほぼ年じゅう着ておりますが、結婚式、披露宴、あるいは県外へ行くときにも意識して着るようにしております。

沖縄では6月以降気温が30度近くになり、告別式では約9割以上の方がかりゆしの礼服を着ています。しかし、まだ結婚披露宴や式典会場では半数以上の方がネクタイ、スーツを着ており、会場内は冷房温度が下げられ、かりゆし着用の人には寒いほどです。環境問題が叫ばれる中、逆行しているように感じております。

去る6月15日に万国津梁館で開催されましたG8科学技術大臣会合の知事主催のレセプションでは、かりゆしウエアを着用したとありました。大変すばらしいことだと思いました。

私は、海開きが行われる4月からはかりゆしウエアでいいのではないかと考えております。むしろ冬場でも長袖のかりゆしでいたいと考えております。

さて、6月26日の本会議後の全体写真はネクタイ、スーツに統一との各派代表者会での確認事項であったようですが、私は前の日に夜中まで悩んでおりました。そのあげくはかりゆしウエアで登庁いたしました。しかし、集合写真のテレビ報道を見た支持者の皆さんからはよく目立っていたと大変喜ばれておりました。必ず統一する必要はないと思いますが、今後統一を促すのであればかりゆしウエアにしていきたいと希望を申し上げます。

それでは伺います。

(1)、私は、かりゆしウエアが好きで亜熱帯の沖縄では年じゅうかりゆしウエアで通してもよいと思っています。県としてかりゆしウエアをどのように位置づけているのか。

(2)、地場産業として、かりゆしウエアの県経済に与える効果はどうなっているのか、県としてどのような支援、かわりを持っているのか。

(3)、クールビズでかりゆしウエアを着ることで、冷房温度はどれくらい緩和されるか。

(4)、6月以降30度近くになるが、結婚披露宴や式典等の会場において半数以上の方がネクタイ、スーツ姿である。県民運動としてかりゆしウエアの着用を奨励

する必要があると思いますが、見解を伺いたい。

2、選挙に関連して。

選挙期間中、違法ポスター、看板等掲示物の撤去を選挙管理委員会や警察、土木事務所からそれぞれ文書や直接口頭で注意がありました。しかし、一方が撤去しても一方は撤去しないなどの状況もあり、指導を促すのであれば守らない場合、実力行使を伴わなければ意味がないと思います。張り出した私が言うのもなんですが、確かに景観を損ねていると思います。唯一県道だけが違反のステッカーが張られておりました。もっと道路管理者の市町村と連携を図り対応する必要があると思います。

また、投開票作業は現在午後8時までの投票、9時からの即日開票作業となっております。候補者の少ない選挙でも2時間以上を要し、候補者の多い選挙では深夜まで及びます。しかし動員される職員は翌日も通常勤務で睡眠不足で業務に支障を来しても不思議ではありません。

そこで伺います。

(1)、違法ポスター、看板などの対応について。

選挙管理委員会、警察、各道路管理者は連携を図り、強制撤去を行う必要があると思いますが、見解を伺う。

(2)、投票率の変動について。

投票率アップを図るために、投票時間の延長や期日前投票が導入されたと思いますが、以前と現在の内容の変化と投票率の変動について伺う。

(3)、投開票作業のあり方について。

現在、午後9時からの開票作業で選挙によって深夜1時過ぎまでかかっている。投票時間を以前に戻すか、翌日開票に変更する必要があると思います。見解を伺う。

3、基地外の米軍関係者居住問題について。

基地外に住む米軍関係者は県内では1万1810人、うち最多の自治体は北谷町で3223人、1644戸となっております。北谷町は11行政区がありますが、その中で特に砂辺区に約3割に当たる600戸が集中をしております。そこは基地外基地と言われ、今、問題になっております。さらに砂辺の浜に面した旧砂辺スポーツランド跡地に米軍人向け高層マンション8階建ての現在2棟、計画では4棟、約200室が建設される予定となっております。

今のままでは歌にも歌われた砂辺の浜がプライベートビーチになりかねません。しかも、この物件は本土の投資家がオーナーとなり、本土ゼネコンが施工しております。

政府は2月22日に照屋寛徳衆議院議員、糸数慶子参議院議員の質問主意書に対する答弁書で、「基地外居住許可は、基地内住宅の居住率が95%に達しない限り、許されない」と答えています。

それで伺います。

(1)、2月25日の県議会米軍基地関係特別委員会に対し、在沖米海兵隊が、基地内の住宅が満杯のため基地外の居住を許していると説明していることに、基地従業員や関係者から疑問の声が出ているとの新聞報道がありました。県は、その後基地内の空き家について調査したのか、しているのであれば示してほしい。していないのであれば調査すべきと思うが見解を伺います。

(2)につきましては、取り下げます。

我が会派の代表質問との関連について。

社大・ニライ新垣清涼議員の代表質問に関連して、1の(2)、日米地位協定の抜本的改定に向けてのイとウに関連して、米軍の事件・事故に対する綱紀肅正、教育プログラムについて伺います。

私の住む北谷町では、地域住民を巻き込んだ米軍人・軍属による事件やトラブルが多発しております。特に、米軍人向け住宅の密集する砂辺区や西海岸地域で米軍属の少年による空気銃発砲事件や窃盗事件が発生しました。また、民間住宅地域で深夜1時過ぎまで複数の女性を連れ込み、庭先で酒を飲んだあげく裸になってどんちゃん騒ぎをするという住民トラブルが発生しました。私たちの常識では考えられないことです。もちろん、このようなことはアメリカ本国においても許されないことだと思います。この住宅を借りていた陸軍に所属する米兵の話では、このような綱紀肅正、教育プログラムの話は聞いたこともないと言っていたそうです。2年間いて一度も聞いたことがないと。

そしてこの件に関し、軍の上層部は、一部の不屈きな者の言うことは信じないでほしい、教育は徹底されていると言っております。

事件が起こるたびに、米軍関係者や基地を肯定する人たちはそのようなことを言いますが、しかし現実として一部というには余りにも事件やトラブルが多過ぎます。もっと管理責任が問われてしかるべきだと思います。

なぜこのような非常識なことが沖縄では起きるのか、そしてできてしまうのか。本来多くの事件やトラブルは、綱紀肅正や犯罪防止策以前の常識的なモラルの問題だと思います。ですから私は、米軍基地をなくすことでしか犯罪もなくすことはできないと思ってい

ます。しかし残念ながら米軍は居座っております。現時点で犯罪を抑止するには日米地位協定の抜本的見直ししかないと思っております。

それでは質問に入ります。

(1)、2月10日に発生した少女暴行事件発生以来、県内での米軍人・軍属が関係した事件・トラブルの発生件数は6月時点で何件あったか、その内容を伺う。

(2)、県が日米両政府に要望した犯罪防止策に対し、日米両政府はどのような回答、反応をしたか伺う。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

瑞慶覧議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、かりゆしウエアに関連いたしまして、かりゆしウエアの位置づけ及び冷房温度の緩和等々に係る御質問にお答えいたします。

この1の(1)と(3)が関連いたしておりますので、御理解を得て一括して答弁させていただきます。

かりゆしウエアは、沖縄の暑い夏を快適に過ごすとともに、観光沖縄をPRすることを目的につくられてまいりました。平成12年の九州・沖縄サミット首脳会合の開催以降、急速に普及し、官公庁を初め金融機関などビジネスの場での着用が一般化しております。

県におきましては、かりゆしウエアの普及を図る観点から公式行事や会議等におきましても着用を呼びかけているところでございます。また、かりゆしウエアの着用により、体感温度は約2度下がるとわれておりますので、クールビズの先進事例として冷房温度の緩和にもつながることと考えているところでございます。

次に、同じくかりゆしウエアに係る御質問で、かりゆしウエアの県経済への効果等々に係る御質問にお答えいたします。

かりゆしウエアの売上金額につきましては、縫製業界におきましても把握できておりませんが、製造枚数につきましては平成9年の約4万4000枚から平成19年には37万4000枚と8.5倍となっております。

県といたしましては、これまで「かりゆしウエア・テキスタイル・デザインコンテスト」を開催するなど支援してまいりました。本年度も製造業においてデザイン戦略を導入するため、沖縄デザイン戦略構築促進事業を実施いたしており、関係業界と連携をし、かりゆしウエアのさらなる普及促進に努めていきたいと考えているところでございます。

次に、同じくかりゆしウエアの件ですが、かりゆし

ウェア着用の奨励についての御質問にお答えいたします。

かりゆしウェア着用の奨励につきましては、平成元年に設立され、官民合わせて173団体で構成される「めんそーれ沖縄県民運動推進協議会」におきまして、沖縄カラーを演出するためかりゆしウェアの着用を推進いたしております。毎年3月には「かりゆしウェア普及キャンペーン」を実施し、4月1日から11月30日までを「かりゆしウェア着用推奨期間」と定めております。また、昨年は、「かりゆしウェアを世界へ広める会」が発足をし、6月1日を「かりゆしウェアの日」と定め、さまざまなイベントが催されております。最近では、冠婚葬祭用のウェアとしても販売され、普及拡大が図られており、今後とも関係団体と連携をし、かりゆしウェアの普及に取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 阿波連本伸君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（阿波連本伸君） 答弁に入ります。

違法ポスター、看板等の対応に関する三者連携の必要性についてお答えいたします。

選挙に関する違法なポスター、看板等につきましては、選挙管理委員会、警察及び道路管理者が必要な連携を図り、対策を講じているところであります。

6月の県議会議員選挙につきましては、当委員会においては5月26日と6月3日の2度にわたり撤去命令を発したほか、警察当局におかれては警告を、道路管理者においては撤去作業を行うなど、実際に三者が相互に連携を図り、それぞれの権限に基づいて職務を遂行したところであります。

当委員会としましては、今後とも警察当局、道路管理者及び市町村の選挙管理委員会などの関係機関との連携を密にして職務を遂行するとともに、公職選挙法等の関係法令に違反する行為がないよう、有権者、候補者及び政党等政治団体関係者の選挙及び政治に関する意識の高揚にさらに努めてまいりたいと考えております。

次に、投票時間の延長と期日前投票の実施に伴う投票率の変動についてお答えいたします。

投票時間の延長につきましては、有権者が投票しやすい環境を整備することを目的として、平成9年にこれまで午後6時までとされていたものを2時間延長いたしまして午後8時までに改められたものであります。

また、期日前投票制度につきましては、選挙人が利用しやすい不在者投票制度とするため、平成15年に不在者投票事由を緩和するなどの改善を図ったものであります。制度の改正前後における投票率の変化については、県議選挙の結果だけを見てまいりますと、期待していた効果はあらわれていないように思われます。

しかし、当委員会といたしましては、これらの制度と相まって、今後とも有権者に対する常時啓発——これは年間を通しての計画に基づく啓発行為であります——や、選挙時啓発——これは臨時啓発とも申します。選挙に当たりまして啓発行為をする場合であります——常時啓発、臨時啓発をともに実施することによって投票率のなお一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、投票時間の短縮または翌日投票への変更等、投票作業のあり方についてお答えいたします。

投票時間につきましては、有権者が投票しやすい環境を整備することを目的として平成9年に延長されたものであり、公職選挙法の規定に基づき、すべての選挙を通じて午前7時から午後8時までの間と定められております。

翌日開票への変更につきましては、有権者に対し選挙の結果を速やかに知らせる必要があることや開票作業に市町村の長部局職員を多数動員する必要があり、投票日の翌日に開票作業を実施する場合は、翌日以降の住民サービスが低下することが懸念されます。

これらのことから、翌日開票の実施は困難であると考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地外の米軍関係居住者問題について、基地内の空き家調査についてお答えいたします。

県としては基地内の空き家についての調査は行っておりませんが、政府は、去る3月7日、照屋衆議院議員の基地内住宅に関する質問に対し、「米側から、平成20年1月31日の時点で、沖縄県に所在する施設及び区域については、米国政府が建設した住宅も含め、8139戸の住宅があり、そのうち6484戸に米軍の構成員等が入居しており、その入居率は約8割であるとの説明を受けている。」と答弁しております。

基地内の居住状況については、今後必要に応じ米側に照会したいと思います。

次に、我が会派の代表質問との関連についてのう

ち、県の要望した犯罪防止策に対する日米両政府の対応についてお答えします。

県が日米両政府に対応を求めた事項のうち、米軍人等に対する研修プログラムの見直しについては、在沖米四軍共同による性犯罪防止シンポジウム及びワークショップ、並びに外務省による沖縄理解増進セミナーの拡充などが示されております。

また、米軍人等の生活規律の強化については、海兵隊によるリバティ・カード制度の拡充や、生活指導巡回の強化などが示されております。

さらに、基地外に居住する米軍人等の対策については、在日米各軍の施設・区域外居住の基準が公表されるとともに、市町村別及び軍人・軍属・家族別の施設・区域外居住者数が公表されております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 2月10日の少女暴行事件の後から6月末までの間における米軍人または軍属を被疑者とする事件及びトラブルの内容についてお答えいたします。

米軍人による事件は8件9人で、その内訳は、強盗致傷1件1人、強姦致傷1件1人、公然わいせつ1件1人、住居侵入2件2人、器物損壊2件3人、公務執行妨害1件1人であります。

軍属による事件は3件3人で、その内訳は窃盗犯が3件3人であります。

次に、米軍人または軍属に係るトラブルについてですが、その内容については、米軍関係者が店の中で他の客と口論になりもめている、夜中に飲酒して騒いで付近住民の安眠を妨害している、路上駐車しているなどがあります。

これらは、直接、県警本部の110番に入ってくる場合、各警察署の交換台や交番、駐在所などに電話がかかってくる場合、トラブルの現場を目撃したタクシー運転手や通行人等が警察署や交番、駐在所、時にはパトロール中の警察官に通報してくる場合などさまざまな形態で警察が把握することになります。

県警察といたしましては、その都度、警察官をその現場に臨場させ、トラブルの当事者・通報者からの事情聴取等、所要の措置を講じているところであります。

事件に至らないトラブルについても、日本人間のトラブルと同様に、その内容、現場警察官のとった措置等を取り扱い警察署で記録しているところでありますが、そのうち、外国人、中でも米軍人または軍属が関

係するものだけを特別に資料化していないことについては御理解願います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 かりゆしウエアについてなんですけれども、例えば、今後の県民運動と申しますか、奨励する意味で案内状、そういったものにかりゆしウエアの着用を促すように、促せば着やすいというような雰囲気があるようですので、そこら辺をもっと進めていく必要があるんじゃないかと思います。

それから道州制の問題もこれから出てきますけれども、やはり日本列島、沖縄から北海道まで気象条件も文化も異なります。単独州を目指すのであれば、もっと沖縄を主張することが大事であると考えます。そのためにかりゆしウエアをおきなわブランドとしてもっと県内外に進めていく必要があると思います。

また、今回質問できませんでしたが、暑い沖縄の特色としてサマータイムの導入なども考えていく必要があると考えております。そのことが観光産業や地域経済、さらにはゆとりある暮らしにつながってくると考えます。

選挙に関連して、違法ポスターの看板に関しては連携をとってなされているとおっしゃっていましたが、やはり各市町村の自治体、道路管理者、そこもっと連携を図って、そこが一番容量が多いわけですから、そういったところもっと連携を密にして、例えば違法ポスターはそういった撤収をして、後援会に請求書を回すとか、そういう方法もあるんじゃないかと思います。

(2)と(3)、投票率に関しまして、以前と大した変動がないとありましたけれども、ぜひこれは今後検討課題にしていきたいと思います。

3番目の基地外の米軍関係居住問題につきまして、政府の答弁した基地内住宅が95%に達しない限り許されないとやっているわけですが、これはやはり矛盾しているのではないかと思います。なぜこのような莫大な思いやり予算をかけて建てておいて、それを空き家にして、また米軍政府がわざわざ月16万から27万と言われる住宅手当を出しているのか。これは本当に米国政府が出しているのか、いささか疑問であります。国民や県民は生活に今苦しんでおります。もっと国民の立場に立った予算の使われ方が今問われていると思います。

会派の代表質問との関連について、日米地位協定の抜本的見直しにつきまして、昨日玉城義和議員の質問

にもありましたが、やはりこれまでのような取り組みではだめだと思います。知事は、もっと沖縄県のリーダーとして毅然たる態度で取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 おはようございます。

日本共産党の渡久地修でございます。

通告に従って質問を行います。

最初に、知事の政治姿勢について質問します。

(1)点目、米軍基地についての基本的な考え方についてお尋ねします。

戦後、米軍は県民を収容所に囲っているときに土地を勝手に奪い、また、銃剣とブルドーザーで強制接収したものであるといいますが、沖縄の米軍基地の形成過程について質問します。

日米安保条約の目的は何か。現在、米軍はいかなる目的で沖縄に基地を置いているのか。

復帰後、今日までの米軍による事件・事故、犯罪の実態と認識について答弁してください。

北部訓練場での米国以外の軍隊もジャングル戦闘訓練を計画しているといいますが、新たな基地の強化、負担の強化ではないか。知事はきっぱりと反対すべきではないか。

このように戦後63年も基地が押しつけられ、負担を強いられているのは異常だと思うが、知事の認識を伺います。

また、知事はあと50年も100年も基地を置いてもいいという立場なのか、明確にお答えください。

(2)点目、米軍基地を撤去させてこそ経済は発展するのではないか。

基地が返還された那覇市の新都心地区の経済的発展状況を、人口、事業所数、雇用数、税収など、返還前と現在の比較についてと、那覇軍港及び普天間基地が返還され、那覇市の新都心のように発展した場合の経済、雇用効果はどうなるかお伺いします。

(3)点目、今こそ県知事が沖縄県民の立場に立って基地はもう要らないと政府に物を言い、そのために県民に大同団結を呼びかけるべきだと思います。見解を伺います。

次に、世界的な食料危機と自給率向上について質問

します。

県の自給率は幾らか、さとうきびを除くと幾らか。

世界的な食料危機のもと、国内・県内自給率向上は喫緊の課題だと思いますが、知事の認識をお尋ねします。

食料危機に際してどのような緊急対策をとろうとしているのか。また、自給率向上のために中長期的な対策をとるつもりか答弁してください。

主食の米の県内自給率向上への特別な対策をとるべきではないか。

次に、雇用問題について。

働いても働いても貧しい暮らしから抜け出せない、いわゆるワーキングプアと言われる人々が広がっています。

(1)点目、県内の年収200万円以下の収入しかない人の10年間の推移を伺います。

(2)点目に、県などの優遇措置で誘致したコールセンターについて以下伺います。

ア、どのような優遇措置で支援しているのか。また、これらの支援企業からの決算書、正規職員、派遣社員、パート・アルバイト職員別の雇用人数及び平均賃金などの報告はきちんと受けているのか。

イ、知事は、情報通信産業の誘致で雇用を拡大したと言っていますが、コールセンターにおける正規職員、派遣社員、パート・アルバイト職員の数、比率と雇用形態ごとの月額平均賃金は幾らになるか。また、社会保障制度などはどのようになっているか。

ウ、国や県などの優遇措置で誘致した企業には、正規雇用を義務づける県条例を制定すべきであります。答弁を求めます。

(3)点目に、教員の定数に占める臨時的または期限つき任用者の実態について以下の点を伺います。

ア、沖縄県の実態と全国比について、平成19年度と平成20年度について。

イ、本務教員と臨時教員はどれだけの給与の差があるか。

ウ、県はグジョブ運動を展開しているが、まずみずからも雇用拡大の努力を行うべきではないか。知事は、臨時教員の現状をどのように認識しているか。率先して正規採用すべきではないか。

エ、30人学級を小中全学年で行った場合は幾らの雇用拡大ができるか。早期実施を行うべきであります。

次に、県庁職員及び教職員のサービス残業根絶と健康管理について以下の点にお答えください。

(1)、自殺や精神疾患での休職者、メンタルヘルス相談等の実態について、10年間の推移と原因及び分析に

ついて伺います。

(2)、サービス残業や持ち帰り残業などの実態について。

(3)、サービス残業根絶と労働者の健康管理について、厚生労働省の通達ではどのようなになっているか。

(4)、県及び教育委員会はどのような対策をとっているか。

(5)、県庁職員の場合、サービス残業を根絶し健康を管理するための一つの手段として、出退勤を確実に把握するカードシステムを導入すべきではないか伺います。

次に、環境問題について。

(1)点目、地球温暖化防止策の県の取り組みについて伺います。

(2)点目、ヤンバルの森はCO₂吸収効果と伐採によって幾らの吸収効果を失っているかお尋ねします。今の皆伐方式は見直しが必要ではないでしょうか。

(3)点目、学校給食の牛乳紙パックを瓶に切りかえることについて。

県内の学校給食で年間の牛乳紙パックの使用量と、それを生産するのに必要な木の本数は幾らか。

使用済みの紙パックは、以前は埋め立て廃棄されていたが、現在はどうか。

CO₂削減と森林保護、環境教育のためにも学校給食における牛乳紙パックを瓶にかえるべきではないかお尋ねします。

次に、那覇市内での県河川に係る大雨時の浸水被害防止策について、特に安謝川水系、安里川水系について伺います。

7、我が党の代表質問に関連して伺います。

原油高騰による県民生活は、農水産業を初めあらゆる部門に甚大な被害を与えており、緊急の対策が求められています。県知事を本部長とする緊急対策本部を立ち上げ、緊急かつ全庁的な総合的な取り組みが求められていると思いますが、知事の見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 渡久地議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、米軍基地の認識についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、戦後27年間に及ぶ米国統治下で、民有地の強制接収などによって広大な米軍基地が形成され、沖縄の本土復帰後も日米安全保障条約に基づく提供施設として引き続き米軍が使用することになり、現

在に至っております。

戦後63年を経た今日におきましても、全国の米軍専用施設面積の約75%が沖縄県に集中し、県土面積の約10%を米軍基地が占めており、基地の多くが県民の住宅地域に接していることから、計画的な都市づくり、交通体系の整備など沖縄県の振興開発を推進する上で大きな制約となっております。

また、事件・事故や航空機騒音問題、演習による原野火災など、今なお広大な米軍基地から派生する諸問題が多発をしている状況にあります。

県としましては、将来的には平和で豊かな沖縄県を実現することが全県民の願いであると認識いたしており、その実現に向けて一步一步基地の整理縮小を着実に進めていくことが重要であると考えております。

次に、世界的な食料危機に関係する御質問で、沖縄県の食料自給率の状況と自給率向上対策について、この2の(1)と2の(2)が関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

沖縄県における平成17年度の食料自給率は、カロリーベースで30%となっておりますが、さとうきびを除きますと6%になります。このため、食料の安定供給と食料自給率の向上を図ることは極めて重要なことと考えております。

沖縄県としましては、農林水産業振興計画に基づきおきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化及び地産地消の推進、農林水産業の基盤整備など各種施策・事業を総合的に推進いたしております。

特に、県産農林水産物の県内消費拡大を図るため、沖縄県地産地消推進県民会議を通じて積極的に推進いたしているところであります。

今後とも、沖縄県農林水産業の振興と食料自給率の向上を図るため、総合的に諸施策を推進してまいります所存でございます。

次に、世界的な食料危機に関係する御質問の中で、食料危機に係る緊急対策等についてどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

世界的な穀物の需給逼迫や価格高騰の中、食料の安定供給と食料自給率の向上を図ることは極めて重要なことと考えております。

最近の飼料価格や原油価格の高騰により、畜産業や漁業は厳しい経営環境に置かれております。

県といたしましては、畜産経営の安定を図るため、自給飼料増産のための草地整備、優良乳用牛の導入、畜産物の価格低落時の価格差補てんなどを実施しているところでございます。

さらに、緊急対策として、国及び関係機関との連携によって、第１に、配合飼料価格安定制度の充実強化、第２に、保証基準価格を下回った場合に、補てん金を交付する子牛価格安定制度などの充実強化、第３に、酪農家などが生産性向上に向けた取り組みに対し、新たな交付金による支援、第４に、遊休地を活用した自給飼料増産の推進などを実施していくこととしております。

また、漁業経営の安定を図るため、第１に、つくり育てる漁業の振興、第２に、資源管理型漁業の確立、第３に、漁港・漁場及び流通関連施設の整備などの施策を総合的に推進しているところでございます。

燃油高騰に対する支援といたしましては、第１に、沿岸漁業改善資金による省エネ型エンジン設置等に対する無利子の貸し付け、第２に、運転資金借り入れの際の融資保証を円滑化するための助成、第３に、平成20年度から燃油高騰の影響の大きい漁業者に対する漁獲共済の掛金補助を実施いたしております。

また、全国知事会等を通じまして、国に対し漁業用燃料・資材の低廉化や省エネルギー化技術の開発など、燃油高騰対策の強化を要請しているところでございます。

次に、環境問題の中で、地球温暖化対策の取り組み状況いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県では、沖縄県地球温暖化対策地域推進計画を平成15年８月に策定をし、県内の温室効果ガス総排出量を2010年度までに８％削減することを目標に各種対策を実施しているところでございます。

県内における二酸化炭素排出量の排出源につきましては、運輸部門が約28％、民生業務部門が約27％、民生家庭部門が約22％などとなっており、民生部門や運輸部門での削減対策が重要であります。

主な対策としましては、「おきなわアジェンダ21県民会議」などと連携をし、県民、事業者等へ地球温暖化防止に向けた取り組みの実践を促進するため、県民環境フェアなどの普及啓発活動を実施いたしております。

特に、今年度は地球温暖化対策の九州・沖縄・山口統一キャンペーンとして、オフィス等での適正な冷暖房の取り組みやノーマイカーデー強化月間、そしてエコドライブの普及などを九州各県と共同して実施をいたしております。

県としましては、今後とも、県民、事業者等と連携をし、県計画の目標達成に向け取り組んでいきたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢のうち、沖縄の米軍基地の形成過程についての御質問にお答えします。

去る沖縄戦において激しい戦闘の末、沖縄を占領した米軍は住民を一定の地区に設置した収容所に強制隔離し、軍用地として必要な土地を確保した上、基地の建設を進めていきました。

その後、朝鮮戦争の勃発等、極東における国際情勢の変化により、米国は沖縄に大規模な軍事基地の建設を開始しました。

昭和27年４月、対日平和条約の発効により、沖縄は米国の施政下に置かれ、その後も米国は既接收地の使用権原と新規接收を根拠づける布令を次々と発布し、新たな土地接收を強行していきました。

戦後、27年間に及ぶ米軍統治下で、「銃剣とブルドーザーによる接收」と呼ばれた民有地の強制接收などによって沖縄県の広大な米軍基地が形成されました。

次に、日米安全保障条約と沖縄の米軍基地の目的についてお答えします。

外務省によれば、日米安全保障条約の目的は、「我が国自身に対する侵略を抑止することに加え、我が国の安全が極東の安全と密接に結びついているとの認識の下に、極東地域全体の平和の維持に寄与すること」とされております。

また、防衛白書によると、米軍が沖縄に駐留する主な理由について、「沖縄は、米本土やハワイなどに比較し、東アジアの各地域に対して距離的に近い位置にある。このため、この地域内で緊急な展開を必要とする場合に、沖縄における米軍は、迅速な対応が可能である。」とされております。

次に、事件・事故等の実態と認識についてお答えします。

復帰後の米軍による事件・事故については、沖縄県警察本部の資料によると、平成19年12月までの米軍構成員等による犯罪検挙件数は5514件、このうち殺人や強盗等の凶悪犯は552件となっています。

一方、米軍基地の運用によってもたらされる事件・事故も数多く発生しており、県の把握では、航空機関連の事故については、平成20年６月末までに479件発生し、そのうち固定翼機によるものが387件、ヘリコプターによるものが92件となっています。

次に、北部訓練場での米国以外の軍隊の訓練についてお答えします。

外務省に確認したところ、施設・区域の使用は、安保条約第6条に基づき米軍に対し認められているものであり、第三国の軍隊が演習のために施設・区域を使用することは認められないものと考えているとのこと。

また、県としては、従来から米軍の訓練等によって周辺住民に被害や不安を与えることがないように求めてきたところであり、今後とも、日米両政府に対しあらゆる機会を通じて本県の過重な基地負担の軽減を求めてまいります。

次に、那覇新都心の経済効果についての御質問にお答えします。

返還前の那覇新都心地区は米軍用地であり、人口、事業所数等は把握しておりません。

返還後の那覇新都心地区の状況について那覇市に確認したところ、平成20年4月1日現在の住民基本台帳人口は1万7428人となっております。

事業所数、従業員数は、平成18年現在で976事業所、1万1690人となっております。また、税収について平成18年度の市課税額の合計は、約27億円となっていることとあります。

次に、跡地の経済効果についてお答えします。

県では、平成18年度に「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等検討調査」を行っており、返還予定の駐留軍用地に起因する経済的効果について推計しております。

この中では、返還予定の駐留軍用地が那覇新都心並みに整備・発展したと仮定した場合の跡地利用を想定し、経済効果を推計しております。

これによると、那覇軍港を跡地利用した場合の税収は、市・県・国税の合計で約189億円と推計され、また、雇用効果としては約1万2000人の雇用が見込まれております。

同様に普天間基地を跡地利用した場合の税収は、市・県・国税の合計で約520億円と推計され、また、雇用効果としては約3万2000人の雇用が見込まれております。

次に、県民の立場に立った基地への対応についてお答えします。

県は、これまでもあらゆる機会を通じて本県の過重な基地負担の軽減を訴えてきたところであります。

本県の過重な米軍基地の整理縮小について、まずSACOの合意事案の着実な実施を促進してまいりたいと考えております。また、在日米軍再編協議で最終合

意された嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の返還については、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興・発展の将来を左右する大きな転機になることから、確実な実施がなされる必要があると考えております。

県としては、引き続き県民の目に見える形で基地負担が軽減されるよう、日米両政府に対し、その実現を強く求めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは世界的な食料危機と自給率向上についての御質問で、米の自給率向上対策についてにお答えいたします。

本県における米の生産量は、昭和35年には約3万2000トンでありましたが、干ばつ、台風等の気象災害やさとうきびなど他作物への転作により減少し、平成19年度では2880トンとなっております。現在の自給率は約3%となっております。

本県の米は、石垣島を初め伊平屋島、伊是名島など主に離島地域で生産され、地域において重要な作物となっております。そのため、県では、安定生産を図るため、優良種子の配付、栽培技術指導を行うとともに、水田経営所得安定対策及び産地づくりを推進しているところであります。さらに、本県に適した新品種の導入選抜、カンショとの輪作の推進及び県産米の販売促進による消費拡大に取り組んでおります。

次に、環境問題の御質問で、ヤンバルの森のCO₂吸収効果と伐採による吸収効果の損失及び皆伐の見直しについてにお答えいたします。

ヤンバルにおける森林は平成19年度で約2万6000ヘクタールあり、試算すると年間約9万2000トンの二酸化炭素を吸収しています。これは自家用乗用車の二酸化炭素排出量の4万台分に相当いたします。

平成19年度のヤンバルにおける伐採量は13.7ヘクタールで、これは年間約50トンの二酸化炭素吸収量の減少となり、自家用乗用車排出量の22台分に相当いたします。二酸化炭素吸収能力は、若い森林ほど高く、成熟すると低下していきます。

ヤンバルの広葉樹林の1年間の1ヘクタール当たり二酸化炭素吸収量は、20年木で9.4トンに対し60年木では0.7トンとなり、約10分の1に減少することとなります。そのため、炭素を固定した木材を収穫利用し、その後、造林することによって二酸化炭素の吸収効果はさらに高まります。

森林の伐採については、ヤンバルの貴重な生態系を

保全するため、大面積の伐採を避け、伐採区域の縮小化・分散化に努めております。

今後とも地球温暖化防止の観点からも、適切な森林整備は必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 雇用問題についての御質問で、年収200万円未満の人の推移についてお答えいたします。

総務省は5年ごとに就業構造基本調査を実施しております。これによりますと、沖縄県における年収200万円未満の者は、平成9年度で就業者数57万9000人に対し、26万4000人、45.6%であります。平成14年は就業者59万9000人に対し、28万8000人、48.1%です。平成19年で就業者63万4000人に対し、31万6000人、49.9%となっております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） コールセンターの雇用問題の御質問の中で、優遇措置の内容、支援企業からの報告事項等についてお答えします。

コールセンターへの優遇措置として県の支援事業である新通信コスト低減化支援事業がありますが、この事業は通信事業者が全国ネットとして提供しているサービスを低廉な価格で調達し、その通信費の一部を県が補助することにより利用企業の通信費負担を軽減する内容となっております。

沖縄県に立地したコールセンターは、平成20年1月現在、50社であり、そのうちこの支援事業を利用しているコールセンターは9社であります。

この支援事業を利用している企業については、正社員、契約社員等の雇用形態別の人数や支払い賃金総額等を事業実施状況報告書として四半期ごとに報告を受けております。

次に、コールセンターにおける正規職員、派遣職員数などについてお答えします。

現在、県内に立地しているコールセンターは50社で、その雇用者数は1万1456名であります。そのうち、新通信コスト低減化支援事業で支援を受けているコールセンター9社の雇用者数は2715名で、内訳は正社員509名で比率は18.7%、契約社員は1490名で同じく54.9%、派遣社員は57名で同じく2.1%、パートなどは659名で同じく24.3%となっております。

支援企業の平均賃金については、現在のところ把握

しておりませんが、今後、報告を義務づけることを検討したいと考えております。

また、健康保険、労働保険などの社会保障制度については、関係機関に確認したところ誘致したコールセンターについて特に問題があるとは聞いておりません。

同じく優遇措置で誘致した企業に正規雇用を義務づける県条例についてお答えします。

非正規雇用については、低所得者の割合が多いことや職業能力開発の機会が少ないなどが指摘されており、雇用環境の改善や正規雇用の拡大が求められております。

このため、県では、新通信コスト低減化支援事業の利用企業を選定するに当たり、3年間でパートを除く20名以上を新規に雇用することを条件とするなど正規雇用の拡大に努めております。

また、国においては、パートタイム労働者の正社員化を促すことなどを目的に「パートタイム労働法」を改正したところであります。

県としましては、誘致企業を対象に正規雇用を義務づける条例は困難であります。雇用拡大に関する県民運動など、あらゆる機会を通して幅広く正規雇用の拡大について働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは雇用問題についての御質問で、臨時的任用教員の実態についてお答えいたします。

小・中・高校における5月1日現在の臨時的任用教員数につきましては、平成19年度は617人、平成20年度では663人となっております。

また、全国の状況につきましては、これまで全国的な調査が実施されたことがなく、把握しておりません。

次に、本務教員と臨時教員の給与の差についてお答えいたします。

本務教員と臨時的任用教員の給与につきましては、どちらも「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」等が適用されるため、採用時の前歴等の違いを除けば基本的に差はございません。

次に、臨時的任用教員の現状と正規採用についてお答えいたします。

教員の採用に当たっては、児童生徒数の推移、退職者の数等を長期的に展望しながら年齢構成のバランスも考慮し、計画的に行っております。

なお、臨時的任用教員につきましては、少子化等の影響により、児童生徒数や学級数の増減に伴う教職員数の変動等に対応する必要があり、やむを得ず行っているところであります。

次に、30人学級を小中全学年で行った場合についてお答えいたします。

30人学級につきましては、仮に平成20年5月1日時点の児童生徒数で、小中学校全学年で導入することとした場合、新たに962人の教職員増が見込まれます。

今後の計画につきましては、現在、30人学級制度設計検討委員会において検討しているところであります。

次に、県庁職員及び教職員のサービス残業根絶と健康管理についての御質問で、自殺や休職者等の10年間の推移と原因についてお答えいたします。

平成12年度以降の調査によりますと、教職員の自殺者は、平成12年度、14年度、15年度、18年度はおおの1人となっておりますが、その原因につきましては不明であります。なお、平成13年度、16年度、17年度はおりません。

また、精神性疾患による休職者につきましては、平成9年度50人、10年度50人、11年度56人、12年度55人、13年度65人、14年度82人、15年度99人、16年度94人、17年度119人、18年度150人となっております。

「教職員等のメンタルヘルス相談事業」の相談件数は、開始年度の平成14年度92件、15年度350件、16年度191件、17年度258件、18年度362件、19年度380件となっております。

精神性疾患による休職者が増加している原因につきましては一概には言えませんが、社会の複雑化や多様化、人間関係の希薄化など学校を取り巻く社会環境の急速な変化に加え、教職員の職務が多様な人間関係、倫理観を強く求められる職業であるなど職務の特殊性も大きく影響しているものと思われます。

次に、教職員の残業の実態についてお答えいたします。

平成18年度、文部科学省が行った「教員勤務実態調査」の結果によりますと、教員の時間外勤務は1日平均2時間程度となっております。その主な業務内容は、授業準備、成績処理、事務・報告書作成、会議・打ち合わせ、部活動指導、保護者への対応などとなっており、本県においても同様な傾向ではないかと考えております。

県教育委員会としましては、本県の状況を把握するために、現在、「勤務実態調査」を実施しているところであります。

次に、残業や健康管理の対策についてお答えいたします。

教職員の時間外勤務につきましては、各学校において、行事の精選、校務分掌の整理・合理化、会議のスリム化及び校内LANを活用した学級事務の簡素化を行っております。

また、県教育委員会におきましては、学校への調査及び行政連絡会議の精選を行うなど改善に努めております。

教職員の健康管理につきましては、産業医やスクールカウンセラーの配置、衛生委員会の設置など各学校における労働安全衛生体制の確立に努めております。

また、教職員の職場環境の充実を図るため、管理職を対象としたメンタルヘルス研修会を実施するとともに、医師による健康相談や教職員の悩み相談事業にも取り組んでいるところであります。

県教育委員会としましては、今後とも教職員の健康の保持・増進に努め、個々の実情に応じた実効性のある職場支援体制の充実に努めてまいりたいと思っております。

次に、環境問題についての御質問で、牛乳紙パックの使用量等についてお答えいたします。

平成19年度における県内小中学校の牛乳紙パックは、年間約3430万個使用されております。

全国牛乳容器環境協議会の資料によりますと、牛乳紙パックを生産するのに必要な木の本数は、30年育った立ち木1本当たりの重さを500キログラムとして換算しますと、年間約1600本余りになります。

次に、紙パックの廃棄についてお答えいたします。

学校給食用牛乳の使用済み紙パックにつきましては、沖縄県学乳供給者協議会によりますと、現在、豊見城市、糸満市など7市町村において、環境教育の一環としてリサイクルしております。

なお、その他については、実施主体である市町村において主に焼却処分をしていると聞いております。

次に、牛乳紙パックを瓶に変えることについてお答えいたします。

紙パックを瓶に変えることにつきましては、県学校給食会によりますと、洗瓶不良による衛生面の問題や、運搬時の児童生徒への負担加重、破損による負傷並びに運搬費等のコスト高による保護者の負担増等が懸念されたため、瓶から紙パックに変更されたとのことであります。

なお、学校給食における牛乳容器の変更ににつきましては、実施主体である市町村が供給業者及び学校給食会等と協議の上、対処すべきことと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 県庁職員及び教職員のサービス残業根絶と健康管理についての関連で、自殺者や休職者、メンタルヘルス相談の10年間の推移と原因についてお答えいたします。

知事部局において平成18年度から実施している「死亡退職者調査」によりますと、死亡原因が自殺となっている人数は平成18年度が2人、平成19年度はゼロとなっております。その2人は、40代と50代の男性職員であります。原因については不明であります。

また、精神疾患による休職者は、平成10年度10人、平成15年度18人、平成19年度20人となっており、増加傾向にあります。

平成19年度における休職者状況は、男性が13人、女性が7人、30代が最も多く、本庁5人、出先機関15人、職種別では、事務職12人、福祉職2人、技術職4人、現業職2人となっております。

精神疾患による休職者が増加している原因につきましては、仕事上の悩み、人間関係の悩み、家庭内の悩み、健康上の問題などさまざまな要因が考えられます。

また、メンタルヘルス相談件数につきましては、平成15年度18人から平成19年度78人と増加しておりますが、これには平成15年4月に随時の相談体制が整備されたことも一つの要因というふうに考えております。

相談者の業務内容やメンタルヘルス不全に陥った原因については、把握しておりません。

次に、サービス残業等の実態についてお答えいたします。

職員の時間外勤務につきましては、公務のため臨時の必要があるときに、予算の範囲内で事前命令を徹底するよう指導しており、いわゆるサービス残業や持ち帰り残業はないものと認識をしております。

次に、サービス残業根絶等の厚生労働省の通達についてお答えをいたします。

厚生労働省の通達においては、事業者が講ずべき措置として、労働時間については、労働日ごとに始業・終業時刻を使用者が確認するなど適正な把握を行うこととされております。

また、過重労働による健康障害の防止については、時間外、休日の労働時間を月45時間以下とするよう努めること、産業医や衛生管理者等を選任するなど健康管理体制を整備すること、健康診断などを確実に実施すること、長時間にわたる時間外、休日労働を行った

労働者に対する面接指導を実施することなどが通達の内容となっております。

次に、時間外縮減に向けた県の対応についてお答えいたします。

時間外勤務の縮減につきましては、労使双方から成る労働時間短縮・過重労働対策推進協議会を設置するとともに、「沖縄県知事部局職員にかかる時間外及び休日等勤務に関する基本協定」を締結しました。職員に安易に時間外勤務等を命ずることがないように取り組んでいるところでございます。

また、「時間外勤務等の縮減に向けた取組指針」を平成18年3月に策定し、週2日の定時退庁日の周知徹底を図るなどの取り組みを進めているところでございます。

出退勤カードシステムの導入等についてお答えをいたします。

県では、個々の職員の勤務形態に応じた出勤管理、休暇等申請などの諸手続の電子化を図るため、現在、システムの開発に向けた準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 那覇市内での県河川についての中、那覇市内河川の浸水防止策についての御質問にお答えします。

安里川水系につきましては、浸水被害の軽減を図るため、河川改修とあわせて金城ダム、真嘉比遊水地を建設してきました。両施設の完成により治水安全度の向上を図ってまいりましたが、未整備区間においては依然として浸水する可能性があることから、浸水被害を抜本的に解消するため下流から、順次、河川改修を実施しているところであります。

今後は平成21年度までに牧志・安里地区再開発事業地内を整備し、平成23年度までに姫百合橋までの区間をおおむね完成させ、浸水被害の軽減を図る予定であります。

次に、安謝川の古島地区につきましては、浸水被害の大きな要因である国道330号ボックスの改築を今年度内に着手していきたいと考えております。さらに、上流部の首里平良から石嶺地区につきましては、ことし9月を目途に地域住民の意見を反映させるためのワークショップを開始し、平成21年度以降に河川整備計画を策定し、事業の検討を進める予定であります。

また、那覇市内の安里川、久茂地川、真嘉比川、安謝川、国場川を含む県内8河川を平成20年3月に水位

周知河川に指定したところであります。

県は、那覇市や市消防本部と連携して「避難判断水位到達」情報を速やかに伝達し、一般住民に注意を喚起することにより水害の軽減を図ってまいります。

今後とも地域住民や地権者の協力を得ながら、浸水被害の早期解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 我が党の代表質問との関連で、原油価格高騰に対する緊急対策本部についての御質問にお答えいたします。

最近の原油価格の高騰につきましては、ガソリン、軽油等の石油製品だけでなく、生活関連物資や諸経済活動への影響が懸念されるところであり、現在、各部門においてそれぞれの事業に応じた支援・対応策が検討されているところであります。

県としましては、沖縄県消費者行政連絡会議等におきまして総合的に関係部局の支援・対応策等の情報共有化を図るなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡久地 修君 答弁漏れ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時29分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 再質問を行います。

まず基地問題について。

1点目に、私は、63年も基地を押しつけられていることは異常じゃないかということを知事に聞いたつもりです。また、50年後、100年後も基地を置いてもいいという立場なのかということに対して、先ほどありましたように、県土の発展のために大きな制約となっている、あるいは将来的な平和な沖縄を目指すということを言いましたけれども、私は異常と思っているのかということと、50年後、100年後も基地があつていいという立場なのかということを知っているんです。明確にお答えください。これは私、初めての質問ですので、今後の議会活動にもかかわりますので、知事の明確な答弁をお尋ねします。

2点目、知事は代表質問、一般質問の答弁で繰り返し県外がベストだ、それが困難だから県内移設と言っ

ています。私たちは県内移設という立場ではなくアメリカに持って帰れという立場ですが、知事が県外がベストと言っているのであればお聞きしますが、知事はみずからのベストの要求に対してこれまで何回日本政府、米国政府に要請し、何回交渉したのか、具体的に教えてください。

3点目、知事の答弁を聞いていますと、辺野古の基地は普天間の基地がただ移るだけだと言っているように私には聞こえましたが、辺野古に予定されている新しい基地は単なる普天間基地が移るのではなく、基地機能が格段に強化された最新鋭の基地ではないかと思えます。1100メートルの滑走路2本、補給基地、訓練基地との合体、そして軍港の設置、まさに最新鋭の出撃基地の拠点になるのではないのでしょうか。これはまさに米軍がねらっている世界への出撃拠点化ではないのでしょうか。

先ほどの答弁で、日米安保条約、日本の安全と極東の安全と言っていました。しかし皆さん、ここに防衛大綱がありますけれども、この防衛大綱、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」、平成16年12月10日閣議決定、この中でも、「我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下」ということで書いているんですけれども、そういう状況のもとで沖縄の基地が世界の出撃拠点化に変えられようとしている。

これは2005年に行われた「日米同盟：未来のための変革と再編」に、「世界における課題に効果的に対処する上で重要な役割を果たしており、安全保障環境の変化に応じて発展しなければならない。」と、まさに米軍が世界に出撃拠点化をねらっています。現に沖縄の海兵隊がイラクやアフガニスタンに出撃していると報道されておりますし、また、先日の新聞報道であったジャングル訓練、オランダ、イスラエル、ドイツ軍が訓練をするという計画も報じられた。さらには、新型装甲車両、中東での訓練も沖縄でやられようとしている。まさにこういったことが進んでいることに対して、知事、こういったことを容認するのかどうかお尋ねします。

4点目、米軍基地あるがゆえの事件・犯罪、こういったものに対して県民の間では今怒りが非常に私は広がっていると思います。この県民の願いがいろんな形であらわれてきていると思います。そのあらわれの一つが3月23日に行われた「あらゆる米兵の事件・事故に抗議する県民大会」で、この大会はこれまでの政党や労働組合中心の大会から、子ども会育成連絡協議会や婦人連合会などの社会教育団体などがもう我慢できないといって立ち上がったものだと思います。

そして、翁長那覇市長は、その大会でこう述べました。「地位協定の見直しはもちろん、これまでの仕組みを一度ご破算にして最初から検討していくぐらいの決意をもって、」ということを述べました。

この大会に先立って、私、那覇市議会議員をやっていましたが、私の2月議会での質問に対して、翁長市長はこう答弁しました。「全体的な日本の防衛をどうするかという議論は、当然のことながら、共産党とはかみ合いませんので、これは致し方ないということがあります。県民として、この過重な基地負担をどのようにして解決していくかということにつきましては、やはり党派を乗り越えてやっていく必要があるだろう」と、こう述べて、「これをまとめる作業をどうするかということによって、今、議員がおっしゃるような、基地は要らないと、ご破算にしているいろいろな考えましようやというようなことの声を沖縄県から発することができるんじゃないか、こういうことには私も全力をまた傾けていきたい」と述べました。

そして先日の6月23日の慰霊の日、河野衆議院議長はこう述べました。「長年の懸案である在沖縄米軍基地の移転、縮小問題は、未だ十分な成果を挙げるにはほど遠い状況にあります。そもそも沖縄の基地問題は、かつてのわが国の政府が、中国からの撤退を求めるアメリカに対し、無謀な戦争をしかけたことに原因の発端があるのであり、国家の指導部がその戦争の適切な早期終結を図ることができなかったことが、沖縄の大きな犠牲を産んだといういきさつを考え合わせますと、日本の政治がこの解決に全力を傾けるべきことは自明のことです。私たちは、長期的には東アジアに平和な外交環境を作り出し、安全保障情勢を変えることによって、少なくとも今のような大規模な米軍の駐留を、不必要なものとしていくことを目指すべきです。」ということで、衆議院議長でさえこういうふうに述べているんです。ですから、私は沖縄にいる政治家として、保守・革新という立場を乗り越えて、余りにも今のひど過ぎるこういう現状に対して、もう沖縄から基地は要らないと、そのためには困難な状況であるけれども、復帰の原点、基地のない平和な沖縄、これを目指すべきだと思いますが、知事の決意をお尋ねしたいと思います。

次に、河川について。

石嶺、平良町の整備について。

これは河川を拡張するということでしょうか。管理道路についてはどうなるのか。また、その際、現在新築・改築を計画している市民、事業所にはどう対応するのか。本格的な整備の間、分水などの応急的対応が

必要ではないかお尋ねします。

雇用問題について。

年収200万円以下の人が全国で33%、沖縄では50%、49.9%と言っても50%になっています。この事実は今後の県政運営にとって大きな重みのある実態と思いますが、知事の認識をお聞かせください。

非正規雇用が40.7%と答弁をしていましたが、この10年間の推移はどうなっているかお尋ねします。派遣会社がこの間ふえていると思いますが、10年前と今日の比較を示してください。

コールセンターの支援にこの間幾らの税金を投入してきたのかお尋ねします。これらについては事前に通告してあります。

知事は、雇用をふやしたと言っていますが、結果的に非正規雇用を広げる呼び水になってしまったのではないかと、認識をお尋ねします。

正規雇用を義務づけることは困難と答弁していましたが、なぜ困難なのか、その理由をお尋ねします。

国は、非正規雇用を見直す動きが今出ています。非正規を正規雇用にしていく、これは大きな流れであります。それでも県は困難と言い張るのかどうかお尋ねします。

次に、県庁職員や教職員の健康管理、サービス残業、過重労働について。

県庁職員のサービス残業はないものと認識していると答弁していますが、ないと断言できるか、明確に答弁してください。

出退勤カードシステムについて、これは私、那覇市でも提案して実現させてきましたが、これは非常に在庁時間を把握する上で有効だと思います。準備していると言いましたが、来年4月実施ということで理解していいのかお尋ねします。

次に教育長、厚労省の通達でも過重労働、サービス残業をなくしていくためには労働時間を把握する、これは使用者の責任だということが明確にされています。私が聞きたいのは、文科省の全国調査ではなく、沖縄の実態を聞きたいと思います。先ほどの実態、精神疾患による休職者が3倍になり、メンタルヘルス相談が4倍になっている。この実態は非常に異常な実態だと思います。

私たちの調査でも、全国的に見ても非常に多い数字だと思います。現場からは多忙が一番の原因と言われています。人間を相手の教育、子供たちもさまざまです。

先ほど答弁があった、最近では貧困も広がり生活のために昼も夜も働かなければならない親もふえ、子供た

ちの教育にも影響を与えていると思います。このような深刻な実態、責任を持って調査をしていただきたいと思います。教育長の見解を伺います。

そして、現場からは、一番の解決策は30人以下学級だと言っていますが、改めて伺います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時49分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡久地議員の再質問にお答えいたしますが、短い時間で新しい質問がたくさん出てきたのでちょっと時間がかかりましたが、答えになっているだろうと思います。

まず第1番目の御質問で、異常ではないか、そしてこれが第2なのか関連なのか、将来的に50年、100年先もどう考えているのかというような答えにくい御質問なものですから時間をとりました。

まず、異常であるかどうかというその言葉の使い方なんです。基本的には、私は負担の軽減というのは前から負担が過重であると、沖縄においての基地負担はですね、だから整理縮小をやっていくべきだというのはちゃんと申し上げていることで、そういう線に沿って基地の政策といいますか、考え方を申し述べてきているわけです。ですから、異常か正常かという御質問には、言葉としてとても答えられませんが、その成り立ちについては先ほど申し上げたとおりでございます。ですが、いずれにしても負担は過重であると。したがって整理整頓・整理縮小すべきだというふうに答えさせていただきたいと思います。

そして、将来50年、100年先がどうかという御質問も、これも質問はできるんですが答えが非常に難しい御質問ですね。ですから、これはそういう時期に国際安全保障状況が基地の要らない状況になっていることを期待したいとしか申し上げられないと思います。

それから、ベストだと思うがと、こう知事はよく普天間の移設について言うけれども、このベストについてのトライをしたのかという趣旨の御質問だと思いますが、これは日米交渉の経緯から言って名護市が受け入れる、北部市町村が受け入れると言っているんですから、その受け入れる先があるので、これが現実的な選択だと思っていますよ。ですが、無論考え方としては県外であるにこしたことはないというのは当然のことですが、現実的には現に名護市が受け入れる、しかも発端は普天間が危険だからまず移そうと、こういう

ことから事は始まっているんですから、まず早く普天間の危険を除去し、後に戻ってくるいろんな基地を返してもらうためには、県外であるにこしたことはないんですが、まず名護市や北部の受け入れるというところへ移すというのが極めて現実的な選択だと思っているわけで、政府に特にベストの選択をお願いしたり要求したりしたことはありません。

そして、最後のところがいろいろおっしゃったものですから、御質問のポイントがよくわかりにくい部分があって、3月23日の県民大会、そして那覇市長のお話、そして御質問の部分がちょっとわかりにくいので推測でお答えさせていただきますけれども、要は、基地を全面的になくすということに取り組む姿勢を持つべきではないかというふうなことをおっしゃっておられるんでしょうかね。河野衆議院議長の発言であるとかいろいろ引用されたんですが、どうも質問の御趣旨がわかりにくいので、ですからこれは基本的には今の過重負担をまず減らしていくという、もうこの1点で申し上げるしかないと思っております。

その他の再質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 渡久地議員の再質問にお答えいたします。

まず1つ目でございますが、サービス残業はないと断言できるかという御質問にお答えをいたします。

時間外勤務の職員につきましては、労使双方から成る労働時間の短縮、それから過重労働対策推進協議会を設置しましてその中で議論しているところでございます。また、平成16年12月に沖縄県知事部局職員に係る時間外及び休日等勤務に関する基本協定を締結しておりまして、その中で時間外勤務等の限度時間、それから時間外勤務の命令方法について協定を結んでございます。

時間外勤務等の命令方法につきましては、事前命令を徹底するということになってございまして、これにつきましては平成15年以降、県の管理職員以上についてそういう事前命令の徹底について労務管理の講習会を毎年継続して進めているところでございます。

また、職員の時間外勤務につきましては、公務のため臨時の必要があるときに予算の範囲内で事前命令を徹底して出すということで管理してございますので、いわゆるサービス残業はないというふうに考えております。

次に、出退勤カードシステムの関連で、来年4月と

いうふうに理解してよろしいかという御質問でございましたが、来年4月を目途に、那覇市と同様のカードシステムではございませんが、導入することを目標に現在、他県の調査等を行っているということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、渡久地修議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目が、教職員の労働時間の把握はどうかということでございます。

現在、公立小・中・高校、特別支援学校におきまして、全教職員を対象にしたアンケート形式で勤務実態調査を行っているところでございます。

調査項目につきましては、勤務時間内の業務に関すること、勤務時間以外に行っている業務に関すること及び日ごろの業務における悩みなどとなっております。

実態調査の結果を踏まえまして、今後適切に対応してまいりたいと思っております。

2点目に、30人学級の導入についてでございますが、今後の30人学級の計画につきましては、現在、30人学級制度設計検討委員会において鋭意検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 首里平良から石嶺の河川整備計画についての再質問にお答えをいたします。

まず1点目は、首里平良から石嶺地区の河川改修計画は、現在の河道を拡幅するのかが1点目でございます。

安謝川、首里平良から石嶺地区の河道の拡幅等については、整備計画策定時に河川の平面や縦横断形状の検討を行い、地域住民や専門家の意見等を反映させていきたいと考えております。

2点目が、管理用通路もつくるのかという質問でございますが、河川管理用通路につきましては、河川の適切な管理のためには必要性はあると考えており、地元の協力を得ながら整備について検討していきたいと考えております。

3点目が、住宅等の新築あるいは増築を計画している者に対してどう対応するのかという質問でございますが、新築住宅等の規制については、実施設計後に河川予定地の指定等の必要性の検討を行い、一定行為の

規制等により適切に対応してまいりたいと考えています。

4点目に、本格的整備がなされる間、分水等の対策を検討すべきではないかという質問でございますが、本格的な整備がされる間の暫定的な措置についても整備計画策定時に地域住民や専門家の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 再質問にお答えします。

非正規雇用について、低所得者の割合が多いことについての認識でございますが、非正規雇用については職業能力の開発の機会等、それから企業に正規雇用の拡大を求める等県は努力してまいりたいと考えております。

それから非正規雇用職員の10年間の推移でございますが、就業構造基本調査によりますと非正規雇用者は、平成9年の12万3000人から平成19年の20万7300人へと増加しております。雇用者に占める非正規雇用者の割合は、27.8%から40.7%というふうになっております。

それから派遣事業所数の10年間の推移でございますが、職業安定行政年報によりますと、県内の派遣事業所におきまして一般労働者の派遣事業所数が平成9年4月1日現在の17事業所から平成19年12月1日現在で147事業所にふえております。

それから特定労働者派遣事業所が平成19年4月1日現在43事業所から、平成19年12月1日現在233事業所に増加しております。

次に、コールセンターの支援に幾らの金額が使われたかという御質問についてお答えします。

通信コストの支援額は、平成11年から平成19年の累計で37億円でございます。

それからコールセンターの誘致が非正規雇用の呼び水になっているのではないかという御質問にお答えします。

コールセンターは、パート・アルバイトだけではなく多くの正規職員も雇用しており、必ずしも非正規だけではないと理解しております。

最近の動きでは、コールセンターからBPO——ビジネス・プロセス・アウトソーシング——の事業に一般事務の移行の動きがあります。

それから条例化は困難というのはなぜかという御質問でございますが、条例で雇用を義務づけるのは困難

と考えております。しかしながら、補助金の支援に当たって条件をつけるなど正規化の検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡久地 修君 議長、1つだけ答弁漏れがあるんですが……。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後0時4分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 答弁漏れだったそうで失礼しました。

今の渡久地議員の御質問で、辺野古へ移設される基地は機能が強化された最新鋭の基地であると思うが、知事はどう思うかということですよ。

私は、普天間の今の基地の代替施設であると思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 ただいまの答弁で、知事は県外移設がベストだと何度もこの本会議場で答弁していましたが、驚くべきことにこの交渉をしたことがないということをはっきり答弁されました。これを聞いて私は本当に愕然としました。

これまでいろんな事件・事故が起こるたびに私たちは政府に何度も抗議に行ったりしました。その際、外務省はアメリカと交渉したのかと、アメリカにちゃんと物を言っているのかと言ってきましたが、肝心の私たち沖縄県の代表である県知事がその交渉をしていないということがわかりました。これこそまさに私は異常だと思います。

今こそ基地は要らないという知事もそういう立場でやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 皆さん、こんにちは。

大城一馬でございます。

知事、お久しぶりでございます。たしか大田県政のときにお互いに与党の一員として一緒に頑張った仲でございます。時がたてばまた政治も変わるということで、4カ年ぶりに帰ってきました。そして、仲井眞知事とは立場を変えて、野党のスタンスでこれから対峙したいというふうに決意をいたしております。

どうかよろしくお願いいたします。

まず、基地問題について質問いたします。

普天間飛行場移設について。

普天間代替施設としてキャンプ・シュワブ沿岸部にV字型滑走路建設の政府案に対し、県側が沖合修正を求めています。協議はどのように進んでいますか。

稲嶺前県政は、15年使用期限、軍民共用空港を公約に掲げ、あげくの果て頓挫しました。仲井眞知事は3年以内の閉鎖状態を掲げていますが、実現に向けた取り組みについてどこまで進んでいますか。

去る6月8日の県議会議員選挙の結果は、県内での新基地建設反対の民意が示されています。知事は速やかに勇断を持って、普天間基地の県内移設の断念を表明していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

米国政府監査院が沖縄駐留海兵隊のグアム移転について、受け入れ先のインフラ整備の不十分さや財政上の問題で2014年移転完了におくれが出ると言われていますが、進捗状況はどうなっていますか。

日米地位協定について伺います。

県民の総意である抜本的改定に向けての取り組みはどうなっていますか。

5月13日の参議院内閣委員会において系数慶子参議院議員の質問に対し、米軍Yナンバー車庫証明問題は日米合同委員会特別分科委員会が2004年8月3日以降、一度も開かれていないと明らかにされました。実情を明らかにしてください。

1956年の日米合同委員会の合意事項の公務中の飲酒、米軍レンタカー高速利用の公務外免除などまさにやみの中にありますが、地位協定運用の実態の情報開示を求めるべきではないでしょうか、知事の所見をお伺いいたします。

次に、後期高齢者医療制度についてでございます。

4月1日からスタートいたしました同制度は、国民から強い反発を受け、県内でもさきの県議会議員選挙、そしてまた県老人クラブ連合会などからも撤廃との声が上がっていますが、政府や政治家は真摯に受けとめるべきではないでしょうか、以下質問いたします。

県内での対象は何人でしょうか。

同制度スタートによる県内対象者への負担増と影響

はどうですか。

県や自治体にはたくさんの苦情が寄せられていると思いますが、その実情を報告していただきたいと思います。

仲井眞知事が県民の意を呈して先頭に立って廃止の声を上げるべきと思いますがどうですか。

次に、環境問題について質問いたします。

観光立県の我が県では、開発と自然保護の調和を図ることが重要と思いますが、護岸や河川等の公共工事については動植物の生息・生育環境を確保し、親水性も考慮した自然再生型公共工事の導入が積極的に求められますが、現状と今後の計画はどうなっていますか。

沖縄本島及び離島周辺には、海洋不法投棄や大量の漂着ごみなどで海浜、海岸線などの景観が損なわれています。観光のイメージからもマイナスであります。

以下、次の質問を行います。

海洋及び海浜での不法投棄、漂着ごみ被害の実態はどうなっていますか。

県の漂着ごみの処理対策はどうなっていますか。

県内自治体に対するごみ処理経費の支援策についてはどうでしょうか。

次に、教育行政について質問いたします。

待機児童解消についてでございます。

待機児童の実態についてはどうなっているでしょうか。

県の取り組みと対応はどうですか。

30人以下学級について質問します。

これまでの県の取り組みはどうなっておりますか。

今後の具体的取り組みについて説明してください。

次に、教科書検定問題について質問いたします。

昨年の6・29県民大会で決議された検定意見の撤回並びに記述の回復について、その後の政府の対応はどうになりましたか。

知事は、教科書検定問題についてどのような対応をしたのでしょうか。

今後の知事の対応についてお聞かせください。

次に、離島振興についてでございます。

離島では、子供たちの進学に伴い親、家族が本島へと移り住まなくてはなりません。離島の子供たちが安心して進学、勉学に励める学生寮を備えた離島会館建設について県の取り組みをお聞かせください。

南北大東村では、沖縄のローカル放送が視聴できず情報格差、住民生活の利便性などに支障が生じています。その解消のため地上波デジタル放送への移行についての支援策は考えられますかお伺いいたします。

南北大東空港の夜間照明整備が不備で、夜間の急患空輸の危険性が指摘されています。その整備についての対応策をお伺いいたします。

久米島病院は平成12年の開設以来、地域医療機関としてその役割を担ってきました。しかし、当初から医師・医療要員の確保が困難なため診療体制や病院経営に大きな影響を及ぼしています。

公立久米島病院の充実について県の対策と取り組みについてお聞かせください。

燃油価格の暴騰は、産業や県民生活に多大で深刻な影響を与えていますが、去る6月30日久米島漁業協同組合は大会の中で、国、県への支援要請決議をしています。その対策についてお伺いいたします。

割高制定を余儀なくされている現行のJTA・琉球エア・コンピューター路線の航空運賃は、離島振興、生活の利便性に支障を来しています。県の補助による運賃低減と離島航空整備法（仮称）の制定について、どう取り組みますか、お伺いいたします。

次に、南部への路面電車の導入について質問いたします。

観光生活の利便性・交通渋滞の解消・環境問題などの対策に向けて、路面電車の導入は時代の流れだと思います。特に南部の南風原・与那原バイパスの建設により国道329号においては交通車両の低減が可能となり、その路面を利用して那覇・南風原・与那原線での早期導入は極めて高いと思いますが、南部への路面電車導入実現に向けてどう思いますか。

次に、マリン・タウン・プロジェクトについて質問いたします。

文化交流施設用地について、県の方針はどうなっていますか。

(2)番につきましては、取り下げしたいと思います。

県道糸満与那原線の早期全面供用について、県の取り組みをお伺いいたします。

国道南風原・与那原バイパスの整備促進についてはどうでしょうか。

与那原沿岸（マリンタウン内水路）の堆積土しゅんせつを早期に着手すべきと思いますがどうでしょうか。

最後に、我が会派の代表質問との関連についてお尋ねいたします。

知事の政治姿勢について、私どもの代表質問で新垣清涼議員から、県議選挙の結果は知事の県政運営に対する評価と受け取る発言についての質問がございました。私は、知事にその真意をもう一度お尋ねしたいと思います。

次に、基地行政についてでございます。

高江のヘリパッド建設についてでございますが、御承知のようにこの地域はヤンバルクイナやノグチゲラ等世界でも大変貴重な動植物が息する亜熱帯林の自然林が広がり、世界自然遺産の候補として選定されるほど豊かな地域でございます。

そこで知事にお尋ねいたします。

このヘリパッド建設に明確に反対の意思表示をすべきではありませんか、お尋ねいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 大城一馬議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、基地問題の中で、日米地位協定の抜本の見直しについての御質問にお答えいたします。

私は、去る5月15日に渉外知事会として内閣総理大臣に対し、日米地位協定の見直しの緊急要請を行ったところであります。

県としましては、より多くの国民や国会議員の皆様に見直しの必要性を理解していただくため関係機関とも連携をしながら、引き続き粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

また、日米地位協定の見直しを含む米軍基地問題に関し、米国連邦政府や連邦議会関係者等に沖縄県の実情を伝え理解してもらうために訪米することは意義があることだと考えております。現在、各方面から情報を収集し、訪米の時期や要請の方法を検討しているところでございます。

次に、後期高齢者医療制度の廃止についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

少子・高齢化の加速により高齢者の医療費が増大する一方、これを支える現役世代が減少していく中で、従来の老人保健制度におきましては、各保険者の費用負担の増大等が課題となっております。

新たな後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度と同様に、現役世代からの支援とそして公費を集中的に投入するとともに、高齢者の方々に保険料として応分の負担をしていただくことになっております。

後期高齢者医療制度につきましては、これから多くの皆様から御意見をいただき、耳を傾け、相当の改善がなお必要だとは思いますが、国民皆保険制度を堅持し、高齢者の適切な医療を国民全体で支えるため必要な制度であるとも認識いたしております。

現在、国におきましても低所得の方に対する新たな保険料の軽減措置等が示されたところであります。

その他の課題につきましても、今後の検討状況を踏

まえ、必要な改善を要求してまいりたいと考えているところでございます。

次に、教育行政に関連いたしまして、待機児童の実態と県の取り組みについての御質問にお答えいたします。さらに、これは4の(1)のAとイが関連いたしておりますので、御理解を得て一括して答弁させていただきます。

沖縄県の平成20年4月1日現在の待機児童数は、1808人となっており、平成19年度と比較しますと42人減少いたしております。しかしながら、いまだに多くの待機児童がいることから、県では、引き続き、保育の実施主体であります市町村と連携をして保育所の創設、そして分園の設置、定員の弾力化、認可外保育施設の認可化等を進め、なお一層待機児童の解消に努めてまいり所存でございます。

同じく教育行政に関連しまして、教科書検定問題への対応と今後の姿勢についてという御趣旨の御質問にお答えいたしますが、この御質問も4の(3)のイとウが関連いたしておりますので、一括して答弁させていただきます。

平成18年度教科用図書検定の結果、高校歴史教科書で沖縄戦における集団自決に関する記述から「日本軍の関与」が削除・修正されたことに対し、遺憾の意を表明し、昨年7月には県内6団体とともに政府関係機関に検定意見の撤回と記述の回復を要請したところでございます。

また、9月29日の平和を希求する11万人余の県民が結集した県民大会の趣旨を踏まえ、10月3日に改めて検定意見の撤回等について政府に要請いたしました。

さらに、11月には九州地方知事会の「沖縄県の教科書検定意見に関する要望についての決議」を受け、政府へ要請をいたしました。

教科書検定意見の撤回につきましては、長期的な取り組みになるものと考えており、今後とも国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、我が会派代表の御質問との関連で、与野党逆転の選挙に対する私に対する評価だという私の発言に対しての御質問にお答えいたします。

私は、多くの県民の負託を受けて知事に就任いたしましてから1年6カ月の間、公約として掲げました政策の実現に全力を尽くしてまいりました。私は、この間の成果、進め方についても、県議選での争点の一つになるものと考えておりました。

一方で、今回の選挙では後期高齢者医療制度やガソリン税など、国政レベルのテーマが県民の投票結果に少なからず影響を及ぼしたであろうとも考えておりま

す。

今回の選挙につきましては、県民の皆様から私の行政運営に対し、さらに広く県民の声に耳を傾けしっかりと政策を実行せよという意思のあらわれであると考え、真摯に結果を受けとめているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地問題についての御質問のうち、沖合移動の協議についての御質問にお答えします。

県としては、代替施設の建設計画については、可能な限り沖合へ寄せるなどの地元の意向や環境に十分配慮し検討を進めるよう政府に求めているところであります。

これに対し政府からは、移設措置協議会において、地元の意見を真摯に受けとめ誠意を持って協議する旨の発言や、沖合へという話も念頭に置き、早期に決着が図れるよう最大限の努力をする旨の発言がありました。

今後とも引き続き政府と協議を重ね、進展が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、3年めどの閉鎖状態の取り組みについてお答えします。

県は、移設するまでの間で、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであり、政府と協議をし確実な解決が図られるよう全力を尽くしております。

政府においても町村官房長官から、危険性除去策について米国側と交渉するなど、できるだけ沖縄県民の負担を軽減できるよう努力していきたい旨の発言があるなど、この間の県との協議を踏まえ理解が深まりつつあると考えております。

次に、普天間飛行場の県内移設の断念についてお答えします。

普天間飛行場移設問題の原点及びその緊急の課題は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であり、県として早期に解決しなければならない問題であると認識しております。

県としては、在日米軍再編協議などこれまでの経緯を踏まえると、キャンプ・シュワブに移設することが普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するための現

実的な選択肢であると考えております。

次に、在沖海兵隊のグアム移転の進捗状況についてお答えします。

海兵隊司令部及び約8000人の将校・兵員のグアム移転の進捗状況について、米国国防総省の「グアム統合軍事マスタープラン素案の概要」によると、2010年初頭に環境影響評価決定書が署名され、その後、在沖海兵隊のグアム移転を含めたグアムの基地全体において今後必要となる施設やインフラの詳細な計画が確定する予定であるとのことであります。

次に、Yナンバー車庫証明についてお答えします。

外務省によると、米軍関係者の私有車両の保管場所が米軍施設・区域内にある場合の取り扱いについては、関係法令に沿った対応が実現するよう米側との協議に努めているところであり、引き続き米側との協議に努めていきたいとのことであります。

日米地位協定の運用実態の情報開示についてお答えします。

県は、日米地位協定の見直し要請の11項目の中でも地位協定の運用にかかわる日米合意については、日米合同委員会の合意事項を公表する旨、協定に明記するよう求めているところであります。

県としては、的確な情報公開によって県民の不安を払拭するという観点から、引き続き合意事項の公表を求めていきたいと考えております。

我が会派の代表質問関連の中で、北部訓練場のヘリパッド移設についてお答えします。

北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において同訓練場の過半を返還することに伴い、残余部分に移設されるものであります。

県としては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しており、今後ともSACOの合意内容の着実な実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 後期高齢者医療制度についての中、後期高齢者医療制度の対象人員についてお答えいたします。

沖縄県後期高齢者医療広域連合によりますと、5月末日時点の本県における被保険者数は10万7865人となっております。

続きまして、後期高齢者医療制度導入による県内対象者の負担と影響についてにお答えいたします。

厚生労働省では、国民健康保険加入世帯の制度移行前後の保険料について、全国では7割程度の世帯で保険料が減少するものの、沖縄県では減少する世帯が4割弱にとまっていると推計しております。

保険料については、保険給付費の見込み額や被保険者の所得の状況等により算定されます。

本県においては、若年層の1人当たり医療費が低く国保の保険料が低い水準である一方で、老人の1人当たり医療費は全国7位と高いこと等から、後期高齢者医療の保険料水準が高いため、今回の調査では保険料が減少する世帯が他県より少なかったものと推測しております。

なお、新たに示された保険料の負担軽減策が実施されますと、本県においては保険料がこれまでより低減される世帯は約6割になると推計されております。

続きまして、県や自治体に寄せられている苦情についてお答えいたします。

市町村及び広域連合によりますと、制度に関する問い合わせ・意見等については、主に被保険者証、保険料額及び年金天引きに関することが多数あったとのこと。また、県においても保険料額及び年金天引きに関する問い合わせがありました。

被保険者証の交付に関することにつきましては、配達記録による確認等を行い、保険料額及び年金天引き等に関することにつきましては、制度の仕組みや趣旨を御説明し御理解いただけるよう努力しております。

政府・与党においては、4月からの施行状況等を踏まえ、低所得者への保険料軽減、保険料の年金天引きから口座振替への変更も可能とする普通徴収の拡大等の改善策を6月に示したところであります。

離島振興についての御質問の中の、公立久米島病院の充実についてお答えいたします。

公立久米島病院は、沖縄県と久米島町で構成する一部事務組合沖縄県離島医療組合が開設・運営する病院で、現在、常設科が4科、非常設科が6科での診療が行われております。

県と市町村が共同で病院事業を行う沖縄県では初めての事例であり、県においては、久米島病院の円滑な運営を図るため運営費等を負担するとともに、県から医師や看護師等の医療従事者を派遣し診療体制の確保を図っております。

地元久米島町と連携し、引き続き久米島病院の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 環境問題の中の、自然再生型公共工事の導入についての質問にお答えします。

本県の海岸施設の整備に当たっては、美しい海や砂浜等の景観・環境に配慮し、緩傾斜護岸、養浜、人工リーフ及び飛沫防止等の組み合わせによる面的防護方式で、観光振興や地域住民の憩いの場となる海岸施設整備を進めております。

河川の整備については、治水・利水・環境の調和を図りながら多自然川づくりや水辺に親しむ川づくりに鋭意取り組んでいるところであります。さらに、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とした自然再生推進法が平成15年に施行されたことにより、平成19年度に国頭村奥川で自然再生を目的に自然再生協議会が設置され、これまでに5回の協議会を重ね、平成20年3月に奥川自然再生全体構想を取りまとめたところであります。今年度中には奥川自然再生実施計画を策定し事業化を図っていく予定であります。

今後とも、地域の多様な主体の参加・連携・協働のもとに自然再生型公共事業へ取り組んでいきたいと考えております。

次に、離島振興についての中の、南北大東空港の照明整備についての御質問にお答えします。

南大東空港及び北大東空港は、平成9年7月及び同年10月に運用時間8時から18時までの昼間着陸用空港として供用開始しております。

空港の夜間照明施設については、航空法施行規則第117条「飛行場灯火の設置基準」の規定により、夜間着陸または計器着陸を行う空港において整備することになっていることから、両空港については夜間照明施設の整備は行っておりません。

夜間照明施設の整備については、運用時間の観点から設置基準に適合しないため、厳しい状況であると考えております。しかしながら、離島における急患輸送については、住民の安全で安心な暮らしのために欠くことのできない重要な課題であると認識しております。

このため、関係部署との連携を図りながら、夜間照明の整備手法等の検討に取り組んでいきたいと考えております。

次に、マリン・タウン・プロジェクトの中の文化交流施設について、県の方針及び地元との協議についての御質問に一括してお答えいたします。

中城湾港マリンタウン西原・与那原地区内の文化交流施設用地につきましては、公有水面埋立免許におい

て展示施設と道路及び駐車場の約3.2ヘクタールとなっております。

当該用地につきましては、平成15年2月に公有水面埋立の竣功認可を受けておりますが、市町村等から展示施設の建設予定や用地分譲の希望がなかったことから、一部の用地をホテル・コンドミニアム用地として公募しております。

当該公募に当たっては事前に与那原町と調整を行っており、今後とも地元与那原町との調整を図りながら土地利用の促進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、県道糸満与那原線の早期全面供用についての御質問にお答えします。

県道糸満与那原線の与那原地区は、与那原交差点の交通渋滞の緩和やマリン・タウン・プロジェクトの支援を目指して平成11年度から事業に着手し、事業延長1300メートルを4車線でおおむね完成させており、昨年9月には一部暫定2車線で供用したところであります。

しかしながら、国道331号との交差点において、国道拡幅部の用地取得が土地の相続問題及び物件の補償額等により難航していることから、現在、任意交渉と並行して事業認定作業を行っているところであります。

今後は、交差点部の用地取得に努め、早期の全面供用に向け取り組んでいく考えであります。

続きまして、南風原・与那原バイパスの整備促進についての質問にお答えします。

南風原・与那原バイパスは、国道329号の交通混雑の緩和やマリン・タウン・プロジェクトの支援等を図る約7キロメートルのバイパスとして、国において整備が進められております。

当該道路の進捗状況は、与那原バイパスが西原町小那覇から南風原町与那覇に至る約4.2キロメートル区間について平成4年度から整備が進められ、マリンタウン地内の約500メートル区間が平成17年度に暫定供用されております。

また、南風原バイパスは、南風原町与那覇から那覇市上間に至る約2.8キロメートル区間について平成7年度から整備が進められ、平成16年度に南風原町宮平地内の約300メートル区間、平成17年度に南風原町新川地内の約200メートル区間が暫定供用されております。

国においては引き続き両バイパスの整備促進を図るとのことであり、県としましては両バイパスの早期完成供用に向けて国と連携・協力していきたいと考えて

おります。

続きまして、堆積土しゅんせつについての質問にお答えします。

中城湾港マリンタウン西原与那原地区内の水路については、与那原町から、土砂が堆積し悪臭の原因になっているとして、土砂のしゅんせつについて要請があります。

県としましては、今年度に土砂の堆積厚さや地盤高等について調査を行うことにしており、その結果を踏まえ、与那原町、西原町及び関係機関と調整を図りながらしゅんせつする方向で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境問題の中で、漂着ごみ被害の実情についてお答えいたします。

平成18年度に実施した不法投棄実態調査においては、海岸付近への不法投棄は69件中10件と全体の14.5%を占めており、ごみの内訳は一般廃棄物が2812トン、産業廃棄物が2303トンとなっております。

また、漂着ごみにつきましては、内閣府が平成16年度から17年度にかけて実施した離島地域廃棄物対策基本調査や、環境省が平成19年度から20年度にかけて実施している漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査により、ごみの種類や数量などが調査されております。

漂着ごみの種類では、個数、重量ともにプラスチック類が圧倒的に多く、県内有人離島38島を対象に実施した内閣府の調査結果においても、冬季、夏季ともに個数で約75%、重量では約50%の割合を占めております。

プラスチック類は、漁業で使用する浮きや細かなプラスチック片、飲料用のペットボトル、キャップ等が多数確認されております。

漂着ごみの発生源は、中国、台湾、韓国、タイ国など広域にわたっており、冬季、夏季ともに中国製品が最も多い結果となっております。

同じく環境問題で、漂着ごみの処理方法についてお答えいたします。

漂着ごみにつきましては、地域住民や各種団体によるボランティア清掃などが行われており、処理については海岸管理者である県から委託を受けた市町村が清掃ごみの性状、ごみ処理体制等を勘案して焼却処理または埋立処分をしております。

しかしながら、漂着ごみの処理については、プラスチック類には貝等が付着して再資源化が困難であるこ

と、漁網、発泡スチロールなどは不完全燃焼等を起こし焼却炉を痛めることなど、ごみの性状により離島等の処理施設では処理が困難であると指摘されています。

そのため、国の「循環型社会形成推進交付金」においては、平成19年度より市町村が漂着ごみを含めた廃棄物の処理を行うため必要な廃棄物処理施設を整備する場合、同交付金を活用できることとなりました。

また、「災害等廃棄物処理事業費補助金」におきましても、平成19年度より大量に漂着したごみの処理を市町村等が行う場合も補助対象となりました。

県としましては、市町村が同事業等を活用し、漂着ごみを適切に処理できるよう、指導助言等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは環境問題についての御質問で、海岸漂着ごみ処理経費の支援についてにお答えいたします。

県としては、海岸漂着ごみを処理するため、海開きや海岸愛護月間等に際し、海浜地域浄化対策費として1626万9000円を計上し、市町村に対して支援を行っております。

また、海岸保全管理費として50万円を計上し、海岸漂着ごみ対策に取り組んでいるところであります。

今後とも、関係機関と連携を図りつつ海岸漂着ごみ対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政についての御質問で、30人学級のこれまでと今後の取り組みについて一括してお答えいたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、義務教育のスタートに当たる小学校1年生で実施しております。

実施に当たっては、加配定数の範囲内で下限25人とし、施設条件面の対応が可能な学校を対象としております。

今年度は、小学校1年生において約73%の学級が30人以下の学級となっております。

今後の具体的な取り組みにつきましては、現在、30人学級制度設計検討委員会において検討しているところ

であります。

次に、県民大会後の政府の対応についてお答えいたします。

教科書検定問題につきましては、昨年9月29日に県民大会が開催され、その趣旨を踏まえ、県や実行委員会及び県教育委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請しました。

その結果として、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での「日本軍の関与」の記述が回復されたと考えております。

教科書検定意見の撤回については長期的な取り組みになるものと考えており、今後とも国及び文部科学省の動向を注視しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、離島振興についての御質問で、離島会館の建設についてお答えいたします。

離島出身の生徒が安心して学習や生活ができるよう支援することは大切なことと考えております。

現在、県立高等学校11校に寄宿舎を設置し、離島出身の生徒の入寮を優先した配慮を行っております。

学生寮を備えた離島会館の建設については、事業主体や用地・建設費の確保、管理運営などの課題があります。

県教育委員会としましては、離島出身の生徒の入寮につきましては、他の学校の寄宿舎にも入寮できるシステムづくりで対応しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 離島振興についての御質問で、南北大東地区の地上デジタル放送への移行についてお答えをいたします。

南北大東地区のテレビ放送については、現在、東京都が小笠原諸島向けに衛星を使用して放送している番組を南大東島で受信し放送しているところです。

県では、同地区の地上デジタル放送への移行に向け、平成19年7月に設置した国、県、南北大東両村、放送事業者及び通信事業者から成る「南北大東地区地上デジタル放送推進協議会」において検討しているところであります。

一方、国は、アナログ放送終了までに地上デジタル放送が受信できない地域に対し、暫定的・緊急避難的な措置として、東京キー局の番組を衛星により再送信するセーフティーネットについて検討をしているところであります。

県としましては、引き続き国、東京都の動向、情報

通信技術の進展も勘案し、通信事業者や関係機関と連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

同じく離島振興についての御質問で、燃油価格暴騰対策についてお答えいたします。

離島航路においては、原油高騰により運航費用が増大し経営状況が厳しくなっており、一部事業者については値上げを実施しております。

県では、原油価格の高騰により生じた欠損額についても国及び市町村と協調して補助しており、今後とも離島航路の実情を踏まえながら、その維持確保に努めてまいりたいと考えております。

同じく離島航空路線の運賃低減と離島航空整備法の制定についてお答えいたします。

離島航空運賃については、航空機燃料税及び空港使用料の軽減措置、県管理空港の着陸料の軽減などにより、離島住民を対象とした割引運賃制度が実施され、その低減化が図られております。

離島航空路線の維持確保は、離島の振興及び離島住民生活の安定向上を図る上で重要な課題であると考えており、県としましては、引き続きこれらの軽減措置や補助制度の維持・拡充に努めてまいります。

離島空路整備法の制定については、これまで九州地方知事会及び全国知事会並びに離島航空路を持つ関係道県と連携しながら国に要望を行っているところでありますが、いまだ実現には至っていない状況にあります。

県としては、引き続きその実現に向けて取り組んでまいります。

次、南部への路面電車の導入についてお答えいたします。

県では、那覇市、沖縄市、与那原町を結ぶ国道58号、330号、329号の3路線に、定時・定速性が確保され、利用者の利便性の向上に資する基幹バスを中心としたバス網再構築計画を策定したところであります。

また、おおむね2030年を見据えた長期ビジョンを策定し、その中で将来の県土構造のあり方についても方向性を示していくこととしております。

その際、体系的な交通ネットワークの構築を図る観点から、路面電車を含む軌道系システムの導入についても検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 再質問をしたいと思います。

まず普天間移設問題なんですけれども、去る5月11

日の新聞にこういう記事が載っております。「普天間移設協足踏み」これは政府のV字型滑走路、そして県側が沖合修正という状況の中で、シーファー駐日米大使は、沖合移動はパンドラの箱をあけるようなもの、米軍が不満を言い出す、こういう報道がございます。

私は、普天間の辺野古への移設というのは絶対に不可能であると思っております。これは先ほど申し上げましたように、稲嶺前知事が選挙のときに、15年使用期限、そして軍民共用空港、こういうアドバルーンを上げて選挙に勝って2期8年県政を担当しましたが、一向に解決ができない。そして、仲井真知事、3年以内の閉鎖、選挙のときのそういうアドバルーンというのは、えてしてその都度の選挙でまた評価がされます。

今回の県議会議員選挙で野党26名の議員が当選いたしました。26名とも辺野古への新基地建設は反対、これを明確にして多数野党の議会勢力を勝ち取りました。

そういうことではやはり民意というのは、辺野古への新基地はもうだめだという表明だと思っております。

知事、私はこの際、知事も新基地反対、そして県議会も新基地反対、お互い一緒になって基地問題に終止符を打つ、こういう決意はどうでしょうか。

もう一つは……。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後2時14分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○大城 一馬君 我が党の代表質問との関連で、高江のヘリパッド建設でございます。

先ほどSACOの合意事案を着実に実施することが大事であるという答弁がございました。

御承知のように、あのヤンバルの森、そして県民の水がめ、貴重な自然環境、私はやはりだれが考えてもヤンバルの地域で基地が建設される、極めて後世に悔いを残すことではなからうかと思っております。

高江のヘリパッド建設について、もう一度工事の中止と建設の反対を表明するお考えはないかどうかお尋ねいたします。

さらに、我が会派の代表質問との関連でございますが、知事発言でございます。

知事、今回の県議選挙で知事が先ほど答弁しましたように、みずからの公約が県議選挙の争点になると考えていたと。だからこそあのような発言が出たと言っ

ておりますが、実は昨年の7月の参議院選挙、御承知のように西銘さんと糸数さんの選挙でございました。そのときに、西銘さんの選挙母体、「羽ばたけちゅら島県民の会」、これが仲井眞知事が会長を務めております。そのときの選挙のポスター、そしてチラシ等で全く今回の知事の県議選挙の記者会見と同じことが表明されておりました。要するに、今回の県議選挙は私に対する評価の選挙だという発言でございます。

政治家というのは、こういう選挙でみずからのある意味では出处進退を表明するようなこういう発言、私は軽々にこのような発言が出ること自体が県政のトップとして疑問でございます。

知事、昨年の7月の参議院選挙、そしてまた今回の県議選挙、発信者はそれぞれ違いますけれども、しかし、選挙でこういうことが2度も2カ年続けて問われたということは、私は相当大事なことでないかなというふうに思いますけれども、もう一度その真意につきまして知事の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 大城一馬議員の再質問にお答えいたします。

3点あったかと思いますが、まず第1点の、普天間の辺野古移設は無理だと思うとおっしゃる、不可能だと思うということをおっしゃっておられましたが、全く私は可能だと思っております。というより、むしろあの経緯から行きますと、当時の亡くなった橋龍さんの時代から、名護及び宜野座村、そしてあの周辺地域は受け入れてもいいですよということからスタートし、稲嶺さんの時代に2.2キロ沖の絵まで描いた。あのことがあって私としてもベストは外だけれども、これはなかなか実際見つけるのは難しい。現に経緯上、そこが受け入れてくれるということですから、しかも名護は基本合意をしておられる。ですから、詳細が合意されれば今の普天間の危険を完全に除去するためには、あそこが最も現実的なところだと私は思っておりますし、さらに協議会の話は別に、シーファー大使がどうのというより協議会で議論していることはこれは全部オープンにインターネットで公表されておりますから、あそこに詳細出ております。ですから、読んでいただければどこで意見が食い違い、どこが前に進んでいるかははっきりすると思いますから、それなりに意

見の違いもありますけれども、だんだんだんだん率直な協議が進んで私は前へ進み始めていると思っております。

そして普天間そのものがいつまでもあのままで置いておくわけにはいかない。やはり現実的な選択としては当然移すべきだと私は思っているんです。

ですから、おっしゃるような不可能とは全く思っておりません。逆にむしろここまで来たらしっかりと移さなければいけないと考えております。

それから2番目の高江の件は、知事公室長から答弁させていただきますが、3番目の昨年の参議院選挙のとき、それから今回の県議選挙で、私に対する評価でもあるというような趣旨のことを昨年、私はどういふふうに申し上げたか覚えておりませんけれども、今の先生のお話をそのまま受けとめるとすれば、当然私は自分がいただいた県民からの負託は粛々と進めてまいりますよ。しかし、その都度選挙があるたびにやはり県知事としての仕事の進め方、その他についてはそれなりに耳をもっともっと澄まして聞きなさいというふうに受けとめていると何回も申し上げているとおりです。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 高江のヘリパッドについて、工事の中止、建設反対を主張すべきではないかという再質問にお答えしますが、高江のヘリパッドの移設は北部訓練場の返還に伴うものでありまして、基地の整理縮小を進める立場としては着実に進める必要があると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 再々質問いたします。

知事、知事は普天間基地の質問に関しまして、民意が大事なのか、それとも知事の言う可能であると、私の思いであるというのが大事なのか、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 民意も大事ですし、断固としてやり抜こうという決意も大事であるということは当然のことであります。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 皆さん、こんにち。

社民・護憲ネット、うるま市からやってまいりました照屋大河と申します。

去る6月8日の県議選挙は、究極の行財政改革とも言われる合併を実行したうるま市における初となる県議選挙になりました。

4月にうるま市は合併して4年目を迎えますが、旧4市町の豊かな歴史、伝統文化などその継承とうるま市としての新しい歴史づくり、まちづくりに市民は葛藤をしている中であります。そんな市民の声をしっかりと県政の場に届けていく、そして県民の立場に立った議会活動に全力を尽くしていく決意を述べて、通告してあります一般質問を行います。

まず最初に、大きい1番目、米軍基地問題について。

(1)、嘉手納基地、普天間飛行場で県と国が実施している騒音測定について。

嘉手納基地、普天間飛行場周辺で実施している騒音測定について、沖縄防衛局の測定値が県に比べて低いことが明らかになった。その理由として、専門家——平松・京都大学教授——は、「県の測定器の方が騒音の補足率が高いことは証明されており、そのため発生回数に開きが出たと思われる」と指摘している。もとより、殺人的爆音の程度は数値だけではかれるものではありませんが、生活環境の実態把握のためには数値に頼らざるを得ない側面があるのも事実であります。その点で言えば、先日の普天間爆音訴訟判決で国による騒音測定義務が退けられたことはまことに残念であります。以下、質問を行います。

ア、測定値の違いが基地から派生する爆音の受けとめ方に対する沖縄と政府の温度差につながっていると思われるが、国に実態を把握させるためにも県の測定基準に統一するよう政府に働きかけていくべきと考える。これに対する県の見解について伺います。

イ、国の測定値は、普天間飛行場代替施設的环境アセスメントで提出された航空機予測調査報告書の基礎データにも使われている。もとより、私は新基地建設に反対の立場であります。うるささ指数、騒音発生回数ともに県の測定より低いデータでは、実態が的確に反映されているとは到底言えない。事務的手続きだけが進んでいくことに対する県の見解について伺います。

ウ、政府が見直し作業を実施している嘉手納飛行場の騒音コンターについても県の測定基準を適用し、騒音実態が対象区域（周辺住民の被害実態）に的確に反映されるよう国に対して申し入れていくべきだが、県の見解について伺います。

(2)、ホワイト・ビーチへの米原子力潜水艦寄港について。

ア、うるま市勝連のホワイト・ビーチへの米海軍原子力潜水艦の寄港が、過去に例がないほどの頻度となっております。原子力軍艦に関しては、昨年、県が統計をとり始めた1968年以降初めて20回を超え、過去最多の24回が記録されております。ことしは6月26日のサンディエゴ基地所属「アッシュヴィル」の寄港で既に23回と、約半年で昨年を上回る勢いであります。この異常な状況を県はどのように認識しているか伺います。

イ、「原子力空母のジョージ・ワシントンが横須賀へ新たに配備されるなど、米軍のグローバルな戦略を受け、ホワイトビーチも佐世保などと同様、緊急時に使いやすく、長期停泊が可能となるような多機能的な設備が整ってきている」といった専門家の指摘もあります。ホワイト・ビーチの基地機能が変化し、今後も寄港増加が予想される中、周辺住民の不安は増大する一方である。もはや関係自治体・団体に対する原子力潜水艦の24時間前寄港通知、入・出港時の放射能測定調査結果の公表だけでは対応できないと考えております。原潜寄港反対の議題を日米合同委員会で取り上げ、地位協定の抜本的な改定も視野に入れた申し入れを日米両政府に対して行うべきではないのか、県の見解について伺います。

(3)、6月20日発生の米軍バス衝突事故について。

6月20日午後2時25分ごろ、うるま市饒辺の県道8号で、平安名方面からホワイト・ビーチ方面に向かっていた米軍の兵士輸送バスが対向車線にはみ出し、軽貨物車と衝突、運転手と同乗者2名が骨折等の重傷を負う事故が発生いたしました。うるま署によると、バスの運転手であるキャンプ・キンザー所属の海兵隊員は、「何かが飛び出したので対向車線に避けたらぶつかった」などと話しているようです。

そこで、以下について伺います。

ア、本件事故について、県当局は情報収集を含め、いかなる対応をとったのか。県当局が把握している事故当時の状況を明らかにされたい。

イ、本件事故の過失割合を明らかにされたい。

ウ、本件は公務執行中の事故であるのか。当該米兵に対して公務証明書が発行されたのかを含め明らかにされたい。

以上、よろしくお願いいたします。

続いて、大きい2番目、後期高齢者医療制度について。

制度導入前厚生省は「全体として低所得者は保険料が減り、高所得者はそれに見合った保険料になる」と説明してきました。しかし、導入後間もなく、実態が

明らかに矛盾していることが証明されました。政府・与党が幾ら負担軽減策を打ち出したところで、2年後の保険料見直しではね返ってくるおそれがあり、問題の抜本的な解決にならない。そもそも制度設計が間違っているのであり、県として制度の即時廃止を求めていくべきであると考えます。

以下、質問いたします。

(1)、厚生労働省が6月4日に公表した保険料の調査結果(速報値)によると、保険料がふえる世帯数の割合は、本県が64%と全国一高く、全国平均の31%の2倍以上であるが、調査結果の数値に間違いはないか。また、本県の負担割合が全国一高い要因について担当部局の分析、所見を伺いたい。

(2)、制度導入によって人間ドック受診料の助成枠が削減されるなど、市町村における医療サービスに支障を来していないか。早急に実態調査を行い、市町村に対する補助など必要な対策を講ずるべきと考えるが県の見解について伺います。

大きい3番目、ハンセン病問題基本法の成立を受けて。

ハンセン病問題基本法が成立し、「療養所の土地、設備を地方公共団体または地域住民の利用に供する」ことが求められた。今後は療養所の施設を地域にも開放、退所者や一般住民の診療も可能となる。とはいえ法制定は出発点にすぎず、これまでの誤った強制隔離政策を反省し、入所者や関係者に対する根拠のない差別、偏見を取り払うため、県を初め地域社会が基本法を最大限活用していかなければならないと考えます。

以下、質問を行います。

(1)、療養所の将来構想づくりに関して、既に宮古島市では、南静園自治会、市民団体らのメンバーで将来構想の検討委員会を発足させ、愛楽園の所在する名護市でも同様の動きを模索しているようだが、両園の将来構想づくりに対する県の支援計画の策定状況について伺いたい。

(2)、基本法は、地方公共団体に対して療養所の医療体制整備を求め、退所者などの相談に応じて必要な情報を提供し、助言を講ずるよう規定している。また、入所者の親族が困窮状態にあるときは、都道府県が擁護するとしている。今後、県としてどのような取り組みができるのか、支援計画の策定状況について財源も含めて伺いたい。

続きまして最後になります大きい4番、IT津梁パーク事業について。

(1)、事業の概要と進捗状況について伺います。

(2)、本事業に伴う企業誘致と雇用創出の見通しにつ

いて伺います。

以上、答弁をよろしく願いいたします。

○議長(高嶺善伸君) 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事(仲井真弘多君) 照屋議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、基地問題に関連しまして、1の(2)のAと1の(2)のイ、原潜寄港増加に対する県の認識等々に係る御質問は関連しておりますので、恐縮ですが、Aとイは一括して答弁させていただきます。

県といたしましては、日米安全保障体制を認める立場から、原子力潜水艦の寄港につきまして政府の方針に基づき寄港を容認するものではありませんが、例年と比べ寄港頻度が増加していることから、日米両政府においては、これまで以上に原子力潜水艦の安全性の確保に万全を期してもらいたいと考えております。

次に、IT津梁パーク関係の御質問の中で、事業の概要と進捗状況についての御質問にお答えいたします。

県では、今年度からオフショア開発や人材育成等のIT津梁パークにおける中核的な機能を集約する中核機能支援施設の整備に着手をいたしております。また、同施設への入居を想定して、昨年度より沖縄県情報通信関連産業団体連合会を中心に、オール沖縄体制によるオフショア・コア会社の設立に向け検討が進められているところでございます。

加えて、総務・経理部門などの業務受注を行うBPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)等の企業を誘致するための施設につきましては、民間の資金とノウハウの活用により整備を進めたいと考えており、現在、事業者の公募に向け調整を進めているところでございます。

同じくIT津梁パークの中で、企業誘致と雇用創出の見通しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄IT津梁パークは、中城湾港新港地区の10ヘクタール程度の用地に、延べ床面積7万平方メートルの施設を整備し、首都圏からソフトウェア開発を受注するオフショア開発やBPO等を行う企業の誘致により、8000人の新規雇用を実現することを目標にいたしております。

このうち、オフショア・コア会社は、沖縄県情報通信関連産業団体連合会がことし5月に発表しました事業計画書によりますと、8月にも新会社を設立し県外業務受注体制の構築、そして国内トップレベルの高付加価値型開発体制の構築等によりまして、5年後には

売上高60億円程度の会社を目指しております。これに伴う雇用効果としましては、800人程度が見込まれております。

あわせて、今年度は、民間整備施設を4棟整備する予定であり、現在調整を進めているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 米軍基地問題との関連で、航空機騒音測定に関する政府への働きかけについてという御質問にお答えいたします。

航空機騒音の測定につきましては、環境省が定めた航空機騒音監視測定マニュアルに基づいて行われております。

県の測定局では、航空機が離陸した際に発するトランスポンダ応答信号をとらえて、航空機として識別した際の音を計測しており、70デシベル未満の航空機騒音も計測しております。

また、通常は航空機が飛行する際に発せられるトランスポンダ応答信号が航空機が地上を移動する際にも発せられる場合があり、その際の地上音も計測することがあります。

一方、沖縄防衛局の測定局では、上空音識別装置が備わっており、上空から発した音のうち、70デシベル以上の音を航空機騒音としてとらえることから、70デシベル未満の音は航空機騒音として計測しておりません。

また、沖縄防衛局が行っている測定方法は、嘉手納町、浦添市及び他県においても用いられております。

したがって、県及び沖縄防衛局の測定方法においては、騒音発生回数に係る暗騒音のとらえ方に違いはありますが、いずれも環境省の航空機騒音監視測定マニュアルに基づいて実施されていることから、適切な測定方法であると考えております。

次に、騒音実態が反映されていない中でアセス手続が進んでいることについてという御質問についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係るアセスメントにおきましては、沖縄防衛局の測定結果をもとに、防衛施設周辺的生活環境の整備に関する法律及び平成19年12月17日環境省告示「航空機騒音に係る環境基準について」を踏まえて予測することとしております。

県としましては、県と沖縄防衛局の測定において騒音発生回数に係る暗騒音のとらえ方に違いがあること

から、代替施設建設事業に係るアセスメントにおいては県の測定結果についても考慮する必要があると考えております。

現在、沖縄防衛局においてはアセス調査を実施しておりますが、今後、県に送付される環境影響評価準備書の審査に当たっては、騒音に係る予測も含めてその内容が適切なものであるかどうか慎重に審査していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 嘉手納飛行場の騒音コンターの見直しについての御質問にお答えします。

沖縄防衛局によると、騒音調査は専門家に委託し、同局が設置した常時測定14地点に加え、飛行コースや飛行高度等を考慮し、関係市町村の意見を聴取して選定された41地点において、専門的・科学的手法を用いて調査検討するとしており、県としては、引き続き関心を持って注視していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 6月20日に発生した米軍の輸送バスと軽四輪貨物車との事故についてお答えします。

この事故は、うるま市内の県道で米海兵隊員の運転する米軍の輸送バスが対向車線に進入し、対向してきた軽四輪貨物車と正面衝突した事故であります。

この事故で、軽四輪貨物車を運転していた女性と後部席に同乗していた女性が重傷を負っております。

事故現場を管轄するうるま警察署では、事故発生の通報を受け、警察官を現場に急行させ、バスを運転していた米兵や関係者等からの事情聴取及び当該米兵立ち会いの実況見分を実施しております。

今後は、事故当事者の事情聴取等所要の捜査を実施し、事故原因を特定した上で自動車運転過失致傷事件として事件送致する予定であります。

次に、過失割合についてお答えします。

過失割合は、損害保険会社が損害賠償額を算定するために用いるものであり、警察では過失割合の認定を行っておりません。

次に、公務中か否か、公務証明書が発行されたかについてお答えします。

まず、公務中か否かについては、事故当時、事故の調査に当たった警察官に対し、米兵が公務中であると供述しておりますが、その確認については、重傷で入院中の当事者からの事情聴取が終わり次第、正式に米

軍当局に照会することとしております。

また、公務証明書につきましては、米軍当局から検事正に対して発行されるものであり、県警察においては、その発行の有無については承知しておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 後期高齢者医療制度についての御質問の中の、後期高齢者医療制度導入に伴う保険料の変化に関する調査結果と県の分析、所見についてにお答えいたします。

厚生労働省が実施しました後期高齢者医療制度の創設に伴う保険料額の変化に関する調査については、12のモデル世帯の制度施行前後の保険料を調査し全体を推計したものであります。

この結果によりますと、全国では7割程度の世帯で保険料が減少するものの、沖縄県では減少する世帯が4割弱にとまっております。

保険料については、保険給付費の見込み額や被保険者の所得の状況等により算定されます。

本県においては、若年層の1人当たり医療費が低く、国保の保険料が低い水準である一方で、老人の1人当たり医療費は全国7位と高いこと等から、後期高齢者医療の保険料水準が高いため、今回の調査では保険料が減少する世帯が他県より少なかったものと推測しております。

なお、新たに示されました保険料の負担軽減策が実施されますと、保険料がこれまでより低減される世帯は約6割になると推計されております。

続きまして、後期高齢者医療制度導入による市町村の人間ドック助成等への影響と県の支援についてにお答えいたします。

人間ドックへの助成につきましては、疾病予防の推進を図るため、市町村独自の判断で実施してきたものであります。

平成19年度は、75歳以上人口の1.7%に当たる1931名が受診しております。

75歳以上高齢者の人間ドック受診に対する県内市町村の助成につきましては、平成19年度は21市町村が実施し、平成20年度は4町村が実施を予定しております。

75歳以上の高齢者につきましては、平成20年度から後期高齢者医療広域連合が実施する健診事業や市町村のがん検診等を受診することが可能となっております。

なお、これらの健診等に対しましては国庫補助、あ

るいは交付税措置が図られております。

ハンセン病基本法成立を受けての両園の将来構想づくりに対する県の支援計画策定状況と財源についてにお答えいたします。これは一括です。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律は、ハンセン病患者であった方等の福祉の増進、名誉の回復を目的として、療養所の地域社会への開放等必要な事項を定めております。宮古南静園及び沖縄愛楽園では既に各園独自の将来構想の策定を行っているところであります。

県としましては、これから国において策定される政省令等を踏まえ、国と協力しつつハンセン病患者であった方等の福祉の増進等を図るための施策の策定及び実施に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 それでは順を追って再質問をしてまいります。

まず、嘉手納基地周辺におけるコンターの見直し作業について。

答弁では作業について注視していきたいということでありましたが、この28年ぶりに行われるコンターの見直し作業なんです。もう既に本土の横田基地周辺地域において住宅防音工事助成対象区域が半減されるとか、周辺地域においては小中学校の防音工事とか住宅防音工事が経済に与える影響などの懸念も示されています。

そして何より米軍再編後、嘉手納周辺住民の負担の大きさ、大きくなったという認識をしっかりと持っていて、昨日の答弁にもあったと思います。未明、それから早朝の爆音、そういうのもありますので、基地周辺住民の被害が過小に評価されることがないように、注視していくということではなくて、しっかりと住民の声を訴えていっていただきたいというふうに思いますので、その辺答弁を改めてお願いいたします。

それからホワイト・ビーチへの原潜寄港ですが、昨日、核廃絶に対する知事の答弁を聞いておりましたので、入港容認という立場に驚いております。この容認の立場において本年、異常な入港が繰り返されている状況もあるのかというふうに感じています。

県において、うるま市議会においてこの入港に対する抗議決議、意見書の採択、再三にわたり行われておりますが、この件について承知しておりますか。

そして、事故の件とも関係しますが、このホワイト・ビーチから一直線の道路しかないわけですね、米

軍が関連する、通る、使用する道路については。昨年もこのホワイト・ビーチからと推測される軍車両が相次いで県内県立高校などへの侵入もありましたが、この寄港頻度が上がることによって付随する事件・事故もふえてくるというふうに感じます。そういう意味ではしっかりと反対の立場、再考していただけないのか。

それから、このホワイト・ビーチのある与勝半島は、県が進める観光に対する観光資源も、それからモズク漁など漁業も盛んに行われておりますし、何より多くの市民が住んでおりますので、先ほど寄港に対する立場をお聞きしましたが、もう一度再考について伺いたいと思います。

それから、後期高齢者医療制度について伺います。

今議会において後期高齢者に対する県のこれまでの答弁を聞いていて、非常に違和感を持っています。こちらが質問するとき、負担がふえた割合64%じゃないかと。しかも所得が低い世帯において64%もふえているじゃないかと、制度導入当初ですよ。そういう質問をしているんですが、反対を求める議員もほかの人たちもそうですが、部長の答弁は一貫して4割弱が削減されると、負担が軽くなるとか、見直しにおいて6割、7割の人たち、そういう答弁なんですよ。聞いてみると、果たして県民の立場に立っているのかなというふうな気がして、選挙を戦ってきて感じています。

それから、知事の答弁においても皆保険制度を維持するため必要と言っておりますが、制度導入間もない今の時点で相当の改善も必要だというふうな答弁もされてますが、その考えられる改善が必要な点について伺います。

増加する医療費の伸びをどうするかは避けては通れない課題です。しかし、医療費抑制のみを目標として医療政策を推し進めていくことは非常に危険です。世界の先進国に比べ非常に医療費を抑え過ぎている日本において、そのツケは医師、看護師不足、医療事故の多発、病院の閉鎖、患者のたらい回し、無保険者の急増など、今議会でもさまざまに同じような課題が取り上げられています。そういう県政の解決すべき課題にもなっていると思うんですね。その後期高齢者医療制度をまず廃止して、国民が納得がいく保険制度の確立に声を上げていく。社会保障費にこの抑制を、国費の投入を求めていくということが知事の全国一律の制度が施されたときに、全国の倍ぐらいの結果が出たわけですよ、負担が大きくなるという沖縄の現状も考えれば、知事の立場はしっかりとそういう立場にあるべきと考えますが、お伺いいたします。

それからハンセン病については、いよいよ来年4月1日が法施行の日となっておりますので、将来構想の策定に向けて全力を挙げてほしい。関係者にお会いする機会がありましたが、高齢化の中、自分たちの健康・医療に対する不安を非常に持っておられますので、それから厳しい歴史の中、開放してどうなるかという不安もありますので、ぜひ全力を挙げて将来構想の策定に力を注いでいただきたい。

これは要望して終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時5分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋議員の再質問にお答えいたします。

3点いただいた中で、残りは部局長等から答弁させていただきますが、原子力潜水艦の寄港が著しくふえているという点は、確かにそのようですし、うるま市議会からの要請書も受けております。承知いたしております。

ただ、この原子力潜水艦の寄港に反対というよりも、我々としては先ほども申し上げましたように、日米両政府に対してこれまで以上に原子力潜水艦の安全性の確保に万全を期すようにということとあわせて、今議員からありましたように、確かに回数が多い、上陸する回数がふえるということは想定されますので、事件・事故を起こさないようにということは改めてまた厳しく申し入れをしたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 嘉手納飛行場のコンターの見直しについての再質問であります。県としては、政府に対して防音工事の対象区域等の拡充や、住宅防音工事の助成制度の拡充なども政府に求めているところでありまして、今後とも議員のおっしゃるように、住民の負担の軽減につながるよう政府にも申し入れていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 後期高齢者医療制度のさらなる改善につきまして少し御説明したいと思います。

今回、年金からの天引きだとか、それが一部見直しがされましたけれども、対象要件をさらに見直すこと、それから保険料の低所得者に対する軽減措置の判定のあり方とか、それから保険事業のあり方、それから新たに見直します国の財源措置等、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は、発言通告に基づいて一般質問を行います。

知事の基本姿勢、政治姿勢について。

1、アジアの平和について。

北朝鮮は6月26日、同国の核開発計画にかかわる申告を6カ国協議の議長中国に提出しました。また、米国政府は、北朝鮮をテロ支援国家指定から解除する手続に入ると発表しました。日本共産党は、この動きを昨年10月の6カ国協議の合意に基づいた朝鮮半島の非核化に向けた一歩として歓迎するものです。これが北朝鮮の核兵器の完全放棄につながることを強く期待するものです。

核兵器問題が道理ある形で解決するなら、日朝間の懸案である拉致問題の解決についてもその進展を促す新しい条件となり得るものです。「日朝平壤宣言」に基づいて核兵器、拉致、過去の清算を含む日朝間の諸懸案の包括的解決を目指す日朝両国政府の努力を期待するものです。

核実験までした最悪の状況を周辺国を含む多国間外交で反転させたというのは、世界でも例のないある種の巨大な実験です。2年前に核実験を強行したときから見ると、ここまでこぎつけたというのは外交の歴史でも余りないことですと専門家は指摘しています。

武力ではなく話し合い、外交によるアジアの平和の流れが大きく広がっています。アジアにおける平和の流れについてどのように認識しておられますか、知事の見解を問うものです。

米軍再編は、アメリカの先制攻撃戦略の具体化で、日米同盟の強化、米軍と自衛隊の一体化の促進であり、アジアと世界の戦争の火種、海外侵略の危険な米軍基地の恒久化を図るものではないでしょうか見解を問うものです。

米軍再編、日米同盟の地球的な同盟の強化の基地機能の強化の一環として、北部訓練場で自衛隊を含む米国以外の国の軍隊がジャングル戦闘訓練の計画を検討していることは許せません。知事の見解と対応を問うものです。

辺野古新基地建設について。

県議選挙地元紙の有権者アンケートでも、新基地建設問題について、仲井眞県政の「政府案の沖合移動」の13.7%の支持に対し、「県外・国外へ」が59.3%でした。

県議選挙の結果は、新基地建設は中止せよとの県民の審判であると思います。新基地建設はやめるべきではありませんか。

沖合に寄せれば合意との理由は何ですか。

兵舎の取り壊しと建設はアセスの対象ではありませんか。

仮設道路の建設はどのような根拠で行われていますか。

普天間飛行場の閉鎖・撤去について。

爆音訴訟の判決をどのように受けとめておりますか。

宜野湾市の訴えている普天間飛行場は、米国内においては米国の基準に照らし合わせて成り立たない安全上不適格な飛行場であり、欠陥飛行場である。一日も早い危険性の除去を日米両政府に強く求めている。このことについて、知事の見解と対応を問うものです。

沖縄県は普天間飛行場の危険性の実態について調査したことがありますか。

場周経路の見直しで、危険除去と騒音被害は解決されたのですか。

知事の普天間飛行場3年閉鎖・実現の公約は既に破綻していると思いますが、知事の見解を問うものです。

日米地位協定について。

米軍犯罪、事故、裁判等の具体的な事例は、改めて日米地位協定の抜本的な見直しが必要であることを示しています。知事の見解を問うものです。

思いやり予算について。

米軍のための思いやり予算を廃止して、国民の医療・福祉に対する思いやりが必要であると思いますが、知事の見解を問うものです。

高江ヘリパッド建設問題について。

高江現地の座り込み1周年記念集会は350名を超える参加者が、ヘリパッド建設反対の決意を交流し合いました。住民生活と自然環境を破壊するヘリパッド建設は改めて中止すべきであると思います。知事は住民の願いにこたえるべきではありませんか。

環境行政について質問します。

那覇空港の騒音問題について。

那覇空港周辺の住民は航空機騒音、特に自衛隊の戦闘機の爆音被害を受けています。

那覇空港周辺における航空機騒音について、現状と当局の対応について問うものです。

大嶺海岸・干潟保全について質問します。

那覇市の自然観察ハンドブックでは「大嶺礁池」大嶺海岸について、那覇空港のすぐ沖に広大な礁池がある。那覇市に残された最後の自然海岸である大嶺礁池だ。今では沖縄で一番大きな自然のままの礁池かもしれない。ちょっと見ただけでは何の変化もない平らな浅い海だ。でも潮が引き、よく見てみると藻場や砂地、岩礁が姿を見せる。いろいろな環境に、いろいろな生き物が生きている。これまでに大嶺礁池では200種以上の生き物が見つかった。でももっと多く見つかるだろう。ジェット機がひっきりなしに離着陸するすぐ横にこれほどすごい場所がある。大嶺礁池是那覇が未来へ残すべき自然遺産なのだと説明しています。6月30日月曜日に大嶺地先まで専門家の案内で現地を視察してきました。貴重な大嶺海岸・干潟・礁池を保全していくことが必要であるということを改めて痛感いたしました。

大嶺海岸・干潟について具体的に説明してください。

大嶺海岸・干潟の保全について、当局の見解と対応を問うものです。

医療・健康福祉行政について。

医療抑制問題について。

日本の各地での「地域医療の崩壊」は、政府の医療抑制政策、医師養成数抑制政策の結果起こっていると思いますが、当局の見解を問うものです。

OECD（経済協力開発機構）加盟国における日本の臨床医の比較について説明してください。

県立病院事業について。

県民の命を守る沖縄県立病院の救急体制はかけがえない県民の宝であり、失ってはならないものです。一般会計からの繰り入れを県立病院事業に増額することは、県民の命を守るためにかけがえない、沖縄県の公的医療体制を守る必要経費として県民は支持すると確信するものですが、当局の見解と対応を問うものです。

島嶼県沖縄県のかけがえない県立病院の果たしている役割についてもっと多くの県民に知らせるべきではありませんか。

県立病院の医師不足の原因と解決策と勤務医師、看護師の勤務時間の実態について当局の見解と対応を問うものです。

琉球大学医学部の増員について問います。

「公立病院改革ガイドライン」についての対応と、

県立病院のあり方についての検討の内容について問うものです。

救急ヘリ問題について。

救急ヘリの運航を継続するために、県や国などの公的な支援が求められています。当局の見解と対応を問うものです。

浦添看護学校の存続について。

浦添看護学校は、県立で存続し民間譲渡はやめるべきであります。見解を問います。

浦添看護学校の卒業までの授業料等と民間譲渡された場合の比較について、当局の見解と対応を問うものです。

自殺問題について。

全国で自殺者10年連続3万人を超えることに対する当局の見解と対応を問うものです。

国保行政について。

国民健康保険の滞納等の被保険者証の未到達状況について、当局の見解と対応を問うものです。

市町村国保会計に補助助成を実施している都道府県は何県ですか。

国保加入者の所得状況からして国保税・料の負担は大変大きな負担になっています。他の医療保険と比較しても負担が重くなっているではありませんか。具体的に比較して説明してください。

国保手帳がなくて手おくれになって死亡した事例は何件ありますか。

生活保護行政について。

生活保護世帯の通院に必要な「通院移送費」の運用に対する県当局の見解と対応を問うものです。

生活保護世帯で「通院移送費」の支給を受けている受給者は何名ですか。

教育行政について。

高校授業料について。

高校授業料減免制度の現状と課題について説明してください。

経済的な理由による退学者の状況について説明してください。

図書館行政について。

図書館は、基本的人権の一つとして知る自由を持つ国民に、資料と施設を提供することを重要な任務とする、都道府県は都道府県立図書館の拡充に努め住民に対し適切な図書館サービスを行う責務を果たすためにも、県立図書館の宮古分館、八重山分館は存続すべきであると考えます。当局の見解と対応を問うものです。

農林行政について。林業について質問します。

林業の現状と課題について、森林組合の現状と課題について、当局の見解と対応を問うものです。

我が党の代表質問に関連して、後期高齢者医療制度について質問します。

知事は、後期高齢者医療制度は必要で見直しをすればよいとの趣旨の答弁であります。与党の見直し案は後期高齢者医療制度の破綻を示すものではありませんか。

与党の見直し案は後期高齢者医療制度の下記の改善が見直されているのですか。

- (1)、75歳以上の年齢による差別医療制度。
 - (2)、収入ゼロでも無理やり保険料を徴収する仕組み。
 - (3)、年金から有無をいわず「天引き」する。
 - (4)、保険料値上げは天井知らず、2年ごとの見直し。
 - (5)、滞納したら保険証を取り上げる制裁措置。
 - (6)、病気予防、健康診断は行政の義務ではなくなる。
 - (7)、定額制、必要な検査や治療が受けにくくなる。
- このことについて明確に説明してください。

後期高齢者医療制度は廃止以外にないのではありませんか、知事の見解を問うものです。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの前田政明君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の前田政明君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、基本姿勢の中でアジアにおける平和の流れについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

アジアにおいては、かつて朝鮮戦争、ベトナム戦争、そしてカンボジア内戦など悲惨な時代がありました。しかし近年、中国やインドの目覚ましい経済成長や、ASEAN統合の進展など着実な経済発展が続いております。

また、一方では、朝鮮半島や台湾海峡をめぐる伝統的な安全保障上の問題や、自然災害そしてテロ、エネ

ルギー問題といった課題を抱えていると認識をいたしております。

次に、同じく知事の基本姿勢についての中で、普天間基地爆音訴訟判決についての御質問にお答えいたします。

今回の判決は、これまで県が主張してきましたように、普天間飛行場が市街地の中心部にあることによる危険性ととともに、周辺地域へ環境基準を超える騒音被害を及ぼしていることを示していると考えております。

また、夜間離着陸の飛行差し止めや国による騒音規制の請求が認められないなど、原告の皆様にとっては厳しい判決になったものと認識しております。

県としましては、県民の生命財産を守る観点から、普天間飛行場の危険性の除去、騒音の軽減を図ることが必要であると考えており、日米両政府は、この判決を踏まえ、普天間飛行場の騒音の軽減等に努めるべきであると考えております。

同じく基本姿勢の中で、3年めどの閉鎖状態の公約は破綻したのではないかという御質問にお答えいたします。

県は、移設するまでの間で、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し要求してきたところであります。

危険性除去策につきましては、町村官房長官から米国側と交渉する等の前向きな発言がなされており、今後、政府と密接に連携をとっていく中で、3年めどの閉鎖状態が実現できるものと考えております。

知事の基本姿勢の中で、日米地位協定の抜本的見直しについての御質問にお答えいたします。

県としましては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量をゆだねる形となる日米地位協定の運用改善だけでは不十分であり、日米地位協定を抜本的に見直す必要があると考えており、引き続き、渉外知事会等と連携しながら粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の基本姿勢についてのうち、米軍再編についての御質問にお答えします。

米軍再編は、アジア・太平洋地域における抑止力と

なっている在日米軍の安定的なプレゼンスを確保し、日米安全保障体制を基盤とする日米同盟を新たな安全保障環境に適応させ、我が国の平和とアジア・太平洋地域における平和と安全を確固たるものにするためのものであると理解しております。

次に、北部訓練場での米国以外の軍隊の訓練についてお答えします。

外務省に確認したところ、施設・区域の使用は、安保条約第6条に基づき米軍に対し認められているものであり、第三国の軍隊が演習のために施設・区域を使用することは、認められないものと考えているとのこととです。

次に、新基地建設中止についてお答えします。

普天間飛行場移設問題の原点及びその緊急の課題は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であり、県として早期に解決しなければならない問題であると認識しております。

県としては、在日米軍再編協議などこれまでの経緯を踏まえると、キャンプ・シュワブに移設することが普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するための現実的な選択肢であると考えております。

次に、沖合移動の理由についてお答えします。

名護市の可能な限り沖合へ寄せていただきたいとの要求は、周辺住民の生活環境に配慮する観点から要求しているものであり、県としては地元の意向や環境に十分配慮し、検討を進めるよう政府に求めているところとあります。

代替施設の建設に当たっては、政府が沖合移動を求める地元の意向に十分配慮することにより、移設はより円滑に進むものと考えております。

次に、仮設道路の建設についてお答えします。

仮設道路の建設について、沖縄防衛局に照会したところ、キャンプ・シュワブ内では建物建設に係る整地工事等を行っており、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書の中で計画している工事用仮設道路の建設は行っていないとのこととあります。

危険性除去に対する見解と対応についてお答えします。

市街地の中心部にある普天間飛行場は、住民生活に深刻な影響を与えており、早期に危険性を除去し、騒音の軽減を図るなど、周辺住民の不安を解消することが求められております。このため、県としては、普天間飛行場の早期移設に全力で取り組んでいるところであります。

また、移設するまでの間で、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場の

ヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであります。

普天間飛行場の危険性の実態調査についてお答えします。

県は、去る5月12日に宜野湾市から、5月15日に沖縄防衛局からヒアリング調査を行うなど普天間飛行場の実態把握に努めているところであります。

場周経路の見直しによる危険性除去についてお答えします。

県としては、昨年8月に政府から示された場周経路の改善策等では、危険性除去策、騒音対策として不十分であり、さらなる抜本的な改善策が必要であると考えております。

次に、思いやり予算についてお答えします。

県としては、在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算については、我が国の安全保障の一翼を担っている在日米軍の駐留を円滑かつ安全に行うとの観点から、我が国が負担しているものであると理解しております。

同予算のあり方については、米軍基地の負担のあり方などとあわせて今後も国政の場で十分に議論を深めていただきたいものと考えております。

次に、北部訓練場のヘリパッド移設についてお答えします。

北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、昨年6月に東村長が村議会において、経緯を踏まえると現時点での移設場所の変更は厳しいとの認識を示しております。

県としては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 知事の基本姿勢との関連で、兵舎の取り壊しなどはアセスの対象ではないかという御質問にお答えいたします。

キャンプ・シュワブ内で行われている兵舎等の解体工事は、在日米軍再編として行われる米軍基地の再配置のための事業の一環であり、普天間飛行場代替施設建設事業として行われるものではないと聞いております。また、これらの工事は、代替施設建設事業の事業実施区域の外で行われている工事であることから、県としては環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例

の対象事業ではないと考えております。

次に、環境行政の中で、那覇空港周辺の航空機騒音の現状と対応についてお答えいたします。

県では、那覇空港周辺の4地点において年間を通して航空機騒音の監視測定を行っております。平成18年度の測定結果によりますと、4地点中、那覇市具志及び豊見城市与根の2地点で環境基準を超過している状況であります。

航空機騒音の評価をあらわすWECPNL（うるささ指数）は、具志局で70.6、与根局で73.5であり、経年的にもほぼ横ばいで推移している状況であります。

県におきましては、平成18年度測定結果に基づき、平成19年9月に国土交通省大阪航空局長及び航空自衛隊那覇基地司令に対し、航空機騒音の軽減について要請を行ったところであります。今後とも、那覇空港周辺における航空機騒音の監視を継続するとともに、関係機関に対し、航空機騒音の軽減を働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 環境行政についての御質問で、大嶺海岸・干潟の概要とその保全について一括してお答えいたします。

大嶺海岸の周辺海域には、約410ヘクタールの干潟があり、甲殻類、貝類、多毛類、鳥類等の生物が確認されております。

また、同海域は「自然環境の保全に関する指針」において、大嶺崎を境に北側が評価ランクⅡ、南側が評価ランクⅢに位置づけられております。

平成19年度に実施した那覇空港の総合的な調査のPIステップ3では、こうした自然環境への影響に対する危惧や低減を求める意見も多かったことから、滑走路増設案の詳細な検討に当たっては、今後、国において環境影響への総合的な評価が行われ、保全に必要な措置が講じられていくものと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 医療、健康福祉行政についての御質問の中の、国の医療政策、医師養成政策についてにお答えいたします。

国の医療政策の主なものは、良質な医療サービスの確保を目的に、各都道府県ごとに医療計画の策定を義務づけたことを初めとして、最近では医療制度改革に基づき、「疾病予防の充実」及び「医療資源の効率的

活用の推進」により医療費の適正化を図っていくこと等であります。

全国の地域医療につきましては、産婦人科医師等診療科医師や僻地等における医師の不足等により、医療提供体制を維持することが課題となっております。

この要因としましては、医師の地域別及び診療科別の偏在や平成16年度から開始されました新医師臨床研修制度等の影響が大きいと言われております。

医師の養成につきましては、医師の需給バランスを図ることを目的に、大学医学部の医師養成数を昭和56年の約8400人をピークに現在は約7800人に減少させております。

このような中、厚生労働省におきましては、医師の地域別・診療科別の偏在等の解消を図るため、大学医学部における医師養成数を増員する方向で検討すると聞いております。

県としましては、全国での医師養成数の増員の方向が本県の医師確保の推進にもつながるものとして国の検討状況を注視していきたいと考えております。

続きまして、OECD加盟国における日本の臨床医の比較についてにお答えいたします。

OECDが発表しました「ヘルスデータ2008」によりますと、2006年における人口1000人当たりの医師数は、OECD平均が3.1人、日本は2.1人で30カ国中26番目となっております。

続きまして、琉球大学医学部の増員についてにお答えいたします。

県においては、国の緊急医師確保対策に基づき、平成21年度から琉球大学医学部の入学定員を2人増員し、離島における安定的な医師確保につなげていきたいと考えております。

現在、琉球大学と調整しながら準備を進めております。

続きまして、公立病院改革ガイドラインへの対応と県立病院のあり方検討の内容についてにお答えいたします。

沖縄県の県立病院は、救急医療、高度・特殊医療、離島・僻地医療等を担い、地域医療の確保に大きな役割を果たしておりますが、平成18年度の純損失が50億円を超えるなど、極めて厳しい経営状況にあります。

このため、県においては、県立病院の役割・機能並びに運営体制を抜本的に見直し、病院事業経営の健全化を図ることにより、効率的かつ継続的な医療提供体制を確保することを目的として、県立病院のあり方を検討することとしております。

また、平成19年12月総務省から示されました「公立

病院改革ガイドライン」においては、病院事業を設置する地方公共団体に対し改革プランの策定が求められていることから、本県におきましても、平成20年度中にプランを策定し、病院事業経営の健全化に向けて総合的に取り組むこととしております。

現在、平成19年度にまとめました県立病院の機能・役割等に関する報告書を活用し、関係部局との協議を行うとともに、外部有識者会議の設置に向けた諸準備を進めているところであります。

続きまして、救急ヘリの運航継続に対する公的支援についてにお答えいたします。

県が、国の補助を受けて今年度から実施する救急医療用ヘリコプター活用事業においては、沖縄本島北部地区を含め、本島全域及び本島周辺離島を対象に運航させることとしております。

救急医療用ヘリコプターの導入に対する国の補助は、各都道府県とも1機分で、救命救急センターにおいて運航することが補助の要件となっております。

県としましては、救急医療用ヘリコプターの年内運航に向けて着実に取り組むとともに、当該事業を継続的に維持するために今後とも努めてまいりたいと考えております。

続きまして、浦添看護学校の存続についてにお答えいたします。

本県の看護師の養成につきましては、県を初め民間においても昭和48年度的那覇看護専門学校の開設から沖縄看護専門学校、北部看護学校、ぐしかわ看護専門学校などの専門学校のほか、平成19年度には名桜大学に看護学科が開設され看護教育が行われています。

県としましては、看護職員需給見通しを踏まえ、平成21年度から浦添看護学校に3年課程を設置し、看護師養成数の増員を図ることとしております。

その後、民間にできることは民間でという基本姿勢のもと、平成24年度をめどに浦添看護学校を民間に移譲することとしております。

浦添看護学校と民間の授業料等についてにお答えいたします。

浦添看護学校の2年課程の授業料は、「沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例」により、年額11万8800円と規定されております。

浦添看護学校の管理運営が民間に移譲された場合は、譲渡先で規定されることになるため、現段階で授業料等の比較をすることはできません。

なお、参考までに県内の民間養成所の授業料の年額は、2年課程で30万円となっております。

続きまして、自殺者が3万人を超えることについて

にお答えいたします。

警察庁の統計によりますと、平成19年の全国の上自殺者の総数は3万3093人となっており、前年に比べて938人増加しております。

沖縄県警察の統計によると、平成19年の県内の上自殺者の総数は347人で前年より53人減少しておりますが、平成10年以降連続して300人を超えていることから、自殺対策は継続して取り組むべき重要な政策課題であると認識しております。

県においては去る3月に「沖縄県自殺総合対策行動計画」を策定したところであります。今後は、同計画に基づき沖縄県自殺対策連絡協議会などの推進体制を強化し、自殺に関する実態調査や自殺対策キャンペーンなどにより、うつ病・自殺予防に関する普及啓発に努めてまいります。

また、自殺念慮を持つ者の早期発見、早期介入を推進する観点から、内科医などのかかりつけ医に対する研修やうつ病デイケアの民間医療機関への普及等を推進します。さらに、関係機関の連携による自殺未遂者の再発防止や遺族会の支援に努めてまいります。

続きまして、国民健康保険の被保険者証の未到達状況についてにお答えいたします。

被保険者証は通常、郵送や公民館等で交付しておりますが、滞納がある世帯の場合は直接市町村窓口で交付をしております。

被保険者証等を所持していない世帯、いわゆる未到達世帯につきましては、平成19年12月1日時点で9847世帯となっておりますが、そのうち、大部分は滞納があるため窓口交付を通知しているが受け取りに出来ない世帯であります。

国保税を滞納している場合、市町村では窓口で滞納者と話し合ってその事情を把握し、納付に向けた相談を行っております。しかし、その呼びかけに応じず被保険者証の交付ができない場合があります。

国保税が払えなくて困っている被保険者につきましては、国保税の減免や一部負担金の減額等が制度化されておりますので、まずは市町村の国保窓口まで御相談に来ていただきたいと思ひます。

続きまして、市町村国保会計に補助助成を実施している都道府県の状況についてにお答えいたします。

全国における市町村国保への助成状況につきましては、平成20年度当初予算で19都府県において計上されております。

その内容は、直営診療施設の整備、福祉医療費波及増に係る医療費助成等に補助されています。

続きまして、国保税と他の医療保険料との比較につ

いてにお答えいたします。

厚生労働省の資料によりますと、全国の平成18年度における被扶養者を含む1人当たりの保険料の調定額は、市町村国保8万3000円、政管健保9万2000円、組合健保9万5000円程度となっております。

1世帯当たりの年間所得は、市町村国保131万円、政管健保230万円、組合健保371万円程度となっております。

また、被扶養者を含めた加入者数の平均年齢は、国保55.2歳、政管健保37.4歳、組合健保34.3歳となっております。

なお、平成17年度における1人当たりの診療費は、国保17万4000円、政管健保11万7000円、組合健保10万1000円程度となっております。

医療保険料の比較につきましては、平均年齢の高い国保と平均年齢の若い政管健保及び組合健保では、子育てに要する費用等必要な経費が異なることが予想されることや、診療費と保険料のいわゆる給付と負担の関係においても違いがあること等から単純な比較は困難であると考えております。

国保手帳がなくて死亡した件数についてにお答えいたします。

国保手帳が交付されていないことにより、死亡した事例については、県では把握しておりません。

なお、死亡した方が国保手帳を有してなかったという事例が3件あったとの報道は承知しております。

生活に困窮している方につきましては、国民健康保険料の減免制度及び生活保護制度等もありますので、市町村等の窓口で相談をしていただきたいと考えております。

続きまして、生活保護世帯での通院移送費の運用への県の見解と対応及び受給者数についてにお答えいたします。一括してお答えいたします。

生活保護受給者に給付される通院移送費につきましては、先般、他県で多額の不正受給事件が発生したことから、平成20年4月1日付厚生労働省社会・援護局長通知及び同保護課長通知がありました。

同通知は、従来の「移送に必要な最小限度の額」というこれまでの支給基準を変更するものではなく、各福祉事務所が一定の手順に従って個々の事案ごとにその内容を審査をした上で通院移送費の給付決定を行うこと、また、画一的な取り扱いによって不適切な給付決定をしたり、逆に必要な医療が受けられなくなることがあってはならないとの趣旨であります。

県としましては、これらの通知を踏まえて福祉事務所等において適切な審査の上で給付決定を行い、受給

者の個別事情にも配慮しながら、必要な医療が受けられるよう必要な交通費は支給されるべきであると考えております。

また、同通知を福祉事務所等に送付するとともに、担当者研修会で趣旨の周知徹底と適正支給を指導したところであります。

なお、通院移送費の支給を受けている受給者数は、県全体で平成20年5月支給分で47人となっております。

我が党の代表質問に関連しての、後期高齢者医療制度は破綻しており、廃止すべきではないかという質問について一括してお答えいたします。

少子・高齢化の加速により、高齢者の医療費が増大する一方、これを支える現役世代が減少していく中、従来の老人保健制度においては市町村国保など各保険者の費用負担の増大等が課題となっております。

新たな後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度と同様に、現役世代からの支援と公費を集中的に投入するとともに、高齢者の方に保険料として応分の負担をしていただくこととなっております。

後期高齢者医療制度については、国民皆保険制度を堅持し、高齢者の適切な医療を国民全体で支えるために必要な制度であると認識しております。

75歳以上の年齢による医療制度についてにお答えいたします。

75歳以上の方を制度の対象としていることにつきましては、従来の老人保健制度と同様であります。

75歳以上の高齢者の心身の特性に配慮した対応が求められていること、増大する老人医療費の中で、各保険者からの支援や公費を重点的に投入すること、保険料の格差是正を図りつつ、財政運営の安定化のため、県広域連合において運営すること等、他の保険制度とは違う仕組みで対応する必要性から創設されたものと認識しております。

続きまして、保険料を徴収する仕組みについてにお答えいたします。

保険料の徴収は、均等割部分について国民健康保険制度と同様、被保険者全員に賦課されますが、世帯の所得の状況に応じて軽減されることとなっております。

今回の見直しでは、低所得者について均等割部分の9割軽減が実施されるとともに、本人の申し出により世帯主などの口座から振りかえることも可能となっております。

続きまして、後期高齢者医療保険料の年金天引きについてにお答えいたします。

保険料の年金天引きにつきましては、高齢者の皆様に金融機関の窓口で支払う手間をおかけしないことを主な目的としているものであります。

政府・与党では、今回の見直しにおいて一定条件のもとで年金天引きから口座振替へ変更も可能とする普通徴収の拡大が実施される予定であります。

また、さらなる普通徴収の拡大についても検討を継続することになっております。

続きまして、後期高齢者医療保険料の2年ごとの見直しについてにお答えいたします。

保険料につきましては、後期高齢者医療の財政運営期間である2年ごとに見直されることとなっております。

保険料額は、主に今後の老人医療費の伸び等により影響されますが、県としましては、将来に向けて保険料負担が増大しないよう、若年からの健康づくりの推進を図っていきたいと考えております。

後期高齢者医療保険料の滞納に伴う措置についてにお答えいたします。

後期高齢者医療制度における資格証明書の発行につきましては、政府・与党の改善策において、保険料の支払い能力があるにもかかわらず滞納する場合に限って適用するという方針を確認しております。

県としましては、資格証明書の発行に至らないよう、市町村に対し高齢者それぞれの状況に応じたきめ細やかな相談の実施について助言していく所存であります。

続きまして、後期高齢者医療制度における病气予防、健康診断についてお答えいたします。

75歳以上の高齢者等につきましては、平成20年度から後期高齢者医療広域連合が健診事業を実施しております。また、市町村が実施するがん検診や健康相談等につきましては、これまで同様に受けることが可能となっております。

続きまして、診療報酬の定額制等についてお答えいたします。

平成20年4月の診療報酬改正で創設されました後期高齢者診療料は、後期高齢者を日ごろから見守るかかりつけ医を設置し、患者それぞれの症状に応じて適切な医療を実施するとともに、他の医療機関と連携して入院から在宅医療に至る切れ目のない医療サービスの提供をねらいにしております。

かかりつけ医の設置につきましては、患者の同意が必要となっておりますが、患者の希望によりかかりつけ医を変更することも可能であり、他の医療機関を直接受診することも可能であります。

診療報酬は、検査や処置等を包括した定額払いですが、状態が悪化した場合の検査等については、追加算定することも可能となっております。

国においては、後期高齢者診療料の実施後の効果等について、中央保険医療協議会で検証することとしており、県としてはその状況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 医療・健康福祉行政についての御質問の中の、一般会計からの繰り入れを県立病院事業に増額することについてにお答えします。

繰入金については、総務省の繰出金通知に基づく対象経費に関しては、おおむね適正に繰り入れが行われています。しかし、総務省の繰出金通知に基づかない、離島増高経費や本庁経費については予算措置されておられません。

どちらも病院事業を運営していくためには必要な経費ですが、病院事業の自助努力のみで補てんすることは困難であります。一方、一般会計においても、厳しい財政状況にあります。

このような状況を踏まえながら、県民に対し、必要な医療サービスを安定的かつ継続的に提供していくためには、一層の経営改善を図りつつ、今後、関係部局による県立病院の抜本的な見直しの中で、総務省の繰出金通知に基づかない基準外を含めた繰入金のあり方についても議論を深めていきたいと考えております。

続きまして、県立病院事業の広報についてお答えします。

県立病院の役割に関する情報を県民に提供していくことは大変重要だと考えております。

そのため、これまでホームページによる各種情報の発信、広報誌の発行、地域における講演会の実施、健康フェアの開催、地区の医療関係者との懇談会などを通して県立病院事業の周知に努めてきたところであります。

しかしながら、県民への周知が必ずしも十分とは言えない面もあることから、今後、県立病院事業の広報活動により努力してまいりたいと考えております。

続いて、医師不足の原因と解決策についてお答えします。

県立病院の医師不足の原因については、全国的な医師不足を背景として、臨床研修の義務化に伴う医師の引き揚げ、医師の地域や診療科の偏在、病院勤務医の

開業医への移行などがあると考えています。

病院事業局としては、県立病院で実施している卒後臨床研修の充実強化により医師の定着を図るとともに、脳神経外科や産婦人科等の医師を確保するための専門医派遣事業の実施、ドクターバンク等支援事業との連携、その他とり得るあらゆる手段を活用して医師の確保に取り組んでいるところであります。

続きまして、医師、看護師の勤務時間の状況についてお答えします。

県立病院の医師の勤務時間の状況については、各県立病院及び診療科によって違いはあるものの、平成18年度の月平均時間外勤務は48.6時間となっております。これを1週間当たりの勤務時間にすると51.2時間になります。

看護師については、基本的に3交代勤務体制をとっており、月平均時間外勤務は3.8時間となっております。

県立病院は、地域の中核病院として、一般医療はもとより救急医療や高度・特殊医療への対応や重症患者も多いことから、勤務環境には厳しいものと認識しております。

その改善に向けて、医師、看護師等の適正な配置や確保、地域医療連携による業務量の適正化などに努めております。

さらに、本年5月から病院事業局内に超勤縮減プログラム策定の検討チームを設置し、具体的な方策を検討しており、勤務環境の改善に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、教育行政についての御質問で、授業料減免制度の現状等についてお答えいたします。

平成20年6月末の授業料減免の承認者は4138人で在籍者の9%となっており、減免率は前年度の同時期と比べ0.76ポイント上昇しております。

授業料減免制度につきましては、平成18年度に8%枠を撤廃し、平成19年度から離島出身生徒や災害等で被災した生徒に対する審査基準を緩和するなど、制度の改善を図ってきたところであります。

県教育委員会としましては、今後とも制度がより効果的に活用されるよう、適切な運用に努めていきたいと考えております。

次に、経済的な理由による退学者についてお答えいたします。

本県の県立高等学校における平成18年度の中途退学者のうち、経済的理由を含む複合的な理由による中途退学者は51名となっております。

なお、授業料滞納による経済的理由のみで中途退学した者はおりません。

県教育委員会としましては、経済的理由により高等学校での就学が困難な者に対し、授業料の減免や奨学金の貸与等を行い、有為な人材の育成に努めているところであります。

今後とも、授業料減免制度や奨学金制度の活用等の指導を行い、就学支援に取り組んでまいります。

次に、県立図書館分館の存続についてお答えいたします。

県立図書館分館につきましては、沖縄県行財政改革プランに基づき、市町村との役割分担など、そのあり方について検討を重ねてまいりました。

その背景としまして、平成13年7月18日付文部科学省告示で、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスができるよう、公立図書館の設置に努めることとしており、現在、石垣市及び宮古島市ではおのおの市立図書館が設置されております。

また、両分館の直近5年間の利用状況につきましては、宮古分館の平均貸し出し冊数は、宮古地区図書館の18.5%で、同じく八重山分館が石垣市立図書館の5.5%と少ない状況にあります。

さらに、宮古分館は築29年、八重山分館が築34年と施設が老朽化し、その維持・運営が大変厳しい状況であることなどから総合的に判断したものであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは農林行政についての御質問で、林業の現状と課題についての御質問にお答えいたします。

本県の平成19年度における森林面積は約10万5000ヘクタールで、県土面積の46%を占めております。

森林は、木材生産のほか、水源の涵養、国土の保全、二酸化炭素の吸収、自然環境の保全など、多様な役割を果たしております。

本県の森林は、去る大戦後の復興資材、燃料としての薪炭材、さらに食料増産のための伐採などにより著しく荒廃しました。その後、林業関係者による造林や保育管理により、現在の森林資源は1ヘクタール当たり114立方メートルと、復帰時点の1ヘクタール当たり38立方メートルの3倍に回復しております。

近年、リュウキュウマツなどは家具材やフローリン

グなどの木製品として利用され、また、広葉樹は板材、チップのほか、生産が増大しているブナシメジ、エノキタケなどの特用林産物の生産に利用されております。

林業は、地形が急峻なヤンバル地域において林業従事者の生活の場、雇用の場として重要な産業となっております。しかしながら、近年の木材需要の減少、木材価格の低迷、県外産材との競合など林業経営を取り巻く情勢は厳しい状況にあります。また、森林に対する県民のニーズは多様化しており、貴重な野生生物への配慮など自然環境の保全は重要な課題であります。

このようなことから、県では森林の機能区分を明確にし、自然環境に配慮しつつ、木材の安定供給体制及び流通システムの確立、コストの縮減、経営の合理化を図るとともに、森林ツーリズムなどの新たな事業の展開により、林業の振興を図っていききたいと考えております。

同じく農林行政についての御質問で、森林組合の現状と課題についてにお答えいたします。

県内の森林組合は、国頭村森林組合、沖縄北部森林組合、宮古森林組合、八重山森林組合の4組合と1連合会があり、組合員総数が約610名、従業員数は約230名、組合の事業取扱額は約10億7300万円になるなど、地域の振興に貢献しております。

各組合において、地域における特色を生かしながら木材やキノコ等の林産物の生産活動を行うとともに、造林、治山等の森林整備事業を実施しております。

近年、木材需要の減少、木材価格の低迷、県外産材との競合等により組合の経営は厳しい状況となっております。

このため、森林組合においては木材の安定供給、販売の拡大、コスト縮減、経営の合理化等を図るとともに、観光産業と連携した森林ツーリズム等の新たな事業について積極的な取り組みが必要であると考えております。

県としましては、森林組合が雇用と地域の振興を図る上で重要な役割を担っていることから、今後とも経営基盤の強化について指導・支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時35分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 失礼いたしました。

先ほどの前田議員の御指摘どおり、1年分の授業料30万でしたので倍掛けになります。あと浦看の受験料が5000円、授業料は先ほど11万8800円と申し上げました。それからテキスト等購入費の年間が15万円、それから学生会費年間1500円、後援会費1万5000円、その他教材費等3万円というふうな数字になっております。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時36分休憩

午後4時38分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 先ほどの県立学校の場合、では民間の場合、那覇市立医師会、那覇看護学校と比較した場合、それからおもと会、その他北部地区医師会の場合はどうなるのかということでお答えをお願いします。

米軍再編につきましては、2005年の10月29日の「日米同盟：未来のための変革と再編」ということで、グローバルな世界の警察という米軍と運命をともにすると、この方向を切り開くということで米軍再編の3兆円のものが出ています。そのために改めて沖縄、日本が拠点基地にされようとしておりますが、3兆円使われます。

知事、このお金があれば国民の暮らしが救われると思いますけれども、御所見をお願いします。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時39分休憩

午後4時39分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○前田 政明君 知事、辺野古の基地はどのような機能を持った基地になるのか詳しく説明してください。

それから普天間3年閉鎖の問題について、一連の知事発言について覚えていますか。立候補して公約として言った経過ですね、いろいろ変わってきておりますけれども、発言の変化について御説明をお願いいたします。

それから、県は普天間基地の実態調査をしたのか。いわゆる危険性、爆音、被害の実態について、実態目視調査をしたことがあるのか。そしてそれはどういう結果になったのか、ここのところを答えていただきたいと思います。

それから協定の見直しで、伊江島住民狙撃事件で、

裁判権があったにもかかわらずこれが放棄された。いわゆる第一次裁判権の放棄の密約があったという報道なども新聞でやられておりますが、これについて知事の所見をお願いいたします。

それから生活保護で、北海道の滝川市の不正受給をもとにして通院移送費を制限することは許されません。

それでお聞きしますけれども、生活保護受給者の中で病気を理由に生活保護を受けている人数は何名ですか。47名の方しか受けていないということですので、これは非常に趣旨が制限され過ぎているんじゃないかなと。

それから、通院移送費には当然バス、モノレール代も含まれると思いますけれども、御答弁をお願いいたします。

それから授業料の減免につきましては、減免申請が受けられなかった生徒の理由はどういうことでしょうか。ここのところをお願いいたします。

それから国保については、やはり1万人近い方々が保険手帳がないと。これは皆保険制度で保険手帳があれば必要な医療が受けられる。この生存権にかかわる問題として放置できないのではないかと思いますけれども、知事、何度も質問しておりますが答弁いただいております。ここは知事みずから、この1万人近い保険手帳のない県民の思いについて所見をお願いいたします。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時41分休憩

午後4時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○前田 政明君 代表質問との関係の後期高齢者ですが、政府の見直し案は結論的に言うと、約360万人の約3割の人しか対象にならないというのが全保連、お医者さんの専門のところの見解なんですね。年間収入、年金収入ゼロから153万円はもともと対象外で、そういう面で一体どのようなことを根拠にしてお答えになっているのか、その資料、根拠などをお示しいただきたいと。

そういう面では知事、介護保険制度の廃止法案が参議院で通っております。これはいいことだと思いますけれども、やはり岩手県議会もこの廃止決議をしたと報道されております。長寿県沖縄で知事が改めてこの制度の見直し、与党案も十分じゃないと。そういう面で明快な反対の意思表示をされるべきだと思います。御答弁をお願いします。

後期高齢者医療制度についての政府の見直し案の、部長が答えている根拠、それについて明快な御説明をお願いします。そしてまた知事の見解もお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時43分休憩

午後4時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 再質問にお答えいたしたいと思います。

10点ぐらいあるものですから、ピックアップして申し上げたいと思いますが、まずこれは私の順番から行きますと2番目ですが、再編で3兆円もお金を投入する。これをほかに使えばいいと思うがどうかというような御趣旨の御質問だったと思うんですが、これは基本的に目的、内容が違うものですから、むしろ比較もしにくいし返答も非常にしにくいものだというふうに御返答を申し上げます。

それから3番目の普天間の移設先の機能を説明せよという御質問だったと思うんですが、基本的に今の普天間の代替施設だと理解をいたしております。

それから次の3年めどの閉鎖状態に関する私の発言が変化しているというようなことをおっしゃいましたが、閉鎖状態の状況を説明するために別の表現を使うことはありますが、基本的に別に内容は何も変わっておりません。そういうことで政府とも今やりとりをしているんですからと御返事いたします。

それから8番目でしたか、これは保険手帳を持っていない約1万人の方々についての知事の感想といいますが、何かそういうことについて述べよということですが、基本的には先ほど部長が説明しましたように、まず市町村の窓口に行ってよく相談していただきたいということに尽きると思います。また、きちっと相談に乗るようにということになっていますから。

それから一番最後ですが、岩手県の例を出しておられましたけれども、これ全部廃止というのはもうずっと代表質問、一般質問の中で申し上げてきたと思いますが、やはり基本的にはいろいろな意見を聞いて改良・改善するという点を申し上げたいと思いますし、やはりお年寄りの方々が基本的に納得するところまで改良・改善すべきだろうと思います。

そしてまたなぜ我々がこれに賛成しているかと申しますと、いろいろ申し上げてきましたが、さらにこれから後期高齢者といいますが、長寿者のお年寄りに対

して県全体で支えようという視点が入っているということだと思います。今までは市町村単位でやっておりましたが県全体で支えようということですから、結果として市町村財政に非常にプラスが大きいというふうに思っております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 普天間飛行場の実態調査を行っているかという再質問でございますが、先ほど申し上げましたように宜野湾市等についてのヒアリング等を行っております。現在その実態についていろいろと検討しているところでございます。（「実態調査をやったかやらなかったかということを聞いているんだよ」と呼ぶ者あり） ヒアリングをやったと言っております。

次に、伊江島裁判権放棄の密約についてどう思うかということですが、密約の有無については承知をしておりません。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 前田議員の再質問の中の、後期高齢者の4割から6割という軽減措置の数字についてお答えいたします。

これにつきましては、去る6月に厚労省が発表した数字を用いております。

それから、通院移送費でバス・モノレール代が支給されないということはないかという御質問に対しましては、これは使えるということになっております。

厚生労働省は、6月10日付で社会援護局保護課長名で、通院移送費については電車代、バス代が支給されるのは僻地に限られるものではなく、都市部であっても一律に排除されるものではありません。

また、例えば慢性疾患等により医療上の必要から継続的に受診するため交通費の負担が高額になる場合も検討の対象になりますとの通知を出しております。この通知文につきましては、県としましては6月18日付で福祉事務所等に送付したところであります。

それから、疾病を理由とする保護人数は何人かという御質問ですが、保護受給者のデータはありませんけれども、19年度生活保護統計の世帯別累計によりますと3029世帯となっております。

もう一点です。看護学校の授業料の件なんですけれども、那覇市医師会の看護専門学校の授業料が32万円、それから入学金が20万円、それから実習費が12万

円、施設費が12万円という数字になっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、前田政明議員の再質問にお答えをいたします。

減免が受けられなかった者の理由は何かということでございます。

平成20年度一括申請におきましては、申請者が5900名おりまして、承認者が4138人、不承認者が1762人となっております。

その不承認の理由としましては、一定の収入がある者が1610人、勤怠状況等の悪い者が152人となっております。

減免の承認につきましては、一定の所得基準や勤怠状況等の条件を設けておりますが、家計状況等を総合的に勘案し、また、勤怠状況等につきましても弾力的な運用を図りながら適切な運用に今後努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時2分休憩

午後5時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は、普天間閉鎖3年というものですから、県は実態調査しているかなというふうに思いました。

宜野湾市に伺ったら、県はヒアリングに来たと。しかし、防衛施設局は経路の調査にも来ていたと、県は来ていなかったと。それで、ひょっとしたらこれは実態調査していないなということで聞いたわけです。実際上ヒアリングしかやってないと。

知事は3年閉鎖と言いながら、あの宜野湾市民の苦しみ、状況、そして日米協議で話された中身を具体的に調査して検証しない。これが明らかになったということは、僕は本当に3年閉鎖というのがいいかげんだなという実感を持ちます。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時8分休憩

午後5時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○前田 政明君 一連の知事の発言は、知事選挙前は機能停止状態まで持っていきたい、4年任期中に結果

を出す、あらゆる方策を検討、3年以内に閉鎖したい、県外移転がベスト、暫定ヘリポートを含めて検討し3年で閉鎖実現。選挙投票日までには威勢がいいんですよ。当選した後、3年で閉鎖状態に持っていったほしい、私の強い注文だ、注文でありました。約3年で防衛庁はさまざまな知恵を出して、できれば実現してもらいたい。閉鎖状態とは、イラクに派兵された時期のような状態。開店休業だ、こんな状況を言っていたね、知事。まさにあなた方は人に頼んでいるだけじゃないんですか。現場の調査もしない、そういうことで本当に普天間基地の3年閉鎖・撤去をやるつもりなどないんじゃないですか。

そういう面では、この基地の問題でも弾薬搭載エリア、それから燃料栈橋、こういうのが日米協議の中で、政府との協議の中で明らかになっている。明らかになっているにもかかわらず、あなたの理解ではこれも要するに新たな基地ではなく単なる移設なんだと。あの深い海の中で、海岸でここが埋められたら、これは栈橋どころか軍港機能も果たすのは明らかなんですよ。

だから、そういう面で今の知事の態度はまさに米軍再編の日米同盟、地球的規模での米軍が海外の侵略戦争をする、そして自衛隊、同盟軍、だからこのヤンバルのあの北部訓練場もそういうような合同の訓練がやられるうわさもある。これは私は知事が明確に県民の立場に立って基地は許さないと、そういう立場に立たないという、この立場が残念ながら日米両政府を喜ばせていると。こういうことは許してはなりません。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時11分休憩

午後5時11分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 激震の後にはちょっとやりにくいですが、けれども……。

皆さん、こんにちは。

傍聴席の皆さん、お疲れさまでございます。

私は、このたびの県議選で中頭郡区から選出をされました読谷出身、議席18番、社民・護憲ネットの仲宗根悟であります。

この4年間一生懸命頑張っていく決意でありますので、仲井眞知事を初め当局の皆さん、議員の皆さん、そして県民の皆さんの御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

特に、きょうは私の一般質問に合わせいただきまして仲井眞知事が読谷山花織のかりゆしウエアをお召しになって、本当にうれしく思います。ありがとうございます。読谷村民の一人としてお礼を申し上げたいと思います。

それでは具体的な質問に入させていただきます。

まず最初に、返還軍用地の跡地利用についてであります。

SACO合意及び在日米軍再編による嘉手納以南の返還が進められてくると同時に、この跡地利用の成否は本県振興にとって非常に大きな意味合いを持つと思います。今後の対応方について伺います。

(1)、SACO合意後の基地返還の進捗と返還に係る県の対応を伺います。

(2)、跡地利用について。

ア、SACO合意後、各返還予定地で跡地利用計画の策定に向けての取り組みが行われていると思いますが、県の対応を伺います。また、現在の取り組み状況で今後の普天間を初めとする嘉手納以南の返還に対応できるのか。国の対応は十分なのか。そして市町村の対応は十分なのか。

イ、先行事例として、キャンプ桑江、読谷における3つの基地（瀬名波、楚辺、読谷補助）の事例があるが、ケースによっては跡地整備の手法に苦勞し、計画策定にも影響が出ていると聞きます。なるべく早い跡地利用を推進するため、跡地整備に係る新たな枠組みが必要と思うが、県の認識と今後の対応について伺います。

次に、環境行政についてであります。

(1)、管理型産業廃棄物最終処分場の候補地を検討する公共関与事業推進会議の進捗状況を伺います。

(2)、その選定基準についてもお伺いをいたします。

今回、読谷村内にある安定型産業廃棄物最終処分場で住民が採取した土壌及び汚水より有害物質が検出され、村民は大きな不安を抱いています。管理・指導の立場にある県の対応方についてお示しをいただきたいと思います。

(3)、読谷村内にある民間業者が経営をしている安定型産業廃棄物最終処分場について。

ア、県内処分場の分布状況、偏ってはいませんか。

イ、廃棄物はどのような物質と認識をしていらっしゃるでしょうか。

ウ、行政処分の実例はありますか。

エ、どのような処分をしましたか。

オ、読谷の状況は当てはまらないでしょうか。

カ、今後の対応についてはどうでしょうか。

最後に、産業廃棄物指導要綱の作成についてもお伺いをいたします。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲宗根議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、返還軍用地の跡地利用についての御質問の中で、SACO合意の返還状況についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

戦後63年にわたり沖縄県が負担している過重な米軍基地の整理縮小につきましては、まず、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識をいたしております。

SACOで合意されました11施設の返還につきましては、これまでに安波訓練場、キャンプ桑江の北側部分、そして瀬名波通信施設、読谷補助飛行場及び楚辺通信所が返還されております。

また、去る1月24日の日米合同委員会におきましてギンバル訓練場の全部返還が合意されるなど、その他の施設につきましても返還に向けた作業が着実に進められております。

県は、現在、SACOの合意が着実に実施され、沖縄県の過重な基地負担が軽減されるよう関係市町村と連携をし取り組んでいるところでございます。

次に、同じく返還軍用地に係る御質問の中で、跡地利用計画策定に向けた取り組みと今後の対応いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

駐留軍用地跡地利用につきましては、沖縄振興特別措置法や沖縄振興計画に基づき、国、県及び跡地関係市町村が密接に連携をし取り組んでいるところであります。今後とも同様に取り組む考えであります。

跡地利用計画は、まちづくり、地域づくりに直結することから、最も地域に密着した市町村が主体となり、地主や住民の意向を反映しつつ取り組んでおります。

国は、財政上の措置、その他の措置を講ずるよう努めることとされておりますが、計画の策定及びその具体化のために実施する調査等に要する経費への補助制度などが設けられ有効に活用されております。

計画の策定及びその具体化の促進に係る国、県、市町村間の事務レベルでの総合調整につきましては、内閣府と連携しつつ、県が中心となり実施しているところでございます。

米軍再編に伴う跡地利用対策の促進に向けては、新

たな制度の検討も含めてきめ細かな対応を政府に求めていく必要があると考えているところでございます。

次に、環境行政についての御質問の中で、2の(1)、2の(2)に関しまして、公共関与事業推進会議の進捗状況と選定基準についてという御趣旨の御質問に一括してお答えさせていただきます。

県では、平成17年6月に「公共関与事業推進会議」を設置し、処分場立地候補地の選定と事業主体の設立についての調査検討を行いました。

立地候補地の選定に当たりましては、客観的指標に基づき周辺環境等への配慮や経済性の考慮などの選定基本ルールを定め、情報公開による透明性を確保するとともに、段階的な絞り込みを進め、平成19年3月に同推進会議会長から本部町崎本部、名護市安和、浦添市伊奈武瀬を立地候補地とする「公共関与事業に関する検討報告書」が提出されたところでございます。

県としましては、今後、3カ所の立地候補地に対し住民説明会を開催するなど十分な説明を行い、先進的な事例となる県外処分場の視察を実施するなど、市、町や地域の理解と協力が得られるよう努めてまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 返還軍用地の跡地利用についての御質問のうち、跡地利用を推進する新たな枠組みの必要性についての御質問にお答えいたします。

跡地利用については、沖縄振興特別措置法において、国、沖縄県及び跡地関係市町村の密接な連携という跡地利用の基本原則のもと、国の責務として財政上の措置、その他の措置を講ずるよう努めることとされております。

跡地利用の促進については、これまでも沖縄振興特別措置法等の枠組みを踏まえ、国、県、跡地関係市町村が密接に連携して取り組んできたところです。

しかし、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は、本島中南部都市圏における大規模な返還であり、事業実施について、財源の確保や実施体制をどうするかなどの課題があります。

そのため県としては、現行の枠組みの継続はもちろんのこと、新たな制度の検討も含めきめ細かな対応を政府へ求めていく考えであります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境行政についての御質問にお答えいたします。

まず、県内処分場の分布状況、偏りについてお答えいたします。

平成20年6月末現在、県内で稼働している産業廃棄物最終処分場は、排出事業者が設置しているものも含め、安定型最終処分場が12カ所、管理型最終処分場が8カ所、合計20カ所となっております。

そのうち、読谷村には安定型最終処分場が3カ所あり、安定型処分場全体（12カ所）の25%となっております。

これを、許可面積で見ますと、県全体の安定型最終処分場約37万7000平方メートルに対し、読谷村内のものは約17万平方メートルで、約53%となっております。また、許可容量で見ますと、県全体の安定型最終処分場約627万9000立方メートルに対し、読谷村内のものは約371万4000立方メートルで、約64%となっております。

こうした状況から判断いたしますと、読谷村における最終処分場の状況は、他の地域に比べ大規模な処分場が立地している状況にあると認識しております。

次に、廃棄物に係る認識についてお答えいたします。

廃棄物処理法に関する環境省の通知では、廃棄物とは、占有者がみずから利用し、または他人に有償で譲渡することができないために不要となったものを言い、その物の性状や排出の状況、通常の取り扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断するべきものとされており、本県においても、当該通知に基づき廃棄物であるか否かの判断を行っております。

また、同法では、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥等の20種類を産業廃棄物として定めており、一般家庭等から排出される廃棄物を一般廃棄物として定めております。

次に、行政処分の事例等処分の状況について一括してお答えいたします。

本県では、廃棄物処理法に違反する行為があった場合の行政処分手続等について、「沖縄県産業廃棄物行政処分取扱要領」を制定しており、違反行為が確認された場合は、当該要領に基づいて行政処分等を行っております。

平成18年度の行政処分の状況は、業の停止命令が1件、業の許可取り消しが5件、施設の許可取り消しが1件、改善命令が2件、措置命令が1件、合計10件となっており、また、悪質な不法投棄事案1件について

は県警に告発を行っております。

次に、読谷村の業者に対する行政処分、今後の対応について一括してお答えいたします。

今回、読谷村にある民間業者の産業廃棄物安定型最終処分場においてクロルデン類が検出されましたが、その原因が廃棄物の不適正処理である場合、廃棄物処理法に基づく行政処分の対象となることから、県は同法に基づき適切に対処していきたいと考えております。

しかしながら、クロルデン類が検出されたこと自体は廃棄物処理法違反となるものではなく、現時点において原因が特定されていないことから、行政処分等は行っておりません。

県としましては、クロルデン類が検出された原因を特定するため、当該業者に報告を求めるとともに、立入検査を行って当該業者の帳簿等の検査を実施したところであり、今後、現地調査によって埋立処分された廃棄物の種類なども確認することとしております。

最後に、沖縄県廃棄物指導要綱の策定についてお答えいたします。

県では、事業者が廃棄物処理法に基づく許可等の申請を行う前に、あらかじめ地域住民に計画を公開し事前協議を行うことを内容とする産業廃棄物指導要綱の制定に向けて準備を進めているところであります。

この要綱の主な内容は、1、説明会及び公告・縦覧の実施、2番目に、計画に対する住民意見の聴取、3番目に、県の指示に基づく関係機関との調整等、4番目に、協定書の締結などであります。

今後、各県の状況等を参考に要綱を策定し、事業者等への周知期間を経て本年度内に施行したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 順を追って再質問を行いたいと思います。

まず1の(1)についてでありますけれども、返還の進捗状況については平成8年のSACO合意に関して、本来なら現時点で普天間を含むほとんどの基地が返還をされるべきでありますけれども、予定からおくれたにもかかわらず実現しているのはごくわずかだということでもあります。そのような中で、2年前、在日米軍再編の中で嘉手納以南の返還が示されたわけですが、この返還を実現することにより、県民の生活環境、そして経済環境も大いに改善されるものと思われま。早期返還に向けた取り組みをもう一度お

伺いをしたいというふうに思います。

1の(2)のアについてです。

跡地利用の推進に関しては、沖縄振興特別措置法の中で「国の責務 利用を促進するための必要な財政上の措置その他の措置」、県及び市町村の責務、計画の策定及びその他の措置が明確に示されています。県としてどのようなことを取り組んでいるかをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

また、前年度、駐留軍跡地の計画的な利用の枠組み検討調査を実施していますが、嘉手納以南だけに限定して調査を実施しております。なぜ嘉手納以南だけなのか、地主としては不本意だと思いますけれども、関係者と調整をしての対応だったのか、今後はバランスのとれた対応、土地利用も必要だと思いますがいかがでしょうか。

1の(2)のイについて、読谷における3つの基地の跡地利用については、沖縄振興計画では公共施設整備や集落整備を含めた総合的な整備を促進し、個性豊かな田園空間の形成を図ることが位置づけられています。その中の公共施設整備については、読谷飛行場跡の村民センター地区の整備と集落整備については、瀬名波通信施設、楚辺通信所跡地及び読谷補助飛行場の民有地部分の跡地利用であり、田園空間とはこれらの跡地の農地利用を示すものと思われます。しかしながら、地主の意向としてはより付加価値の高い宅地や商業地を求める傾向が強く、計画の取りまとめに苦労しているのが現状であります。

村の跡地利用に関する調査では、地主の理解を得ることができるような跡地利用の方向づけ、すなわち地主の希望するような跡地の整備と周辺環境と調和のとれた農地利用について示されておりますけれども、これらを一体的に整備するための施策が十分とは言えないと思います。地主会も村もステップに踏み込めないというのが現状であろうかと思えます。県として要請等をされていると思えます。先ほどは制度そのものも要請していくというような御答弁でございましたが、やはり国の責務として跡地利用に特化した特別な施策について、具体的にもう一度御答弁をいただきたいというふうに思います。

環境行政についてであります。

(3)について3点伺いたいと思います。

まず1点目ですけれども、6月18日に読谷村既存安定型産業廃棄物最終処分場からクロルデン類検出に関する県文化環境部環境整備課の報告の確認並びに今後の対策に関してということで、管理型産業廃棄物最終処分場反対実行委員会委員長阿波根直則氏より6月27

日に提出をされた上申書についてですが、それと読谷村議会で6月25日に決議をされ、7月2日に県議会議長とそれから県知事に対して提出をされた意見書は、知事、文化環境部長、既に読まれていると思いますが、その意見書に対する見解を述べていただきたいというふうに思います。

次に2点目、今回の上申書と意見書の中で県の調査方法に関して汚染状況を正確に確認するためにボーリング調査をすべきと私は思うのですが、これに対する見解もお聞きしたい。担当者の方は予算がないというようなお話ししておりますけれども、それであるならばその事業更新をしている業者に対して、住民に安全性を示すためにそのボーリング調査をみずから行うことを行政指導として求めることを要求しますが、当局の考えはいかがでしょうか。

そして3点目についてです。私は、知事は常に現場主義、やはり企業出身者であるということで非常に現場をごらんになられているというような意味では、この上申・意見書の中で現地調査を常に要請しておりますが、今までなされておられません。今回、このような管理型産業廃棄物最終処分場の問題に端を発し、今回の不適格品目が持ち込まれた事業者に対して、どうぞ現場をぜひ見ていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

以上、よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時39分休憩

午後5時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 議員から再質問をいただきましたが、その中で一番最後のぜひこれ現場を視察、見に行くべきだろうという点は、おくれて恐縮ですが早々に視察に参りたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） まず跡地対策について県としての取り組みの役割は何かという御質問でございますが、まず跡地対策につきましては基本的に市町村が主体的になることが重要だと思っておりますし、国は財政上の措置、その他の措置を講ずることとなっております。

県でございますが、県は計画の策定及びその具体化

の促進に係る国と県と市町村間の事務レベルでの総合調整ということを行いつつ、特に内閣府と連携してその辺の事務の詰め方については県が中心になってやるというふうにしております。

それから2番目の嘉手納以南だけの調査かということですが、現在19、20年度ということにかけて中南部全体のビジョンの調査というものをやっております。

それから枠組みの調査について、嘉手納以南に絞ったのは主に都市的な土地利用という想定される嘉手納より南の地域を事業主体等について調査を実施したわけでございます。今後、当然跡地全体としてのトータルとしてのバランスのとれた調査も具体的に行う必要があるだろうと考えております。

それから3番目に、跡地に特化した施策が必要じゃないかということですが、現在沖縄振興計画あるいは沖縄振興法の実施状況について、本年度からことし、来年とかけて総点検の作業を行ってまいります。その中で、跡地に関する制度あるいは事業等についても具体的にどのようなものが必要か検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 再質問にお答えいたします。

まず、上申書の件とそれから読谷村議会からの意見書の件についてお答えします。

上申書につきましては、クロルデン検出に対する報告の確認及び今後の対策についての上申書が提出されてございます。

それから意見書につきましては、これも汚染の浄化と営業許可の更新を認めないことを求める意見書という形で提出されている状況でございます。

県としましては、議会等からの意見書につきまして今後県が対応する予定している調査といたしましては、汚染原因調査、それと汚染状況調査、今、現在、汚染原因調査としては、報告の徴収、立入検査等既に実施している部分もございます。その後、現地調査において掘り起こしの調査、処分場内の埋立区域を掘り起こして埋立処分された廃棄物の種類を確認する現地調査をしていきたいというふうに考えております。

それからそれと同時に、汚染状況調査として調査地点以外の場所の汚染状況調査も同時に行って、掘り起こし調査の調査地点の土壌の採集クロルデンについての分析も同時にあわせてやっていきたいというふうに

考えてございます。

それからボーリング調査をしていただきたいという住民の方からの御注文がございます。そのボーリング調査につきましては、今、本事案につきましては地域住民が望んでいますそのクロルデン類が付着した木くず等の安定品目以外のものが埋立処分されていないかということが多分地域住民の方々が一番心配されていることだと思います。

木くず等の埋立処分の有無につきましては、県の段階で当面掘り起こしを調査し、目視で確認できる程度の確認をまず掘り起こし調査でやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○仲宗根 悟君 議長、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時49分休憩

午後5時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 失礼いたしました。

先ほども答弁いたしました。

今、県で掘り起こし調査をやった上でなお確認する必要があったら、ボーリング調査まで考えざるを得ないかもしれません。現段階では、掘り起こし調査で安定型品目以外のものが埋立処分されているかどうかについての確認を先にやっていきたいということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 跡地利用に関して、やはりこちらは戦後60年余りも提供してきた土地なわけですから、やはり国の責任においてスムーズに跡地利用ができるよう県としても積極的に働きかけをしていただきたいというふうに思います。

さて、この産廃場の件なんですけれども、掘り起こしだけといいますのも、とにかく掘り起こすわけですから浅いんじゃないのかなという気がしてならないんですね。私たち村としても、やはり深く掘り下げていったどのぐらいの浸透で汚染が進んでいるかというようなことも含めてぜひ調査をしていただきたいというのが私たちの言い分なんです。

まさに、皆さんから6月18日にこのまた結果公表というのも出ているわけなんですけれども、皆さんはクロルデンはそう大したことはないんだというようなおっしゃり方をしますが、やはり有害物質には変わり

がないわけですね。ここを出たと、こちらにあったという自体そのものが変わらないわけですよ。それ自体に関して、付近住民はやはり戦後この方、粉じんにも悩まされて採石場として近くは非常に我慢を強いられた地域であります。その上、また、今回採石場跡に産廃が来て、やはりもう我慢の限界、受忍の限度を超えているんだというようなことで、また、新たなこういった形で不適正物が搬入されてきたというのがもう事実明らかになったわけですから、この辺も皆さん、きちっと監督、責任、指導の立場であるわけですから、この業者に対しても厳しく皆さんもしていただきたいというふうに希望を申し上げ、終わりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 皆さん、こんばんは。こんばんはですよね、もう6時ですからね。

それでは一般質問をしたいと思いますが、少しだけ所見を述べてから一般質問したいと思います。

さきの県議会議員選挙における結果につきまして、1年半の仲井眞県政の運営や政策について評価をしないという県民の意思を示したものであると私は考えております。

今度の選挙は、辺野古への新たな基地の建設、普天間基地の閉鎖・撤去、高江地区のヘリパッド建設、カジノや環境問題等々をめぐって政策変更や運営手法の変更を求めた多数の県民意思を確認できたと思っております。残る知事任期の2カ年半、これらを含めて公約実行へのチェック機能を高めていきたいと思えます。

それでは一般質問に入ります。

大きい1番目、知事の政治姿勢について伺いたい。

県民の命と暮らしを守ることこそ、知事の最大の責務であります。今日の原油価格の急騰が食料や飼料、原材料などの価格上昇を招き、農林水産業、建設、運輸、交通、各種中小零細企業などの企業活動と県民の暮らしに深刻な影響を及ぼしていることはメディアを通して、あるいは生活実感としてその広がり懸念をしているところであります。

離島県であり、また多くの離島を抱える沖縄は、特に燃料費の高騰によってあらゆる生活物資を初めとして原材料資材の値上がり等で県民生活を直撃をされ生産現場も悲鳴を上げております。11日には県漁連が総決起大会、15日には県まぐろ協会が一斉休漁し、この窮状を国や消費者に訴えるとしています。

そこで伺います。

(1)、今回の原油高による県民生活への影響とその対策について、農業や漁業、建築、建設、交通運輸、それぞれの分野で伺いたいと思います。

次に、このような原油高を受けて離島県のさらに離島の島々の暮らしは大変深刻であります。今度のような原油燃料費高騰によって生活・経済は厳しい局面に立たされております。

(2)、離島振興という観点から伺いますが、ア、離島航路補助率の見直しについて当局の見解を伺います。

イ、先島離島振興や雇用確保という面から有村産業株式会社の破産と航路廃止は県経済にも大きな影響を及ぼす深刻な問題であります。幸い関係者は新しい会社の設立へ向けて動き出し、知事も出資の可能性を示唆したとする報道もありますが、当局の見解を伺います。

(3)、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の成立を受けて見解を伺います。

この法律では、「国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。」とした上で、「ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。」としています。さらに、「国は、前条に定める基本理念にのっとり、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定をし、及び実施する責務を有する。」。さらに、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。」としています。すなわちこの法律の特徴は、入所者の平均年齢が80歳という高齢であること、そしてそのために入所者が急速に減少している。そういう現状を踏まえて問題解決を急ぐための促進法であること。もう一つは国と地方公共団体の責務を明確に明記していることにあります。

そこで伺います。

ア、療養施設2園が所在をする沖縄県知事に国の将来構想を含め見解を伺います。

イ、この法律は2009年4月1日の施行となっており、問題解決へ向けて知事と宮古南静園、名護愛楽園の代表者及び名護市長、宮古島市長が同一テーブルに着くことが急がれると思うがどうか、見解を伺います。

ウ、その問題解決へ向けた県の窓口が必要となると思うが、いつごろをめどに窓口は設置をされるのか伺います。

大きい2番目、地球温暖化防止に向けて伺います。
きのうから始まったサミットにおいても大きなテーマは環境問題、その中でも地球規模で進む気候変動、地球温暖化への対策などが話し合われています。

2000年の京都議定書によって先進国は全体で少なくとも5%のCO₂削減を目指すとされました。県においても2000年を基準年として、2008年から2012年まで、削減目標を8%と設定をし取り組んでおられます。

そこで伺います。

(1)、地球温暖化防止へ向けた県のこれまでの取り組み実績を伺います。

(2)、風力や太陽光エネルギー、バイオエタノール、バイオマスエネルギー等の自然エネルギーや未利用エネルギー利用について県の取り組みがどうなっているか、及び認識を伺いたいと思います。

(3)、環境モデル都市について、実は応募がありましたが、各自治体がそれに向けて応募しております。実は宮古島市町村におきましても、環境モデル都市へ応募をしておりますけれども、この環境モデル都市は、温室効果ガス排出の大幅な削減と都市・地域の新たな魅力や活力の創出を同時に達成する具体的な事例を示すことによって、我が国全体での低炭素社会の構築に向けた取り組みを促すとして、審査によって全国から10の都市や地域を選定することになっております。

そこで、この環境モデル都市選考自治体への県の支援について、この認識を伺いたいと思います。

大きい3番目、宮古圏域の課題について伺います。

ア、新築移転問題について。

大規模地震が相次ぐ中で、宮古島においても震度4の地震が4月28日に発生をしました。宮古病院の耐震性が非常に心配されますけれども、知事、病院事業局長の見解を伺います。

(イ)、昨年12月の私の質問に対する知事答弁を受けて、平成22年度に向けて新築移転問題が大きく進むのではないかと地元宮古では期待が広がっております。その後の取り組みについて伺います。

(ウ)、将来の医療を見据えた離島の基幹病院として適正な人材確保、機器・機能、適正なアメニティーを充実をさせ、災害拠点病院としての機能を備えた病院建設であるべきだと考えますが、知事、そして病院事業局長の認識を伺います。

イ、産婦人科について伺います。

(ア)、現状と課題について伺います。

(イ)、民間病院が分娩の取り扱いをやめていく中で県立宮古病院への分娩の集約化と診療室及び待合室の改

善は急務であると考えているが、どのように対処していくか伺います。

(ウ)、常駐医師の増員と定数枠確保について当局の見解を伺います。

ウ、脳神経外科医の確保について伺います。

(ア)、新しい脳外科医の着任によってようやく再開された脳神経外科の現状と課題はどういうものがあるのか伺います。

(イ)、再開以来、緊急手術や緊急搬送の事例はいかほどか伺います。

(ウ)、定数枠確保に向けて見解を伺います。宮古病院の脳神経外科はあと一人の医師を必要としております。

(2)、伊良部漁協への製氷機設置について伺います。

ア、仲井眞知事は、県議会議員選挙のさなかに宮古を訪問した際、伊良部漁協から要請のあった製氷機設置は必ず実行すると明言されたと聞きますが、この真偽はどうでしょうか。事実かどうか伺います。

イ、宮古島市は去る6月議会で製氷機施設整備事業の実施設分として2000万円を計上可決しました。事業実現へ向けて大きく動き出すことになりますが、知事の見解を伺います。

(3)、下地島空港等の利活用について伺います。

宮古島市より、下地島空港等利活用計画書が県に対して提案をされていると思いますが、その実現に向けて県はどう取り組んでいくのか伺います。

宮古島市からの計画書提示を受けて、今後、県の作業はどういうふうに進めていくのか。

そして、空港周辺公用地の利活用についての県の認識についても伺います。

大きい4番目、教育行政について伺います。

宮古総合実業高校の課題について伺います。

ア、旧翔南・宮古農林高校を隔てる道路の交通安全確保について教育長の見解を伺います。

イ、統合された後の学校運営について課題は何があるのか伺います。

ウ、昨今の原油高騰によって学校教育に支障はないのか伺います。

以上質問をして、あとは再質問をしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの奥平一夫君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後6時5分休憩

午後6時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の奥平一夫君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 奥平議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、地球環境、地球温暖化防止に向けた御質問の中で、県のこれまでの取り組み実績についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県では、「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」を平成15年8月に策定をし、県内の温室効果ガス総排出量を2010年度までに8%削減することを目標に各種対策を実施しております。

主な対策としましては、市民団体、事業者、行政等128団体で構成しております「おきなわアジェンダ21県民会議」等と連携をし、エコライフ、エコオフィス活動の実践を促す「県民環境フェア」をこれまでに5回実施し、合計約6万3000人の参加を得ております。

また、環境マネジメントシステム「エコアクション21」につきまして、事業者への導入を促進するためセミナーを開催し、現在、県内31事業所が認証登録されております。

さらに、県みずからが率先をして実行するために、「沖縄県環境保全率先行計画」に基づき、温室効果ガスの削減に取り組んでおり、ESCO事業の本庁舎等3施設への導入により、年間約3768トンの二酸化炭素削減を見込んでおります。

県としましては、今後とも「地球温暖化対策地域推進計画」の目標達成に向け、より多くの県民、事業者、そして行政等が地球温暖化防止の取り組みに参加されるようさらに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、宮古圏域課題についてという御質問の中で、宮古病院の改築についての御質問にお答えいたします。

宮古病院の改築につきましては、平成22年度の国庫要請をめどに作業を進めているところであります。

去る6月に宮古病院整備基本構想を策定し、今年度じゅうに基本計画を作成することといたしております。

次に、同じく宮古圏域課題についての御質問の中で、伊良部漁協の製氷機の設置についてという御質問にお答えいたします。

伊良部漁協の製氷施設は老朽化し再整備が必要なことから、平成17年6月に県及び当時の平良市、伊良部

町と伊良部町漁業協同組合が、製氷施設については合併特例債を適用し、宮古島市の事業として取り組むことの確約書が締結されております。

現在、事業主体であります宮古島市が国庫補助事業として国に要望しているところであり、県としましても事業が円滑に進められるよう宮古島市と連携をしていく考えでございます。

同じくこの製氷施設整備事業実現への動きについてという御趣旨の質問がございました。お答えいたします。

宮古島市においては、去る6月に補正予算を措置し、今後、製氷施設の整備方法やスケジュール等について取りまとめと聞いております。

県としましては、宮古島市の事業が実現するようしっかり協力をしていく考えでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 知事の政治姿勢との関連で、原油高騰による消費生活への影響と対策についてお答えいたします。

最近の原油価格の高騰については、ガソリン、軽油等の石油製品だけでなく、製造・流通・販売のコストを通してさまざまな商品価格への影響が懸念されるところであります。

県の生活関連物資価格動向調査では、ガソリン、小麦や大豆等に関連する商品について値上がり傾向が見られます。

平成20年7月のレギュラーガソリン1リットル当たりの店頭価格は、本島平均が177円、離島平均が190円、離島を含む県平均は182円となっております。

県平均を前年同月と比較すると38円、26.4%価格が上昇しております。

また、平成20年6月の家庭用小麦粉1キログラムは、前年同月と比較すると45円、26.3%上昇し216円、食用油1.5キログラムは108円、28.8%上昇し483円となっております。

県としましては、県民の消費生活の安定確保を図る観点から、生活関連物資の価格動向を注視し、物価監視と県民への情報提供に努めていきたいと考えております。

次に、地球温暖化防止に向けての関連で、環境モデル都市選考自治体への支援についてという御質問にお答えいたします。

国の地域活性化統合本部がことし4月に募集した環

境モデル都市につきましては、全国で82市区町村が応募し、本県からは那覇市、うるま市、宮古島市の3市が応募しております。現在、地域活性化統合本部においてその選定手続が進められているところであります。

公表されたスケジュールによりますと、今月じゅうには10都市が選定されることになっており、選定された自治体は、今年度じゅうに提案に基づくアクションプランの策定と先行事業を実施することになっております。

県としましては、県内の応募自治体が選定された場合には、提案事業が円滑に実施できるよう連携・協力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは、知事の政治姿勢についての御質問で、原油高騰の農漁業への影響と対策についてにお答えいたします。

漁船やボイラーの燃料である重油の価格は、現在1リットル当たり115.4円で、平成16年4月の35円と比較すると約3倍の価格になっております。そのため、漁業経費に占める燃料費の割合は従来の15%から約30%に上昇しており、漁業経営に深刻な影響を与えております。

また、農業においては、ハウス栽培のうち、マンゴー栽培農家の一部で着果安定のため、一時期、加温を行っております。

国においては、燃油高騰対策として、休漁者に対する藻場の管理、干潟の清掃などの事業の実施、省エネ操業形態への転換、協業化に必要な省エネ型船外機等設備の導入などに対する補助とともに低利資金の融資を行っております。

県では、燃油価格高騰に対する支援として、沿岸漁業改善資金による省エネ型エンジン設置等に対する無利子の貸し付け、運転資金借入れの際の融資保証を円滑化するための助成、平成20年度から、燃油高騰の影響の大きい漁業者に対する漁獲共済の掛金助成を実施しております。

また、全国知事会等を通じて国に対し、漁業用燃料・資材の低廉化や省エネルギー化技術の開発など燃油高騰対策の強化を要請しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 知事の政治姿勢につ

いての中、原油価格高騰による建築への影響についてお答えします。

原油価格高騰が建築に及ぼす影響については明らかではありませんが、県の集計によると、平成19年度の建築確認件数は、前年度に比べ約70%となっております。

建築確認件数が減少した原因として、建築基準法の改正や建築資材の上昇等が考えられます。

建築工事は、電気工事、機械工事、水道工事や家具販売などの関連業種が多くあることから、その減少が業界や県民生活へ及ぼす影響は大きなものがあると考えています。

県としましては、今後、国や建築関係団体等と連携しながら、早期に建築確認件数が改善されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、原油高騰による交通分野への影響と対策についてお答えいたします。

原油価格の高騰は、離島航路や生活路線バスにも大きな影響を及ぼしており、県では、その対策として、原油高騰により生じた欠損額について、航路事業者やバス事業者に補助しております。

また、離島航空路線補助制度により、離島を結ぶ航空機の燃料費等に係る運航費についても補助しております。

さらに、原油高騰によって資金繰りの苦しい運輸関連事業者については、県単独の原油高騰対策支援資金を創設しその活用を促しております。

次に、離島振興の絡みで、原油の高騰による離島航路補助率の見直しについてお答えいたします。

県では、原油価格の高騰により生じた欠損額についても、国及び市町村と協調して補助をしており、今後とも離島航路の実情を踏まえながら、その維持確保に努めてまいりたいと考えております。

同じく離島振興ですけれども、有村産業にかわる新会社への出資についてお答えいたします。

県といたしましては、離島航路の確保を図る観点から、事態の推移を注視するとともに、関係機関からの情報収集を行っているところであります。

今後、国や関係市町村と密接な連携を図りながら、総合的な観点から県としての対応を検討してまいりたいと考えております。

宮古圏域課題の中で、下地島空港等利活用計画書の

実現に向けた県の取り組みについてお答えいたします。

宮古島市の下地島空港等利活用計画書では、下地島空港の利活用、下地島土地利用計画、空港及び空港周辺公有地利活用の推進方策の3項目に関する提案があります。

これらの提案に対しては、庁内の関係課と宮古支庁及び宮古島市で構成する下地島空港残地有効利用連絡会議において、宮古島市から説明がなされたところでもあります。

県としては、宮古島市の提案を踏まえ、下地島土地利用に関する庁内の意見及び課題と対策を取りまとめ、宮古島市との具体的な調整を実施してまいります。

また、特に重要かつ早急に解決を図るべき課題については、関係課が連携を図りつつ優先的に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、ハンセン病関係、将来構想への見解と同一のテーブルに着くことについて一括してお答えいたします。

県としましては、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」に基づく施策について、沖縄愛楽園及び宮古南静園の将来構想の進捗状況を踏まえながら対処してまいります。

沖縄愛楽園及び宮古南静園では、既に各園独自の将来構想の策定を行っているところであります。

ハンセン病問題解決に向けて、両園、関係市町村等とも連携をとって対応してまいりたいと考えております。

同じく、問題解決へ向けた県の窓口設置についてにお答えいたします。

国においては、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の成立後、法施行上必要な政省令の制定を行うこととなります。

現在、ハンセン病関係の相談につきましては、福祉保健部健康増進課及び福祉保健所で行っておりますが、新たな対応が必要かどうか、国の定める政省令等を踏まえつつ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 地球温暖化防止に関

する御質問の中で、自然エネルギーや未利用エネルギー利用の県の取り組み等についてお答えします。

県は、平成12年度に「沖縄県新エネルギービジョン」を策定し、県内における太陽光発電を初めとする新エネルギーの導入促進を図っているところであります。

太陽光発電等の自然エネルギーは、天候による発電量の影響を受けやすく、電力系統と連系する場合の課題があることから、県は平成17年度、18年度に電力系統への連系に当たっての実証実験を行ったところであり、現在、その課題解決に向けて取り組んでいるところであります。

また、さらなる化石燃料依存の軽減を目指し、エネルギー利用の効率化を推進するため、平成19年度において未利用エネルギー活用可能性調査を実施したところであります。平成20年度から地球環境問題への対応などエネルギーを取り巻く環境の変化を踏まえ、新たに本県のエネルギー全般に関する目標と取り組み方策を示す「沖縄県エネルギービジョン（仮称）」の策定に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 宮古圏域の課題についての御質問のうち、宮古病院の耐震性についてお答えします。

宮古病院は、昭和56年の建築基準法改正以前に建築されているため、耐震基準を満たしておらず老朽化も進んでいることから、早期の改築が必要であると考えております。

続きまして、災害拠点病院等の機能についてお答えします。

宮古病院整備基本構想において、救急医療、精神科医療、2次医療を中心とした地域に不足している医療及び災害拠点病院としての機能等を備えた地域における中核的病院として位置づけております。

具体的には、今年度策定する基本計画の中で検討していきたいと考えております。

続きまして、宮古病院産婦人科の現状と課題及び常勤医師の増員について一括してお答えします。

宮古病院産婦人科は、ハイリスク分娩や緊急手術等への対応を強化するため、これまでの応援医師2人体制から平成20年4月に常勤医師1人を配置し、医師3人体制を構築したところであります。

病院事業局としては、診療体制のさらなる安定化を図るため、常勤医師の追加配置を検討しているところ

であります。

続いて、宮古病院の分娩の集約化等についてお答えします。

宮古圏域において分娩を取り扱っていた施設は、宮古病院を含め4施設ありましたが、このうちの1施設が平成20年2月末で分娩の取り扱いを停止しております。また、他の1施設においても近いうちに廃業する可能性があると考えております。

病院事業局としては、状況の推移に注視しつつ圏域の分娩に適切に対応していきたいと考えております。

続いて、宮古病院脳神経外科の現状と課題、緊急患者対応及び医師の定数について一括してお答えします。

平成20年2月に常勤医師1人を配置したことにより、外来診療日をふやし、手術対応が可能となったところでありますが、宮古地域で脳神経外科手術ができるのは宮古病院のみであることから、他の県立病院等からの応援体制の構築やさらなる医師の確保が必要と考えております。

常勤医師着任後の手術件数については、19件となっており、また、宮古島外への救急患者搬送の事例はありません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政についての御質問で、宮古総合実業高校の交通安全確保についてお答えいたします。

宮古総合実業高校は、宮古農林高校と翔南高校の伝統を引き継ぎ、時代の変化に対応できる地域産業の担い手を育成する学校としてことし4月に開校いたしました。

同校は、市道を挟んで施設配置がなされていることから、生徒、職員の安全確保については万全を期す必要があると認識しております。

生徒、職員の安全確保のため、県教育委員会ではブロック塀を見通しのよいフェンスにかえ連絡通用門を設置し、宮古島市においては横断歩道及びカーブミラーを設置するなど対策を講じております。また、当該市道と県有地との交換等も含めて宮古島市と調整しているところであります。

県教育委員会としましては、生徒への交通安全指導を行うとともに、宮古島市や関係機関と連携して、生徒、職員の安全確保を図ってまいります。

次に、宮古総合実業高校の学校運営の課題についてお答えいたします。

宮古総合実業高校は、農業系、水産系、商業系の6学科の専門教育を行うとともに、他学科の専門科目も学べる総合選択制や、選択科目を充実させた類型制の実施などにより魅力ある教育課程を展開しております。

統合後の学校運営の課題といたしましては、職員の協働体制のさらなる充実、生徒会や部活動などの特別活動の充実強化、教育課程の実践及び検証などがあり、現在、学校長を中心に地域の協力を得ながらこれらの課題解決に取り組んでいるところであります。

県教育委員会としましては、地域産業の発展に貢献できる人材育成を目指した宮古総合実業高校の学校づくりを今後とも支援してまいります。

次に、原油高騰の影響についてお答えいたします。

原油価格の高騰に伴い、実習で使用するトラクターや小型実習船の燃料費等も値上がりしており、学校運営への影響を懸念しております。

県教育委員会としましては、今後とも予算の効率的な執行に努めるとともに、必要な経費を確保し、学校教育に支障を来すことがないように適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 それでは再質問させていただきます。

知事、この石油高騰によって県民生活は本当に大変なところまで追い込まれていると思うし、それから生産の現場からも本当に悲鳴が聞こえている。これはもう何名もの議員の皆さんからも声が上がっています。そういう意味では、僕は非常事態だとそういうふうに思うんですけども、非常事態という認識はあるのかどうか、知事の認識をちょっとお伺いしたいと思います。

それから、離島航路についての答弁なんですけれども、これまでとにかく事態を注視しようということであつたし、あるいは代替の船を回そうかという話なんです。その代替船のことについて、外航船の資格というのはどういうものがあるのか、この認識。外航船というのは本当にどの会社でも、例えば台湾に行ったりすることについて、これが本当にすぐそのままなり代替で行けるのかどうか、その辺を少しお伺いします。認識がちょっと甘いんじゃないかというふうに僕は思うんですけども。

それから、年間5000人の入域客も大したことない、貨物も小さいから影響ないやという話がありますね。

僕は余りこれは小さくないと思うんですよ。離島にとっては非常に大きいお客さんでもあるわけです。そして何より雇用の問題を皆さんどうしようとしているのか。どこかの職業訓練校で鍛え直してそこから仕事を探していこうかという話ではない。すぐ本当に仕事が必要にならないと困っている皆さんの背後に2000名の家族がおりますよ。その辺についてもっと真剣に考えていただきたいと思っています。

それから南静岡の問題についてですけれども、これははっきり言って促進法なんです。とにかく急いでしなきゃならないという、県は余りそういう切迫感がないような気がします。もう80歳代で本当に急いでその問題の解決を図らなきゃならない。ですから、急いでテーブルに着いて知事とそれから市長さんと、それから当園の2人の代表の皆さんとしっかり早目に話し合う。ですから早目にいつごろなのかというこのめどづけもきちんとやっていただきたいし、窓口も年度内にするのか。来年の4月からもう施行します。ですからその辺をできるだけ明確に、いつごろをめどにしてするのかということについてもちょっとお伺いをしたいなと思っています。

それから、温暖化についてですけれども、この目標というのがありましたね、8%という削減目標。これはもう2012年までに本当に達成できるのかどうか。今どれくらいなのか。その途中の経過について、私が聞いている話ではそれほど余り削減ができていない。その中で何がどうなって、どうすればその目標が達成できるかということについてもちょっと聞かせてくださいよ、お願いします。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時59分休憩

午後6時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○奥平 一夫君 それから病院事業局長にお伺いいたします。

知事からも病院事業局長からも非常にいい答弁をいただきまして本当に心強く思っています。

それで再質問させていただきたいと思うんですけれども、この新築移転に向けて今後の作業日程といいますか、作業工程と言いますか、どういう順序でこの国庫要請につなげていくかというその段取りみたいなものがほぼ決まっていたら、その辺についても教えていただきたいと思います。

それから下地島空港の利活用についてですけれども、この計画書における空港の利活用については、県

によってプロジェクトの推進が図られなければ、この具現化はほとんど不可能に近いと僕は思っています。

そういう意味で、県として企画部企画調整課、あるいは地域・離島振興課、あるいは宮古島市、ほか関係機関とそれを交えた検討会議という新しい会議を設置できないかどうかその辺も伺いたいし、これをどこの課が音頭をとっていくのか、部長がとってくれるのか、その辺についても伺いたいと思います。

それから下地島の残地に係る土地利用についてなかなか前に進まない。これがなぜ前に進まないんだろうかと考えると、先ほど部長の答弁にもありましたように、さまざまな課題がまだ解決されてないと。どういう課題があるのか、それをどういう形で解決していこうとしていらっしゃるのか、ぜひその辺についてもお伺いしたいと思います。

それから、教育長、答弁ありがとうございます。急に、そういう安全確保というのは難しいかもしれませんが、本当にできるだけこういうブロック塀からほかのところへかえて見通しをよくして安全を確保しようということでもありますけれども、これはなかなか抜本的な解決にはなりませんから、できれば、あそこは市道でもありますから市道を買収してここをもう閉めていく、完全な敷地にしていくという方法なのかどうかと私は思うんですけれども、このことについて教育長の御意見、認識をちょっと伺いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時1分休憩

午後7時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 奥平議員の再質問にお答えいたします。

まず、原油高騰について少し県は危機感が薄いのではないかと、非常事態宣言まで要るのではないかと御趣旨の御質問ですが、確かに各部、農林であるとか中小企業、そして先ほどの輸送関係、漁業についていろんな対応をさせていただいているわけですが、政府でも緊急関係閣僚会議が6月26日にも持たれております。私ども県の方としても、議員御指摘のように、少しおくれぎみかなとは思いますが、まだこれから石油エネルギーの高騰はとどまるところを知らずで、私どもの方でもこういう重要な連絡会議を場合によつたつくって、もう少しきちっと対応できるようにしていきたいと考えておりますし、またこの油の高騰につい

ては国レベルの政策とかなり関係してきますので、この関係閣僚対策会議の動きなども見ながらおっしゃるような方向で改めてまた危機感を持って対応してまいりたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 再質問が2つあったと思います。

1つは、有村産業にかわる新会社との絡みで、直ちに台湾とのそういう外航船が確保できるのか、そのための条件は何かということだったと思いますけれども、これにつきましてはちょっとどういう状況整備をするかわかりませんが、新たに外交の資格を持った船を確保するということではなくて、既存の船——例えば先週、新聞で報道されておりましたけれども——本土と台湾を結んでいる船が沖縄に寄るという話、もちろんまだ確認はしておりません。これも含めまして、あとおっしゃいましたけれども5000人と言われてますけれども実は19年度で2万人おられます、有村を活用して宮古・八重山、あるいは八重山・宮古間ですね、それをどうするのか。

それから船員の問題はどうするのかということがありましたが、そういう問題があることはわかりますけれども、民間事業者に税金を投入することにつきましては公益上の必要性について、納税者への説明責任が十分果たせるような明確、厳格な判断が求められます。

今回の有村産業のケース、ここに至った経緯、あるいは先ほど申し上げましたいろんな取り巻く環境、現状の把握さらには将来の見通し等につきまして検討すべき多くの課題がまだ残されておりまして、今直ちにここで判断、決定する状況にはないと認識しておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、下地島ですけれども、まず県がプロジェクトを指導していくべきではないかということと、残地の問題についてはいろんな問題があるのでこれも県がリードしてこの解決に向けた取り組みを企画部で所管してくれないかという話がございましたけれども、まずプロジェクトの指導につきましては、既に下地島空港の残地有効利用連絡会議というものをつくっておりまして、そこでは課題を中心に今話し合っておりますけれども、将来的にはそれを拡大していくといいですか、より展開に向かって検討する組織、県ももちろん入りますけれども当然宮古島市、あるいは宮古支庁

長が入ったチームをつくりまして、空港を生かした大変潜在的な可能性が高い地域でございますので、それをどうするかということを検討していきたいと思っています。

それから現在の課題でありますけれども、財産管理上の問題とあと農地の転用の問題とか、あるいは都市計画区域へどう編入していくかなど個別の課題はありますけれども、それにつきましては去る5月30日の会議で検討をともにやっているという状況でございます。

引き続き、今後とも下地島空港の活用あるいはその残地の活用について一緒に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 再質問で、地球温暖化対策について目標が達成できているのか、今後どうするのかという御趣旨の再質問にお答えいたします。

温室効果ガス排出量の削減につきましては、2005年度で基準年に比較しまして14%増加しておりまして、2010年の8%削減目標は困難な状況にあります。

対応策として、県としましては平成15年8月に沖縄県地球温暖化対策推進計画を策定しておりまして、同計画に基づきまして関係機関と連携した普及啓発活動、エコオフィス活動の率先実行に加え、エコドライブ、E S C O等による省エネ施設改修、環境マネジメントシステムなどの排出抑制対策の導入促進に今現在取り組んでいるところでございます。

今後の取り組みにつきましては、現在、国におきまして京都議定書目標達成計画の見直しや、地球温暖化対策推進法の改正などが進められておりますので、そういう地球温暖化対策の強化が求められていることを踏まえて、県における計画においても部門別削減目標の設定や進捗管理を行うことで対策の確実な進展を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） ハンセン病問題の法律に関することですけれども、一応、法施行が来年の4月1日となっております。ですから、もうやがて政省令の制定が実現しまして通知があるかと思えます。それがありますと枠組み、それから県の役割、市町村の役割、国の役割とかそれが見えますので、予算措置だとか早急に対処してまいりたいというふうに考

えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 宮古病院新築移転の日程についての再質問にお答えします。

本年7月中に建設用地を選定し、当該用地を前提として8月から年度末にかけて現宮古病院との調整を行い、基本計画を策定することとしております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは奥平一夫議員の再質問で、旧翔南高校と宮古農林高校を隔てる市道についてお答えをいたします。

議員のおっしゃるように、学校の一体化を図るためにも当該道路を学校敷地に取り込むことは、学校運営上も最良であると思っております。

これまでも宮古島市に実情を説明し協力を依頼してまいりましたが、今後とも引き続き調整をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 はい、どうもありがとうございます。

おおむね私が思っていたことが実現といえますが、非常にうまく答弁を得たと思います。

そこで知事、原油の値上がりについてという話なんですけれども、11日に県の漁業協同組合の総決起大会がございますけれども、もしよければその場所へ参加をされて激励をされたいかがですか、お聞きしたいと思います。

それから、宮古病院の日程についてなんですけれども、この新築移転に向けての作業日程を2つばかりお聞きさせていただいたんですけれども、この国庫要請に向けて準備というのはどういうものがあるんですか。もしそういうものとか大まかな日程があるんですたら、その辺についても少しお聞かせいただきたいなと思います。

これで終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 奥平議員の再々質問にお答えしますが、11日の漁協の大会、私は実は知らなかったんですが、今、担当部長と話をしましたら、知事と

かあるいは国とかいろんな機関に対する要請、要求書を持っていく大会だそうで、私が出た方がいいのか、要請書をいただいた方がいいのか、これはちょっと部長と相談させてください。

その他の御質問は、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時21分休憩

午後7時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 宮古病院改築についての再々質問にお答えします。

宮古病院の改築事業を平成22年度の国庫補助事業として要請するためには、病院の詳細なる施設・設備と配置及び面積等について定める必要があり、そのために基本計画を時間をかけて策定する必要があります。

本年度の作業は、この基本計画を病院現場と調整して策定しているということになります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 皆さん、こんばんは。

では、一般質問を行います。

初めに、今回の県議選挙において、県民の選択についての所見を述べて、通告に従い質問をいたします。

後期高齢者医療制度が始まって初の選挙ということで国政並みの応援合戦、特に注目すべきは、沖縄限定のコマーシャルまで登場するという肝の入れようはこれまでにない選挙ではなかったでしょうか。

この後期高齢者医療制度は、説明を丁寧にすれば納得が得られる制度ではなく、また、部分見直しで解決できる問題でもありません。県民の声は廃止を求めています。廃止の後、財源を含め我が国の社会保障制度を根本から考え直す国民的議論が必要であると考えます。

この制度は、そもそも小泉政権のもとで自公の強行採決によって「医療改革法」が導入され決まった制度です。ねらいは、医療費の国庫負担軽減と企業による保険料の負担軽減。月額年金1万5000円以上の人から年金天引きをし、それ以下のお年寄りからは窓口納付を義務づけるという制度であります。

また、保険料滞納者は保険証を取り上げ資格証明書を発行するという、つまり資格証明書持参で医療を受けると窓口で10割全額を一たん支払わなければなら

ず、出費できない高齢者はできるだけ我慢をし、悪化してから病院に駆けつけることが予想されます。それこそ医療費増につながるとは思いませんか。

これまで高齢者は障害者や被爆者同様、保険証の取り上げは人道的配慮からしていないわけでありますが、今回の制度は容赦なくそれも辞さないという国の姿勢をあらわしております。

今回の県議選挙の県民による審判はそれだけではありません。国民・県民の怒りは、これまでの政治や政府に対する不信感の高まりであります。

その理由として、税や年金の使い道に対する数々の不祥事、不透明感であります。代表的な問題として社会保険庁の5000万件の宙に浮いた年金問題が挙げられます。名寄せの問題とそれにかかる500億余の経費、紙台帳の紛失、破損、3月31日までに解決すると公約しながら1934万件解決できなかった責任、「ねんきん特別便」のための通信費。さらに最近の報道によると、厚生年金記録のもとになった紙台帳の入力ミスが見つかり、それを補正するために300億円ほどかかるとのこと。

このようにすべての対応が後手に回り費用がかさんでおります。

また、グリンピアで代表されるように1953億円を投じてつくった施設を48億円で売却し、実に1905億円の損失を生み、しかも13施設のうち8施設が歴代厚生大臣のおひざ元であるという。さらに社会保険庁の歴代長官14名の退職金は6000万円から8000万円、ミスの起こった経緯、責任の所在も明らかにせず、国家的機関が犯した不始末によって莫大な血税が使われているのにもかかわらず、おとがめなしとは国民が納得するわけがありません。

また、去る6月19日の新聞報道によりますと、会計検査院による2006年度分を中心に官庁や政府出資法人に対し税金の無駄遣いなど不適切な会計処理を指摘した結果、3367億円の改善効果があったとの報道。厚労省が今回、高齢者医療費制度で見込んでいた金額は2200億円ですから話になりません。まず税の無駄遣いを改め、襟を正すことが先ではありませんか。

そのほか、官僚の天下り先と言われている特殊法人、道路特定財源の見直し、防衛事務次官、その他官僚の不祥事等々、国民に負担を強いる前に、すべきことをしろという国民・県民の怒りをこの選挙の結果は示しております。

さらに、今回の県議選挙は、知事みずからおっしゃっておられるように、仲井眞県政に対する中間評価であり、国の政策が県民の命や暮らしを脅かす制度

であっても、県民の生活の実態をおもんばかることなく国に無批判に追従する県政のあり方に対する審判であると言わなければなりません。

では、通告に従って質問をいたします。

1、教育行政について。

(1)、教科書検定問題は、県民大会の決議である検定意見の撤回と記述の回復が県民の総意であると思いますが、いまだになされておりません。知事及び教育長の今後の対応を問う。

(2)、治療より予防へ政策転換が求められている中で、学校における健康教育は重要な意味を持っている。その第一歩として食育がありますが、そのために栄養教諭の任用が各学校ごとに1人は必要であると考えますが、今後の任用計画を伺います。

(3)、食品原材料の高騰が学校給食へも影響を及ぼしています。県は現状をどのように認識しておられますか。また、対策について伺います。

(4)、本県の小中学校の校舎の耐震性はどうなっていますか。耐震性のある割合はどうか。耐震性に問題のある建物について改築計画を伺います。

(5)、児童生徒のスポーツ及び文化活動における各離島代表の本島派遣費はどのようになされていますか、実態を伺います。保護者の負担軽減策について検討したことがありますか。

(6)、県立図書館八重山分館の廃止に反対する要請が59団体連名で出されております。八重山分館は、竹富町や与那国町への移動図書館の実施を行っております。情報や教育の離島格差をなくすためにも、むしろ両町に図書館をつくる必要があるのではないのでしょうか。八重山郡民のニーズに逆行する廃止論は考え直すべきだと思いますがどうですか。

2、福祉・医療行政について。

(1)、保育行政について。

ア、2008年4月現在の待機児童は何名ですか。また、算定の根拠を示してください。

イ、認可外保育園と認可保育園及び公立保育所の割合を伺います。

ウ、認可外保育園の今後の認可に向けた計画はどうなっていますか。

エ、保育予算のカットに現場は困惑をしています。知事の公約である日本一子育てしやすい県づくりに逆行すると考えますがどうですか。

オ、保育士の国家資格と新保育指針の実施に関しての認識と取り組みについて伺います。

(2)、医療行政について。

ア、問題の多い後期高齢者医療制度は、一部見直し

では到底納得できるものではありません。県民の総意は廃止であり、廃止した上で根本から国民的議論をすべきであると考えますが、認識を伺います。

イ、うつ病デイケアに関する予算の推移（過去５年間）を示してください。また、うつ病デイケアの評価と今後の取り組み計画について伺います。

ウ、県立病院の医師及び看護師の定数に対する欠員はそれぞれ何名ですか。その原因は何ですか。また、解決の見通しはありますか。

エ、本県の医療費適正化計画案について説明してください。療養病床の削減は医療費の抑制につながりますが、受け皿づくりはどのように考えていますか。

3、健康行政について。

(1)、長野県は、健康行政の先進的取り組みを行っている県であり、「ピンピンコロリ」を目指している。本県の長寿は、平均寿命の中で健康な期間が占める割合（健康寿命）は男女とも全国最下位という調査結果がありますが、認識について伺います。

(2)、知事の公約である長寿世界一への復活に向けての具体的な取り組みは何ですか。

4、農業・畜産行政について。

(1)、酪農家の減少が続き生乳不足で生産や出荷を一部制限するという深刻な事態が起っています。

ア、酪農家の減少の推移とその原因についての認識を伺います。

イ、酪農が続けられなくなっていく酪農家に対してどのような対策を講じてきましたか。

ウ、早急に対策が必要と思いますが、どのような手だてを考えていますか。

(2)、食料自給率アップと地産地消の仕組みづくりについて。

ア、本県の食料自給率は、カロリーベースで甘蔗を除くと幾らですか。

イ、自給率を高めるための計画を伺います。

ウ、地産地消の仕組みづくりの進捗状況を伺う。そして今後の計画、見通しについて伺います。

5、基地行政について。

(1)は割愛いたしたいと思います。

(2)、国連環境計画（UNEP）は、2006年１月、サンゴ礁１平方キロメートルの価値は年間60万ドル約7000万円の価値があると試算しています。県は、サンゴ礁の価値についてどのような認識をしていますか。

(3)、ケビン・メア在沖米総領事は５月15日の定例記者会見で、米軍普天間飛行場移設先に関する県と名護市の沖合移動要求に対して、仲井真知事が騒音も理由の一つに挙げていることに対し、ヘリの騒音は100

メートルや200メートルでは変わらないと述べ、知事の主張は日米交渉で解決済みであるという認識を強調したと報じています。知事の見解を伺います。

6、戦後処理問題について。

(1)、沖縄戦で陸海に撃ち込まれた不発弾の処理について。

ア、負の遺産である不発弾はどれくらい残っていますか。

イ、これまで不発弾処理にかかった経費は、県と市町村の合計で幾らですか。

ウ、なぜ地方自治体が一部負担を強いられているのですか。その根拠は何ですか。

以上、お伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 比嘉議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、教育行政についてですが、教科書問題への今後の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

教科書検定問題につきましては、県民大会の趣旨を踏まえ、県や実行委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請いたしました。その結果として、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での「日本軍の関与」の記述が回復されたものと理解しております。

検定意見の撤回につきましては、長期的な取り組みになるものと考えており、今後とも国及び文部科学省の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

次に、福祉・医療関係の御質問の中で、後期高齢者医療制度の廃止についての御質問にお答えいたします。

少子・高齢化の加速により、高齢者の医療費が増大する一方、これを支える現役世代が減少していく中で、従来の老人保健制度においては、各保険者の費用負担の増大等が課題となっております。

新たな後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度と同様に、現役世代からの支援と公費を集中的に投入するとともに、高齢者の方に保険料として応分の御負担をしていただくこととなっております。

後期高齢者医療制度は多くの意見に耳を傾け、相当の改善が必要であります。国民皆保険制度を堅持し、高齢者の適切な医療を国民全体で支えるために必要な制度であると認識いたしております。

現在、国において低所得の方々に対する新たな保険

料の軽減措置等が示されたところであります。その他の課題につきましても、今後の検討状況を踏まえ、必要な改善を要望してまいりたいと考えております。

次に、健康行政について、長寿世界一復活に向けた具体的な取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県におきましては、長寿世界一復活に向けて、「健康おきなわ21」を策定し、県民一体の健康づくり運動を展開しているところであります。

県民の健康づくりの行動指針として「チャージンジャーおきなわ 9か条」を決定いたしました。この9か条は「がんばりすぎず 適度な運動」とか「きゅう肝日をつくろう お酒はほどほどに」など、県民が日常生活の中で健康づくりを実践していくことをねらいといたしております。

また、去る6月28日には県民に9か条を普及させるため、「チャージンジャーおきなわ応援団」を38団体で結成いたしました。応援団につきましては、ホームページを開設し県民に健康づくりの実践方法を提供することにいたしております。

県民一人一人の活動が大きな輪になり、それをみんなで支え合うことによって健康づくりを推進し、沖縄県健康・長寿を維持・継承していきたいと考えているところでございます。

次に、農業・畜産行政についての御質問の中で、地産地消の取り組み状況と今後の計画いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、生産者、流通・加工業者、消費者、そして観光関連団体及び市町村等で構成いたします「沖縄県地産地消推進県民会議」を設立し、地産地消の推進に取り組んでいるところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、第1に、市町村における地産地消推進計画の策定支援、第2に、学校給食関係機関との連携による利用促進、第3に、観光関連施設及び飲食店などにおける県産食材のレシピ開発・普及、第4に、地域直売所のネットワーク化による直売機能の強化などを実施しているところでございます。

平成20年度から新たに「おきなわ食材の店登録制」の創設、そして農業体験などの教育ファームの取り組みを行ってまいります。

今後とも、関係機関と連携をして地産地消を推進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長等から説明させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政についての御質問で、教科書問題の今後の対応についてお答えいたします。

教科書検定問題につきましては、昨年9月29日に県民大会が開催され、その趣旨を踏まえ、県や実行委員会及び県教育委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請しました。

このことは県民大会に結集した11万人余の平和を希求する県民の強い思いを国や文部科学省に伝えたものであると認識しております。その結果として、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での「日本軍の関与」の記述が回復されるとともに、沖縄戦における「集団自決」の背景の説明や、県民大会についての記載がなされており、高校生がこれまでと同様に学習ができるものと考えております。

教科書検定意見の撤回につきましては、長期的な取り組みになるものと考えており、今後とも国及び文部科学省の動向を注視しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、栄養教諭の今後の任用計画についてお答えいたします。

栄養教諭につきましては、児童生徒の望ましい食習慣の形成を図るため、モデルケースとして平成19年度より公立小学校において4名、平成20年度は14名を配置したところであります。

今後の任用に当たっては、指導内容や指導時間、教育課程への位置づけ、学級担任との連携のあり方などの検証や市町村との十分な調整を図る必要があります。

県教育委員会としましては、検証結果や全国の動向等を踏まえながら、今後とも配置拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、食品原材料高騰の学校給食への影響と対策についてお答えいたします。

平成20年度の学校給食用物資売渡価格においては、米、パン等の基本物資で前年度比4.6%、その他食材の一般物資で5.04%の価格が上昇しており、原油価格の高騰や小麦など食品原材料の大幅値上げは、学校給食にも大きな影響を及ぼしている状況にあります。

各市町村においては、関係機関等との協力のもと保護者の負担増にならないように、学校栄養職員等を中心に児童生徒の栄養所要量を考慮した献立や調理方法等を工夫しているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも各市町村及び県学校給食会等の関係機関と連携して、学校給食用物

資の安全・安心で低廉な安定供給に努めてまいります。

次に、小中学校の耐震性の割合と改築計画についてお答えいたします。

児童生徒が安全で充実した環境で学習できることは大切であると考えております。

本県では、これまで沖縄振興計画による高率補助制度を活用して学校の老朽化建物の改築に取り組んできました。その結果、校舎の耐震化率は、小中学校は全国平均62.3%に対し69.1%と全国平均を上回っております。

平成20年度においては、30棟の老朽校舎等を改築する予定であり、平成21年度以降も同様に解消を図っていく考えであります。

県教育委員会としましては、今後とも改築事業による耐震化に一層取り組んでいきたいと考えております。

次に、派遣費の実態と負担軽減策についてお答えいたします。

離島からの生徒の本島派遣費につきましては、市町村や関係団体等と連携してその支援に努めているところであります。

現在、高等学校においては、県高等学校体育連盟、県高等学校文化連盟等を通して派遣旅費を補助しております。中学校においては、設置市町村やPTA等からの補助がなされております。

県教育委員会としましては、離島における保護者負担の軽減が図られるよう、関係機関・団体等の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

次に、県立図書館八重山分館の廃止についてお答えいたします。

県立図書館分館につきましては、「沖縄県行財政改革プラン」に基づき、市町村との役割分担などそのあり方について検討を重ねてまいりました。

その背景としまして、平成13年7月18日付文部科学省告示で、「市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置に努めること。」としており、現在、石垣市では市立図書館が設置されております。また、八重山分館の直近5年間の平均貸し出し冊数は、石垣市立図書館の5.5%と少ない状況にあります。

さらに、八重山分館は築34年と施設が老朽化し、その維持・運営が大変厳しい状況であることなどから総合的に判断したものであります。

なお、昨年廃止に伴う地域説明会を石垣市等において実施してまいりました。その際の主な要望としまし

ては、八重山地区では移動図書館の継続、郷土資料の地元への寄贈などがありました。

このことから、分館が所有している郷土資料等を市立図書館や学校等に寄贈するなど、当該地域の図書館サービスが低下しないよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 福祉・医療行政についての御質問の中の、平成20年4月現在の待機児童数とその根拠についてにお答えいたします。

本県の平成20年4月現在の待機児童数は、1808人となっております。これは、各市町村の調査日時点において、入所申し込みが提出されており、入所要件に該当している人が入所していない児童数を集計したものであります。

続きまして、認可外保育施設と保育所の割合についてにお答えいたします。

本県の平成20年4月時点における認可外保育施設数は441カ所で、保育所数は367カ所となっております。割合は54.6%と45.4%となっております。

入所児童数で比較しますと、認可外保育施設が1万7312人で、保育所が3万1421人となっており、割合は35.5%と64.5%となっております。

続きまして、認可外保育施設の認可化の計画についてにお答えいたします。

認可外保育施設の認可化につきましては、平成20年度実績が7カ所となっており、今後の計画としましては、現在のところ平成21年度が3カ所、22年度が4カ所、23年度が3カ所となっております。

県としましては、保育の実施主体である市町村に働きかけ、さらに認可化の促進を図ってまいりたいと考えております。

保育予算の削減についてにお答えいたします。

平成20年度予算の編成につきましては厳しい財政状況に加え、病児・病後児保育事業において、新たに県負担が生ずるなど、困難な対応を迫られました。

多様化・増大化する保育需要にこたえるため、行政経費を徹底して削減するとともに、各実施事業においては補助基準額等の見直しを行ったものであります。

こうした状況にはありましたが、保育所の入所児童や職員の処遇に直接かわる保育所運営費や退職共済助成金につきましては、所要額を措置するとともに、要望の強かった認可外保育施設への給食費助成についても米代の助成に係る経費を措置いたしました。その

結果、保育関係予算の総額では、平成19年度と比較しますと平成20年度は6.9%の伸びとなっております。

続きまして、保育士の国家資格と新保育指針の実施に関しての認識と取り組みについてにお答えいたします。

児童福祉法の改正により、平成15年11月から保育士資格の法定化が図られました。これは保育士資格が詐称され、その社会的信用が損なわれている実態や地域の子育ての中核を担う保育士の重要性の高まり等に対応するためとされております。

また、平成21年度からは、新たな保育所保育指針が施行されることになっておりますが、保育所に期待される役割が深化・拡大していることを踏まえ、保育の質を高める観点から当該指針の改定が行われたものであります。

これらのことは、少子化傾向の中、子育て支援の必要性が高まり、保育所や保育士の役割がますます重要になっていることのあらわれと認識しております。

このようなことから、県としましても新たな保育所保育指針については、研修等を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、うつ病デイケア事業の評価と今後の取り組みについてにお答えいたします。

うつ病デイケア事業にかかる予算につきましては、平成17年度から計上しており、予算額は、平成17年度253万円、平成18年度209万1000円、平成19年度171万5000円、平成20年度119万6000円となっております。総額で753万2000円です。

また、同事業につきましてはうつ病デイケア受講修了者の多くの方に改善が見られ、その有効性が示された一方で、利用者の身近な地域で治療できるよう、多くの民間医療機関での実施が必要であることが指摘されております。

そのため、現在、沖縄県総合精神保健福祉センターにおいて「うつ病デイケア技術移転実行計画」を作成し、民間医療機関への移行に向けた取り組みを推進しているところであります。

続きまして、県の医療費適正化計画と療養病床再編についてにお答えいたします。

沖縄県医療費適正化計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成24年度までの5カ年計画として去る3月に策定したものであります。

同計画では、県民の生活の質の維持向上を基本理念に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診や特定保健指導による生活習慣病の予防対策や療養病床再編等、医療資源の効率的活用の推進を図ることによ

り、医療費の適正化を目指していくこととしております。

療養病床の再編につきましては、患者の状態に応じて医療や介護のサービスを適切に提供することを基本としております。

医療の必要度が高い患者が入院する病床は、医療療養病床として残し、医療の必要度が低い患者が入院する病床は、介護保険施設等へ転換していくものであります。

再編する療養病床の受け皿につきましては、医療機関の意向に沿って、介護療養型老人保健施設や特別養護老人ホーム等へ転換していきたいと考えております。

続きまして、沖縄県の健康寿命が全国最下位という調査結果についてにお答えいたします。

本県の健康寿命が全国最下位とされるのは、介護保険での要介護の程度などから、独自の定義と手法で「健康余命」を算出し、それが平均余命に占める割合を全国比較した大学研究者の研究結果であります。

健康・長寿の実現には、介護を要する状態にならないことが重要であることから、市町村が実施主体となる高齢者等への介護予防を推進することが重要であります。また、県民の肥満の割合が高く、生活習慣病の増加が懸念されることから、県においては、県民の健康づくりを積極的に推進する必要があります。

こうした状況を踏まえまして、県では「健康おきなわ21」を策定し、今後、これに基づき新たな健康づくり運動を展開するとともに、市町村における介護予防事業の効果的な実施が図られるよう支援していくこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 福祉・医療行政についての御質問のうち、県立病院の医師及び看護師の状況についてお答えします。

医師の平成20年度の配置定数は364人で、6月1日現在、353人を配置しており、11人が欠員となっております。

その原因については、全国的な医師不足を背景として、臨床研修の義務化に伴う医師の引き揚げ、医師の地域や診療科の偏在、病院勤務医の開業医への移行などがあると考えております。

病院事業局としては、県立病院で実施している卒後臨床研修の充実強化により医師の定着を図るとともに、脳神経外科や産婦人科等の医師を確保するための

専門医派遣事業の実施、ドクターバンク等支援事業との連携など、その他、とり得るあらゆる手段を活用して医師の確保に取り組んでいるところであります。

次に、看護師の平成20年度の配置定数は1649人で、6月1日現在、1563人を配置しており、86人が欠員となっております。

その主な原因として、平成18年4月の診療報酬改定に伴い、多くの医療機関が7対1看護配置を導入したことにより、看護師の確保が困難となったものと考えております。

このため、看護師の確保については、今年度の採用試験から年齢制限の見直しを行うなど、幅広い人材の確保に向けて取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは農業・畜産行政についての御質問で、酪農家の減少の推移とその対策については関連しますので、一括してお答えいたします。

本県の酪農家戸数は、昭和55年の276戸をピークに年々減少し、平成19年には108戸となっております。また、乳用牛飼養頭数は、平成4年の9755頭から平成19年には5283頭となっております。

戸数及び頭数が減少した主な要因は、牛乳消費量の減少や飼料価格高騰などの影響が考えられます。

これまで、県としては優良乳用牛の導入、乳用牛の能力検定、畜産環境対策、経営コンサル事業などを実施し、酪農家の経営向上に努めているところであります。

また、最近の飼料価格高騰に伴う緊急対策として、国や関係機関との連携による産乳能力の高い優良乳用雌牛導入、和牛の受精卵移植、乳用牛の産乳能力の検定など、生産性向上に向けた取り組みに対する新たな交付金の交付、配合飼料価格安定制度の充実強化による支援及び遊休地を活用した自給飼料増産を推進し、酪農経営の安定を図っていくこととしております。

同じく農業・畜産行政についての御質問で、本県の食料自給率の状況と自給率向上対策については関連しますので一括してお答えいたします。

本県における平成17年度の食料自給率はカロリーベースで30%となっておりますが、さとうきびを除くと6%になります。そのため、食料の安定供給と食料自給率の向上を図ることは極めて重要なことと考えております。

県としては、農林水産業振興計画に基づき、おきな

わブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化及び地産地消の推進、農林水産業の基盤整備など各種施策・事業を総合的に推進しております。特に、県産農林水産物の県内消費拡大を図るため、沖縄県地産地消推進県民会議を通じて積極的に推進しております。

その取り組みとして、学校給食やレストラン及び観光関連施設での県産食材の利用促進、「おきなわ花と食のフェスティバル」の開催、「おきなわ食材の日」の制定や食育推進ボランティアの活用等による食農教育の推進などを実施しているところであります。

今後とも、本県農林水産業の振興と食料自給率の向上を図るため総合的に諸施策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 基地行政との関連で、サンゴ礁の価値についての御質問にお答えいたします。

サンゴ礁には、サンゴや魚類、底生生物など多種多様な生き物が生息しており、世界的にも生物多様性の保全において重要な生態系の一つであります。

また、サンゴ礁は外洋の荒波から島を守る天然の防波堤の役割を果たしているとともに、サンゴ礁にすむ生物等により水質浄化の役割も担っております。

さらに、本県の重要な産業である観光や漁業の振興においてもサンゴ礁は、魅力ある海岸及び海中の景観を形成し、多様な生物とともになくてはならない自然資源であります。

このような多岐にわたるサンゴ礁の機能や役割は、本県の自然環境、生活文化及び産業の振興において経済的、社会的、文化的に重要な価値を有していると認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地行政のうち、在沖米総領事の発言に対する見解についてお答えします。

名護市の可能な限り沖合へ寄せていただきたいとの要求は、周辺住民の生活環境等に配慮する観点から要求しているものであり、その考えは尊重されるべきものであると考えております。

これに対し、政府は、移設措置協議会において、「地元の意見を真摯に受け止め誠意をもって協議する」旨の発言をしており、県としても、地元の求める生活環境や自然環境に配慮する形での沖合移動が実現

することを期待しております。

次に、戦後処理の問題のうち、未処理の不発弾数量についてお答えします。

さきの大戦で本県で使用された弾薬量は、約20万トンとされており、それに不発弾発生率の5%を乗じた約1万トンが不発弾になったと考えられております。

その不発弾発生量から、これまでの処理数量を差し引いた数量の約2300トンが現在も県内に埋没していると推定されています。

不発弾処理に要した経費についてお答えします。

これまで知事公室が所管する不発弾処理に要した経費は、事業費ベースで約69億円であります。そのうち、県と市町村が負担した合計額は、約7億円となっております。

地方自治体が一部負担をしている根拠についてお答えします。

市町村が不発弾等の処理において要した経費につきましては、総務省の「特別交付税に関する省令」で経費の負担割合が定められており、全国一律の仕組みとなっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん では再質問をいたします。

先週、先々週から高校野球県野球大会が開催されておりますが、毎週末ごとに球場をにぎわしておるようではありますが、入場料を取っていると思います。その高野連のその収益、そしてその活用がどうなっているのか、またその費用等が交通費の支援に可能なのかどうか伺います。

それから教育行政の6番目について伺います。

県の生涯学習振興課によりますと、県立図書館の施策目標における「今後の沖縄県立図書館のあり方」の中で、本県は多数の島で構成されている離島県であり、来館しなければその機能とサービスが享受できない従来型図書館では、地理的、時間的、経済的な制約による格差が生じてしまうと、遠隔利用サービスの充実を挙げています。

そこでお聞きしたいと思いますが、分館廃止は今のあり方と逆行していないでしょうか、見解を求めます。

次に、地元と十分に話し合うことが必要だと考えますが、教育長の見解を伺います。

次に、認可外保育園について待機児童についてのカウントの仕方、認可外保育園の子供たちの何割が待機児童だと考えていますか。1808名が待機児童でしょう

か、どうなんでしょうか。

それから、医療行政についてお聞きいたします。

先ほどから後期高齢者医療制度の問題を言っておりますが、少子・高齢化は突然やってきたわけではありません。十分に予測できる統計がなされているわけでありまして、政府は財政難を理由にこのような抑制の一途をたどっているわけではありますが、ちょっとごらんになっていただきたいのですけれども、（資料を掲示） 私たちが納めた税金が私たちに還元された率をあらわしております、ここが日本でございます。知事ごらんになってください。そうすると、イギリス、ドイツ、スウェーデンでは、私たちの納めた税金が社会保障として返ってきた割合が40%を超えておりますが、日本におきましては28.6%、フランスが32%、そしてこの日本の社会保障費というのは経済力に比較して極端に低いと言われております。医療費だけを見ましても、同じようにGDPに対しての比率を見ますと、OECD30カ国の中の17位と決して高い方ではありません。

では税金はどこに投入されているのでしょうか。

同じようにGDPで見ますと、公共費は赤でございます。それから、社会保障費は黒ですけれども、それを見ますと断トツに日本は諸外国に比べて公共事業にお金をかけていることがわかります。平均2.0、日本は6ですから3倍に相当いたします。アメリカに追随している日本でもアメリカよりもこれは高い比率でございます。

社会保障費は政府の税の分配にかかっています。応分の負担をしなければこの制度は保てないという考え方はここで成立しないと思います。廃止の後に議論をすべきであると考えますが、県の見解を伺います。

ついでに申し上げたいと思いますが、公共事業費と社会保障費の経済波及効果及び雇用効果を比較してみますと、公共事業1兆円に対して経済波及効果は2兆8091億円、そして雇用効果は20万6710人、社会保障1兆円に対して経済効果は5兆4328億円、そして雇用効果は58万3126人となっております。これは国会内における自民党への答弁でございます。

次にお伺いいたします。

福祉・医療費についてお伺いいたします。

うつ病デイケアについてですけれども、今お伺いしましたら、平成17年から20年まで半額以下になっております。まだ民間に対する移行計画中であるのにもかかわらずこの大幅な削減は何でしょうか。自殺という非常に命の最前線を担っているうつ病デイケアサービスでございます。そういうところの250万から110何万に

落としていくその感覚はどこにあるんでしょうか、お伺いいたします。

それから牛乳の消費拡大についてお伺いいたします。

最も手っ取り早い有効な手段としては、消費拡大を展開していくということが挙げられるかと思いますが、部長の見解をお伺いいたします。

それから自給率についてお伺いいたします。

自給率6%ということは、知事のおっしゃる「おきなわ力」ということから考えますとどういふふうに認識がなされるんでしょうか。これだけ多くの諸政策をもってしても上がらないという問題点はどこにあるんでしょうか。

以上、お聞きいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後8時17分休憩

午後8時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 後期高齢者医療制度の廃止についての件で再質問がございましたので、答弁いたします。

知事がずっと言ってきておりますが、後期高齢者制度には多くの改善すべき点があるとは思いますが、現役世代からの支援を引き続き行うなど、国民全体で高齢者の医療を支える制度であると考えております。

例えば、これまで老齢保険制度では市町村単位で行われていたのが県全体で高齢者を支える、そういう仕組みになっていると考えております。

続きまして、認可外保育施設の待機児童の件についてお答えいたします。

厚労省が規定しました待機児童の調査に関しましては1808人となっております。平成16年度に厚労省が調査をしております潜在的待機児童というふうなとらえ方をしているんですけれども、それは認可外に行っているのではないかと考えております。この数字は約30%認可外に預けられているんじゃないかというふうにとらえております。

続きまして、うつデいの予算減額ですが、これに関しましては、県の予算編成方針におきましてシーリング枠の中での決定でございます。対前年度関連経費としまして、20年度は30%の減となっておりますが、これはうつデいを週2回から週1回に変更したものでございます。その変更ですが、週1回の実

施となりましたけれども、参加人員は2回実施と同様の30名としております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは食料自給率についての再質問にお答えいたします。

本県の主要な農林水産物は、さとうきび、肉用牛、肉、菊等となっており、主食である米等穀類の生産量が少ないことも食料自給率が低くなる要因となっております。

また、本県が島嶼県であることから、農産物の輸送コストがかかるため、高付加価値の収益性の高い農産物の生産へ移行してきていることも要因となっております。

県としては、食料自給率を図るため、農林水産業振興計画に基づきおきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化及び地産地消の推進など、各種施策を総合的に推進しているところであります。

それから、牛乳の消費拡大についてにお答えいたします。

牛乳の消費拡大については、まず県酪農組合女性部主催により「父の日には牛乳を」キャンペーンとして実施しておりまして、ことし6月12日に知事に乳（牛乳）を贈呈いたしております。

また、毎年2月に開催いたしております「おきなわ花と食のフェスティバル」の会場においても牛乳のキャンペーンを実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、比嘉京子議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目が、高校野球県大会の入場料もあるが、その収益は幾らなのか、またその活用はどうなっているかという御質問にお答えをいたします。

高校野球の県大会は、沖縄県高等学校野球連盟が主催をしておりまして、同連盟の平成19年度決算によりまして、入場料収入は約2900万円であります。その収入は主に事業費として大会運営費等に約2100万円を充てており、その他に強化費や研修費、県外試合の補助等に活用されております。

2つ目に、その入場料収入は離島の生徒たちの交通費等へ支援が検討できないかということでございますが、県高野連では久米島、宮古、八重山の離島から参

加する 8 校の生徒に対しまして奨励費として年間 6 万円を支給しております。

今後とも、離島における保護者負担の軽減が図られるように、県教育委員会としても検討してまいりたいと思っております。

3 点目に、分館廃止は県立図書館の今後のあり方に逆行していないかということでございます。

現在、県立図書館では図書館情報提供システム等により、インターネットに接続をすればだれでも、いつでも、どこからでも事業案内や行事案内の確認、所蔵情報等を検索することが可能となっております。また、分館が所有している郷土資料等を分館所在地の公立図書館や学校等に寄贈するとともに、当該地域の図書館サービスが低下しないよう、一括貸し出しや相互貸借などの利用促進を図り、その支援・充実に努めてまいりたいと考えております。

4 点目に、八重山分館について地元と十分話し合うことが必要だと考えるかどうかという御質問にお答えいたします。

県教育委員会としましては、地元に対しまして丁寧に県の方針を説明する必要があると認識をしておりますので、担当職員を今月下旬に当該地域に派遣し、関係者との意見交換等話し合いを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 伊波部長、認可外の子供たちが 3 割だと、これは幾ら国のカウントの仕方だからといっても、沖縄県はこれだけ違うわけですね。そうすると、本当に待機児童が何名いるかという実数というのを把握しないと計画も立てられないし対策も立てられないし、知事は「待機児童ゼロ」というのが公約ですね。そうすると実数はどこにあるのかというと、ずっとこの 4 月現在、1808 名ということをお願いしておられますけれども、認可外にいる子供たちの調査をする予定はないですか。例えば、私どもとしては保育現場からの話をよく聞いておりますと、6 割から 7 割はいわゆる就労者の子供たちではないかというお話をよく聞いています。今、部長は 3 割だとおっしゃいましたけれども、調査は考えておられますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 16 年の厚労省の調査ですので、一応今年度やる予定にしております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明 9 日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 8 時 34 分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 上 原 章

会議録署名議員 仲 村 未 央

平成20年 7 月 9 日

平成20年
第 2 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 6 号）

平成20年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第6号）

平成20年7月9日（水曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第6号

平成20年7月9日（水曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 乙第1号議案から乙第13号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 乙第1号議案から乙第13号議案まで

乙第1号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第3号議案 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県生活環境保全条例

乙第5号議案 沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第8号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第9号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について

乙第10号議案 専決処分の承認について

乙第11号議案 専決処分の承認について

乙第12号議案 専決処分の承認について

乙第13号議案 専決処分の承認について

出 席 議 員（48名）

議 長 高 嶺 善 伸 君
副議長 玉 城 義 和 君
1 番 上 原 章 君
2 番 島 袋 大 君
3 番 中 川 京 貴 君
4 番 桑 江 朝千夫 君
5 番 平 良 昭 一 君
6 番 仲 村 未 央 さん
7 番 照 屋 大 河 君
8 番 渡久地 修 君
9 番 上 里 直 司 君
10 番 瑞慶覧 功 君
11 番 奥 平 一 夫 君
12 番 吉 田 勝 廣 君

13 番 當 山 眞 市 君
14 番 吉 元 義 彦 君
15 番 座喜味 一 幸 君
16 番 佐喜真 淳 君
17 番 玉 城 満 君
18 番 仲宗根 悟 君
19 番 崎 山 嗣 幸 君
20 番 西 銘 純 恵 さん
21 番 山 内 未 子 さん
22 番 新 垣 清 涼 君
24 番 前 島 明 男 君
25 番 新 垣 良 俊 君
26 番 仲 田 弘 毅 君
27 番 照 屋 守 之 君

28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 當 間 盛 夫 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 赤 嶺 昇 君
 36 番 比 嘉 京 子 さん
 37 番 金 城 勉 君

38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 45 番 新 里 米 吉 君
 46 番 嘉 陽 宗 儀 君
 47 番 新 垣 安 弘 君
 48 番 大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 仲 里 全 輝 君
 副 知 事 安 里 カツ子 さん
 知 事 公 室 長 上 原 昭 君
 総 務 部 長 宮 城 嗣 三 君
 企 画 部 長 上 原 良 幸 君
 文化環境部長 知 念 建 次 君
 福祉保健部長 伊 波 輝 美 さん
 農林水産部長 護得久 友 子 さん
 観光商工部長 仲 田 秀 光 君
 土木建築部長 漢 那 政 弘 君
 企 業 局 長 花 城 順 孝 君
 病院事業局長 知 念 清 君
 会 計 管 理 者 福 治 嗣 夫 君

知 事 公 室 監 上運天 昂 君
 秘書広報統括 名渡山 司 君
 総 務 部 監 伊 元 正 一 君
 財 政 統 括 教 育 委 員 会 長 仲 村 守 和 君
 教 育 長 安 里 昌 利 君
 公安委員会委員 得 津 八 郎 君
 警 察 本 部 長 比 嘉 久 晶 君
 労働委員会 伊 礼 幸 進 君
 事 務 局 長 太 田 守 胤 君
 人 事 委 員 会 長
 事 務 局 長
 代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 長 嶺 伸 明 君
 次 長 遊 佐 信 雄 君
 議 事 課 長 嘉 陽 安 昭 君
 課 長 補 佐 平 田 善 則 君

主 査 中 村 守 君
 主 査 佐久田 隆 君
 主 査 大 城 佳 美 さん
 主 査 金 城 悦 子 さん

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、知事からお手元に配付いたしました議案３件の提出がありました。

また、６月20日から７月４日までに受理いたしました陳情23件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第１及び日程第２を一括し、これより直ちに一般質問を行い、乙第１号議案から乙第13号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対す

る質疑の通告がありますので、順次発言を許します。新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣 安弘君 皆さん、おはようございます。

民主党の新垣安弘でございます。

島尻郡は八重瀬町、八重瀬町は旧東風平町の出身です。よろしくお願いいたします。

質問の前に少し所見を述べさせていただきます。

民主党は、ことし結党10年目になります。ようやく県議会に会派を持つことができました。保革の対立の枠を超えて、時代の要請にこたえることのできる新たな沖縄の政治を求めてまいりましたが、今後もその姿勢を貫いてまいりたいと思っております。

今回の県議選挙は、後期高齢者医療制度の問題で民主党や野党に追い風が吹いたと言われておりますが、私はそれだけではないと思っております。

消えた年金の問題に始まり、防衛省の事務次官の汚職、また、薬害肝炎の問題、あるいはガソリンの暫定税率と道路特定財源の問題等々、あらゆる中央省庁で不祥事が発覚してまいりました。

今や日本の政治が国民から選ばれた政治家の手を離れ、庶民の生活感覚からかけ離れた中央官僚主導の政治になってしまっていることに対する国民の怒りと、そのような政治を許している自公政権はまかりならぬという有権者の思いが表明された結果だと思っております。

今回の選挙で民主党は躍進したと言われておりますが、まだわずか4人であります。最大会派に比べたら4分の1の勢力でしかありません。しかし、それでも全国的には中央では他の野党とも連携しながら政権交代を可能ならしめるところまで基盤ができてまいりました。やらせてだめなら変えることもできるという状況が国政においてできてきたわけです。次期衆議院選挙はまさに政権交代をかけた戦いになると思います。

知事の任期中に1年以内に解散総選挙が行われるでしょう。県民にとって、沖縄に負担を押しつけるだけの政権は要りません。沖縄の立場に立って沖縄の課題を解決し、沖縄を生かしてくれる政権を県民は必要としています。知事には県民のリーダーとして、そこをしっかりと見きわめていただき、慎重な判断と行動をお願いしたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

最初に基地関連の問題からです。

1、日米安保体制下において、沖縄の基地負担が過重なまま復帰後も続いている原因はどこにあるのか、知事の見解をお伺いいたします。

2番目に、日米地位協定の抜本的改定の必要性をこれだけ強く叫んでも日米両政府がそれにこたえようとしないのはなぜなのか。政府に改定に向けて強く対米交渉をさせるにはどうすべきなのかをお聞かせください。

3番目に、在日米軍の訓練のための制限水域と制限空域があることによって、県はどのような経済的損失をこうむっているのかをお伺いいたします。

4番目、県内における米軍の射爆撃場はどのように使用されているか。また、それがすることによる被害や経済的損失はどうなっているか。そして、それに関する県としての取り組みはどうなっているのかをお伺いいたします。

次に、安全保障問題についてお伺いいたします。

1、沖縄県の立場から安全保障を考えたときに、本県を取り巻く東アジアの政治状況を知事はどのように認識し、また政府の安保政策をどのように評価しておられるのかお伺いいたします。

2番目に、沖縄の将来を見据えたとき、東アジアにおいてどのような安全保障体制の構築が望ましいのか知事のお考えをお聞かせください。

次に、農水産業政策についてお尋ねいたします。

まず1、世界的な食料危機が叫ばれる中、我が国の食料自給率や本県の食料自給率の低さが指摘されておりますが、県はそのことをどのように認識し、どのような対応策を講じているのかお聞かせください。

2、不測の事態が起きたときの食料安保の観点から、現状はどのように認識されるべきかお伺いいたします。

3番目に、農家の高齢化や担い手不足による遊休地や耕作放棄地の現状と対策はどうなっているのでしょうか。

4番目に、原油高騰や世界的穀物相場の高騰から来る飼料高の影響を受けて、県内の畜産農家と酪農家が厳しい経営状況に追い込まれております。県は現状をどのように把握し、また、国と県はどのような支援体制を組もうとしているのでしょうか。

5番目に、原油価格の高騰で漁業従事者が深刻な事態に直面しております。国や県においてはどのような支援策が検討されているのかお聞かせください。

6番目、他県の漁船によって沖縄側が設置したパヤオが荒らされていることについて、県はどのように対応しているのでしょうか。そして地元の漁師が納得のいく状況になっているかどうかお伺いいたします。

7番目、制限水域となつて入ることのできない優良な漁場を開放するようにとの要請は県に対してどの程度出されているのでしょうか。また、それに対する対応はどうなっているのかお伺いいたします。

8番目に、災害に強い漁港整備と、港のしゅんせつ作業の要望はどの程度寄せられておりますでしょうか。

次に、年金問題についてお伺いいたします。

本県の国民年金の加入率はどうなっているのでしょうか。

2番目に、老後になつても何の年金も受け取れない、いわゆる無年金者の現状はどうなっているのでしょうか。そして今後の推移はどのように予測しておられるのでしょうか。

最後に、我が党の代表質問との関連についてお伺い

いたします。

上里議員が新型路面電車を含む鉄軌道の導入について質問をいたしました。前向きに取り組むとの答弁はあったかと思いますが、あと一つ、取り組みに対する意欲が感じられませんでしたので改めて伺いいたします。

平成19年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が施行され、地方においては、地域公共交通総合連携計画の策定のための協議会が組織されていると思いますが、本来ならそこにおいてより積極的な議論を交わし、導入へ弾みをつけていくべきだと考えますがいかがでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

新垣議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、基地関連問題の中で、過重な基地負担が続いている原因は何かという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄の米軍基地は、沖縄戦後27年間に及ぶ米国統治下で、民有地の強制接収などによって形成されました。

本土におきましては、戦後、日米安全保障体制のもと、米軍基地は逐次返還及び移設が進められましたが、沖縄におきましては米国の統治のもと、米軍の世界戦略の上で重要な拠点として基地機能は強化されてきたと思います。

昭和47年の本土復帰前後の基地返還、平成8年のSACO合意や平成18年の米軍再編によって沖縄の米軍基地の返還が進められているものの、沖縄県には依然として全国の米軍専用施設面積の約75%に上る広大な基地が存在し、県民に過重な負担を強いております。

現在ある沖縄の基地の形成につきましては、日米両国の戦後の歴史や外交政策、軍事戦略及び国際情勢等複雑な要素が絡んでおり、これらのことが復帰後も県民の過重な基地負担が続いている原因となっているものと考えております。

安全保障問題の御質問の中で、東アジアの政治状況と安保政策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

東アジア情勢につきましては、北朝鮮をめぐる問題のほかに、中国と台湾をめぐる問題などがあることから、引き続き緊張関係が続くのではないかと考えております。

日米安全保障体制を含む日米同盟関係は、我が国及

び東アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与していると理解しており、我が国に所在する米軍基地が重要な役割を果たしていると認識いたしております。

しかしながら、日米安全保障体制が安定的に維持されるためにも、在日米軍専用施設の約75%が集中している沖縄の政治的、社会的、経済的安定が必要であり、そのためには県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。

同じく安全保障問題の関係で、望ましい安全保障体制についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、日米安全保障体制は我が国及び東アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与し、我が国に所在する米軍基地が重要な役割を果たしていると理解いたしておりますが、将来的には日米関係を含む中国や朝鮮半島などにまたがる多極的な平和的關係を構築し、新たな国際秩序が形成されることが理想ではないかと考えております。

次に、農水産業政策に係る御質問の中で、食料自給率の認識と自給率向上対策いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成17年度の食料自給率は、カロリーベースで国が40%、沖縄県が30%となっております。

食料自給率低迷の主な原因は、ライフスタイルの多様化に伴い、食生活が大きく変化したことと、外食や中食における加工や業務用の需要の高まりに対し、県内農業生産が対応し切れないことなどが挙げられます。

そのため、沖縄県としましては農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化及び地産地消の推進、農林水産業の基盤整備など各種施策・事業を総合的に推進いたしております。

特に、県産農林水産物の県内消費拡大を図るため、沖縄県地産地消推進県民会議を通じて積極的に推進いたしております。

今後とも、沖縄県の農林水産業の振興と食料自給率の向上を図るため、総合的に諸施策を推進してまいり所存でございます。

次に、農林水産業対策の中で、耕作放棄地の現状と対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県の耕作放棄地面積は、農林業センサスによりますと2000年の3411ヘクタールから2005年には3239ヘクタールへと減少しておりますが、耕作放棄地の解消は農業を振興する上で重要な課題となっております。

沖縄県といたしましては、農地の１筆ごとの実態を把握するため、全国一斉に行われる耕作放棄地全体調査を平成20年８月から実施することといたしております。

この調査に基づき、平成21年１月までに耕作放棄地の解消方法を取りまとめた耕作放棄地解消計画を策定し、耕作放棄地の有効活用を図ることといたしております。

また、実効性のある取り組みを構築するため、県、市町村、ＪＡ等の関係機関で構成する沖縄県耕作放棄地解消協議会の設置を予定いたしているところでございます。

同じく農林水産業の中で、漁港整備としゅんせつについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県の漁港整備につきましては、台風や季節風時の漁船等の安全係留を確保し、漁業者の就労環境等の改善を図る目的で整備を推進してまいりました。

平成20年度の漁港整備につきましては、糸満漁港ほか26地区で防波堤、護岸、岸壁等の整備を予定いたしております。

八重瀬町の港川漁港の整備につきましては、平成21年度の漁港海岸事業で護岸の整備を国へ要望しているところであります。また、防波堤の整備及びしゅんせつにつきましては、今後、調査を行い事業化に向けて検討してまいる予定でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地関連の御質問のうち、日米地位協定の抜本的見直しについてお答えします。

政府は、日米地位協定について改定ではなく、運用の改善を図るとする理由として、米軍及び在日米軍施設・区域をめぐるさまざまな問題を解決するためには、その時々の問題について、地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えているとしております。

県としては、日米地位協定の見直しについては、これまでより多くの国民や国会議員の皆様はその必要性を理解していただくため取り組んできたところであり、引き続き渉外知事会等と連携しながら粘り強く取り組んでまいります。また、訪米し、米国連邦政府や連邦議会関係者等に沖縄県の実情を伝え、理解してもらうことは意義あることだと考えております。

次に、制限水域及び制限空域の経済的損失について

の御質問にお答えします。

制限水域及び制限空域の経済的損失については、把握しておりませんが、これらの区域の設定によって民間航空機の運航等に影響を与えているものと思われます。

また、制限水域については漁業損失補償制度があり、平成18年度の補償額は、約７億5000万円となっております。

次に、米軍の射爆撃場の使用及び経済的損失についてお答えします。

米軍の射爆撃場につきましては、それぞれ伊江島補助飛行場が午前６時から午後11時、鳥島射爆撃場が午前６時から午後12時、出砂島射爆撃場及び久米島射爆撃場が日曜日を除く午前６時から午後11時、黄尾嶼射爆撃場が原則として午前７時から午後５時、赤尾嶼射爆撃場及び沖大東島射爆撃場が月平均15日の年間180日以内、ホテル・ホテル訓練区域が午前６時から午後８時、インディア・インディア訓練区域及びマイク・マイク訓練区域が午前６時から午後６時までの範囲内で、空対地や艦対地等の実弾または訓練弾等を使用した訓練が行われております。

県としては、当該区域の経済的損失等については把握しておりませんが、訓練水域につきましてはいわゆる漁船操業制限法による補償制度があります。

当該区域での訓練により、県民生活や本県の振興開発に著しい影響を及ぼすようなことがないよう、県民の生活と安全を確保し、県土の均衡ある発展を図る観点から対応してまいりたいと考えています。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは農水産業政策についての御質問で、食料安全保障の認識についてにお答えいたします。

我が国は、農産物の純輸入国であり、かつ特定の国への依存度が高いことから、輸入先国における作柄、作付の変動等、世界の食料需給の影響を受けやすい状況にあります。そのため、食料安全保障上の観点から国内農業生産の増大を図りつつ、安定的な農産物輸入の確保を図り、食料自給率を向上させることは極めて重要なことと考えております。

国においては、国内生産の増大を基本として、輸入と備蓄とを適切に組み合わせることで食料の安全を確保していくこととしております。

また、輸入の途絶などの事態が生じても、国民が必要とされる最低限の食料の供給を確保するため、平素

から農地の確保、農業の担い手の育成、農業技術の向上と技術の普及を図り、生産基盤を確保することとしております。

沖縄県としては、食料自給率の向上を図るため、農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化及び地産地消の推進、農林水産業の基盤整備など各種施策・事業を総合的に推進しているところであります。

同じく農水産業政策についてで、飼料価格高騰に対する対応策についてにお答えいたします。

畜産農家は、飼料価格や原油価格の高騰の影響により厳しい経営状況にあります。これまで、県としては、自給飼料増産のための草地整備、優良乳用牛の導入、畜産物の価格低落時の価格差補てんなどを実施し、畜産農家の経営向上に努めているところであります。

また、最近の飼料価格高騰に伴う緊急対策として、国及び関係機関との連携により、1、配合飼料価格安定制度の充実強化、2、保証基準価格を下回った場合に補てん金を交付する子牛価格安定制度などの充実強化、3、酪農家などが生産性向上に向けた取り組みに対し、新たな交付金による支援、4、遊休地を活用した自給飼料増産の推進などを実施し、畜産経営の安定を図っていくこととしております。

同じく農水産業政策についてで、原油高騰への支援策についてにお答えいたします。

漁船用燃料のA重油の価格は、現在1リットル当たり115.4円で、平成16年4月の35円と比較すると約3倍の価格になっております。そのため、漁業経費に占める燃料費の割合は従来の15%から約30%に上昇しており、漁業経営に深刻な影響を与えております。

国においては、燃油高騰対策として、休漁者に対する藻場の管理、干潟の清掃などの事業の実施、省エネ操業形態への転換、協業化に必要な省エネ型船外機等設備の導入などに対する補助とともに、低利資金の融資を行っております。

県では、燃油価格高騰に対する支援として、1、沿岸漁業改善資金による省エネ型エンジン設置等に対する無利子の貸し付け、2、運転資金借り入れの際の融資保証を円滑化するための助成、3、平成20年度から燃油高騰の影響の大きい漁業者に対する漁獲共済の掛金助成を実施しております。また、全国知事会等を通じて、国に対し、漁業用燃料・資材の低廉化や省エネルギー化技術の開発など、燃油高騰対策の強化を要請しているところであります。

同じく農水産業政策で、本県のパヤオ操業に係る他県漁船への対応についてにお答えいたします。

他県の漁船による本県パヤオでの操業に関しましては、関係県の行政、漁業団体及び国を交えた話し合いが持たれ、平成20年4月17日付で、「沖縄県周辺海域における沿岸漁業と近海かつお漁業の操業に係る調整申合せ」が締結されております。

「申合せ」の主な内容としては、1、近海かつお漁船の操業はパヤオ以外での操業とすること、2、「申合せ」の実効性を確保するための委員会を設置することなどとなっております。

「申合せ」の締結以降、本島周辺のパヤオにおける他県漁船の操業は報告されておられません。

同じく農水産業政策で、漁業制限水域の解除についてにお答えいたします。

漁業制限水域の解除要請は、県漁連等水産団体からこれまで沖縄防衛局等に対し5回程度行われております。

当該水域は、本県の基幹漁業であるパヤオ漁業、マグロ漁業、ソデイカ漁業及びモズク養殖業の振興の支障となっております。

県としては、漁業関係者と調整を図りながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 年金問題につきまして、本県の国民年金加入率についてにお答えいたします。

年金に関する事務を所掌する国の沖縄社会保険事務局に照会いたしましたところ、国民年金の加入率に関するデータはないとのことであります。

続きまして、年金未加入者の現状、今後の推移についてにお答えいたします。

国民年金や厚生年金などの公的年金は、原則として保険料納付済み期間と免除期間を合算した期間が25年以上にならないと老齢基礎年金の支給要件を満たしません。

社会保険庁による調査では、70歳までの間に保険料を納付しても期間が25年に満たない者を年金未加入者として推計すると全国で118万人になるとのことですが、各県別には把握していないのとあります。

なお、社会保険庁のホームページでは、平成20年1月現在の県内の国民年金被保険者数は41万623名となっております。

社会保険庁においては、20歳到達者または厚生年金保険の第2号被保険者喪失者で制度未加入者に対し、平成17年8月から職権適用を実施し、未加入者が発生しないようにしているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 我が党の代表質問との関連で、新型路面電車の導入など公共交通のあり方についてお答えいたします。

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」では、地域の関係者を主体とした協議会を設置し、その中で地域公共交通のあり方について検討・協議を行うとされ、国は、その実現に向けた取り組みを支援することとされております。

これを受け、沖縄本島内の公共交通の活性化及び再生を推進するため、平成19年8月22日に沖縄県公共交通活性化推進協議会が設置されたところであります。同協議会では、基幹バスを中心としたバス網再構築計画や沖縄県公共交通総合連携計画の策定などについて検討・協議を行うこととしております。

新型路面電車を含む軌道系システムの導入につきましては、現在策定作業を進めております沖縄21世紀ビジョンの中で、県土構造の再編という観点から検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣 安弘君 知事に基地関連の問題についてお伺いしたいと思います。

先ほど復帰以後の沖縄の基地がそのまま75%の割合で過重に負担が続いているということに関してさまざまな原因を挙げておられました。どれもうなずける内容ではあるんですが、私と見解が大きく違うところは、私も民主党に来るまではずっと自由民主党の支持者でありました。なぜかという、冷戦構造の中において安保問題を考えるなら、東側よりも西側にしっかりと軸足を置いてアメリカとの関係をやっていくべきだと、そうやって思っていました。ですから、沖縄に基地があるのもある意味で仕方がないと思っていました。しかし、県外から戻ってきて沖縄の中北部を歩いたときに、この島にこの基地は余りにも大き過ぎると多過ぎると、実感としてそう思いました。

そこで、結局これは政府が沖縄の立場に立って、沖縄の心情をしっかりと理解し、事情を理解し、その上で対米交渉をしてこなかった、それが一番の原因だと

思っています。政府に、外務省や防衛省、あるいは政治家に沖縄の立場に立ってしっかり対米交渉をやるという意欲があるならば、復帰以後これだけ時間がたっているわけですから、この問題は解決していたと思います。ですから、一番の原因は、政府に沖縄の立場に立って対米交渉をする意欲がなかったし、やってこなかった、そういうふうに思っております。

そしてもう一つ、日米地位協定の改定の問題、これもなかなか動きません。これは、知事はアメリカに行こうということを今おっしゃっております。私は、これもそんなに効果は上がらないと思っております。アメリカからすれば、話を聞いて、ある意味でガス抜きという見方もできますし、そして余り強く要求すると、交渉相手は沖縄じゃなくて政府だと、そういうふうに帰されるでしょう。

もしアメリカに行くとするならば、沖縄の立場に立ってそれを支援する政府の担当者、あるいは大臣、大臣でなくても副大臣、そこが一緒になって知事とアメリカに行くなら、それは効果はあるでしょう。今それはできない状況です。

きのうは、伊波市長と一緒に行かれたらどうかという話も出ましたが、私も1つ提案いたします。

民主党が政権交代をする可能性も出てまいりました。次期内閣（ネクストキャビネット）もあります。そこにおける外務大臣、次期ネクストキャビネットの防衛大臣もいますから、民主党は沖縄の立場に立って地位協定を改定しようということを言っていますから、ならば一緒に行かれたらどうでしょうか。これは提案です。

そしてもう一つ、きょうの新聞にも出ておりますが、辺野古の問題、これも民主党は日米安保を基軸とした安全保障の立場ではあるんですが、辺野古への基地建設は、これは沖縄県にとってベストではないという立場で県外・国外を主張しております。

この問題も本当に政権与党が、あるいは中央省庁の関係官僚たちが沖縄のことを考えてベストな立場をとろうとするならば、もっと努力して県外・国外のその方法を探るべきだったと思います。私は、そういう努力が政権与党に、そして中央省庁に足りないと思っております。そういう意味でこの基地問題と日米地位協定の問題、今までずっと議論がなされてまいりました。沖縄にとって大変大きな問題、それを解決するには、これはもう沖縄と一緒にこの問題を対米交渉する政権にかえるしかないんじゃないかと思っております。そういう点で次の衆議院選挙がありますから、知事も県民の立場に立ってしっかりと見きわめた

上で行動をとっていただきたいと思います。

今私が述べた基地問題に関する見解、そして地位協定の改正に関する見解に対する知事の御意見を伺いたいと思います。

あともう一つ、射爆場の問題、久米島の射爆場に関して申し上げたいと思います。

これもまた久米島から鳥島の射爆撃場、そして久米島の射爆撃場を返してもらいたいという話が出ております。そして、これは契約の期限があります。恐らく24年までだったと思います。そして3年前から予約契約の動きが出てくると思います。久米島側から契約はもう続行しない、そういう話になったときに、知事は久米島町と同じ立場に立ってそれを支持してくれるかどうか、そのことをお伺いいたします。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○新垣 安弘君 もう一つ、原油高から来るところの県内の畜産農家と酪農家の支援の問題なんです、これは1つ提案したいと思います。

今までその対応策が並べられておりましたけれども、緊急的に対応するには不十分だと私は思っております。

そこで1つ提案です。

今、酪農家は大変希望を失っています。そういう状況ですから、いわゆる北海道から導入する乳用牛に対して、今県から1頭につき8万円、100頭分の支援がされております。これは11月から12月にかけて北海道から移入することになっております。

県酪においては、この数をふやしていきたい。そのことによって生乳の不足とかそういうことも補っていきたいと言っております。そういう意味で今の酪農家を助けるために、緊急に目に見える形、励ます意味での支援策として、酪農家に対しての支援として、この8万円の100頭分をさらにふやして、頭数をふやしていくように対応をとってもらえないでしょうか。これは緊急を要することですから、ぜひそこら辺の対応を御検討をお願いしたいと思います。

そしてもう一つ、国民年金の問題についての答弁がございました。よくわからないんですが、国民年金の加入率は恐らく加入すべき人が加入していない、納めていないというのが半数ぐらい、5割あるいは6割あると私は認識しているんですが、先ほどの答弁だとそれがよくわかりません。そこをもう一度詳しく答弁願

いたんですが、いわゆる政府は国民年金の制度は100年安心だと言いました。でも私はこれは破綻していると思っております。そういう中で無年金者が毎年毎年ふえていっているのが実情ではないかと思いません。

そういう意味で、今のこの年金制度は、無年金者をなくしていくためには抜本的に変えて、基礎年金の部分は税でもって賄うような改革をしないといけないんじゃないかとそういうふうに思います。そこら辺の見解もお聞かせください。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣議員の再質問にお答えしたいと思います。

大きく4つあったと思いますが、その第1の、巨大なというか過重なといいますか、大きな基地がまだずっと沖縄に残っているという点は、沖縄の立場に立って政府が交渉してきてないからではないか、そして第2の地位協定も同じ、それから辺野古についても同じだろうというような御趣旨の御質問について。

まず、基地の過重な負担を県民がしているという点は、私も同感です。それで、これが政府が沖縄の立場に立ってやってくれなかったからかどうかという点は、そういう面も否定はしませんけれども、ただ、SACOであるとか最近の再編であるとかを見ますと、政府は政府なりに政府の力の範囲でそれなりに努力はしてきたのではないかと私は思っております。

ただ、これが我々が満足するレベルであるのかという点は人それぞれ、また党派によっていろんなお考えがあるかと思いますが、日本政府の能力の限界でそれなりに努力してきたのではないかというふうに考えております。

それから、この地位協定につきましては私も外務大臣を初めいろんな方をお願いしておりますが、まさにこれはのれんに腕押しといいますか、運用だけでということ以外全く出ません。したがって、これこそはまさに御提案ありましたように、民主党のシャドーキャビネットでもいろんな形でこれは各政党のお力をかりて、現実に動かせる戦術などいただければ、一緒になって行動すべきものではないかというふうに考えております。

さらに3番目の辺野古につきましては、これもこの県議会でもいろんな御意見を私もいただきましたけれども、稲嶺さんの前の大田知事さんの時代に拒否をし、そして稲嶺さんが受け入れをし、そして計画としては2.2キロ辺野古から沖合にということの名護市、そして北部の市町村も受け入れる形で決まってきた。これがまた、人の住んでいる陸上側に寄せられたということである。いろんな経緯はありますけれども、今、名護市や北部の人々が受け入れていただけたということが極めて現実的な、少なくとも今の普天間の本当に危険性をなくす、普天間を返してもらうということは、県内移設を拒否しては全く当てがいないでしょう。ですから、私はこの危険性を除去するためには移設をして、早目に移設を完了して返してもらう。そして後は再編の中でのパッケージになっております1万人になんなんとするマリンの人々をグアムに移す。さらにいろんなキンザーも含めて1500ヘクタールになんなんとする基地を返してもらうという現実的な選択だと私は思っておりますので、これはいろんな経緯を踏まえれば県内移設もやむなし、むしろその方が断然早いと私は理解しております。

それから、第2番目の久米島とか鳥島の射爆場の点ですが、まだちょっと先の話なのでコメントしにくいんですが、基本はやはり地元の意向を尊重するということだと私は考えております。

その他の再質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 先ほどは国民年金の加入率についてデータがないと申し上げましたけれども、収納率の問題ではないかというふうに思います。

収納率は、沖縄県は半分を割っているという、数字は控えてないんですけれども、それは調べられますので、また次の機会に御報告したいと思います。

もう一つの国民年金の財源確保に関しましては、今の少子・高齢化の進行等の経済社会状況を踏まえながら、国において十分な検討を行っていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 飼料高騰による畜産経営農家への厳しい状況に対する支援についての再質問にお答えいたします。

飼料高騰によりまして経営の大変厳しい畜産農家への支援として、国の支援事業を活用しながら関係機関と連携して支援事業を今実施しているところでございますが、酪農農家に対する支援事業として、平成20年度に約100頭分の導入事業予算計上しておりますが、今後、国及び関係機関と調整するなどして拡充については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん おはようございます。

民主党が続きます。

まぶしいほどの太陽と真っ赤なハウオウボクがこの青い空に映えるこの沖縄の一番輝くこの季節に、より一層の輝く沖縄の未来をつくり出す、そういう高い志のもと、今回議席を獲得いたしましたうるま市より参りました山内末子です。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、孫子の「天の時は地の利に如かず 地の利は人の和に如かず」という言葉を座右の銘としております。

県民の心をしっかりと受けとめ、人々の和をつなぎ、新たな自治の確立を求め、全力でこの4年間取り組んでまいりたいと思います。どうぞ皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それから仲井真知事、今県民が求めているのは思いやりのある政治だと思います。県民の代表として、柱として、どうかこの大きな愛の和、人々の和を包み込み、沖縄県の政治を実行していただきたいと思います。そのことを心より期待申し上げます。

それから安里副知事、女性議員も2人ふえました。協力し合って女性パワーで県民の心をしっかりとらえてまいりましょう。

それでは一般質問に入ります。

1点目に、環境行政についてです。

洞爺湖サミットが開催され、日本が提案するクールアースデーの第一歩として世界じゅうから注目され、2050年までに温室効果ガスを半減させるという長期目標が合意されるか福田総理大臣のリーダーシップが問われております。地球規模の危機の連鎖にどう対処していくのか、国、県、市町村、各個人とその対応が迫られています。

(1)点目に、地球温暖化対策について具体的に3点伺います。

ア、最新の温室効果ガス排出量と基準年度の対比について。

イ、地球温暖化対策推進法では、各自治体に地球温暖化防止実行計画の策定を求めています。県内市町村の策定状況と今後の取り組み計画、また県の指導体制についてお聞かせください。

ウ、温暖化対策の柱は省エネルギー推進と新エネルギーの導入です。省エネルギーの観点から、ＥＳＣＯ事業の県内の実績をお聞かせください。

新エネルギーの観点から伺います。

福田総理大臣は低炭素社会の位置づけの中で、太陽光発電の普及率を2020年までに現在の10倍、2030年に40倍に引き上げる目標を掲げています。本県の太陽光発電、風力発電の設置状況を伺います。

２、教育行政について伺います。

(1)、学校施設の安全対策についてです。

先日来、問題になっておりますプレハブ校舎の件につきましては、その悪状況の様子が全国ネットの番組でも報じられるなどその波紋は大きく広がっています。予算の確保が難しいといっても子供たちの安全管理に手を抜いてはいけません。より一層、点検・整備に力を注いでいただきたいと思います。

そこで県内の小・中・高の築25年以上で全面改築、改修が求められている校舎、体育館、プール等の施設数とその改善計画を伺います。

(2)番目に、文科省の調査により多くの学校図書費の流用が発表されました。県でも予算化率69.1%、石垣市ではわずか35.5%という報道がありました。ほかにも教材備品にかかわる予算率が34.3%と、流用せざるを得ない教育環境の状況、教育環境の悪化は予算の削減に起因しているともとらえられています。この状況について教育長の見解を伺います。

(3)番目に、知事公約であります「本格的な専用サッカー競技場と練習場の整備につとめ、Ｊリーグの誘致をめざします。」とありますが、スポーツが大好きな私も大賛成です。現在の状況をお聞かせください。

(4)番目に、平和教育について伺います。

うるま市宮森小学校の米軍ジェット機墜落事故からことし6月30日で満49年目になりました。来年は節目の50年目を迎えます。児童11人、地域住民6人、計17人の死亡者、200人余のけが人を出すという、安全であるはずの学校が突然地獄の場となったこの事故、半世紀たった今も遺族当時者の傷がいえることはありません。

学校、地域関係者は平和教育の位置づけとして学校常設展示場として、今、平和学習室の開設の準備を進めています。そのためには証言集の作成、写真、文献、その他の資料の収集が必要であり、特にその当時

カメラごと米軍に没収されたということもあり、収集先は米国へもという思いを強くしております。一団体、一地域での活動には無理もあり、基地あるがゆえの惨劇でもあり、県の協力・支援も必要だと考えますが、県の姿勢を伺います。

３、保育行政について伺います。

(1)、保育予算の一般財源化問題について、その経過、計画、課題を伺います。

(2)、認可外保育園の支援策についてですが、多くの議員がこれまでも今の認可外保育園の実態と県の認識に大きな差があることにジレンマを抱えています。指導監督基準に対応するにもその保育経営が厳しく、多くの園が廃園に至っている。

そういう中で、子供を預けるところがない、行き場のない皆さんが親子でうろたえている、数字にあらわれない切実な状況が今の保育事情にあります。もっと根本的な保育施策が必要だということを強く訴えたいと思います。

今後の支援策を具体的にお聞かせください。県独自の支援策も構築しなければならないと思いますが、その見解をお聞かせください。

４、戦後処理について。

(1)、不発弾処理について。

ア、不発弾処理費の市町村負担をなくし国に責任を求めていく考えはないか伺います。この件につきましては、県市町会、県町村会からも要請があったようです。積極的な対応を期待しております。

イにつきましては、きのうありましたので削除いたします。

５、県営団地について伺います。

(1)、県営団地の未納家賃について伺います。

ア、その滞納金額の総額をお聞かせください。

イ、その回収対策、計画をお聞かせください。

(2)、築25年以上の団地で全面改築、改修が求められている団地はどうなっているのか、またその改善計画はどうなっているのかお聞かせください。

(3)、空き室数とその全体に占める割合はどうかお聞かせください。

６、大学院大学について伺います。

沖縄県にとって教育的環境、経済的効果ともに期待の持てる当事業であります。開学に向け、その期待に拍車がかかります。

質問をいたします。

(1)、大学院大学のタウンエリア、交通センター拠点エリアの整備計画について。

ア、現在の進捗状況はどうですか。

イ、計画着工に向けて地元企業の優先活用についてですが、これまでの実績につきまして私が調べたところ、平成20年2月の県議会の代表質問におきまして企画部長の答弁では、県内企業への発注実績は件数ベースで約89%、金額ベースで約84%となっているとの答弁がありました。先日の赤嶺昇議員への答弁でもありましたけれども、県内外発注件数状況の数字が県側の認識と県建設業協会との発表とに大きな差が生じております。

そこで私も入手をいたしました。この資料の中でもあります、やはり大きな差異があります。平成19年度土木部門で県内52.4%、県外47.6%、建築部門で県内36.8%、県外63.2%、合計で県内が39.5%、県外が60.5%、この大きな差異がどういう形で検証されているのか、その件も含め見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 山内議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、環境行政の関連で、県のESCO事業の実績についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県では、省エネルギーによる地球温暖化防止対策を推進するため、平成17年度には県有10施設について「ESCO事業導入可能性調査」を、平成18年度にはホテル、病院等の民間10施設について「ESCO事業導入モデル可能性調査」を実施してまいりました。これらの調査結果に基づき、平成19年度に県有施設では本庁舎、県立北部病院、県立看護大学が、そして民間施設では浦添市内の総合病院がESCO事業を導入しており、今年度4月から省エネサービスが開始されております。

なお、本庁舎、県立北部病院、県立看護大学の3施設合わせた効果は、温室効果ガス排出削減量で年間約3760トン、光熱水費削減で年間約8200万円が見込まれているところでございます。

次に、県営団地に係る御質問で、築25年以上の団地の改修計画等についての御質問にお答えいたします。

築25年以上の県営団地の管理戸数は、平成20年3月末時点で48団地、7606戸となっております。そのうち、全面改築、改修等の必要性が高いと判断されたものは35団地、5987戸となっております。

現在、平成13年度から平成22年度までを計画期間とする「沖縄県公共賃貸住宅ストック総合活用計画」に基づきまして、昭和51年度までに建築されました10団

地を選定し、順次、建てかえを進めているところであります。

なお、平成22年度におきましては新たな活用計画を策定することとしており、この中において対応の必要な既存団地の全面改築、改修等の方針を定めることといたしているところでございます。

次に、大学院大学の御質問の中で、大学院大学のタウンエリア、交通拠点エリアの整備の進捗状況いかなという御質問にお答えしたいと思います。

県では、大学院大学の周辺整備につきまして、世界じゅうから集まる研究者やその家族などが快適に暮らせる環境を整備するためのガイドラインとして昨年8月に周辺整備基本計画を策定いたしました。

同計画では、住宅、教育、医療や商業施設など8分野につきまして整備方針が示されております。特に、石川インター周辺の交通結節機能を整備する交通センター地区などにつきましては、早急に整備すべき先導プロジェクトとして位置づけております。

現在、同プロジェクトにつきましての課題や推進方策等について調査検討を行っているところであります。今後は、国や市町村、民間などを含めましたメンバーで組織します専門部会などを通じてそれぞれが役割を果たしつつ、一体的に整備を進めていくことといたしております。

次に、同じく大学院大学関連で、地元企業の優先活用についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県におきましては、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、県内企業への優先発注に努めることが必要であると考えております。大学院大学関連工事につきましても県内業者の優先発注について、調整会議等を通してかねてから要望・要請をしてきたところであります。

このことから、交通拠点エリアの整備につきましても、同方針の趣旨を踏まえ対応してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境行政の中で、最新の温室効果ガス排出量と基準年度の対比についての御質問にお答えいたします。

県では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガス削減のための県の総合対策や県民、事業者等の行動指針を示す「沖縄県地球温暖化対策地

域推進計画」を2003年度に策定しております。

当計画におきましては、2000年度を基準年度として、温室効果ガス総排出量を2010年度までに8%削減することを目標としておりますが、本県の温室効果ガス排出量の速報値では、2005年度で約1445万トンとなっており、基準年度比で約14.0%増加しております。

なお、温室効果ガス排出量は、基準年度以降、毎年増加しているものの、前年と比較すると伸び率は鈍化傾向にあります。

次に、同じく環境行政の中で、市町村における実行計画の策定と県の指導体制についての御質問にお答えいたします。

「地球温暖化防止実行計画」は、行政みずからが率先してみずからの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出を抑制することを目的に、県及び市町村が策定することとされております。

市町村におきましては、那覇市、糸満市、名護市、石垣市、宜野湾市が「地球温暖化防止実行計画」を策定しており、みずからの事務及び事業に関する温室効果ガス排出量について3から6%削減することを目標に取り組みを進めております。また、本年度中の策定を目指して宮古島市など11市町村が検討を進めているところであります。

県としましては、市町村の策定率の向上に向け、市町村担当課長会議等において実行計画の策定を促しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 環境行政に関する御質問の中で、太陽光発電、風力発電等の設置状況についてお答えします。

県は、平成12年度に「沖縄県新エネルギービジョン」を策定し、県内における太陽光発電を初めとする新エネルギーの導入促進を図っているところであります。

資源エネルギー庁の統計資料によりますと、平成20年3月末の沖縄県における設置状況及び発電出力は、太陽光発電が3290カ所、1万4235キロワット、風力発電が20カ所で、1万9433キロワットとなっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政について

の御質問で、老朽化した学校施設の状況と改善計画についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、安全で快適な学習環境を整備するため、老朽校舎等の改築に取り組んでいるところであります。

平成19年5月1日現在、旧耐震基準で建築された昭和56年度以前の校舎等がおよそ公立小中学校で74万5000平米、35.5%、県立高校で20万6000平米、26.7%、合計で95万1000平米、33.1%あります。

平成20年度においては、約6万2000平米の老朽校舎等を改築する予定であり、平成21年度以降も同様に解消を図っていく考えであります。

老朽校舎等の改築事業につきましては、重要な事業ととらえて年次的に推進してまいります。

次に、図書費流用等教育予算の削減についてお答えいたします。

本県では、「沖縄県子どもの読書推進計画」の趣旨を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じた読書の質を高めるとともに、学校図書館が学習・情報センター、読書センターとしての機能を一層充実させるなどの取り組みに努めているところであります。

平成18年度文部科学省の調査によりますと、本県の学校図書館図書整備費いわゆる図書購入費は1校当たり小学校52万円、中学校68万4000円となっており、それぞれ全国平均の小学校42万6000円、中学校60万4000円を上回っております。

なお、学校図書館図書整備費が地方交付税措置を下回っている市町村は、14市町村となっております。その主な理由としましては、学校図書館図書標準を達成したことやその他の財政事情等が挙げられます。

県教育委員会としましては、学校図書館図書購入費等が地方交付税で措置されていることなどを踏まえ、今後とも各市町村教育委員会に予算の確保と適切な執行につきまして周知してまいりたいと考えております。

次に、本格的な専用サッカー競技場等の整備についてお答えいたします。

サッカー専用スタジアムの建設は、国際大会やJリーグ等のプロの公式試合が誘致可能となり、青少年に夢と希望を与えるものと考えております。

県教育委員会としましては、ことし3月に関係部局及び関係競技団体が構成する「サッカー競技場整備に関する調査・検討連絡会議」を設置し、サッカー専用スタジアムについて鋭意検討を重ねているところであります。

用地や建設費、管理運営主体等の課題があることが

ら、今年度は先進県への調査を行い、施設の規模や形態、管理運営費等総合的に調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、宮森小の展示場設置についてお答えいたします。

1959年に起こった宮森小学校における米軍ジェット機墜落事故は、児童11名を含む17人のとうとい命を一瞬にして奪った大惨事であり、県民を深い悲しみに陥らせた事故であります。

現在、同校が進めている常設展示場「630館」は、命や平和のとうとさについて考える場になるとともに、事故を風化させないための取り組みとして意義深いものであるととらえております。

県教育委員会としましては、今後とも児童生徒に生命を尊重する態度や国際社会の平和に貢献し得る資質などをはぐくむ平和教育を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 保育行政についての御質問の中の、保育所運営費の一般財源化についてお答えいたします。

公立保育所の運営費につきましては、「三位一体の改革」に基づき平成16年度から一般財源化されております。

地方六団体におきましては、真の地方自治の確立に向けた「三位一体の改革」への取り組みとして国庫補助負担金の廃止を提言しておりますが、これは税源移譲と地方交付税による確実な財政措置を前提としたものであります。

県としましては、法人立保育所運営費が一般財源化される場合にあっても保育施策の後退などの影響が出ないよう、地方六団体の主張に沿って、地方交付税等により、必要な財源が確実に確保されるべきであると考えております。

続きまして、認可外保育施設への支援策についてにお答えいたします。

認可外保育施設に対する支援としましては、園長及びその他職員に対する研修会の開催や認可外保育施設指導監督基準に基づく安全・衛生面からの立入調査、指導等を実施しております。

また、当該施設入所児童の処遇向上に向けては、「新すこやか保育事業」を平成12年度から実施しており、当初、健康診断費のみの助成から平成14年度には10日分の牛乳代、調理員の検便費まで助成対象を広げ

ました。

その後も牛乳代につきましては、支給年齢を段階的に引き上げ、平成17年度には「1歳以上6歳未満児」まで広げ、平成19年度からはこれまでの一月10日分の助成を20日分に拡充いたしました。さらに、今年度からは給食費として米代の助成を開始しております。

県では、一層の処遇向上を図るため、国からも支援が得られないか関係省庁へ働きかけているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 戦後処理問題のうちの、不発弾処理の市町村負担の解消についての御質問にお答えします。

県は、去る大戦により発生した不発弾については戦後処理の一環として国の責任で処理すべきと考えており、これまでもそのことを国に要請してきたところであります。

今後とも不発弾処理に必要な経費については全額国庫で負担するよう、引き続き国に働きかけていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 県営団地についての、県営団地の滞納金額の総額についての質問にお答えします。

平成19年度末における県営住宅使用料の滞納金額は、7億5950万6465円であります。

続きまして、その滞納金の回収対策・計画についての質問にお答えします。

県営住宅使用料の未収金回収については、「沖縄県営住宅家賃債権管理マニュアル」に基づいて実施しております。滞納1カ月から訪問等による督促を行い、3カ月以上の場合は呼び出しを行うなど、早い段階での指導を強化しております。それに応じない場合には、滞納家賃の支払い及び明け渡しを求めて提訴をしており、その基準を6カ月以上または20万円以上として実施しているところであります。

また、平成18年度から指定管理者制度を導入し徴収体制等を強化することにより、徴収率向上に取り組んでおります。その結果、徴収率は平成18年度の84.9%から平成19年度は85.9%に向上し、徴収金額も6291万979円増加し、滞納金額でも5506万2140円と減少しております。

今後も引き続き徴収率の向上に努めてまいります。

続きまして、県営住宅の空き室数の質問にお答えします。

平成19年度末における入居予定者のいない空き家は19戸、また無断退去等所定の手続を経ないために発生した空き家が76戸、合計95戸で、管理戸数1万7363戸に占める割合は0.5%であります。

なお、無断退去等による空き家については、早期に入居できるよう順次対応しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん それでは再質問させていただきます。

まず、温暖化ガス排出量実績につきましてですが、2005年には基準年度比で14%増加ということで部長もおっしゃっていました。目標の達成をしていくためにはどんどん増加をしていくこの現状、それについて部長、どういうふうな対策をとっていくのか、その大きな差についてどう考えているのか、御見解をお聞かせください。2000年から2003年の対比が12%、その後、今本当に年々増加しているこの状況、ことしはどれだけになっているのか、本当に心配なところでございますので、ぜひお願いいたします。

次の実行計画につきまして、こういった目標と本当に離れた実態ということにつきましては、やはりその実行計画を市町村でしっかりと作成していただきまして、各家庭、そして各企業、市町村しっかりと対応していかなければならない。そういうことをかんがみますと、この早目の策定というものはもう絶対これは不可欠になっておりますので、どうぞその辺のところももう一度考えていただきたいと思います。なぜ策定できないのか、その状況を把握しておられますでしょうか。

市町村におきましては、本当に財政状況が皆さん危機的状況であります。そういった意味ではこの先のことで考えられないという市町村も多いかと思います。そういう意味で予算がないのか、それとも意識がないのか、あるいはそういった人がいないのか、そういったことをしっかり状況把握して、本当に早目の策定について、県としても積極的な促しをしていただきたいと思います。その件についてもう一度お伺いいたします。

それから、ＥＳＣＯ事業につきましては知事の答弁にもありました。今、実績があります温室効果ガスにつきましては3760トン、それから年間光熱水費の削減が8200万トン、そういった意味でこのＥＳＣＯ事業、

本当にこれはこれからの事業だと思います。そういった意味ではこれまでの事業がたしかこのＥＳＣＯ事業につきましては本土の企業が多くこの事業について占めていると思います。最近、県内企業が1社たしか行っているかと思いますが、この事業につきましては温室効果抑制効果は当然ですけれども、新しい環境ビジネスとしても期待の持てる、そして注目されているところでございますので、そういった意味で県内企業の養成、育成という点では、県としてはどういう対応をしているのか、取り組みをなさっているのかお聞かせください。

それから、新エネルギー関連につきまして、今、太陽光発電について、それから風力発電についての設置状況がありました。例えば、太陽光発電の設置につきましては、建設部門で学校施設、そのほか公共施設とか新しく建設をする、そういった意味では横断的な部局の調整、統合的な計画を持っているのかどうか、その件についてもう一度お聞かせください。

それとあと1点、2005年度まではたしか防衛庁予算のモデル地域ということで、中部地区のあたりでは太陽光発電についての助成金がありました。それが今や全く廃止になっております。そういう意味でも全国各市町村自治体で300の自治体がこの太陽光発電については助成金を出しております。そういう意味では沖縄県では那覇市の1市だけだということもありまして、防衛庁関連につきまして再復活も含めその普及についての支援策を講じられないのか、もう一度お聞かせください。

教育行政につきまして、教育長からありました図書につきましては、本当にこの図書について情緒をはぐくみ、人間性、社会性にも大変図書の活用は必要不可欠でございます。ですけれども、各自治体でなぜそれが流用されなければならないのかというその辺をぜひ教育長の方も把握していただいて、例えば各市町村のあたりでは図書費に充てるよりも教育支援、ほかの就学支援に向けられている、そうしなければならないという実態が各自治体にあるということをぜひ酌み取っていただきまして、教育予算の確保ということは、これはもう県でもこれからの未来をつくっていく子供たちをつくっていくためには、教育長、教育長の肩にかかっていると思いますので、強くそれは財政当局と闘って闘って闘い抜いて教育予算の確保をお願いしたいと思いますが、もう一度その見解についてお聞かせください。

それからＪリーグにつきまして、これまでの答弁でもあったようですけれども、調査検討ということが何

度があるようですけれども、いつまで調査検討していくのか。例えば、ことしもう高校総体に向けましてうるま市でもサッカー場の整備が行われています。そういうところと協力をし合いながら総合的な計画も立てられたのではないかと、そういうふうに考えますと、一体Ｊリーグを誘致する、あるいはそういった施設を整備するという姿勢が本当にあるのかどうか。そういう意味では断念しているのかなというふうなことも考えられますので、もう一度それを強力に推し進めていくことをお願いいたします。これはもう要望にとめておきます。

それから宮森小学校につきまして、この宮森小学校の中庭に「仲よし地蔵」という地蔵さんがあります。武者小路実篤さんがこの子供たちのことを考えて「仲よし地蔵」という名前をつけ、そして版画家の方が銅板を送っていただいて、その「仲よし地蔵」があって、そして去年50周年の中で平和の鐘が設置されています。

基地の島この沖縄で再び戦争のない平和な日々を叫ぶとき、基地の存在をどう子供たちに教えていくか、これはまさに生きた平和教育の場が私は宮森小学校にあると思います。ぜひ後世につなげていきたいと思いますが、パネルを紹介していきますが、（資料を掲示）知事、これがその当時の墜落した校舎ですけれども、その校舎の奥に、その当時は１つしか出入り口がなくて、ここの入り口の方に子供たちがうずくまって亡くなっていた。そういう現場があるんです。その現場の中で慰霊祭が行われました。子供たちの遺影を前にしている遺族の皆さんの悲しみは、50年たってもいえておりません。

そういう意味では、私たちがこの基地の島沖縄と向かうときに、普天間であろうが辺野古であろうが、どこであろうが、これまでも復帰後ヘリコプターの事故が90何件かありましたね、これまでもずっとあります。この小さな沖縄で普天間だろうが辺野古だろうが、基地がある限りいつ、どこで、だれがそういった犠牲になるかわからない状況があるということ、そのことをぜひこの宮森小学校で考えていただきたいと思います。

50年に向けて、来年ぜひ知事、そこに足を運んでいただけないでしょうか。そして、その慰霊祭を前にして手を合わせ、平和の鐘をたたいてみてください。この沖縄の現状の答えがこの中で見つかるのではないかと思います。期待をしております。見解をお聞かせください。

県営団地につきましては、今全面改築が35団地必要

だということで、10団地については改修の計画があるようですけれども、その団地の建てかえまでに最終年次は一体いつごろを想定しているのでしょうか、もう一度お聞かせください。

滞納金額につきまして7億5090万円、本当に大きな予算だと思います。回収対策について頑張っておられるようですけれども、提訴をしているということもあります。提訴数についてお聞かせください。どれだけ今提訴をしているのか。それから、その滞納の最長年数をお聞かせください。

それから、空き家につきましては今19戸と、無断空き家になっているのが70戸余りということですが、その無断空き家になっている部屋につきましては、皆さんどういった形でいつをめどに部屋を明け渡していくのか、その回収についてはどういう形で進めていくのかお聞かせください。

大学院大学につきまして、地元企業の優先活用についてお願いします。

私、先ほども言いました。県の出している資料だと80何%がこれまでの実績であったと。ですけれども、県内建設業協会の資料だと50%にも満ちていません。そういう意味では、どういう形で皆さんが大学院大学の地元優先をとということを強く提示しているのかというところが少し不透明なところがありますので、そういった意味では沖縄県の企業はもう本土の企業と全然遜色がないと思います。企業を育成する意味でもぜひともやらないのではなく、できるような形をつくっていただきたいと、そのことをお願い申し上げまして私の一般質問といたします。

答弁をいただきまして終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 山内議員の御提案といいますが御意見といいますが、要するに宮森小学校は、私がちょうど那覇高校を出るか出ないかぐらいのときで、鮮烈な記憶があります。おっしゃったように、来年参上したいと思っております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 地球温暖化対策についての再質問にお答えいたします。

1点目に、目標達成までにどういう対策をとるかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

温室効果ガスの将来予測につきましては、現行のままで推移すると仮定した場合、約16から17近くまで増加することが予測されております。

県としましては、この対策としまして、県民1人当たりの温室効果ガスの排出量の状況や削減対策の実効性を高めるため、県民の取り組みとして家庭での使用エネルギーの減、ごみの減量化等、あるいは事業者の取り組みとしてエネルギー転換部門の対策、廃棄物対策等、また行政の取り組みとして現在行っています環境保全率先実行計画の着実な推進等をなお一層加速して推進する必要があるというふうに認識しています。

また、今後の取り組みとしましては、現在、国における京都議定書目標達成計画の見直しや地球温暖化対策推進法の改正など、地球温暖化対策の強化が求められていることを踏まえ、県における実施計画において部門別削減目標の設定や進捗管理を行うことで対策の確実な進展を図っていききたいと考えております。

次に、市町村の実行計画の策定できない理由という御質問にお答えいたします。

近年におきましては、市町村においても環境対策への認識は高まっているものと考えております。実行計画が策定に至っていない理由としましては、組織力、陣容等さまざまな要素があると思いますが、県としましては、今後とも市町村に対して策定を促していきたいというふうに考えております。

それから、続きましてＥＳＣＯ事業について、県内企業への対応、県内企業についてどう対応しているかという御趣旨の御質問だったというふうに思いますので、それに対してお答えいたします。

県の行っていますＥＳＣＯ事業につきまして、公募要項でＥＳＣＯ事業を公募しています。それにつきましては、県内業者の参加を現在義務づけておりまして、その中で育成を図っているという状況でございます。

ちなみに、県有3施設につきましては、7社の県内業者が参加している状況でございますので、これから県内業者の育成に積極的に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 大学院大学に関する地元

企業の優先活用についての再質問にお答えいたします。

大学院大学の工事に関しましては、独立行政法人の沖縄科学技術研究整備機構が発注いたしております。

先ほど地元企業の発注状況につきまして、件数で89%、それから金額で84%と申し上げましたけれども、現時点で新しい数字が出ましたので報告いたします。

これは7月9日、きょう現在でありますけれども、機構からの資料によりますと、県内業者がかかわった工事、これはＪＶ分も含めますけれども90%、21件のうち19件、それから金額ベースにしますと94%となっております。

引き続き先ほど知事が答弁いたしましたように、機構に対しましては県内業者の優先発注について要望していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは山内末子議員の再質問で、教育予算確保の決意はどうかという御質問にお答えをいたします。

教育予算の確保につきましては、国や文部科学省に対しましては、全国都道府県教育長協議会を通して要請を行っているところでございます。

県におきましては、厳しい財政状況であります、引き続き児童生徒の教育活動を充実させるために必要な教育予算の確保及び教育条件の整備に鋭意努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 太陽光発電の公共施設への導入状況でございますが、太陽光発電等のエネルギーについては、天候による発電量の影響を受けやすく、電力系統と連係する場合の課題がありますことから、平成17・18年度、県においては電力系統との連係に当たっての実証試験を行ったところでありまして、現在、その課題解決に向けて取り組んでいる状況でございます。

公共施設等については、19年度末で実際の施設の件数は約40件、1000キロワットの実績がございます。

県においては、平成20年度から新たに本県のエネルギー全般に関する目標と取り組み方策を示す沖縄県エネルギービジョンの策定に取り組んでいるところでございます。その中で市町村、関係団体との連携を図っ

ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 再質問にお答えします。

県営住宅の建てかえ団地の最終年次はいつかという御質問にお答えします。

最終年次は27年度を予定しています。

2つ目は、提訴している数はどうかということでございますが、18年度実績で109件でございます。それから19年度で議決を得たものは、現在進行中といたしますが、現在、入居者と協議中でございます。18年度実績で109件でございます。

それから、滞納の最長の月数ということでございますが、24カ月でございます。

それから、無断退去の入居の開始はいつごろですかという質問にお答えします。

ことし9月に入居できるよう、今、懸命に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 こんにちは。

改革の会、国頭郡区選出の平良昭一と申します。

広い選挙区を走り回ってこの場所に立てたことを大変うれしく思っております。恐らくこの中で一番車で走った距離が多いのは私ではないかと思えます。

この選挙戦の最大のライバルは、ガソリンの高騰であったことは私一人ばかりではないかもしれませんが、それは紛れもない事実でありますので、また7月1日から高騰していくということで大変苦悩をしている状況であります。

このように住民から生活に直結する多様な問題点をたくさん提言されてまいりました。集約すると、ヤンバルの地域の格差社会の是正に対する問題であると痛感しております。県土の均衡ある発展のために県民とともに4年間頑張りたいと思います。

それでは一般質問に入ります。

1点目、医療問題について。

安田診療所閉鎖についてお聞きしたいと思います。

県立病院附属の診療所は、地域に密着した医療施設としての役割ばかりではなく、住民にとっても精神的な面でも大きな支えになっていることは承知のとおりだと思います。

しかし近年、附属診療所の休止が相次ぎ、県民医療に対し安心・安全の生活を脅かすようになっている。相次ぐ休止の理由は、厳しい財政状況下での病院経営、医師や看護師不足、道路網の整備改善による交通の利便性向上が挙げられているが、それだけで片づけていいものか大変疑問に思う。

安田診療所休止に対する当時の住民の声は、車を持っていない高齢者も多く、診療所があるだけで安心でき、住民に説明もなく休止を決めることは納得できない。代替案を提示するなど住民の理解が得られる方向性を示してほしいとのことであったが、どう対応してきたのかお聞かせ願います。

住民不安解消対策は万全であるのか。

訪問診療の成果はどのようになっているのかお聞きします。

人命に格差はない。今後の対応はどのようにするのかお聞かせ願いたい。

県立病院の産科・婦人科医師不足についてですが、全国的な不足の状況であることは承知しております。現在の県立病院の産科・婦人科の医師の配置人数を示してもらいたいと思います。

平成17年4月から休止されていた北部病院の産婦人科が今月一部再開されるが、医師2名体制では完全再開とは到底言える問題ではありません。この現状をどう考え、どのように対応するのか伺いたい。

次に、ドクターヘリについてですが、島嶼県としての重要性は大きなものがあり、これまでの救急体制では救うことのできない多くの命を救ってきた成果は多大な価値があると言えると思う。

ドクターヘリの全国的配備が進む中、各県1機配備体制が見直されつつあり、厚生労働省の公的資金により運営されているドクターヘリ事業開始後、すぐに2機配備体制をしいた静岡県に続き、千葉県がことし2機目のドクターヘリ配備を決定し、北海道も次年度2機目の配備を目指しているようである。

たくさんの離島を抱える本県はドクターヘリの必要性についてどう考えているのか。

そして今後のその見通しはどのようなものなのか。

資金難を理由に北部地区医師会のドクターヘリ運休の問題が浮上しております。昨年6月の開始以来、ことしの6月末までに220件の出動実績があり、まさに救急医療に不可欠なものである。その対応策をどう考

えているのかお聞きしたいと思います。

2点目、港湾振興について。

北部地域の拠点港湾、本部港の整備についてお伺いいたします。

本部港は、沖縄国際海洋博覧会が本部町に決定したことに伴い、本土、那覇からの海上輸送の拠点として昭和47年に5000トン級岸壁2バース、500トン級岸壁が整備され、現在は伊江島航路の生活航路及び奄美各島、鹿児島航路大型フェリーが毎日定期船として寄港し、北部地区の玄関港として重要な役割を果たすとともに、大型クルーズ船の寄港や海砂、石炭等の搬入も行われ、流通港として機能しており、北部地域の振興、活性化の方策実現の一翼を担っております。

そのようなことから、国は「沖縄振興計画」及び「北部振興並びに移設先及び周辺地域振興に関する基本方針」を策定し、産業振興のための基盤整備として国際交流や物流機能の再構築に必要な拠点となる港湾整備に向けて取り組むこととなり、国土交通省は「沖縄の北部地域の振興の拠点となる港湾」を特定地域振興重要港湾として指定し、港湾を通じた地域振興を支援するところとあります。

以上のような背景から北部地域における物流コストの低減化の実現、並びに観光・リゾート産業、農林水産業の振興を図るため、総合的な交通基盤の整備の一環として本部港において北部地域の流通の拠点となる港湾、北部地域の観光・リゾートの振興に資する港湾を目指すことになったが、これまでの整備の現状と今後の整備計画について伺いたい。

流通、物流、新たな観光メニューの創出と連携した港湾のリゾート拠点化に対応する総合的な機能を有する港湾整備が必要だと思いますがどうお考えになりますか。

3点目、観光行政について。

本県の民泊条例制定についてお伺いいたします。

ここ数年、国内の修学旅行実施の考え方が観光型からテーマ選択型へ、さらに体験型へ転換する動きに変わってきており、全国各地で宿泊と農林漁業体験を地元の方々との交流を通して、自然のすばらしさ、食の大切さ、そして人の温かさ、家族のきずな等を実感する民泊の取り組みが各地で一種のブームになっております。

その需要に並行して全国的にも町、村おこしの起死回生の最適な素材としての民泊受け入れの名乗りを上げる県、市町村が急速にふえてきております。沖縄県内でも国頭村、東村、伊江村、読谷村、糸満市、南城市などが小・中・高の修学旅行民泊事業を受け入れて

いる状況と聞きます。本県の民泊事業の現状はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

修学旅行のニーズは、生徒にとっても、学校にとっても、PTA、教育委員会にとっても安心・安全であることが前提であり、生徒にとっても楽しく記憶に残ること、教育効果があることが望まれるものだが、安心・安全の観点が未成熟過ぎるとの声があるが、トラブル等の問題は発生していないかその実情をお聞きしたいと思います。

また宿泊、食事提供をするためには食品衛生法、不特定多数の人を宿泊させるための基準を定める旅館業法、消防法、浄化槽法、水質汚濁法の法的基準を満たすかなど、許可が必要とされるが、民泊のこれだけ高まっているニーズにもかかわらず、一部の県・市を除けば民泊を推進できる条例などの法的整備が進められていないのが現状である。

このような観点から見解として大きく5つの問題が指摘されよう。受け入れ民家の選定基準の問題、責任所在の明確化の問題、受け入れ民家の教育実施の問題、受入元の事務局のコンプライアンスの問題、訪問生徒への保護の問題等がクローズアップされる。その他、安心・安全に対する考え方からあらゆる分野で法令遵守が強く求められる現状において法的整備の必要性が急務であると考えますが、その見解を求めます。

続きまして、自衛隊基地について。

旧上本部飛行場跡地に建設予定されている海上自衛隊P3C送信基地についてであります。旧上本部飛行場跡地は米軍が上陸間もなくこの土地を占領、本土侵攻のための飛行場を建設し、戦後は物資や弾薬集積場、演習場として使われ、復帰直前の1969年と1971年、2回に分けて全面返還された22万坪の広大な土地であります。

復帰前の返還だったため、補償制度もなく、原状回復の費用がほとんど適用されず、有効な跡地利用もされなかったケースの土地であります。

1987年に自衛隊のP3C送信基地計画が打ち出され、地元の反対がある中、10万坪の予定地のうち95%の土地が契約済みであり、そのうち35%が国が買い上げをしている状況となっております。

計画から20年が過ぎようとしており、予定地内の契約地代はその間、毎年支払われており、来年3月にはその契約が切れると聞いております。

現在の状況と今後の見通しはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 平良議員の御質問にお答えいたします。

港湾振興についてというタイトルの中で、本部港の現状と整備計画についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

本部港は、伊江島への定期フェリー、那覇―鹿児島航路の大型フェリーが毎日寄港し、北部地域の拠点港湾としての役割を果たしております。

平成14年に特定地域振興重要港湾に指定され、平成18年度から大型クルーズ船や大型貨物船に対応したマイナス9メートルの耐震強化岸壁の整備事業に着手いたしております。

平成18年度から19年度に調査測量設計を実施しております。平成20年度は詳細設計及び埋立申請を行う予定であります。

平成21年度から岸壁工事に着手し、臨港道路、緑地等を含め、平成25年度完成の予定でございます。

同じく、港湾振興についての中で、総合的な機能を有する港湾整備についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

本部港は、北部地域の拠点港湾として、流通、物流、観光等の総合的な機能を有する大型クルーズ船や大型貨物船に対応した岸壁や緑地等の整備を行うことといたしております。また、海洋性レクリエーション機能を支援するため、隣接するダイビングスポットと連携をした緑地や駐車場、そして利便施設等の整備を予定いたしております。

県としましては、地元本部町や関係機関と調整を図りながら、本部港の機能強化に努めていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 医療問題についての御質問のうち、安田診療所の休止に伴う住民の不安解消対策についてお答えします。

安田診療所の休止後、安田地区の住民は、辺土名にある国頭村立診療所や民間医療機関を利用しており、これらの施設からそれぞれ週1回送迎車による医療サービスの提供もなされております。また、国頭村立診療所においては、住民からの要望があれば、訪問診療にも応じているとのことであります。

このようなことから、病院事業局としては、安田診療所の休止に伴う住民不安の軽減が図られているものと考えております。

続きまして、訪問診療の成果についてにお答えします。

安田地区については、住民の要請を受けて、昨年4月から国頭村立診療所の医師が月2回の訪問診療を実施しているとのことであります。

安田診療所を休止した平成19年4月から平成20年6月までの訪問診療の延べ患者数は470人とのことであります。

続きまして、安田診療所休止後の対策についてお答えいたします。

国頭村役場へ確認したところ、平成19年8月に安田区長ほか数名の安田区の住民が国頭村を訪れ、村営での診療所再開を文書により要請したとのことであります。

国頭村は安田区からの要請を受け、平成20年2月に「安田診療所の再開要請に伴う検討委員会設置要領」を策定しております。

今後の対応については、同委員会において検討がなされるものと考えております。

続きまして、県立病院の産科・婦人科医師の配置人数についてお答えします。

6月1日現在の県立病院の産婦人科医師の配置数については、北部病院は2人、中部病院は10人、南部医療センター・こども医療センター9人、宮古病院1人、八重山病院5人の合計で27人の配置となっております。

続いて、北部病院の産科の現状についてお答えします。

北部病院産婦人科については、平成20年7月から産科診療を一部再開したところであります。現在、医師2人体制により、他の医療機関からの紹介患者等に絞って診療を行っておりますが、24時間救急対応は困難な状況にあります。

病院事業局としては、遅くとも年内には医師4人体制による産婦人科の完全再開を目指して、現在、複数の医師と鋭意交渉中であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 医療問題についての御質問の、島嶼県としてのドクターヘリの必要性についてにお答えいたします。

多くの離島や僻地を有する沖縄県において、救急搬送体制の充実は重要であり、救急医療用ヘリコプター、いわゆるドクターヘリを導入することにより、救命率の向上や後遺症の軽減が期待されます。

続きまして、ドクターヘリの今後の見通しと北部地域のヘリ運休への対応策についてにお答えいたします。

県におきましては、国の補助を受けて、今年度から救急医療用ヘリコプター活用事業を実施し、沖縄本島全域及び本島周辺離島を対象に、ドクターヘリを12月から運航させることにしております。

北部地区医師会病院のヘリコプターが運休した場合は、現在、北部地区においてもヘリ搬送を実施している浦添総合病院に対して、引き続き運航していただくよう協力を依頼したところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 観光行政に関する御質問の中で、本県の民泊の受け入れ及びトラブルの状況についてお答えします。一括してお答えいたします。

家族の一員として民家に宿泊し、農業体験などを行う民泊は、沖縄を訪れる修学旅行生が校外学習としての異文化体験や、都会生活などでは味わえない感動体験ができるとして、教育的な意義や効果が認められ、評価されているところです。

沖縄県における民泊の現状は、東村、伊江村など8市町村において実施されており、平成19年度において民泊を受け入れている民家は、約460軒、受け入れ人数は約2万人となっております。

また、受け入れ地域に対して行いました聞き取りでは、民泊においてこれまで事故等はないと聞いております。

同じく民泊に関する法的整備についてお答えします。

農家等で地域の自然や文化に触れながら、農林漁業体験や地元の人々と交流を行う民泊については、安全性や受け入れ環境の質の確保が重要であると認識しております。

現在、民泊を受け入れている各地域においては、自主的にルールづくりを行い、受け入れ体制の整備を図っているところであります。

県といたしましては、今後とも民泊事業が持続的に発展できるよう、受け入れ地域、関係団体及び関係部局で現状や課題等について意見交換を行うなど、県内の民泊の質や安全性の向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 海上自衛隊本部送信所の現状及び見通しについて一括してお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、海上自衛隊本部送信所の建設につきましては、昭和63年度から用地取得を進めている状況とのことであります。

また、当該送信所建設の時期につきましては承知しておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 県立病院の産科・婦人科医師不足の問題ですけれども、北部病院に関してことし2人の医師を派遣して再開するということでありますけれども、やはり産科・婦人科というのは24時間体制で臨まなければ何の意味もないものだというふうに思っております。

そういう意味では、2人では到底無理であるということは明らかでありますので、そしてまた総合病院としてのメリットという面では、産科・婦人科にはやはり小児科がついていなきゃいけないものだというふうに思っております。

そういう面では北部病院の充実というのは、危機的な状況になっているものだと思います。帝王切開等、異常がある分娩等ではやはり中部病院に搬送しなきゃいけないという現状を踏まえて、ことし4名体制で組むとは言っておりますけれども、一日も早い体制づくりを願っているわけであります。

普天間の基地ではありませんけれども、17年から3年間、開店休業状態であるというような状況であると思いますので、そのようなことがないようにこの面では早急な配備をお願いしたいと思っております。その点、御答弁をお願いします。

それからドクターヘリの問題。

この問題は国の補助を受けて行う上では全島全域を対象としているということでもありますけれども、島嶼県であります私たち沖縄県にとってはかなり広い地域にまたがっております。それであるからこそ、ドクターヘリの重要性があるわけでありまして、どうしても1機では足りないというのが現状であると思います。救命率、それが一番ポイントになってくるわけがありますので、どうしても15分以内に作業を終了させなきゃいけないという観点からすると、どうしても1機では足りないというふうに私は思いますけれども、どのような見解をお持ちですか、お聞かせ願います。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後１時５７分休憩

午後１時５８分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○平良 昭一君 北部地域の拠点港湾、本部港の整備についてでありますけれども、特定地域重要港湾という位置づけをされてきている観点からも今後の沖縄観光、そして流通コストの削減等から北部地域における港湾整備というのは重要な課題だというふうに私は認識しております。

知事の答弁の中では、地元の本部町の意向を十二分に反映させていきたいというふうな答弁がなされておりますけれども、そこでお伺いしますけれども、過去に本部町では７つの港湾が集中してありました。それを一つに集約して塩川地区からエキスポ港まで７つの港湾を一つにして、壮大なスケールの中で、３０年、４０年の体系の港湾づくりを目指したらどうかということで過去に提言しているものがあるはずです。その点に関して、今後の沖縄観光を含め、流通コストの問題等過去にそのような構想を立てたことがありますので、その辺をどう考えているか。そのプランの復活が考えられないかをお聞きしたいと思います。

それと観光行政の民泊の件でありますけれども、確かにふえてきていることは事実であります。しかし、いろんな問題が浮上してきているのもまさしく事実であります。責任の所在がはっきりしないということで、訪問された学校側からの苦情等も聞いております。海とか山とか危険な地域でのものでもありますので、そういう面では責任の所在をはっきりさせるためにも極めて法的な措置をしなければいけない、いわゆる民泊条例を制定する意義があると私は思いますけれども、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

それと自衛隊のＰ３Ｃ送信基地の問題でありますけれども、平成２１年の３月で賃貸契約は切れることになっております。２０年間何の進展もないような地域をこのままほうっておいていいのか。これは昭和４７年の復帰前に返還された飛行場であります。何の保証もされていないものに対し県が何のタッチもしていない、何の承知もしていないというような状況であっていいのか。私はその点、大変不満に思いますので、この計画がどのような状況になっているのか、いま一度詳しく御説明を求めたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後２時１分休憩

午後２時４分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 平良議員の再質問にお答えしたいと思います。５つぐらいあった中で１つだけ、残りは部局長等から答弁いたします。

基本的にドクターヘリについてですが、この制度そのものは公明党さんを初めみんなで東京で随分頑張っていていい制度をつくっていただいて、まず浦添総合病院を想定して、今度その補助制度に基づくドクターヘリは、先ほど伊波部長が答弁しましたようにこれから展開していこうと、そういう中でこの状況を見て、常識的に言いまして北部、それから今の中南部といいですか、そして恐らく石垣、宮古地域もあり得るのかなと。我々いろんな実は勉強をしておりますが、当面、浦添地域でのあれで、飛行機の格納庫、その他は読谷あたりにありますから、一通りカバーできるという今、見通しを持っています、北部地域についてもですね。ですが、おっしゃるうちにちょっとこれは運航してみて、そしてその実績などを見て、必要に応じて北部も含め展開できないか。これはぜひ前向きに検討してまいりたいと思っておりますが、少し時間をください。

その他の御質問については、部局長等から答弁させます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 旧上本部飛行場のＰ３Ｃ送信所建設計画についての再質問にお答えしますが、県としてこの整備計画の内容が防衛省においてどのように具体的に現段階において進められているか、その具体的な中身については十分承知はしておりますが、同計画については一部に土地の取得等について反対があったこと、それから地元からも農業的な利用を望む声があるということも聞いております。

今後、地元本部町の声もよく聞きながら、また町とも相談しながら、防衛局からの施設整備についての今後の取り組み内容についても十分確認していきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 民泊条例に関する再質問についてお答えします。

民泊事業が持続的に発展できるよう、受け入れ農家、受け入れ地域、それから旅行業者等関係団体及び関係部局で現状、それから課題整理等を行って必要な

対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 北部病院の産婦人科の現状についての再質問についてお答えします。

先ほど、病院事業局としては、遅くとも年内には医師４人体制による産婦人科の完全再開を目指すとお話しいたしましたが、これをできるだけ早期に、遅くとも年内には４人体制による産婦人科の完全再開を目指して交渉しますに訂正いたします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 本部町が策定した本部町港湾整備構想についてどう考えるかという再質問につきましてお答えします。

平成７年度と８年度に、本部町にある地方港湾に関し有効活用を図るため、将来に向けた整備計画及び役割について検討するため、本部町港湾整備検討委員会を設置し答申した内容であると聞いております。

本部町港湾整備構想は、本部町がみずから長期的な観点で検討したものであると考えております。

また、県の整備計画は現段階で必要な施設整備を計画したものであります。本部町とも調整を行っております。

県としては、現在の整備計画を実施するとともに、本部町港湾整備構想実施に見合う社会環境や整備構想の妥当性を見きわめながら、地元本部町と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 ドクターヘリの問題、島嶼県である沖縄県、１機では到底足りない、それは明確に今までの状況の中で出ているものだと思います。せめて２機、それが必要になると思います。県が補助すべきものであるならば、現在のＮＰＯ法人で行われております北部医師会のものも最低でも支援していくべきものだというふうに私は判断いたしますけれども、その点を再度御答弁願います。

そして港湾の問題ですけれども、外資が沖縄に進出する理由は、日本で唯一世界的なりゾートになるところと位置づけております。そういう面では日本一のリゾート港湾をつくるのは本部港しかないというふうに記念公園とのタイアップの問題等もありますし、私はそのように思っておりますが、その辺を再度本部町の

意向に対して考えてもらえるかどうか、プランの再考をお願いしたいと思っておりますが、その見解を求めます。

そしてＰ３Ｃ予定地の問題でありますけれども、県が入る余地が全くないのか。明らかに飛行場として利用された地域であり、補償の対象にもなっております。

あえて申し上げますけれども、この際、県が間に入ってその作業を進めるべきだというふうに私は思いますが、その点をお聞かせ願います。

平成21年の３月には賃貸契約が切れる、これを一つのチャンスと思って県は取り組むべきだというふうに私は思いますが、その点をお聞かせ願います。

それと民泊の問題ですが、事故が起きてからでは遅いと思います。事務局は旅行者者ではありません。そういう面からしても県が主体性を持ってやるべきだというふうに思いますが、その見解をお聞かせ願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後２時13分休憩

午後２時14分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 平良議員の再々質問の中でドクターヘリについてですが、先ほど申し上げましたように、まず今度の制度にのったヘリを１つ動かしてみ、これは無論北部もカバーしていることで我々展開しようとしているものですから、この結果を見ていきたいということで、何も北部の議員のおっしゃったことを排除しているわけではありません。今からやるものを見て、しかも北部もカバーしていますから、これを見て研究していきたいということですので、御理解のほどよろしく願います。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 旧上本部の跡地の整備等々の話でございますが、本部町の意向も十分確認して、本部町の方から一緒にやりたいと、県も支援してくれというふうな意向があれば一緒になって取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 民泊に関する再々質問にお答えします。

民泊に関しては、受け入れ地域、関係団体及び関係部局で意見交換を行う中で課題を整理し、必要な対応をとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 本部港につきまして、リゾートについての再々質問についてお答えします。

本部港は北部地域の拠点港でございまして、流通、物流、観光等の総合的な機能を有する7万トンクラスの大型クルーズ船に対応した岸壁や緑地等の整備を行うこととしています。

また、海洋レクリエーション機能を支援するためのダイビングスポットと連携した緑地、駐車場、利便施設等の整備も予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 やはり舞台とは雰囲気がちっと違いますね。違った意味で緊張しているんですけども、私は、沖縄市選出の玉城満でございます。

今まで30年間芸能の世界で頑張ってまいりました。ことして30年目でございます。

今までは舞台で頑張っていましたが、今度は政治という世界で頑張っていこうと思っております。

沖縄市の方で、玉城満は芸能人ヤクトゥ、アリガヌーガナイガと、アリガ政治ナイガと言われたことがあるんですけども、政治と芸能というのはかなり近いなというふうに自分でこじつけました。

何かといいますと、舞台というのはいいシナリオがあり、そしていい演出があり、そしていい役者がそろってそれが世に出る。政治の世界もいい政策があり、いい政治家がいて、そして行政という舞台で展開されていく。だからいいシナリオをつくっていい演出をすれば観客が喜ぶんです。ところが、いい政策をつくらないで、いい政治をしないで世に出してしまうと、県民が悲しむ。ということは観客が悲しむというその論理と一緒に、全く一緒に仕事ではないかなと僕は思っていますので、ひとつよろしく、ユタシクウニゲーサビラ。

僕は、文化・芸能に関してやはりやっていけないといけないなと思っていますので、この文化・芸能に関してについていろいろと質問してみたいと思っております。

文化環境部に属する文化振興課の役割についてお伺

いしたい。この(1)と(3)はかなり連携しておりますので、「かりゆし芸能公演」、「県民劇場」の現状について伺うというのと一緒にだと思いますので、連携させながら答えていただきたいと思います。

それと(2)番目、芸能・音楽などおきなわブランドとしての文化の産業化について伺う。

(4)番目、沖縄観光コンベンションビューロー内にありますフィルムオフィス、皆さん御存じですか。今、沖縄県では年間300ぐらいの映画、CM、テレビドラマが撮られているんです。そのいろいろコーディネーターをするフィルムオフィスというのが沖縄観光コンベンションビューローの中にあります。このコンベンションビューローもどんだんだんだ最近ふえていっているんですね、撮影が。これは今の状態でいいかということで、今の現状についてどう感じておられるのか質問したいと思います。

さて、続きまして我が沖縄市で7月19日から始まります「キジムナーフェスタ」について、県がどうかかわりを持っているのかお伺いしたい。

それと、私の場合はユンタクが途中途中に入りますので、質問をちゃんとチェックしておいてくださいな。

私は沖縄市で生まれ育っております。ワラバーしていたころ、小学校5年だったか4年だったかにコザ事件がありまして、そして一番街の中で生まれ育って、もう基地の轟音で目覚めたという経験を持っております。だから、本当に基地の隣ずっと生活してきたということで、基地に関する問題というのはこれまで皆さんが県に対していろいろ質問されていましたが、沖縄市における基地の感覚というか、特に僕の場合は一番街で生まれ育ちましたので、隣にゲート通りがありまして、沖縄市は御存じのとおり70%がサービス業でございます。基地でなりわいをしている人たちもいるわけですね。だからそういう意味ではすごく複雑な状況なんです。

13年前だったと思いますけれども、県民投票というのがあって、基地は是か否かという投票があったのを皆さん覚えているかと思いますが、その県民投票のときにいろんなイベントが各地で行われるんです。私もそれに参加させていただきました。すると、そのイベントが反対している人たちだけの集会になってしまったんですね。結局、基地に対して何かを語らんといけないときには、この基地にやはり頼っている人たちを呼んで、その人たちを納得させるようなそういうイベントを組まないと絶対前に歩かないというのが僕の当時の感想でした。

現在も沖縄市においてはゲート通りがかなり苦しんでいるんですね。やはり外国人依存、米兵依存というそういう経済の今の現状があるものですから。だからその辺はすごく生活とも密着している話なのでちょっと複雑なんですけれども、そういう基地問題についてちょっと質問してみたいんですが、順番はいろいろ変わってきますけれども、私も平和を愛しているし、基地がない方がいいと思っているんですが、基地を整理縮小しようと思ったときには、それにかかわっている人たちをどうすればいいのか。例えば、この人たちの、(4)番目にあります米軍再編に伴う駐留軍労働者の再雇用について、県はどういうふうに対応するのかとか、それと跡地利用をどうするのか。跡地利用をもう少し詳しく聞きたいんですが、この跡地利用をするときの協議会とかいろんなものができると思うんですが、これはどういうふうな人選でそういうふうな跡地利用のことを考えられているのか、それをお伺いしたいということですね。

それと、私たちは嘉手納基地のそばにおりますので、当分は嘉手納基地はどいてくれそうにないので、思い切り軍民共用の可能性はないのかどうかというようなことですね。要するに沖縄市から北部に関してどうにかこれを経済の活性化に結びつけられないかどうか、その辺の可能性について県はどういうふうに思っているのか聞きたいなと思っております。

さて、3番目ですけれども、中心市街地の活性化についていろいろとお伺いしたいなと思っております。

さて、僕が中心市街地の活性化について感ずることなんですけれども、今いろんな市町村は空洞化でドーナツ化現象が起きて元気がなくなってまいりまして、周りに大店舗であるとかそういうのができて、だんだんだんだんヨーミが入っていくわけですね、町が。そんなときにやはり、はい、こういうイベントを打ちましょ、こういうイベントを打ちましょというそういう予算であるとか施策というのは結構市でも県でもやっているかと思うんですが、これは線香花火みたいな感じになっておりまして、もう少し長期的な再開発するときと同じような、中心市街地の取り組みというのは再開発並みのもう少し腰を据えたハードとソフト、普通、再開発というとハードしか皆さん思いつかないんでしょうけれども、ソフトに対してもう少しやっていただけないかということも含めていつも感じているんですが、(1)の郊外型再開発による中心市街地への影響の認識について、僕は県の認識をお伺いしたい。

これはどういうことかといいますと、近くに郊外型

の再開発、大店舗ができれば明らかにヨーミが入るんですよ、商店街は。そういうことの繰り返しなんですね。だから、それについて歯どめがきかないものなのかどうか。指導ができないものかどうか、それをお伺いしたい。

そして、県内の中心市街地の活性化の具体的施策についていろんなプログラムがあると思うんですが、それをいろいろと御紹介していただきたいということが一つと、それと沖縄振興計画にもある多様なソフト事業、そのプログラム、それも紹介していただきたい。県のかかわりと内閣府であるとか国のプログラム、そういうふうなものを紹介していただきたいということです。

知事公約の普天間基地、皆さん同じことを言うものだから、僕は余り同じことを言わない癖があるものですから。3年後の閉鎖ということで間もなくでございますが、その今後について何うということをお願いできないかと、後でまた再質問ができなくなるものですから。

どうもありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城満議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、芸能文化についてということで、文化の産業化についてという御趣旨の御質問に答えさせていただきます。

沖縄県は、かつて琉球王国として栄え、日本、中国、東南アジアの国々との交易・交流を通じて多くの文化を吸収し、それを見事に融合させ、組踊や琉球舞踊、そして古典音楽など特色ある豊かな文化を創造してまいりました。

このような沖縄芸能のブランド化を図り、世界に羽ばたく沖縄の文化産業として発展させていくことは、文化の振興はもとより地域の活性化、県経済の発展につながるなど極めて重要なことであると認識いたしております。

このため、県としましては、沖縄産音楽を発信し、音楽関連産業の振興を図ることなどを目的として、平成21年度に沖縄国際アジア音楽祭を開催することといたしております。

県としましては、観光産業を初めとするさまざまな産業に波及をし、県経済の発展につながるよう、音楽祭の開催を初め文化産業の発展に積極的に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく芸能文化の中で、フィルムオフィスに

についての御質問にお答えいたします。

「沖縄フィルムオフィス」は、映画やテレビ番組等のロケ撮影の誘致・支援を通して、観光振興や地域の活性化を図ることを目的とし、平成15年度から沖縄観光コンベンションビューロー内に設置されております。沖縄観光の新たな魅力の創出や誘客拡大に成果を上げております。

近年、ロケ地としての沖縄の魅力に加え、フィルムオフィスの活動の効果もあり、ロケ撮影に対する支援依頼が増大しております。このため、効率的に、よりきめ細かな支援が行えるよう民間事業者と連携をし、支援体制の構築を進めているところでございます。

また、県内では、「恋しくて」、「琉球カウボーイ、よろしくゴザイマス。」など映画の制作が行われておりますが、その際にもフィルムオフィスは、ロケ地の紹介等、撮影の支援を行っているところでございます。

県としましては、今後ともフィルムオフィスの機能充実を図りながら、県内の映画制作等を支援してまいりたいと考えております。

次に、米軍基地再編に関連しての御質問で、普天間基地の公約、3年めどの閉鎖状態の今後についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、移設するまでの間で、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年めどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対して求めているところであります。

危険性除去策につきましては、町村官房長官から米国側と交渉する等の前向きな発言がなされており、今後、政府と連携を図っていく中で3年めどの閉鎖状態が実現できるものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 芸能文化に関する御質問に対してお答えいたします。

まず、文化振興課の役割についてお答えします。

文化は、県民に夢と希望を与え、生活にゆとりや心の豊かさをもたらすものであり、行政の役割は県民一人一人が文化に触れ、親しみ、主体的な活動が展開できる環境づくり、その担い手となる人材の育成や多彩な文化活動を支援することにあると考えております。

沖縄県における文化行政につきましては、主に文化財の保護や学校教育における文化活動などは教育委員

会、広く県民文化の振興に関することなどは知事部局と役割分担をしつつ、取り組んでいるところであります。

文化振興課におきましては、本県の個性ある伝統文化の継承・発展や芸術文化の振興、生活文化の支援等を推進しているところであり、今後は県経済の振興に資する文化産業への取り組みも行う必要があると考えております。

次に、かりゆし芸能公演、県民劇場の現状及び今後のあり方についてお答えいたします。

かりゆし芸能公演及び県民劇場は、郷土芸能の鑑賞機会の提供、新進芸能家の育成や観光振興に寄与することを目的に実施しており、今年度は合わせて41回の公演を予定しております。

当事業につきましては、今後のあり方について芸能団体等の関係者から意見を伺ったところであり、事業の目的が達成されるよう、実施方法、開催場所等を検討してまいりたいと考えております。

次に、キジムナーフェスタに対する県の支援についてお答えいたします。

国際児童・青少年演劇フェスティバルおきなわ、通称「キジムナーフェスタ」につきましては毎年7月に沖縄市を中心に開催されており、国内外のさまざまな舞台公演を招聘するほか、各種セミナー、ワークショップを実施するなど、県内の舞台芸術の振興に大きく貢献しております。

県としましては当イベントに対し、共催者として広報宣伝の協力や、各種助成メニューの紹介など側面からの支援を行っており、今後も各市町村が行う文化振興事業が円滑に実施できるようさまざまな支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 米軍基地関連で、まず嘉手納飛行場の軍民共用の問題についてお答えいたします。

御質問の嘉手納飛行場の軍民共用の件については、その共用の可能性についてこれは将来の夢と申しますが、一つの御提案として承りたいと思います。

それから跡地対策協議会の進行状況でございますが、国、県、跡地関係市町村の代表で構成する跡地対策協議会はこれまでに2回開催されておまして、跡地利用計画の策定やその具体化の促進に向けた取り組みについて協議しております。

そこでその構成員でございますが、沖縄及び北方対

策担当大臣、沖縄県知事、宜野湾市長、北谷町長の4者となっております。

駐留軍用地の跡地利用については、今後とも沖縄振興特別措置法等の枠組みを踏まえ、国、県、跡地関係市町村が密接に連携して取り組む考えでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 米軍基地再編に伴う御質問の中で、米軍基地再編に伴う駐留軍離職者の雇用対策についてお答えします。

米軍再編に伴う駐留軍従業員の雇用対策につきましては、雇用主である国が責任を持って取り組むべきもので、県としましては可能な限り解雇者を出さないよう国に働きかけていく考えであります。

在日米軍再編の最終報告では、「2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する」とされておりましたが、現時点では移転計画の詳細は明らかでなく、具体的な従業員への雇用の影響は把握できておりません。

こうしたことから、県としてできる限り早目に情報を入手できるよう、国及び関係機関等と駐留軍従業員の雇用問題についての情報交換の場を設けております。

また、学識経験者、労働組合の代表者、経営者団体の代表者、関係行政機関の職員により構成される駐留軍関係離職者等対策協議会の活用を図るとともに、国及び関係市町村と連携を密にし、駐留軍従業員の雇用対策に万全を期してまいりたいと考えております。

なお、昨年8月に施行されました「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」においては、雇用の継続を目的として駐留軍労働者に対する技能教育訓練の実施が盛り込まれております。

次に、中心市街地活性化に関する御質問の中で、郊外型再開発による中心市街地への影響の認識についてお答えします。

大規模商業施設等の郊外への立地は、モータリゼーションの進展と相まって、中心市街地における人口減少や商業機能の衰退等を招く要因の一つになっていると考えられます。

例えば、名護市や沖縄市などで空き店舗率が高くなっており、近隣に立地した大型商業施設の影響も大きな要因であると考えられます。

国においては、中心市街地活性化の基本的な方向性を「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」として、都市計画法や中心市街地活性化法を改正するな

ど、まちづくり三法による新たな制度を構築しております。新たな制度のもとでは、郊外への大規模集客施設の立地について用途地域の制限が強化されているほか、中心市街地の活性化に向けた国の施策が拡充されております。

同じく中心市街地の活性化策についてお答えします。

県内の中心市街地では、商工会等が中心になり、中心市街地活性化支援事業等を活用し、活性化に取り組んでおります。

県の事業メニューとしましては、商店街における店舗の適正な配置計画の作成やシンポジウムの開催支援などのソフト事業があります。

国の事業メニューとしましては、多目的ホールや駐車場整備補助などのハード事業のほか、イベントの開催や空き店舗を活用した創業支援などのソフト事業があります。

また、現在、那覇市と沖縄市において、平成20年度中を目標にまちづくり三法の新しい枠組みによる中心市街地活性化基本計画の作成に取り組んでおります。この計画が国の認定を受けると、当該計画に基づく事業については、国の重点的な予算や税制の支援措置が受けられることになっております。

県としましては、中心市街地活性化支援事業等を推進するとともに、市町村の中心市街地活性化基本計画の作成を支援していきたいと考えております。

同じく沖縄振興計画にあるプログラムの進行状況についてお答えします。

県では、沖縄振興計画に掲げる中心市街地の活性化に関して、1番、新たな販売手法の導入として栄町市場商店街振興組合によるエコマネーの導入、宮古島商工会議所による商店街・個別店舗ホームページの作成、2番としまして空き店舗の有効活用として、沖縄商工会議所、名護市商工会、石垣市商工会等による若年求職者を対象とした創業支援、3番目として人材育成として、浦添商工会議所による商人塾の開催、4番目としまして商業基盤の整備として、国際通り商店街振興組合連合会によるオープニングの設置などの事業を支援してまいりました。

県としましては、引き続き沖縄振興計画の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 ありがとうございます。

僕が質問した理由はですね、実は、その文化振興課

としての文化の産業化について無理があるんじゃないかということなんですね。やっぱり文化の産業化となると、文化そのものだけでなく経済が絡んでくるわけですよ。だから独自に文化芸能課とか文化産業課とかというものをつくって、沖縄歌舞団みたいなものを結成して、この芸能資源を世界じゅうに送り込んで、ついでに沖縄の宣伝もしてもらいながら、芸能も見てもらいながら回ってもらうと。やはり沖縄の文化を、一方では伝統継承とかそういうのは大事なんですけども、やっぱり産業として外にどんどんどんどん発信していくチームをつくるための文化産業課みたいなものが必要じゃないのかということなんですね。これがあると全然違ってくると思うんですよ。

皆さん御存じかと思いますが、あのクラシックのベルリン・フィルハーモニーというのがありますけれども、もう世界じゅう回っているわけですね。そして世界じゅう回っていて、これは1班、2班ぐらいあると思うんですよ。それで現地に行くと、それを生で見たいという。これは観光産業としても後々は1000万というそのぐらい目指しているわけですから、今エンターテインメントでこの辺を押さえていけないといけないんで、やっぱり文化の産業化というのは観光にも寄与するし、そして対外的な外貨の獲得にもつながるということで、そういう意味での産業化というふうに私は考えているんですね。だから、単独の課をつくらない限り、絶対これはもう前に進まない、産業にならないんじゃないかと僕は思っております。

それともう一つ、フィルムオフィスなんですけれども、フィルムオフィス、今スタッフが3人なんですね、専門員が2人で、臨時職員が1人。この3人で年間300という本数をこなせるわけでもないわけでございまして、実際当初のコンベンションビュロー内でのフィルムオフィスの役割というのは、もうほぼ達成していると思うんですよ。

なぜかという、この映画がヒットして、どこでロケしたかという観光的な部分での役割は果たしたと思うんですね。今度はどういう役割を果たすべきか。これは外からですね、沖縄で撮るといいよ、沖縄で撮影するとおもしろいよ、沖縄で撮るとこういうところが得するよとかそういうところまで持っていけないといけないんじゃないか。だから、ある意味では観光商工部あたりにもうそろそろ引っ越しをさせない限り、やりくりができなくなっているんじゃないかというのが僕は現場からの声としても、自分がかかわって見てもそういうふうを感じるんですが、その辺どうなんでしょうね。

だから、違った意味でこれも産業政策としてのフィルムオフィスというのをそろそろ考えないと僕にもったいないと思っているんですね。これだけたくさんの皆さんがロケをしに来る。そのロケをしに来る人たちは沖縄に来たら、こういう段取りがされていてすごくしやすい。これが口づてになってどんどんどんどんふえていく。それでどんどんどんどんロケ地、ロケ地で金を落としていく。そういうフィルムオフィスも観光そのものだけでなく、産業としての位置づけをもう少し考えるべきではないかというふうに感じております。

それと、僕は先ほど基地の話をさせていただきましたが、普通この基地が閉鎖をしようとした時点でそれにかかわるあらゆるものを調査して、そして再雇用をどうするかとか、そういう跡地利用をどうするかという、これはこれをどこに移転させるかとかという前に、3年で閉鎖をすると決めたら、3年の間に2回しかやられていないということ自体が僕は大変な問題だと思うんですよ。それはずっとそれをどうやったら閉鎖することができるかと同じぐらいここにかかわっている人たちの後々のことを考えてあげない限り、絶対うまく動かないと思うんですね。そういうところが大体手薄なんです。

沖縄の基地問題というのは、ここで閉鎖をしますと言ったときには、それで後のことを考えずまず閉鎖というところに向かうんだけど、実際はここにかかわっている人たちのどの程度安心させることができるかということも、優しさの一つではないかなと。だから基地政策として僕はその辺が今一番弱いんじゃないかなという気がしております。僕は沖縄市に住んでいるから、そういうふうな基地関係のいろんな人たちを見ているもんですから、こういうことがないためだと思っただけなんです。

それともう一つ、米軍再編に伴う先ほど駐留軍労働者の雇用対策についてとありましたけれども、これは国に雇用されているから国が考えるべきことだということがあるんですが、県の積極的なかわりでもってやっていけない限りだめだと思います。何でも国に任すという考え方じゃなくて、県がやはり頑張っていたきたい。

それと再開発のあり方なんですけど、さっきも言ったように各市町村に任せていると、僕は危ないなという気がするんですよ。なぜかと言いますと、皆さん、はい北谷にああいうのができました、はい北谷に人が集まりました、今度おもしろいのができました、おもしろいことにみんな行きました、みんなこっちはヨーミ入って

きました。これの繰り返しですよ、今。これの繰り返しをしているんですよ。これは県が指導をして、各地域、地域の再開発に関してはいろいろと指導を入れないうけないんじゃないかなという気がしております。だから各まちづくり、まちづくりを各市町村に任せていますというのは、やはり市町村が同じ建物、同じテーマパークなんかをつくったりするんで、沖縄を歩いていて沖縄色もだんだんだんだん少なくなってくるんで、その辺の指導力をもう少し期待したいなと思います。そして実際やっていただきたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 2 時 53 分休憩

午後 2 時 59 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城議員に 4 つ、5 つ再質問いただいておりますが、まず初めの文化の産業化というお話の中で、単独の課、むしろベルリン・フィルのような形で派遣団をつくるような、例えばそういう形で展開してはどうかというような御提言、もう専門の先生でいらっしゃるんできちっとこれを受けとめて少し研究させていただきたいと思います。

それとフィルムオフィスについても議員の方がよく知っておられるんで何ですが、地域の商工会とか地元との関連がありますから、県だけで今引き取ってどうこうというわけにはちょっといかない部分があるようですから、これもこの地域、地域との関連を踏まえながら、御提言はきちんと研究させていただきたいと思います。

それから 3 番目でしょうか、基地の例えば普天間の 3 年めどの閉鎖状態というようなことにしても従業員への配慮、再雇用をどうするのか。それから跡利用がどうであるとか、中には理容・美容とかいろんなビジネスをやっている方もいる。それからそもそも地権者がおられる、いろんなことが確かにかかわってまいります。

ですから、こういう点も踏まえながらやらないと物事は進まないよというお話だと思いますが、これも私どもの方も視野に踏まえながら今進めていこうと考えておりますが、まずこの 3 年めどの閉鎖状態というのを野党の先生方からいつも何にも進んでないじゃないかとおっしゃられますが、これを日本政府によく説明をし、移設までの間が余りにも長過ぎるから、これは危険な基地だと言われているので、これ自身はいろん

な手を打たぬといけませんよ。ヘリがほとんど飛んでない閉鎖状態が最も理想だと。しかし、この目的は危険性の除去、爆音を大軽減するということも目的でありますから、そういうことに向かってきちっと政府が取り組まなければだめですよということを申し上げて、とりあえずここがいろんなレベルによっていろんな反応があるんですが、おおよそ約 1 年半かかって認識始めたかなというところまでは来ております。

したがって、かなり現実化してまいりますと、まさにおっしゃったようなことを踏まえて次の展開へ進む必要があると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 議員の御質問の中で、跡地対策協議会について少し説明が必要だと思いますので、補足して説明させていただきたいと思いますが、跡地対策協議会は、平成 11 年 12 月に閣議決定された「普天間飛行場の移設に係る政府方針」における「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」に基づいて平成 10 年 9 月に設置されております。

しかしながら、平成 18 年 5 月 1 日——昨年であります——日米安全保障協議委員会、いわゆる 2 プラス 2 の最終報告を受けて 5 月 30 日に政府は今後の政府の取り組みについての閣議決定をいたしているわけですが、その中で先ほど申しあげました平成 11 年 12 月の閣議決定を廃止いたしてありまして、そういう意味ではこの跡地対策協議会というものは現在設置根拠が不明瞭という状況のまま、そういう意味で先ほど 2 回と申しあげましたけれども、最近においては開催されておられません。

しかしながら、跡地対策については県政においても今後の県政の最大の課題であるというふうな認識をいたしてありまして、国、県、市町村が一体となってこの跡地利用の促進に取り組んでおりますので、今後とも国や市町村と一体となって取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 駐留軍従業員の雇用対策に関する再質問にお答えします。

駐留軍従業員の雇用問題につきましては、可能な限り解雇者を出さないよう、国に働きかけていくという考えでございますが、その際には配置転換等の内部努

力を行うことも重要であります。

配置転換及び再就職のための職業訓練も必要なことから、県としましては、駐留軍従業員の雇用の確保に十分な対応がされるよう国に要請を行うとともに、沖縄駐留軍離職者対策センターを活用して、事前の職業訓練等必要な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

次に、市街地活性化に関する再質問についてお答えします。

市街地活性化につきましては、都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法というまちづくり三法の新たな枠組みが構築されております。新たな制度のもとでは郊外への大規模集客の立地について用途制限の強化がなされているほか、中心市街地の活性化に向けた国の政策が拡充されております。

その中では地域の主体的な取り組みが非常に重要でございますので、県としましては、市町村の中心市街地活性化基本計画の作成を支援していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 改革の会の當間盛夫でございます。

知事、再び戻ってきまして、知事とこれからまたいろいろと議論ができることをうれしく思っております。

そしてまた、知事も1年半という期間ではあるんですが、地球環境問題から食料自給率の問題から基地問題から、数多くの問題が山積しているときに知事をされているということに対しても、我々議会もこれからもっと責任を持って知事と一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞこれからまたよろしく願いをしたいと思います。

今まさに北海道洞爺湖ではサミットが行われておまして、2000年にはこの沖縄でも「九州・沖縄サミット」が行われておりました。そのときのテーマとか問題がIT活用の競争の構造改革だとかエイズ問題だとかWTOの次期貿易交渉だとかミサイル不拡散というような問題でありました。

沖縄で開催されていますので、基地問題に関して沖縄にもっと配慮をしていくと、これは15年使用期限の問題であったということになっておまして、今回もう8年たった中で、今回のサミットの主要問題が地球温暖化、環境問題に関して、そして原油高騰、食料危機、貧困、格差ということで、2000年に行われたG8とはもう比べものにならないほど地球規模で問題が山

積しているというのもこれは事実でありまして、よくマスコミでも言われているんですが、G8だけではもう解決できないんじゃないかということも言われております。

2日前のニュースで晩さん会をしておりました。豪華なディナーを食べながら食料危機を話し合うのかというような形で世界で皮肉られているところもありますので、そのことも我々の首脳はもっと考えていかないといけないのかなというふうにも思っております。

そして、日本でサミットが開催された後は間違いなく解散があるらしいですね。衆議院の解散があるということで、私も前回3年前に解散を願うと言ったら解散したんですよ。もしかすると今回も解散が9月、11月にあるのかなというところもあるんですが、これは私とは別問題でありますので、しっかりとこの私たち沖縄も今回出されている地球サミット、洞爺湖サミットのものも環境問題、食料の自給率、原油依存等、みずから沖縄ができることを我々も一つ一つしっかりとやっていかなければいけないのかなというふうにも思っております。

それでは質問をさせていただきます。

知事の政治姿勢についてであります、(1)番は取り下げます。

(2)、県議選挙の結果から県民の仲井眞知事に対する失望感のあらわれととらえることもできるが、知事はこの1年半、知事選挙の際に公約した政策の目に見える結果として何を挙げることができるのか伺う。

(3)、議会の与野党逆転で民意を尊重するなら、当然基地政策は変更を余儀なくされると思う。しかし、知事は基地政策を変えるつもりはないとの認識を示しているが、改めて知事の基地政策に対する姿勢や所見を賜りたい。

(4)、6月10日午前3時23分、魚釣島の南約10キロの海上で、領海警備中の第10管区海上保安庁の「こしき」と台湾船籍の遊漁船が衝突し沈没した事件、台湾では行政院長（首相）が最後の手段として開戦も排除しないという発言、国会でも軍艦派遣の要請書を提出したと報道されておりますが、この尖閣諸島沖の台湾遊漁船の事故について、知事は事態の推移を見守る姿勢とあるが、受けとめ方によっては傍観すると解釈できるが、何もやらないということなのか伺う。

(5)、県のユニバーサルサービス政策と離島県である沖縄での郵政民営化の現状を知事はどのように把握されているか伺う。

原油高騰について。

5月の物価上昇2.4%、全国平均1.5%を上回る全国

最大と言われております。移入や輸入に依存している経済、企業の仕入れ価格、設備投資も雇用、所得のマイナス影響に沖縄県はなっていくだろうと言われております。新聞も、7月も値上げやまずということで家計直撃、景気後退があります。食品、運賃、ガソリン、電気、ガス、また野菜等々多くのものが値上がりしているのが現状であります。

(1)、県民生活と経済活動に与えている影響、実態を調査しているのか。

(2)、増税、値上げの数々で県民所得が全国一低い本県にあっては、県民生活は限界に来ていると思われるが、家計はどのぐらい負担増になっているのか伺いたい。

(3)、離島を含めた現在の県内のレギュラーガソリンの販売価格を伺う。

(4)、政府の原油価格の高騰に伴う中小企業、各業種、県民生活等への緊急対策の具体化について、県としてどのような取り組みをしてきたのか、どのような支援を行うか伺う。

建築基準法改正から1年、その間、住宅着工は激減、資材の高騰もあり、マンションの価格はアップをしていると言われております。マイホーム購入も断念し、またマンション業者は販売不振、国内景気も冷え込んで、まさに官製不況と言われている現状があります。

そして、県内も総額109億円という県内建設業界への損害賠償金請求問題がいまだに解決をしていない状態です。

公共工事の地元企業優先発注について。

(1)、平成19年度、県、国関係発注者別、県内外企業契約状況について伺う。また、沖縄県が発注した公共事業で過去5年間で何件県外企業に発注され、総額はどのぐらいになっているか示していただきたい。

(2)、振興計画では、地元企業の受注機会の増加に積極的に取り組むとありますが、具体的にどのような取り組みをしてきたのか伺います。

日中両政府は6月18日、東シナ海のカス田を共同で開発することを合意いたしております。政治問題より経済を優先した友好関係であります。隣の台湾も経済を優先するというので政治判断が政権交代を行っております。

沖縄周辺の国々が政治的にダイナミックに変化している。このことを我が沖縄県はもっと認識する中で、みずからの主張と役割を描いていかなければならないのではないのでしょうか。

東シナ海カス田開発について。

(1)、日中両政府が東シナ海のカス田を共同開発することで、県は県益に資する具体策を持っているのか。また、今後どのような取り組みを行うのか伺う。

(2)、鉱業法に基づく協議で、試掘権の設定などどのような協議を行い、何を主張されたのか伺う。

(3)、パイプラインはどのようなルートになるのか、関係機関と協議や検討を行っているのか伺いたいします。

食料自給率について。

国は、食料自給率低下の背景は、国内自給可能な米の消費量が減少、畜産物や油脂の消費が増加、食事内容の変化が食料自給率の低下にもつながっていると言われております。そして生産面では、農家戸数の半減、農地面積も減少する一方、高齢者割合も増加する一方であります。そして耕作放棄地も約3倍に増加しているということでもあります。

その一方で、国民意識は食料問題に関する認識度が低く、関心があっても行動が伴わない、家庭の生ごみの約40%が食べ残しで、11%が手つかずの食品であるということも事実であります。約1900万トンの食品廃棄物が発生し、これは世界の食料援助量の約3倍に相当する量であります。

(1)、沖縄県の食料自給率の状況と食料自給率向上の対策、取り組み等々について伺う。

(2)、家庭ごみの40%は生ごみ(食べ残し)であるが、再利用はどのぐらいなされているのか、その対策と取り組みについて伺う。

最後に、振興計画での旧軍飛行場用地問題について。

(1)、残された期限は3年であるということですので再三言ってまいっております。各市町村から提出されている事業案は、振興計画に見合う内容であるのか、県益に資する内容であるのか、あわせて進捗状況をお伺いいたします。

(2)、同問題に対する予算は既存枠での予算ではなく、別枠で予算化すべきであります。知事は、予算化するに当たって別枠での獲得を目指して強く主張すべきであると考えますが、知事の見解を伺います。

答弁によりまして再質問いたします。

○議長(高嶺善伸君) 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) 當間盛夫議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢に関連して、公約のうち目に見える成果についてどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、これまでの沖縄振興施策の成果を踏まえ、雇用の創出・拡大や企業誘致など、産業の振興に全力を尽くしますとともに、医療・福祉の充実、社会資本の整備、農業や離島・過疎地域の振興、教育・文化の振興など、あらゆる面で施策を展開してまいりました。

具体的には、産業振興につきましては、沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）の展開、そして沖縄県中小企業振興条例の制定、そしてG8科学技術大臣会合に関連する会合の開催、IT津梁パーク構想の推進、情報通信関連産業の集積等に取り組んでまいりました。

医療・福祉の充実につきましては、保育所入所待機児童解消対策等に取り組めますとともに、農業の振興につきましては、園芸ブランド産地育成やさとうきび増産対策などに取り組んでまいりました。

社会資本の整備につきましては、那覇空港拡張整備に関する調査や国際物流拠点の形成に向けました全日空との基本合意を交わしたほか、道路、港湾、河川等の整備を実施してまいりました。

離島・過疎地域の振興につきましては、新石垣空港の建設の推進、離島ブロードバンド環境整備等に取り組んでまいったところでございます。

教育・文化の振興につきましては、県立博物館・美術館の開館による文化の発信、大学院大学設置促進に向けた取り組み、文化力による地域活性化等に取り組んでまいりました。

これらの施策のうち、沖縄県中小企業振興条例の制定、国際物流拠点の形成に向けた全日空との基本合意、離島地域のブロードバンド環境の整備等につきましては完了いたしておりますが、その他の施策につきましてもほとんど推進中であり、引き続き全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、基地政策に対する姿勢や所見についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、日米安全保障体制を含む日米同盟関係は、我が国及び東アジアの平和と安定に寄与していると理解をしており、我が国に所在する米軍基地が重要な役割を果たし、沖縄がその根幹を担ってきたと認識いたしております。

したがいまして、日米安全保障体制が安定的に維持されるためには、沖縄の社会的・政治的・経済的安定が必要であり、県民の目に見える形で米軍基地の負担軽減が図られなければならないと考えております。

県といたしましては、今後とも、国際社会における安全保障、地主や駐留軍従業員の生活、跡地利用計画

などを総合的に勘案をして、米軍基地のさらなる整理縮小を求め、県民の過重な基地負担の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

特に、普天間飛行場につきましては、危険性の除去を図るとともに、代替施設をめぐる問題につきましては、責任を持って早急に解決に向けて全力を尽くすことが私に与えられたミッションであるとも考えております。

次に、公共工事の地元企業優先発注に係る御質問にお答えいたします。

県は、これまで「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」を策定し、県内企業への優先発注及び受注機会の確保に取り組んできたところであります。

具体的には、工事の内容や現場条件等を勘案し可能な限り分離・分割発注を行うとともに、県内企業で施工が困難な大規模かつ技術的難易度の高い工事につきましても、県外企業との共同企業体方式によって県内建設業者の受注機会の確保を図っております。

沖縄振興計画におきましても「地元中小・中堅建設業者の受注機会の増大に積極的に取り組む」とされておりますことから、県におきましては、国等の発注する公共工事についても積極的に対応策を講じていただくよう要請を行ってまいりました。また、在日沖縄米軍地域調整官に対しても、県内企業への優先発注等について要請してきたところであります。

県といたしましては、今後とも、県内建設業者の受注機会の増大に努めてまいりたいと考えております。

次に、食料自給率についての御質問ですが、食料自給率の状況と向上対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県における平成17年度の食料自給率は、カロリーベースで30%となっております。

沖縄県としましては、食料自給率の向上を図るため、農林水産業振興計画に基づきおきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化及び地産地消の推進、農林水産業の基盤整備など、各種施策・事業を総合的に推進しているところでございます。

特に、県産農林水産物の県内消費拡大を図るため、沖縄県地産地消推進県民会議を通じ積極的に推進しているところでございます。

その取り組みとしまして、第1に、学校給食やレストラン及び観光関連施設での県産食材の利用促進、第2に、「おきなわ花と食のフェスティバル」の開催、第3に、「おきなわ食材の日」の制定や食育推進ボラ

ンティアの活用等による食農教育の推進などを実施いたしているところであります。

今後とも、市町村、関係団体等と連携をし、農林水産業の振興を図り、食料自給率等の向上に向け総合的に諸施策を推進してまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、尖閣諸島沖の台湾遊漁船の事故についてお答えします。

県は、尖閣諸島の領有権をめぐる諸問題及び領海侵犯への対応方について、これまで機会あるごとに国に対して、沖縄の漁船及び地域の安全確保について万全を期すよう要請してきたところであります。

今回の事故に関連しても、7月2日に水産団体とともに沖縄総合事務局及び第11管区海上保安本部に対し、沖縄周辺の我が国排他的経済水域における台湾船に対する漁業取り締まりを強化するよう要請を行ったところであります。

次に、原油高騰についての御質問の中で、原油価格高騰に伴う中小企業者対策についてお答えします。

県は、原油価格高騰の影響を受けている中小企業者対策として、これまで県融資制度において、セーフティーネット資金貸し付けなどを実施してまいりました。

平成20年度からは緊急措置として原油高騰対策支援資金を創設し、金融面での支援の充実を図っております。また、省エネ設備等を導入することでコスト低減を図ろうとする中小企業者に対し、機械類貸与制度において損料等の一部を補助するほか、省エネの取り組みを行う中小企業者に対し無料の省エネルギー診断による支援を行っております。

次に、東シナ海ガス田開発についての御質問の中で、東シナ海ガス田の日中共同開発に伴う県益に資する具体策、試掘権設定の協議及びパイプラインのルートについて一括してお答えいたします。

去る6月18日に経済産業省及び外務省が発表した「東シナ海における日中間の協力について」及び両大臣の会見記録によりますと、1、白樺油ガス田については、中間線中国側において、中国側が既に開発に着手した場所における開発に日本法人が出資する、2、翌檜の南側の海域を共同で探査し、双方が一致した地点で共同開発を行うという内容になっています。

鉱業権の設定手続など具体的な事項については、今

後、双方が継続して協議していく中で決定することになっております。

県としては、引き続き国の動向を注視しつつ適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、県のユニバーサルサービス政策と郵政民営化の現状についてお答えをいたします。

県は、離島地域の振興を県政の重要課題と位置づけ、各分野にわたる施策・事業を推進し、ユニバーサルサービスの実現に向けて取り組んでいるところであります。

郵政民営化による郵便局の現状は、現在、県内のすべての市町村に200の郵便局が設置されており、このうち、離島・過疎地域には、約4分の1に当たる52の郵便局が設置されております。

郵政民営化後においても、これまでと変わることなく、郵便局の窓口で「郵便」、「貯金」、「保険」の各サービスが提供されており、引き続き現状のサービスが維持されることは、ユニバーサルサービス実現の観点からも大切であると認識しております。

なお、県は郵便局株式会社に設置されている「地域貢献事業実施計画の意見聴取等に関する沖縄会議」の委員となっており、同会議の中で、離島・過疎地域におけるサービスの低下を来すことがないように適切に対応してまいります。

原油高騰についての御質問で、原油価格高騰に伴う運輸事業者への支援策についてお答えいたします。

県におきましては、4月に「原油高騰対策支援資金」を創設しており、運輸事業者についてもこの資金が活用できるようになっております。

また、国は6月26日に開催した「原油等高騰に関する緊急対策関係閣僚会議」の中で、運輸業関係について、燃料サーチャージ制度の導入の促進・支援やハイブリッドのバス・トラック導入への積極的な補助、トラック運送業燃料費高騰対策推進事業（仮称）の検討などが示されたところであります。

県としましては、国と連携し、これらの事業や制度の積極的な活用が図られるよう運送事業者に対する支援・指導に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 原油高騰についての

御質問で、県民生活への影響と家計への負担増及びガソリン価格の3点につきましては、関連しますので一括してお答えいたします。

最近の原油価格の高騰については、ガソリン、軽油等の石油製品だけでなく、生活関連物資や諸経済活動への影響が懸念されるところであります。

県では、毎月、石油製品を初めとする生活関連物資の価格動向の調査を実施しており、平成20年7月のレギュラーガソリン1リットル当たりの店頭価格は、本島平均が177円、離島平均が190円、離島を含む県平均は182円となっております。県平均を前年同月と比較すると、38円26.4%の上昇となっており、小麦や大豆等に関連する商品についても値上がり傾向が見られます。

また、総務省が公表している平成20年5月の沖縄県の生鮮食品を含む消費者物価指数は、平成17年を100として102.2で、前年同月が99.9となっております。前年同月と比較すると、2.3%の上昇となっております。

消費者物価の上昇が続く場合は、これが家計に実質所得の低下をもたらす消費支出の慎重化などにつながる可能性が懸念されます。

次に、原油価格高騰に伴う県の取り組みと支援についてお答えいたします。

国は、原油価格の高騰に伴う各分野における緊急対策を示しており、県においても各部署のそれぞれの事業に応じた支援・対応策が検討されているところであります。

国の緊急対策の中で、具体的取り組みの一つとして、石油製品等の価格監視等の強化が示されております。

県では、石油製品の価格監視の強化、安定供給の確保を図るための取り組みとして、昨年12月及び本年4月に、沖縄県石油商業組合と石油製品の価格や需給動向等について情報交換を行い、便乗値上げの防止及び安定供給の確保等について協力依頼を行ったところであります。

県としては、県民の消費生活の安定確保を図る観点から、ガソリン等石油製品を含めた生活関連物資の価格動向を注視し、物価監視の強化と県民への情報の提供に努めていきたいと考えております。

次に、食料自給率との関連で、生ごみの再利用とその対策や取り組みについての御質問にお答えいたします。

環境省が全国6都市を対象に行った平成18年度容器包装廃棄物の使用・排出実態調査によれば、家庭ごみ

における生ごみの平均割合は31.8%と公表されております。

現在、那覇市、宜野湾市ほか20市町村においては、家庭における生ごみの堆肥化を推奨するため、生ごみ処理機器の購入助成を行っております。

また、宮古島市においては、平成19年10月1日から生ごみの分別収集堆肥化モデル事業を開始しており、現在5000世帯のモデル世帯に容器が配布され、堆肥化による再利用が進められております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 原油高騰についての御質問で、原油価格高騰への支援策についてにお答えいたします。

漁船やボイラーの燃料である重油の価格は現在1リットル当たり115.4円で、平成16年4月の35円と比較すると約3倍の価格となっております。そのため、漁業経費に占める燃料費の割合は従来の15%から約30%に上昇しており、漁業経営に深刻な影響を与えております。

また、農業においては、ハウス栽培のうち、マンゴー栽培農家の一部で、着果安定のため、一時期、加温を行っております。

国においては、燃油高騰対策として、休漁者に対する藻場の管理、干潟の清掃などの事業の実施、省エネ操業形態への転換、協業化に必要な省エネ型船外機等設備の導入などに対する補助とともに、低利資金の融資を行っております。

県では、燃油価格高騰に対する支援として、沿岸漁業改善資金による省エネ型エンジン設置等に対する無利子の貸し付け、運転資金借り入れの際の融資保証を円滑化するための助成、平成20年度から燃油高騰の影響の大きい漁業者に対する漁獲共済の掛金助成を実施しております。

また、全国知事会等を通じて、国に対し、漁業用燃料・資材の低廉化や省エネルギー化技術の開発など燃油高騰対策の強化を要請しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それでは同じく原油高騰についての中、政府の建設業に係る原油等価格高騰に関する緊急対策についての質問にお答えします。

最近の建設資材等の急激な価格変動に伴い、国土交

通省は原油等価格の高騰に関する緊急対策として、鋼材類と燃料油の2資材を対象とした建設工事請負契約書第25条第5項に規定するスライド条項に基づく請負代金の見直しを行う考え方を示しており、県としてもその趣旨に沿ってスライド条項の適用について適切に対応したいと考えております。

続きまして、公共工事の地元企業優先発注についての中、県、国、関係発注者別、県内外企業契約状況及び県が発注した過去5カ年間の県外企業への発注状況についての質問にお答えします。

土木建築部が平成19年度に発注した工事の契約件数は全体で1204件、金額にして533億2135万円となっております。そのうち県内企業の契約件数は1178件で全体の97.8%、金額にして453億6432万円で全体の85.1%となっております。

また、県外企業の契約件数は8件で全体の0.7%、金額にして1億8047万円で全体の0.3%であります。

なお、県内企業と県外企業の共同企業体の契約件数は18件で全体の1.5%、金額にして77億7656万円で全体の14.6%となっております。

次に、沖縄総合事務局が平成19年度に発注した工事の契約件数は全体で365件、金額にして554億5194万円となっております。そのうち県内企業の契約件数は291件で全体の79.7%、金額にして281億7738万円で全体の50.8%となっております。

また、県外企業の契約件数は68件で全体の18.6%、金額にして204億6205万円で全体の36.9%となっております。

なお、県内企業と県外企業の共同企業体の契約件数は6件で全体の1.7%、金額にして68億1251万円で全体の12.3%となっております。

また、防衛施設局が平成19年度に発注した工事の契約件数は、全体で110件、金額にして269億3664万円となっております。

そのうち県内企業の契約件数は82件で全体の74.5%、金額にして111億6491万円で全体の41.4%となっております。

また、県外企業の契約件数は24件で全体の21.8%、金額にして109億2703万円で全体の40.6%となっております。県内企業と県外企業の共同企業体の契約件数は4件で全体の3.6%、金額にして48億4470万円で全体の18%となっております。

なお、土木建築部が県外企業に発注した平成15年度から平成19年度の過去5カ年間の契約件数は50件で、金額にして25億4337万円となっております。

また、県外企業と県内企業の共同企業体の契約件数

は154件で、金額にして398億5718万円となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 旧軍飛行場用地問題の事業内容と進捗状況についての御質問にお答えします。

県は、昨年11月の県・市町村連絡調整会議において、今後の取り組み方針として団体方式を解決とすること、条件の整った市町村から先行的に事業の実施に向けて取り組むことなどを確認しております。

この方針を踏まえ、関係市町村からは、沖縄振興計画に沿って、地域振興の観点から、各地主会との協議により作成された事業案が提出されており、熟度の高い事業案は、平成21年度の事業化に向けて関係市町村及び国と調整を進めているところであります。

今後とも沖縄振興計画期間内に事業が実施できるよう、国や関係市町村との連携を強化していきたいと考えております。

次に、別枠での予算化についての御質問にお答えします。

旧軍事業の財源については、いろいろな可能性について国と調整を行ってきたところでありますが、国との調整においては別枠での実施は極めて困難であると言われております。現在、沖縄振興事業費や沖縄特別振興対策調整費での事業実施の可能性について最終的な調整を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 それでは再質問をさせていただきます。

まず郵便局の件についてなんですが、県も入っているというところと協議もしているということであるんですが、実際には郵便局は去年の10月に民営化されたんですよね。9カ月たっているということで、その現場の問題点として、お客さんからの声として、料金が上がった、郵便が遅くなったとか、誤って配達する件数が多くなったとか、窓口の時間が長くなったという多くの問題点が出ているんですよ。経営面から見ても4分社化された分割ロスが出ているんだとか、積極的な営業体制になっていないとか、2万4000人削減の問題が出ている、小規模に合わせたコンプライアンス体制になっていると。局長とか、職員の意欲が疲れの蓄積だとか、早期退職。私も郵便局を回ったら郵便局長が若

くなっているんですよ。皆さん早期退職されているんですよ。そういう現状が今郵便局で出ているんですよ。

郵政民営化をするときに郵便局はなくしませんと。郵便局はもっと便利になりますということであったんですが、今の状況からすると離島の郵便局はなくなって、最近セコムさんの方にまた委託するんだというような形のものが出ているんですが、この中で私は離島の郵便局が持っていることは大変大きなものがあると思っていますので、その沖縄県として離島に郵便局がなくなった場合に県の対策が私はあるのかどうかちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次2点目に、公共工事の県内優先発注について。

国の発注者別標準請負工事金額というのがありますよね。Aランクだとか、A、B、Cランク、総合事務局で決められているんですけども、私はその金額の変更を求めるべきではないかなと思うんですよ。その点についてちょっとお聞かせください。

そして知事の公約においても、この地元企業優先発注について国の公共事業について県内企業への優先発注を求めるということで知事も公約でこれをうたっているんですよね。県が県内企業優先発注するのは当たり前ですよ。これだけ2000億近くの県内の公共工事があるわけですから、それからすると国がやっているものをもっと求めていくべきだと思うんですよ。

先ほど部長が言われた部分で、19年度で県内で50.8%、県外で36.9%とあるんですが、これは5年間合計すると県内で45.3%、県外で41.9%なんです、この19年度を含めた過去5年間をするとそれでしかないわけですよ。私は北海道がいい例だと思うんですが、北海道は国の発注事業も80%まで持っていていいんですよ。私は知事が公約でうたっている国に対して県内企業優先発注を求めると。では、その割合を知事はどのぐらいを考えているのか。今の現状50%でいいのか。19年度が上がったからそれでよしとするということではなくて、やっぱりじゃあどれぐらいまで持っていくんだという私は目標が大事だと思っていますので、できるだけやっぱり80%近くまで国の発注のものも上げる努力をするんだということを私は求めてしっかりとやっていくべきだと思うんですが、そのことについて知事、お答え願えませんか。

そして東シナ海のガス田開発についてなんですが、その鉱業権を皆さん了解したんですよ、試掘権を。部長、試掘権を了解したときに、そのときにどういようなことを沖縄県が主張したのか。ただいいですよ

と、近海だろうが鹿児島と調整する中でただ印鑑を押したと、どうぞ勝手にやってくださいという話だったのか。それともやっぱりこの東シナ海のガス田というのは沖縄にとって大切な資源だと、これから道州制の議論をする中でもやっぱり沖縄にとってこれは財源確保をする意味からしても、その東シナ海のガス田プロジェクトというのは沖縄が大きな役割を担うという強い気持ちを持ってそのことに当たったのかどうかなんですよ。だからパイプラインを沖縄にどう導くかということをお聞きしたいのか、そのことをちょっとお聞かせ願えますか。

そして食料自給率の件なんです、私は以前食料自給率、地産地消のものでウチナーちやうちんをやるべきだということで部長に言ってきました。今、地産地消の緑のちやうちんが結構那覇市内でも出ているんですよ。そのことで緑のちやうちん、皆さんよくわかるんですけども、その地産地消でやっている部分があるんですから、やっぱり沖縄の物を使った沖縄食材を使ったいろんな物がウチナーちやうちんということで一つ挙げられるのも私は地産地消で進めていく大事な部分があると思っていますので、その点お聞かせ願えますか。

そして、家庭ごみ。

地域でいろいろとあるということで、じゃあ沖縄県全体で食品リサイクルとしてその家庭ごみの40%のものがどれぐらいリサイクルされているのか全体として、それをお答え願えますか。

そして、旧軍用地問題。

この旧軍用地問題、私も那覇市のものを見たんですが、那覇市のもので健康保健センターだとか、市民会館ということでうたわれております。これは地主との話し合いができていたのか、地主とのこれは合意でそのことがなされているのか、その点をお尋ねします。

そしていろいろと出ているものは地主とそのことで県はどの程度の話が行われてきたのかということもお尋ねしたいと思います。

そして再三、別事業、別予算、別枠でやはりやった方がいいというのは、やっぱり北部振興策とか基地のもので島懇事業ということがあったわけですから、私は知事、これは島懇事業と同じような形で別枠をもっと強く求めるべきだと思っています。50億の調整枠となるとほかの事業に支障を来す。やっぱり旧軍用地問題ということで振興策に乗ったわけですから、そのことはしっかりと国に知事として訴えるべきだと思っておりますので、その点は知事からお答え願えますか。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの當間盛夫君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後 3 時 55 分休憩

午後 4 時 25 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の當間盛夫君の再質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 當間議員の再質問の中で、公共事業の県内発注比率を80%とか、もう少ししっかり知事みずから頑張って達成に向けて努力すべきではないかという御質問だと思いますが、これは確かに今の沖縄の状況を考えますと、今ごろ大体20機関に対して県は文書でもって県内企業への優先発注を毎年やる時期ではありますけれども、防衛省であるとか国交省など、その中で公社・公団も入っておりますが、文書による要求・要請に合わせて私の方でもじかにお会いして要請をしてまいりたいと考えております。

それから、一番最後の御質問の中で、旧軍飛行場関係で地主会からの要求は島懇事業のような形で別枠で要求すべきではないかということですが、確かにこれは地主会によっていろんなお考えがあるようですが、先ほど知事公室長が答弁しましたのに結局尽きるわけで、基本的に国は過去の経緯などから解決済みの問題であるという感じが特に財務関係でかなり色濃くありまして、別枠で事業実施するということが極めて困難だというのが正直な我々の感触です。

したがいまして、お話として承っておりますが、現実問題なかなかこれは難しきろうというふうに考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 旧軍関係で那覇市から提案されている保健センター、市民会館などの事業案について地主の同意を得ているのかという御質問ですが、事業案については地主会の発意のもとに提出するというふうにしておりまして、那覇市の事業案については地主会の同意を得た上で提出されております。

次に、県は地主会との調整をどのように行っているのかという御質問でございますが、地主会との調整については、関係市町村を通して必要に応じて県として

も行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 郵政事業の民営化への影響に関する再質問にお答えいたします。

郵便については、郵便局株式会社法において郵便局があまねく全国で利用されることを旨としてその設置を義務づけており、特に離島・過疎地域におきましては、法施行の際、現に存在する郵便局のネットワークの推進を維持していくこととされております。

また、銀行や保険等の金融サービスについても、離島・過疎地域では日本郵政株式会社から資金の交付を受けて継続して実施することとされております。

これらのことから、民営化後に離島・過疎地域における郵便局の閉鎖や大幅なサービス低下はないものと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 再質問にお答えいたします。

家庭ごみのリサイクルについての再質問にお答えいたします。

家庭等から出るごみの排出量は、平成18年度の一般廃棄物実態調査によりますと約46万3000トンで、そのうち再生利用されていますのは約6万3000トンで、リサイクル率は13.6%になっております。

なお、生ごみについてですけれども、生ごみにつきましては各市町村において焼却処理を行うのが一般的でありまして、市町村の焼却施設への生ごみの堆肥化・飼料化の報告はございません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 食料自給率についての再質問にお答えいたします。

沖縄県では、地産地消推進運動の一環として、県産食材を取り扱う県内飲食店等について、地産地消協力店「おきなわ食材の店」として登録し、消費者へPRを行い、県産農林水産物の消費拡大を促進する取り組みについて、平成20年度から実施する予定であります。

登録の条件としては、1、県産食材を活用したメニューを提供していること、2、県産食材の特性紹介及び普及に努めていること、3、県の県産農林水産物

の消費拡大施策に協力可能な店であることなどを検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 東シナ海ガス田開発の鉱業権の設定に伴う協議につきましては、県としては、鉱業の実施による公益上の支障の有無の判断に誤りなきよう、県としまして保健衛生、公害予防、環境保全対策等の視点から回答することになります。

続いて、東シナ海ガス田開発の具体的な協議内容につきましては、日中双方が現在協議している状況でございますので、県としては引き続き国の動向を見ながら適切に対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 国等の工事発注の際の標準ランクについての質問にお答えします。

総合事務局における公共工事の発注における企業のランクづけにつきましては、県内企業が施工可能な工事においては、県内企業の参入が容易になるようランクづけ及び要件設定していただくよう、今後要請を検討していきたいと思っております。

それから２点目の、国等における県内企業の受注率の目標はあるのかという質問にお答えします。

国等の発注する工事の県内企業受注率の明確な目標は設けておりませんが、県内企業の厳しい状況を踏まえ、国等に対し県内企業優先発注についてさらなる要請を行い、受注率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 旧軍用地問題について、地主会ともしっかり話し合ってください。合意したということなんですが、地主会は全くそういったことは言っておりませんので、地主会から要請・陳情がこれだけ来るわけですから、皆さんはそれは話し合っていない証拠です。そのことをちゃんともしっかりとやってもらいたい。

そして、戦争と占領によって生じたものであります。地主会や県に帰責する理由の一つもないわけです。このことを踏まえた上で国の責任による解決が図られなければなりません。問題解決の主体は国にあることをもっと皆さんは強調して、別枠で予算をとって

きてください。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 通告に従い一般質問を行います。

まず１点目、県議選の結果についてでございます。

今回の県議会議員選挙は、後期高齢者医療制度を初めとする国政与党、特に自民党に対する不満が爆発し、そのことが投票にあらわれたものであり、結果として県政与党の過半数割れになったものでございます。

同じ国政与党である公明党がそれぞれの選挙区で善戦した結果を見ますと、私ども自民党は、後期高齢者医療制度や国政の状況について説明ができなかったことを反省しております。逆に、野党候補は、後期高齢者医療制度をお年寄りいじめ、うば捨て山と批判し県民をあおり、選挙戦術として利用し、県議選挙に大きく影響を与えたものと考えます。

今回のように国政にかかわる問題で地方の議員選挙に影響を与える状況を招いた国政は、このことを重く受けとめ、より一層襟を正して、県民・国民の視点に立った運営を強く要望するものであります。

今回の県民の選択によってこれから野党主導の議会運営になりますけれども、私どもは仲井眞県政の与党としての責任、野党は多数を有し、議案・政策・予算の意思決定の責任と議会運営に大きな責任を負う立場になり、その真価が問われることになります。

知事、責任者が多くなっていますから、余計ふえていますよ。48名で責任を負いますからね。

今回の選挙結果を仲井眞知事は謙虚に受けとめ県政運営に当たるとしておりますけれども、就任以来これまで同様、野党議員の提言も素直に取り入れてきた政治姿勢で、公約の実現や県民のための県政運営に自信と誇り、そして毅然と対応していただくことを要望いたします。

そこで伺います。

知事の見解と今後の対応、お願いします。

２、建築基準法の法改正について。

(1)、建築確認申請の現状と今後の推移。

(2)、県経済への影響。

(3)、法改正に対する今後の対応。

３、後期高齢者医療制度について。

我が国の高齢者医療制度は、これまで長年にわたり社会に貢献された皆様に対する報恩の精神で、現役の方々より軽い負担で医療を受けていただくことを目的に、国民皆保険制度のもとに展開されてきました。

昭和48年、70歳から老人医療費の無料化でスタートし、昭和58年には老人医療費が急増してきたことを受けて、患者負担の導入や国保や健保組合などからの拠出金などを取り決めた老人保健法が制定、その後、高齢化の進展に伴い医療費が増大し、それを支援してきた健保組合等の拠出金が増大するなど大きな課題を抱えることになります。

そのため、老人医療制度や国民皆保険制度の抜本的な改革の議論が国民の各界各層、そして政党を巻き込んで10年以上にわたって展開をされてきたわけでございます。この間に老人医療を支援してきた健保組合が過重な負担から拠出金不払い運動もあり厳しい局面もございましたけれども、みんなで支え合う国民皆保険制度を維持するために、平成12年に、平成14年には老健制度を廃止して新たな制度をつくろうと、参議院厚生労働委員会で共産党以外の政党が合意し決議がなされてきました。つまり、現在の高齢者医療制度の仕組みづくりは、国民各界各層の議論を経て平成12年に共産党以外の政党によってつくられたものであります。その後、平成14年に公費負担を3割から5割へ、老健制度の対象年齢も1歳ずつ繰り上げ、平成19年に75歳を対象とすること、さらに受益者の負担を1割とすることが決まり、平成18年に法改正が行われ、後期高齢者医療制度がスタートすることになるわけでありま

す。

この制度は、国民の医療をみんなで支え合う国民皆保険制度を維持し、将来にわたって老人医療制度を維持し、高齢者の方々に少ない負担で医療が受けられる仕組みでございます。

議長、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時42分休憩

午後4時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○照屋 守之君 県民の皆さん、本県の老人医療費の推移でございます。（資料を掲示）昭和58年度の5.5倍、これは全国第3位、高齢化は2.8倍でありますけれども、医療費は5.5倍。平成12年は介護保険の導入で少し落ちておりますけれども1000億、平成17年で1000億余っているわけでありま

す。現状は県内はこうです。

さらにまた、全国の75歳以上の高齢者、人口が1300万人おります。これが2025年には2200万人になると言われております。国民の医療費が2005年度33兆円でありま

す。その3分の1の10兆円余りが老人の医療費であります。このままの推移でいけば2025年に56兆円に

なる予定でありますけれども、その75歳以上の医療費が約28兆円になると予測されているわけでありま

す。ですから、厚生労働省を中心にお年寄りの医療を支えていく議論を10年以上にわたってやってきたわけでありま

す。その中から生まれてきたのがこの新たな仕組みでございます。

これまで老人医療費は国保会計や政管健保、共済、若い人たちの働く人、公務員も含めてすべて、こういう人たちの拠出金で賄ってきました。公費は40%です。これは平成17年で11兆6000億円かかっておりま

す。

ところが、このような仕組みを続けていると、先ほ

ど言いましたようにこの健保組合から、何で我々がこんなにたくさんの医療費を負担しないといけないのかという不払い運動が出てきたわけです。ですから、国民皆保険制度が崩壊寸前、我々はお金を出しませんよというふうな、そういう危機感もあって、老人医療の負担も老人には厳しくなる。彼らの国保とか政管健保、共済、この保健組合自体の財政も非常に厳しくなっているわけでありま

す。どうしますかという話です。当然のことでこういう形で10年以上にわたって、ですから共産党以外にいろんな政党も含めて大変だねという仕組みを民主党も社民も一緒につくってきたんですよ。全くそのとおりで、こういうふうな仕組みをどうやってつくっていくか、そのことが非常に大きな課題であります。

それで、後期高齢者医療制度の仕組みはこのよう

な形にして、いろんな議論がありますよ。やりたくはないけれども、そういう仕組みを維持していこう、国民全体で支えていこうという議論のもとにやっているわけですから。こういう形に落ちつきました。公費を3割から5割に上げましょう。そのかわり限りなく国保とか政管健保、共済保険から限りなく60%以上出していたのを4割にしましょう。当事者の高齢者も1割は負担をお願いできませんかというそのお願いですよ。この高齢者医療を支えるために、若い人たちが今までさんざん負担をしてきて、これからも将来にわたって何兆円にもわたる負担をこの若い世代に現状のままではな

この後期高齢者医療制度につきましては説明不足がございまして、高齢者の１割負担や仕組みについて誤解や反発がありますけれども、あらゆる手段で県民に広報・説明すると同時に、低所得者層への負担軽減についての見直しを求めることは当然のことです。私も選挙公約の中に見直しを強く訴えたわけでございます。

我が国の国民皆保険制度・老人医療の歴史は、現在の自民党・公明党政権はもとより、これまで社会党や日本新党が政権を担ってきた時代もこの制度で堅持してまいりましたし、私も沖縄県においては、保守・革新県政にかかわらず県民医療が行われてきたわけがあります。

このことは、我が国の政策として行ってきた老人医療制度、国民皆保険制度が党派を超えて国民の医療を担ってきた経緯があって公費の負担、若年層の負担、受益者の負担、そして将来にわたる制度の維持、あらゆる角度から検討してもこの仕組みはベストなものであるわけでございます。

この制度に廃止や反対を訴える議員で、この制度にかかわる国民医療、老人医療を担う新たな仕組みが提案できないのは、この仕組み以上の対案が示せないからでございます。廃止・反対だけでは現在から将来にわたる厳しい老人医療制度の問題解決にならないことは、議会人のみならず一般の県民でさえ理解できることでございます。

そこで伺います。

現状と課題、見直しについて。

議長、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後４時４９分休憩

午後４時５０分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○照屋 守之君 ４番、暫定税率について。

(1)、ガソリン税などの道路特定財源の果たしてきた役割。

(2)、(1)の沖縄県及び市町村の財源。

(3)、一般財源化への対応。

５、子育て支援策について。

(1)、無認可保育園への給食費支援。

ア、備蓄米の対応。

イ、内閣府特別調整費での対応。

６、2011年宇宙技術と科学の国際会議の沖縄県開催について伺います。

昨年 の定例議会 でこの提案をさせていただきました。そして年が明けて２月13日に宇宙航空研究開発機

構的川泰宣宇宙教育センター長が沖縄を訪ねた際に、仲井眞弘多県知事に直接面談をさせていただきました。その席で沖縄県の今後の科学技術の振興、科学技術大学院大学も平成24年度に開学するわけでありま すけれども、それをもとにした科学技術立県をつくっていくためにぜひとも沖縄で2011年の宇宙技術と科学の国際会議を開催してほしいというお願いをさせていただきました。

その現状と今後の取り組みについて伺いをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋守之議員の御質問にお答えいたします。

まず、県議選挙の結果についてという御質問にお答えいたします。

今回の選挙結果につきましては、私といたしましてはこれまで以上に県民の声に耳を傾け、行政運営や政策をきちんと実行しなさいという県民の皆様からの意思表示だと考えております。

したがいまして、選挙結果を謙虚に受けとめ、これまで以上によく説明をし、県民の皆様の理解と納得を得るように努めてまいりたいと考えております。

次に、建築基準法の改正関係についてですが、建築確認申請の現状と今後の推移に係る御質問にお答えいたします。

県の集計によりますと、建築基準法の改正が行われた平成19年度の建築確認件数は、前年度比で約70％となっております。

今後の推移につきましては、県は国や建築関係団体等と連携をし、さまざまな建築確認円滑化対策を実施しているものの、最近の経済状況等を考慮いたしますと、建築確認件数が回復するまでにはそれなりの時間を要するものと考えております。

同じく建築基準法関係ですが、県経済への影響等についての御質問にお答えいたします。

改正建築基準法の施行後、建築確認件数が減少する厳しい状況が続いております。建築工事は建設資材の種類が多く、電気工事、そして機械工事、内装工事や家電、家具販売などの関連業種が多くあるため、県経済への影響はかなりのものがあると認識いたしております。

同じく建築基準法関係で、法改正に対する今後の対応についてですが、県といたしましては、改正建築基準法による影響を最小限にとどめるため、これまで国や建築関係団体等と連携をして事前審査の延長、そし

て図書省略認定の普及、県外構造設計者紹介事業、そして構造設計者育成や審査体制の強化などの対策を実施しているところであります。

今後とも、建築確認円滑化対策を継続して早期に例年の水準に回復するよう一生懸命努めてまいる所存でございます。

次に、後期高齢者医療制度についてですが、この中で後期高齢者医療制度の現状と課題という点につきましては、今、むしろ照屋議員の御説明の方がわかりやすい部分があって特に申し上げることはありませんが、あえて申し上げますと、市町村や沖縄県後期高齢者医療制度広域連合によりますと、4月の施行当初には被保険者証の交付に関する混乱や、保険料額及び年金天引き等に関する多数の問い合わせ、そして意見等があったということでございます。

被保険者証の交付に関することにつきましては、配達記録による確認等を行い、保険料額の算定及び年金天引き等に関することにつきましては、制度の仕組みや趣旨を説明し理解していただけるよう、これからも努力してまいります。

政府・与党におきましては、4月からの施行状況等を踏まえ、低所得者の保険料軽減、そして保険料の年金天引きから口座振りかえへの変更も可能とする普通徴収の拡大等の改善策を6月に示したところでございます。

いずれにしましても、私どももこれから先も丁寧な説明と、そして改良・改善に向けての意見をさらに聴取し、改良・改善に向かって与党の先生方と一緒に政府に申し入れてまいりたいと考えているところでございます。

さらに、この見直しについてという部分も後期高齢者医療制度の見直しについてという御質問もございしますが、今述べたとおりでもありますけれども、これもあえて答弁させていただきますと、今回示されました後期高齢者医療制度の見直しの主なものは低所得の方々の保険料の均等割の9割軽減、そして所得割の50%程度の軽減、そして保険料の年金天引きを本人や世帯主の口座振りかえにすることもできるようになったということでございます。

今回の保険料の負担軽減策が実施された場合、沖縄県では後期高齢者医療の被保険者が属する国民健康保険加入世帯の約6割の世帯において保険料がこれまでより低減されると推計をされておりますので、見直しにつきましては一応評価をいたしているところでございます。

その他の課題につきましても、今後の検討状況を踏

まえ、必要な改良・改善を要求・要請してまいりたいと考えております。ぜひお力をかしていただきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 暫定税率についての中、道路特定財源が果たしてきた役割についての御質問にお答えします。

道路特定財源制度は、我が国の戦後の急速な道路交通の発達に伴い、立ちおけている道路を計画的に整備するため昭和29年に創設されており、受益者負担に基づき自動車ユーザーに課税し、その税収を道路財源とする税制度であります。

特に本県においては、戦後も27年間にわたり米軍統治が続き、道路の本格的な整備は昭和47年の復帰以降に始まっております。

復帰記念事業としての本島一周道路の整備を初め、宮古、石垣、西表、久米島の各離島の一周道路や沖縄自動車道、那覇空港自動車道、モノレールインフラ部の整備など、本県の道路整備を着実に推進することができた背景には、道路特定財源制度による安定した財源の確保と沖縄振興特別措置法に基づく高率の国庫補助制度によるところが極めて大きいと考えております。

続きまして、沖縄県及び市町村の道路特定財源についての御質問にお答えします。

道路特定財源の税目は、燃料に係る揮発油税、地方道路税、石油ガス税、軽油引取税と、車両に係る自動車重量税、自動車取得税で構成しております。

平成18年度の決算統計等によりますと、県内の徴収税額は揮発油税が約283億円、地方道路税が約30億円、石油ガス税が約8億円、軽油引取税が約80億円、自動車重量税が約75億円、自動車取得税が約22億円で、合計で約497億円となっております。

また、平成18年度の本県の全道路事業費は、国、県、市町村の合計で約1287億円であり、このうち道路特定財源は、約1104億円で全道路事業費の約9割を占め、県内の徴収税額497億円の2倍以上の道路特定財源が本県に配分されている状況であります。

続きまして、一般財源化への対応についての御質問にお答えします。

国は、去る5月13日に「道路特定財源等に関する基本方針」として、平成21年度に道路特定財源を一般財源化すること及び中期計画の策定等について閣議決定

しております。

県としましては、一般財源化が決定されたことについては、国の政策方針としてやむを得ないものと考えておりますが、本県においては、那覇空港自動車道などの骨格幹線を初め、都市部の渋滞対策や地域に密着した生活幹線に至るまで多くの道路がまだ整備の途上にあることから、次年度以降も確実、安定的に道路整備を進めることができるよう、国の動向を見きわめながら道路予算の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 子育て支援対策についての御質問の、認可外保育施設への給食費支援に関する政府備蓄米及び特別調整費の活用についてに一括してお答えいたします。

認可外保育施設への給食費助成については、厳しい財政状況の中、平成20年度から給食費として、これまでの牛乳代に加え、新たに米代の助成を開始したところであります。

政府備蓄米の無償交付制度につきましては、交付対象施設が学校に限られており、また、給食用として使用する場合の交付量は、前年度に比べて米の使用量が増加した分の6割までとなっております。

このような制約があることから、認可外保育施設への給食費助成に備蓄米を活用するため、制度の拡充をことし4月に国に要請いたしました。しかしながら、国からは、同制度の趣旨が米飯給食の普及など米の消費量拡大に向けた啓発であることから、要請への対応は困難との回答でありました。こうしたことから、県では政府備蓄米の活用は困難であると判断しております。

認可外保育施設入所児童の処遇向上につきましては、特別調整費の活用を含め、その他の支援が得られないか引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 2011年宇宙技術と科学の国際会議の沖縄県誘致についての御質問の中で、宇宙技術及び科学の国際シンポジウム誘致についてお答えします。

「宇宙技術および科学の国際シンポジウム」は、国内外の宇宙工学、科学などの研究者、技術者などに発

表の場を提供し、宇宙活動を一層活性化させることや次世代の人材育成に貢献することを目的に日本で開催される国際会議であります。

同シンポジウムにつきましては、2011年の開催を念頭に誘致に努めるとともに、関係部局とも受け入れ体制の調整をしているところであり、本年6月に浜松市で開催された第26回の同シンポジウムの状況を調査してきたところであります。

今後は、主催団体との連絡調整を行っていくほか、受け入れ体制の整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 再質問を行います。

まず、後期高齢者医療制度についてであります。

国の法律と沖縄県の条例制定と県内市町村の条例制定との関係。

ア、県及び市町村条例が制定されないと沖縄県では後期高齢者医療制度はスタートできないのでしょうか。

イ、条例制定についての県及び市町村議会の状況。

ウ、県内市町村長がこの制度に反対している事例もございませうか。

2、今現在、この制度について廃止を希望している市町村はありますか。

3、年金からの引き落としは市町村からの要望でそうだったんですか。

4、沖縄県の市町村の国保会計の現状はいかがでしょうか。

5、県内市町村の一般会計から国保会計への繰り入れ状況。

6、後期高齢者医療制度が廃止された場合、老人医療や国民皆保険制度はどうなるのでしょうか。

対案を示さないで廃止せよとの意見にはどうお答えですか。

8、この制度をテレビや新聞、ピラを通してもっと県民にわかりやすく説明する責任がありませんか。

この仕組みはお年寄りにもなかなかわかっていませんよ。これまでこういう形で医療が行われて、この国保とかこれ自体がもたない、若い世代が負担し切れないという現状があって大変な状況というのをわかっていないんです。（資料を掲示）ですから、このような新たな仕組みで国保・政管そういう若い世代も4割を支えますよ、国からも5割を出しますよ、そのかわりこの1割は何とか受益者で負担をお願いできません

か。そうしないとういう国民皆保険制度は維持できませんよというそういう説明が必要なんです。この部分だけに集中するから、この全体を見てですね、この仕組み自体がなければ国民皆保険制度は維持できませんよというその説明が必要なんです。それをしっかりやってくださいよ、御答弁お願いします。

宇宙技術と科学の国際会議ですね、視察も行っておられますけれども、ぜひこれの主管を企画部の科学技術振興課、その所管する部署に置いていただいて、これはやっぱり沖縄県全体の科学技術の振興ですから、いろんな教育の面もありますけれども、やっぱりその部署に置いて今後の沖縄県の科学技術の振興の発展に寄与するという位置づけで取り組みをしていただきたいわけでございます。

御答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時12分休憩

午後5時16分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 2011年宇宙技術と科学の国際会議に関する再質問にお答えいたします。

国際会議の全体的な誘致につきましては、観光商工部で所管しておりますが、御提言のとおりその会議の開催は県の重要施策であります科学技術の振興に大きく貢献、寄与するものと考えておりまして、企画部を中心に受ける体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 後期高齢者医療制度に係る再質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度に係る国の法律と県及び市町村条例との関係及び条例が制定されない場合等についてにお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく制度であります。

県では同法116条に基づき、平成20年3月に後期高齢者医療財政安定化基金条例を制定し、本県の後期高齢者医療の運営を担う沖縄県後期高齢者医療広域連合の財政運営の安定のための基金を設置したところであります。

また、市町村では同法107条に基づく市町村の役割である保険料の普通徴収及び窓口業務について、その

納期や手続等に関する条例を県下41市町村すべての市町村において、平成20年2月または3月議会で可決、制定しております。

もし、県及び市町村条例が制定されなかった場合は、本県の後期高齢者医療の財政運営に多大な影響を及ぼして、ひいては高齢者に対する医療の提供が行えなかったんじゃないかということが考えられます。

続きまして、市町村長の制度に対する反対及び拒否について、それから廃止を要望している県内市町村についてにお答えいたします。

県内の市町村が制度に反対している事例につきましては、宮古島市長が反対をしているとの新聞報道等は承知しておりますが、それ以外については把握しておりません。

また、制度の実施そのものを拒否している市町村はありません。

続きまして、保険料の年金天引きは市町村からの要望かという御質問ですけれども、保険料を年金から天引きすることにつきましては、国が制度設計の段階で自治体からの要望を受け、高齢者の皆様の金融機関窓口等での支払いの手間や、行政のコストを省くため導入したということであります。

続きまして、県内市町村の国保会計の現状についてと、それから一般会計から国保会計への繰り入れ状況についてにお答えいたします。

平成18年度の県内市町村国保会計の決算収支の状況は、歳入額約1559億9400万円、支出額1585億4500万円で、収支差し引き額約25億5100万円の赤字となっております。平成17年度も約25億9800万円の赤字となっております。市町村国保財政は厳しい状況にあります。

実質収支が赤字となっている市町村の数は、平成17年度15市町村、平成18年度は14市町村となっております。

県内市町村では、国保財政を維持するために厳しい財政状況の中から国保会計へ法定外の繰り入れを行っており、その内容は平成17年度は31市町村、約29億5800万円、平成18年度は30市町村、約31億1200万円となっております。

また、老人医療拠出金等につきましては、老人保健法施行時の昭和58年度の約69億円から、平成18年度は約340億円へと増加しております。

廃止された場合の影響と、代案を示さず廃止という意見についてにお答えいたします。

後期高齢者医療制度が廃止された場合は、市町村国保等、各保険者の老人医療拠出金の増大により財政悪化を招き、国民皆保険制度の維持に多大な影響を及ぼ

すものと考えております。

もし、代案なしに廃止することは、老人医療費の財政負担に問題が生じ、国民健康保険財政や高齢者の健康保持及び医療の安定確保に大きな支障があるものと考えております。

続きまして、県民に対する広報についてにお答えいたします。

今後の県民に対する広報としましては、まず7月に後期高齢者医療広域連合から送付予定の保険料の通知に今回の改善策についてのリーフレットを同封してお知らせする予定となっております。

市町村においては、広報及び相談を担うこととなっており、その体制整備については国からの助成も予定されておりますので、積極的に取り組むよう市町村に助言してまいりたいと考えております。

県としましては、市町村や広域連合と連携し関係団体等へ説明を行うなど、県民に対し、これまで以上に制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします

午後5時23分休憩

午後5時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 県民の皆さん、御説明ありましたように、後期高齢者医療制度につきましては、県内41市町村、41市議会で議決をされて、今順調に動いているわけでありましてけれども当然いろんな問題があって見直しもでございます。

ですから、この仕組み全体としてはその仕組みしかございませんけれども、それぞれの個々の低所得、あるいはいろんな徴収方法も含めて同制度の見直しを県も一緒になってやりながら、県民の皆様の御理解をいたしてこれからも高齢者医療、そしてまた国民皆保険制度が継続的に将来にわたって継続できますように御理解と御支援をお願いします。

以上で終わります。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 こんにちは。

新人議員の皆さん、当選おめでとうございます。

私は、これからの議会は、各議員、政策あるいは県民の心といいますか、これをいかにして県政に生かすか。そういう意味では、自分の政策を条例にいかにかすかというのが大きな課題ではないのかなと。

最近、国会も民主党を中心にして参議院で議員立法が行われておりますから、私たち県政の場でも条例制定これをみんなで考えて、県益に基づいた条例制定がいいのではないかなと思います。

また、本会議で一問一答——これは当局にとっては大変かと思いますが——の質疑をしていくという、これも非常に大事なのかなと。それは、調べましたら約10県で一問一答の質疑が行われているということもありました。また、これからそういう意味で議会運営委員会を中心としていろんな議論をお願いしたいなと思います。

3点目は、やはり何と言っても予算特別委員会とか特別委員会、私は議員になりかけのころ、予算特別委員会にも三役が出席をして議論を深めることも大事なのかなと、そう思いましたので、この3点、特に新しい議員の皆さんがこれから議会活動をするについてぜひ一緒に考えていってまた頑張っていきたいなと思います。

そういうことで、執行部は沖縄の形をつくるために一生懸命頑張っておりますから、私たちもまた議会として、沖縄の形をこれからどうつくっていくのかということも大事だと思っております。

それで、私はまた少子・高齢対策特別委員長でしたから、今回首になりましたが、知事の英断によって認可外保育所の給食費もわずかながら補助金が出ました。計算すると5.5円、市町村が5.5円で11円、これは要求からすると非常に低いかもしれませんが芽出しをしたという意味ではかなりいいのではないのかなと。

私たちの金武町、これはいいでしょう、赤嶺さん。なぜいいかというと、いわゆる町立保育所と同じようにこの認可外保育所にも給食費を出すと。191円を今度予算を措置しました。しかも、これはまた金武町には認可外保育所ですから町外からも見えているわけです。その町外の皆さんにも給食費を平等に出そうということで年間333万円、これをやっているということでもあります。

そういう意味で、私はこれから知事も含めて、多くの市町村もやはり子供たちは平等であるという観点からすると、認可外保育園に対する支援を今後ともぜひお願いをしたいなと思っております。

これから一般質問をいたしますけれども、これですね、（資料を掲示）いわゆる「蟹工船」の一説をちょっと述べてみたいと思います。

「おい地獄さ行くんだで!」、この書き出しから「蟹工船」は始まっています。

「蟹工船」は、過酷な労働からいわゆる団結をしてストライキを決行するんだけど、自分の味方だと思った軍隊がこれを弾圧をしていくという過程を書いております。最後に、彼らはその弾圧にまた抗してストライキをして成功するというのは、そこで結んでいるんですけども、こう書いてあるんですね。

「本當のこと云へば、そんな先の成算なんて、どうでもいいんだ。——死ぬか、生きるか、だからな。」「ん、もう一回だ!」「そして、彼等は、立ち上った。」。

これで「蟹工船」の小説は終わるわけですが、この作家の小林多喜二さんは、獄中で昭和8年に拷問によって死んでいくわけです。

そして今、この小説が非常に若者に読まれているということです。

これは、ある識者はこういう言い方をしています。不安定雇用関係でパート労働や契約社員あるいは派遣労働者が使用者によって使い捨てであるとか、あるいは人間の部品化という形であって、「蟹工船」の労働者と共鳴する、同じ境遇で共鳴するものがあるんじゃないかなということをコメントをしております。

そこで、どうしてこういうコメントをせざるを得なかったのかなと思っておりますのは、私はちょうど1985年は県労協の法対部長をしておりましたから、いわゆる労働者派遣法、この労働者派遣法が制定をするときに、ちょうどこの問題にぶつかって、最初は非常に限定的に派遣労働法というのは限定的にある特定地域だけやろうと、そして非常に強かったわけですね。しかしながら、これが今日になってみたら、いわゆるフリー、派遣労働はほとんどフリーみたいになっちゃって、いわゆる労働法の規制緩和が進み過ぎたというのは、それが一つと、それからまた労働基準法の時間外に対する規制緩和、職業安定法の何と言っても職業紹介を中止させると。その紹介することによってまた見返りをもらうとか、そういう意味で労働法制の規制緩和によって今の状況が生まれたんじゃないのかなと。

そういう意味では、政治をつかさどる者として先を見通すことができなかったところに私たちの重い責任を感じているということになるんじゃないかなと私は思います。

そういう意味で、そういうことをこの85年から約30年間を通して、約20年ちょっとあって、こういう法律がひとり歩きをしていくということに対しては、私たちは法律を制定するときのそのときのいろんなことを注視をしながら考えぬといかぬというのが私の反省

であります。

そういう意味で、こうした不安定雇用労使関係をもっと健全化させるためには、やはり今の労働法制を労働者あるいは使用者、あるいは政府、そういう意味での三者が一体となってもう一度原点に戻って、振り返って早急な労働法制の改正をすべきではないかというのが私の意見であります。

そういうことで、知事の政治姿勢について質問いたします。

その(1)ですが、今回の選挙なんですが、これは本当は取り消しをしたいと思っています。しかし、どうしてそうなったかということだけは私は述べていきたいと思っています。

それは、沖縄の独自性が果たして発揮されたんだろうか。いわゆる本土におけるテレビニュースは朝5時半からチャンネルをひねるとわかると思います。もう5時半から夜11時のニュースまで全部後期高齢、ガソリン税、消えた年金、公務員の不祥事件をぱっとやるものだから、では沖縄の問題はどうなんだというときには、なかなか理解できなかったんじゃないのかなと。そういう意味では社大党が地方政党ですから、社大党のなかなかこれが見えない、そういう意味で恐らく社大党の皆さんは大分苦労したんじゃないかなと私は思っております。

そういう意味で、このまま中央の政治が地方政治を左右するような状況は、私は別の意味で非常に危機感を感じておりますから、そのことだけは報告をしていきたいと思っております。

知事の(1)に対する御意見はカットいたします。

その(2)について、政府の「道州制ビジョン懇談会」は3月24日に懇談会の中間報告を提出しました。その中で「道州制は、国のかたちの問題、国全体の体制の問題であり単なる都道府県の再編に矮小化すべきではなく、都道府県の合併を前提とする必要はない。そのことは、中央政府の権限を国でなければできない機能に限定し、日本の各地域が、地域の生活や振興に関しては独自の決定をなしうる権限を行使できる「主権」をもつ統治体制、すなわち「地域主権型道州制」を打ち立てることにほかならない。「中央集権型国家」から「分権型国家」、いわゆる「地域主権型道州制国家」への転換は、画一的規格大量生産から知価社会、グローバル化という時代の転換に対応する歴史的必然である。こうした理念にもとづき、道州制の目的と具体的なかたちを検討していくべきである。」ということで答申をし、中間報告しているわけです。

そこで、道州制、地方分権が論議される中で、知事

は沖縄県の独自性をどう発揮するのかということを私は伺いたいと思います。

その(3)について、私は、基地の返還と跡地利用計画は表裏一体でなければならぬと常に訴えてまいりました。そういう意味で、復帰23年目の平成7年に初めて議員立法で基地の跡地利用のためのいわゆる軍転特措法が制定をされました。23年かかっているわけですね。また平成14年4月にはこの法律が沖縄振興特別措置法に新しく生かされて、駐留軍跡地利用の特別措置法が制定をされました。

私は、この状況は評価はしますけれども、特措法とか軍転法はなかなか生かされない。もちろん保証があっても跡地をどうするかについてはなかなか厳しい。ですから私は、沖縄県がいわゆる軍転特措法という法律を自分たちでつくって、今ちょうどチャンスじゃないかと思いますね。民主党や社民党、あるいは多くの野党の皆さんもつくっている。自民党も策定をしている。だから沖縄独自の法律案を制定すべきでないかというのが私の意見であります。

もう一つ、2点目は、日米地位協定についてです。

私は、日米地位協定の抜本見直し及び改正について、平成15年の第1回定例議会において軍転協の要請を2つに分類して地位協定の条文に当てはめて要請すれば、米軍と政府の交渉が目に見えてくるのではないかという問題提起をしてまいりました。日米地位協定改定についてもやはりプロジェクトチームをつくって、沖縄独自の改正案を提起すべきじゃないかということをずっと言っていました。しかし、県は議員の提案の件も含め、あらゆる選択肢を視野に入れながら政府に要請していきたいという答弁でありましたので、そこで改めて伺います。

自民党及び民主党等を中心とする野党も地位協定について独自案を提起しているが、私はこれまで県益を優先し県案を条文化すべきではないかと提案してきた。今後、県は独自案を作成し各党に提示し、国政での議論を期待すべきと考えているが、知事の見解を伺います。

3番目、沖縄振興計画について。

(1)、2012年、沖縄振興計画等の失効を迎えるが、県の総括と今後の方針はどうなっているか伺います。

(2)、21世紀ビジョンと沖縄振興計画との関係について伺う。

大きい4、財政の確保について。

(1)、地位協定によって23項目が非課税となっていると思うが、調査・分析をして政府にその対応を求めることも必要と考えるが、県の見解を伺う。

(2)、私は、美ら島・美ら海を守るため、美ら島税(目的税)としてレンタカー等への課税を提案してきたが、今後の方針を伺います。

5、北部振興について。

(1)、2010年で北部振興事業は失効するが、県の総括と今後の方針について伺います。

以上であります。

○議長(高嶺善伸君) 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事(仲井真弘多君) 吉田議員の御質問に答弁させていただきます。

政治姿勢の中で、道州制に係る御質問にお答えさせていただきます。

沖縄の独自性につきましては、豊かな自然、そして独特の歴史・文化など多彩なものがあります。これらの独自性は県民にとっての宝であります。積極的に未来に向かって生かしていくことが重要であると考えております。

現在、道州制、地方分権の議論が全国的にも進んでおりますが、県といたしましても、自立的で活力のある圏域の形成がなされ独自性が発揮されるよう、その方策につきまして検討を進めているところでございます。また、将来の姿を描く沖縄21世紀ビジョンの策定の際には、このような基本的な考え方に沿って沖縄のシナリオを描いてまいりたいと考えているところでございます。

次に、日米地位協定に係る県案作成についての御趣旨の御質問にお答えしたいと思います。県としましては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えており、これまでより多くの国民や国会議員の皆様へ地位協定の見直しの必要性を理解していただくため取り組んできたところであります。

県が、見直しを求めている11項目につきましては、地位協定の見直しに関するさまざまな意見や民主党、さらに社民党、国民新党の3党による提案もあることから、現在研究をいたしているところでございます。

次に、沖縄振興計画に関連する御質問の中で、3の(1)、3の(2)が関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。これは、沖縄振興計画の総括と今後の方針及び21世紀ビジョンとの関連についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県では、今年度から沖縄振興計画に基づく各種施策や沖縄振興特別措置法に基づく特別措置等について総点検を実施する予定でございます。また、2030年のあるべき沖縄の姿とその実現に向けた取り組みの基本方

向を明らかにする沖縄21世紀ビジョンを来年7月ごろを目途に策定する予定であります。

県といたしましては、総点検の結果を踏まえつつ、同ビジョンの実現に向け新たな計画や沖縄振興の枠組み等について検討してまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢のうち、跡地利用の新たな法律制定についての御質問にお答えします。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、本島中南部都市圏における大規模な返還であり、事業実施について財源の確保や実施体制をどうするか等の課題があります。

これらの課題に対処するためには、議員御提案の新たな法律の制定も含め、多面的な研究を行う必要があると考えます。そのため、県としては、現行の枠組みの継続はもちろんのこと、新たな制度の検討も含めきめ細かな対応を政府へ求めていく考えであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 財政の確保についてに関連しまして、地位協定による非課税措置に関する政府への要求についての御質問にお答えいたします。

日米地位協定第13条第1項の規定により、合衆国軍隊については租税を課税されないこととなっており、地方税については、住民税、法人事業税、自動車税及び固定資産税などが非課税の対象となっております。

一方、非課税とされている固定資産税の代替的性格、あるいは米軍に係る市町村民税の非課税措置等を考慮して、国からいわゆる基地交付金や調整交付金が基地所在市町村に対して交付をされております。

また、基地が所在することによる渉外関係事務や清掃関係事務等に係る行政経費に対し、合衆国軍隊の構成員・軍属及び家族の数、合衆国軍隊の用に供する土地の面積を算定基礎として、県及び基地所在市町村に普通交付税による措置が講じられております。

なお、合衆国軍隊の構成員等が所有する自動車に対する自動車税につきまして、渉外関係主要都道県知事連絡協議会を通じて、県民並みの課税ができるよう、毎年国に要請しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 財政の確保についての御質問の中で、レンタカー税等の観光税についてお答えします。

沖縄県の観光は順調に推移しておりますが、依然、国内外の観光地との厳しい価格競争にさらされており、その好調さは多くの観光関係者の御努力に支えられております。

観光客の県内でのさまざまな消費は、観光業界はもとより本県経済を大きく支えており、県税・市町村税など財政にも大きく貢献しております。

現在、国の協力のもとで実施している航空運賃の低減を図るための航空機燃料税や空港使用料の軽減措置は、観光振興にも大きな貢献をしております。

一方で、観光客の満足度を高めるための自然環境や観光資源の保全、観光受け入れ体制の整備は、今後とも対応が必要であると思われます。したがって、厳しい財政事情の中で観光産業を振興していくため新たな財源を確保することは必要なことと考えております。そのため、観光に関連する新たな税の導入について、今年度より観光事業者などの団体と意見交換を始めたところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 北部振興事業の総括と今後の方針についてお答えいたします。

北部振興事業については、これまで情報関連及び観光・リゾート関連等の施設や農林水産物生産加工施設の施設整備のほか、道路、港湾、住宅等の社会資本及び生活環境の整備が行われてきました。

これらの取り組みにより、約1700名の雇用が創出されるとともに、定住人口についても、平成12年に比較して約4300人、3.5%増加するなど、北部地域の産業の振興や定住条件の整備に大きく寄与していると考えております。

県としましては、こうした北部振興策の成果を踏まえ、沖縄振興計画に基づく県土の均衡ある発展に向けた施策を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 再質問します。

企画部長、北部振興が切れるから続けるか続けないかでいいんですよ。続ける意思があるかどうか、要請するのか、次年度で切れるから。それが1点です。

あとはレンタカーの問題点ですけれども、レンタカーはこれを導入することによって、私の計算によりますと、タクシーの収入源が約20億円ぐらい落ちているんですよ、収入が。それから、タクシーが大体18億円で、レンタカーは20億円ぐらい大体収入増になっているわけですね。

それで、私がなぜ税金を課すべきだということで議論していたのは、タクシーはもちろん雇用効果たくさんあるけれども、レンタカーがないので、何とかレンタカーに税金を課することによって観光に寄与するというのが僕の大きな目的なんです。

今、1年間でレンタカーは大体226万2273日使っているんです、毎日、概数で。僕はこれに100円を掛けると2億2600万くらいになるものだから、200円掛けると4億5000万になったりします。タクシーは基地の入札で1億5000万払っているでしょう。これは踏んだりけったりだと私は思いますので、この辺はもう一度よく考えていただきたいと思います。

それから、地位協定によって非課税と免除されている国税と地方税、これは国が約15、県が約11、市町村で約8、日米地位協定の非課税及び免除されている交付税と地方税がこれだけあるわけですから、これを一つ一つ分析をして、やはり沖縄としてこれだけ基地があるわけだから、そこをもうちょっと突っ込んで議論すべきじゃないかと私は思います。

それから、これからの振興開発計画を考える上でぜひ行政投資の機能を分析してやっていただきたい。

私が昭和48年から分析した結果を、ちょっと時間がないからしゃべることはできませんから、類似県15県というのは0.3、財政力指数です。そういう意味でこのデータ、僕が財政力、行政投資をずっとやってきますと、全国の51.7%、いわゆる9位から8位なんですよ、大体5年ごとに計算していきますと。だからすぐ行政投資が低いですよと。しかも、また行政投資の事業目的別を考えると、生活基盤、産業基盤あるいは国土保全、あるいは農林水産ありますから、これも低いわけですよ。だから、そのことを今後の沖縄振興開発計画を考える上でぜひ考慮に入れてもらいたいなと私は思います。企画部長と知事の答弁をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時54分休憩

午後5時55分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 吉田議員の非常に深い学識経験に基づくお話は大変難しい部分もありますが、これからまた御指導いただいてよく勉強したいと思います。特にこの一番最後の行政投資とおっしゃった部分というのは、例えば沖縄県がパーセントで県民1人当たりでもいいんですが、特に政府ないし国からの交付金であれ、補助金であれ、こういうものを全部まとめて、これは東京なんかでも変な人がいるもので、基地があるから基地、その他で食べているんじゃないかぐらいのことをよく言われるので、何を言うかとけんか腰になるんですが、ただ今現実にパーセントで見ますと沖縄県よりもっと国の税金といいですか、補助金の形であれ、交付税交付金の形であれ、いろんな形で沖縄以上にもらっている県というのは実はたくさんありまして、今や沖縄県というのはよく御存じのように下から10番目ぐらいですかね。A、B、Cで分けますとCの中核グループまで実は来ておりまして、これは我々のむしろ政府との折衝力に問題があるのか。ある意味でこれまでの政府の支援によってかなりいいところまで来てしまったのか、実はこれは実感としては今ひとつない部分がありますし、インフラを見てもこれからの時代になかなか今や矮小過ぎてむしろ再展開が要るとか、実感としていろんな部門で感じますが、今の点につきましては国民にも大変な実は誤解があるし、私どもの方もこちら辺は上手に表現をし、展開をし、もう一頑張り今の沖縄法の切れた後、戦後処理の基地の跡利用も含めて次の展開に向かってむしろパワーアップの今の国のお金の移転の形は再検討をし、きちっとこれは次への沖縄の展開のために説明として使っていきたいなとは思っておりますので、ひとつぜひその展開の仕方につきまして議員の皆様からの御指導と御提案をいただきたいなと思っております。

その他につきましては、企画部長の方から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 再質問1つだったと思います。北部振興策を続けるかどうかという質問にお答えいたします。

北部振興策につきましては、先ほど言いましたようにこの効果をまた見きわめていくということ。それと均衡ある発展という観点から見てどうかということで、ほかの地域とのバランスということですが、そういうまだまだ検討すべき課題がありまして、現時点でその存続を判断するのは困難だということで

御理解いただきたいと思います。

それから、これからの沖縄振興策に当たって行政投資のあり方といいますか、国からのいろんな財政移転についてどうなのかということで今知事から答弁がありましたように、思ったほど沖縄県は国からの財政移転を受けてないと、もう私は20年前から言い続けておりますけれども、これから我々は新たなビジョンをつくっていきます。そして国からの補助金、あるいは交付税を含めてパイが小さくなっていきます、地方分権というのはそういうことです。そういう流れはもう新たな財源の調達につきましても全くこれまでの手段・手法とは関係なく、沖縄のビジョンというのを描いてそのための手段はどうあるべきか、全く新たな観点から議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 オートリ、トライアスロン、地下ダムに代表される宮古島選出の自由民主党の座喜味一幸でございます。よろしくお願い申し上げます。

沖縄の活性化そのものは離島振興なくしてあり得ない、そういう強い信念を持っております。ぜひ党派を超えて離島振興、皆様方の英知を賜りますようお願いを申し上げたいと思っております。

今回の県知事選挙のちょっと所見を述べさせていただきますと、私、宮古島市には知事が3度もおいいただきまして離島振興、地域振興、沖縄の振興のあり方に対して、丁寧にお話しをさせていただきまして、知名度がない新人の座喜味が厳しい中をトップ当選をさせていただきました。知事、丁寧に丁寧に政策を執行していけば、必ずや知事の評価は間違いなく確たるものとなると思っておりますので、自信を持って推進していただきたいというふうに思っております。

さて通告に従い質問いたしますが、まず沖縄県は離島県ということで言うまでもなくハンディを背負ってきました。

全国の平均の所得に比べて、沖縄県民の所得は7割程度でございます。また、その県民平均所得のさらに7割が離島の地域の所得となっております。それだけに離島の活性化は沖縄県が取り組まなければならない大きな課題だと思っております。

高齢化は進み、若者はみんな島を出るんです。高校を卒業した者が——もちろん学業を学ぶ者もそうなんです——島を出て行きます。就業の機会がないこともそうなんです、島にまた改めて帰ろうにも生活基

盤がない、仕事がない、結局、脆弱な基盤を持っているわけです。人口の減少に歯どめがかかりません。若者を定住化させるためにもしっかりとした産業を育て、魅力ある地域にしていくことが大きな政治課題であります。

さて宮古島は今、農業と観光をリンクした経済活性化の方向が確かなものになってきております。特に農業の厳しい中で、農業活性化に明るい兆しが見えております。宮古島は地下ダムの完成によって、水利用農業が展開され大きな効果が出てきております。簡単に言いますと、非常に厳しい中で、遊休地がない、それから後継者、新規就農者が5年前に比べて3倍にもふえているという実態。それからアスパラガスに始まって、もうつくっている品物がないよというぐらい多目的な作物がつくられて営農が多様化している。それからカボチャに始まってジャガイモに始まって内地のバイヤーが買い込みに来るという値決め、そういう取引が進んでいる。これらのことは、水利用農業によって計画的、安定的に品物ができるというようなことで、宮古にとっては農業の回復が訪れているよという人さえおるわけです。

1期事業で完成した地下ダムは、施設野菜の拡大や1年じゅう水を使うことから容量が不足している。それからまた、伊良部が水を欲しいと言っている。そういう中で調査が進められて、国営の2期事業が農家に熱い期待をされて進んでおりますが、この9500ヘクタールのかんがい施設が完成した暁には、沖縄の自給率向上のみならず、日本の食料基地としての可能性を大いに秘めている大きな事業だというふうに思っております。

そこで伺います。

宮古伊良部地区の国営かんがい排水事業に対して、財政負担を含め、県がしっかりと取り組んでいただきたいということを伺いたい。また、着工はいつごろから始まるのかということについてお伺いしておきます。

次に、地下ダムや幹線パイプラインの施設は国営で実施するものの、末端のスプリンクラー等の施設は県や市で実施することになりますので、特に国の事業と末端のスプリンクラーの事業の跛行性を十分調整しなければ、その魂が入ったことにならない、水利用に拍車がかからないということになりますが、この国営事業と関連して末端畑かんの整備の現状とこの地下ダムの予定を含めて整備の目標をぜひ伺っておきたいと思っております。

さて次に、私は先ほど水利用農業が始まって宮古の

農業構造は大きく変化していると申し上げましたが、今まさに地元の熱い要望で国営地下ダム２期事業が着実に調査が進められております。

この大きなプロジェクトには500億余と言われる投資がなされるわけですから、費用対効果、すなわちもうかる農業の計画が具体的に示されなければならない。ぜひ国、県、市、また、その他関係機関が議論されて将来の農業振興の基本方向が示されることを期待しております。

伺います。

本地域の営農目標と主要施策はどうなっているのかを伺いたいと思います。

次に、伊良部架橋に伴う補償事業の進捗について伺いたいと思いますが、伊良部架橋の実現は伊良部島民の長年の夢であり願いでありました。

日々伸びゆく仮架橋を見て、開通を心待ちにしています。言うまでもなく、架橋が完成した暁には宮古本島と伊良部の生活圏、経済圏が一体となりますので、島の活性化は間違いありませんが、また架橋に附帯して通される電気、水道、農業用水管路、それが橋の中で一体となって基本インフラが整備されるということもまた地域開発にとっては大きいものがありますので、この架橋を通して宮古、伊良部が一体となるときに、交通網、あるいは拠点づくり、それから産地形成等を合わせて、ぜひ県の力で支援されればと期待しております。

さて、大きなプロジェクト事業を進めるわけですから、いろいろ問題はあるかと思います。中でもこの架橋に伴って影響を受ける漁業者や、離島航路事業者に対する補償がちょっとおくられているという話を聞きますが、そのことは結局県が事業主体で橋を進めるわけですが、いずれにしても市がその補償事業を担おうが、法定会議や事業調整の過程の中で解決されるべき問題がなおざりになったのではないかという感がいたしますが、そこで伺いたいと思います。

この漁協、離島航路事業者との補償がおくられている理由は何なんだろう。

それから、２の(2)として、漁業経営に不可欠な製氷機、そのことが協定に挙がっているわけですが、設置がいまだかつてされてない。非常に水のような氷で漁に行って、製品が保持できない。漁業者にとっては大変重要なものなので、ぜひその設置時期についても伺いたいと思います。

それから宮古病院の新築・移転についてですが、県立宮古病院は、広域基幹的病院、または地域の中核的な病院として地域医療に重要な役割を果たしてきたこ

とは間違いありません。しかし、診療機能の中枢を担う本館がもう31年経過しております。また、建設時期が比較的新しい新館及び精神科病棟でも築後24年が経過しています。同病院の機能を支える施設の現状は、敷地が狭い、建物全体が狭く、医療の高度化に伴い最新の医療機器を効率的に入れようとしてもスペースが確保できない。それに空調、排水施設が壊れて不衛生になっているというような問題が出ております。

新病院の構造については、耐震性、安全性には十分配慮されるものというふうに思いますが、ぜひ予期せぬ災害時における患者の多数発生にも対応できる多目的利用可能なスペースも配慮されればありがたいというふうに思っておりますが、宮古病院の新築・移転が政治課題になって久しくなりますが、いよいよ宮古病院整備構想が策定されています。

今後の予定を伺いたいと思います。

事業の進捗状況と着工予定はどうなっているかを伺いたいと思います。

次に、さとうきび代金の支払い方法についてですが、県内のさとうきび産業が低迷している中、宮古地域は結構元気でして水利用によるものもあるんですが、約25万トン平均してキープしているいまだ基幹作物となっております。沖縄県でもさとうきび増産プロジェクト事業を進め、宮古地域にあっては30万トンの生産目標を定めて増産へ取り組んでいるのが現状です。

また、１府５省連携で進められている宮古島バイオエタノールプロジェクト事業では、基幹産業である宮古島のさとうきび増産につながる支援事業として、糖みつからエタノールを生産し、Ｅ３燃料を宮古島で消費する持続可能な社会循環システムを構築する事業が進められておりますが、こうした中で農家の生産意欲を少しそぐ形としてさとうきびの代金の支払い方法があります。既に、農水省においても地元ＪＡ等を交えて支払い方法の簡素化・迅速化を進めるべく検討が進められているとは聞いているんですが、いずれにしてもその農家にとりましては、直接払いに近い状態で代価を支払うということが非常に近々の課題となっておりますので、ぜひ県が主導役となって搬入後できるだけ速やかに簡素な手続で支払いできないか。宮古地域においては、一応仮払いという形で検討して進められているんですが、全県的にこのさとうきびの支払いについては、直接払いに近い方法で少し検討・研究をされたいかがかというふうに思いますので伺います。

次に、中小企業の振興についてですが、「沖縄県の

中小企業の振興に関する条例」は非常に時宜を得たものだ」と期待しておりますが、基本方針の中で、経営革新の促進、創業の促進、経営基盤の強化、新しい環境への対応の円滑化が示されてその実現のための施策が述べられております。離島の中小企業にとって、それらの制度が現場で容易に運用、展開できる組織のあり方をぜひ伺っておきたいと思ひます。

関連いたしまして、我が党の新垣良俊議員が質問した中で、流通コストの低減の話がありました。

那覇から本土向けの流通コストの低減についての回答があったと思いますが、その離島における方策について少し伺っておきたいと思ひますが、離島における交通費、流通コストの問題は古くて新しい重要な政治課題であります。言うまでもなく、経済の中でも物流コストは大きな障害となっておりますが、非常に宅配システムを含めているんな条件が変わっておりますが、この離島における流通問題、これはしっかりと詰めていかなければならない大きな課題ではないのか。私は、この流通コストが低減されれば採算ラインに乗らなかった農水産物等が立ち上がっていく可能性が出ているというふうに思ひますので、ぜひこの離島の流通コストの低減について伺っておきたいと思ひます。

それから同じく関連して、燃料価格高騰による1次産業への影響ということで、A重油について漁業への影響、軽減措置はなかったんですが、軽油についてはトラクターやハーベスターそういう場所を道路を通らない軽油についての軽減措置があるのじゃないか。そうであればその利用の実態はどうなっているのか、非常に原油高騰で皆さん心配しているんで、既存の制度で使える制度があるのであれば、しっかりと使っていくべきではないのかということをお伺いしたいと思います。

あと、ソフト事業が離島においては非常に大事と言っておりますが、この「一島一物語」というソフト事業がありました。その今後の展開について伺っておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 座喜味一幸議員の御質問にお答えいたします。

第1に、宮古地域における農業基盤整備事業についての御質問の中で、国営かんがい排水事業についての御質問にお答えいたします。

宮古伊良部地区の国営かんがい排水事業につきましては、平成17年度に宮古島市及び宮古土地改良区から国に要請がなされています。

これを受けて、国は、平成18年度から営農状況調査や経済効果調査等の地区調査を実施し、平成20年度には地質調査や事業計画書の作成等の全体実施設計を行っているところであります。現在、平成21年度の事業採択に向けて、国、県、市、土地改良区等から成る推進協議会において合意形成を図っているところであります。

沖縄県といたしましては、平成20年度中に施行申請がなされるよう、引き続き関係機関と連携しながら諸手続を進めてまいる所存でございます。

同じく宮古地域における農業基盤整備に係る御質問の中で、畑地かんがい施設の整備状況と目標についての御質問にお答えいたします。

宮古地域の畑地かんがい施設は、平成19年度末で約6300ヘクタールが整備されております。約1万2000ヘクタールに対して52%が整備済みでございます。

沖縄県といたしましては、第3次沖縄県農林水産業振興計画に基づきまして平成23年度までに畑地かんがい施設の整備率を55%とする計画でございます。今後とも、国を初め関係機関と連携をし、基盤整備を計画的に推進してまいる予定でございます。

次に、同じく宮古地域における農業基盤整備事業に係る御質問の中で、宮古地区の営農状況と取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

宮古地域におきましては、かんがい施設や圃場整備等の進展に伴い、さとうきびや葉タバコを初めとして付加価値の高いゴーヤー、トウガン、カボチャ等の野菜や、マンゴー、ドラゴンフルーツ等の熱帯果樹類などが多様に栽培されております。

沖縄県といたしましては、農業の振興を図るため、県営かんがい排水事業や県営畑地帯総合整備事業、そして農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等を活用いたしまして基盤整備を計画的に推進してまいる所存でございます。

次に、伊良部架橋に伴う補償事業の進捗状況についてという御質問の中で、製氷機の設置時期についての御質問にお答えしたいと思います。

伊良部漁協の製氷施設は老朽化し再整備が必要なことから、平成17年6月に県及び当時の平良市、そして伊良部町、そして伊良部町漁業協同組合が製氷施設については合併特例債を適用し宮古島市の事業として取り組むことの確約書が締結されているところです。

その後、議員おっしゃったようにまだ手つかずでございましたが、事業主体であります宮古島市において国庫補助事業を国に要望するとともに、6月の補正予

算で実施設計を措置したところであるようです。今後、製氷施設の整備方法やスケジュール等につきまして取りまとめると聞いております。

県といたしましては、宮古島市の事業が実現するよう、さらに申し上げましたようにあれから二、三年たって手つかずというのは県もその中の一人としてきちっと責任を持って宮古島市ともども確実に実現できるよう、しっかり支援していく考えでございます。

次に、同じく県立宮古病院の新築・移転につきまして、宮古病院の改築についての御質問にお答えいたします。

宮古病院改築につきましては、平成22年度の国庫要請を目途に作業を進めているところでございます。

去る6月に宮古病院整備基本構想を策定し、今年度じゅうには基本計画を作成することといたしております。平成22年度の国庫補助事業として採択された場合には、同年度の下半期に着工することとなっております。

そういうスケジュールですので、ぜひ議員の御提案、また御指導を賜りたいと思っております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 伊良部架橋に伴う補償事業の進捗についての、漁業補償、離島航路の営業補償についての御質問にお答えします。

伊良部架橋建設工事に伴う漁業補償については、共同漁業権とモズク養殖の特定区画漁業権があり、共同漁業権の補償は、平良市漁業協同組合、池間漁業協同組合、伊良部町漁業協同組合と県が平成17年7月に契約を締結し、同年9月に支払いを完了しております。

また、特定区画漁業権の補償は、平良市漁業協同組合と県が平成18年1月に契約を締結し、同年3月に支払いを完了しております。

離島航路の補償については、当時の伊良部町が船舶会社2社と平成12年5月及び6月に、伊良部架橋の供用開始に伴い航路事業の運行停止になる場合等の補償についての覚書を締結しており、宮古島市においてことし9月の市議会に補正予算を計上し、補償の概算費用の算出等の調査を行うと聞いております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それではさとうきび代金の支払い方法についての御質問で、申請手続

の簡素化と支払いの迅速化についてにお答えいたします。

さとうきび原料代金は、製糖工場からの取引価格と国からの交付金から成っております。

農家への原料代金の支払いについては、取引価格の全額と交付金の8割をまとめて支払いし、交付金の2割については地域の製糖終了後、精算払いすることになっております。

平成20年産の支払いについては、去る6月に開催された国等で構成するさとうきびに係る交付金の支払い手続に関する協議会において、概算割合を9割に引き上げることになっております。

また、交付金の申請に係る提出書類の一部省略や農畜産業振興機構における概算払いに要する日数が1日短縮されることになっております。

県としては、引き続き全額概算払い、支払い事務の簡素化及び早期支払いについて、農業団体等と連携しながら国に対して要請していく考えであります。

次に、我が党の代表質問との関連についての御質問で、離島地域における流通コストの低減についてにお答えいたします。

沖縄県は、本土市場から遠隔地にあり、また、多くの離島を抱える島嶼県であることから、農産物の県外輸送コストの低減等が課題となっております。このため、航空輸送から低コストな船舶輸送への移行促進、新たな低コスト輸送ルートとして、船舶と鉄道の複合ルートの開拓、野菜類の混載等による効率的な輸送などによりコスト低減に努めております。

県内離島においては、出荷予想量や貨物搭載予定量等の事前情報等に基づく出荷調整、輸送余力のある早朝便や本土直行便の活用、冷蔵コンテナを活用した船舶輸送の促進など、輸送の効率化、低減対策に取り組んでおります。

今後とも、引き続きＪＡおきなわ、航空輸送会社、船舶輸送会社等と連携し、輸送コスト低減等に取り組んでまいります。

同じく我が党の代表質問との関連についての御質問で、軽油引取税の免除措置の利用についてにお答えいたします。

軽油引取税は、道路の整備・改修等の費用に充てることを目的に課される地方税の一つであります。そのため、道路を走行しない農業機械で使用する軽油については、免税証の交付などの手続を行った場合に、軽油引取税が免除されることになっております。

県では、これまで農業機械土養成研修等を通じて軽油引取税の免除措置の活用について啓発を行ってきた

ところであります。

平成19年度の利用実績については、利用者数1912人、利用数量1843キロリットル、免税額5916万円となっております。

今後とも、生産コストの低減を図るため、機械作業効率の向上とあわせて軽油引取税の免除措置の利用を促進していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 中小企業の振興についての御質問の中で、宮古地域への産業支援センターの設置についてお答えします。

県では「沖縄県中小企業の振興に関する条例」を制定し、中小企業振興施策を総合的に推進することとしております。この条例に基づき、中小企業関係者の意見を聞く機会を確保するため、「沖縄県中小企業振興会議（仮称）」を設置するとともに、地域における意見交換会を実施してまいります。

宮古地域への産業支援センターの設置につきましては、中小企業支援機能の一つとしてワンストップサービスの機能は重要であると考えており、例えば商工会議所等が中核となってその機能が担えるよう、地域の意見交換会の中で宮古島市等関係団体と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 我が党の代表質問との関連についての御質問で、「一島一物語」事業の実態と今後の展開についてお答えいたします。

県は、離島地域の活性化を図るため、内閣府と連携し、平成17年度から各島の地域資源を生かして活性化を図る、いわゆる「一島一物語」事業に対する支援を実施してまいりました。

同事業は、これまで15の市町村で取り組まれてきており、伊是名村の村民劇「史劇尚円王」公演の成功や、宮古島市におけるハーブを生かした各種特産品の開発・商品化など、事業を実施した各島においてその成果があらわれてきているところであります。

なお、同事業は平成19年度で終了しておりますが、今後は、これまでの成果を踏まえ、事業を実施した市町村が主体となって商品化された特産品の情報発信を行い、販売促進を図ることなどにより、離島地域の活性化につながることが期待されます。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 お問い合わせということになるかと思いますが、1つは、500億余にも上る巨大な新たな農業のインフラの整備であります国営事業、水源整備ができるわけございまして、この1期事業で現在いろんな作物がふえてきた。そして、潜在的には相当量の生産量が起きている。これからは、1つは、生産物をどういう市場で、どういうチャンネルで売っていくかという研究・工夫、市場の開拓等が非常に重要じゃないのかというふうに思っております。

もう一つは、やはり果物を初め野菜等の残菜、要するに選別残等に対してどれだけそれを付加価値のあるような商品に仕上げていくかという、その加工という部分が非常に重要になってきている。

それから、売り方に関してもいろんなデザインのパッケージのあり方から売り方もいろいろあるでしょうから、それらを一つは研究・工夫していく必要があります。国においても、農商工連携に関する地域の活性化に関する法律等もいろいろと準備されているとは聞いておりますが、現場にありますと、やはり島においてそれらの生産物を連携づけて付加価値を高めて販売するという意味において非常に組織・仕組みそのものが脆弱な部分がありますので、この大きな国営の営農計画を検討していただく組織の中には、市場だとかパイヤーだとか、加工技術の方々なども含めたような形で生きた研究というのがなされただけであればありがたいのかなというふうにお願いをしておきます。

それから、さとうきびの支払いについてはぜひ、9割までの概算払いができるようになったんですが、J Aと相談しまして、場合によっては仮払いしてしまう。そしてわずかな期間に関しては場合によってはリスクも伴うかもしれませんが、農家にとってみれば賃金も払わなければならない、資材代も払わなければならないと、生活費の足しにもしなければならぬというような非常に、宮古島なんというのは農業所得100万ですから、ぜひ速やかに直接払いに近いような、あわせて仮払いというようなことも含めてぜひ配慮をいただければありがたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明10日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 6 時 37 分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 上 原 章

会議録署名議員 仲 村 未 央

平成20年 7 月10日

平成20年
第 2 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 7 号）

平成20年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第7号）

平成20年7月10日（木曜日）午前10時3分開議

議 事 日 程 第7号

平成20年7月10日（木曜日）

午前10時開議

- 第1 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 第2 一般質問
- 第3 乙第1号議案から乙第13号議案まで（質疑）
- 第4 乙第14号議案から乙第16号議案まで（知事説明、質疑）
- 第5 特別委員会設置の件（米軍基地関係特別委員会）
- 第6 特別委員会設置の件（観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会）
- 第7 特別委員会設置の件（沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 乙第1号議案から乙第13号議案まで
 - 乙第1号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
 - 乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
 - 乙第3号議案 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 乙第4号議案 沖縄県生活環境保全条例
 - 乙第5号議案 沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 乙第6号議案 沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例
 - 乙第7号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
 - 乙第8号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
 - 乙第9号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
 - 乙第10号議案 専決処分の承認について
 - 乙第11号議案 専決処分の承認について
 - 乙第12号議案 専決処分の承認について
 - 乙第13号議案 専決処分の承認について
- 日程第4 乙第14号議案から乙第16号議案まで
 - 乙第14号議案 沖縄県監査委員の選任について
 - 乙第15号議案 沖縄県監査委員の選任について
 - 乙第16号議案 沖縄県監査委員の選任について
- 日程第5 特別委員会設置の件（米軍基地関係特別委員会）
特別委員会委員の選任
- 日程追加 陳情第34号、第36号、第38号、第51号、第56号、第61号、第62号、第88号及び第89号の付託の件
- 日程第6 特別委員会設置の件（観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会）
特別委員会委員の選任
- 日程第7 特別委員会設置の件（沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会）

特別委員会委員の選任

					出席議員（47名）								
議長	長	高	嶺	善	伸	君	25	番	新	垣	良	俊	君
副議長	長	玉	城	義	和	君	26	番	仲	田	弘	毅	君
1	番	上	原		章	君	27	番	照	屋	守	之	君
2	番	島	袋		大	君	28	番	辻	野	ヒロ	子	さん
3	番	中	川	京	貴	君	29	番	嶺	井		光	君
4	番	桑	江	朝	千夫	君	30	番	當	間	盛	夫	君
5	番	平	良	昭	一	君	31	番	当	銘	勝	雄	君
6	番	仲	村	未	央	さん	32	番	渡	嘉敷	喜代	子	さん
7	番	照	屋	大	河	君	33	番	前	田	政	明	君
8	番	渡	久地		修	君	34	番	玉	城	ノブ	子	さん
9	番	上	里	直	司	君	35	番	赤	嶺		昇	君
10	番	瑞	慶覧		功	君	36	番	比	嘉	京	子	さん
11	番	奥	平	一	夫	君	37	番	金	城		勉	君
12	番	吉	田	勝	廣	君	38	番	糸	洲	朝	則	君
13	番	當	山	眞	市	君	39	番	翁	長	政	俊	君
14	番	吉	元	義	彦	君	40	番	浦	崎	唯	昭	君
15	番	座	喜味	一	幸	君	41	番	池	間		淳	君
16	番	佐	喜真		淳	君	42	番	新	垣	哲	司	君
18	番	仲	宗根		悟	君	43	番	具	志	孝	助	君
19	番	崎	山	嗣	幸	君	45	番	新	里	米	吉	君
20	番	西	銘	純	恵	さん	46	番	嘉	陽	宗	儀	君
21	番	山	内	末	子	さん	47	番	新	垣	安	弘	君
22	番	新	垣	清	涼	君	48	番	大	城	一	馬	君
24	番	前	島	明	男	君							

欠席議員（1名）			
17 番	玉 城 満 君		

説明のため出席した者の職、氏名									
知 事	仲井 眞 弘 多 君	知 事 公 室	上運天	昂 君					
副 知 事	仲 里 全 輝 君	秘書広報統括監							
副 知 事	安 里 カツ子 さん	総 務 部	名渡山	司 君					
知 事 公 室 長	上 原 昭 君	財 政 統 括 監							
総 務 部 長	宮 城 嗣 三 君	教 育 委 員 会 長	伊 元 正 一 君						
企 画 部 長	上 原 良 幸 君	教 育 長	仲 村 守 和 君						
文化環境部長	知 念 建 次 君	公安委員会委員	翁 長 良 盛 君						
福祉保健部長	伊 波 輝 美 さん	警 察 本 部 長	得 津 八 郎 君						
農林水産部長	護得久 友 子 さん	労 働 委 員 会 長	比 嘉 久 晶 君						
観光商工部長	仲 田 秀 光 君	事 務 局 長							
土木建築部長	漢 那 政 弘 君	人 事 委 員 会 長	伊 礼 幸 進 君						
企 業 局 長	花 城 順 孝 君	人 事 務 局 長	太 田 守 胤 君						
病院事業局長	知 念 清 君	代 表 監 査 委 員							
会 計 管 理 者	福 治 嗣 夫 君								

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	長 嶺 伸 明 君	主 査	中 村 守 君
次 長	遊 佐 信 雄 君	主 査	佐久田 隆 君
議 事 課 長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	大 城 佳 美 さん
課 長 補 佐	平 田 善 則 君	主 査	金 城 悦 子 さん

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた公安委員会委員長幸喜徳子さんは、別用務のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として公安委員会委員翁長良盛君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第 1 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） まず、選挙管理委員を指名いたします。

選挙管理委員には

阿波連本伸君 佐和田 清君
當山 直之君 仲本ルミ子さん

以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました

阿波連本伸君 佐和田 清君

當山 直之君 仲本ルミ子さん

以上の諸君が選挙管理委員に当選されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、選挙管理委員の補充員を指名いたします。

選挙管理委員の補充員には

第 1 位 小黒美智子さん 第 2 位 牧志 要君

第 3 位 宮城 真正君 第 4 位 竹下勇夫君

以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員の補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました

第 1 位 小黒美智子さん 第 2 位 牧志 要君

第 3 位 宮城 真正君 第 4 位 竹下勇夫君

以上の諸君が選挙管理委員の補充員に当選されました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時 5 分休憩

午前10時 7 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第 2 及び日程第 3 を一括し、これより直ちに一般質問を行い、乙第 1 号議案から乙第13号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

辻野ヒロ子さん。

〔辻野ヒロ子さん登壇〕

○辻野 ヒロ子さん おはようございます。

沖縄の青い海をイメージした私のファッションとかけて県産品奨励月間と解く、その心は、5つと4つの柄をアレンジした八重山のいつの世までも幸せにというイメージのミンサーのウエアでございます。

どうぞかりゆしウエアはミンサーウエアを着用していただきたいと思います。知事はいつも御愛用いただきありがとうございます。

それでは、ただいまより所感を述べながら一般質問を行います。

去る6月8日に行われた県議会議員選挙は、少数与党で与野党の議会勢力が逆転する結果となり、仲井眞県政のかじ取りが厳しい状況となりました。しかし、仲井眞知事は就任以来1年半にわたり、本県の重要な基地問題を初め多くの諸問題解決に向けてしっかりとした信念のもと、国への提言など誠心誠意、全力投球で取り組んでこられました。

特に、本県は多くの離島を抱えており、とりわけ離島振興については熱い思いを寄せておられ、新石垣空港、伊良部架橋事業を初め、離島の医療、福祉、教育、観光、地デジや離島ブロードバンド事業など、また電線類地中化などと積極的に取り組んでいただいていることに心から感謝申し上げます。

どうぞ引き続き御自愛くださいまして、仲里、安里両副知事と当局一丸となり、「世界に誇れる美ら島おきなわ」づくりへの公約実現のために御尽力いただきたいと思います。

また、このたび地元八重山から一緒に無投票当選させていただきました高嶺議長の就任を心からお祝い申し上げます。常に公正・厳正な議会運営に采配を振るっていただくことを大きく期待したいと思います。頑張ってください。

それではまず1番目に、新石垣空港建設について、新石垣空港の整備事業について。

去る7月1日に工事現場を視察し、整備工事が着々と進んでいることを確認することができ、開港への期待感が大きく膨らんでまいりました。どうぞ、知事を初め、関係部局の皆さんのお力添えを賜り予定どおり事業が推進できますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の件について伺います。

事業の進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

去る6月7日、梅雨どきの集中豪雨で事業地外へ赤土の流出があったようですが、大雨や台風時などに備えて赤土流出防止、地下水保全対策に万全の策を講じ

ているのか伺います。

人工洞窟の完成から1年経過しましたが、小型コウモリ類などの状況はどうなっているのか伺います。

新空港は空に開かれた八重山の玄関として、ターミナル機能の高度化を図り、空港が地域の経済や文化の発信拠点として、地域観光や地場産業の核としてさまざまな機能を発揮し、広く活用されるよう高質で利用しやすい旅客ターミナルに期待を寄せているところです。県の方でも早速検討委員会などを立ち上げ進めておられますが、次の件について伺います。

新空港ターミナルビル建設の進捗状況について。

会社設立のめどと検討委員会の状況を含め今後の見通しについて伺います。

概算工事費についてどのくらい見込んでいるのか伺います。

アクセス道路の整備について。

地元で幾つかの案が出され、なかなか折り合いがつかなかったのですが、このたび県が新たなルート案を提示し、最短コースで整備推進する方針を固め、地元への説明会を行っており心強く思います。開港までに間に合うよう早期事業化へ向けての取り組みをよろしくをお願いします。

そこで、県のリーダーシップの必要性和今後のスケジュールについて伺います。

2、原油高騰などによる離島への影響について。

有村産業の破綻による航路の確保について。

有村産業は原油高騰などの影響で、更生計画法が認められず、破産手続が開始され、6月5日から航路もすべて運休しています。同社は、琉球海運の旅客事業撤退で2006年以降、沖縄本島から先島、そして台湾間の旅客を一手に担い、国内唯一の外航資格を持つ国内船籍の「飛龍」、「飛龍21」を保有し、航路・船舶の維持と雇用の継続を図るために新会社琉球フェリーの設立に動いています。宮古島市、石垣市、竹富町に出資協力を依頼しており、各市町村とも出資は前向きな見解を示しているようです。

知事は先日の定例記者会見で、新会社発足に県の出資もあり得るとの考えを示唆しておられます。ぜひ、離島振興、経済振興のかなめとなる航路ですので力強い支援をよろしくお願いし、次の件について伺います。

事業譲渡先の新会社琉球フェリーの設立に向けて、県の対応や出資などについて伺います。

離島航路補助指定の必要性について、県は、国への支援を強く働きかけるべきだと考えますがいかがでしょうか。台湾との航路の確保と保全について見解を

伺います。

原油高騰に悲鳴を上げ、八重山圏域の離島航路はすべてやむを得ず7月1日から15%の運賃値上げをしております。多くの離島住民の生活航路として利用しており、観光客も団体を中心とした利用客が大幅に減少しており、深刻な状態です。また、ガソリン価格も190円台突破で与那国町では192円となり、このまま上昇すると200円台になる日も近いと困惑しています。離島のさらに離島では輸送コストが加わるため物価高騰が依然としてとどまるところを知らないほどで離島に住む住民たちの暮らしに大きな打撃を与えています。

さらに、漁業者は、漁に出れば出るほど燃料代がかかり沖に出ることも少なくなった。このままでは県民に水産食料を安定供給する責務を果たせなくなると厳しい状況を訴え、行政に対策を求めています。

そこで次の件について伺います。

離島航路運賃値上げの対策と支援について。

ガソリン価格や諸物価の値上げによる住民の暮らしの問題について。

漁業への影響の支援策について。

以上3件について、ぜひ県、国の支援策を早急にとっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

3、観光行政について。

本県の入域観光客数は好調に推移していますが、八重山入域観光客数は海路からのクルーズ船入域客は増加しているものの、空路は昨年10月以降8カ月連続で前年を割っており深刻な状態です。このような現状を踏まえ、八重山ビジターズビューローを中心に積極的に誘客活動の展開を模索しているところです。

そこで次の件について伺います。

八重山入域観光客数の低迷について。

原因と対策についてどのように認識しているのか伺います。

長期滞在型を目指す方策と外国観光客の増加対策について伺います。

4、八重山・宮古地域の出先機関の統合廃止について。

八重山・宮古支庁組織の改編について。

これまで総合出先機関として、全庁的な役割と重要性について、何度も地元の関係者からの強い要請や議会でも再三取り上げてまいりましたので知事も一定の理解を示してもらったものと考えています。

そこで、地元の理解が十分得られないとして条例案を見送った経緯がありますが、今後どのように考えて

いるのか伺います。

権限強化など多くの懸案事項についてどのように考えているのか伺います。

県立図書館八重山分館の存続について。

石垣市、竹富町、与那国町議会での廃止撤回決議、市民集会の決議で地元から強い要請があります。竹富町、与那国町には、公立図書館も書店もなく、学校図書館も厳しい状況にあり、唯一八重山分館の移動図書館を楽しみに頼っています。県は財政難の矛先を離島に向け、離島軽視ではないかなどと厳しい意見が飛び交っています。

大正3年、八重山通俗図書館として設立され、八重山郡民の90年余の長い歴史の中ではぐくまれ、利用されてきた貴重な宝の八重山分館の廃止は容認できません。沖縄本島と離島の情報格差や現実や矛盾を直視し、存続を強く要請し、次の件について伺います。

県立図書館の役割と必要性について見解を伺います。

今後のあり方について、凍結し、検討すべきだと考えますが、どうなのか伺います。

5、産業の振興について。

畜産市場の現状と対策について。

県がまとめた2007年12月末の県全体の肉用牛飼養頭数8万5358頭で八重山地区だけで3万6000頭、約42%のシェアを占めています。県内では去る5月に7市場で競りが開催され、子牛の平均価格が33万8671円で前月比約3万円の下落となっています。その中でも八重山地区の黒島が24万632円と最下位に低迷しています。

そこで5月30日に関係機関・団体を網羅した八重山地区家畜市場対策協議会を立ち上げ、価格持ち直しに向け購買者開拓や種雄牛の絞り込みなどに取り組んでいるところです。昨日は地元で生産者大会も行っております。

そこで、次の件について伺います。

子牛価格の暴落による改善策について伺います。

離島の生産者の負担軽減のため飼料運搬料金の低減化について県の対策を伺います。

次に、県立八重山養護学校の増改築について、工事の概要と進捗状況について伺います。

工事発注に当たっては地元企業への分離・分割発注について伺います。

次に、県営新川団地の改築について。

昭和53年に建築され、老朽化が進み、水漏れや雨漏り、特に塩害がひどく、玄関ドアの取りかえや床の張

りかえが頻繁で、住民からの苦情が相次いでおり、要請行動も何度か行われております。

改築のめどについていつごろ予定しているのか伺います。

6、環境問題について。

海岸漂着ごみ問題について。

本県の海岸に漂着するごみの実態と対策について伺います。

環境省が石垣島、西表島を対象に実施している漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル事業の概要と実績について伺います。

地球温暖化対策について。

全国の自治体でも地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減を目標にした「ノーマイカーデー」や「アイドリングストップ運動」などを実施する市町村がふえています。また、「マイバッグ運動」も全国的に広がりがつつある中で、私たち一人一人ができることから始めようと行動していくことが大事だと考えます。

そこで、次の件について伺います。

温室効果ガス排出の削減について県の対策はどうなっているのか伺います。

レジ袋全県有料化について、時期と削減目標について伺います。

7、水難事故防止対策について。

去る6月8日に大雨で増水した石垣市新川川で、6歳の小学1年生と5歳の幼稚園児の幼い兄弟がおぼれ死亡する痛ましい水難事故が発生し、島は深い悲しみに包まれていました。

県の管理する新川川での事故なので原因を徹底的に検証し、二度と再びこのような悲劇が起きないように安全対策を講じるべきだと考えます。

そこでお伺いします。

石垣市新川川の痛ましい事故の再発防止について、事故発生後、どのような対策をとったのか伺います。

新川川の整備状況と今後の対策について伺います。

「美ら海セーフティーおきなわ2008」をスローガンに4月23日から8月31日までの期間を「水難事故防止運動」とし、県民や観光客に水難防止意識の高揚を図ろうと実施しています。本県は青い海、青い空をキャッチフレーズにマリンレジャーのメッカとして全国から来県する観光客も増加しております。マリンレジャーは安全で安心して楽しめることが前提で、本県のリーディング産業である観光行政も海の安全が最も重要であります。ところが水難事故は年々増加傾向にあり、事故防止を県民挙げて取り組まなければならないと考えます。

そこで次の件について伺います。

県内の水難事故の発生状況と今後の対策について伺います。

安全で快適なマリンレジャーの取り組みと施設整備の状況について伺います。遊泳区域、危険箇所、ハブクラゲ等の対策。

各地区に水難防止推進協議会が結成されているが、どのような取り組みをしているのか伺います。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

辻野ヒロ子議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、新石垣空港建設に係る御質問の中で、事業の進捗状況等に関する御質問にお答えしたいと思っております。

新石垣空港整備事業の進捗につきましては、全体事業費約420億円に対し、平成19年度末における事業費ベースの進捗率は約34%となっております。

用地の取得状況につきましては、平成20年6月末時点で事業全体面積約195ヘクタールに対し、取得面積で約170ヘクタール、取得率で87%となっております。残り約13%の一般地権者や共有地権者が保有しています未契約用地につきましては、早期の取得に向けて、引き続き地権者の方々と誠意を持って交渉を重ねていく考えでございます。しかしながら、用地交渉が難航することも予想されることから土地収用法の活用も視野に入れ、残りの用地を取得していく考えを持っております。

工事につきましては、平成19年度から赤土等流出防止対策や希少動植物の保全対策などに十分配慮しながら、本格的な用地造成工事や国道つけかえ工事等を実施いたしております。

県としましては、平成20年度におきまして用地造成工事や進入灯橋梁工事等を実施するとともに、順次、滑走路工事、そして照明工事、建築工事等を実施し平成24年度末の供用開始に向けて鋭意整備を進めていく考えでございます。

次に、同じく新石垣空港関係で、ターミナルビル会社設立のめどと今後の見通しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

新空港のターミナルビルにつきましては、平成19年度に新石垣空港ターミナルビル等検討調整会議を開催し、ターミナルビルの建設・運営に関して地元市町会を初め地元経済団体等から意見の聴取を行っている

ところでございます。

これらの意見を踏まえまして、ことし6月には学識経験者、空港関連有識者、地元経済界、金融機関、航空会社、行政機関で構成します「ターミナルビル等検討委員会」を設置し、現在、運営会社設立に向けての事業主体のあり方、施設計画、そして経営計画等について検討を進めているところでございます。

また、ターミナルビル会社につきましては、地元の要望に沿えるよう第三セクター方式の方向で検討をいたしており、関係機関等と調整を図りながら平成24年度末の供用開始に支障がないように運営会社を設立したいと考えているところでございます。

ターミナルビル建設につきましては、運営会社において平成21年度から平成22年度にかけて基本設計、実施設計を行い、平成23年度には建築工事に着手をし、平成24年度末の新空港の供用開始に向けて取り組んでいくことといたしております。

次に、産業の振興に係る御質問の中で、子牛価格の改善策についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の家畜市場における和牛子牛の平均取引価格は、平成16年度から19年度まで1頭当たり40万円台で推移していましたが、ことしの5月には約33万9000円と対前年同月比で約10万円の下落となっております。特に、黒島家畜競り市場におきましては約25万2000円と大幅に下落しております。

沖縄県では、このような状況を踏まえ、子牛価格対策事業等説明会や肉用牛振興緊急対策会議を開催をし、関係機関・団体と連携し、子牛価格の安定対策を講じることといたしております。

具体的には、第1に、保証基準価格を下回った場合に補てん金を交付する子牛価格安定制度の活用、第2に、優良種雄牛の利用及び繁殖雌牛の更新支援、第3に、ワクチンや畜産器具機材などの整備支援、第4に、飼養管理の徹底指導などを実施していくことといたしております。

今後とも、国及び関係機関・団体等と連携をし、子牛価格の安定及び優良子牛の育成に努めてまいり所存でございます。

次に、環境問題の中で、温室効果ガスの排出削減に向けた対策についての御質問にお答えいたします。

県では、沖縄県地球温暖化対策地域推進計画を平成15年8月に策定し、県内の温室効果ガス排出量を2010年までに8%削減することを目標に、各種対策を実施しております。

県内における二酸化炭素排出量の排出源につきましては、運輸部門が約28%、民生業務部門が約27%、民

生家庭部門が約22%などとなっており、民生部門や運輸部門での削減対策が重要でございます。

主な対策といたしましては、「おきなわアジェンダ21県民会議」等と連携をし、県民・事業者などへ地球温暖化防止に向けた取り組みの実践を促進するため、県民環境フェアなどの普及啓発活動を実施いたしております。

特に、今年度は「地球温暖化対策 九州・沖縄・山口統一キャンペーン」として適正な冷暖房の取り組みや、ノーマイカーデー強化月間、そしてエコドライブの普及等を九州各県と共同して実施をいたしております。

県としましては、今後とも県民・事業者などと連携をし、県計画の目標達成に向け取り組んでいきたいと考えております。

同じく環境問題の中で、レジ袋の全県有料化の時期と削減目標についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

レジ袋有料化につきましては、県内の大手小売事業者と自主協定締結に向け調整しているところでございます。ごみの減量と地球温暖化の防止のため、できるだけ早く有料化を推進していきたいと考えております。

削減目標につきましても調整中ではありますが、2010年までに県内使用量の80%削減を目指したいと考えているところでございます。

目標を達成しますと、推計ではありますが約3億1200万枚のレジ袋削減になり、原油に換算いたしますと約5700キロリットルの削減効果、そして二酸化炭素削減量に換算いたしますと約1万8700トンに相当する削減効果があると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 新石垣空港建設についての中、赤土等流出防止、地下水保全対策についての御質問にお答えします。

赤土等流出防止対策及び地下水保全対策については、事業区域内に浸透ゾーン等を設置し、工事中の濁水処理及び雨水を地下浸透させることにより、赤土等が事業区域外へ流出するのを防ぐとともに地下水環境の保全を図っております。これまでも施設機能が十分に発揮できるよう、降雨時には赤土監視パトロールを実施するとともに、浸透池等の管理点検を行い適切な措置をしてきたところであります。

去る6月7日の集中豪雨による事業地外への赤土の流出については、速やかに排水管等の復旧など応急措置を施した上、6月30日に建設工法モニタリング委員会の指導助言を受け、現在、浸透池の容量の拡大など対策を講じているところであります。

今後とも、赤土等流出防止対策については、集中豪雨時における監視を強化するなど、委員会の指導助言を得ながら万全を期して工事を進めていきたいと考えております。

続きまして、人工洞窟についての御質問にお答えします。

人工洞窟については、平成19年5月に小型コウモリ類が避難場所として利用することを目的に設置し、これまで洞窟内における湿度、温度などのモニタリング調査を実施するとともに、洞内環境の改善に向けて取り組んでいるところであります。

小型コウモリ類による人工洞窟の利用状況については、平成20年3月、5月及び6月の3回にわたり専門家による調査を実施したところ、洞窟内の数カ所で小型コウモリ類のふんが発見され、コウモリによる利用が確認されております。この調査結果については、去る7月3日に開催された「小型コウモリ類検討委員会」においても報告されております。

県としては、今後とも委員会の指導助言を得ながら洞窟内のさらなる環境改善を図る等、小型コウモリ類の利用促進に向けて取り組んでまいります。

続きまして、新空港のターミナルビルの概算工事費についての質問にお答えします。

新空港のターミナルビルの建設については、現在、検討委員会で施設及び運営計画等を策定するための協議検討を重ねているところであります。

概算工事費については、会社設立に当たって施設計画の規模等が決定した段階で公表ができるものと考えております。

続きまして、アクセス道路に対する県のリーダーシップと今後のスケジュールについての御質問にお答えします。

新石垣空港アクセス道路については、石垣市長を委員長に各字の公民館長、石垣市観光協会等、地元の関係機関で構成する「新石垣空港アクセス道路等検討委員会」においてルートが選定され、6ルート案まで絞り込まれておりますが、まだ最終案の選定に至っていない状況にあります。

当該道路については、新空港へのアクセス向上により八重山圏域全体の振興を図る観点から、県としてその必要性を認識しているところでありますが、道路事

業を取り巻く近年の社会状況は、国における公共事業の抑制方針や道路財源問題等に見られるように、極めて厳しい状況にあります。

このような社会状況を踏まえ、当該道路の事業化については、ルートの選定を初め道路整備に対する地元の合意形成が不可欠であると考えております。

県は、去る6月に石垣市長及び白保地区に対して当該道路の整備のあり方に関する県の考え方を説明したところであります。今後、その他の地元関係機関等に対しても適宜説明会を開催し、検討委員会での最終ルート案の選定を踏まえ早期事業化に向けて取り組んでいく考えであります。

続きまして、産業振興の中の県営新川団地の改築についての質問にお答えします。

県営住宅の建てかえについては、平成13年度から22年度までの10年間を計画期間とする「沖縄県公共賃貸住宅ストック総合活用計画」に基づいて推進しております。その中で、昭和51年度までに建設された10団地を選定し、現在、順次建てかえを進めているところでありますが、昭和54年度に建設された新川団地はこの中には含まれておりません。

なお、平成22年度において新たな活用計画を策定することとしており、新川団地を含む対応の必要な既存団地の全面改築・改修等の方針を定めることとしております。

続きまして、水難事故防止対策についての中身の、水難事故発生後の対策についての御質問にお答えします。

先月6月8日に石垣新川川で幼い2人の兄弟が水死するという痛ましい事故が発生したことに対して、お二人の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様にご心よりお悔やみ申し上げます。

事故発生後、八重山支庁においては事故箇所の点検を行い、バリケードの設置、除草や土砂の撤去と川の深みに石を投石するなどの処置を行っております。さらに、石垣新川川全域の点検を行い、除草等について着手したところであります。そのほかにも現在は安全さくの設置や注意喚起の看板の設置などについて検討しているところであります。

続きまして、石垣新川川の整備状況と今後の対策についての御質問にお答えします。

石垣新川川の河川改修は昭和53年度に整備着手し、下流から逐次整備を進め、計画延長3.2キロメートルのうち石垣市新川の河口部から石垣市登野城の阿武名橋付近までの約2.6キロメートルが概成しており、平成19年度末の進捗率は約81%となっております。

今後、残りの未整備区間0.6キロメートルについても地権者の協力を得ながら早期整備を図るとともに、水難防止の安全対策等についても十分配慮していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 原油高騰などによる離島への影響についての御質問で、有村産業の事業譲渡先の新会社への対応及び離島航路補助指定への支援について一括してお答えいたします。

県といたしましては、離島航路の確保を図る観点から事態の推移を注視するとともに、関係機関から情報収集を行っているところであります。

新会社への出資及び先島航路の補助指定については、今後、国や関係市町村と密接な連携を図りながら総合的な観点から県としての対応を検討してまいりたいと考えております。

同じく台湾航路の確保と保全についてお答えいたします。

台湾間の旅客輸送については、有村産業のみが輸送を行っていたため、当面の影響は避けられないものと考えております。

貨物部門については、ほかの事業者の航路変更により対応が可能であることから、大きな混乱は生じないものと考えております。

県といたしましては、今後、具体的な対応策について関係者等と連携し検討していきたいと考えております。

同じく離島航路運賃値上げの対策と支援についてお答えいたします。

離島航路においては、原油高騰により運航費用が増大し経営状況が厳しくなっており、一部事業者については値上げを実施しております。

県では、原油価格の高騰により生じた欠損額についても国及び市町村と協調して補助しており、今後とも離島航路の実情を踏まえながら、その維持確保に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 原油高騰との関連で、ガソリン等諸物価の値上げによる住民の暮らしについての御質問にお答えいたします。

最近の原油価格の高騰については、ガソリン、軽油等の石油製品だけでなく、製造・流通・販売のコスト

を通してさまざまな商品価格への影響が懸念されるところであります。

県の生活関連物価価格動向調査では、本島・離島を問わずガソリン等石油製品を初め小麦や大豆等に関連する商品について値上がりが見られます。

平成20年7月のガソリン価格は、前年同月と比較すると本島で38円、27.3%上昇し177円、離島は34円、21.8%上昇し190円となっております。

また、平成20年6月の家庭用小麦粉1キログラムは、前年同月と比較すると本島で60円、36.8%上昇し223円、離島は13円、6.7%上昇し206円、食パン1袋は本島で35円、19.9%上昇し211円、離島は24円、12.0%上昇し224円、食用油1.5キログラムは本島で113円、31.1%上昇し476円、離島は83円、20.2%上昇し493円となっております。

県としましては、今後とも県民の消費生活の安定確保を図る観点から、ガソリン等石油製品を含めた生活関連物価の価格動向を注視し、物価監視と県民への情報の提供に努めていきたいと考えております。

次に、環境問題について、漂着ごみの実態と対策についてお答えをいたします。

漂着ごみにつきましては、内閣府が平成16年度から17年度にかけて実施した離島地域廃棄物対策基本調査や、環境省が平成19年度から20年度にかけて実施している漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査により、ごみの種類や数量などが調査されております。

漂着ごみの種類では、個数、重量ともにプラスチック類が圧倒的に多く、県内有人離島38島を対象に実施した内閣府の調査結果においても、冬季、夏季ともに個数で約75%、重量では約50%の割合を占めております。

漂着ごみの清掃につきましては、県内各地において行政やボランティア等による清掃が行われており、ごみの処理については、市町村において焼却処理または埋立処分されておりますが、ごみの量や性状が多岐にわたることから、離島の処理施設では処理が困難であると指摘されております。

県としましては、国の補助制度等を活用し市町村が漂着ごみを適切に処理できるよう、指導助言等を行ってまいりたいと考えております。

次に、同じく環境問題で、漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル事業についてお答えいたします。

環境省では、平成19年度から7県11海岸において漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査を実施しており、本県におきましては、石垣島の吉原海岸から米原海岸、西表島の住吉海岸、星砂の浜及び米原海岸が調

査地域に指定されております。

本事業では、平成19年度から20年度の2年度において漂流・漂着ごみの状況や地域特性の情報を収集し、学識経験者や行政機関、関係団体から組織される地域検討会において対策を検討することとしております。

平成19年度におきましては、調査地域におけるクリーンアップ及びフォローアップ調査を各3回実施するとともに、地域検討会を3回実施し、処理費用や処理方法、ボランティアの確保などの課題を整理しております。

平成20年度は、処理コスト削減策や海岸植生帯におけるごみの回収方法、陸上からアクセスが困難な海岸におけるごみの海上運搬など、具体的な対応策を検討することとしております。

県としましては、本事業で得た結果を今後の漂着ごみ対策に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 原油高騰などによる離島への影響についての御質問で、原油高騰への支援策についてにお答えいたします。

漁船用燃料のA重油の価格は、現在1リットル当たり115.4円で、平成16年4月の35円と比較すると約3倍の価格になっております。そのため、漁業経費に占める燃料費の割合は従来の15%から約30%に上昇しており、漁業経営に深刻な影響を与えております。

国においては、燃油高騰対策として、休漁者に対する藻場の管理、干潟の清掃などの事業の実施、省エネ操業形態への転換、協業化に必要な省エネ型船外機等設備の導入などに対する補助とともに、低利資金の融資を行っております。

県では、燃油価格高騰に対する支援として、沿岸漁業改善資金による省エネ型エンジン設置等に対する無利子の貸し付け、運転資金借入れの際の融資保証を円滑化するための助成、平成20年度から燃油高騰の影響の大きい漁業者に対する漁獲共済の掛金助成を実施しております。また、全国知事会等を通じて、国に対し、漁業用燃料・資材の低廉化や省エネルギー化技術の開発など燃油高騰対策の強化を要請しているところであります。

次に、産業の振興についての御質問で、飼料運搬料金の低減化についてにお答えいたします。

八重山地域は、肉用牛生産の盛んな地域で国内でも有数の子牛生産基地となっております。しかしながら、最近の飼料価格や原油価格の高騰により、畜産農

家は厳しい経営環境にあります。

このため、県としては、離島対策として離島子牛導入奨励金の交付、子牛の海上輸送費助成金の交付など離島等肉用子牛振興事業を実施し、八重山地域の畜産農家を支援しております。

なお、JAおきなわにおいては、畜産農家の負担軽減を図るため、飼料価格の低減化など緊急的な支援対策を検討しているとのことであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 観光行政に関する御質問の中で、八重山入域観光客数低迷の原因とその対策についてお答えします。

八重山の入域観光客数は、台湾からのクルーズ客が好調なことにより、最近は前年同月を上回っておりますが、国内客については伸び悩んでいるのが現状です。

その要因は、現地で行った観光関係者等へのヒアリングによると、物価上昇等による消費マインドの低下の影響により、比較的価格の高い離島観光が手控えられたことや、団体旅行が減少したことなどが挙げられています。

国内客の誘客を図るためには、体験型観光や長期滞在型観光などを推進することにより、八重山観光の魅力づくりに努める必要があると考えております。また、海外、特に近隣アジアからの誘客にさらに取り組む必要があると考えております。

県としては、地元関係者及び石垣市、竹富町、与那国町と連携を図り、これらの施策を着実に推進してまいります。

次に、長期滞在型を目指す方策と外国観光客の増加対策についてお答えします。

長期滞在型観光の推進につきましては、今年度、ロングステイリズム推進事業を実施し体験型の観光メニューを開発するとともに、これらを活用した旅行商品の造成やプロモーション活動を展開するなど、離島地域も視野に入れた長期滞在観光客の誘客拡大に取り組んでいるところであります。

また、外国観光客の増加対策としては、石垣・与那国へのチャーター便の誘致を図るため、外国航空会社の離島を含めた県内視察支援や県内事業者とのマッチングなどによる商品造成の支援を行っております。

クルーズ船誘致については、知事のトップセールスや船会社との共同誘客プロモーションを展開しております。さらに、海外テレビ番組制作支援や観光セミ

ナー等を通して離島観光の魅力を発信するとともに、地元航空会社等とタイアップした海外旅行社招聘を行うなど、各種誘客プロモーションを展開しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 八重山・宮古地域の出先機関の統合廃止についてに関連しまして、支庁組織の改編について一括してお答えをいたします。

支庁組織の改編につきましては、地元の市町村長など関係団体から支庁存続等の要請が寄せられ、地元の理解が十分に得られていないと判断し条例の提案を見送ったところであります。

要請時における主な懸案事項につきましては、1つ目に、支庁の廃止に伴う行政サービス低下への不安、2つ目に、自然災害等に対する危機管理体制の低下への懸念、3つ目に、工事請負費に係る支庁長の予算執行権限の縮小に対する懸念等というふうに理解をしてございます。

1つ目の、支庁の廃止に伴う行政サービス低下への不安につきましては、支庁内部組織を本庁関係各部と直結させ、各執行機関の事業執行の迅速性や業務執行の専門性の向上を図り、新石垣空港の建設や伊良部大橋の整備等の重要施策を着実に推進する体制を整備することにより、行政サービスの向上に努めたいと考えております。

2つ目の、自然災害等に対する危機管理体制の低下への懸念につきましては、沖縄県地域防災計画で定められた組織において必要な情報収集や連絡調整機能を担うこととしており、危機管理体制の低下がないよう取り組んでいきたいと考えております。

3つ目でございますが、工事請負費に係る支庁長の予算執行権限の縮小に対する懸念につきましては、出先機関の長の予算執行権限の強化を図り、支庁長の予算執行権限であります1億5000万円から権限を縮小させることなく効率的な執行体制の確保に努めたいと考えております。

県としましては、今後とも地元での説明会を開催し話し合いの場を設ける等、地元の理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時1分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○教育長（仲村守和君） それでは八重山・宮古地域の出先機関の統合廃止についての御質問で、県立図書館の役割と必要性についてお答えいたします。

県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存し提供することや、公立図書館の未設置町村に対し、設置及び運営に対する指導助言等を行うなどとなっております。

県立図書館八重山分館は、地域住民への図書の貸し出し等による文化の振興を図る趣旨で、大正3年6月八重山通俗図書館として創立され、昭和27年4月琉球政府立八重山図書館に改称、昭和47年5月沖縄県立図書館八重山分館に改称し現在に至っております。

現在、石垣市では市立図書館が設置され、年間約20万冊の図書が貸し出しされ、広く八重山郡民に利用されているところであります。

一方、八重山分館の直近5年間の平均貸し出し冊数は、石垣市立図書館の5.5%と少ない状況となっております。

次に、県立図書館八重山分館の今後のあり方についてお答えいたします。

県立図書館分館につきましては、「沖縄県行財政改革プラン」に基づき、市町村との役割分担などそのあり方について検討を重ねてまいりました。現在、石垣市では市立図書館が設置されたこと。また、八重山分館は築34年と施設が老朽化し、その維持・運営が大変厳しい状況であることなどから総合的に判断したものであります。

なお、昨年廃止に伴う地域説明会を石垣市等で実施してまいりました。その際の主な要望としましては、八重山地区では移動図書館の継続、郷土資料の地元への寄贈などがありました。

このことから、分館が所有している郷土資料等を市立図書館や学校等に寄贈するとともに、当該地域の図書館サービスが低下しないよう、一括貸し出しや相互貸借などの利用促進を図り、その支援・充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、産業の振興についての御質問で、八重山養護学校の工事の概要と進捗状況についてお答えいたします。

八重山養護学校の校舎は、建築されてから28年が経過し、老朽化していることから、今年度から21年度までの2カ年事業として全面改築し、新たに幼稚部、寄宿舎も整備することとしております。現在、設計を行っているところであり、今年末に設計を完了し、年

度内に工事を発注する予定であります。

県教育委員会としましては、事業実施に当たり、現場の実情を踏まえ、学校、PTA等の理解を得ながら進めていきたいと考えております。

次に、地元企業への発注についてお答えいたします。

県立学校の増改築につきましては、土木建築部に予算を分任して事業を執行しているところであります。

県では、公共工事の発注に当たっては、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、工事の規模、工種によって入札参加登録業者の中から、会社の総合評点や実績等を勘案した上で、地元企業に配慮し、優先的に指名して発注しております。

県教育委員会としましては、土木建築部と連携し、今後ともできるだけ分離・分割発注を行い、地元企業の受注機会の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） マリンレジャーに対する事故防止の取り組みと業者への施設整備の指導についてお答えいたします。

本年6月末現在、県内の水難事故は19件発生し、前年同期比で7件の増加となっております。そのうち11件で12人が死亡しており、子供は2人、観光客は5人が死亡するなど、子供と観光客の死亡者数もそれぞれ前年同期比で増加しております。

なお、観光客による事故の大半はシュノーケル使用中の事故であります。

こうした水難事故の対策として、子供たちがおぼれるおそれのある海や川などの危険箇所の把握と管理者対策、関係機関・団体と連携した観光客に対するシュノーケリング安全講話・講習会の開催、週末におけるビーチ等を重点とした警察官による海浜パトロール活動を実施しているほか、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例、いわゆる水上安全条例に基づき、遊泳区域の設定と旗や浮標等による区域の明示、監視台の設置、ハブクラゲ進入防止ネットの取り付けなどについて、海水浴場開設者、マリンレジャー提供業者等に指導を行っております。

県警察といたしましては、今後とも関係機関・団体等と連携し、水難事故防止対策を強力に推進してまいります。

次に、各地区の水難事故防止推進協議会の取り組みについてお答えいたします。

各地区の水難事故防止推進協議会は、水難事故の防止に関する施策を総合的かつ効果的に推進する目的で、行政機関を中心にマリンレジャー提供業者や関係団体により構成されております。

本年6月末現在、県下14警察署管内の21地区に結成され、主な取り組みとしては、警察署員との共同での海浜パトロール活動、危険箇所、事故原因等を記載したチラシや広報紙による広報啓発活動、水難救助訓練を目的に子供を対象とする「ライフセーブ教室」の開催、水位の変化の激しい河川、安全対策が不十分な護岸等の危険箇所の改修や子供でもわかるひらがな表示の看板の設置などの施策を展開しているところであります。

県警察といたしましては、今後とも水難事故防止推進協議会と緊密に連携してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

〔辻野ヒロ子さん登壇〕

○辻野 ヒロ子さん 御答弁ありがとうございます。

それでは再質問をさせていただきます。

原油高騰の影響による離島振興の観点から、次の2点につきましては政治的判断でありますので、ぜひ知事の答弁をお願いします。

有村産業の航路存続についてですけれども、生活航路として県民生活に不可欠な交通インフラで特に旅客部門ですね、八重山の子供たちの修学旅行にもかなり影響して2万7000人が打撃を受けるということは大変憂慮すべき問題だと思います。歴史的な台湾との交易の中でも、中琉航路の再開の要請もありますし、また飛龍に代替できる船舶は今のところ存在していないということを考えますと、今手放すと沖縄本島と先島、そして台湾間の航路が断絶状況になります。ぜひ知事、新会社設立への可能な限りの御支援をよろしくお願いしたいと思います。

それからもう1点は、離島航路補助金についてですけれども、離島航路補助金の交付要綱の中で県が補助対象航路として認めていただければ決定して推薦できることになっています。

先日、資料をいただきましたけれども、（資料を掲示）原油等高騰の対策による緊急対策閣僚会議の資料の中にもございますが——これは6月26日のものなんですけれども——それにも離島など地方対策として国民生活への支援、その中に燃料費が高騰している現状を踏まえ離島航路の維持、改善を図るため、離島航路に対する補助を確実に推進するといって38億円の予

算、そして離島航路の維持等に係る地方自治体の負担のほか、離島などの地方の生活者支援に対して地方自治体がきめ細かく実施する対策への財政支援を行うと明記されております。

そういうこともありまして、ぜひこの問題、先日はまた増田大臣も石垣島白保地域と、竹富島での地域住民との懇談会などで生の声をお聞きになって離島振興の交付金の拡充を約束しておられます。今がチャンスだと思います。そういう意味では、ぜひ県選出の国会議員の先生方とも連携をしながら、ぜひ国への強い働きかけが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

それから最後に、県立図書館八重山分館の存続について、2点教育長にお伺いいたします。

先日の答弁で、今月下旬に職員を派遣し県の方針を丁寧に説明するとの認識のようですけれども、それでは困ります。ぜひ今後のあり方を廃止ありきではなく、どうすれば生かしていけるかという方法も検討する必要があると考えます。

地元の声を無視せず、理解が得られるように話し合いをしていただきたいと思います。答弁を求めます。

2点目は、ちまたでは9月定例会の県教育委員会で規則の改正がなされて廃止が決定されるのではないかと大変心配しております。そのようなことはないですよ、教育長。教育長を信じていますので、ぜひ答弁をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時15分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 再質問にお答えいたします。

まず第1問で、有村産業に対する手が差し伸べられないかということにつきましては、これはもう私も前から申し上げているように、長い歴史を持って、そしておっしゃるように台湾の航路を持っている唯一の沖縄の会社だと。そしておっしゃるように旅客部門も持っているということで、台湾の航路であるとか旅客について何とかいい方法がないものかという感じはあるわけですが、実際問題、今伝え聞くところによりますと、台湾航路も含めいろんな形の既存の船舶、運航会社がいろんな動きをしているらしいんですが、これはまだ正確な情報としては入ってきておりません。

そしてもう一つは、基本的にはこれはプライベートカンパニーになっておりますから、経営の再建の姿・形というのが経営者からきちっと出てこない、例えばおっしゃっている新しい会社の姿にしても私どもがどういうふうに手助けができるかが、実は、隔靴搔痒の感というかまだ出てきてないんですね。ですから、ここは待たざるを得ないと私は思っております。ですから、その姿・形が出てき始めてから県として何か手助けする方法がないかどうかは無論注目しながら考えていきたいと思いますが、再建の再建みたいな性格の会社になっていますから、具体的に現実に社長、経営陣がどういう姿でこれを再建しようかとしているところが極めて重要なものですから、ここの絵が見えないとなかなか私どもで経営に入っていくのは事実上非常に不可能だという面がまたもう一方であります。

ですから、何か手が差し伸べられないかという点は我々もずっと頭にあるんですが、具体的にどういうふうにといいところへなかなか手を今差し伸べる状況にありません、会社の方で。ですから、まだ時間がかかるし、我々はよく見てまいりたいというお答えしか残念ながら今のところできないということです。

それから、2番目の離島航路補助金等々につきまして、これはちょっと正確には今の有村さんのこの航路の部分が補助の対象になっていないというか、実務上の幾つかの基準がありまして、これはまた必要に応じて御説明できると思いますが、この中身について今私詳しい部分をちょっと持っておりませんので、ただしこういう時代の原油高騰はこれはもう全世界の問題で日本じゅうの問題でもあるわけで、私どももおっしゃったようにもう少し早目に実務的に詰めておっしゃるように政府、国に対してきちっと議員おっしゃる強い要請をやるべきだという点はまさにそうだと思っておりますので、またこれは直ちに対応できるようにやってまいりたいと考えておりますが、ちょっとこの離島航路補助金についての対象になる、ならぬとか、スタートのところで少し整理する必要があるんだそうでした、ちょっとここを踏まえて何か対応できるようにやれないか取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは辻野ヒロ子議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目が図書館分館の存続について、地元の声を無視せず理解が得られるように話し合いをしてほしいという御質問にお答えをいたします。

図書館分館の廃止につきましては、現時点で地域住民の理解が得られていない状況にありますので、議員がおっしゃるように地元関係者との意見交換等話し合いを行ってまいりたいと思います。今後とも引き続き地元の理解を得て進めてまいり所存でございます。

2点目に、9月の県教育委員会で規則改正をし廃止するのではないかという御質問にお答えをいたします。

県教育委員会といたしましては、現時点で地域住民のコンセンサスが得られてないと認識をしておりますので、9月の県教育委員会会議に分館廃止に係る規則改正議案を提出することはございません。引き続き地元の理解が得られるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

〔吉元義彦君登壇〕

○吉元 義彦君 こんにちは。

自由民主党の吉元義彦です。

私も今回の県議選挙において名護市区から初当選をすることができ、感激とその責任の重大さを痛感しているところであります。

私は今後4年間、「イチンユシグトゥヤ ミヌウイヌタカラ ミミヌニユアキティ チムニトゥミリ」という程順則、名護親方の「いろは歌」をしっかりと受けとめて、議員活動を頑張っていく所存でございます。

どうかよろしくお願いいたします。

それでは通告に従いまして一般質問に入らせていただきますが、その前に、質問通告締め切り後に事実を知ることができた本日の琉球新報、沖縄タイムスにも掲載されております旧上本部飛行場跡地に建設が検討されている海上自衛隊P3C送信基地問題については、長年の懸案事項として重要な問題であります。通告締め切り後に事実を知ることができ、重要な問題でありますので、事前に質問の概要を議事課及び執行部に連絡しておりますので、質問いたします。

海上自衛隊本部送信所の建設について。

(1)、海上自衛隊本部送信所の計画が中止になったとのことであるが、県は把握していたかどうか。

(2)、海上自衛隊本部送信所の建設計画中止については県はどう考えるのか、お伺いいたします。

県議会における私の質問は、私の選挙区であります名護市、そして北部地域における救急ヘリ事業の存続について取り上げたいと思います。

この件については、名護市議会を初め、北部の町村

議会が意見書を提出されてくると思います。去る3月3日、島袋名護市長から北部地域の首長ほか多くの関係者が県庁に仲井眞知事を訪ね、ドクターヘリ導入を求めて6万4000人の署名と要望書を提出してきました。しかしながら、県の立場は財政難の理由から国のドクターヘリ導入促進事業に沿った1県1機の運用により、知事は北部での必要性は理解するがなかなか厳しい、国に対してドクターヘリ事業のルールを変更改定を踏まえて取り組んでいくと回答していただきました。県が補助してのヘリ事業の存続は難しいということで国に対して法律の改正等を求めていくとの趣旨だと思います。

名護市を含む北部広域、特に医療過疎地域においての救急ヘリ事業の必要性は、平成17年4月に県立北部病院における産婦人科の休止や古宇利診療所、安田診療所の休止など、北部の住民を取り巻く医療環境は悪化の一途をたどっている状況の中で救急ヘリ搬送事業開始以来、ことし6月末までに220件の出動、そして6万4000人の署名数から見ても御理解いただけるものと思います。

通常、救急車なら走行距離が100キロを超える広範囲な北部地域でも、救急ヘリなら15分程度で医師が到着する。これは救急医療における劇的な変化であります。北部地域の医療体制を改善し、北部地域住民が安全で安心して生活できる環境整備が急務であると考えております。

ア、北部地域における救急ヘリ事業の必要性についての認識、そして「NPO法人 MESHサポート」の設立について知事にお伺いいたします。

これまでの救急ヘリの実績及び必要性についてどう認識しておられますか。また5月28日、北部地区医師会病院の記者会見で資金難を理由に救急ヘリの運休を検討していることを明らかにしました。同時に、県内初のNPOでの救急ヘリ運用も発表しました。そのことについてもお考えか知事の御所見をお聞かせください。

イ、北部地域における救急医療体制、救急ヘリ体制の整備について。

県の北部地域での救急ヘリ事業への取り組み、また救急医療整備は財政的な問題もあり、ドクターヘリ事業を導入予定の浦添総合病院へのヘリ、ヘリポートは読谷村を予定し、北部地域もカバーできるとの判断があると思うのですが、本島最北端の国頭村や遠距離にある伊平屋村、伊是名村ではたとえ数機配備されたとしても15分以内に現場到着を果たすことはできず、初期治療の観点やおくれによる後遺症の発生等、救命率

の向上にはつながらないと思います。また、年間500件を超える要請を1機のドクターヘリでカバーした場合、救急事案の重複は避けられず、ドクターヘリ1機での対応は不可能であり、地域医療格差の解消にはつながらないと思います。

県として具体的にどのようにして北部地域の救急医療体制を確保するのか、また施策を講ずるのかお聞かせください。

ウ、救急ヘリ事業存続に対する県民の高まりつつあるコンセンサスについて。

5月31日土曜日、午後1時より沖縄テレビにてこの救急ヘリ事業の取り組み、「ヘリコプターを私にください～すべては命のために～」がドキュメンタリーで取り上げられました。この中にもごらんになった方がおられると思うのですが、この番組の後、県民・市民からの反響は予想以上のものだったそうです。励まし、激励のメールが多数寄せられ、実際にNPO法人に寄附の申し出をなさる方も出てきました。また、団体はヘリ存続を目指して賛助会員を募り、これまで200人以上の加入と370万円の支援金を集め、運用費用に充て、今月15日までのヘリ運航を継続すると発表している。またNPO法人代表小濱医師のもとには、多数の講演依頼が舞い込み、これも県民の関心の高さをうかがわせます。

このように、県民そして名護市民のヘリ事業存続に関するコンセンサスはできつつあると思うのですが、知事の見解はいかがでしょう。

全国にはこのような北部広域に似た医療過疎地域が多数ありますが、今後各地で民間にせよ、公的にせよ、救急ヘリ事業が導入されてくると思います。その際のモデル事業として今回の救急ヘリ事業は仲井眞知事のリーダーシップを発揮して進めていくべきだと考えますが、知事のお考えについて伺います。

エ、1県複数機設置について厚生労働省に要請すべきと考えるが、県の見解について。

国会では、参議院厚生労働委員会の質疑にて島尻安伊子参議院議員が舩添厚労大臣に対して、ドクターヘリ事業1県複数機の運用を求めています。その答弁で舩添大臣は静岡県が1県2機、うち1機は県の単独事業でやっております。沖縄のことで考えると日本全国で県境を越えてヘリが動かないといけない。頑張っ来年度は予算をつけてドクターヘリをもっとふやしていきたい。特に離島を抱える沖縄県は本当に生命線になります。ですから、今、北部地区医師会病院が行っている取り組みを何とか活用したい。沖縄を初め広大な地域を抱えるところには複数機ある必要性が

あると思います。全力を挙げて取り組みたいと思います、と踏み込んだ発言をなされております。

その答弁を受けて沖縄県として、政府・厚生労働省に対して1県複数機設置について要請すべきと思いますが、県の見解について伺います。どうか北部地域の救える命を救うことを念頭に、知事のこれまで以上の取り組みをお願いして次の質問に移りたいと思います。

次に、普天間飛行場の代替施設について知事にお伺いします。

この問題については諸先輩方により活発に議論されており、時間の関係もありますので経緯等のお話は差し控えさせていただき、代替施設の早期実現についての知事の率直な意見をお聞かせ願いたいと思います。

普天間移設措置協議会は内閣官房長官主導で進められている中、沖縄への思いが強い町村官房長官の存在は大変大きいものだと考えます。6月24日、仲井眞知事は移設案の沖合移設要求も含め町村官房長官に内閣改造前の政府への対応を要求したという新聞報道がありますが、この会談の内容について伺います。

第7回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会において、島袋吉和名護市長は、「普天間飛行場の代替施設につきましては、地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことがないように、最大限の配慮を行うとともに、地元や関係機関、団体等の意向を踏まえ、適切に対応していただく必要があると考えております。代替施設の位置及び規模など建設計画につきましては、安全性の向上や航空機騒音の軽減等、住民生活への影響を最小限に抑えるという観点から、可能な限り沖合への移動などについて、本協議会での十分な協議を行う必要があると考えております。」と発言されております。

私は、名護市から選出されている議員として、知事におかれましては、今後とも地元で汗をかいている島袋名護市長と連携をとり、常に意見交換をしつつ政府との交渉に当たってほしいということを思うのですが、知事の御見解をお聞かせください。

これまで仲井眞知事は、移設案の沖合移動要求も含め3年以内の閉鎖等、政府に対し強く求め神経を削りながら交渉されていると思います。日米両政府は、2014年までの移設完了を確認しているとお聞きしております。仲井眞知事におかれましては、島袋吉和市長としっかりと連携をとって、今年度じゅうに方向性をきっちりと決めるよう、政府と交渉していただきたいと思います。次回協議会に向けて仲井眞知事の決意に

ついてお伺いいたします。

次に、我が党の代表質問との関連について、産業の振興の観点より原油価格高騰対策について伺います。

原油価格の影響を受け、ボイラーの燃料として使用しているA重油の価格高騰は、食肉センター等を維持・運営していく上で甚大な過重負担となってくるものと思料されます。3月末時点で単価1リットル当たり86円が毎月のごとく上昇を続け、7月には119円となり、1リットル当たり33円の大幅な上昇となって、年間負担額は約2300万円の経営コストが増大することになり、食肉センター等を維持・運営していくことは極めて困難になるものと予想されますので、行政の支援策が必要であると考えますが、県の見解について伺います。

以上、御答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 吉元義彦議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず第1に、基地問題の中で、6月24日の官房長官との会談についての御質問にお答えいたします。

町村官房長官には、普天間飛行場移設措置協議会の主宰者として、これまで4回の協議会を開催していただいており、これまでも協議会の場などにおきまして、普天間飛行場を含むさまざまな問題について意見を交換してまいってきたところでございます。

6月24日の会談では、県政全般について幅広く意見を交換し御助言等をいただいたところでございます。

これは、無論協議会のまとめ役をやっておられますけれども、今度の普天間飛行場の移設問題だけではなくて、那覇空港の1本の滑走路の話であるとか、この間も答弁させていただきましたが、いろんな話をしたところでございます。

次に、同じく基地問題の中で、名護市長との連携・協力をしっかりやってはどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきましては、名護市長や地元行政区の皆様、そして周辺市町村長ともさまざまな形で意見交換をし情報交換を交わしながら、代替施設の位置など移設に係る諸問題の解決に努めているところでございます。移設が円滑に進むよう、今後とも、移設先である名護市長の意向をよくお聞きしながら、政府と協議を重ねてまいります。

これはもう議員のおっしゃるように当然のこととございまして、この10年以上前から名護市で受け入れていただく方向で進んでおり、今度はまた場所が陸側

に寄りましてけれども、基本合意をされておられる。もう当然のこととして名護市及び宜野座村、その周辺の皆さんと意見を交換し、むしろ意見を合わせて、手をつないで前へ進めていくというのは全くの基本動作だと思っておりますので、今おっしゃったとおりやってまいりたいと考えております。

次に、同じく基地問題の中で、次回の協議会に向けた決意についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

次回協議会では、これまでの協議会での協議結果や事業の進捗状況を踏まえ、今後の協議の進め方等について意見交換がなされるものと考えております。

私は、普天間飛行場移設問題につきましては、今後とも、地元の意向や環境などに十分配慮しつつ政府と協議をし、確実な解決を図ってまいりたいと考えております。

協議会では無論名護市長さんともども出席をし、政府と意見交換をしているわけですが、これまでも何度か答弁させていただきましたけれども、大臣が五、六人おられるわけですが、防衛大臣が私が知事になってから4人かわっておられるとか、異動が非常に大きいものですから、協議会の中でどこまで意見交換が進み、進んでないのか、とまっているのかがきちんと確認されてない部分があります。ですから、次の協議会についてはどこまでが意見が一致し、一致してないかなどなど、これまでの協議の内容の確認が必要だと私は考えております。ですが、まだこの内容については、無論政府とすり合わせをするべきものですから、まだきょう現在どこまで進んでいるか、私もちょっとつかんでおりません。ただ、議員仰せのとおり、よく地元の皆さんと意見を交換し、意見を合わせてしっかりやってまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 医療問題についての御質問の中の、北部地域における救急ヘリ事業の必要性和NPO法人設立に対する認識についてにお答えいたします。

多くの離島や僻地を有する本県において救急搬送体制の充実が重要であり、救急医療用ヘリコプター、いわゆるドクターヘリを導入することにより、救命率の向上や後遺症の軽減を期待しております。

県では、国の補助を受けまして今年度から救急医療用ヘリコプター活用事業を実施し、沖縄本島北部地区

を含め本島全域及び本島周辺離島を対象に運航させることにしております。

救急医療用ヘリコプターの導入に対する国の補助は、各都道府県とも1機分で、救命救急センターにおいて運航することが補助の要件となっております。

県としましては、救急医療用ヘリコプターの年内運航に向けて着実に取り組むとともに、当該事業を継続的に維持するために今後とも努めてまいりたいと考えております。

続きまして、北部地域における救急医療体制、救急ヘリ体制の整備についてにお答えいたします。

本県におきましては、北部地域を含む5つの救急医療圏すべてに救急病院が整備されております。また、離島診療所では対応が難しい場合には、自衛隊等の協力により急患空輸を行っております。今年度から、国の補助を受けて沖縄本島全域及び本島周辺離島を対象にドクターヘリを運航することにより、本県の救急医療体制がさらに充実するものと考えております。

続きまして、救急ヘリ事業存続に対するコンセンサスと1県複数機設置の厚生労働省への要請についてにお答えいたします。一括です。

北部地域での救急ヘリ事業の存続に対する地域住民等の要望は承知しております。

ドクターヘリは、おおむね半径100キロメートル圏内、片道30分以内を対象に運航されており、県としましては、沖縄本島中部に配備することで本島全域と本島周辺離島をカバーできると考えております。

厚労省への要請に関しましては、国の今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは我が党代表質問との関連についての御質問で、食肉センターに対する支援についてにお答えいたします。

県においては、平成20年4月に原油高騰の影響を受け資金繰りが厳しくなっている中小企業者等を対象とした「原油高騰対策支援資金」を創設しており、食肉センターについてもこの資金の融資対象となっております。

また、国は6月26日に開催した「原油等高騰に関する緊急対策関係閣僚会議」の中で、省エネ効果の高い機械・設備の導入支援策など、原油等価格高騰対策を示したところであります。

国及び関係機関と連携し、これらの制度の積極的な

活用が図られるよう、食肉センターに対する支援・指導に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 海上自衛隊本部送信所の計画について、県として把握していたか、今後どう対応するかの御質問に一括してお答えいたします。

海上自衛隊本部送信所の計画につきましては、昨日、平良昭一議員に、当該送信所の具体的内容等につきましては承知しておりませんと答弁したところでありますが、昨日、新たに沖縄防衛局から県及び本部町に説明がありました。

これによりますと、送信所用地をアセロラ生産拠点施設や観光農園などに利用したいとの本部町からの要請を踏まえ、防衛省内で検討した結果、町の振興計画にも配慮し、同送信所建設計画を中止したとのことです。

県としては、当該建設計画の中止は本部町の意向に沿うもので、同町の今後の振興・発展に資するものであると考えております。

今後、県といたしましては、本部町や住民の意向を十分に把握し、また、沖縄防衛局の考え方についても説明を求めてまいりたいと考えております。

同地域の利活用については地元との連携を密にし、必要な支援策などについて検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

〔吉元義彦君登壇〕

○吉元 義彦君 それでは3点ほど再質問をさせていただきます。

また、本日は名護市から市議団が応援に駆けつけております。大変力強いです。ありがとうございます。

それでは、救急ヘリ事業について再質問させていただきます。

まず1点目、中部域に配備された場合、先ほど部長は30分以内に現場到着が可能であるということを答弁しておりますが、例えば先ほど申し上げましたが、伊是名とか伊平屋、あるいは最北端の国頭の遠距離でも30分以内に到着できるのか。私は15分が一番望ましいというふうにお伺いしてきたんですが、例えば、30分でも初期治療の観点のおくれによる後遺症の発生、あるいは救命率の向上につながるのかどうか、その点お伺いいたします。

また、年間500件を超える要請があるということも

お聞きしているんですが、1機のドクターヘリでカバーした場合、この救急事案の重複が出てきはしないか。そういうことにより、今救える命を本当に救うことができるのか、その辺大丈夫かどうかということをお聞きします。

それから、きのうの仲井眞知事の答弁では、ドクターヘリ2機についてはもう少し時間をいただきたい。走りながら検討してもいいのではないかというふうな答弁だったのかなと僕は理解しておりますが、再度国に対して沖縄県の事情等をしっかり訴えて、ドクターヘリ事業のルール変更、あるいは法律の改定に取り組んでいく、舛添大臣に要請していくのかどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。

また、普天間代替施設については、私は要望をしておきたいなと思います。

私は、普天間代替施設について、辺野古への移設を容認し、島袋吉和名護市長を支える与党市議としてこれまでやってきた立場から、仲井眞知事には大変御苦労をかけていることと、また期待をしているところもあります。

このたび開催される第8回協議会において代替施設の位置や規模など建設計画について協議され、沖合の移動について早急に結論を得る必要があると思っています。

また、仲井眞知事におかれましては、既存基地内及び代替施設の建設に関する工事等については、地元企業の優先活用や雇用等に最大限配慮を行うよう、国に対しまして強く求め実行させるように要望いたします。

さらに、移設に関連する諸課題や地域の振興策及び地元からの要望事項につきましては、誠意を持って対応していただきたいと考えます。

今後とも引き続き地元の意見を最大限尊重し、島袋吉和名護市長と連携し、解決に向けて頑張っていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） ドクターヘリの話は伊波部長から答弁させていただきますが、この普天間移設についての議員のお話をいただきまして、私の方も、まず名護の市長さんを初め、名護の地元の皆さん、そし

て宜野座村周辺の北部の皆さんとよく連携をし意見を交換して、きちっと前へ進めたいと思っておりますし、それから私、名護市長さんも前から政府に対して申し上げていることは一緒に、沖合への移動であるとか、それは本当に危険性なるべく離すということと、騒音を減らすということで、これは何度もこちらで申し上げてきました。

それから、いろんな環境を避けるという話、そしてまた環境審査会も今、政府の案がそのまま置いていかれて、あれは動いていますから、今、準備書の段階に向かって進んでいます。それから評価書というようなことであと1年以上はかかると思いますが、そういう調査を踏まえた形の段階へ今進んでいるわけですね。

ただし、これは私が名護市長さんと一緒に申し上げている沖合への転開、それから環境関係の様子、環境関係からの注文をきちっと取り入れてくださいよということ、それから私はさらに普天間の危険性の除去、閉鎖状態を3年めどにつくると、この部分もしっかりと政府として取り組んでもらいたいというこのところがまだ明快な答えをいただけないまま1年半たっているわけです。ですから協議会で、前と違って率直な意見交換はできるようになりました。ですから、こういうのを踏まえてきちっと名護の皆さんとは一緒になって進めてまいりたいと考えております。

ひとつ誤解のないようにしたいんですが、私の方で無理難題を言って何か邪魔しているわけではありません。政府の方がささやかな要求を聞かないから時間がたっているように見えているだけですが、ただ環境アセスはそのまま進んでいますので、ただあのまま進めても意味はないですよと僕は申し上げているわけです。

そういうことですから、ひとつぜひ意見をよく交換しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく御指導のほどお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） ドクターヘリの再質問にお答えします。

まず、中部地区から30分以内という設定でございますが、一応読谷の飛行場、ヘリパッドがあるんですけども、そこから伊平屋・伊是名へは26分前後となっております。それから、実は久米島が一番遠くて31分というふうな状況でございます。

これに関しましては、5分で大丈夫、それからいろんな症状によりましてその状況は変わりますので、一応今のところ30分圏内を想定しているということでござ

います。

それから複数機の件に関しましては、今現在も例えば有視界飛行でしかドクターヘリは運航できません。それから夜間、それから南北大東とか、そちらに関しましては1時間ぐらいかかるものですから、現在も自衛隊機をお願いいたしております。

そういうことで、昼間でも夜間でも複数機の場合は自衛隊機をお願いしたいというふうに考えております。

それから、要請に関しましては、要請してもいいんじゃないかと知事はおっしゃっておりますので、チャンスがありましたらそういうことにしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 こんにちは。

沖縄市の桑江朝千夫であります。

私とともに、初当選を果たした新人議員の皆さん、同僚議員の皆さん、今後一緒になって頑張ってまいりましょう。

そして、仲井眞県知事、両副知事を初め部局長の皆さん、そして県庁職員の皆さん、どうぞよろしくお願いをいたします。そして、一番気を使わなければならない先輩議員の皆さん、今後の御指導をどうぞよろしくお願いをいたします。

私は青年会議所の出身であります。最近、大変うれしいこと、驚くべきことがあったことを報告させていただきます。

那覇青年会議所の安里繁信君が社団法人日本青年会議所の会頭に内定をしたということです。

日本青年会議所は、全国に700くらいの会議所があるんですね。そして4万人の会員を有している大きな全国組織の団体です。この日本青年会議所のリーダーがこの沖縄から誕生したということを大変喜んでおります。彼は今後この4万人を束ねるだけではなくて、この沖縄県の青年会議所の代表としてではなくて、日本青年会議所の代表として世界のJ Cで活躍するわけなんです。これを考えるとすごい、素晴らしいことだなと思います。

経済自立を目指す我が県ももう既に若者たちは全国

規模で動いて自立している者、大変頼もしく思います。彼だけではなくて沖縄尚学高校は2回も全国制覇をした。夏に行われる北京オリンピックも重量上げで女子が出る。北京パラリンピックには陸上とかライフルですね、そして車いすバスケットなどでも沖縄から出ると。本当にこの日本全国で活躍している若者たちを見ると頼もしく思うし、私はここで改めて思うことは、こういう若者たちが自由闊達に活動できる、活躍できるチャンスの多い環境を私たちはつくらなきゃいけないのではないかとそういう気がしております。

一般質問を行います。

通告どおりに行いますが、まず中部合同庁舎建設であります。

この計画は六、七年ほど凍結されていた事業計画でありましたが、仲井眞知事の英断で復活した計画であります。沖縄市民はもとより中部に在住する方々、特に企業を営む経済人にとって大変感激し期待するものであります。ここでお礼を申し述べます。ありがとうございました。

そしてこの中部合同庁舎についてお伺いをさせていただきます。

完成までのスケジュール、そして完成後の職員の配置をお聞かせください。

次に、東部海浜開発リゾート計画事業についてお伺いいたします。

これは東部海浜開発計画と言ったり、マリシティー泡瀬とかそういった名称でも呼ばれてはおりますが、東部海浜開発リゾート計画事業と私は言わせていただきます。

先人たちがコザと美里が合併した後の事業であります。沖縄市が基地経済から自立しなければならない。自立経済を目指し、もう土地のないこの沖縄市が海に新地を求め国際文化観光都市の形成を目標に、東部海浜開発リゾート計画事業が策定されたものです。タイミングよくといいますか、仲井眞県知事は具体的な数値目標、観光客1000万人を達成するんだという目標を掲げております。その知事のお考えの中にこの沖縄市ができる東部海浜リゾート計画がどれぐらいの役割が担えるのか私はとても期待をするものであります。知事はどれぐらいを期待しているのでしょうか。

この1000万人目標とこの東部海浜開発事業の位置づけというものをお聞かせいただきたい。

次に、教育行政についてお伺いをいたします。

学力向上対策については大変しっかりと取り組まなければならないと私は思っておりますが、ここで全国最下位から抜け出すための施策の前段階の改善策

の策定に取り組んでおられると聞いております。

イ、生活実態調査は行ったのか。

ロ、それをもとに調査等把握をし改善策を見つけ出すと教育長がおっしゃっておりますが、改善策の策定には至っておるのか。

ハ、教員の指導力強化を図るべきかお伺いをいたします。

次に(2)、こども未来ゾーンの役割、必要性をどう考えるか。

こども未来ゾーンについて、これは相当な歴史があります。

特殊法人南方同胞援護会が沖縄の子供たちに動物園をつくってやりたいとの方針から、幾つかの誘致先の中から当時のコザ市を決めて誘致をし今に至っております。紆余曲折がありました。つぶれるのではないが、そういった紆余曲折があり、新財団になり、現在こども未来ゾーンとしてしっかりと子供たちの誘客も定着をし順調に行ってはおりますが、今年度の県の補助金が1000万円減額されたということに落胆をしております。

沖縄市はこの未来ゾーンに指定管理団体へ委託金として沖縄市が1億9000万出しているんです。そういうこともありまして私はお伺いをしたいんですが、この動物園を有することも未来ゾーン、その役割は沖縄市の財産ではなくて沖縄県全体の財産だと私は考えます。どういう位置づけでしょうか。そういう沖縄県の財産だという意識があれば、イ、補助金から負担金への移行ということは考慮できないでしょうか、それをお伺いをいたします。

次に、米軍直轄事業、直接発注事業についてであります。

これは那覇商工会議所も大変興味を示しております。米軍発注契約県内企業拡大事業として那覇商工会議所がスタートさせたと。年間約600万円以上も発注されるというこのビジネスチャンスをしっかり生かしていこうとセミナー等いろんな方策を練っているようではあります。私は、600億というすべての業種ではなくて今回は建設関連に関してのみお聞かせをいただきたいと思います。

米軍から直接発注されるこの工事、事業、建設工事の発注について。

イ、年間発注の総額と件数、ロ、県内業者の受注率、そしてハ、今後この大きな事業といえますか工事量がある中で県内企業が受注できるための方策はあるんでしょうか。今後の対策があればお聞かせください。

5番については、沖縄市の経済界、市民団体が現在の警察署の位置で強く要望をしているようであります。どうぞ市民の意向を十分にお酌み取りいただきたいという要望だけにかえて5番は締めさせていただきます。

1回目を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 桑江議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、中部合同庁舎に係る御質問で、スケジュール、その他職員の配置についてという御趣旨の御質問にお答えいたしますが、これは1の(1)と(2)は関連いたしておりますので、一括して答弁させていただきます。

中部地域の県の出先機関は、広範囲に分散して所在をしております。また、老朽化が著しく建てかえの時期に来ていることなどから、各出先機関を集約する中部合同庁舎を建設いたします。

行政棟の建設につきましては、平成19年度に実施設計を完了いたしており、工事は本年10月に着工し、平成21年9月の完成を予定いたしております。

主な入居機関は、コザ県税事務所ほか6機関を予定いたしております。職員の数、約270人を想定いたしております。

合同庁舎を建設することにより、効率的な行政機能の充実と地域住民へのなお一層の行政サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、米軍の直接発注工事に関する御質問ですが、この4の(1)のア、イ、ウの年間の発注の総額とか、それからイが県内業者の受注率、ウが今後の対策等々でございますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

米国防総省発表の資料によりますと、2005年度建設工事の総額は308億8900万円であり、契約件数は2525件となっております。そのうち、県内企業の契約件数は770件で全体の30.5%、金額にいたしますと89億9200万円と全体の29.1%となっております。

県では、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づきまして、昨年に引き続きことしも在日米軍沖縄地域調整官へ文書で要請したところであります。今後とも県内建設業者の受注機会の増大に努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 東部海浜開発リゾート計画事業の中の、観光客1000万人目標との位置づけについての御質問にお答えします。

沖縄県が年間観光客数1000万人目標を達成するためには、沖縄観光の大きな飛躍に向けた基盤づくりが課題の一つであると考えております。

東部海浜開発事業は、沖縄市の国際性や中城湾の静穏な海域の特性を生かした国際交流リゾート拠点や、海洋性レクリエーション活動拠点の形成等を図るものであり、沖縄市の要請を受け、中城湾港泡瀬地区において国及び県が埋立事業を進めているところであります。

本事業は、本島中部東海岸地域はもとより県全体の観光振興を図る上で重要な基盤づくりであると考えております。

県としましては、引き続き環境保全に十分配慮しつつ、国及び沖縄市と連携を図りながら事業を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育についての御質問で、学力向上対策の取り組みの関連で生活実態調査についてお答えいたします。

本県における児童生徒の生活実態調査は、これまでも隔年で実施してきており、昨年度から実施されている全国学力・学習状況調査においても児童生徒質問紙によって同様の調査が行われております。

これまでの調査から、本県の児童生徒は全国に比べて起床時刻が遅いことや小学生の就寝時刻が遅いこと、中学生の学校の授業時間以外に勉強する時間が短いこと等がわかりました。さらに、基本的な生活習慣が学力に影響していることも分析結果から明らかになりました。

今年度、県が行う児童生徒の生活実態調査につきましては、これまでの調査で明らかになった課題を解決するために、さらに詳細なデータが必要となることや、全国学力・学習状況調査と類似の調査内容について整理を行う必要があることから、現在、調査内容を検討中であり、調査の実施は9月を予定しております。

次に、改善策の策定についてお答えいたします。

昨年度の全国学力・学習状況調査の分析結果から、本県の児童生徒は、知識・技能を活用する力や基本的な生活習慣、学習意欲などに課題があるものととらえ

ております。

県教育委員会においては、これらの課題の改善を図るために、沖縄県検証改善委員会を設置し分析検討してまいりました。当検証改善委員会の提言を受けて、学力向上主要施策「夢・にぬふぁ星プラン」の補完版として、「「確かな学力の向上」支援プラン」を策定し配布したところであります。

また、各学校の授業改善の支援や家庭における学習習慣の確立を図るために、「授業実践事例集」や「家庭学習の手引」を作成・配布し活用を図っているところであります。

特に、児童生徒の知識・技能を活用して課題を解決する力を育成するために、習得・活用・探求型の学習を取り入れた授業改善など、わかる授業の構築に向けて取り組んでいるところであります。

県教育委員会としましては、各学校の授業改善の状況を把握し、今後の改善に生かしていくために、これまでの達成度テストを見直し、沖縄県学力到達度調査を実施し、児童生徒の確かな学力の向上を図っていきたいと考えております。

次に、教員の指導力の強化についてお答えいたします。

教職員はその職務を遂行するためにみずからの資質の向上を図り、自発的、積極的に研究と修養に努めることが重要であります。

県教育委員会では、教職員のライフ・ステージに応じた研修機会を確保し、円滑かつ効率的に教職員研修を実施しているところであります。

特に、本県教育の最重要課題である児童生徒の学力の向上を研修の軸に据えて、確かな学力の指導の充実を目指し、常に教育実践に基づいた研修事業を推進しているところであります。

さらに、各学校における校内研修の充実を図るとともに、教職員の経験年数に応じた研修、管理職や各主任などの職能別研修、当面する教育課題について組織的・計画的に実施する課題研修、教科・科目を中心とした専門研修及び県外・海外に派遣する特別研修を推進するなど教師の資質向上に努めているところであります。

県教育委員会としましては、学力向上対策の数値目標を掲げ、今後とも児童生徒の確かな学力の向上を目指し、学校、家庭、地域を網羅した県民ぐるみの取り組みを引き続き展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 教育についての御質問の中の、こども未来ゾーンの役割、必要性についてにお答えいたします。

こども未来ゾーンは、沖縄の未来を担う子供たちが新しい時代を築いていく知恵・感性・想像力をはぐくむ場となるものであり、県内に類似施設はなく、沖縄県全域の児童の健全育成に大きく寄与しております。

こども未来ゾーンには、「ワンダーミュージアム」、「チルドレンズセンター」、「ネイチャーランド」の施設があり、県内全域の児童の情操教育や自然環境教育などに重要な役割を果たしていると考えております。

続きまして、補助金から負担金への移行についてにお答えいたします。

県では、昭和47年「沖縄こどもの国」開園以来、運営主体である「財団法人沖縄こどもの国」へ補助をしてまいりました。しかし、「財団法人沖縄こどもの国」の解散に伴って、新たに平成15年に「財団法人沖縄こども未来ゾーン運営財団」が設立され、同財団に運営が引き継がれております。

県は、こども未来ゾーンの設置者である沖縄市に補助金を交付してまいりました。県としましては、これまで同様、今後も補助金として支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 まず2回目の質問であります。

こども未来ゾーンの件から、補助金でそのままでいくということですが、こどもの国、こども未来ゾーンができた歴史から話したわけなんです、動物園を有するこの施設、沖縄県全体の財産であると思います。補助金をカットされる、いわゆる補助金は変動相場制みたいなものですから。

なぜカットされたかという、政策的なもので一律カット。しかし、それと今こども未来ゾーンがいいイベントで黒字になってきている。これは物すごいいいイベントができた、そういった企画をする、実行するからお客さんが来るんですよ。それで黒字になる。しかし黒字になったからといってまたカットされると、今度はこのイベントをまた質を落とさざるを得ない。そうすると目に見えていますでしょう。こういった苦しみをずっとこどもの国は味わってきたんです。ですから、県共有の財産とするのであれば、この財政の逼迫した沖縄市でさえも指定管理者運営財団に1億9000

万ですよ。ぜひとも動物園を有する子供たちのこども未来ゾーンに負担金として出せないか、もう一度考慮、研究していただきたいと思います。

そして、学力向上対策について、この生活実態調査、隔年ごとにやっているということですが、この低下をした原因というものもさまざまあると思うんですが、沖縄市は2学期制なんですね。この2学期制の地域と3学期制のままであるところとの違いはあるんでしょうか。そこもお聞かせいただきたいと思います。

次に、米軍の直接発注工事について、これは308億もの工事料がある。その中で89億、29%しか受注できてない状況。あの基地の中に、フェンスで囲まれた我々の土地の中に住宅の建設や改修や多くの工事が300余りもある。つまり埋蔵金が埋まっているんです、言うところを言わせていただければ。これを獲得したい企業、地元の業者、そこにビジネスチャンスがあるというのは当然のことで、ただ、なぜそれができないかということは皆さんよく御存じだとは思いますが。ボンド制という保証金制度がある。公共工事であると10%でしょうけれども、これはアメリカ発注であり、アメリカのルールの中でですからいたし方ないのかもしれない。それを変えようとする努力なのか、どうしていくのか。つまり、ボンド保証金というのは100%なんです。それは500万や600万の工事を受注するとそれだけ準備をする、それぐらいはできるでしょう。あるいは損保会社とか銀行とか、西日本保証協会がそれぐらいは沖縄の業者でも準備は保証できるということはあるかもしれません。でも、魅力的な工事というのはやはり大きなものですよ。6000万とか1億とかそれぞれ2億とか。技術的にもできる、すぐそばにあるそれに手が届かない。いや、手は届くんだけれども道具がないんですね。保証してくれるところがないんです、100%ですから。そこら辺の対策をぜひ研究できないものかなと思います。

例えば、国が北部振興策で毎年100億出しているじゃないですか。そういったものも西日本保証協会とか、あるいはどこかにこの米国発注工事の請負に限る保証金として100億を基金として置いておく、どこかに任せておく。工事を完了すると戻ってくるんですから。今、それを保証する手だてがないから、バックがないからこの埋蔵金をどうすることもできない。ブルドーザーを用意して貸してくださいよという、そのブルドーザーを貸すところはないんです。それはやはり国と一緒にその制度を、アメリカの制度ですから見直すのではなくて、そこに入っていけるような研究を県はぜひやっていただきたいと思います。いかが

でしょうか。

そして東部海浜開発について、知事の1000万人目標とこの東部海浜開発事業、期待できるものだと私は思いますが、知事が期待している1000万人になると、その受け皿として十分な役目を果たしていくだろうという期待を持っているかどうかお聞きをしたいんです。どうぞお答えをお願いいたします。

そしてもう少し述べさせていただきますが、さきの選挙は大変厳しかった。我々自由民主党・与党は少数与党となりましたが、22名しっかりと通ってきました。テレビ、マスコミ、メディア等が後期高齢者医療制度を廃止をせよというようなキャンペーンを張ったような逆風の中でしっかりと我々は当選した。この22名の与党議員は、廃止を考えると一言も言わずに通ってきたんです。しっかりと見直しをする、見直しをさせるということでこの選挙戦を勝ち残ってきた。ヒステリックな選択ではなく、落ちついた、将来を見越したこの我々与党の主張で22名は通ってきたということも一言申し上げて、これも大きな民意であると申し上げます。

以上で私の初めての一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時54分休憩

午後1時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 桑江議員の再質問の中で、東部海浜開発について答弁させていただきます。

入域観光客約1000万人に向かって、我々、今その基盤づくりに努力をしているわけですが、魅力ある観光地づくりが当然これは必要となっておりまして。そういって新たな海洋性リゾート拠点として環境保全に配慮しつつ、中城湾港泡瀬地域に人工海浜やマリナー等の海洋性レクリエーション機能を導入することは、入域観光客の増大に大きく貢献いたしますので、我々としては1000万人観光客時代に全く時宜を得たプロジェクトであると考えております。

その他の御質問については、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 財団法人沖縄こどもの国に対する助成のあり方についての再質問にお答

えいたします。

財団法人沖縄こどもの国の運営を引き継ぎましたこども未来ゾーンの補助金でございますが、これは運営をかわるときに議論をした経緯があります。ですけれども、一応補助金の方が妥当であるという判断をしたようでございます。

未来ゾーンの事業に関しましては、健全育成に重要であると考えておりますので、所要の財政の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 米軍基地内の工事受注に際して、ボンド制についての再質問にお答えします。

県としましては、今後、米軍基地内における工事受注の際に県内の企業が受注できるようにボンド制——保証制度でございますが——についてこれから研究していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、桑江朝千夫議員の再質問にお答えをいたします。

全国学力・学習状況調査において2学期制の学校と3学期制の学校では学力差があるのかどうかという御質問でございますが、これまで調査・分析をしてございません。しかしながら、差はないものと考えております。

学力向上対策につきましては、今後とも学校、家庭、地域を網羅した県民総ぐるみの取り組みとして展開をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく御協力を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 皆さん、こんにちは。

私は、嘉手納出身、中頭郡区選出の自由民主党の中川京貴でございます。

議員の皆さん、そして仲井眞知事を初め部局長の皆さん、これから4年間どうぞよろしくお願いいたします。

私は、嘉手納町におきまして4期15年、嘉手納町議会議員として多くの皆様に育ていただきました。嘉手納町で実現できたことや、まだできなかったこと、その経験を生かし、県政の場で全力で取り組んでいき

たいと考えております。

私の基本姿勢は、将来において基地のない平和な沖縄県、平和な日本をつくらなければならないと考えております。基地の整理縮小は、国民の願いであり総意であります。今ある基地をどのような形で整理縮小していくか、県民に見える形で取り組まなければいけないと考えております。

それでは一般質問を通告しておりますので、順次質問していきたいと思っております。

１、基地問題について。

(1)、基地の整理縮小及び跡利用について、知事の見解を求めます。

ア、これまでの実績は。

イ、嘉手納以南の返還に関する手続等の進捗状況は。

ウ、これからの知事の姿勢は。

米軍基地は、将来においても永遠に存在するものではないが、いかなる手法を講じても今すぐなくなるものでないことは皆さんも御承知のことと思っております。

さて、三位一体構造改革が打ち出されて平成12年に地方分権一括法が施行され、これまで国が持っていた権限の一部が地方自治体に移されてまいりました。十分なものではありません。また、地方自治体が実情に応じた事業が自主的・自立的に実現できるよう、国は地方への関与を廃止・縮減し、地方権限と責任を大幅に拡大するという地方分権の観点から、国からの補助金の廃止・削減や財源移譲、地方交付税の見直しなど、三位一体改革はさらに地方自治体を抑圧するものであります。地方自治体が国や県にかわり、その役割に応じた業務を遂行するための財源である税は移されず、国からの補助金や地方交付税など頼らなければならない状況は変わっていません。本県にとりましても県民サービスや福祉サービスを低下させずあらゆる行政事業を実現していくためには、今後は自主的に自立できる財源収入の確保を見出さなければなりません。

このような背景から、(2)、沖縄県における基地関連収入について次のことを質問したいと思います。

ア、傾斜配分の内訳と今後の見通しは。

イ、交付金の目的と配分率の算定は。

ウ、傾斜配分による主な事業の内容と今後の活用は。

エ、傾斜配分の増額は。

オ、沖縄県を基地所在地市町村都道府県として国に認めさせることはできないか。

２番目、本県における子育て支援について質問したいと思います。

乳幼児医療費については、子供を安心して産み育てる社会環境づくりを目指し、平成6年4月1日より1歳児の乳幼児医療費助成制度が導入され、平成11年10月からは3歳児未満まで拡大されスタートした給付制度であります。たしか現在においては4歳児までに拡大されているかと思いますが、その辺も含めて説明を求めます。

(1)、乳幼児医療費の無料化制度の経緯について、またその財源措置についてお伺いいたします。

(2)、乳幼児医療費の無料化制度を7歳未満まで引き上げることはできないか。

ア、また、引き上げた場合の対象乳幼児数とその財源は幾らになるのか。

(3)、本県における乳幼児医療費無料化制度、その現物給付についてお伺いしたいと思います。

そして我が党・自民党の代表質問との関連についてお伺いしたいと思います。

県及び市町村の条例が制定できなければ、後期高齢者医療制度はスタートできないか伺います。県及び市町村の条例と後期高齢者医療費の制度の関係についてお伺いしたいと思います。

２番目、現在スタートしている後期高齢者医療制度が廃止された場合、老人医療及び国民保険制度はどうなるのか。後期高齢者医療制度が廃止された場合の老人医療及び国民保険制度の影響についてお伺いいたします。

そして、さらにこの制度につきましてはことしの2月、3月だと思っておりますが、県知事や各市町村長が条例を議会に提案し、県議会及びすべての市町村議会で条例案が可決されスタートいたしました。条例判定における、結果における県議会議員や市町村議員は大きな責任があります。

今回の県議選挙で市町村議員から県議に転出され当選された議員が私も含めて何名かおりますが、この制度の条例制定時の市町村議会において賛成した議員がいたと聞いておりますが、執行部はその事実を把握しているかお答えください。

答弁を聞いて再質問したいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 中川議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に基地問題についてですが、基地の整理縮小及び跡利用の実績についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

戦後63年にわたり沖縄県が負担しております過重な

基地負担の整理縮小につきましては、まずＳＡＣＯの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識いたしております。

ＳＡＣＯで合意されました11施設の返還につきましては、これまでに安波訓練場、キャンプ桑江の北側部分、瀬名波通信施設、読谷補助飛行場及び楚辺通信所が返還されております。また、去る1月24日の日米合同委員会におきましてギンバル訓練場の全部返還が合意されるなど、その他の施設につきましても返還に向けた作業が着実に進められております。

跡地利用の主な実績といたしましては、昭和58年に返還が終了しました天願通信所、昭和61年に返還が終了しました那覇空軍・海軍補助施設、昭和62年に返還が終了しました牧港住宅地区等で、住宅地や商業用地等として利用されております。

また、ＳＡＣＯ合意事案の返還跡地につきまして、キャンプ桑江北側地区は、平成16年3月に、桑江伊平土地区画整理事業の認可を受け事業が進められております。

その他の跡地につきましても、跡地利用に向けた取り組みが進められているところでございます。

次に、同じく基地問題の中で、嘉手納飛行場より南の施設・区域返還についての御質問にお答えいたします。

嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の返還につきましては、日米両政府におきまして平成19年3月までに統合のための詳細な計画を作成するとされておりましたが、これまでのところ、同計画が作成されたとの説明は受けておりません。

沖縄防衛局によりますと、現在、米側と調整中の段階であるとのことでございます。

次に、同じく基地問題の中で、基地の整理縮小及び跡利用の姿勢についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、現在、ＳＡＣＯの合意が着実に実施され、沖縄県の過重な負担が軽減されるよう関係市町村と連携し取り組んでいるところであります。また、米軍再編で、海兵隊司令部及び約8000人の海兵隊将校・兵員のグアム移転と、それに伴う嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小が合意されたことは、県民の要望している米軍基地の整理縮小につながるものであり、確実に実施されなければならないと考えております。

県としましては、国際社会における安全保障、そして地主や駐留軍従業員の生活、跡地利用計画などを総

合的に勘案をして、米軍基地のさらなる整理縮小を求め、県民の過重な基地負担の軽減に取り組んでまいります。

また、駐留軍用地跡地は沖縄県の産業の振興や健全な都市形成など、沖縄振興のための重要な空間であり、その有効かつ適切な利用の促進は沖縄の将来発展にとって極めて重要な課題であります。

跡利用の促進につきましては、これまでも沖縄振興特別措置法等の枠組みを踏まえ、国、県、跡地関係市町村が密接に連携をして取り組んでいるところでございます。

また、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還につきましては、本島中南部都市圏における大規模な返還であり、事業実施につきまして財源の確保や実施体制をどうするかなどの課題があります。

このため、県としましては、現行の枠組みの継続はもちろんのこと、新たな制度の検討も含め、きめ細かな対応を政府へ求めていく考えてございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 基地問題に関連しまして、傾斜配分の内訳と今後の見通し及び目的と配分率の算定についての御質問に、関連しますので一括してお答えいたします。

基地関係の普通交付税につきましては、合衆国軍隊の構成員・軍属及び家族の数、合衆国軍隊及び自衛隊の用に供する土地の面積を算定基礎として、基地等が所在することによる渉外関係事務や清掃関係事務等に係る行政経費に対し、平成9年度から措置が講じられております。

県としましては、今後とも普通交付税の確保に努めていきたいと考えております。

なお、その他の基地関連の財源措置としましては、防衛施設周辺防音事業補助金などの国庫補助金がございます。

次に、傾斜配分による主な事業の内容と今後の活用についてはどうかという御質問にお答えをいたします。

普通交付税につきましては、使途に制限のない一般財源でございますので、基地が所在するゆえの財政需要を初め福祉、教育、地域振興などの経費に幅広く活用しているところでございます。

同じく基地問題に関連しまして、傾斜配分の増額及び基地所在に係る新たな財政措置についての御質問

に、関連いたしますので一括してお答えいたします。

基地関連の普通交付税の増額につきましては、基地の所在することによる行政需要を客観的に把握し合理的基準に基づき算定されるものであり、今後、行政需要の把握及びデータの捕捉について検討していきたいと考えております。

また、基地所在に係る新たな財政措置につきましては、貴重な御提言として受けとめ、今後、研究してまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 本県における子育て支援についての御質問の中、乳幼児医療費助成制度の経緯と引き上げた場合の試算についてにお答えいたします。一括してお答えいたします。

乳幼児医療費助成制度は、乳幼児の病気の早期発見と早期治療を促し、その健全な育成を図る保健事業として平成6年度から実施しております。

当初は、医療を受ける機会が多く、迅速な治療が必要とされるゼロ歳児を対象に制度を開始しましたが、近年の子育て支援への要望を受けまして、子育て環境の整備を図る趣旨において段階的に制度を拡充し、平成19年10月より、入院は就学前まで、通院は3歳児までに引き上げたところであります。

県は、市町村が実施する医療費助成について、対象経費の2分の1を助成しており、今年度当初予算は8億2454万円となっております。

乳幼児医療費助成制度の通院の対象年齢を小学校入学前まで引き上げた場合、対象乳幼児数は約11万5000人、予算額は約13億円になると試算されております。

続きまして、現物給付方式の導入についてにお答えいたします。

国は、医療費助成制度において現物給付方式を導入しますと、国民健康保険に係る国庫支出金を減額調整する仕組みをとっており、市町村国保の運営に支障を与えることが予想されます。また、外部機関への集計事務等の委託やシステム開発など新たな事務費も発生します。

現物給付方式の導入については、財政負担を伴うことから、引き続き慎重に検討していきたいと考えております。

続きまして、我が党の代表質問との関連についての、県及び市町村の条例と後期高齢者医療制度の関係についてにお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく制度であります。

県では、同法116条に基づき平成20年3月に後期高齢者医療財政安定化基金条例を制定し、本県の後期高齢者医療の運営を担う沖縄県後期高齢者医療広域連合の財政運営の安定のため、基金を設置したところであります。

また、市町村では、同法107条に基づく市町村の役割である保険料の普通徴収及び窓口業務について、その納期や手続等に関する条例を県下41市町村すべての市町村において平成20年2月または3月議会で可決・制定しております。

もし、県及び市町村条例が制定されなかった場合は、本県の後期高齢者医療の財政運営に多大な影響を及ぼし、ひいては高齢者に対する医療の提供が適切に行えなくなることが考えられます。

続きまして、後期高齢者医療制度が廃止された場合の老人医療及び国民皆保険制度への影響についてにお答えいたします。

後期高齢者医療制度が廃止された場合は、市町村国保等各保険者の老人医療拠出金の増大により財政悪化を招き、国民皆保険制度の維持や高齢者の健康保持及び医療の安定確保に多大な影響を及ぼすものと考えております。

最後の御質問で、市町村議員から県議会議員になった議員で、市町村議会において条例制定に賛成した者という御質問ですけれども、今のところ把握しておりませんので失礼いたします。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 それでは再質問したいと思います。

全国の米軍基地の75%がこの沖縄県に集中しておりまして、負担をかけている状況の中で、基地から発生する諸問題、また航空機騒音被害、米軍による事件・事故、公害など県民の生命財産、安全を守る立場から、米軍基地の整理縮小は粘り強く求めなければなりません。

返還予定地の基地は、段階的、計画的返還を検討し、周到な跡地利用の計画の策定を初め、雇用保障、地主に不利益にならないような計画を推進していかなければならないと思いますが、なぜかといいますと、この基地問題はこれまで米軍に基地を無理やり接收され、そして基地建設がなされてきたこの沖縄県におきまして、わずか3年や5年で果たしてこの土地の跡利用が使えるようになるのかどうか。今現在、現行におきましては、軍用地料はたしか3年までの支払いであったのを政府の要請行動により5年まで支払いが可

能になっているかと思いますが、果たしてこの5年間で嘉手納以南の、北谷町にある以南の跡利用もそうですが、5年以内で地主のもとで建物をつくったり、住宅を建てたり、そういう利用ができるようになるのか。じゃ5年以降の軍用地料が発生しない、それはやはり地主負担になるのか。

私は、県に対してそういった要請行動をこれまで過去にとったことがあるのか、まずお伺いしたいのと、もう1点目は、基地の整理縮小は普天間の危険の除去ももちろんそうではありますが、本日も合わせて一般質問4日間、代表質問2日間、6日間の質問がありました。

私は、知事は本当に明確に基地の跡利用をしっかり整理縮小していこうということを感じられました。そして1年半、まだ2年にならない仲井眞知事のその説明責任をお互い議会もいろいろ質問してありましたけれども、私は沖縄県の最高責任者である仲井眞知事の責任はもちろんそうではありますが、県の職員も一生懸命努力しておりますし、私たち48名の県議会議員もお互いに責任を持ってこの沖縄県の基地問題に取り組まなければいけないのではないかと考えておりますが、知事の見解をお伺いしたいと思います。

それと傾斜配分につきまして再質問したいと思います。

私は、基本的にこの傾斜配分は皆さん御存じのように、梶山静六予算と言われている予算であります。その当時は自治省、今は総務省になっているかと思うんですが、沖縄県の先ほど説明がありました基地所在市町村交付金の中で一つの迷惑料ということで全国で150億の予算が組まれました。そこで、沖縄県が75億、2分の1であります。私はこの2分の1の75億に疑問を感じております。

なぜならば、傾斜配分というお金は沖縄県に全国の75%の基地が集中しているんです。沖縄県に75%の基地があるのであれば、150億のうちの100億を沖縄県は要求しなければいけなかったのではないかなとそう思っております。そしてその100億の傾斜配分が来ることによって、これまでできなかったいろんな事業を——これは普通交付税として入ってくる予算ですから——きのう、おととい一般質問で出ました例えば認可外保育所の備蓄米とか、また給食費とかいろんなところに使える予算なんです。ひもつき財源ではないということなんです。

そういった意味でなぜその150億のうちの2分の1が沖縄県であったのか、その説明を求めたいと思います。

そしてもう一つは、沖縄県を基地所在地市町村都道府県として認めさせることはできないかということ、これはきのうの吉田議員の方からの新たな財源確保ができないかという質問と少し似ておりますが、これからどんどん国・政府は地方交付税の削減、また三位一体の構造改革に伴って締めつけがあります。その証拠に全国に3200の地方自治体があったのがこのわずか七、八年で1800まで合併させられました。あと10年には1000まで全国の市町村を合併しなければいけない状況になると言われております。果たしてこの沖縄県がそのときに本当に国からの全国一律の交付税の削減で果たして自治体が大丈夫なのか。県は5年、10年後を見通したときに新たな財源確保をすべきではないかと、新たにチームをつくって、これはぜひ知事の答弁をいただきたいんですが、沖縄県は基地と隣接している市町村は交付税がありますが、中城村や西原町とか、また大宜味村、南部もそうですけれども、基地の関連交付金が入らないところもあります。私はその受け皿を沖縄県の方で、これ名称はどういう名称でもいいと思います。佐敷町においても糸満においても基地からの落下事故、またF15戦闘機の墜落事故も糸満市で起きておりました。

そういった意味では沖縄県は離島県でありますから、すべて基地被害があるということで政府に認めさせることができないか。そしてそれができることによって、財源確保ができないかということを再質問したいと思います。

それともう一つは、本県における現物給付について。

これは先ほど部長の方から、減額措置があると。わかりやすく言えばペナルティー措置があるということだと思いますが、しかしながら全国においては現物給付制度を実施しているところがたくさんあります。恐らく部長の方で資料がありましたら、なぜ全国では東京を初めそういった現物支給制度が実施されているのに、この私ども沖縄県では実施できないかと。

なぜならば、現在においても先ほど説明がありました3歳児まではすべて無料なんです。そして就学までは入院は無料なんです。それをなぜ病院に行った時点で、カードもしくは保険手帳を発行して病院から役場の方に請求できる現物給付制度が実施できないのか、お聞きしたいと思います。

そしてもう一つは、我が党自民党の代表質問に関連しまして再質問。

本県は昭和47年に祖国復帰し、他県とは違う医療保険の歴史があります。今回の後期高齢者医療制度に対

し、本県の医療の歴史を踏まえ県民へアピールすることはないか。これは僕はぜひ知事に答弁していただきたいと思います。

答弁を聞いて再質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時36分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 中川議員の再質問にお答えいたします。

まず、新しい財源としてある意味で沖縄じゅうが基地被害を受けているというような切り口からでも、地方財政制度で日本国の姿・形が再検討されている中で研究チームをつくって研究してみてもどうかという御趣旨の御質問だと思いますが、これにつきましてはきのう吉田議員からも恐らく似ている御質問だったと思うんですが、まさにおっしゃるとおりで財源、財政がなかなかきつい状態、地方財政いろんな姿・形が変化していくであろう中ですばらしい御提案だと思いますんで、研究させていただきたいと思います。

それからこのアピールについてですが、ちょっと長くなりますが読み上げさせていただきます。

県民へのアピールです、後期高齢者医療制度に対しての。1、沖縄県の皆保険制度、すなわちすべての県民が必要な医療を受けられる制度は全国におくれること12年後の昭和48年から実施されました。それまでは国民健康保険もなく、昭和41年から被用者保険が実施されましたが、償還払いの制度であり、必要なときに医療が受けにくい状況でまさしく無保険の時代でありました。県民の皆さんもよく御存じのところだと思います。

第2に、我々沖縄県民はこのような他県とは違う医療保険の歴史を経験をし、昭和48年の県民皆保険制度の達成で安心して医療が受けられる、真に命ドゥ宝の精神にもこたえることができるようになりました。

第3番目ですが、昭和48年の県民皆保険制度すなわちすべての県民が必要な医療を受けられる制度は、国の関係者も驚くほどの早さで達成され、当時の市町村を初め現在高齢者となっておられる方々の大変な御苦労で実現されたものと承知いたしております。

4番目ですが、県といたしましては高齢者の方々のその御苦労にもこたえるため、県民皆保険制度を将来にもわたって堅持していく所存であります。これまでも市町村国保への支援などを充実してきたところであ

ります。

第5に、しかしながら全国的に少子・高齢化が進展する中で医療保険を支える若い世代の人々の数が減少し、そして老人医療費の上昇、そうして経済の低迷による保険料の伸び悩みなどがありまして、医療保険の財政運営は非常に厳しい状況にあることは御存じのとおりだと思います。皆保険制度の維持に大きな影響を及ぼしつつあるところでございます。

6番目ですが、今回の後期高齢者医療制度はこのような課題に対応するために、お医者さんたちすなわち医師会、そして労働団体、そして各保険者等国民各層の意見も踏まえつつ約10年間の検討の後に国民全体で高齢者の医療を支えていく仕組みとしてスタートをしたわけでございます。

7番目ですが、県としましてはこの制度の仕組みについてそれなりに評価をしており、円滑な運営を支援していきませんが、無論改良・改善すべき点はそれなりにあります。お年寄りに御満足いただけるまで改良・改善を積み重ねていくよう国に強く要求をしていこうという考えを持っております。

大切なお年寄りが安心し、そして暮らしていけるよう全力で取り組んでまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 乳幼児医療費助成制度の全国の状況についてお答えいたします。

沖縄県の場合は償還払いということになりますが、沖縄県の状況と同じような状況でやっているのが11道県となっております。

それから現物給付と償還払いを併用しているところが12県で、そのほかは現物給付ということになっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 中川議員の再質問にお答えをいたします。

基地に係る交付税につきまして、全国総額で約150億、米軍基地が沖縄県に約75%程度あるのでその2分の1は沖縄県に配分されるべきではないかという御質問にお答えをしたいと思っております。全国で普通交付税が150億、沖縄県に75億しか配分されていないのはなぜかという御質問にお答えしたいと思います。

普通交付税につきましては、基地の所在することによる行政需要を客観的に把握し、それを算定しているものと認識しております。これは沖縄県のみではなくて、全国的に基地がある県及び市町村について適用がございます。

算定の方法につきましては、先ほど御説明いたしましたけれども、合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族の数、それから合衆国軍隊及び自衛隊の用に供する土地の面積等々という説明になってございます。したがいまして、全国的に計算をしますと、合衆国軍隊の構成員等の数、それから自衛隊の用に供する土地等々について計算の結果、そういう結果になるものというふうに認識をしております。

今後とも基地が所在することによる財政事情についての確に把握し、研究を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 跡地の給付金について要請したことがあるかどうかという御質問にお答えしますが、平成11年8月に県は国に対し、「駐留軍用地跡地の利用の円滑な推進に関する要望書」という形で給付金の支給要件の改正などを要望いたしております。

これは現在の新しい振興計画の前でございますが、その結果、平成14年に現在の沖縄振興特別措置法、それから沖縄振興計画が策定されましたが、その中で大規模跡地給付金それから特定跡地給付金の制度が創設され、現在に至っているわけでございます。

今後、跡地対策を進めるについては現在各地で進めているわけでございますが、現在の事業の実績等々も踏まえながら、しかしまた今後大規模な返還が予定されておりますので、そういう意味では財源の確保、それから実施体制等々についていろいろと課題があると承知しております。

そういう意味で、今後沖振法や沖縄振興計画の総点検をこれから行うわけでございまして、その結果も踏まえながら現在の沖振法に規定されている制度の継続はもちろんのこと、それから議員がおっしゃった給付期間の問題も含めて、新たな制度の創設も含めて、検討も含めて取り組んでいきたいと考えております。政府に求めていきたいと考えております。

それから2番目に、跡地利用の取り組みに関する知事の基本的な姿勢についてということの御質問にお答えします。

駐留軍用地跡地は、本県の産業の振興や健全な都市

形成など沖縄振興のための貴重な空間であり、その有効かつ適切な利用の促進は沖縄の将来発展にとって極めて重要な課題であります。

跡地利用の促進については、これまでも沖縄振興特別措置法等の枠組みを踏まえ、国、県、跡地関係市町村が密接に連携して取り組んできたところであります。

今後とも国、県、市町村が密接に連携し、県土の有効利用、経済振興等トータルで勘案した跡地利用の促進に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 再々質問したいと思います。

先ほど少し触れました傾斜配分についてであります。今の部長の説明では、150億の2分の1、その75億が沖縄県だと。そしてその2分の1は基地の面積とか米兵の人口とか、じゃ、そういうことは、沖縄県に75%の基地が集中しているということとどういう違いがあるのか。私は、それがもし75%ということはもうちゃんと位置づけられているわけですから、100億を県として要求したらどうかということを今申し上げておりますし、それともう一つは、その傾斜配分のお金を50億、75億のうち25億は県の方で一般交付税、普通交付税として使われていると思います。しかし、ほかの50億は、ほかの自治体においてはそれを活用した取り組みがあります。

嘉手納町においては、そのお金で全国初めての嘉手納町立外語塾を立ち上げたり、いろんな町民、地域のために還元しているんですが、県はこの25億を何に使っているのか。それとも人件費に使っているのか、借金を返しているのか、その辺を明確にさせていただきたいのと、これも先ほどと絡みますが、福祉保健部長の答弁で、11万人近くが7歳未満まで引き上げた場合に該当すると。そして13億あれば7歳未満の医療費の無料制度がすべて可能になるという答弁でしたが、私は、まさにこの傾斜配分のお金を沖縄県の子供たちすべてに医療費の無料制度が確立できる施策はないか。

なぜかという、私たち嘉手納町は——きょうは嘉手納から伊礼議長も見えておりますが——お金があるわけじゃないんです。嘉手納町は、平成15年に助役、収入役も廃止にして、そして20名いた町会議員を4人削減し、もちろんいろんな議論がありました。しかしながら、その予算を子供たちの医療費に充てていこうということで平成15年からスタートしたんです。そして多くの町民や若者から大変喜ばれております。もう

ただでさえも町域の83%が米軍基地なんです。その残り17%で1万4000人弱の町民が生活するにはいろんな施策を講じなければ生きていけない。私たち町民は、県民は、生きる権利、生活する権利を堂々と政府に要請していかなければいけないと考えておりますが、私は、この傾斜配分の25億について県の取り扱い、私はまさにそれを一つの基金にするか、要するに沖縄県民すべての皆さんがわかるような使い道をしていただきたい。それができなければ新たな財源確保、先ほど知事も話しておりましたチームをつくって、そして7歳未満までの医療費の無料制度を実現していただきたい。

それともう一つは、先ほど部長は、全国で現物給付制度を実施しているところが、償還金、沖縄県と同じところが全国で11県しかないんです。半分以上が現物給付制度と、また併用しながら取り組んでいると。なぜほかの市町村は、ほかの都道府県はペナルティー制度があっても実現できるのに、沖縄県ができないのか、その理由を答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 中川議員の再々質問にお答えをいたします。

傾斜配分の額につきましてでございますが、全国150億のうち75%もあるわけだから100億もらうべきではないかという御質問にお答えをいたします。

普通交付税につきましては、全国的な財政調整機能というのを持ってございまして、基地から派生するあらゆる財政的な需要に対して算定をされるというふうに考えております。したがって、全国ベースで米軍基地がある県、市町村に対して交付税が算定されているというふうに認識をしております。

先ほどもお答えいたしましたけれども、そういうことからしますと、算定の中で合衆国軍隊の用に供する土地と、それから自衛隊の用に供する土地というのがございますが、全国的に見ますと、合衆国軍隊と自衛隊の用に供する土地というものが本土ではかなり多いようでございます、1つはですね。ですから、自衛隊の用に供する土地の比率が全国ではかなり大きな比重を占めてくると。したがって、結果として今の算定方法で算定しますと、そういう2分の1の額になるということでございます。

それから、75億のうち25億、県分としてあるわけでございますが、その用途についてでございます。

普通交付税につきましては、用途に制限のない一般財源でございまして、何にでも使えるというふうに理

解をしております。しかしながら、基地が所在するゆえの財政需要ということで算定をされておりますので、できるだけそういう形で充当していきたいというふうに考えてございますが、例えば学校の防音工事の経費とか維持経費とか、それから基地渉外関係の経費とか、それから環境の監視のための経費等、それから基地関係の要請とか、そういったもろもろの財政需要に充当しているというふうに認識しております。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 議員がおっしゃったような乳幼児医療の助成の制度なんですけれども、やはり一番財源問題が大きいと考えております。

例えば、現物給付を入れますと、利用しやすい状況で1.8倍の医療費がかかると言われております。

それから、私のところで乳幼児医療だとか重度心身の医療とかに関しましては重要課題ということで財源措置はしたんですけれども、なかなかそれ以上の拡大は今のところ財政事情で厳しい状況です。ですけれども、ぜひこの医療の確保に努力をしたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 再々質問したいと思います。

ぜひ知事、お願いしたいのは、先ほど傾斜配分の75億のうちの25億、これについてこれから12億か13億出せば沖縄のすべての子供たちの医療費の無料制度が実現できます。実際にこの25億の使い道をどのように使われているか知事が調査していただきたいんです。細かいところまで知事は多分知らないと思うんですが、この25億という金は今まで入ってこなかったんです。平成9年から入ってくるようになりました。それをぜひ沖縄県の子供たちに使っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 皆さん、こんにちは。

自由民主党の島袋大でございます。

見ていたら大変疲れている顔をしているなという感じがするんですが、私も豊見城市から新たに選出されて、外間盛善県議会議員の後継者としてしっかりとまた県民のために頑張っていく所存でございます。

また、我々同世代の復帰世代が党派を超えまして、上里直司議員や仲村未央議員と47年の復帰っ子の生まれでございます。政党は違いますけれども、一議会を

離れますとしっかりとこれからの沖縄県をどうするべきかというのを議論しながら、我々責任世代の一員としてしっかりとまたいろいろな面で提言をしながら目的達成に向けて頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

1、那覇空港滑走路の拡張整備について。

那覇空港は、沖縄の玄関口として国内外各地を結ぶ拠点空港であり、また県内離島と沖縄本島を結ぶハブ空港としても重要な役割を果たしています。那覇空港は、沖縄県のリーディング産業である観光・リゾート産業のみならず、生活物資の輸送や県産農水産物の出荷等を通じて県民生活や経済活動を支える重要な社会基盤であります。

我が国全体の国際空港旅客需要は、アジアの経済発展の国際観光交流の増大とともに今後も増加することが見込まれており、世界観光機構によると、2020年の世界の海外旅行需要は2000年時点の4倍以上に増加することが予測されております。このうち東アジア地域内を移動する海外旅行者は、2000年時点で出入国ともに3500万人であったのが、2020年には1.6億人に達することが予測をされているそうでございます。

沖縄県は、アジア・太平洋諸国に近接した地理的特性や国際性豊かな歴史的特性などを生かし、アジア・太平洋地域における国際交流・協力拠点の形成を目指しており、那覇空港は同地域の人・物・情報の拠点地としても欠かせない重要な中核施設であります。

近年、沖縄県を訪れる観光客は年々増加しており、それに伴い那覇空港では夏場の観光シーズンや年末年始のピーク時を中心に希望する時間帯の便の予約がとれないなどの状況が生じています。このため、那覇空港の将来対応保護策についての検討が重要な課題となっており、国と県では那覇空港調査連絡調整会議を設置し、那覇空港の今後の整備のあり方について総合的な見地から調査を行う那覇空港の総合的な調査を平成15年度から進めてきております。

那覇空港の総合的な調査では、調査結果を県民に公表し、広く御意見をいただくパブリックインボルブメント、P Iの手法を取り入れております。P Iは、調査の進みぐあいに合わせて3段階に分けて実施しており、平成18年度までにステップ1、2を実施しました。

これまでの調査で、那覇空港は現在の施設のままで2010年から2015年度ごろには夏季を中心に航空旅客需要の増加に対応できなくなり、県経済の発展に影響を及ぼす可能性のあることが明らかになっておりま

す。

それに基づいて質問を行います。

(1)、那覇空港調査連絡調整会議の進捗状況を伺います。

(2)、今後の課題として、国と県との役割分担等、また、かわかる市に対しての作業工程について伺います。

(3)、2015年までに供用開始を目指しています。2015年供用開始実現に知事の考えは変わらないか伺います。

(4)、沖縄振興計画の中で、観光客数が2011年までに650万人から……。

議長、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○島袋 大君 なぜ720万人に変わったのか。需要予測の根拠は何か伺いたい。

(5)、滑走路3案、210メートル案、930メートル案、1310メートル案とあるが、これからの話し合いの中で3案のうち1310メートル案で強く進める考えはないか伺います。

2、観光振興についてでございます。

(1)、沖縄フィルムオフィス事業のスタートした時期と比較しての成果はどうなっているのか伺います。

(2)、ロケ地が新たな観光地となり、地域の経済活性化につながる事例も多いと思いますが、県を挙げた支援体制はどのようになっているのか伺います。また、ロケを行った地域の状況はどうなっているのか伺いたい。

(3)、観光客1人当たりの県内消費額は県が設定した目標値には遠いようだが、理由は何か伺います。

(4)、観光客がふえても県全体に広がる直接的経済効果は低いように私は思いますが、対応策はどうなっているのか伺います。

(5)、県内の宿泊施設実態調査はどうなっているのか伺います。

(6)、低料金で宿泊できる民泊等は、県としての指導はどのように行っているのか伺います。

(7)、観光客1000万人を達成するためには外国人観光客を100万人達成しなければなりません。外国空港から那覇空港への着陸料10分の7を国に対して軽減させる考えはないか伺います。

(8)、自主財源確保を目指し観光税導入を考えないか伺います。

3、警察行政についてでございます。

(1)、豊見城市真嘉部地域から交番所の早期設置に関する陳情が平成19年2月に採択されています。その後の進捗状況を伺いたい。

(2)、豊見城市の真嘉部地域での犯罪件数を把握しているのか伺いたい。

4、我が党の代表質問と関連しまして、自由民主党の新垣良俊県議の代表質問から、観光振興について、沖縄県としてカジノ・エンターテインメントについて今後どのように対応していくのかの質問に対しまして、県は、カジノ・エンターテインメントの検討委員会で調査検討し、引き続き議論をしているとおっしゃっておりますが、その内容として、県としてはどのようなカジノ構想を描いているのか、その辺も含めまして質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 島袋議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、那覇空港滑走路の拡張に係る御質問の中で、那覇空港調査連絡調整会議の進捗状況いかにという趣旨の御質問にお答えいたします。

那覇空港調査連絡調整会議は、那覇空港の総合的な調査の円滑な推進に資することを目的として、平成15年9月16日に設置されております。

同調整会議は、設置以来8回開催され、平成20年1月31日の会議において、那覇空港の拡張整備については、構想段階へ移行することが適切であると判断し、同日をもって解散をいたしております。

これを受けまして、構想段階における検討及び情報提供や意見収集等を行うため、国と沖縄県とで構成します那覇空港構想段階検討協議会（仮称）を設置することとなっております。国におきましてもその立ち上げの準備を進めているところであります。

同じく那覇空港滑走路の拡張に関する御質問の中で、2015年供用開始実現についてどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

那覇空港の拡張整備につきましては、各段階において一つ一つ手順を踏んでいく必要があります。現時点においてその時期を予測することはなかなか難しいものがありますが、2015年の早期整備に向けて、国と連携をし県民の合意形成や環境調査等に取り組んでまいり所存でございます。

同じく那覇空港に係る御質問の中で、1310メートル案の推進はどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

那覇空港の拡張整備につきましては、平成19年度に実施いたしました総合的な調査のPIステップ3で、将来対応方策として滑走路増設についての3案が示されております。今後は、この3案をもとに構想段階において詳細な検討を行い、1案に絞り込んでいくこととなります。

県といたしましては、沖縄の将来を展望する観点から、1310メートル以上を確保することを基本に国と協議してまいりたいと考えているところでございます。

次に、観光振興に関連します御質問の中で、フィルムオフィスの成果についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、平成15年度から沖縄観光コンベンションビューロー内に沖縄フィルムオフィスを設置し、映画やテレビドラマ、CM等のロケ撮影の誘致、そして支援に取り組んでおります。

沖縄フィルムオフィスの設置後は、ロケ支援件数が着実に増加しており、平成19年度には91件となっております。また、近年は全国で公開・放映される映画やテレビドラマなど話題性の高い撮影支援もふえております。新たな観光地の創出や誘客拡大に一定の成果を上げているものと考えております。

さらに、撮影ロケ隊が宿泊をすること等による直接経済効果は、平成18年度には約2億3000万円程度と推計をされているところでございます。

代表質問との関連の中で、カジノ・エンターテインメント構想についての御質問にお答えいたします。

県は、平成19年度にカジノ・エンターテインメント検討委員会を設置し、調査検討を行ってまいりました。平成20年度も引き続き検討委員会を開催をし、海外視察を行いますとともに、沖縄の地域特性、そして海外のカジノ・エンターテインメント事例等を加味した「沖縄型カジノ・エンターテインメントモデル」及びそのコンセプトをまとめ検討を進めることといたしております。

我が国にカジノ・エンターテインメントを導入にするに当たっては、無論法律の制定が前提となりますから、県といたしましては、国など関係機関においてカジノ法案が検討され、国会に上程されることを期待しますとともに、法案制定に向けて関係機関等とも連携をしながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 那覇空港に関する御質問で、那覇空港の拡張整備における国、県及び市の役割分担についてお答えをいたします。

那覇空港の拡張整備については、整備主体である国と、P I に参画する沖縄県とで構成する那覇空港構想段階検討協議会（仮称）を設置し、その中で滑走路増設についての3案を基本に検討を行い、1案に絞り込むこととしております。

構想段階のP I については、秋ごろを目標に国と県が連携して実施する予定であります。

また、構想段階の円滑な実施と県民等との幅広い合意形成を図るため、県と近隣的那覇、豊見城、糸満の3市で構成する地域連絡会議を設置し、情報の共有、意見交換等を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 那覇空港滑走路の拡張整備に関する御質問の中で、観光客数720万人についてお答えします。

第3次沖縄県観光振興計画における入域観光客数720万人については、本県の自立型経済を実現するため、観光・リゾート産業をさらに大きく伸ばしていく必要があること、次に、宿泊施設の増加が今後も見込まれる中、県内業界の質の高い経営を確保するため、720万人程度の観光客が必要と見込まれることなどで設定しております。

720万人への見直しに当たっては、那覇空港の処理能力等を勘案し、那覇空港—本土・海外間の年間観光客数662万人を算出しました。これに観光客数の季節平準化を図るボトムアップ対策、離島直行便及びクルーズ船等による観光客58万人の増加を加え、平成23年における年間観光客数の目標を720万人と設定したところであります。

次に、観光振興に関する御質問の中で、ロケの支援体制とロケ地の状況についてお答えします。

映画やテレビなどのロケ誘致は、新たな観光誘客につながるほか、地域イメージの向上など地域の振興に大きな効果が期待されます。県では、ロケの誘致・支援に積極的に取り組んでおりますが、石垣市での「恋しくて」や沖縄市、豊見城市での「涙そうそう」のロケ支援などのように、地域レベルでも取り組みが始められています。

県としましては、本年度、地域の観光協会等と連携し、地域のロケ地情報をフィルムオフィスのウェブサイトに集約し発信するなど、地域の取り組みを支援す

ることにより県全体のロケ誘致・支援体制を強化してまいります。

ロケ誘致が観光振興につながった例としては、「Dr. コトー診療所」のロケ地となった与那国島や「ちゅらさん」の小浜島では、放映開始前に比べ入域観光客数が特に増加しております。

同じく観光客1人当たりの県内消費額の達成率の低さについてお答えします。

第2次沖縄県観光振興計画の最終年度の平成19年の観光客1人当たりの県内消費額は、速報値で7万2025円となり、目標の90%の達成率となっております。

その理由としましては、平均滞在日数が伸び悩んでいること、近年までの全国的なデフレの進行、観光地間の競争の激化に伴い旅行商品の低価格化が定着していることなどがあると考えております。

次に、観光の経済波及効果と対策についてお答えします。

平成16年度に観光商工部において実施した観光統計実態調査によりますと、県内外の観光客の消費による生産波及効果は6903億円で、県内生産額の11.7%であり、7万8850人の雇用効果を生み出していると推計しております。

県におきましては、観光の県内における経済波及効果を向上させていくために、観光産業と他産業との連携の強化に向けて取り組んでいるところであります。また、県内消費額の拡大を図るためには、付加価値の高い観光を推進するとともに、観光客の滞在日数の延伸を促すことが重要であり、M I C E、リゾートウエディングの推進、体験型観光メニューの拡充、離島観光の推進などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、宿泊施設実態調査の結果についてお答えします。

県が行った平成19年度の宿泊施設実態調査によりますと、平成19年10月1日現在の県内宿泊施設の総数は1087軒となっております。

種類別の内訳では、ホテル・旅館が329軒、民宿が417軒、ペンション・貸し別荘が150軒、ドミトリー・ゲストハウスが119軒、ウィークリーマンションが34軒、団体経営施設が31軒、ユースホステルが7軒となっております。

同じく外国空港から那覇空港への着陸料の軽減についてお答えします。

本県の観光・リゾート産業の大きな飛躍に当たっては、外国人観光客のさらなる増加が不可欠なものとなっております。

第3次沖縄県観光振興計画においては、外国人観光客増加のために、受け入れ体制の確保、誘客プロモーションの強化などとあわせて国際航空路線網の拡充に取り組むこととしております。

外国空港から那覇空港への着陸料については、全国一律の措置として、定期便は本則の10分の7、国際旅客チャーター便は本則の2分の1に軽減されているところであります。

さらなる軽減措置を国に求めていくことについては、本県国際航空路線網拡充の条件整備を図る中で検討が行われるよう関係部局と調整してまいります。

次に、観光税の導入についてお答えします。

沖縄県の観光は順調に推移しておりますが、依然、国内外の観光地との厳しい価格競争にさらされており、その好調さは多くの観光関係者の御努力に支えられております。

観光客の県内でのさまざまな消費は、観光業界はもとより、本県経済を大きく支えており、県税、市町村税など財政にも大きく貢献しております。

現在、国の協力のもとで実施している航空運賃の低減を図るための航空機燃料税や空港使用料の軽減措置は、観光振興にも大きな貢献をしております。一方で、観光客の満足度を高めるための自然環境や観光資源の保全、観光受け入れ体制の整備は今後とも対応が必要であると思われまます。

したがって、厳しい財政事情の中で、観光産業を振興していくため新たな財源を確保することは必要なことと考えております。このため、観光に関連する新たな税の導入につきましては、今年度より観光事業者などの団体と意見交換を始めたところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 観光振興についての御質問の中の、民宿等への県の指導についてにお答えいたします。

民宿は、旅館業法で規定する簡易宿所の一つの営業形態で、宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を設け、宿泊料を受けて営業を行う施設であり、各保健所で許可を取り扱っております。

その際、旅館業法に規定する構造設備基準、衛生措置基準について審査・指導を行っております。また、宿泊者等に食事を提供する場合は、食品衛生法に基づく許可も必要となります。

許可後は、各保健所ごとに必要に応じて、構造設備基準及び衛生措置基準について監視指導を行っており

ます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 真嘉部地域における交番設置についてお答えいたします。

真嘉部地域への交番設置については、豊見城市長や豊見城市議会、地元の方々から陳情や要請がなされていることは承知しております。

県警察といたしましては、真嘉部地域の都市化の進展状況から、当該地域の警察力の強化は重要な課題と考えているところでありますが、現在、同地域を管轄する上田交番に移転の必要性が生じていることに加え、豊見城市における新たな市街地の形成、犯罪の発生状況等を考慮しつつ、豊見城警察署管内の交番・駐在所の適正配置計画を進めているところであり、真嘉部地域への交番設置についてもその中において検討しているところであります。

平成19年4月からは真嘉部地域を管轄する上田交番の体制を13名から16名に増員し、これまで以上に真嘉部地域へのパトロールを強化するなどして、地域住民の安全・安心の確保に努めているところであります。

次に、真嘉部地域における犯罪件数についてお答えします。

真嘉部地域を管轄する上田交番の刑法犯認知件数は、平成14年の661件をピークに毎年減少し、平成19年は358件と、平成14年と比較して約46%の減少となっております。

これは、増強された交番勤務員の警察活動によるばかりでなく、地域住民の防犯活動に対する多大な御理解と御協力のあらわれと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 それでは時間がたっぷりありますので、再質問しますけれども、知事、もう代表質問2日、きょうで4日目の一般質問をやっておりますけれども、やはり48名の県会議員が県民のことを考えているんな面でこれをやったらどうだ、あれをやったらどうだ、予算をつけなさいといろいろ提言ありますけれども、これからは金を集める政策を考えないといけないんですよ。

今回私が通告している内容は、金をいかに急速に、早目に集めるかということを課題としている質問でありまして、それをしっかりとまた担当部長もかみ合うような形でまた御協力の方をお願いしたいと思ってい

ますが、一つ一つやっていきますけれども、まず那覇空港に関してであります。

これは私が滑走路3案の210メートル案、930メートル案、1310メートル案のうちの3案の1310メートル案でなぜ強く押してほしいかということは、私の選挙区は豊見城市でありまして、豊見城市に関しましては那覇空港に関しては大変市民の皆さん方も関心を持っている、敏感になっているところがありまして、今回、県の文化環境部環境保全課から平成18年度のこの観測測定の結果をいただきましたけれども、その結果によりますと那覇空港周辺の与根局と具志局は環境基準値が70に対して観測期間内の平均指数は具志局が70.6、与根局が73.5となっており、環境基準値を超過していると。1日当たりの基準値を超える騒音発生回数につきましては具志局が149回、与根局が175回となっています。年間の環境基準値超過日数は与根局が60%、具志局が36.7%で、与根局においては年間219回の環境基準値超過となっていると。基準値を超える騒音発生は午前7時から午後7時までの時間帯に全体の80%を占めており、深夜22時から翌朝7時までの時間帯においても観測されていると。

やはりこの航空機騒音問題は、米軍基地である嘉手納飛行場や普天間飛行場が注目されておりますが、那覇空港周辺の測定結果は常に環境基準を上回っていると。特に豊見城市のこの与根局におきましては、環境基準値を大幅に超過し、地域住民の生活、環境に対し影響を与えていると。また深夜の騒音発生がふえており、空港周辺住民の健康被害が心配されていると言われていると。

那覇空港の総合調査P Iのステップ3の調査報告によりますと、那覇空港は航空経路のほとんどが海上に設定されているため、比較的周辺地域に及ぼす騒音の影響が小さい空港であるというふうに話をされていると。平成18年の航空機騒音測定結果をもとに那覇空港周辺地域の与根局と具志局、嘉手納飛行場の周辺地域の屋良局と砂辺局と、普天間飛行場周辺の大謝名局と新城局を比較すると、那覇空港周辺の航空機騒音状況は騒音の影響が小さい空港であるとは言えないというふうに考えられているということなんです。

私は那覇空港の拡張整備は反対ではないですよ。大賛成で私は率先してやりたい一人なんです、やはり豊見城市のことを考えますとどうしても先ほど知事がおっしゃったように1310メートルの最大沖合に持って行っていただいて、その辺でしっかりと国の方に要請して行っていただきたいと。また、国に要請をして閣議決定はいつごろかと、その内容まで実際今ヒアリン

グを受けているのかとか。

あと1点は、地方は三位一体の改革の中で大変財政が厳しいんですよ。豊見城市は、この瀬長島という豊見城市の発祥の島がありまして、あのただの島に年間89万人の人が来るんですよ。しかし、今回この豊見城市は米軍の返還地を受けているんな面で瀬長島の活性化について、開発について議論してきたんです。それが去年、この瀬長島に温泉事業をやっているということでスタートしたわけでありまして、この3案のうちの210メートル案が入っているおかげで建築確認がなかなか進まないんですよ。これだけの税収で1億円入る予定なんですよ。ですから、私が先ほど言ったように金を集める仕事は地方も頑張っているわけがありますよ。ですから、3案あるうちのぜひとも県の考えとしては1案の1310メートルに絞り込んで、最大沖に進んでいって同時離発着回数ができるオープンパレルでしっかりとこの沖縄県の声としてやっていくことはできないかという意味で、私は、再度質問しておりますが、今回の7月1日の豊見城市議会の中でも意見書が提案されております。これは那覇空港を最大の1310メートルに置いて、この瀬長島を早目に活性化、開発させてくれと。あるいは観光振興地域指定を豊見城市の西海岸は受けておりますので、それと連動すれば豊見城市は大変税収が潤ってきますし、イコール沖縄県にも入ってくるわけですから、その辺もちょっと考えていただいて再質問の方もお願いしたいなと思っております。

後は、振興計画の間に2011年度までに650万人から720万人に変わった理由、需要予測ですね。650万人、2011年までにもう空港の機能的な面が厳しくなってくるんじゃないですか、720万人を想定しますと。ですから、これは連動して那覇空港を早目にもう一本滑走路をしなければ、その目標達成に携わるにはちょっと難しくなってくるんじゃないかなと思うんですが、その辺も絡めてこの空港を沖合に持っていく位置づけにおいての720万人ということで需要予測をされたのか、その辺も答弁をお願いします。

後は……。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時33分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○島袋 大君 観光客1人当たりの県内の消費額であります、約7万7000円ぐらい設定されていると思いますけれども、90%は来ているけれどもなかなかク

リアされてないと言っていますけれども、この7万7000円を41市町村がどの地域に金を落としてくださいということでみんないろんな面で考えているわけでありますよね。

ですから、位置づけとしてこの7万7000円をもっと上げる意味には、観光客1000万人を誘致することになると1兆円のものが入ってくると。ですから、そういうことを考えて沖縄県はこれだけ観光の位置づけをしている割には1000万人の観光客というふうに目標を設定している割には枝葉がまだまだ浸透されてない面があるんじゃないかなというふうに私は思うんですよ。その辺をしっかりと位置づけをこれだけ設定しているのであれば、枝葉として市町村ともどういうふうに連携をしているのか、どれだけ観光関係の業者と底上げするためにどういうふうな議論をされているのかも質問としてお願いしたいと思っております。

あと一つ、低料金で宿泊できる民泊ということは、ドミトリーとかそういう関係なんですけど、知事も夜は視察はないと思いますけれども、那覇市内の桜坂とか浮島通りとか、あの辺はもう築年数30年以上、40年、50年たっているドミトリーハウスとかペンション的な面があります。あれに本当に県として指導は行っているのか。衛生とか防火とかもろもろやっているのか。これだけ沖縄県は観光立県というふうにうたって、もし万が一火災とか起きた場合、これは連鎖的に築年数が古いわけでありますから、こういったもので事件・事故が起こりやすい場合もあるわけです。それで観光客の入りに歯どめをかけるという意味ではないですよ。そういうものをしっかりと県はこれだけ沖縄観光と位置づけているわけでありますから、しっかりとその辺までは議論をされて調査もされているのか、その辺の答弁もお願いしたいと思っています。

あと自主財源確保を目指した観光財源でありますけれども、これは私は伊是名村でありましたら環境税として環境目的税ということで入島税が取られていると思いますけれども、私も視察に行きましたけれども、全くごみが落ちていないと。それだけ目的税として環境税にしておりますから、ごみに関しての予算にしか回せないという話でありましたけれども、やはり地域の皆さんが真剣に考えて自分たちの島は自分たちで守るんだという意気込みと、その税収を取り入れることによって何らかの形で貢献しようというのがあらわれているんですよ。

沖縄県はこれだけ観光客が来るのであれば、100円でも200円でもいいわけでありますよ。この観光税という位置づけをすることによっていろんな面で予算が

配分できるんじゃないかなというふうに私は位置づけておりますが、その辺のチームを立ち上げて議論する場合も考えられないのか、その辺も答弁お願いします。

次ですけれども、警察行政でありますけれども、警察本部長に再質問は難しいですけれども、提案という形にしますけれども、豊見城市は過去平成元年から20年近く8回も陳情要請をしているわけでありますよ。

この真嘉部地域というところは大変新興住宅が多いところでありまして、私も20年近く前からこの地域の皆さん方がパトロールしているんですよ、5時半ぐらいから。この20年前の方々が今もう子供が卒業して成人になっていまだにやっている方々が多いんですよ。その方々に私も20年前いろいろお世話になりましたけれども、これでしっかりと地域と連携して自分たちの地域でいろんな面で意見交換しながら守っている中で、警察の関係の皆さんに何度も要請して今回陳情も採択されているわけでありますから、新年度の位置づけとしてしっかりとまた考えて、この交番設置の早急な結論を出していただきたいなと思っております。私も総務企画委員でありますので、しっかりとその辺をまた議論していきたいと思っておりますので提案として持ち帰ってください。

再質問の方、よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの島袋大君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時38分休憩

午後4時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の島袋大君の再質問に対する答弁を願います。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 島袋議員の再質問にお答えいたします。

いろいろな御提案ありがとうございます。財政強化のためにいろんな御提案いただきましたこと、心から感謝いたします。

そして一番初めの再質問の中で、瀬長島の開発にも関連して、この1310メートル、一番外側への滑走路の決定、展開をしっかりとやらどうかという御趣旨の御質問だったと思いますが、無論これは一生懸命やってまいります、ぜひ豊見城市の皆さん、そして島袋県議を含め県議会のお力も得てしっかりと実現できるように、今の予定ではことしの秋ごろには1300メート

ル、920メートル、220メートルぐらいのあたりと、いずれかに決めようというタイミングになっているそうでございます。ひとつお力をぜひかしていただきたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 観光客720万人に關しまして、那覇空港滑走路の拡張整備と連動しているかという御質問にお答えします。

観光客720万人の見直しに当たっては、現在的那覇空港の処理能力を勘案して720万人に設定したところでございます。

それから、観光客1人当たり県内消費額の引き上げについての御質問でございますが、観光客1人当たり県内消費額の引き上げ目標を達成するために、健康・保養、体験滞在型観光及び離島観光を引き続き推進して滞在日数の拡大を図る、それから産業間の連携を強化して県産食材を活用した食の高質化を図る、経済波及効果の高いコンベンションの推進を図る、人材の育成を推進するという観点から、観光関連団体及び市町村と連携を密にして取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 民宿等への県の指導についての再質問にお答えいたします。

県におきましては、旅館業法の許可施設に対する立入検査を定期的を実施しております。16年度534件、17年度725件、18年度325件というような状況でございます。

また、施設の衛生状態に係る苦情等があった場合は直ちに調査・指導を行っております。

ちなみに、沖縄県の旅館業許可件数ですけれども、平成19年3月31日現在、ホテル・旅館・簡易宿泊所総数で1840施設となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 島袋議員の再質問にお答えいたします。

観光税の導入についての関連で、プロジェクトチームをつくったらどうかという御質問にお答えをいたします。

国、地方を取り巻く厳しい財政事情の中で自主財源を確保するため、地域の課題に応じて独自の税源を検討していくことは非常に重要なことというふうに考えてございます。

県におきましては、税務課内に設置した税制研究会におきまして新たな税源の可能性等について税制面から整理を行っているところでありまして、検討が済み次第、庁内に法定外目的税制度協議会を設置する予定でございまして。

議員御提案の法定外の目的税につきましては、財政の需要があるかどうか、それから受益と負担の関係は適切かどうか、さらに県民の理解が重要であるというふうに考えております。

今後、県民や関係業界からの意見聴取、財政需要とのかかわり、県経済に及ぼす影響などについて検討を行い、新税の早期導入に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲 朝則君 皆さん、こんにちは。

公明党・県民会議の糸洲朝則でございます。

発言通告に基づきまして、一般質問をいたします。

1点目に、建築行政について伺います。

姉齒事件に端を発しました建築基準法、建築士法の改正は、60年ぶりの大幅法改正だと言われております。建築確認の厳格化で構造計算適合性判定、いわゆるピアチェックの導入などで建築確認業務が停滞し、業界のみならず沖縄県経済に大きな打撃を与えております。

沖縄における住宅建築は、台風災害に強い建物にとの思いから、赤がわら屋根の木造建築から鉄筋コンクリート造へと変化をしてきました。いわゆる住まいの安全を求めてきたわけでありまして。したがって、今や沖縄の建築物の9割方、鉄筋コンクリート造であると言っても過言ではありません。

このような他県にない建築事情が今回の法改正の被害をともに受ける結果となったわけでありまして。いわゆる沖縄の住宅事情を考慮しなかったがゆえに、沖縄のみに大きな打撃を与える結果となっております。

ちなみに、今回の法改正では200平米以下の木造建築は構造計算を要しないと、いわゆる除外対象と特例を設けてあります。また、その後の鋼構造建築についても業界の要請を受けて同様な緩和措置がとられております。しかしながら、構造計算が必要な鉄筋コンクリート造の多い沖縄県には何の配慮もなされていない。いわゆるこのことが多くの県民に不公平感とともに

に現実にそぐわない現場を無視した法改正であるとまで言われておるのが実情でございます。

このようなことを踏まえまして、建築関係者からはこれまでの沖縄の経験と実績からして、200平米以下の戸建て住宅等については、構造計算適合性判定（ピアチェック）から除外する措置を国に強く要求してまいりました。

ちなみに、住宅の8割ぐらいは200平米以下の戸建て住宅で占められていると言われております。この緩和措置によってかなりの確認業務が改善されるはずですが、しかしながら、国は法律事項でありできないことから、図書省略認定制度の適用を示してまいりました。これについては一定の評価はするものでありますが、現時点においては残念ながら有効な手段とはなっていないのが実情であります。

改正建築基準法施行以来1年余が経過いたしました、状況は一向に好転しておりません。これは現場認識の甘さ、あるいは中央から見た法改正であり、本来住民を守るための法改正が現実には沖縄県民に不利益を与え、県経済や雇用問題までも直撃している状況にあります。

以上を申し上げまして以下の質問をいたします。

(1)、改正建築基準法の施行から1年余が経過しましたが、この1年間を知事はどのように総括されるか、所見を伺います。

(2)、沖縄県の建築物は、住宅から高層建築、特殊建造物に至るまでほとんどが鉄筋コンクリート造及び鉄筋・鉄骨コンクリート造となっております。これらの建造物に厳格な審査、とりわけ構造設計のピアチェックが課され、確認業務の滞る大きな要因となっております。戸建て住宅のたぐいまで同様な扱いを受けている。県外の住宅は木造及び鉄骨構造となっており、これらについては200平米以下は構造計算を要しない特例が設けられており、したがって何ら確認業務に影響を来していない。よって、200平米以下の鉄筋コンクリート造の戸建て住宅等のピアチェックを除外するよう法の見直し、あるいは沖縄に限定した見直しを国に強く要請すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

(3)、気候風土や生活様式、住文化の違う北海道から沖縄まで全国一律の制度や建築基準法のあり方に疑問を感じております。かつて私どもは琉球政府時代の経験等もあります。沖縄の地域特性と建築文化を生かしたいいわゆる「ウチナービケーン」、沖縄発の建築基準法の制定に取り組んではどうか、知事の所見を伺います。

(4)、建築確認業務の現状と今後の見通しについて。

ア、ピアチェックの受理件数とチェック済みの件数について。

イ、適合性判定員の体制、いわゆる常勤・非常勤等の数、あるいは現状及び今後の展望について伺います。

ウ、図書省略認定制度を活用した物件の申請が何件出ているか、状況について御説明願います。

エ、県外構造設計者の活用状況の現状と課題、また今後の対応等について伺います。

オ、公共工事の中止命令、いわゆる19年度に契約をして、そして確認がおりてないがゆえに中止命令を出さなければならなかった物件がかなりの数あります。これを県及び市町村について数を示して説明をしてください。

カ、事前審査制度を恒常化できないか。いわゆる事前審査制度によって延長してきましたものの、この制度をなくした場合における現場の混乱はもっとも予想されます。したがって、今の状況ができますと単なる延長では済まされない。したがってこれを恒常化するような国、県の対応が求められると思いますがいかがでしょうか、御答弁を賜ります。

(5)、改正建築士法施行への対応と取り組みについて具体的に説明ください。

ア、定期講習会の実施。

イ、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の登録数の予測、または今後の対応等について伺います。

2点目に、港川人骨出土地の文化財指定について伺います。

八重瀬町港川で1970年前後に発見された港川人骨は、約1万8000年前の旧石器時代のものであると言われております。同人骨化石は東京大学が保管・研究していましたが、昨年11月の県立博物館新館のオープンに合わせて4体のうち2体が里帰りし、現在博物館で保管・管理されております。

そして、昨年11月に開催された博物館開館記念展示会では、県内で発掘され現在は県外で保管されている化石人骨とともに4体の港川人骨が展示され多くの県民に感動を与えました。県議会やさまざまな機会に港川人骨の沖縄への返還について訴えてきた者として、その実現は児童生徒を初め県民に夢を与えるものであり感慨深いものがあります。

さて、港川フィッシャー遺跡1カ所から数体の人骨化石が出土したことは、骨そのものの比較研究や他地域の人骨化石との比較研究ができます。また、日本人のルーツはもとより、アフリカを出発した「ヒト」の

東アジアへの渡来を明らかにする上からも極めて重要であります。世界的にも価値の高い人骨化石でありますし、また、本県は化石人骨保存の地質条件に恵まれており、港川の人骨化石以外に那覇市の山下町洞人、久米島の下地原洞人、それに宮古島のピンザブ洞人など、県内9カ所から旧石器時代の人骨化石が発見されております。

ちなみに、本県以外の我が国で発見された1万年以上前の化石人骨は、静岡県のみでありありません。

このように多くの化石人骨が発見されている本県は、国内外の多くの研究者から注目され、将来人類学研究的拠点になり得る大きな期待があります。

さて、質問でございますが、(1)、港川人骨の発見から40年余が経過しているにもかかわらず、発見地が文化財として国の指定を受けないまま放置されていることに心が痛みます。このことについてどのように考えているか、知事に伺います。

(2)、港川フィッシャー遺跡が国指定史跡として指定を受けて進入路など環境整備をすれば、地域文化振興、児童生徒の科学心の涵養、観光資源としての波及効果は大きいものがあると思うが、知事はどのように考えているか伺います。

(3)、2月議会で質問いたしましたが、その後の史跡指定に向けた調整はどのような状況か。強力な取り組みなしには今後も調整中がずっと続くことになるのか。

(4)、3月以降、地元や関係機関とどのような調整を行ってきたか、経過等について具体的に説明していただきたい。

(5)、地元における調整に時間を要しているようであるが、その原因はどこにあるのか。

(6)、原因があるとすれば、今後どのようなアクションを行えばよいのか。国指定の文化財にするための取り組みに向けた考えや計画を具体的に示してください。

(7)、文化財指定に当たって用地買収及び進入道路など、周辺施設整備に関して国の補助はどうなるのか。高率補助期間中に実現すべきではないか。

(8)、教育長が現場を確認し、八重瀬町長とお会いして史跡指定に向けて強力に取り組むことが大切であると考えますがいかがですか。

私は、港川フィッシャー遺跡を国指定の史跡として整備することにより、世界遺産登録への期待と価値があるものと考えますが、知事、教育長の答弁をお願いします。

3点目に、地域の課題について伺います。

石嶺地域にコミュニティバスを走らせる計画を策定中でございますが、その際にクリアしなければならない条件に信号機の設置、あるいはUターン場所やバス停の確保等が挙げられております。

よって、次の質問をいたします。

(1)、石嶺町4丁目365番地(福祉センター近く)付近の信号機の設置についてどのように取り組まれておられるか伺います。

(2)、沖縄県身体障害者更生相談所、同じく更生指導所跡地を回転広場及びバス停として提供できないものかと、こういう地域の素朴な声が上がっていますが、これについて御答弁を賜りたいと思います。

(3)、県立北嶺学園内を回転広場として提供できないか。これも現場を見てきましたが、これは現場との調整がかなり必要かと思いますが、これについても当局の考え方を伺いたいと思います。

(4)、県立石嶺児童園集団指導棟前をバス停として提供できないか。こういう具体的にコミュニティバスを走らせる計画の中で浮かび上がってきた課題が地域から上がっておりますが、それについて御答弁を賜りたいと思います。

以上、質問を終わりますが、あとは再質問をさせていただきます。

○議長(高嶺善伸君) 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) 糸洲議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、建築行政の中で、改正建築基準法施行の1年間の総括についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成19年6月20日の改正建築基準法施行後、建築確認件数が大幅に減少し、県経済に大きな影響を与えていることは厳しい事態として認識いたしております。

この要因としましては、構造関係技術基準解説書の発行及び構造計算プログラムの開発がおくれたこと、さらには、県内の構造設計者の不足などが挙げられております。

県は、事前審査の延長や図書省略大臣認定の普及などさまざまな建築確認の円滑化対策を行っております。私も、冬柴国土交通大臣と面談をし沖縄の窮状を訴え、円滑化対策への支援を要請いたしました。しかし、建築確認件数は回復しつつあるものの、依然として厳しい状況が続いております。

県としましては、今後とも国及び建築関係団体等と連携して、早期に例年の水準に回復するよう努めてまいります。

同じく建築行政の中で、ピアチェックの適用除外及び沖縄に限定した法の見直しについての御趣旨の御質問にお答えいたします。

鉄筋コンクリート造低層住宅のピアチェック適用除外にかわる措置としまして、国の支援のもと、沖縄に限定しましたピアチェックが不要となる延べ床面積500平方メートル以下の2階建て及び2000平方メートル以下の3階建て鉄筋コンクリート造住宅の図書省略大臣認定制度の普及に努めているところであります。

今後は、図書省略認定制度の活用や建築確認件数の回復状況を見ながら、法令改正の要請について検討していく考えてございます。

議員御指摘のように200平米以下のRC造戸建て住宅につきましては、文字どおりピアチェックが要らないのではないかという実は議論もしておりまして、ここはまた議員の御指導なども得ながら、必要に応じ法レベルの改正も要求をしなければいけないかなというところまで来ておりますが、もう少し今申し上げました図書省略認定制度の活用、その他を見ながら最後の法改正について考えをまとめていきたいと考えております。

次に、同じく建築行政の中で、沖縄発の建築基準法の制定についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

沖縄の地域特性や建築文化は、私たち県民の貴重な財産であると考えております。

建築基準法は国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的とした最低限の基準を定めたものであり、都市計画法や景観法などと整合を図りながら、沖縄の地域特性や建築文化などを継承・発展させるよう、今後とも建築行政を推進していかなければならないと考えております。

糸洲議員の御提言につきましては、貴重な御意見として承らせていただきたいと思います。

次に、港川人骨出土地の文化財指定についての御質問にお答えいたします。

港川人骨は、日本で最も貴重な更新世人骨化石と評価されております。日本人のルーツを解明する上で極めて重要なものであります。

発見された4体の化石人骨は、東京大学と沖縄県で分担管理され、そのうち2体が県立博物館・美術館で保管・展示されております。

港川人骨の発見地は、本県の歴史をひもとく貴重な化石人骨が発見された遺跡であります。文化財として指定をし、適切に保護・活用を図るべきものと考えております。

同じく文化財指定についての御質問の中で、港川フィッシャー遺跡の環境整備についての御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましても、首里城跡などの世界遺産を初め多くの文化財は整備・活用により、地域振興や観光拠点、そしてさらには教育的な面におきましても大きく貢献をいたしております。

港川フィッシャー遺跡につきましても文化財に指定をし、適切な整備・活用を図ることにより、南部地域の活性化に多方面からの波及効果が期待されます。

県といたしましても、文化財として指定されることは重要なことと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 建築行政の中の、ピアチェックの受け付け及び確認件数についての御質問にお答えします。

改正建築基準法施行後からことし5月までのピアチェックの受け付け及び確認件数は、ともに131件となっております。

続きまして、適合性判定員の体制の現状及び今後の展望についての質問にお答えします。

県内で知事が指定した構造計算適合性判定機関は2機関あり、適合性判定機関の指定に当たっては、国の規則により判定件数に応じた適正な判定員を配置することになっています。

現在の判定員数は、両機関とも常勤の判定員がそれぞれ1名、非常勤が8名及び10名確保されています。

今後、確認件数が例年の水準に回復しても対応が可能と考えています。

続きまして、図書省略認定制度を活用した物件の申請件数についての質問にお答えします。

ことしの3月及び4月に図書省略大臣認定を受け、4月から5月中旬にかけて建築士等を対象に説明会を開催したところであり、現時点では図書省略認定制度を活用した物件の建築確認申請は、報告されていません。

今後、一定程度の活用があるものと考えております。

続きまして、県外構造設計者の活用の現状、今後の課題、今後の対応についての御質問にお答えします。

県では、改正建築基準法の影響を最小限にとどめ、本県の構造設計者不足を補う緊急措置として、建築関係団体と連携して、県外の構造設計者を紹介する事業

を実施しているところであります。

ことしの6月時点で、県外構造設計業者44業者に対し、県内からの申し込み数62件、契約数14件となっています。

課題としましては、県外業者と面談による調整ができないこと、契約条件等の違いなどが挙げられています。

県としては、改正建築基準法の影響が減少するまでは同事業の普及を図っていきます。

続きまして、公共工事の中止命令の件数についての御質問にお答えします。

公共施設において、建築確認手续のおくれにより工事中止を行ったものを調査したところ、県は9施設54件、市町村は3施設16件、合計で12施設70件となっています。

続きまして、事前審査制度の恒常化についての御質問にお答えします。

今回の改正建築基準法施行により建築確認審査が厳格化され、規則で定められた建築確認の指針に基づき厳格な審査の義務づけがなされています。これにより、確認申請受け付け後は、図面の差し替え等ができなくなりました。県は、法施行後の混乱を防ぐため、法施行時より事前審査制度を実施しているところであります。

県としましては、事前審査制度を暫定的なものと考えており、指定確認審査機関の負担も大きいことから、今後の建築確認数の回復状況等を見きわめながら対処していきたいと考えております。

続きまして、定期講習会の実施についての御質問にお答えします。

耐震偽装事件に端を発した建築士法の改正により、建築士事務所に属する建築士、建築設計事務所を管理する管理建築士、構造設計一級建築士や設備設計一級建築士は、資質や能力向上を図るため定期講習の受講が義務づけられることになりました。

現在、国及び県においては、改正建築士法の施行に伴う定期講習会の実施に向けて準備をしているところでございます。

続きまして、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の登録数の予測と今後の対応についての御質問にお答えします。

耐震偽装事件後の建築士法改正により、新たに高度な専門能力を有する構造設計一級建築士、設備設計一級建築士制度が創設されることになりました。現在、これらの建築士資格取得のための講習会には、県内からは構造設計一級建築士では244人、設備設計一級建

築士では110人の申し込みがあり、今後、終了審査を経て9月中旬の合格発表の予定となっております。

現時点において登録者数の予測は困難であります。県内に必要な建築士を確保するため、国及び関係団体と連携し適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは港川人骨出土地の文化財指定についての御質問で、史跡指定に向けた取り組みについてお答えいたします。

港川フィッシャー遺跡の史跡指定につきましては、指定の予定範囲や地権者の意向及び指定に向けての資料作成等について、八重瀬町教育委員会と調整してまいりました。

現在、同教育委員会で資料作成や地権者との交渉を進めているところであり、県教育委員会としましては、状況報告を受けながら適宜指導し、指定に向けて取り組んでいるところであります。

次に、3月以降の調整経過についてお答えいたします。

県教育委員会は3月以降、2度にわたり八重瀬町教育委員会と地権者の指定同意の進捗状況、今後の方針などについて調整してまいりました。

同教育委員会からは町指定史跡にすることから始め、県指定、国指定史跡へとステップアップしていきたいという強い意向がありました。

県教育委員会としましては、町の意向も尊重し、町指定に向けて八重瀬町教育委員会と連携して取り組んでいきたいと考えております。

次に、調整に時間を要している原因についてお答えいたします。

港川フィッシャー遺跡の指定に向けて、八重瀬町では約5600平方メートルの範囲の指定を予定しております。文化財指定に際しては地権者の同意が必要ですが、予定地のほとんどが民有地であります。現在、地権者からは鉾業権の補償などの要望が出されており、その調整が難航しているとの報告を受けております。

県教育委員会としましては、地権者との交渉が前進するよう、八重瀬町教育委員会と連携を密にしていきたいと考えております。

次に、国指定文化財に向けた今後の取り組みについてお答えいたします。

港川人骨出土地の文化財指定につきましては、八重

瀬町教育委員会の意向を踏まえ、町指定史跡にすることから始め、県指定、国指定へとステップアップしていく方針であります。

県教育委員会としましては、国指定に向けた第一のステップとして八重瀬町教育委員会と連携し、早期に町指定が実現できるよう取り組んでまいります。

次に、周辺施設整備への国の補助についてお答えいたします。

国指定史跡の公有化や整備は、文化庁の補助対象となりますが、指定地外の進入道路や周辺施設整備に関しては補助対象外であります。このため、指定地外の整備につきましては、町を主体に他省庁の補助メニューなどの活用も検討していく必要があります。

なお、文化財指定地の公有化につきましては、全国一律で5分の4の補助率となっております。

次に、教育庁の取り組みについてお答えいたします。

港川人骨は日本で最も貴重な更新世人骨と評価されており、日本人のルーツを解明するだけでなく、本県の歴史をひもとく上からも極めて重要なものであります。

こうした貴重な化石人骨が発見された港川フィッシャー遺跡は、地域におけるすぐれた学習教材でもあります。このため、港川フィッシャー遺跡を文化財として指定することは、郷土学習などの教育的な観点からも、地域活性化の面からも大いに貢献するものと期待されるものであります。

県教育委員会としましては、港川人骨出土地の文化財指定につきましては早期に実現できるよう八重瀬町教育委員会と連携し、積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 福祉センター付近の信号機の設置についてお答えいたします。

御質問の場所については、道路の新設に伴い那覇市から設置要請があり、警察において現場調査を行ったところ、付近には小学校及び県総合福祉センターがあり、児童の登下校時の安全確保のためにも信号機が必要と認められることから、横断歩道と押しボタン式信号機を設置する方向で作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 地域課題に関連しまして、身体障害者更生相談所跡地の回転広場及びバス停としての提供についての御質問にお答えいたします。

沖縄県身体障害者更生相談所跡地は、現在、普通財産として管理しております。

普通財産につきましては、「公有財産の管理運用方針」に基づきまして経済的価値を保全発揮させるため、将来にわたって保有する必要がないものは、漸次処分することとしております。

当該県有地につきましても、同方針に基づき売却を予定しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 地域課題の御質問の中の、コミュニティバスの路線を延長する場合の社会福祉施設用地の提供について一括してお答えいたします。

那覇市首里地区において、民間バス会社が運行しているコミュニティバスにつきましては、地域住民及び地域来訪者の交通手段として広く活用されるとともに、地域の活性化に寄与しているものと理解しております。また、このコミュニティバス路線が石嶺4丁目地区へ延長されるよう、地域住民の皆様から関係機関へ要望が出されていることにつきましても、那覇市から情報提供等を受け、承知いたしております。

当該地区には、沖縄県総合福祉センターを初め、複数の社会福祉施設が立地しております。これら施設の敷地の一部をバス停やバス折り返しのための回転広場として提供することが可能かどうかにつきましては、社会福祉施設の機能維持はもとより、施設利用者への影響等を検討する必要があることから、今後、具体的要望があれば、関係機関等と調整の上、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲 朝則君 それではただいま答弁をいただきまして、いわゆる今回のこの改正基準法の厳格化の中でもピアチェック、構造をお互いにチェックし合うという、これが実は大きなおくらせる要因になっております。いわゆる今回のこの改正の中身が地震に対する強化ということでございまして、いわゆる耐震偽装という言葉のとおりでございます。

しかしながら、沖縄は御承知のとおり、日本列島・地震列島の中でも極めて地震の頻度の少ないそういう地域で、例えば復帰前のときだったら当時の日本の建

建築基準法のたしか５割ぐらい、あるいは56年あたりに
７割ぐらいに持ってきて推移をしている。いわゆる地震
の少ない地域としてそれだけ緩和されているにもかかわらず、
今回の改正でもろに沖縄にこの改正が打撃
を与えていて、全く皮肉としか言いようがない。したがって、
これはまさしくあの現場の悲鳴で言われているように、
官製不況と言われるこの言葉が示すとおり、この法律をつく
った国土交通省や県や、行政機関、議会も含めてここが何と
かしくなくちゃならない大事な課題だと私は思っております。

ちなみに、この地震に対する考え方をまず認識するために
土建部長、これまでのこの地震係数——今は耐震コアとか
言っているようですが——いわゆる耐震基準の沖縄の本土と
比較しての推移、あるいはその背景等についてまず御説明
をいただきたいと思います。

もう一つは知事に伺いますが、先ほど図書省略認定制度
等つくっていただきましたが、残念ながらまだその効果は
あらわれていない。いわゆるゼロなんです。したがって、
この制度が何とか利用できるように工夫をしておりますので、
これは一つの財産として持つべきですが、やはり200平米
以下の戸建て、この住宅はこれまでの歴史を見てもこれが
地震とか災害に対して何ら問題を起こしてないこと等を考
えてみれば、沖縄の実績あるいはまた沖縄のこの経験とい
うものは私はもっともっと主張すべきであると。したがって、
法律事項でだめであったにしても暫定的に緩和措置をとる
なり、何らかの措置をとるべきだということで、ぜひこれ
は議会も含めて知事を先頭にして国に要請をすべき事項だ
と思いますので、再度御答弁をいただきたいと思います。

そして次に港川遺跡の指定でございますが、おっしゃ
るとおり町指定、県指定、国指定、そういうふうな段階を
経てというふうなことでございますが、事あるごとに現場
を見させていただいております。この間も通告してすぐ現
場に行かせていただきましたが、やはり現場に立ってみて、
何とかこれは今のうちに早目に指定をしてきちっと整備
をし、県民の財産のみならずまさしく世界遺産になり得
るだけの価値あるものになると、本当にもったいないな
という気持ちがいつもするわけでございますが、これにつ
いてはぜひ議会での議論も大事ですが、知事やあるいは
また教育長の現場視察をぜひやっていただきたい。これ
はぜひやっていただきたいことをお願いしたいんですが、
これについてまず決意のほどを伺っておきたいと思い
ます。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後４時54分休憩

午後４時55分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 糸洲議員の再質問に答弁さ
せていただきますが、このピアチェックの特に戸建て
住宅におけるピアチェックの省略というのは、原理的
には沖縄の場合はまさに議員おっしゃったように無用
な感じはいたします。ただ法律の体系としてここまで
来て、法律レベルが政令で改正、かなり効果があるの
ではないかと思いますが、ちょっとここは今までの国
交省との実務的な面でかなりいろんな手を工夫を県と
一緒にやってきたこともあります。この効果を見なが
ら、やはり基本的にはこのピアチェック、ある部分に
ついては省略ということまで必要だろうと私は先ほど
申し上げました。なるべく早く結論は出したいと思い
ますが、検討させていただきたいと思います。

それからこの現場視察につきましては、喜んでいつ
でもなるべく早目に参上したいと思います。

その他の御質問については、部長から答弁させてい
ただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 沖縄地方における地
震係数の推移についてという再質問でございますが、
まず昭和25年、当時の琉球建築基準法と言っていた琉
球政府のころの建築基準法でございますが、そのころ
地震震度、御存じのとおり水平力でございますが、地
震における水平力は当時の琉球政府では0.1、重量に
対して0.1。全国、要するに日本の建築基準法では0.2
でございました。それは昭和25年から47年まで続くわ
けですが、御存じのように昭和47年に本土復帰しまし
て、そのときに一時的に琉球法が本土の法律に入るわ
けでございますので、全国が0.2、そして沖縄が0.2に
なっています。

進みまして、昭和53年の建築基準法の地域係数の導
入がございまして、そのときに全国はやはり0.2でござ
いますが、沖縄は全国の0.2の7割の0.7、したがっ
て0.14という数字でございます。

それから、昭和56年の有名な新耐震法、そういう法
律の改正がまたございまして、そのときもやはり全国
は0.2に対して沖縄は0.14ということでございます。

ですから、基本的には全国が0.2に対して沖縄は琉
球政府当時は５割、今では７割という数値で推移して
おります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは糸洲朝則議員の再質問で、港川フィッシャー遺跡の現場視察をしてはどうかという御質問にお答えをいたします。

港川フィッシャー遺跡の現場視察につきましては、早い時期に行ってまいりたいと思っております。その足で、八重瀬町に出向きまして、町長、教育長にお会いをして、国の指定の促進に向けまして話し合いをして、連携をして早期に実現できるような積極的な取り組みを今後推進していくこととお話をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲 朝則君 改正基準法の今の地震係数の推移を見てもわかりますように、沖縄県は地震のない地域としてのそういう認識からのこれまでの経緯があるわけです。これが先ほども申し上げましたように、皮肉なことにこの耐震偽造という出来事によって、その耐震構造を厳格にした。もう地震が頻繁に起こるようなところと同様なことになってしまって、本当にもろに沖縄にこのことが今は打撃を与えていると。

したがって、私はやはり先ほどもウチナービケーンの法体系というものを模索していいときに来ていると。いわゆる地方分権という道州制の議論ということからしても、やはり我々の住まいは沖縄の人が経験し、また文化として持っていないわけですから、このことをきちっと抑えた上で構造的な問題あるいはいろんな一生の問題でもそういったもの等を網羅をしてウチナービケーンの、ウチナー発の地方分権の先駆けをするような、そういう取り組みをやっていくべきときに来ているんじゃないだろうかとのように思っております。

どうかそういう意味で、今回のこの事件、あるいはまた法改正というのはある面で沖縄にとってもむしろこれを逆手にとってウチナービケーンの法改正にもっていくだけの決意を持って臨むべきじゃないかという思いを申し上げまして、終わります。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 こんにちは。

公明党・県民会議の上原章です。

一般質問も私を入れてあと2人でございます。各議

員、そして執行部の皆さん、お疲れとは思いますが、最後まで御協力をよろしくお願い申し上げます。

質問に入ります前に、一言御礼を申し上げます。

今回の県議会選挙で2期目の難関を乗り越えさせていただきました。支持者や県民の皆様にご心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

これからの4年間、これまで以上に県勢発展のために全力で頑張っていくことをお誓いして質問に入ります。

今回の質問は、選挙期間中に多くの県民、また市民の皆様からいただいた声を中心に通告しております。当局にはどうか誠意ある前向きな答弁をお願いしたいと思います。

初めに、経済・雇用政策についてお尋ねします。

沖縄県は、過去3次にわたる沖縄振興計画に基づき社会資本や生活環境の整備が進み、県民生活の向上など社会経済は着実に進展してきました。しかしながら、所得水準はいまだに全国平均の7割程度にとどまり、失業率も全国と比較して高い水準で推移し、県が目指している自立への展望を開くまでには至っていない状況です。現在新たな沖縄振興計画がスタートし、各分野別にさまざまな施策が講じられていますが、振興計画も6年が経過し残り3年余りとなりました。県は、当初掲げた目標の達成状況を検証し、その実現に向けて残り期間、全力で頑張りたいと思います。

特に、産業の振興と雇用の政策は県民所得を向上させ、自立型経済の構築を目指す本県にとって大変重要であり、着実な施策の展開が求められています。また、原油高騰などにより建設業を初め農業、漁業、運送業等多くの業種が深刻な経営不振に陥り、消費者物価の上昇など県内の経済環境は極めて厳しい状況です。

県においては、今、現場で何が起きているのか、何を必要としているのか、取り組んでいる支援策が実効性のあるものとなっているのか、きめ細かい対応をお願いしたいと思います。

そこで質問です。

(1)、沖縄振興計画で示された平成23年度までの県民所得、就業者総数、県内総生産の見通しは実現できるのか伺います。

振興計画では、平成14年度から23年度まで1人当たりの県民所得が218万円から270万円に、就業者総数が58万人から67万人に、県内総生産が3兆4000億円から4兆5000億円になるとの見通しを示しています。状況をお聞かせください。

(2)、県民所得の水準が全国平均の7割程度にとどまっている要因と改善策を伺います。

これまでの振興計画で多くの予算が組み込まれ、観光産業も入域者数が好調に推移していても県民所得に直結していないとの声が寄せられています。県の対応をお聞かせください。

(3)、県中小企業振興基本条例の実施計画案及び県中小企業振興会議（仮称）の内容について伺います。

県内企業の99%を占める中小企業、小規模企業の支援は、県経済を支える観点から大変重要です。実効性ある条例となれるよう県の対応をお聞かせください。

(4)は取り下げます。

これまで多くの議員が質問したもので、幾つか取り下げをさせていただきます。

(5)、ジョブカード制度の取り組みと県の対応を伺います。

同制度は、職業能力を身につける機会が少ないフリーターや母子家庭の母親らの就業支援を目指すもので、若年者の失業率が高く母子家庭が多い本県には必要な取り組みと考えるが、現状をお聞かせください。

(6)、若年者雇用のミスマッチを改善するため、就職に対する教育システムの導入やインターンシップ制度の充実が叫ばれています。取り組みをお聞かせください。

2、次に、福祉行政についてお尋ねします。

沖縄県の子供の数は24万8000人で、県内人口に占める割合は18.1%と全国1位となっております。統計が確認できる復帰後の1972年から35年連続で1位を維持しています。全国的に少子化が進む中で子供の数が多いということは、本県にとって将来的に発展し続けるという観点から大変重要なことであり、その子供たちを守り育てることは行政の責任です。

そこで質問です。

(1)、乳幼児医療費の助成拡充と給付方法について伺います。

ア、通院分を就学前まで無料にできないか。

イ、給付方法を自動償還払い及び現物給付方式にできないか。

(2)、DV及び児童虐待の現状及び対策はどうなっているか伺います。

女性や子供が精神的にも肉体的にも虐待を受けることは断じて許されることなく、県内において特に子供たちへの虐待が増加しているとの報道がありました。取り組み状況をお聞かせください。

(3)、DV被害者の申請で児童手当の支給先を変更できる制度がスタートしているが、内容及び取り組みを

伺います。

本来、児童手当は子供たちのために支給されるものであり、これまで実質的に子供を育てている親に支給できないか、対応が求められていました。制度の周知を含め取り組み状況をお聞かせください。

(4)、女性医師復職研修支援事業等の女性医師の就業支援について伺います。

臨床医に占める女性医師の割合は約15%ですが、国家試験の合格者では女性の占める割合は3分の1となっており、今後女性医師は急増していくと予想されています。

国は、出産や育児等により離職せざるを得なかった女性医師が不安なく再就職できるよう、平成20年度の事業で女性医師の就業支援を強化しました。県の取り組みをお聞かせください。

(5)、自殺対策の取り組み状況を伺います。

全国では、自殺者が10年連続して3万人を超し深刻な状況が続いています。専門家による相談体制の強化など、適切な対応が求められています。行動計画の策定も含め取り組み状況をお聞かせください。

(6)、自殺の原因、動機で最多と言われるうつ病対策は重要であり、県が取り組んでいるうつ病デイケア事業は今後とも拡充する必要があると考えるが、見解を伺います。

大きな3番目、教育行政についてお尋ねします。

(1)は取り下げます。

(2)、不登校の実態調査、原因、対策を伺います。

(3)も取り下げます。

(4)、教材費・図書費流用の状況及び対策について伺います。

文科省の調査で、教材費や図書費がほかの目的に流用されている実態が明らかになり、行政の対応に懸念の声が寄せられています。県内では教材費が全体の65.7%、図書費が30.9%流用されています。子供たちのために本来の目的に活用すべきものとするが、県の対応をお聞かせください。

大きな4番目、文化・スポーツ行政についてお尋ねします。

(1)、小中学校の授業で琉舞や空手等の練習を取り入れ、子供たちに沖縄の文化を学ばせることができないか伺います。

月謝を納めて学ぶ形ではなく、より多くの子供たちが沖縄の文化に触れる仕組みができないか、見解をお聞かせください。

(2)、文化・芸術の継承・保存のため後継者育成支援が重要と思うが、取り組みを伺います。

沖縄の文化は世界に誇れるものであり、後継者育成は大変重要です。知事の公約でもあり、県の対応をお聞かせください。

(3)、国は、文化芸術振興基本法を制定し、文化予算に毎年1000億円を超える予算を計上しています。全国ではその予算を活用して多くの事業が推進されているが、県内の取り組み状況をお聞かせください。

(4)、県立郷土劇場の閉鎖に伴い新施設の建設が求められています。沖縄の文化・芸術の発展及び観光振興のためにも必要と考えるが見解を伺います。

(5)、本格的な専用サッカー競技場（スタジアム）と練習場の整備が求められているが、取り組みを伺います。

この質問は昨年6月議会でも取り上げましたが、県は調査検討連絡会議を設置し、具体的な取り組みを開始したと聞いています。内容をお聞かせください。

(6)、2010年開催予定の高校総体の受け入れ体制について。

ア、競技力向上対策はどうなっているか。

イ、施設の整備状況はどうなっているか。

ウ、泡瀬運動公園のテニスコートは老朽化し、その上、公式戦では全国的に人工芝が普及する中でいまだ土のコートです。改善する必要があると思うが見解を伺います。

大きな5番目、平和行政についてお尋ねします。

(1)、6月20日、超党派の国会議員で「日本に国連・国際機関等を誘致する議員勉強会」が開催され、8月末までに提言をまとめ、9月に広島で開かれるG8（主要8カ国）下院議長会議で各国に働きかけるとしています。本県の国連・国際機関誘致の取り組みについて伺います。

この取り組みは沖縄振興計画でも明記され、我が党としても沖縄に平和の大切さを世界に発信できる国連・国際機関の設置を訴えてきました。県の対応をお聞かせください。

(2)、「太平洋・島サミット」等、国際会議の誘致促進について伺います。

アジア・太平洋地域に寄与する地域の形成を目指す本県にとって、平成21年度開催予定の「太平洋・島サミット」を誘致することは重要と思います。他の国際会議の誘致促進も含めて取り組み状況をお聞かせください。

6、飲酒行為についてお尋ねします。

(1)、未成年者の飲酒行為が社会問題となっています。現状と対策を伺います。

未成年者が安易に酒を入手できることは、ある意

味、大人の責任が大きいと思います。行政、学校、地域、家庭等が連携し、社会全体で未成年者の飲酒防止に取り組む必要があると思うが、対応をお聞かせください。

(2)、飲酒運転の状況、対策はどうなっているのか伺います。

最後に、「ふるさと納税」の取り組みについて伺います。

応援したい自治体やふるさとへの寄附額に応じて居住地での住民税を控除する「ふるさと納税」制度がスタートしていますが、取り組み状況を伺います。

以上、質問を終わりますが、答弁によりましては再質問を行います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 上原議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、経済雇用政策に係る御質問の中で、沖縄県中小企業の振興に関する条例の実施計画等々に係る御質問にお答えいたします。

今年度は、条例に基づく取り組みのスタートとなる年であります。それゆえ、県といたしましては中小企業関係者との意見交換等を通じて、効果的に中小企業振興施策を策定する仕組みを構築してまいりたいと考えているところでございます。

具体的には、沖縄県中小企業振興会議（仮称）を設置しますとともに、地域における意見交換会を実施することにより、中小企業の皆様方から施策の改善点等についての御意見を聞く場を確保してまいりたいと考えております。

また、条例の施行を記念するキックオフイベントといたしまして、8月中旬を目途に第1回目の振興会議とあわせまして、中小企業振興シンポジウム（仮称）を開催をし、その中で私から中小企業振興宣言（仮称）の発表を行う予定であります。

さらに、小規模でも頑張っておられる中小企業に光を当てる事業として、「OKINAWA中小企業大賞（仮称）」をこれから設けていきたいと考えているところでございます。

同じく経済雇用政策に係る御質問の中で、若年者雇用のミスマッチの改善のための取り組みいかんという御質問にお答えいたします。

若年者雇用のミスマッチを改善するため、沖縄県キャリアセンターにおきまして、若年者に対する就職相談や就職支援セミナー、そして企業との交流を促進するためのイベント、保護者や教育関係者向け意識啓

発のための講演会等、きめ細かな就職支援を行っているところでございます。

また、大学や高校に出向きましてキャリア講義等を実施いたしますとともに、みんなでグッジョブ運動のモデル事業として沖縄型ジョブシャドウイング事業などを実施するなど、キャリア教育の推進に努めてまいります。

さらに、インターンシップにつきましては、受け入れ企業の拡大や負担軽減につきまして産学官で検討しているところであります。

今後、インターンシップ推進協議会を設立しますとともに、その充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、5番目の平和行政に係る御質問で、国際会議の誘致の促進についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、質の高い観光・リゾート地の形成を図るため、国際会議などの誘致・開催を推進し、コンベンション・アイランド沖縄の形成に積極的に取り組んでいるところでございます。

国際会議などの誘致につきましては、「沖縄県国際会議等の誘致・受入・支援に関する基本方針」に基づきまして、各省庁連絡会議や国際観光振興機構などとの連携のもと、取り組んでいるところでございます。

また、国際会議など誘致の一層の促進を図るため、本年度からMICE誘致・開催推進事業を創設したところであり、従来のコンベンションはもとより、経済効果の高い企業インセンティブツアーなどの誘致を積極的に推進しているところであります。

なお、来年度開催予定の第5回「太平洋・島サミット」につきましては、5月に政府に対しまして正式に開催を要請したところであり、今後とも誘致に積極的に努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 経済・雇用政策についての御質問で、振興計画で示された指標の達成についてお答えいたします。

沖縄振興計画の展望値と最新の統計数値を比較しますと、県内総生産は4兆5000億円に対し、平成17年度において3兆8000億円、1人当たり県民所得は274万円に対し、平成17年度において202万円、就業者数は66万7000人に対し、平成19年において59万2000人となっており、現在のところ厳しい状況にあるものと認識しております。

県としましては、産業振興や人材育成等の取り組みをこれまで以上に加速させ成長力を高めるとともに、雇用の創出・確保に努め、計画目標の実現に向け、沖縄振興計画に基づく施策・事業を着実に推進してまいります。

同じく県民所得7割の要因と改善策についてお答えいたします。

本県の経済成長率は、全国をやや上回る水準で推移しておりますが、人口増加率が高いこともあり、1人当たり県民所得は伸び悩んでいる状況にあります。

このため、観光・リゾート産業や情報通信関連産業など発展可能性の高い産業領域を戦略的に振興し、他の産業分野との連携を通じてその波及効果を高め、経済全体の活性化を図り県民所得の向上につなげていきたいと考えております。

次に、平和行政についての御質問で、国連・国際機関誘致の取り組みについてお答えいたします。

県では、平成13年度から国連機関を含む国際機関の誘致の可能性調査検討を行っているところでありますが、課題として、政府が国連機関の誘致の方針を持っていないことや、財政的な問題があります。

「日本に国連・国際機関等を誘致する議員勉強会」については、超党派の国会議員により設立されたものと承知しており、誘致先として被爆地である広島、長崎などのほか、沖縄についても言及があったと聞いております。

県としては、このような国会議員の動きも十分に勘案しながら、引き続き国際機関の誘致の可能性を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 経済・雇用政策に関する御質問の中で、ジョブカード制度の取り組みと県の対応についてお答えします。

ジョブカード制度は、職業能力形成機会に恵まれない者について、その能力を向上させ安定的な雇用への移行を促進することを目的として、平成20年4月、今年度から運用されております。

同制度は、公的に認められたジョブ・プログラムを受けることで職業能力証明書が取得でき、ジョブカードに従来の履歴事項のほかこの証明書を記載して、求職活動に有利に活用する仕組みです。

県内の取り組みとしては、那覇商工会議所が厚生労働省の委託を受けて本年6月に地域ジョブ・カードセンターを開設し、地域推進計画策定、制度の普及啓発

及び協力企業開拓や訓練カリキュラムの策定支援を行うこととしております。

県としましては、同センターの運営本部委員として、職業能力形成機会に恵まれない者の求職活動を支援することとしております。また、県が国の委託を受けて実施している委託訓練活用型デュアルシステムがジョブ・カード対象プログラムとなっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 福祉行政についての御質問の中の、乳幼児医療費助成制度の就学前までの無料化についてにお答えいたします。

乳幼児医療費助成制度につきましては、平成19年10月より対象年齢を拡大し、入院は4歳児までを就学前までに、通院は2歳児までを3歳児までに引き上げたところでありまして、さらなる対象年齢の拡大につきましては、財政負担を伴うことから引き続き慎重に検討していきたいと考えております。

続きまして、乳幼児医療費助成制度の給付方法の見直しについてお答えいたします。

自動償還方式を導入すると外部機関への集計事務等の委託やシステム開発など、新たな事務費が発生します。また、現物給付方式を導入しますと、新たな事務費が発生するとともに、国においては、国民健康保険に係る国庫支出金を減額調整する仕組みをとっており、市町村国保の運営に支障を与えることが予想されます。

給付方法の見直しにつきましては、財政負担を伴うことから、引き続き慎重に検討していきたいと考えております。

続きまして、DV及び児童虐待の現状と対策についてにお答えいたします。

DVにつきましては、平成19年度の県における相談件数が796件となっており、前年度の884件に比べ88件、10%の減少となっております。また、裁判所から書面提出を求められた保護命令件数については、平成19年度は44件であり、前年度と同じ件数となっております。

DV対策として、県では平成18年3月に策定した配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画に基づき、DV被害防止、被害者の保護及び自立支援等に取り組んでおります。これらの支援は、配偶者暴力相談支援センターが中心的な役割を担っており、平成18年4月からは、女性相談所に加えて北部、宮古及び八重山の3福祉保健所に同センターを設置し、市町村、警

察などの関係機関と連携し、DV相談、被害者保護、自立支援を行っております。

児童虐待につきましては、平成19年度に本県の児童相談所が処理した件数は440件で、前年度の364件に比べ76件、20.9%の増加となっております。

相談種別の内訳では、ネグレクトが一番多く170件で38.6%、次いで身体的虐待が151件で34.3%、心理的虐待が98件で22.3%、性的虐待が21件で4.8%となっております。

主な虐待者の内訳では実母が一番多く237件で53.9%、次いで実父が111件で25.2%となっております。

児童虐待については早期発見、早期対応が重要であり、県内の全市町村において児童相談窓口を設置するとともに、地域の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の設置を進めております。また、児童相談所においては、子供虐待ホットラインによる24時間体制の電話相談等を行っているほか、困難ケースへの対応など専門性を高めるため、児童福祉司、児童心理司等を増員し、体制の整備を進めてきております。さらに、DVと児童虐待が同時に発生するケースに対応するため、児童相談所・女性相談所連絡会を設置し、連携の強化、情報の共有化を図っております。

続きまして、DV被害者の申請で、児童手当の支給先を変更できる制度についてにお答えいたします。

配偶者からの暴力を受けた被害者が児童手当を受給する配偶者と別居しながら児童を監護しており、配偶者が監護及び生計要件を満たさない場合は配偶者への支給を停止し、被害者に児童手当を支給することが認められております。

被害者は家庭裁判所からの保護命令、配偶者暴力相談支援センターや婦人相談員からの暴力被害を受けている旨の証明等により、在住市町村へ相談し申請することになっております。

また、市町村においては、住民基本台帳や医療保険適用が分離しているなど公簿等による確認を行い、職権で処理することも可能となっております。さらに、里親に委託され、または児童養護施設等に入所しているなどの場合は、個々の事例により状況がさまざまであることから、児童相談所との連携のもと、客観的事実に基づき保護者が監護要件を満たさないと確認できる場合、職権による処理を行うことも可能となっております。

県では、児童虐待・DV事例の児童手当関係事務処理について、施策を所管する関係機関が緊密に連携して取り組めるよう、制度の周知徹底に努めているところであります。

続きまして、女性医師の就業支援についてにお答えいたします。

県においては、女性医師の復職支援策として、離島・へき地ドクターバンク等支援事業の中で、女性医師の再就業に関する相談窓口を昨年10月末に設置しております。

今後は、県医師会に設置された女性医師部会と連携して、女性医師の勤務環境の改善や再就業の際の研修プログラムの構築に取り組みたいと考えております。

続きまして、自殺対策の取り組み状況についてにお答えいたします。

沖縄県警察の統計によりますと、平成19年中の自殺者347人のうち最も多い自殺の原因は、うつ病を含む精神障害が115人26.2%、次いで経済生活問題が92人21.0%、病気苦59人13.4%、家庭問題51人11.6%の順となっております。

また、本県の自殺者は年齢別では40代から60代の働き盛りの男性に多く、壮年層に対する重点的な自殺対策が課題となっております。

県では、去る3月に沖縄県自殺総合対策行動計画を策定したところであり、今後は同計画に基づき、うつ病・自殺予防に関する普及啓発に努めてまいります。特に今年度は、自殺の原因に着目し、多重債務に関する相談やうつ病の早期発見、メンタルヘルス対策に取り組んでまいります。また、自殺念慮を持つ者の早期発見、早期介入を推進する観点から、内科医などのかかりつけ医に対する研修やうつ病ダイケアの民間医療機関への普及等を推進します。さらに、関係機関の連携により自殺未遂者の再発防止や遺族会の支援に努めてまいります。

続きまして、うつ病ダイケアの拡充についてにお答えいたします。

本県における自殺の原因としてうつ病を含む精神障害が最も多いことから、自殺対策としてのうつ病対策は重要であると認識しております。

総合精神保健福祉センターで実施しているうつ病ダイケア事業については、民間への普及を目的としたパイロット事業として開始されましたが、平成20年度には同事業を実施する民間医療機関がなかったことから、同年度まで延長実施しているところであります。

同事業につきましては、うつ病ダイケア受講修了者の多くの方に改善が見られ、その有効性が示された一方で、利用者の身近な地域で治療できるよう、多くの民間医療機関での実施が必要であることが指摘されております。

そのため、現在、同センターにおいてうつ病ダイケ

ア技術移転実行計画を作成し、民間医療機関への移行に向けた取り組みを推進しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政についての御質問で、不登校の実態等についてお答えいたします。

平成18年度の文部科学省の問題行動調査によりますと、本県の不登校児童生徒数は小学校で330人、中学校で1295人となっており、前年度に比べ小学校で24人、中学校で36人の増となっております。

不登校の原因については、それぞれの児童生徒でさまざまな要因があり、一概には言えませんが、本県の傾向としましては、小学校では、無気力や不安など心理的・情緒的要因によるものが多く、中学校では、遊び・非行など社会的要因、背景によるものの割合が高くなっております。

本県の不登校への取り組みとしましては、児童生徒理解を深めるために、スクールカウンセラーや巡回教育相談員等の活用により、学校における教育相談体制の確立に努めております。特に、遊び・非行傾向の不登校については、立ち直り支援コーディネーターの配置、スクールソーシャルワーカー活用事業などの取り組みや県警と連携したスクールエリア対策など、関係機関及び地域住民と連携した取り組みを推進しております。

県教育委員会としましては、今後とも学校、家庭、地域、関係機関・団体等が一体となって、児童生徒理解を深め、不登校対策や子どもの居場所づくりに努めていきたいと考えております。

次に、教材費・図書費流用の状況及び対策についてお答えいたします。

本県では、「沖縄県子どもの読書推進計画」の趣旨を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じた読書の質を高めるとともに、学校図書館が学習・情報センター、読書センターとしての機能を一層充実させるなどの取り組みに努めているところであります。また、児童生徒の発達段階に即した教育的、計画的な教材の活用を図っているところであります。

本県の平成18年度における教材費の基準財政需要額に対する市町村の予算措置状況は、34.3%となっております。また、学校図書館図書整備費いわゆる図書購入費は1校当たり小学校52万円、中学校68万4000円となっており、それぞれ全国平均の小学校42万6000円、中学校60万4000円を上回っております。

なお、学校図書館図書整備費が地方交付税措置を下回っている市町村は、14市町村となっております。その主な理由としましては、学校図書館図書標準を達成したことや、その他の財政事情等が挙げられます。

県教育委員会としましては、教材費並びに学校図書館図書整備費等が地方交付税で措置されていることなどを踏まえ、今後とも各市町村教育委員会に予算の確保と適切な執行について周知してまいりたいと考えております。

文化・スポーツ行政についての御質問で、琉舞や空手道等の授業への導入についてお答えいたします。

郷土の伝統文化を継承し発展させるために、小中学校の授業で琉舞、空手道等を取り入れることは大切なことであると考えております。

平成19年度の教育課程編成実施状況調査によると、琉舞については、小学校144校、51.6%、中学校82校、52.9%、空手道については、小学校35校、12.5%、中学校72校、46.5%が体育の授業や行事等で実施しております。

県教育委員会としましては、郷土の伝統文化としての琉舞、空手道等を体育の授業や学校行事等に積極的に取り組んでいくよう指導してまいります。

今後とも、児童生徒に郷土の歴史や伝統文化に誇りを持ち、沖縄に生まれ育ってよかったと言えるような教育を推進してまいります。

次に、国の文化予算を活用した県内の取り組み状況についてお答えいたします。

文化庁においては、文化財の保存整備・活用及び文化芸術創造プランなどに約1000億円の予算を計上しております。

本県ではその予算を活用し、県や市町村、文化団体等において、文化財の保存・修理、伝承者養成、史跡整備及び埋蔵文化財発掘調査など、文化財の保存整備・活用に取り組んでおります。

また、市町村等において文化庁の支援を受け、文化芸術による創造のまち支援事業や小中学校等への芸術家派遣事業を実施するなど、文化芸術の振興を推進しております。

次に、本格的な専用サッカー競技場等の整備についてお答えいたします。

サッカー専用スタジアムの建設は、国際大会やＪリーグ等のプロの公式試合が誘致可能となり、青少年に夢と希望を与えるものと考えております。

県教育委員会としましては、ことし３月に関係部局及び関係競技団体が構成する「サッカー競技場整備に関する調査・検討連絡会議」を設置し、サッカー専用

スタジアムについて鋭意検討を重ねているところであります。

用地や建設費、管理運営主体等の課題があることから、今年度は、先進県への調査を行い、施設の規模や形態、管理運営費等総合的に調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、全国高校総体の競技力向上対策についてお答えいたします。

平成22年度に開催される「美ら島沖縄総体2010」に向けて、選手の育成強化等を図ることは極めて重要なことと考えております。

県教育委員会においては、平成16年度から競技力向上対策事業年次計画を策定し、小学生スポーツ教室、中学生強化練習会や指導者養成事業等に取り組んでまいりました。

今後は、昨年10月に設立した平成22年度全国高校総体競技力向上推進本部のもと、高体連・競技団体等と連携し、選手強化事業をさらに推進してまいります。

今年度は、開催年度に主力となる高校１年生を中心に、高校生強化練習会、中・高合同強化練習会及び県外合宿を実施するなど、選手の育成強化に努めてまいります。

次に、施設の整備状況についてお答えいたします。

全国高校総体の競技会場となる施設につきましては、既存施設を有効活用することを基本に、県有施設は県において、市町村施設は市町村が整備することになっております。

県においては、大会の競技会場となる奥武山水泳プールの改築や県総合運動公園の陸上競技場、補助競技場及び自転車競技場等の改修を行っているところであります。

市町村においては、一部の施設について改築等を行うことになっておりますが、ほとんどの市町村において既存施設を活用して対応することとなっております。

すべての競技が万全な体制で実施できるよう、県及び市町村において準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 文化・スポーツ行政の御質問で、文化芸術の後継者育成の取り組みについてお答えいたします。

県においては、組踊や沖縄伝統舞踊など、国や県の文化財として指定されているものについては、伝承者

養成事業として、研修会やその成果発表を通じ、技芸や技術を次世代へ伝える取り組みを行っております。

また、かりゆし芸能公演は、主に郷土芸能の実力ある若手実演家が出演しており、将来の伝統芸能の後継者育成のための実演の場としての役割を果たしております。

さらに、県立芸術大学では、音楽学部には琉球芸能専攻を設置しているほか、美術工芸学部においては、沖縄の染織や陶芸など伝統工芸に関する授業科目を設け、担い手を養成しております。

沖縄の伝統文化は、先人たちの長年の研さんの積み重ねにより築き上げられたものであり、それを継承することの重要性を踏まえ、今後も後継者育成に取り組んでまいります。

次に、県立郷土劇場の閉鎖に伴う新施設の建設についてお答えいたします。

県立郷土劇場は、平成2年の開館以来、郷土の演劇、舞踊、音楽等を上演する常設の劇場として、県民の舞台芸術の振興に大きな役割を果たしてきました。

当劇場は、那覇東町会館に入居しており、同会館の閉鎖と軌を一にして廃止せざるを得ない状況であり、本県の財政事情が厳しい現状においては、新たな施設の建設は困難な状況であります。

郷土劇場は、県民の舞台芸術の振興を図る上で重要なものと認識しており、その設置につきましては将来的な検討課題としてとらえ、これまで郷土劇場で実施してきたかりゆし芸能公演等について、沖縄の伝統芸能の継承・発展に果たしてきた役割を踏まえ、今後とも県の施策として継続していきたいと考えており、その実施方法につきましては関係者の意見も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） 答弁漏れがございますので、よろしく願いいたします。

文化・スポーツ行政についての御質問で、県総合運動公園のテニスコートの改修についてお答えいたします。

全国高校総体のソフトテニス競技は、県総合運動公園の庭球場において行うことになっております。

庭球場については、全国高等学校体育連盟ソフトテニス専門部にも確認し、クレーコートでの大会実施について了解を得ております。

砂入り人工芝コートへの改修につきましては、今後、関係部局と調整し検討してまいりたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 少年の飲酒の現状と対策についてお答えします。

昨年1年間に飲酒で補導した少年は3284人で、前年に比べ781人、19.2%減少しております。また、本年5月末現在では819人で、前年同期に比べ633人、43.6%減少しております。

少年の飲酒補導が減少した要因としましては、県議会や各市町村議会における「未成年者飲酒防止に関する決議」により県民の未成年飲酒防止に対する意識の高まり、酒類販売業界等による「未成年者飲酒防止キャンペーン」の取り組み、各地域における「未成年者飲酒防止住民大会」の開催など、関係機関・団体、地域住民等が一体となって取り組んだ成果だと考えております。

しかしながら、本県の少年の飲酒補導数は減少しているとはいうものの、昨年の統計で他の都道府県と比較しますと、補導実数で全国1位、少年人口1000人当たりの補導人員でも全国平均の9.6倍で全国1位と際立っております。

県警察におきましては、少年の飲酒を防止するため、街頭活動による飲酒少年の発見補導のほか、アルコールの影響の危険性を理解させるための非行防止教室の開催、少年へ酒類を販売・提供した違反業者の取り締まりなどを強化しているところであります。

また、県民や業界に対しても、地域住民による注意指導や警察への通報、家庭での子供の在宅確認や酒類の保管管理、酒類の販売や提供時の年齢確認の徹底について啓発活動を行っているところであります。

県警察といたしましては、今後とも、関係機関・団体と連携し、少年の飲酒防止対策の強化を図ってまいりる所存であります。

次に、県内の飲酒運転の状況と対策についてお答えします。

まず、飲酒絡みの交通事故の発生状況は、昨年は人身事故が118件で全人身事故の1.8%、死亡事故が7件で全死亡事故の17.5%を占めております。

全国平均と比較しますと、人身事故ではその割合が1.9倍、死亡事故では2.2倍と高い比率となっており、人身事故では18年連続、死亡事故では13年連続して全国ワーストワンという状況にあります。

本年5月末現在では、飲酒絡みの人身事故が47件、死亡事故が2件発生しております。

前年同期に比べ、死亡事故は半分に減っておりますが、人身事故については同数であります。

次に、飲酒運転の検挙状況であります。昨年（平成19年）は5295件で、実数において全国で2番目に多く、人口1000人当たりでは、全国平均の6.7倍で全国で一番多いという状況にあります。本年5月末現在では、検挙が1198件で、前年同期に比べ1382件、53.6%減少しております。

しかし、いまだ人口1000人当たりでは、全国平均の5.4倍であり、飲酒運転の違反者が全国一高い数値を示している状況に変わりはありません。

飲酒運転対策であります。一斉検問や生活道路まで広げたスポット検問など飲酒運転取り締まりを強化しているのを初め、「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境づくりとして「飲酒運転根絶連絡協議会」の各地区での結成への働きかけと結成後の活動の支援、「鍵預かり措置」など居酒屋等に対する飲酒運転をさせない取り組みへの支援、待ち時間短縮を図るための運転代行業のモータープール化の推進、各事業所や各種会合、イベントに出向いての交通安全教育車や飲酒疑似体験ゴーグル等を活用した飲酒運転の危険性を体験させる交通安全教育の実施、ポスター、チラシなどの作成を初め、マスメディアなどあらゆる広報媒体と連携した広報啓発活動の継続実施等を推進しているところであります。

県警察といたしましては、引き続き、行政、地域社会、事業所、関係機関・団体と連携して取り組みを強化するとともに、県民の規範意識の向上や、飲酒運転根絶のための環境づくり、各界・各地域での取り組みなどが将来にわたって持続されるような仕組みの構築など、各種施策を推進してまいり所存であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） ふるさと納税の取り組み状況についての御質問にお答えいたします。

いわゆるふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体へ寄附を行った場合に、その方が住んでいる自治体に納める個人住民税等から、その1割程度を上限としてその寄附額が控除される制度のことでございます。

本県の取り組み状況としましては、去る5月に県のホームページに「ふるさと沖縄への寄附金」とした専用サイトを開設し、東京・大阪の県外事務所にパンフレットを常備するとともに、県人会等に対してリーフレットを送付するなど積極的にPR活動を行っている

ところであります。

7月1日現在、東京都や大阪府など県内外の7名の方から合計で約24万円の寄附の申し込みがあり、うち15万円が受け入れ済みとなっております。

今後とも、各種行事などの機会を通じて積極的に沖縄をPRするなど、ふるさと納税への理解と協力が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 御答弁ありがとうございました。

再質問と幾つかの要望をしたいと思います。

振興計画における県民所得、就業者総数、県内総生産の見通しについてですが、いずれも極めて厳しいとの答弁、大変残念です。県は残り3年余りの取り組みの中で、この現状をどう受けとめているのか、当初の目標を達成できない要因はどこにあるのか、県民の期待に今後どうこたえていくのか再度決意をお願いします。

2つ目の中小企業の振興基本条例についてですが、地域の中小企業の皆さんと意見交換をすることは大変重要だと思います。聞くところによりますと、第1回の意見交換がされたと聞いております。内容をお聞かせください。また、今後の予定もお聞かせください。参加メンバーにこういったメンバーの限定等があるのか教えてください。

次に、乳幼児医療費の助成、拡充についてですが、この質問は2月議会でも取り上げましたが、県は財政負担等を伴うことから引き続き慎重に検討すると、前回と全く同じ答弁でした。

本県は先ほど申し上げたとおり、人口比率で見ると全国で子供が一番多い県であり、ある意味ではどこよりも子供優先社会、チャイルドファースト社会を構築する必要があると思います。知事は「子育て力おきなわ」を公約に掲げております。小学校に入学するまでいつ発熱しても、いつ風邪を引いてもおかしくないのが子供です。所得が低い家庭が多い本県で、乳幼児の医療費の無料化拡充は大変重要だと思います。厳しい財政状況とは思いますが、子供を守る観点から、小学校入学前まで通院分無料化は検討できないか、できれば知事に御答弁をお願いします。

次に、うつ病デイケア事業についてですが、この質問も2月議会でも取り上げました。

県はこの事業は民間医療機関への普及を目的としたパイロット事業であり、実施機関の拡充を含め技術移転に向けた取り組みを強化していくとありました。しかし、同事業は平成18年度209万円、19年度171万円、

20年度119万円と2年間で大幅に減額しております。明らかに事業が後退しています。この状態で民間医療機関に技術移転を含め復旧させることができるのか、また2カ所の民間医療機関が平成21年度から実施を予定しているとありましたが、どうなっていますか。民間医療機関の受け入れの不十分さや所在によっては社会復帰を目指す利用者にとって負担を強いることにもなりかねないと思います。見解を伺います。

同事業は自殺予防に効果があり、これまで大きな実績を残しています。利用者の52%が職場へ復帰し、ないし就職をされているそうです。今後、うつ病は10数年にわたって急速に増加すると言われております。同事業は、慢性うつ病の有効な回復手段として極めて重要と思います。今後、同事業を民間医療機関への普及を促進するセンターとして位置づけ、県が取り組んでいる自殺予防の主要事業として貢献させることができないか、継続の再考ができないか、見解を伺います。

次に、教材費・図書費の流用についてですが、教育長は市町村の財政状況の厳しさを話されていました。私は教育現場を預かる最高責任者としてもっと強い姿勢を示してほしいと思います。子供たちにとって、教材・図書・良書は成長過程で極めて重要であり、その予算を流用するのは本末転倒です。このことは全国と比較したり、財政が厳しいからと許されることではないと思います。各市町村に今後流用することがないよう強く指導する必要があると思うが、再度答弁を求めます。

次に、先ほどの文化を学校現場の授業に取り入れてほしいということですが、教育長は体育の授業、行事等でやっているとありました。これはカリキュラムの中で取り入れる形になっているのか、それとも運動会とかそういった行事の中でただやっている形であれば、私は今回質問したことは、できればこの沖縄の世界に誇れる文化を、子供たちが本当に週1回程度でもいいですから授業に取り入れていただきたいと。今学校現場で聞きますと、放課後でいろんな地域のボランティア等もされているそうですけれども、結局月謝を払っている子供等しか学ぶことができない現状も聞いておりますので、よろしくお願いします。

次に、サッカーの練習場の整備についてですが、先ほどスタジアムのお話がありましたけれども、練習場について、県内には子供たちを初め多くの方がサッカーにかかわっています。那覇市内でも小・中・高、社会人、シニア、女子、協会に登録しているチームだけでも106チーム、3128名、そのほかサッカーを楽し

む方々、保護者と年々サッカー人口はふえ続けています。また、沖縄の子供たちのサッカーにおける資質は全国と比較しても高く、その才能を伸ばすことは教育面でも大変重要です。しかし、那覇市内のサッカーの試合場、練習場は奥武山陸上競技場のサブグラウンドを含め4カ所しかありません。しかも、他の競技の方々と併用しながら、中にはゴールポストもないところもあります。環境整備の充実が求められていますが、対応をお聞かせください。

時間がありませんが、飲酒について県民運動のために私は条例をする考えもないか、これは要望として最後に申し上げて終わります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの上原章君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後6時1分休憩

午後6時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の上原章君の再質問に対する答弁をお願いします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 上原議員の再質問にお答えいたしますが、乳幼児の医療費無料化につきまして、確かに「子育て力おきなわ」ということで私も公約に掲げ、去年の10月に年齢を拡大いたしております。外来が3歳から4歳、そして入院が4歳から6歳というふうに拡大して、ここで予算をかなり実は投入しております。ここから先について、今先生がおっしゃるように、入学前の児童全員というところまではちょっと全体の予算の展望を踏まえないと、これから先かなりきつい部分があります。

そういうことで、これから先につきましてはまだしばらく研究させていただきたい、勉強させていただきたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 振計の目標達成が厳しい状況だが、その要因は何か、その実現に向けた決意を聞かせてくれという再質問にお答えいたします。

まず、厳しくなった要因につきましては、本県の経済成長率が想定を下回ったということに尽きると思い

ます。ただ、その背景としては、日本経済そのものが停滞していると。例えば、ここ10年、中国の10%は別格としましても、先進国も3%ぐらいある中で、日本の経済成長率というのは1%強であります。

その中身も実態もよく見ますと、例えば輸出関連産業とか金融関連のような好調な企業の業績がなかなか地方に波及していかないということですね。利益を上げた企業も、内部留保とかあるいは株主の配当に回してなかなか賃金のアップにつながっていかないと。あと公共投資につきましても、額も減っていますけれども、乗数効果といいますか、経済の波及効果がなかなか広がっていかないというような要因等がありまして、地域経済がなかなか浮上していかないということが要因になるだろうと考えております。

そういうことを踏まえまして、今後は、「経済の自立なくして沖縄の自立なし」という決意でもって各種の産業振興策等を着実に推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 中小企業振興条例に係る意見交換会の内容についてお答えします。

第1回目の意見交換会は6月2日から12日にかけて、本島北部、中部、南部、宮古、八重山の5地域で実施しております。

内容については、条例に基づく今年度の県の取り組みについて御説明し意見交換してきました。

第2回目については7月中旬から下旬にかけて、今後四半期に1回程度行う予定でございます。

参加メンバーにつきましては、中小企業の関連団体及び市町村の商工担当の職員等となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） うつケア事業の関連での再質問にお答えいたします。

うつ病に関しましては、16年以降では年間平均800名程度毎年増加しております。これは我が部の方で把握しております公費負担対象者数のデータの推移となっております。

それで、19年度は5500人が公費負担対象者となっておりますが、もっと大きな数字が隠されているのではないかというふうに考えております。

そのような中でケアの方は、ことしはこれまで15名だったのを30名1日にしまして技術移転の事業を

進めることとしております。これは、沖縄県総合精神保健福祉センターが20年6月に実施しましたうつ病ケア事業に関するアンケート調査によりますと、途中経過なんですけれども、今現在16の医療機関、39%に当たりますが、実施または実施を検討したいと回答してきております。

しかしながら、実施に当たっての課題としましては、スタッフの確保やスキルの問題及びスペースの確保、それからコストパフォーマンスの問題等が提起されておりまして、またセンターでの実地研修やフォローアップ研修の実施など、センターの支援を必要とする意見が示されております。

県としましては、これらの課題解決に向けてセンターを中心に医療機関との検討を重ね、うつケア技術移転実行計画に基づきまして早期に技術移転を図り、身近なところで治療が受けられるような体制を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは上原章議員の再質問にお答えをいたします。

1点目が教材費及び図書費の流用についてという御質問にお答えをいたします。

予算措置状況が下回っている市町村があることは残念でございます。

県教育委員会としましては、教材費並びに図書整備費が地方交付税で措置されていることを踏まえ、今後とも各市町村に対しまして図書整備費及び教材費の確実な予算化を図り、学校図書館の図書の整備及び教材の充実に努めていただくよう、引き続き周知をしてまいりたいと思います。

2点目に、琉舞や空手道の授業への導入についての御質問にお答えをいたします。

小学校においては、琉舞が144校、空手道が1校、中学校では琉舞が82校、空手道が72校授業で取り入れられております。

県教育委員会としましては、今後とも郷土の伝統文化としての琉舞、空手道等を体育の授業に積極的に取り入れていくよう指導してまいります。

3点目に、サッカー練習場の環境の整備についての御質問にお答えをいたします。

県内におきましては、サッカー協会が利用している多目的広場等は35カ所あり、そのほか中学校、高等学校、大学等のグラウンドが利用されております。

議員がおっしゃるように、那覇市では4カ所しか

いことから、今後、サッカー協会や那覇市等と連携を図り、サッカーができる環境を整えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

〔當山眞市君登壇〕

○當山 眞市君 皆さん、こんばんは。

議席は13番でありますけれども、一般質問31番目の登壇でございます。

中頭郡区の読谷村の出身、當山眞市であります。

だれがつけたかわかりませんが、2期目の鬼門、やはりあったのかなというふうな大変厳しい選挙でありましたけれども、私自身10回目の選挙、当選ができて本当に喜んでおります。県民の皆さんに心からお礼を申し上げたいと思います。

復帰生まれの方も何名かいらっしゃるということでありましたが、また渡嘉敷先生を初め戦前生まれも7名ぐらいおりまして、ともどもに知恵と力をお互い出し合って、課題の多い沖縄県でありますけれども、21世紀すばらしい沖縄県をつくるためにともに頑張っていきたいというふうに思っております。頑張りましょう。

重複するものを省いたらもう全部なくなりますから、一通り最初からさせていただきたいというふうに思っております。

1番目は、基地問題についてであります。

(1)、普天間飛行場の移設措置に係る協議会の経緯と、北部市町村や県の意向に対する政府や米側の態度は軟化しているのか。また、知事は今後どのような態度で協議会に臨まれるかお伺いをしたいと思います。

(2)番目は、日米地位協定の改定は、県民世論として各界各層で早期改定に向けた機運が高まり、県としてもこれまで以上の強い態度で政府と協議すべきだと思うが、知事はどのようにお考えかお伺いします。

(3)番目、キャンプ・ハンセンのレンジ3付近で陸軍特殊部隊の新射撃場建設に、地元伊芸区では過去の事故被害から容認できないと反対しているが、県はどのように対応するかお聞きいたします。

(4)番目、SACO合意に基づく軍用地の返還に伴う跡地利用計画が遅々として進展しない中で、県の振興計画後期の間に跡地利用事業が困難な状況の中で地主は不安を持っているが、半世紀以上も基地として提供していた地主の意向を受けて、県は振興計画終了後も継続して跡地利用事業に対して、国、県の補助事業制度を適用していく方針を示すべきだと思うが、県の考えを伺いたいと思います。

2番目、東シナ海ガス田の共同開発についてであります。

本県では、2003年度に尖閣諸島を含む沖縄周辺海域の海洋資源開発に関する基本調査報告書をまとめた。それは資源開発に伴う県経済への波及効果を探ることがねらいであり、国内を代表する専門家、栗林忠男慶応大学名誉教授を中心に委員会を設置してまとめられたものであります。

報告書によると、尖閣諸島を含む東シナ海の天然ガスの採掘可能な資源量は、国内の年間生産量の50年分に相当する5億キロリットルと試算し、日中による大陸棚の共同開発によるガス田開発を提起し、尖閣諸島を自然保護区として領土問題等内在する事案に対する解決策として提案され、現場海域における国の本格調査を促していたやさきの2004年、日中中間線近くで中国側が一方的にガス田開発を開始し、日本政府から、中国側が開発を進めている海域が地下でガス田が日本側とつながっている可能性があるとしてデータ提出を求めていたが、中国側が応じないために日本側も独自に帝国石油に試掘権を許可するなど、日中の主張が平行線のまま今日まで続いていたが、去る6月に最近の原油高騰も後押しして、日中共同開発で合意に達しております。県経済への波及効果を期待していた本県への経済効果はどうなるのか。

次の点について伺います。

(1)、日中中間線近くで4年前から中国側が一方的なガス田開発を行っていたが、6月15日、日中共同開発で正式合意され、中国側企業に日本側が出資し折半して費用を負担し、半分の權益を得ることになったが、県の評価はどうかお聞きいたします。

(2)、日本政府が試掘権を許可した帝国石油がガス田を採掘した場合は、試掘税として10アール当たり200円の3分の2、鉱区税として10アール当たり400円の3分の2が本県に税收として入ることになっていたが、日中共同開発が合意された現在、税收はあるのか、ないのかお伺いいたします。

建築行政についてであります。

(1)番と(2)番は省きます。

(3)、来年5月から建築士法が改正され、一定規模以上の建物には国が認定した専門建築士による構造設計が義務化されることとなります。さらに、今まで新築住宅については、平成12年4月施行の住宅品質確保法に基づいて、請負人及び売り主に対し10年間の瑕疵担保責任を負うことが義務づけられているが、平成17年11月に構造計算書偽装問題が発覚し、こうした法制度だけでは消費者保護が不十分であり、売り主や請負人

の財務状況では責任が果たされないこともあることから、その対応策として瑕疵担保責任履行のための法整備が行われました。

その内容は、平成21年10月1日後引き渡される新築住宅については、保険加入または供託が事業者へ義務づけられる内容であり、自己資本力に乏しい県内業者にとって保険や供託で資金を凍結させることは従来どおりの資金運用が困難となり、事業資金に余力のある限られた業者しか新築住宅の受注ができなくなり、さきの改正建築基準法や改正建築法と重なり、業者は二重、三重の負担を強いられ、いよいよ生き残りをかけた厳しいときを迎えますが、県の対応を伺います。

(4)、県の試算による10年後の建設業界のビジョンがさきに示されましたが、県内の5000社余りの建設業者が大きな衝撃を受けております。先行き不安の中で事業経営が行われる状況であります。県内の中小企業者5万4000社の10%を占める建設業者が県経済に及ぼす影響は大きなものがあると思います。関連業者を含め8万人とも言われる雇用の問題や建設資材業者、その他関連する業界全体に及ぼす損失は大きく、県の経済自立とはかけ離れたものとなり、県は建設産業ビジョンを受け、経済の混乱を招かない施策を同時に提起すべきだと思うがどうかお聞きいたします。

4、科学技術大臣会合開催についてであります。

本県は、国際観光振興機構と連携し国際コンベンション誘致のため、東京事務所国際会議誘致班を活用した誘致活動を推進しており、その成果として今回のG8科学技術閣僚会議が開催されました。沖縄にとって経済効果や沖縄の特性、優位性を生かした観光・リゾート地としての宣伝効果も大きいものと思うが、次の点について伺います。

(1)、主要8カ国初の科学技術大臣会合が先月15日、本県で開催され、中国や南アフリカなど新興国を合わせて16カ国と地域の大臣が来沖し開かれまして。仲井眞知事も歓迎のあいさつをされ、各国の大臣を迎えられましたが、今回の沖縄開催の意義と効果をどのように評価されますか伺います。

(2)、沖縄科学技術大学院大学の開学を控えて、沖縄を科学技術立県としてPRが必要とも言われましたが、県はどのように取り組まれるか伺います。

5、アジア青年の家事業についてであります。

(1)、内閣府の主催するアジア青年の家事業がことしからスタートいたしますが、ことしはアジア14カ国から30人と県内15人、県外から30人の75人で8月6日から27日までの21日間、県内で開催されることになったが、当初計画の150人の半分になり、期間も1カ月か

ら21日に減らされているが、共同生活を通して科学技術、情報技術学習を体験し、沖縄を国際感覚にすぐれた人材の育成拠点に位置づけ、今後、沖縄科学技術大学院大学のサマースクールと連携した研究体験も想定し、アジアに沖縄の魅力を発信することで観光振興にも貢献できると期待しているが、今後の規模についてどのようなのか伺います。

6番は省きます。

7番、観光行政についてであります。

国においては、観光は21世紀のリーディング産業であるとの認識から、観光立国に向けた取り組みが行われている。平成19年1月より施行された観光立国推進基本法に基づき、観光立国実現のためのマスタープランを作成し、今後、計画に示された施策を推進することになっており、その体制強化のためにことし10月から国土交通省内に観光庁が設置され、目前に迫った「ビジット・ジャパン・キャンペーン」で訪日外国人観光客1000万人の目標を達成させ、国際交流と経済の活性化を目指すことになっている。

本県においても、沖縄県観光振興基本計画の第3次振興計画を今年度スタートさせ、観光・リゾートが県経済をリードする総合産業として発展していく基盤づくりを図るとなっているが、今後、国の観光庁や県下市町村との連携のもとで全県的な観光拠点づくりを展開していく必要があると思うが、次の点について伺います。

(1)、ことし10月に国土交通省内に「観光庁」が設置されることになったが、その中で訪日外国人1000万人を2010年までに達成し、国際交流と経済の活性化を目指すとなっているが、本県としてはどのような取り組みを行うかお聞きいたします。

(2)番は省きます。

(3)、仲井眞知事は、先月香港まで出向いて、香港エクスプレス航空への沖縄便増便要請や県産品の販売PR等、営業活動を展開してまいりましたが、その成果はどうであったかお聞きいたします。

答弁によって再質問を行います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 當山議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、基地問題の中で、協議会の進捗状況と伺いますか、経緯についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

これまでの協議会で県や関係市町村からは、普天間飛行場の危険性に関する3年めどの閉鎖状態の実現

や代替施設の可能な限りの沖合移動を求めてきたところでございます。

協議会を重ねる中で政府からは、まず危険性の除去については真摯に受けとめ、さらに技術的に検討するという返事がありましたし、沖合へという話も念頭に置き、早期に決着できるよう最大限の努力をしたいとの発言がありました。

普天間飛行場移設問題につきましては、今後とも地元の意向や環境などに十分配慮しつつ政府と協議をし、確実な解決を図ってまいりたいと考えておりますが、実質的には昨年11月7日に第4回協議会というのを再開しました。そのときから率直な意見交換が実質的に始まっています。したがって、あの協議会の実質的な議論といえますが、協議そのものはまだ七、八カ月ぐらしかありません。これは、協議会の運営がフェアじゃないというようなことから、要するに、私の方で出席を、開いても意味ないよというようなことであったんですが、ようやく昨年の秋口からお互に率直な協議——まだ全部一致していませんが——が再開されたというふうに御理解いただければありがたいと思いますし、そういうことで協議が進んでいるところでございます。

次に、同じく基地問題の中で、日米地位協定の見直しに関する御質問ですが、私は、去る5月15日には、渉外知事会として内閣総理大臣に対し、日米地位協定の見直しを求める緊急要請を行ったところでございます。

県としましては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量をゆだねる形となる日米地位協定の運用改善だけでは不十分であり、日米地位協定を抜本的に見直す必要があると考えております。引き続き渉外知事会等と連携をしながら粘り強く取り組んでまいります。

また、日米地位協定の見直しを含む米軍基地問題に関し、アメリカの連邦政府、そして連邦議会関係者等に沖縄県の実情を伝え理解してもらうため訪米することは意味があると考えており、現在、各方面から情報を収集し、訪米の時期や要請の方法、内容について検討をしているところでございます。

何人かの議員の先生方からの御質問にもお答えいたしましたけれども、そしてまた、地位協定の改定につきましては民主党さんほか野党の研究・改定案も出ておりますし、むしろ与野党問わずお力を得てこれは取り組まないと、なかなかあるところまで行ってぱたととまってしまうという繰り返しであることは確かです。ですから、今度訪米するに当たってもどこからの

切り口、どういう切り口で行くか、ちょっと研究が必要だと思っております。今、その検討中、研究中でございます。

次に、建築行政について、住宅瑕疵担保履行法の施行についてという御質問にお答えいたします。

住宅品質確保法で住宅の新築工事の請負人等は、10年間の瑕疵担保責任を負うこととなっております。このため、住宅瑕疵担保履行法におきまして新築住宅の請負人や売り主にその期間中の瑕疵担保責任履行のための資力確保措置を義務づけることとなっております。

その資力確保措置として、建設業者または宅建業者は、住宅建設瑕疵担保責任保険または住宅建設瑕疵担保保証金の供託のいずれかを選択することとなっております。

この制度は、消費者保護の立場から、住宅の発注者や買い主が安心して良質な住宅を取得することを目的としております。

今後、県としましては、資本力の乏しい建設業者が新制度のもとでも安心して事業継続ができるよう、「ちゅらしま建設業相談窓口」におきまして経営基盤強化の相談を受けるなどの支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

同じく建設行政に係る御質問で、建設産業ビジョンを受けた施策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県内の建設業界は、かつてない大きな変革期を迎えております。新しい時代の環境の変化への対応が求められております。

そこで、県では厳しい経営環境にある建設産業の活性化を長期展望に立って推進していくため、昨年度「建設産業ビジョン」を策定いたしました。同ビジョンでは、第1に、選択と集中による企業再編と事業展開を図るための産業構造の転換、第2に、企画・設計・施工者等の各主体における対等で透明な関係の構築を図るための新たな建設生産システムの構築、第3に、将来を担う人材の育成と経営の改革を図るための共通基盤の強化、第4に、技術と経営にすぐれた建設産業が成長できるための市場環境の整備の4つの取り組み方向を設定をし、建設業界団体、行政及び関係機関が連携をして建設産業の活性化に取り組んでいくことといたしております。

次に、G8の科学技術大臣会合関係の御質問の中で、G8科学技術大臣会合の沖縄開催の意義と効果についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

初めてのG8科学技術大臣会合の沖縄開催は、コン

ベンション・アイランドとしての沖縄県の認知度の向上や、開学に向けて準備が進められております沖縄科学技術大学院大学を国内外にPRする絶好の機会となったものと考えております。

また、この会合に合わせまして「歓迎レセプション」や「サイコロ地球塾2008」など県主催の関連イベントを開催いたしました。

このことにより、多くの県民と各国大臣等との交流が図られたこと、そして県内小・中・高生が岸田科学技術政策担当大臣やフィリピンのアラバストロ科学技術省長官等と意見交換を通じまして科学技術の重要性を認識するすばらしい機会も提供できたと考えております。

特に、来年のG8議長国でありますイタリアで引き続きこの会合が開催されることになったとのことであり、環境問題に対し科学技術の有効性が認識された会合ともなったと考えております。

同じくG8科学技術大臣会合開催に関連する御質問の中で、科学技術立県としてのPRについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

G8科学技術大臣会合に合わせて沖縄科学技術研究基盤整備機構が主催をいたしました関連イベント「環境とエネルギー問題」でノーベル賞学者を初めとする同機構関係者による講演が行われました。多くの一般市民、大学生、高校生が詰めかけて、そして科学技術の必要性、地域間、国際協力の可能性等について考える機会となりました。

また、歓迎レセプションの前に同機構関係者と各国大臣等との交流の場を設けたことは、科学技術立県を目指します沖縄県にとって有意義なものであったと考えております。

県といたしましては、今後ともさまざまな機会をとらえまして、大学院大学の周知が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、アジア青年の家事業に関する御質問で、アジア青年の家事業はどういうものかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

アジア青年の家事業は、日本とASEAN諸国などの若者が沖縄に集い、共同生活の中で、地球環境等世界的規模の課題について学習をし、討議を行うものであり、内閣府主催のもと今年度から実施されることとなっております。

当事業は、沖縄の将来を担う人材の育成、国際交流拠点としての沖縄の発展に資する大変意義深い事業であることから、県といたしましても国に協力して事業の実施に取り組んでいくところでございます。

今年度につきましては、アジア14カ国及び県内・県外の中学生、高校生75名の参加のもと実施されますが、次年度以降につきましては、今回の成果を踏まえまして継続して実施されるものと認識いたしております。

次に、観光行政についての御質問の中で、私の香港訪問の成果はどうかというような御趣旨の御質問にお答えいたします。

6月16日から19日まで香港を訪問し、香港エクスプレス航空に定期便開設のまずお礼と今後の路線維持への協力を求めますとともに、沖縄の観光、物産PRを行ってまいりました。

また、国際航空ハブでありますターミナルを視察したほか、香港と沖縄の産業界の皆様との交流を図るなど、国際物流、観光誘客、県産品販売など多方面にわたって交流を深めることができ、有益な訪問であったと考えております。

特に、香港エクスプレス航空から、今後の増便の可能性についてコメントがあり、また、現地スーパーからは定期便を生かした生鮮品の販売や沖縄物産展の開催など今後の展開に期待の持てる提案がございました。

今後とも、沖縄の地理的メリットを生かした観光誘客、県産品販売、そして国際物流拠点を目指した取り組みを行ってまいります。

沖縄の産品、特に健康・長寿ということで黒砂糖とか泡盛を初め、沖縄の物産展が大きなスーパーの中で成り立つぐらい沖縄に大変関心があり、きめ細かい沖縄の中身についてよく知っていると思いました。そして沖縄に対する関心が非常に高く、これから便数の場合によってはもっとふやして、4月1日にはたしか週2便だったのが今や4便になり、これから毎日でも出していいというぐらいのコメントがありましたが、沖縄に対する関心が非常に高い。さらに香港経済が非常に成長を遂げているというようなことが背景にあるかと思います。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地問題のうち、レンジ3米陸軍射撃訓練場についての御質問にお答えします。

金武町長の反対表明や金武町議会の反対決議については、県としても重く受けとめております。

県としては、このような地元自治体の意向を踏ま

え、昨年 8 月 28 日及び 9 月 6 日、7 日にかけて、軍転協を通じてレンジ 3 における射撃訓練場の建設は行わないよう、日米両政府に対し要請したところであります。

県としては、今後とも地元金武町と連携を密にしながら適切に対応していきたいと考えております。

次に、跡地利用の補助事業制度についてお答えします。

沖縄振興計画は平成 23 年度で終了しますが、跡地利用の取り組みは今後本格化することから、県としては、現行の枠組みの継続はもちろんのこと、新たな制度の検討も含め、きめ細かな対応を政府へ求めていく考えであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 東シナ海ガス田の共同開発に関する御質問の中で、日中中間線の共同開発についての県の評価をお聞きしたいという御質問にお答えします。

去る 6 月 18 日に正式合意されました「東シナ海における日中間の協力について」のうち、白樺油ガス田については、中間線中国側において、中国側が既に開発に着手した場所における開発に日本法人が出資する内容となっております。

今回の友好的な協議のもとで合意に達したことは、日中関係の発展にとって喜ばしいものと考えております。

次に、観光行政に関する御質問の中で、訪日外国人に関する本県の取り組みについてお答えします。

国においては、2010 年までに訪日外国人旅行者数を 1000 万人とする目標に向けて、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を展開しております。

本県においても「第 3 次沖縄県観光振興計画」の中で、2011 年の外国人観光客数を 60 万人と定め、国等と連携し国際旅行博への出展、海外メディアや旅行社の招聘を行っているほか、東アジア諸国におけるマーケット調査や欧米市場の開拓に向けたプロモーションに取り組んでいるところであります。

また、外国人観光客の受け入れ体制の整備としては、観光関連施設や公共交通機関等における表記・表示の多言語化を初め、定期観光バスでの多言語音声案内の整備支援や外国人接客セミナーを通じた人材育成の強化等に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 東シナ海ガス田の共同開発についてに関連しまして、ガス田共同開発に係る税収についての御質問にお答えいたします。

鉱区税は、鉱区が所在する都道府県が課税することになっていますが、今回、共同開発が合意された鉱区は陸上からかなり離れた海域に存在しており、具体的にどの都道府県に所在するのか明確でないことから、その課税権の帰属について、今後、関係県で協議し決定する必要があるとございます。

また、鉱業法に基づく鉱業権の登録手続も済んでいないことから、鉱区面積も不明確であり、現時点で税収の試算はできない状況にございます。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

〔當山眞市君登壇〕

○當山 眞市君 何点が再質問を行います。

まず普天間飛行場の移設問題でありますけれども、今回も多くの議員の方々からこの問題について質問がございました。

きょうの新聞を見まして大変びっくりしたんでありますけれども、多数野党になって今回県議会の中で、米軍普天間飛行場の名護市キャンプ・シュワブ沿岸部への移設に反対する決議を出すというふうのが出ていたわけですが、この決議を出すこの仕掛け人が知事周辺だというふうのがありまして、これはどういうことかなというふうに思ったんですが、それを政府関係者が話をしているわけですね。そして沖合移動の交渉を有利に運びたい県が、野党多数の県議会を利用する思惑ではないかということが書かれているんですね。

これは県議会と党・野党がかかわらず、県議会を愚弄する大きな問題だというふうに思ひまして、国との信頼関係を持って知事は交渉を続けていらっしゃるというふうに思うんですが、こういうことを政府の関係者が言われたんでは、今後、話はここでとまってしまうんじゃないかというふうな感じもするわけですが、8 回目の協議会を 18 日に知事やるわけですから、この辺をはっきりしてもらって真摯に受けとめてもらいたい。沖縄の意向というのを真摯に受けとめて協議会に臨んでもらいたいというふうなことを突きつけていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

これがここに書かれているとおり本当のことであれば、野党も多数になって演出がうまくなったなというふうなことも感じているんですが、その辺はまづないかなというふうに思うんですが、18 日ももう間

近ですからそれに向けて真剣にこの問題について取り組んでいただきたいというふうに思います。

2番目の地位協定の問題は、もうこの問題についても県民大会を開いて訪米前に県民全体がこの問題については抜本的な改定を望んでいるんだという意思表示をそろそろやるべきじゃないかというふうなことを思うんですけれども、さきの教科書検定問題と同じような、あるいはそれ以上の県民を網羅した県民大会を開いてはどうかというふうなことを申し上げたいと思います。

それからガス田の問題につきましては、帝国石油に試掘権を許可しているわけですね。これは20年以上も待ってようやく許可をしたと。しかも、中国が採掘を始めたから日本政府は慌てて帝国石油に試掘権を与えたというふうな状況がありました。帝国石油が試掘を始める段階では総合事務局環境資源課の話によりますと、試掘に対する税収が沖縄にあるというふうなことを聞いておりますので、その辺もしっかり話し合いをしてもらいたいというふうに思います。

それで県としては九州産業局からその時点でいろいろ話し合いがあったはずですから、どういう内容の話し合いをしたのか、この辺についてもお答えをいただきたいと思います。

建設関連で、来年の10月1日から瑕疵担保が始まりますけれども、沖縄の業者は1棟つくっても2000万の供託金、保険をかけなければいかぬというふうなそういう厳しい状況があって、国の制度はやって後から県民が困るというふうな状況が多々ありますので、ひとつしっかり土建部長、頑張ってくださいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時23分休憩

午後7時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 當山議員の再質問にお答えいたしますが、1番初めの、私の方で野党の先生に頼んでやっている。まずこの報道そのものが何が何だかわかりませんね、真実かどうか。しかし、こういうことを報道するのもいかがかと私個人的には思いますが、何か余りコメントする価値がないんじゃないでしょうか、という私は考えです。

ですから、政府のちゃんとした人もこういうようなことは恐らく言わないのではないかと、私がこれまで接してきた人々についてはそういう感じがします。

ちょっと支離滅裂な答弁ですが、そういう私の印象でございます。

それから地位協定につきましては、御提案としてぜひいただいておりますとは思いますが、なかなか地位協定はまさに何度も申し上げましたが、外務省に行っても外務大臣みずからが全部運用でやるんだということ以外何にも出てきておりません。ですから、アメリカでもこれをどういうふうに展開し、説明するか、かなり切り口、それからどなたかおっしゃいましたが戦術的にも工夫が要ると思っておりますが、かなり勉強してから参りたいと思っておりますので、またお知恵をかしてください。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 再質問にお答えをいたします。

県税収入があるのではないかとという質問にお答えをします。

たしか平成17年ごろの御質問だと思います。その当時、東シナ海のガス田開発に帰属する県、九州に帰属するのか沖縄県に帰属するのかということで協議がなされたようでございますが、等距離線主義によりましてすべて沖縄県に帰属したということで、試掘権でございますが、現在東シナ海上に設定されている鉱区、試掘につきましては登録面積が約389平方キロメートル、その税額につきましては年額で約518万円というふうになってございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時23分休憩

午後7時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高嶺善伸君） ただいま議題となっております乙第1号議案から乙第13号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 乙第14号議案から乙第16号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

〔知事追加提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 平成20年第2回沖縄県議会（定例会）に追加提出をいたしました議案につきまして、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

追加提出いたしました議案は、同意議案3件であります。

乙第14号議案から乙第16号議案までの「沖縄県監査委員の選任について」は、委員4人の任期満了に伴い、その後任を選任するため同意を求めるものでございます。

議員のうちから選任すべき委員2人について、県議会議長に御推薦をお願いしましたところ、去る6月26日に御推薦をいただきましたので、識見を有する者のうちから選任すべき委員2人とともに同意議案として提出するものであります。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております乙第14号議案から乙第16号議案までは総務企画委員会に付託いたします。

・ ・ ・

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時32分休憩

午後7時32分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第5 特別委員会設置の件を議題といたします。

本件につきましては、7月9日の議会運営委員会において、軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立を付議するため、特別委員会を設置することとし、その名称を「米軍基地関係特別委員会」とし、12人の委員をもって構成するとの意見の一致を見ております。

よって、お諮りいたします。

軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍

基地関係諸問題の調査及び対策の樹立を付議するため、12人の委員をもって構成する米軍基地関係特別委員会を設置することといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました米軍基地関係特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、米軍基地関係特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔米軍基地関係特別委員名簿 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま米軍基地関係特別委員会が設置されましたので、現在、総務企画委員会に付託されている米軍基地関係の陳情7件については、同特別委員会に付託がえする必要があります。

また、新たに同特別委員会所管に属する陳情2件が受理されております。

この際、陳情第34号、第36号、第38号、第51号、第56号、第61号、第62号、第88号及び第89号の付託の件を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、陳情9件の付託の件を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 陳情第34号、第36号、第38号、第51号、第56号、第61号、第62号、第88号及び第89号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情9件につきましては、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情9件につきましては、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第6 特別委員会設置の件を議題といたします。

本件につきましては、7月9日の議会運営委員会において観光の振興及び新石垣空港の建設促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立を付議するため特別委員会を設置することとし、その名称を「観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会」とし、11人の委員をもって構成するとの意見の一致を見ております。

よって、お諮りいたします。

観光の振興及び新石垣空港の建設促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立を付議するため、11人の委員をもって構成する観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会を設置することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔観光振興・新石垣空港建設促進特別委員名簿
巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第7 特別委員会設置の件を議題といたします。

本件につきましては、7月9日の議会運営委員会において新たな沖縄振興計画の策定及び那覇空港の整備促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の

樹立を付議するため特別委員会を設置することとし、その名称を「沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会」とし、12人の委員をもって構成するとの意見の一致を見ております。

よって、お諮りいたします。

新たな沖縄振興計画の策定及び那覇空港の整備促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立を付議するため、12人の委員をもって構成する沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会を設置することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員名簿
巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時38分休憩

午後7時39分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明7月11日から17日までの7日間休会としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明7月11日から17日までの7日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、7月18日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。
本日は、これをもって散会いたします。

午後 7 時 40 分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 上 原 章

会議録署名議員 仲 村 未 央

平成20年 7 月18日

平成20年
第 2 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 8 号）

平成20年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第8号）

平成20年7月18日（金曜日）午前10時3分開議

議 事 日 程 第8号

平成20年7月18日（金曜日）

午前10時開議

- 第1 乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第6号議案（総務企画委員長報告）
- 第2 乙第5号議案（文教厚生委員長報告）
- 第3 乙第7号議案から乙第12号議案まで及び乙第14号議案（総務企画委員長報告）
- 第4 乙第15号議案及び乙第16号議案（総務企画委員長報告）
- 第5 乙第13号議案（文教厚生委員長報告）
- 第6 原油価格高騰対策に関する意見書

玉城ノブ子さん	中川京貴君	
座喜味一幸君	辻野ヒロ子さん	
具志孝助君	仲宗根悟君	
当銘勝雄君	渡久地修君	提出 議員提出議案第6号
前島明男君	上里直司君	
瑞慶覧功君	玉城満君	
奥平一夫君	吉田勝廣君	

- 第7 原油価格高騰対策に関する決議

玉城ノブ子さん	中川京貴君	
座喜味一幸君	辻野ヒロ子さん	
具志孝助君	仲宗根悟君	
当銘勝雄君	渡久地修君	提出 議員提出議案第7号
前島明男君	上里直司君	
瑞慶覧功君	玉城満君	
奥平一夫君	吉田勝廣君	

- 第8 県内建設業者の受注機会の拡大に関する意見書

當山眞市君	新垣良俊君	
嶺井光君	池間淳君	
新垣哲司君	照屋大河君	提出 議員提出議案第8号
嘉陽宗儀君	新垣安弘君	
大城一馬君	平良昭一君	
吉田勝廣君	奥平一夫君	

- 第9 名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する意見書

玉城義和君	仲村未央さん	
照屋大河君	仲宗根悟君	
崎山嗣幸君	当銘勝雄君	
渡嘉敷喜代子さん	新里米吉君	
渡久地修君	西銘純恵さん	
前田政明君	玉城ノブ子さん	
嘉陽宗儀君	上里直司君	提出 議員提出議案第1号

山内	末子さん	赤嶺	昇君
新垣	安弘君	瑞慶覧	功君
新垣	清涼君	比嘉	京子さん
大城	一馬君	平良	昭一君
玉城	満君	當間	盛夫君
奥平	一夫君		

第10 名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する決議

玉城	義和君	仲村	未央さん	
照屋	大河君	仲宗根	悟君	
崎山	嗣幸君	当銘	勝雄君	
渡嘉敷喜代子さん		新里	米吉君	
渡久地	修君	西銘	純恵さん	
前田	政明君	玉城ノブ子さん		
嘉陽	宗儀君	上里	直司君	提出 議員提出議案第2号
山内	末子さん	赤嶺	昇君	
新垣	安弘君	瑞慶覧	功君	
新垣	清涼君	比嘉	京子さん	
大城	一馬君	平良	昭一君	
玉城	満君	當間	盛夫君	
奥平	一夫君			

第11 名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する決議

玉城	義和君	仲村	未央さん	
照屋	大河君	仲宗根	悟君	
崎山	嗣幸君	当銘	勝雄君	
渡嘉敷喜代子さん		新里	米吉君	
渡久地	修君	西銘	純恵さん	
前田	政明君	玉城ノブ子さん		
嘉陽	宗儀君	上里	直司君	提出 議員提出議案第3号
山内	末子さん	赤嶺	昇君	
新垣	安弘君	瑞慶覧	功君	
新垣	清涼君	比嘉	京子さん	
大城	一馬君	平良	昭一君	
玉城	満君	當間	盛夫君	
奥平	一夫君			

第12 後期高齢者医療制度の廃止等に関する意見書

比嘉	京子さん	仲村	未央さん	
照屋	大河君	仲宗根	悟君	
崎山	嗣幸君	当銘	勝雄君	
渡嘉敷喜代子さん		新里	米吉君	
渡久地	修君	西銘	純恵さん	
前田	政明君	玉城ノブ子さん		
嘉陽	宗儀君	上里	直司君	提出 議員提出議案第4号
山内	末子さん	赤嶺	昇君	
新垣	安弘君	瑞慶覧	功君	
新垣	清涼君	大城	一馬君	
平良	昭一君	玉城	満君	

當間 盛夫君 奥平 一夫君

玉城 義和君

第13 後期高齢者医療制度のさらなる見直しに関する意見書

照屋 守之君 島袋 大君

中川 京貴君 桑江朝千夫君

吉元 義彦君 座喜味一幸君

佐喜真 淳君 新垣 良俊君

仲田 弘毅君 辻野ヒロ子さん

嶺井 光君 翁長 政俊君 提出 議員提出議案第5号

浦崎 唯昭君 池間 淳君

新垣 哲司君 具志 孝助君

上原 章君 當山 眞市君

前島 明男君 金城 勉君

糸洲 朝則君

第14 陳情第70号（経済労働委員長報告）

第15 陳情第69号及び第75号（文教厚生委員長報告）

第16 陳情第39号、第71号及び第74号（土木委員長報告）

第17 陳情第38号及び第61号（米軍基地関係特別委員長報告）

第18 議員派遣の件（平成20年度沖縄県議会議員南米派遣）

第19 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第6号議案

乙第1号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例

日程第2 乙第5号議案

乙第5号議案 沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 乙第7号議案から乙第12号議案まで及び乙第14号議案

乙第7号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第8号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第9号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について

乙第10号議案 専決処分の承認について

乙第11号議案 専決処分の承認について

乙第12号議案 専決処分の承認について

乙第14号議案 沖縄県監査委員の選任について

日程第4 乙第15号議案及び乙第16号議案

乙第15号議案 沖縄県監査委員の選任について

乙第16号議案 沖縄県監査委員の選任について

日程第5 乙第13号議案

乙第13号議案 専決処分の承認について

日程第6 原油価格高騰対策に関する意見書

日程第7 原油価格高騰対策に関する決議

日程第8 県内建設業者の受注機会の拡大に関する意見書

日程第9 名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する意見書

日程第10 名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する決議

- 日程第11 名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する決議
- 日程第12 後期高齢者医療制度の廃止等に関する意見書
- 日程第13 後期高齢者医療制度のさらなる見直しに関する意見書
- 日程第14 陳情第70号
陳情第70号 県産品の優先使用に関する陳情
- 日程第15 陳情第69号及び第75号
陳情第69号 沖縄県立浦添看護学校の存続と拡充を求める陳情
陳情第75号 「後期高齢者医療制度」の廃止を求める陳情
- 日程第16 陳情第39号、第71号及び第74号
陳情第39号 建築確認遅延等に伴う関連業界の現状改善に関する陳情
陳情第71号 県内建設業者の優先活用に関する陳情
陳情第74号 県道11号線（豊見城中央線）の早期実現に関する陳情
- 日程第17 陳情第38号及び第61号
陳情第38号 県立沖縄高等養護学校への米軍車両無断侵入に関する陳情
陳情第61号 普天間飛行場の危険性の除去及び早期閉鎖・返還に関する陳情
- 日程第18 議員派遣の件（平成20年度沖縄県議会議員南米派遣）
- 日程第19 閉会中の継続審査の件

出席議員(48名)

議長	高嶺善伸君	24番	前島明男君
副議長	玉城義和君	25番	新垣良俊君
1番	上原章君	26番	仲田弘毅君
2番	島袋大君	27番	照屋守之君
3番	中川京貴君	28番	辻野ヒロ子さん
4番	桑江朝千夫君	29番	嶺井光君
5番	平良昭一君	30番	當間盛夫君
6番	仲村未央さん	31番	當銘勝雄君
7番	照屋大河君	32番	渡嘉敷喜代子さん
8番	渡久地修君	33番	前田政明君
9番	上里直司君	34番	玉城ノブ子さん
10番	瑞慶覧功君	35番	赤嶺昇君
11番	奥平一夫君	36番	比嘉京子さん
12番	吉田勝廣君	37番	金城勉君
13番	當山眞市君	38番	糸洲朝則君
14番	吉元義彦君	39番	翁長政俊君
15番	座喜味一幸君	40番	浦崎唯昭君
16番	佐喜真淳君	41番	池間淳君
17番	玉城満君	42番	新垣哲司君
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君
19番	崎山嗣幸君	45番	新里米吉君
20番	西銘純恵さん	46番	嘉陽宗儀君
21番	山内末子さん	47番	新垣安弘君
22番	新垣清涼君	48番	大城一馬君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 長嶺伸明 君

次

長 遊 佐 信 雄 君

議 事 課 長	嘉 陽 安 昭 君
課 長 補 佐	平 田 善 則 君
主 査	中 村 守 君
主 査	佐久田 隆 君
主 査	大 城 佳 美 さん
主 査	金 城 悦 子 さん

政 務 調 査 課 長	新 城 博 君
副 参 事	知 念 正 治 君
主 幹	金 城 正 明 君
主 幹	饒平名 知 徳 君
主 幹	上 間 司 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

7月10日の会議において設置されました米軍基地関係特別委員会、観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会及び沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会の委員長から、同日の委員会において米軍基地関係特別委員長に渡嘉敷喜代子さん、同副委員長に桑江朝千夫君、観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長に比嘉京子さん、同副委員長に辻野ヒロ子さん、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員長に当銘勝雄君、同副委員長に島袋大君をそれぞれ互選したとの報告がありました。

次に、7月16日、玉城義和君外24人から、議員提出議案第1号「名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する意見書」、議員提出議案第2号「名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する決議」及び議員提出議案第3号「名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する決議」、比嘉京子さん外24人から、議員提出議案第4号「後期高齢者医療制度の廃止等に関する意見書」及び照屋守之君外20人から、議員提出議案第5号「後期高齢者医療制度のさらなる見直しに関する意見書」の提出がありました。

また、昨日、玉城ノブ子さん外13人から、議員提出議案第6号「原油価格高騰対策に関する意見書」、議員提出議案第7号「原油価格高騰対策に関する決議」及び山崎孝子君外11人から、議員提出議案第8号「県

員の皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第6号議案の条例議案3件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、温泉法の改正により、温泉から発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に係る措置が設けられたことに伴い、新設された事務の手数料について所要の改正を行うものである。

主な改正内容は、温泉法の改正により新たに追加された事務について、手数料の徴収根拠を定めること及び既存事務の手数料の一部について金額を改めることであるとの説明がありました。

本案に関し、想定される申請件数は何件か、改正に伴う収入増は幾らを見込んでいるかとの質疑がありました。

これに対し、想定している申請件数は、天然ガス濃度確認で9件、温泉の採掘許可で1件である。改正に伴う平成20年度の収入増は12万1600円を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、建築基準法の改正のように今回の法改正に伴い社会に悪影響を及ぼす可能性はないかとの質疑があ

て、法人事業税について、地方法人特別税の創設に伴う税率の特例措置を設けることであるとの説明がありました。

本案に関し、寄附金控除について、現行制度と改正後の制度の違いは何かとの質疑がありました。

これに対し、控除の適用下限額が現行の10万円から5000円に引き下げられるとともに、控除方式が現行の所得控除方式から税額控除方式に変更になることが相違点であるとの答弁がありました。

次に、配当額が100万円以下、譲渡益が500万円以下の部分についての優遇税制は改正後も残るのか、その対象者は何名かとの質疑がありました。

これに対し、配当額が100万円以下、譲渡益が500万円以下の部分については、引き続き2年間軽減税率を適用する。その対象者については、特別徴収義務者がまとめて申告する制度となっているため個々の納税者数は把握できないが、納税申告件数は5627件であるとの答弁がありました。

次に、乙第6号議案「沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により監査委員が健全化に関する指標を審査する業務が生じたことから、その業務を追加するため条例の一部を改正する。また、従来実施している一般会計等と公営企業会計の審査について、知事へ提出する期間を統一する改正を行うものである。

主な改正内容は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する知事への意見提出業務を追加し、審査期間を60日以内と定めるとともに、これまでは知事に対して行う一般会計と特別会計の審査結果の提出期間は60日以内、公営企業会計については30日以内だったが、これをいずれも60日以内に統一することであるとの説明がありました。

本案に関し、改正理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、これまで一般会計と特別会計及び公営企業会計の審査結果の知事への提出期限が異なっていたが、実際にはいずれの提出も9月定例会に間に合わせて行われていることから、実体に合わせるため改正を行うものであるとの答弁がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決に先立ち共産党所属委員から、乙第2号議案については反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第1号議案と乙第6号議案の2件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

乙第2号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可

決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第2号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となりました乙第2号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」に反対する討論を行います。

今回の改正は、上場株式等の配当・譲渡益は、本則税率20%、住民税5%、所得税15%のところを、2003年から軽減され、税率10%、住民税3%、所得税7%とされています。

今回の改正では、上場株式等の配当・譲渡益の特別減税措置を金持ち優遇税制との指摘もあり、2008年度で制度を一たん廃止し、経過措置として2年間500万円以下の譲渡益、100万円以下の配当について10%の特別減税の特例を存続し適用することとしています。また、今回初めて上場株式等の譲渡損失と、上場株式等の配当等との損益通算の仕組みを設けました。

申告によるこの方法は、所得税は2009年度分から、住民税は10年度分から、源泉徴収口座の活用による方法は、特定口座開設等の準備が整った段階から実施されます。

金融所得に対する分離課税20%は、所得税の累進課税に比べて税率が有利になるもので、今回の改正でも新たに損益通算の上限は設けられておらず、今回の上場株式等の譲渡損益通算の仕組みを設けて、金融資産を持つ富裕層に対する優遇をさらに広げることになります。

よって、富裕族に対する優遇措置を新たに設ける税制を含む乙第2号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」に反対するものです。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時16分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第6号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第1号議案及び乙第6号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案及び乙第6号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第2号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第2号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第2 乙第5号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました乙第5号議案の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第5号議案「沖縄県立社会福祉施設の設置

及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立首里厚生園を平成21年4月に民間事業者へ移譲することに伴い、県直営としての当該施設を平成20年度限りで廃止するため、沖縄県立首里厚生園の設置に関する規定を削除するものであるとの説明がありました。

本案に関し、民間移譲のメリットは何かとの質疑がありました。

これに対し、民間福祉施設が充実してきたこと、県に比べ民間の方が多様なサービスを提供できることであるとの答弁がありました。

次に、民間に引き継ぐ対策はどうなっているか、民間移譲後の県のかかわりはどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、入所者の処遇に影響が生じないように来年1月から3月までの3カ月間、移譲先の法人に対して、入所者に関する情報の提供や高齢者との人間関係構築等についての事前研修を行う予定である。民間移譲後は、実施指導を行うなどして、処遇低下を招かないよう適切に指導していきたいとの答弁がありました。

そのほか、首里厚生園の経営状況、包括外部監査の報告内容、入所者家族への対応内容、民間施設の状況、沖縄県財政改革プランとの関係、職員の処遇、入所率の状況について質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第5号議案は、可否同数となり、委員長裁決により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん おはようございます。

私は、日本共産党県議団を代表して、乙第5号議案「沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例」に反対の討論を行います。

本条例提案の理由は、社会福祉施設である首里厚生園について民間事業者に移譲するため、沖縄県立首里厚生園を廃止する必要があるとして、2009年4月を目途に移譲するための改定案となっています。

なお、県立の福祉施設を廃止する理由として、沖縄県行財政改革プランによる決定と、民間施設が充実して県立直営を継続する意義が薄くなったために、民間事業者に移譲するとしています。

沖縄県は、2005年に12の社会福祉施設を民営化しています。その中には老人福祉施設が4カ所含まれていました。首里厚生園は、現在存続している唯一の県立の老人福祉施設となっています。

首里厚生園は、老人福祉法に定める「老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。」として設置されている施設です。

同施設には、70人定員の養護老人ホームと100人定員の特別養護老人ホームがあります。

養護老人ホームは、65歳以上の者で、環境上及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させて養護等を行う施設。特別養護老人ホームは、65歳以上の者で、常時の介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な高齢者を入所させて介護等を行う施設です。

委員会で私が、なぜ首里厚生園が民間移譲の対象になったのか、県立直営を継続する意義が薄くなっているとはどういう意味かと説明を求めたのに対して、当局は、養護老人ホームは需要が伸びていない、施設を必要の人が少なくなっていると答弁しました。ところが、65歳以上の人口については、2005年の21万9000人から2010年には24万1000人に増加し、さらに5年後には27万7000人に増加が予測されること、ひとり暮らしの世帯は2007年10月時点で4万7140世帯あるという説明によって、今後ますます高齢者施設の必要性が高まり、民間移譲するという理由の根拠のなさが明らかになりました。

特別養護老人ホームは、民間が充実したと言っていますが、入所できない待機者は2006年で3400人の申込者があり、名寄せで1600人、介護困難が900人、入所を待っていることを当局みずから明らかにしているではありませんか。

施設は大幅に不足しているのが実態です。一日千秋の思いで入所を待って、自宅での困難な介護を支えている家族の苦労に心を寄せることのできない、福祉に冷たい県政と言わざるを得ません。

民間サービスがよくなるという根拠は何かとの質疑に対して、部長は、給与水準が違う、職員の数と経験年数が違うと言っておられます。結局、100人定員の首里厚生園と民間の比較で、平均勤務年数は21年と民間の9年、非正規職員の率は民間で70%という民間の介護施設の厳しい職場の実態が明らかになっただけでした。

政府所管の介護労働安定センターの2007年の実態調査結果で、ホームヘルパーなどの介護労働者の49.4%が、仕事の割に賃金が低いと不満があることが報道されています。部長も、介護労働者は賃金が低いことや仕事がきついなどで転職する者が多い、人材の確保が課題、そういつて明言されています。

経営が立ち行かなくなっていて閉鎖されている県内の民間の介護事業所が、2006年に11件、2007年に27件にふえていることも本議会の中で明らかになり、民間移譲すれば、県立より介護の質が高い、充実した介護サービスができるという根拠を当局は示すことはできませんでした。

昨年6月、株式会社コムスの事件は沖縄県でも大きな問題になりました。民間会社がよりよい介護の提供ができるという考え方から、自治体の公的サービスで行われていた高齢者福祉や介護をコムスなどの民間会社に明け渡し、もうけ追求のために巨額の不正請求が行われ、その結果は、コムスを利用した利用者とは介護ヘルパーの労働者が大きな損害を受けました。

県立首里厚生園の民間移譲は、県が担わなければならない老人福祉の責務を放棄するものです。施設入所を待ち望んでいる県民の願いに背を向けるものであり、到底認めることはできません。

以上、反対の討論といたします。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第5号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第5号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 乙第7号議案から乙第12号議案まで及び乙第14号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。
総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました乙第7号議案から乙第12号議案まで及び乙第14号議案の同意議案及び承認議案の7件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第7号議案「沖縄県人事委員会委員の選任について」は、人事委員会委員3人のうち1人が平成20年7月31日で任期満了することに伴い、その後任を選任するため地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、選考の基準は何か、過去の人事委員会委員に銀行関係者が多い理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、委員の選考に当たっては、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理能力に理解があり、かつ人事行政に関し知識を有する者ということをも基本としている。この選考基準にのっとり選考した結果であり、たまたま金融機関関係者から複数人が選任されているとの答弁がありました。

そのほか、人事院勧告制度に対する選任候補者の理解状況、選任委員会の有無について質疑がありました。

次に、乙第8号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」は、公安委員会委員3人のうち1人が平成20年7月15日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため警察法第39条第1項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、公安委員会の具体的な任務は何かとの質疑がありました。

これに対し、公安委員会の任務は、県警察を管理するとともに法律の規定に基づき権限委嘱された事務をつかさどることである。具体的には、週1回定例会を持ち、県警察の施策や重要な事件・事故等について説明や報告を受け、中立な立場で県警察に対し提言等を行っているとの答弁がありました。

次に、公安委員会の事務局はどこが所管するのか、事務局職員は警察職員かとの質疑がありました。

これに対し、平成12年に警察法が改正され、警察本部総務課に事務局として公安委員会補佐室が設置された。職員はすべて警察職員であるとの答弁がありました。

次に、乙第9号議案「沖縄県収用委員会委員の任命について」は、収用委員会委員9人のうち3人が平成20年7月15日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第14号議案「沖縄県監査委員の選任について」は、監査委員4人のうち識見を有する委員2人が平成20年7月31日で任期満了することに伴い、その後任を選任するため地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第10号議案「専決処分の承認について」は、国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正され、平成20年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正して同日から施行する必要があるが、議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同法同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものである。

専決処分の主な内容は、自動車取得税の免税点、自動車取得税の排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた自動車に係る課税標準並びに自動車取得税の車両総重量が3.5トンを超えるディーゼル車のトラック、バス等に係る税率に関する特例措置の適用期限をそれぞれ「平成20年3月31日」から「平成20年5月31日」に延長することであるとの説明がありました。

次に、乙第11号議案「専決処分の承認について」は、中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、平成20年4月1日から施行されることに伴い、県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正し同日から施行する必要があるが、議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法第

179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同法同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものである。

専決処分の主な内容は、中心市街地の区域における固定資産税及び不動産取得税に係る不均一課税に関し、認定基本計画公表の日を「平成20年3月31日」から「平成22年3月31日」に延長することであるとの説明がありました。

本案に関し、個人住宅の購入は不均一課税の対象とならないのかという質疑がありました。

これに対し、本案は都市再生法関連の開発の場合に適用されるもので、個人住宅は対象とならないとの答弁がありました。

次に、乙第12号議案「専決処分の承認について」は、平成20年度の税制改正の一環として地方税法の一部が改正され、平成20年4月30日付で公布、施行されたことに伴い、条例の一部を改正し同日から施行する必要があるが、議会を招集するいとまがなかったため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同法同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものである。

専決処分の主な内容は、第1点目に、自動車取得税について、税率及び免税点の特例措置の適用期限を10年延長する。

2点目として、軽油引取税について、税率の特例措置の適用期限を10年延長する。

3点目として、自動車取得税について、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた自動車に係る課税標準の特例措置をより環境負荷の小さい自動車に重点化した上で2年延長する。

4点目として、自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた自動車に係る税率の軽減措置をより環境負荷の小さい自動車に重点化した上で2年延長するとともに、環境負荷の大きな自動車への税率の重点措置も2年延長することであるとの説明がありました。

本案に関し、法人2税について、収益事業を行わない法人でない社団に対する課税について、これまでと具体的にどう違うのかとの質疑がありました。

これに対し、収益事業を行わない法人でない社団に対しては、これまで収益事業を行っていなければ県への申請により法人県民税が免除されていたが、地方税法で非課税として整理されたため、県税条例でも最初から非課税としたものであるとの答弁がありました。

次に、軽油引取税に係る暫定税率の適用期限が変

わった理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、軽油引取税については、暫定税率の適用期限は平成20年3月31日までであったが、期限を延長する税制関連法案が国会を通過しなかったため、4月1日に一たん本則税率に戻った。その後、4月30日に税制関連法案が可決されたため、これに伴い税率の特例措置の適用期限を10年延長するものであるとの答弁がありました。

次に、暫定税率の期限切れと本則税率の適用による税収への影響としてどのようなことが考えられるかとの質疑がありました。

これに対し、収益事業を行わない法人でない社団に対する非課税措置については、改正に伴う税収上の増減は生じない。しかし、軽油引取税については本則税率に戻っていた1カ月間の税収減額が約3億6400万円となり、改正がなければこの減収が続いていたことになるとの答弁がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決に先立ち共産党所属委員から、乙第11号議案及び乙第12号議案の2件については反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第7号議案から乙第9号議案まで及び乙第14号議案の4件は、全会一致をもってこれに同意すべきものと決定し、乙第10号議案は、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

乙第11号議案は、賛成多数で承認すべきものと決定いたしました。

乙第12号議案は、可否同数となり、委員長裁決により承認しないものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第11号議案及び乙第12号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は、日本共産党県議団を代表して、道路特定財源、自動車取得税、軽油引取税の暫定税率と免税点を2018年まで延長する内容を含む乙第12号議案「専決処分の承認について」に対する反対討論

を行います。

道路建設のための道路特定財源を一般財源化して福祉や教育などに充てるべきであります。

自民党・公明党は、道路特定財源を廃止して一般財源化して国民の暮らし、福祉、教育などに使えるように一般財源化すべきとの国民の世論を踏みにじて道路特定の暫定税率を10年間延長することを強行したことは許されません。その結果、自動車取得税の税率は地方税の本則で税率3%となっていますが、これを暫定的に附則第32条で税率5%、特例措置の適用期限を10年間延長するものになりました。軽油引取税について税率の特例措置の適用期限を10年延長して本則税率1リットル15円を暫定税率1リットル32円に引き上げることになりました。

福田首相は、2009年度から税額一般財源化を言いながら、10年間にわたって特定財源を続ける法案を強行したことは根本から矛盾するものです。10年間で59兆円の道路中期計画という総額先にありきで高速道路を際限なくつくり続ける計画を白紙撤回すべきであります。

今回の専決処分は、この道路特定財源の暫定税率を10年間延長することが含まれたものであり、日本共産党県議団は道路特定財源の廃止、暫定税率延長に反対する立場から、乙第12号議案「専決処分の承認について」に反対するものであります。

議員各位の御賛同を訴えるものです。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

〔吉元義彦君登壇〕

○吉元 義彦君 自由民主党の吉元義彦でございます。

ただいま議題となりました乙第11号議案「専決処分の承認について」に賛成する立場から賛成討論を行います。

中心市街地は、商業、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化・伝統をはぐくみ、各種機能を培ってきた「まちの顔」ともいえるべき地域であります。

しかしながら、病院や学校、市役所などの公共公益施設の郊外移転、大型店舗の郊外立地、居住人口の減少によるコミュニティとしての魅力低下など、中心市街地の衰退や空洞化が目立ってきております。

県税の課税免除等の特例に関する条例については、「沖縄振興特別措置法」及び、「中心市街地の活性化に関する法律」などの目的である地域の振興を税制面から支援するために定められた条例であります。

中心市街地の活性化については、「中心市街地の活

性化に関する法律」に基づいて、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために、市町村が認定基本計画を期限までに公表し、その公表した日から3年以内に地域住民の利便の増進を図るための商業基盤施設を整備した場合には、不動産取得税を原則4%から0.4%とするなど不均一課税を規定しているものであります。

今回の改正については、認定基本計画の公表に係る期限を平成22年3月31日まで2年間延長するものであります。

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地を活性化することは地域の振興及び経済の健全な発展に寄与するものであり、それを税制面から支援することは政策的にも大変重要なことであります。

以上のことから、乙第11号議案「専決処分の承認について」は、承認することに賛成いたします。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました乙第12号議案「専決処分の承認について」に賛成する立場から賛成討論を行います。

現在、国・地方とも極めて厳しい財政事情のもと、少子・高齢化の進展により今後もさらに多くの財源が必要となってくることが予想されます。

その中で、国民が安心して暮らせる活力のある地域社会を効果的・効率的につくっていくためには、地方公共団体が行う各種施策について、みずからが決定し、みずからが責任を持つためには自主財源の確保が必要となってきます。そのためにも県税収入の確保は重要なことでありますが、その一方で政策的な判断による税の軽減も必要であります。

今回承認を求められています「沖縄県税条例の一部を改正する条例」には、収益事業を行わない法人でない社団等の均等割の非課税措置の創設、環境に優しい自動車の取得に対する軽減措置や市町村が有害鳥獣を捕獲する場合の狩猟税の軽減、住民税からの住宅ローンの控除に際し、申告期限後の提出もやむを得ない理由があれば認める措置が含まれており、住民の立場に立ったものとなっております。

具体的な改正内容としましては、まず、法人の県民税の均等割について、法人でない社団または財団で収益事業を行わないものについて、これまでも申請に基づき免除が実施されていたところでありますが、これを非課税として整理するものであります。自動車取得

税の低燃費車特例につきましては、地球温暖化対策として二酸化炭素排出量削減の観点から平成11年度に創設されたものであります。

近年では国際的に温暖化等の問題が大きく取り上げられ、温室効果ガスを減少させるため国際的な取り組みが求められております。

また、近年日本におきまして、環境保全の基本的な計画として環境基本計画が平成7年に閣議決定されまして、その計画を受けて都道府県など地方自治体においても計画の策定が行われるようになってきております。

これらの環境保全の流れの中で、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた自動車等につきましてはの自動車税及び自動車取得税の軽減措置等を延長することは必要であります。そのほか、道路特定財源となっております軽油引取税と自動車取得税の税率を10年間延長する改正が含まれております。

道路特定財源制度は、我が国の戦後の急速な道路交通の発達に伴い、立ちおくれている道路を計画的に整備するため昭和29年に創設されており、受益者負担に基づき自動車ユーザーに課税し、その税収を道路財源とする税制度であります。特にこの沖縄県におきましては、戦後も27年間にわたり米軍統治が続き、道路の本格的な整備は昭和47年の復帰以降に始まっております。

復帰記念事業といたしまして、沖縄本島一周道路の整備を初め宮古、石垣、西表、久米島の各離島の一周道路や沖縄自動車道、那覇空港自動車道、モノレールインフラ部の整備など、本県の道路整備を着実に推進することができた背景には、道路特定財源制度による安定した財源の確保と沖縄振興特別措置法に基づく高率の国庫補助制度によるところが極めて大きいものがあります。

平成18年度の決算統計等によれば、県内の道路特定財源に係る税収額は、軽油引取税が約80億円、自動車取得税が約22億円、揮発油税が約283億円、地方道路税が約30億円、石油ガス税が約8億円、自動車重量税が約75億円で、合わせて約497億円となっております。

また、平成18年度の本県の全道路事業費は、国、県、市町村の合計で約1287億円であり、このうち道路特定財源は約1104億円で全道路事業費の約9割を占め、県内の税収額497億円の2倍以上の道路特定財源が本県に配分されている状況であります。

沖縄県におきましては、那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、南部東道路など骨格幹線を初め、都市部の

渋滞対策や地域に密着した生活幹線に至るまでの多くの道路がいまだ整備の途上にあることから、次年度以降も確実、安定的に道路整備を進めてもらわなくてはなりません。そのために必要な道路予算の確保は重要であることから、軽油引取税及び自動車取得税の暫定税率の延長は必要であります。

どうか議員の皆さん方の良識ある判断のもと、以上のことから乙第12号議案「専決処分の承認について」は、承認することに賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第7号議案から乙第12号議案まで及び乙第14号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第7号議案から乙第9号議案まで及び乙第14号議案の4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案から乙第9号議案まで及び乙第14号議案は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第10号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第11号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり承認することに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第11号議案は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第12号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立少数であります。

よって、乙第12号議案は、承認することは否決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 乙第15号議案及び乙第16号議案を議題といたします。

休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました乙第15号議案及び乙第16号議案の同意議案の2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第15号議案及び乙第16号議案「沖縄県監査委員の選任について」は、監査委員4人のうち議会選任委員2人が6月24日で任期満了することに伴い、その後任を選任するため地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、監査委員を議員から選任する根拠は何か、代表監査委員はどのような考えで選任しているのかとの質疑がありました。

これに対し、議員の中から監査委員を選任する根拠は、地方自治法第196条である。代表監査委員は、これまで行政経験者、特に財政経験者から選出してきた。その理由は、地方公共団体の財政健全化に関する法律が制定され、一般会計及び企業会計を含めて全体的に決算を監査する形に制度が改正されたことから財政経験者を選任したものであるとの説明がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第15号議案及び乙第16号議案の2件は、全会一致をもってこれに同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第15号議案及び乙第16号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第15号議案及び乙第16号議案は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第5 乙第13号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） ただいま議題となりました乙第13号議案の承認議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第13号議案「専決処分の承認について」は、健康保険法及び老人保健法の規定により、厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法が平成20年3月31日限りで廃止され、同年4月1日より新たな基準が適用されたことに伴い、沖縄県病院事業の設置等に関する条例等、関係条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同法同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものである。

改正の主な内容は、沖縄県病院事業の設置等に関する条例の診療報酬等算定基準、沖縄県使用料及び手数料条例の保健所使用料の額算定基準並びに精神保健指定医の実費弁償及び報酬支給条例の実費弁償の算定基準となる告示をそれぞれ新たな告示に改めることであるとの説明がありました。

本案に関し、後期高齢者医療制度施行に伴う後期高齢者に係る診療報酬の内容及び診療点数はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、後期高齢者の診療料が600点、在宅患者連携指導料が900点、後期高齢者終末期相談支援料が200点として新たに定められているとの答弁がありました。

次に、後期高齢者医療診療料の新設にあわせて行われる高齢者担当医の届け出状況と同診療料の診療内容はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、県内812の診療所のうち、9診療所から高齢者担当医の届け出がある。後期高齢者医療診療料の診療内容は、検査、CTやMRIなどの画像診断、処置、医学管理などであるとの答弁がありました。

そのほか、後期高齢者退院調整加算及び後期高齢者終末期相談支援料の内容、後期高齢者の心身特性、包括払いの内容などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第13号議案は可否同数となり、委員長裁決により承認しないものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の通告がありますので、発言を許

します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 おはようございます。

自由民主党の座喜味一幸でございます。

ただいまの文教厚生委員会の委員長の報告に対して質疑を行います。

乙第13号議案は、診療報酬の算定根拠となる厚生労働省告示が平成20年4月1日から適用されることに伴い、その根拠について沖縄県病院事業の設置等に関する条例等の4つの条例を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

つまり、4月1日付で条例の一部改正を専決処分しないと県立病院などの病院においては診療報酬を請求する根拠を失うわけです。委員会においては、この件についてどのような審議がなされたのかをお聞きします。

もし、条例が改正されなかった場合の県立宮古病院における現場は、経営が混乱して経営が破綻に追い込まれるというような影響はどのように認識されたのでしょうか。

御承知のとおり、県立病院は県民の健康保持のために医療を提供するという使命を果たすため日夜奮闘しており、民間で実施困難な高度・特殊医療、救命救急医療や離島医療などを担っています。

今回の診療報酬の改正内容は、これらの医療、例えば県立病院における手術や内科診療や放射線治療、薬剤費などについて診療報酬を請求するための根拠を定めたものであります。このことは議案の提案理由に示したところであります。

本議案とは直接に関係のない後期高齢者からの保険料徴収の問題や県立病院では適用されない後期高齢者診療料などの制度議論に終始していた感があります。肝心の県立病院等において県民への医療サービス提供を遅滞なく適切に行う観点から、診療報酬の額の根拠を定める条例の一部改正について専決処分を行ったことの意義について認識されたかどうかお聞きします。

もし、本議案が知事の専決処分の承認を求める議案でなければ本議案で否決された場合、県立病院等は診療報酬の請求ができなくなり、その現場は混乱し、その経営が危ぶまれることとなります。

この意味を十分に理解した上で、委員会採決されたかどうかお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 文教厚生委員長。

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） ただいまの座喜味議員の質疑なんですけど、まず1点目、県立病院事業にとって専決処分の意義は審議されたかということでございます。

先ほど委員長報告にもありましたとおり、特にこの質疑に関するやりとりはありませんでした。

2点目の条例が改正されなかった場合、県立病院における経営の影響について審議されたか。

この件につきましても、特にそれに関する質疑はありませんでした。（発言する者あり）

○議長（高嶺善伸君） 静粛に願います。

座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 委員長の報告を聞きまして少し残念に思いますが、この専決処分ということに関しては、行政の継続性という極めて重要な案件があるわけございまして、この専決処分の意味を十分に理解していただかなければいけなかったのかなというふうに思います。

この専決処分がなされない場合、その診療報酬の根拠がない場合、その6県立病院、完全に経営が停止してしまいます。今、単純に影響について見ますと、6病院はおおむね370億の収益が見込まれております。それから、患者数で150万相当の患者が見込まれておりますが、そういうこの現場の影響というものをしっかりと検討して、本案件に関してはやっぱり適正であったというような考えを持っております。（発言する者あり）

このような影響を十分に配慮すべきであったということで、この辺について影響等十分配慮してぜひやっていくべきことであるというふうなことで、ぜひもう一度この影響、専決処分の意義についてもう少し丁寧に答弁をお願いしたいと思います。（発言する者あり）

○議長（高嶺善伸君） 静粛に願います。

文教厚生委員長。

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） 答弁申し上げます。

今の座喜味議員の専決処分の意義についての質疑であったかと思います。

私は今、文教厚生委員長の立場で答弁をさせていただいております。あくまでも委員会の審議過程を報告するのが私の務めであり、それについては個人的な見

解を申し述べることはできません。

○議長（高嶺善伸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

佐喜真 淳君。

〔佐喜真 淳君登壇〕

○佐喜真 淳君 ただいま議題となりました乙第13号議案「専決処分の承認について」、原案に賛成する立場から討論を行います。

この議案は、「診療報酬の算定方法を定める件」の厚生労働省告示が平成20年4月1日から適用されたことに伴い、同告示を引用している沖縄県病院事業の設置等に関する条例等の4つの条例を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたもので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

同告示は、県民が治療するときの医療の給付の根拠となる診療報酬全般について規定をしたものであります。

同診療報酬については、健康保険法第76条第2項において、厚生労働大臣が定めるところによるものと規定されており、また、県は、診療報酬である使用料を徴収するためには、地方自治法第238条の規定に基づきこの額を条例で定めなければならないとされております。

今回の専決処分は、同告示の交付により、県立病院等において適正に診療報酬が請求できる根拠について同告示に改めるために、地方自治法の規定に基づき、時期を失することなく知事が専決処分を行ったものであります。

したがいまして、議論となりました後期高齢者医療制度関連の診療報酬の内容はこの一部であります。同制度の見直しに関する議論については、条例改正の審議とは別とされるものであると思われます。

診療報酬改正の主な内容であります。緊急な課題への対応として、周産期医療を担う地域のネットワークの支援やハイリスク妊産婦管理の充実・拡大のために、妊産婦緊急搬送入院加算やハイリスク妊産婦加算を新設しております。

また、小児医療については、高度な小児医療を提供する医療機関、子ども専門病院の評価する小児入院医療管理料を新設し、また、障害を持つ乳幼児の入院医療については、超重症児者の入院診療加算を2倍にし

ており、さらに、地域連携小児夜間・休日診療についても拡充しております。さらに、病院勤務医の負担軽減策として、病院の初診、再診療の夜間・早朝等加算を創設するなど改正がされております。

また、重点的評価として、がん医療における放射線治療の充実のために、副作用が少ない新しい放射線治療法について、保険対象とする強度変調放射線治療の新設や、日常生活を送りながら通院で放射線治療、化学療法が受けられる外来化学療法加算を新設するなどの改正が行われました。さらに、脳卒中対策では、超急性期の血栓溶解剤等の治療のために、超急性期脳卒中加算や急性期後の入院医療管理料が新設されております。

また、昨今その対応の強化を求められている心の問題では、子供の心の診療の特性に応じた入院及び外来について、精神療法やカウンセリング料の拡充がなされました。

自殺対策では、早期の精神科への受診につながる紹介について、精神科医療連携加算を新設し、さらに自殺未遂者等の救命救急センターにおける精神医療の救命救急入院医療の加算が新設されております。

以上のように、今回の診療報酬の改定内容は、県民の強い要望がある産科医療、小児医療や、病院勤務医の負担軽減などの重点化、また、がん治療の保険適用によるがん患者の支援、さらに心の問題を抱える方々に対する早期受診の促進支援など、多岐にわたる内容が盛り込まれております。

後期高齢者診療料については、高齢者の心身の特性を踏まえた慢性疾患等に対し、他の医療機関での診療スケジュールを含めた診療計画を作成し、心身にわたる総合的な評価や検査等を通じて患者を把握し、継続的に診療を行うことの評価を創設しております。

県立病院は、高齢者を含めて県民の急性期医療を担う病院であります。慢性期疾患を対象とする後期高齢者診療料の適用はない病院であります。また、懸念されているかかりつけ医の選択については、利用する高齢者の方と医師との相談により決められるものであり、かかりつけ医制度により利用できる医療機関や診療が制限されるものではありません。

以上のことから理解できるように、本議案は県立病院等における診療について適正に診療報酬が請求できる根拠を定めるために、時期を失することなく地方自治法の規定に基づき、条例改正の専決処分をしたものであります。そういう意味において、関連条例の改正を専決に処分したことは、県民サービス体制確保のために極めて時宜を得たものと言えます。

本議案は、地方自治法に基づく知事の専決処分でありますので、本議会において否決されたからといってその効力が失われるものではありません。

しかしながら、診療報酬改定に伴う関連条例の一部改正が行われなかったと仮定した場合、診療報酬の額の設定根拠を示すことができないことから、診療報酬の請求ができなくなり、病院事業においては、平成20年度に予定されている約378億円の請求はできなくなります。

また、沖縄県総合精神保健福祉センターにおけるうつ病デイケア使用料約1000万円、保健所における結核やエイズ検査使用料など約200万円の請求もできなくなり、事業の実施が危ぶまれることとなります。

このような議案が否決されることがあれば、4月から県立病院等において診療報酬の請求ができない事態を議会が容認し、県民生活に混乱をもたらすことと同じ意味を持つものであると極めて遺憾であります。

したがって、適法にかつ県民サービスの環境を整えるために、知事専決した本議案については承認をすべきものであると考えます。

以上のことから、乙第13号議案「専決処分の承認について」、原案に賛成の立場から討論を終わります。

議員諸侯の慎重なる審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

私は、日本共産党県議団を代表して、乙第13号議案専決処分の承認「沖縄県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例」に反対の討論を行います。

診療報酬の改定に関して幾つかの条例改正を一つにして提案をされています。

後期高齢者医療制度の廃止を求める声が大きく広がる中で、後期高齢者に関する診療報酬に関しては、私は独立して提案がされなかったということ、このことをまず最初に指摘をするものであります。

本改正の中には、高齢者の医療の確保に関する法律、後期高齢者医療制度の実施による診療報酬の算定方法の導入による条例の改正案が含まれています。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費の抑制を目的として、75歳以上のお年寄りの医療を制限し、差別を持ち込むもので、廃止する以外ない制度です。

同制度で後期高齢者を対象に新設をされた医療報酬の1点目は、包括払いの問題です。

診療所での外来医療で、高齢者の心身の特性を踏まえた慢性疾患等に対する継続的な管理を評価する後期高齢者診療料が6000円の包括払いで支払われるというものです。これまでの「出来高払い」から「包括払い」となるため、受けられる医療が制限されたり、医療内容が低下するなどの差別医療が持ち込まれています。高血圧とか糖尿病などの慢性疾患は、一人の担当医を決め、どんなに検査などを行っても一月6000円の定額制にするもので、糖尿病などの検査や治療ができないとの医者之声も上がっていて、全国の都道府県の医師会の半数を超える27医師会が反対などを表明しています。

委員会での私の質疑に対して、当局の全国医師会が包括診療に反対をして、県内にある812カ所の診療所のうち9カ所の診療所が届け出をしているが実施についてはわからないという答弁でも裏づけられるものとなっています。高齢者が受けられる医療を制限される制度は、まさに人の道に反する制度と言わざるを得ません。

次に、後期高齢者終末期相談支援料についてです。

患者本人が終末期の医療の内容を決定するために、患者と家族が医療従事者と終末期における診療方針等を話し合った場合、2000円の診療報酬が病院に支払われるものです。しかし、これは、4月1日に実施をされて国民の批判の世論に押され、政府が7月1日から凍結することを言わざるを得なくなったものです。

後期高齢者だけに終末期医療を持ち込むことは、お年寄りの生きる望みを奪う後期高齢者医療制度の非人間性を象徴するものであり、自公政権は凍結を言い出していますが、同制度の欠陥は、凍結では解決できず廃止する以外ありません。

次に、入院医療について。

後期高齢者退院調整加算料1000円が新たに導入されています。当局は、在宅での退院支援計画を立て、退院が困難な高齢者の同意を得て、退院をさせたときに支払われると答弁しています。病院から高齢者を追い出すための診療報酬と言わざるを得ません。

資格証明書の発行の問題点についてです。

国保では、75歳以上の高齢者は保険証の取り上げが禁止されていましたが、今後は、保険料を1年以上滞納すると保険証を取り上げられ、資格証明書が発行され、かかった医療費を病院の窓口で全額支払わなければなりません。

現在国保では、生活苦で保険料を滞納した人が国保証を取り上げられ、病院に行けず重症化し、死亡する事件が続発しています。後期高齢者医療制度によっ

て、75歳以上のお年寄りに、国保と同様な深刻な事態が起こりかねません。

国民年金は40年間納め続けてきた人で6万6000円しかありません。沖縄のお年寄りの平均年金額は5万円余です。わずかな年金から介護保険料と合わせて一月1万円の保険料を支払うことは大変なことです。一月1万5000円以下や収入のない人が支払うことはますます困難で、滞納が広がらざるを得ないのではないのでしょうか。

医療費を削ることを目的に、75歳以上のお年寄りを差別することや、命と健康にかかわる医療に、戦前・戦後の苦難を生き抜いてきて社会に貢献してきたお年寄りに高負担と苦しみを強いる後期高齢者医療制度は廃止する以外ありません。

以上、反対の討論といたします。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

お諮りいたします。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立少数であります。

よって、乙第13号議案は、承認することは否決されました。

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第6 議員提出議案第6号 原油価格高騰対策に関する意見書及び日程第7 議員提出議案第7号 原油価格高騰対策に関する決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

玉城ノブ子さん。

〔議員提出議案第6号及び第7号 巻末に掲載〕

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん ただいま議題となりました議員提出議案第6号及び同第7号の2件につきましては、経済労働委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたの

で、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、議員提出議案第6号につきましては、原油価格高騰対策について関係要路に要請するためであり、議員提出議案第7号につきましては、原油価格高騰対策について沖縄県知事に要請するためであります。

次に、議員提出議案第6号を朗読いたします。

〔原油価格高騰対策に関する意見書朗読〕

次に、議員提出議案第7号につきましては、内容が議員提出議案第6号と同じでありますので、あて先だけを申し上げます。

〔原油価格高騰対策に関する決議のあて先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第6号及び第7号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第6号「原油価格高騰対策に関する意見書」及び議員提出議案第7号「原油価格高騰対策に関する決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第6号及び第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第8 議員提出議案第8

号 県内建設業者の受注機会の拡大に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

當山眞市君。

〔議員提出議案第8号 巻末に掲載〕

〔當山眞市君登壇〕

○當山 眞市君 ただいま議題となりました議員提出議案第8号につきましては、土木委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、県内建設業者の受注機会の拡大について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第8号を朗読いたします。

〔県内建設業者の受注機会の拡大に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本議案につきましては、その趣旨を関係要路に要請するため土木委員会委員全員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第8号「県内建設業者の受注機会の拡大に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま可決されました議員提出議案第8号に関し、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため土木委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第8号の趣旨を関係要路に要請するため土木委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

・ ・ ・

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

この際、日程第9 議員提出議案第1号 名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する意見書、日程第10 議員提出議案第2号 名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する決議及び日程第11 議員提出議案第3号 名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

玉城義和君。

〔議員提出議案第1号から第3号まで 巻末に掲載〕

〔玉城義和君登壇〕（傍聴席にて拍手する者多し）

○翁長 政俊君 議長。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○玉城 義和君 ただいま議題となりました議員提出議案第1号、第2号、第3号につきまして、私は、提案者を代表し、県民の民意のもとに、本日、辺野古に

おける新基地建設反対の意見書を提案いたしますが、この意見書決議が必ずや我が沖縄県の未来を指し示す大きい希望につながることを確信をいたしまして、以下、提案理由を申し上げます。

本県は、国土面積のわずか0.6%にすぎない狭隘な県土面積に全国の米軍専用施設の75%が集中をいたしております。

その結果、米兵による犯罪は後を絶たず、米軍による事件・事故も頻発をしております。また、嘉手納基地などから派生する騒音は絶えることなく、周辺住民を悩ませ、学校現場には米軍車両が侵入してくるというのが日常の中で起きているわけであります。

何ゆえに我々沖縄県民はこれら米軍基地の過重負担と被害を受け続けなければならないのか。県民の堪忍ももはやその限界を超えているのであります。

今次県議選挙の結果は、このような状況下での県民の民意の反映であり、辺野古への新基地建設反対の意思表示であります。

よって、提案者は、これら直近の民意を県政、国政に反映させるべきは、まさに政治にかかわる者の責務と考えております。

また、今日、すべての政策が環境の保護ということを中心に据えて立案されなければならないことは言うまでもありません。特に、観光立県を標榜する我が県にとっては、環境保護というのは県政百年の大計であります。あの辺野古の豊穡の海を埋め立てることによる損失はまさにはかり知れないものがあります。

以上申し上げて、意見書を読み上げ提案にかえます。

〔名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する意見書朗読〕

そして、議員提出議案第2号の決議であります。文面が同様でありますので省いて、あて先だけを申し上げます。

〔名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する決議のあて先朗読〕

議員提出議案第3号につきましても、文面が同じでありますので、あて先だけを申し上げます。

〔名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する決議のあて先朗読〕

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、各位におかれては御賛同いただき、満場一致で可決されますようお願いを申し上げます。

なお、本議案につきましては、その趣旨を関係要路に要請する必要がありますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願いを

申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入ります。

休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

各議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 自由民主党の中川京貴でございます。

自由民主党を代表いたしまして、一括して質疑を行います。

まず、SACO合意から12年が経過しながら普天間飛行場の返還スケジュールが示されていません。その理由としては、大田県政時代に県外・国外移設を主張したため、返還合意がおくれ今日に至ると考えますが、またも同じことの繰り返しにならないのかどうか。

2番目、普天間飛行場の返還合意から12年以上経過しているが、県外・国外移転を提案し、果たして普天間基地の早期除去（返還）は可能か。

3番目、沖縄県議会で普天間飛行場を県外・国外、または新基地建設に反対することにより普天間飛行場を3年以内に閉鎖することは可能か。

4番目、普天間飛行場の返還合意のこれまでの経緯をお尋ねしたいと思います。

5番目、普天間飛行場の危険性除去と早期閉鎖は一番に優先されなければなりません。宜野湾市長が県外・国外を訴えているために早期除去が実現されていない現状。その責任は宜野湾市長にあるのか、沖縄県議会にあるのか、その責任所在を明確に。

6番目、「基地の過重な負担と固定化につながる」とあるが、具体的にどういうことを言っているのか。また、その根拠は何か。

7番目、「一貫して反対してきた。」とあるが、それはどのようなことを言っているのか。

8番目、辺野古への移設は、あくまでも普天間飛行場の代替施設との意味合いであるが、決議文では新基地建設としているのはどういう認識か。

9番目、普天間飛行場の移設は在日米軍再編の中で合意されているが、在日米軍再編全体の見直しを求めるつもりか。見直しの実現可能性はあるのか。

10番目、在日米軍再編全体の見直しを求めるのであれば、海兵隊グアム移転、嘉手納飛行場より以南の施設・区域の返還も同時に見直すべきとの考えなのか。

11番目、米軍再編最終報告において、辺野古への移設が完了した時点で普天間飛行場が全面返還されることが日米両政府で合意されている。それ以外に普天間飛行場の返還が実現する具体的かつ現実的な方策はあるのか。

12番目、対案があるとすれば日米両政府が合意する可能性はあるのか、その根拠は。

13番目、辺野古への移設が困難になった場合、海兵隊司令部のグアムへの移転や嘉手納以南の施設・区域の返還等にも影響が出るおそれがある。これについて見解を問う。

14番目、米軍再編において、普天間飛行場の移設が進まなければ他の基地も動かなくなるが、普天間基地も含め基地の固定化につながらないか。

15番目、今議会で決議をする意図は何か。今県議選で野党多数となったことを背景にし、数の論理で強引に決議案を提出し多数決で押し切るとするのは民主的な手法に反すると思わないか。

以上です。

○翁長 政俊君 議長。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

ただいまの中川京貴君の質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の中川京貴君の質疑に対する答弁を願います。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 それでは中川議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第1項、第2項目の12年が経過しながら繰り返しにならないのかと、早期除去は可能かというこの2点は、同趣旨の質問でございますので、一括してお答えを申し上げます。

むしろ私も12年たっても普天間の返還が実現しないということが大変問題だというふうに思っております。この12年の間の10年間は、御承知のように稲嶺県政、仲井眞県政と保守県政なわけですね。これは辺野

古への新基地建設を容認する立場をとってきたわけで、特に稲嶺県政の8年間は、15年使用期限問題だとか、軍民共用空港だとか、そういうことに非常に莫大なエネルギーを費やしたわけでありましたが、結局8年間たって何の前進も得られず、むしろ振り出しに戻ったということは御承知のとおりであります。

それから3番目の、果たして3年以内に閉鎖することができるか、可能かということではありますが、そもそも普天間飛行場の3年以内の閉鎖というのは仲井眞知事の公約でありまして、私の立場で答える立場にはございません。

4番目のこれまでの経過であります。御承知のように96年のSACOの最終報告でたしかあれは海上基地で取り壊しと言いますか、撤収可能な提案だったと思いますが、それ以来96年から12年間それこそ工法、場所をめぐって二転三転、紆余曲折を経てL字型になったりV字型になったりして今日に至っているというのが現状であろうと思います。

それから、5番目の早期閉鎖ができない、早期撤去ができないのは宜野湾市長に責任があるか、県議会かということではありますが、これは当然に外交権を持っている日本政府であろうというふうに思います。

その次は、6番目の「基地の過重な負担と固定化」ということではありますが、どういうことかということであります。

御承知のように我が沖縄県の米軍基地は、全国の専用施設の75%を占めていまして非常に過重であると。そして、その米軍人も2万人台をずっと維持しておりますし、復帰後の事件・事故の刑法犯を含めて数も5500件という膨大な数に上っておりまして、航空機の墜落事故等々もこれまで四百五、六十件、500件近くに上って、空からヘリコプターが落ちてきたり、部品が落ちてきたりするようなそういう状況にございます。

そして、御承知のように嘉手納基地を含めて、物すごい爆音、騒音が日常的にあると。こういうことを指して基地の過重な負担ということを行っているわけがありますし、同時にまた、世論調査などを見ても、この辺野古の移設がこういう過重な負担を減らせないとこういう世論調査もございます。そのことを指しております。

固定化につながるというのは、当然これは新しく基地をつくれればそれは5年や10年とかいうもので撤去をするわけではありませぬので、基地の固定化につながるということは当然のことであろうというふうに思います。

7番目に、「一貫して反対してきた。」とあるが、それはどのようなことを言っているのかと。

これは県民が移設先の辺野古の基地について反対をしてきたとこういうことを言っているわけですが、それは1つには県民世論がそうであったとこういうことでありまして、ちなみに申し上げれば、琉球新報の復帰35周年世論調査で見ると——平成19年5月であります——反対が76%、推進が16.9%。同じく新報の18年4月調査では、反対が70.8%、推進が26.8%。沖縄タイムスで、平成16年9月で反対が81、賛成が10%。同じくタイムスで平成18年4月で、反対が71、賛成17と、こういうふうにして県民世論は一貫して辺野古移設について、7割から8割が否定的な答えをしているということでありまして、同時に97年の名護市民投票もいろんなことがありましたが、結果として辺野古移設反対という世論がきっちり表明されたということですし、同時にこの県民投票もそういう結果を出している、こういうことを指しているわけがあります。

それから、8番目ですが、辺野古の施設は新基地としているのはどういうわけかということでもあります。

当然に普天間の移設代替であっても、新しく埋め立てて基地をつくるということについては、これは新基地であることは間違いのないわけがあります。

もう一つは機能という面から申し上げても言えるわけではありますが、最近、ジュゴン裁判等々で明らかになってきていることもありまして、普天間にはない輸送揚陸艦の着岸可能な210メートルの岸壁が準備されているとか、あるいは戦闘機の装弾場たるCALAなどが出てきております。また、次期主力戦闘輸送機のおスプレイ等々の配備も指摘をされているところでありまして、滑走路が2本になるということも含めて、これはやっぱり機能の強化ということも言えるんじゃないか。そういうことを含めて新基地というふうに私は考えております。

それから、あと9番から10、11、12、13、14まで、これは再編協議という枠内で出ておりますので、一括してお答えを申し上げます。

今回の米軍の再編協議については、私は沖縄県民の意思がこれに反映されているというふうには考えておりません。我々はかねてより危険性の高い普天間の閉鎖と返還を要求しているわけであって、それを辺野古に移してくれと言っているわけではないわけがあります。また、嘉手納以南の基地が返る返らないということについては、これは当然にこの区域については普天

間とは切り離して考えるべきものであって、そこと我々が方からセッティングをすることではないというふうに思います。当然切り離して返還をされるべきものであるとこういうふうに思っています。

中川議員の最後の質問でございますが、今議会で決議をする意図は何かということではありますが、今説明申し上げましたように、一貫して県民世論の多数は、辺野古の新基地建設については反対ということが一貫した世論の流れであります。また、97年の名護市の市民投票や県民投票もそういう結果を示しているというふうに考えております。

また、提案理由で申し上げましたが、今度行われました10回目の県議選挙においても直近の一つの県民の意思としてこの基地の過重な負担と固定化、そしてこの辺野古の移設反対の意思が表明されたというふうに考えておりました、これを政治の場に、県政の場、あるいは国政の場に反映をさせていくということは当然のことではないか、こういうふうに思っておりますし、今度提案した我々の決議、あるいは意見書は、私は県民の大多数の支持を得ていると、こういうふうに確信を深めて我々25人提案をしている次第であります。

ところで、1つつけ加えますと、99年に与党の皆さんが移設推進の決議を出されました。私はそのときの状況とは相当これは今の状況は変わってきているというふうに思っておりますので、一言つけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○中川 京貴君 議長、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時29分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 9番、10番、11番、12番にお答えします。

私、これについてはちゃんと答えているつもりでございます。つまり、日米の今度の再編協議というのは日本政府とアメリカ政府の合意事項であって、我々沖縄県民がその中に入って意見を言ったり、あるいはヒアリングをされたりということがあるのであれば、見直し云々ということも、中川議員の言うことも一理ありますが、我々はそういう立場にないわけですね。我々は日米再編が決まってその結果しか知らされていない。だから、我々としては、普天間の早期閉鎖を求

め、返還を求めるというのはこれは世論ですよ、県民世論、これが一つ。

もう一つも同じことで、ゆえにそれを県内に移さなきゃならぬ、辺野古に移さなきゃならぬというの、これは県民世論に反するわけでありまして、再三申し上げているように、我々の要求は普天間を一日も早く閉じなさいと、閉鎖しなさいと、そして、返還しなさいと危ないから。同時に、県民の負担になるようなそういう新たな基地を辺野古にはつくるべきではないとこういう主張をしているということでありまして、このことを日本政府に強く申し上げる、県知事も含めてですね、こういうことをお答えしているわけでありませう。

以上です。

○中川 京貴君 議長、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時33分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 3回目同じことを言うようであります。私どもの県民的要求は、この危険な普天間基地の一日も早い閉鎖をやっていただきたいと、返還をやっていただきたいということでありませう。

我々に外交権があるわけでもないし、我々は例えば日米の合意の再編の中で、沖縄県の意見、我々の意見が入っているわけでもないんですね。だから我々としては、県民の立場から、県民世論の立場からこの要求を日本政府にやっているということなんです。それを日本政府が受けて、きちっと対応するのが私は政府の立場だということでありませう。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後1時36分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 せっかくでありますから、政治生命をもって答えているつもりでありますから、ひとつよく聞いていただきたいんですが、我々県議会の軍特委員会も16日に全会一致で中川議員のイニシアチブもあって、普天間の早期の閉鎖と返還をみんなで可決いたしました。

私は、この普天間の閉鎖、そしてその返還を言うこ

とは必ずしもどこに移設するとかいうことがなければできないものではないと思うんですね。これは我々としては、普天間の基地が非常に危険だから、一日も早くこの危険性を除きなさいと、閉鎖しなさいと、そして返還しなさいということは、これはそのこと自体が一つの課題なんですね。だから、我々はそれは言うことはできるわけだし、そのために我々は軍特委員会もそれをみんなで可決したわけですよ。そのことはそれで独立した1つの課題なんですね。

そのことと、これ以上の我々の負担を多くするような辺野古への移設もこれも反対ということもこれもまた1つの課題なんですよ。このことはちっとも矛盾しないで2つとも決議もできるわけですね。そのことを申し上げているんです。だから、我々に外交権があるわけじゃないし、我々は日米の再編協議に入っているわけでもないわけですね。だから我々としては、これを外交権のある日本政府に訴えていくということをするべきではないですかと、こういうことを言っているわけで、ちっとも私はおかしくないと思いますよ、これで。そのことが私のこれに対する答弁でありますので、ひとつよく御理解ください。

○中川 京貴君 議長、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 再質問をしたいと思います。

私も、去る10日の県議会の一般質問において、この沖縄から基地のない沖縄県をつくりたいと、そして本当に平和な日本、平和な沖縄県をつくりたい、子供たちのためにもとそういう一般質問をしました。そして、その沖縄から本当に基地をなくすためにはどういう努力をすればいいかなと、いろんなことを模索しながら、戦後63年、この沖縄から基地がなくなるんです。

それを考えたときに、本当に知事が言うベストなのか、ベターなのか、苦渋の選択もしなければいけません。本当にかけ声だけで、こぶしだけで基地がなくなりますか。私の質問に答えましたか。新たな案があって、それがすばらしいければ私たちも協力してなくします。それができないから今困っているんです。その沖縄県の将来において、この基地をなくす、いろんな案を出していったすばらしい案があればみんなで協力しましょうとそういう気持ちで取り組んでいるのに、基

地をなくすということは日本とアメリカの国家間の問題なんです。その国家間に対してお互いに協力するところは協力しながら整理縮小するための我々沖縄県議会じゃないんでしょうか。かけ声だけで本当に基地がなくなりますか。そのツケはだれが責任とるんですか、子供たちの時代に。

皆さん、過去に村山内閣のときでも、村山総理大臣のときでも基地をなくすことはできなかったんですよ。それは現実にあつたじゃないですか。ですから、今後この沖縄県の基地をどうするかということを今真剣に考えているんです。ですから再度質問します。

そして、再度質問する前に皆さんにぜひ説明したい。

きょうの提案者の皆さん、宜野湾市の伊波市長が自由民主党沖縄県本部に協力要請したのをご存じですか、知っていますよね。これは、宜野湾市の伊波市長が普天間飛行場問題の早期解決に向けてぜひ協力していただきたい、自由民主党。その中には、2008年までの飛行場の早期閉鎖・返還を強く求めてまいりました。伊波市長はことしの12月いっぱい、ことしいっぱいで普天間を返還させると公約して市長に当選してきました。一生懸命汗をかいています。その実現に向けて僕たちも協力したい。ですから要請が来ています、自民党に。（「伊波市長から」と呼ぶ者あり） 市長が出してきたやつです。後でもし必要であればコピーがありますので。これを前置きして質問します。

2008年までの飛行場の早期閉鎖・返還を強く求めてまいりました。普天間飛行場はその危険性、1996年のSACOの合意に加え、2006年の在日米軍再編協議でも全面返還が合意されました。2004年8月には市内の沖縄国際大学本館へ米軍大型ヘリが墜落・炎上する大惨事が起きたにもかかわらず、住宅地上空で頻繁に旋回飛行が継続され、墜落の危険性が放置され続けていると。市長も危険性を感じているんです。普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還を求める市民・県民の強い意向を御理解いただき、普天間飛行場の危険性の除去及び早期返還について沖縄県議会並びに国会での早期返還決議を採択されるよう、特段の御配慮を賜り要請いたします。

自由民主党は県内移設やむを得ずと言っているんですよ。伊波市長はそこに要請してきているんですよ。皆さんどう説明しますか。まずこれを説明してください。

ここで質問します。さっきの項目の中で質問します。

意見書を提案した野党系の皆さん、普天間飛行場に

ついて県外移設を求めているのか。先ほど玉城提案者（議員）は、県内に基地建設反対と言っておりますが、基地建設じゃなくて統合だったら賛成という人もいますか。まずこれを答えてください。国外移設、県外移設を求めているのか、これを明確に答えていただきたいと思います。これは1番目の質問に出ていますので。

次は、野党は普天間の条件つき返還に反対しているが、先ほども触れましたけれども、当時の大田知事の時代においても革新政党、革新団体や労働団体一体となり、普天間基地の返還を訴えてきたが実現しておりません。先ほども触れましたように、総理大臣が村山内閣でも沖縄の基地を返還することができなかったんです。しかしながら、今SACOの合意に基づいて危険である普天間を動かそうと、こういう話ができているときに、本当に我々がこぶしだけで、かけ声だけで普天間の除去ができるのか、答えてください。先ほどの12番、対案があるとすれば、なければいいです。あれば答えてください。

そして3番目、具体的に県外・国外移設に向けて皆さんは調査したことがありますか。この普天間の基地についてグアムが引き取るのか、ハワイが引き取るのか、どこに持っていけば早期実現が可能なのか。そういった調査をしたことがあるのか。それが普天間の移設を早める一つだと思いますが、その件について答えてください。

そしてもう一つは、基地建設反対ということは、これは県内ですよ、県内移設もあり得るのか。名護につくる基地建設反対、しかし、今ある基地に統合する考えも持っているのか答えていただきたい。

5番目、ここは一番大事なところですからしっかりメモしてください。今回の反対決議により普天間飛行場移設に関するこれまで積み重ねてきた政府との協議が白紙になり、普天間飛行場の移設が長期化し、市街地の中心部に所在する普天間飛行場周辺において、平成16年8月のヘリ墜落事故のような不測の事態が生じた場合、どのような責任をとるのか。それをぜひ明確に答えていただきたいと思います。

私たちは、この普天間を一日でも早く除去するために、危険を除去するために取り組んでいる作業なんです。それを本当にかけ声だけで普天間の基地の全面返還が可能なのか、これも含めて答えていただきたい。

そしてもう一つは、新基地建設に反対する皆さん、宜野湾市民をもっと危険にさらす結果にならないのか、それも答えていただきたい。

最後に言います。この県議会においてこの問題が採

択され新基地建設に反対だということで、普天間の基地を返還させることが可能なのか。本当に県議会で採択することによって普天間が全面返還、即閉鎖が可能なのか。ただの宣言決議なのか。決議した後どうするのか、答えてください。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 質問の御趣旨がちょっとよくわからない点もありますが、なるべくこうであったらうということも含めて答弁をしたいと。

かけ声だけで基地がなくなるかということについて少し申し上げたいのですが、その前に、中川議員に申し上げたいんですが、この意見書はかなりきっちりと整合性を持ってつくられておりまして、辺野古において新基地をつくることには反対と、こういうきちっと限定されたことを訴えておりますので、そのところはひとつ誤解なさらぬように、ひとつ発言をしていただきたいと、こう思います。

かけ声だけで基地がなくなるのかということですが、私は中川さんも一緒に行ったことがあります。韓国の話を少しやりますけれども、韓国で今非常に米軍再編で基地の面積も兵隊の数も施設の数も減っているわけですね。その施設の数は、今言われているのは3分の1にしようと、8300ヘクタールぐらいね、今ちょうど沖縄と同じくらいありますから3分の1になるわけですね。それをやろうと、そして1万2500人の削減もやろうと言っていますね。そして基地も104から108くらいあるものを十七、八に統合すると、こういことが行われていますね。

それはアメリカの国防長官の話だと、自分たちは歓迎されないところ、要求されないところには基地はつくらないんだと、こういう証言を2004年にしているわけですね、アメリカの議会です。その中で、国防長官が例として言っているのは韓国の例を出しているわけですね、ソウル。ソウルに司令部があって、ソウルの市民とか韓国民はアメリカに対して非常にいら立った感情を持っているということを挙げているんですね。そういうところについてはやっぱりこれは大幅な削減が対応しなきゃならぬと、こういうことを言っているわけですよ。それはすなわち国防長官ができればそこで沖縄の話もしてもらいたかったわけですが、沖縄の話は出ていないんですね。韓国の話しか出ていないんですよ。これは何を物語っているかといいますと、つまり韓国政府が国民の気持ちをしかと受けとめて、ソウルに基地があるということに対して韓国民に非常に怒

りがあると、基地がたくさんあって非常にいろんな面で韓国民は米軍に対していら立ちがあるという世論をきっちりとアメリカに届けているからですよ。

かけ声だけではなくなりませんよ。外交が必要なんです、外交が。

そういう意味でむしろ私は、沖縄県民の気持ちが本当に日本政府を通じてアメリカに伝わっているのかということを知りたいわけですね。問題は、韓国との違いで言えば、沖縄県民のいら立ち、怒り、そういうものが日本外交の本当のメニューに入ったのかと。日本外交は沖縄の民意を受け取って対米外交にのせているかと、こういうことが私は韓国の再編を見ながら思うわけです。

したがって申し上げますが、かけ声だけではなくなりませんよ。これは外交権があるのは政府なんですよ。したがって、政府は沖縄のそういうこれまでの長い間の歴史的なものをきちっと理解をして、この基地が移設しないでも済むように、長い間こんな小さな島ですったもんださせないで済むように、オジー、オパーが辺野古の海で座り込まないで済むようにするのが外交力じゃないですか、中川さん。だから、私はそういう意味できちっと、むしろ日本・外務省はそういう声を受けとめて強力な対米外交をやるということが私は求められているし、沖縄県民はそこに向かってむしろ統一して臨むべきではないかと、こういうふうの一つは思います。

それから、調査したことがあるかということですが、これは我々25人はそれぞれいろんな立場がある議員の提出者でありますから、これは私から今答える立場にはございません。

それから、県内移設もあり得るのかということですが、これはこの我々の意見書・決議の趣旨は限定的でありまして、ここに書いてあるとおり、この範囲で我々は提出をしております。したがって、この意見書は辺野古地先に、海域に新しい基地をつくることについて反対であると、こういうことをこの意見書・決議は言っているわけでありまして、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、採択することによって普天間の閉鎖が可能かということについてですが、これは私はできれば与党の皆さんも一緒になっていただいて、本当に今申し上げたように、普天間の危険性というのはみんなが共通項として持っているわけで、本当にヘリコプターが落ちる可能性がないわけじゃないんですね。あしたでもあさってでもあるわけですから。ここのところはむしろお互いがきっちりと与野党問わず超党派でまと

まって日本政府に物を言うとか、こういうことができれば私は非常に大きな力になるであろうということで、先ほども与党の皆さんにも申し上げた次第であります。

そういうことで、ひとつ普天間の閉鎖、そして危険性の除去ということをやはり重点的にとらまえながら、当然新しい基地には反対していくと、こういう取り組みを強めたいという気持ちでこの意見書を提出しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○中川 京貴君 議長、休憩をお願いします。答弁漏れが2つありますので。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後1時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 決議によって協議に支障を来すかどうかというのは、これは私がここで来すとか来さないとか言う立場にはありません。これは要するに沖縄県議会の意思としてやろうと、こういう立場に今あるわけで、これが来すのか来さないのかということをおろそかにしないうちに答弁をさせてもらいたいと思います。

それから、事故が起こる起こらないということですが、この決議があったから事故が起こるとか起こらないとかということとは関係なく、事故が起こらないように一日も早くこの決議も含めて言っているのは、日本政府に対して普天間の早期の危険性除去も含めて取り組んでいただきたいと、こういう切なる願いを込めてこの意見書は出されていると、こういうことでありますから、ひとつぜひ御理解をいただきたいと思います。

○中川 京貴君 議長、最後の答弁漏れ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 普天間基地が非常に危険であるということは、これはアメリカの軍事的な運用だとか、作戦だとかそういうものがたくさんあって、絡まってそ

ういう危険性を醸し出しているわけですよ。我々は、我々のこの立場も、こういう危険なところは一日も早く解消しなきゃならんと、こういう立場だということのはっきり申し上げているわけです、最初からですね。我々もそれで16日もそういう陳情を全会一致でやっているわけですよ。それが一つですね。

そのことと、その新たな地域も含めて負担になる、基地の固定化になる新しい基地についてもこれも我々は容認できないと、こういうことを申し上げているんです、そのことは普天間基地の危険性につながるかつながらないということにはならないと、こういうことをさんざんさっきから申し上げているつもりでいるんですがね。そういうことですから、ひとつ理解してくださいよ。（「危険になったら」と呼ぶ者あり）だから、それは別問題だと言っているわけです。切り離して考えているということですよ。我々としては、普天間の閉鎖・返還を、これは当然独自の問題としてやらなきゃならんと、こう言っているわけです。

○中川 京貴君 議長、休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

佐喜真 淳君。

〔佐喜真 淳君登壇〕

○佐喜真 淳君 ただいま議題になりました議員提出議案第1号、第2号及び第3号「名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する意見書」及び「決議」に対する質問を行いたいと思います。

まず質問に入る前に、中川京貴議員とのやりとりの中で対案の問題が出てまいりました。それも含めて少し質問をさせていただきたいと思います。

まず、平成11年8月20日に宜野湾市議会において「米軍基地普天間飛行場の移設先早期決定に関する意見書」が可決されました。その文面を少し読まさせていただきます。

「宜野湾市や沖縄県の強い要望に対し、米軍基地普天間飛行場の5年ないし7年以内の全面返還を日米両政府で合意され、平成8年4月12日発表したことは画期的であり、当時沖縄県民はこれを大歓迎」としたと。途中飛びます。

県外や国外への移設の意見等もあり、普天間飛行場の移設問題は先行き不透明のまま遅々として進まず、返還凍結が危惧され、混迷の度を深めて現在に至っております。このような状況の中で、戦後50有余年も市の中心部を占有しつづける同飛行場は、

市民の平穏な生活環境を奪うばかりでなく、生命、財産、健康そして次代を担う子供たちの教育環境まで著しく脅かし、その精神的苦痛は計り知れないものがあり、もはや同飛行場の移設は8万4000余の市民にとって、一刻の猶予も許されない最緊急課題であります。さらに、いつ何時、市民を巻き込んだ大惨事を引き起こすか予断を許さない状況のまま、同飛行場を放置することは、本市議会や行政としても重大な責任を伴うものと考えております。かかる事情から、地球より重い市民の尊い生命やその安全を確保するため、一刻も早く同飛行場の全面移設を実現させることは焦眉の急であり、同時に跡利用や地権者等に係る諸問題解決も、私ども議会に課された責務と痛感しております。よって、本市議会は、沖縄県に関する日米行動委員会（SACO）の基本方針どおり、米軍基地普天間飛行場の移設先の早期の決定を強く要請する。

これは宜野湾市議会が苦渋の選択として、当時8万4000名余りの生命財産、次の世代の子供たちのために移設先を早期に決定してくれと、県知事、政府に要望してまいりました。

返還の経緯を少しばかり説明もまたしておきたいと思います。

当然この基地というものは戦後60年余り市民、県民の負担になってまいりました。そういう中で、平成7年に米兵による少女暴行事件が発生しました。それを受けながら平成7年11月19日に日米間の新たな協議機関「沖縄に関する特別行動委員会」、いわゆるSACOが設置されました。翌年4月12日には橋本総理とモンデール在日米大使が普天間飛行場全面返還に合意したことを共同記者会見で発表いたしました。4月15日にはSACO中間報告で普天間飛行場の全面返還が合意された。そして暮れの12月2日にはSACO最終報告が報告されました。5年ないし7年以内に十分な代替施設が運用可能となった後に普天間飛行場を返還するというのでございました。

それを受けながら、今言った宜野湾市議会の決議、そして平成11年12月23日に名護市議会でも「普天間飛行場の名護市辺野古沿岸地域への移設整備促進決議」が採択された。そして12月28日には「普天間飛行場の移設に係る政府方針」が閣議決定されたのが、私は普天間飛行場の経緯だと認識しております。

ただ残念なことに、先ほど来中川京貴議員の対案に対する答えが提案者の方々から説明がされておられません。説明がない。宜野湾市議会は早期に市民の生命財産がこれ以上危険になっては困る、そういう意味で移

設先を早期に決定してくれという意見書を出したんです。これも民意でございます。だからこそ私も議会も、提案するからにはその責任もしっかりと認めながら、なぜに建設を反対しどういうプロセスでもって普天間飛行場の返還を政府に訴えていくか。これは大切なことだと思います。ですから私は、中川京貴議員と重複する質問をいたしますが、そのような視点からぜひとも答弁をいただきたい。特に各会派の皆様方の代表が説明員としていらっしゃいます。通告してありますように、私は各会派の方々の意見も聞きたい。それが沖縄の抱える基地問題の整理のためには必要だという視点から通告の中に入れておりますので、党派を超えた提案でも、しかしながら一人一人の意見、党の意見も変わってまいります。ですから真摯に受けとめながら答弁をよろしく願いいたします。

質問に入ります。

普天間飛行場の危険性の除去及び早期返還は県民の総意である。今言ったように、宜野湾市議会も、移設先を早期に決定するというをお願いしました。苦渋の選択でございます。決議案では、新基地建設断念を要請するとあるが、普天間飛行場の危険性を除去するための具体的な方策をなぜ提案しないのか。

2つ目、対案がないままでの新基地建設断念であれば普天間飛行場の危険性は放置される危険性がございます。だからこそ皆様に対して対案というものを県議会議員、県議会で発表しなければならないと私は思います。それに対する見解を伺います。

3番目、今回の決議で普天間飛行場の移設が進まなくなった場合に、我が宜野湾市、今9万余りの市民がいらっしゃいます。住宅地の中心にある普天間飛行場の固定化にはつながらないか。これはまた先ほどと重複しますが、いま一度答弁をお願いいたします。

名護市辺野古沿岸地域への移設反対となるが、普天間飛行場の危険性をそのまま放置することが名護市辺野古沿岸よりも早く普天間飛行場の危険性を除去できるプランなのか。

6つ目、普天間飛行場周辺住民やヘリの飛行ルート上の住民は騒音に日々悩まされております。皆様が提案されました、意見書として出した新基地建設反対で普天間飛行場の早期返還が進まないようになり、現に騒音に悩まされている住民に対してどのように説明をしていけるか御答弁をお願いいたします。

次に、辺野古への移設に反対するのであれば、現在の普天間飛行場をどうするのかお答え願いたいと思います。即時閉鎖を求めていくのか。県内の他の場所へ移設を求めていくのか。県外・国外移設を求めていく

のかお願いいたします。これは、会派が違うでしょうから、考え方も違うと思いますので、ぜひお願いいたします。

と言いますのは、民主党沖縄ビジョン策定が普天間飛行場を県外にという沖縄ビジョン2008というものを発表してまいりました。

少し読まさせていただきたいと思います。答えてくださいね。

「党内には日米同盟を重視する議員もあり、米軍再編自体は評価する声も多い。」これが民主党の意見。

「議論の中では地元の住民の意思を尊重しながら基地負担の軽減に努める、との表現にとどめた方がいいという声も上がった。」一方で、県外・国外移転を政権公約に盛り込むのかとの質問に、民主党の政調会長は、政権公約はまだまだ整理していない。党の政策の再検討が必要なものを見直すとあいまいな表現にとどまったということでございます。

私が申し上げたいのは、提案者の皆様方は、各党の代表、会派の代表でございます。当然この基地というのは、今日まで営々と60年余りも続いてまいりました。いろんな考え方がございます。しかし私が先ほど言ったように、S A C Oの合意から今日まで12年がたってまいりました。そういう意味からすると、皆様方が今回提出したこの意見書というのは、おのおの考え方が次のプロセスにつながっていくという思いでございます。

ですから、今、民主党の政権交代のマニフェストを引用させていただきながら皆様方のお考えを確認しているわけですから、今言った質問、辺野古への移設に反対するのであれば、今後どうしていくのか。即時返還・閉鎖を求めるのか、県内の他の場所へ移設するのか、国外へ移設を求めていくのかお答え願いたいと思います。

次に、県外・国外移設を求めるのであれば、なぜ県外・国外への移設が可能と考えるのか。これは民主党さんの言っている公約の整理を必要とする場合もあれば答えていただきたいんですが、具体的な受け入れ先をお示しください。

再質問で角度を変えて質問しますから、よろしく願います。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時20分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○佐喜真 淳君 次に、具体的に県外・国外移設に向

けて調査研究を行っているか、普天間飛行場の県外・国外移設を主張するのであれば、実際にハワイやグアムへ行き、移設を要望するなど直接的な行動を行ったことはあるのか。あるのであれば具体例を提示していただきたいと思います。

次に、これまで普天間飛行場の県外移設・国外移設が日米両政府から具体的な提案として示されたことはないが、普天間飛行場の問題をどう解決しようとしているのか、具体的にお示ししていただきたいと思います。

次に、名護市辺野古沿岸域への新基地建設反対ということはそれ以外の県内移設もあり得るのか、そのところも御説明お願いいたします。

最後になりますけれども、昨今の北朝鮮をめぐる問題、あるいは中国と台湾をめぐる問題等がいろいろと議論されてまいりました。東アジアの情勢が世界の中でもかなり緊迫した情勢であることは言うまでもございません。多くの人が認識していることとは思いますが、このような状況の中、日米安保体制のもとでは在日米軍がすぐに撤退するということは想定は難しいと思います。その一環として、沖縄に駐留する米軍も直ちに撤退するということも想定しがたいものと認識しております。

このような国際状況・情勢を見ながら、提案者の皆様方に確認させていただきたいと思います。提案者の皆様方は日米安保体制についてどのような認識をされているのか。日米安保を認めているのか、ぜひそのあたりも各会派の意見が違うと思いますので、代表ではなくて全員お答えしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○佐喜真 淳君 失礼いたしました。抜けているのがございました。

冒頭、私、宜野湾市議会の当時の意見書のお話もさせていただきました。その件については平成11年8月20日、宜野湾市議会において「米軍基地普天間飛行場の移設先早期決定に関する意見書」が可決されました。それについての皆様方のお考え、提案者の各派です、お願いいたします。

次に、平成8年普天間飛行場返還は日米政府における条件つき返還が合意したと、先ほど言ったようなプロセスで、SACOから始まって「普天間飛行場の移設に係る政府方針」が閣議決定されたところまでです

が、しかし今回の新基地建設反対に対する意見書は、返還合意そのものをほごにするものではないか、危険性がないか、そのように私は感じておりますが、提案者の皆様方の御見解をお伺いします。これも各会派の代表でお願いいたします。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 佐喜真議員の御質問にお答えをいたしますが、この会派云々というのは考え方として、これは25名それぞれ議員として提出をしているわけでありまして、会派の代表として出しているわけではありません。きょうここにたまたまいるのは、軍特委員会のメンバーとしておりますので、答弁は私の方で代表してやらさせていただきます。特に、このメンバーの中からということがあれば別であります、私の方から代表して答弁を申し上げます。

さっきの中川議員の話もそうでありましたが、今の佐喜真さんもそうであります、私は一つ非常に気になっていることがさっきからあります。それは言わないでおこうと思っていたことでもありますが、普天間の移設先を早く見つけると、早くはっきりしろと、なぜかという、普天間が危険でしようがないと、こういう言い方ですね。

私は、なるべく言わないでおこうと思っていたんですが、ヤンバルに住んでいる者の一人として、非常にこういう言い方は聞きづらいですね。同じ沖縄県民として、命の重さは同じなんです。これは普天間が危険なものはどこに持っていても危険なんです。違いますか。きょうはヤンバルから来ている人もいますけれども、私も普天間の危険性は十分承知している。だから、早くこれは閉鎖しなきゃならぬ、こういうことを言っているわけですね。だから先ほどの話を聞くと、普天間が非常に危険であると、一日も早く移設先を見つけなきゃならぬという決議をしていると。この今の辺野古がだめだったら、危険性はどうするんだと。こういうおっしゃり方は、私はこれはお互い県議会議員、政治家として本当の意味で県民の命を守る、どこに住んでいようが県民の命は同じですよ。ヤンバルンチュであるうが、辺野古であるうが、普天間であるうが、それをどう考えるかということが私は政治家の哲学でありポリシーだと思いますね。

そういう意味では、やはりこういうことはなかなかこれは軽々に言うてはいけないことでありまして、私は先ほどから聞きながら非常に強く心を痛めているということをヤンバルンチュの一人としてしょっぱなにもまず申し上げておきたいというふうに思います。

それでは答弁にまいりますが、まず、この佐喜真議員の危険性の除去ということでありますが、この1番から7番までの問題は、これはほとんど除去の方法とか、危険性の放棄とか、固定化とか、関連をいたしますので、一括して答弁を申し上げます。

まず1点目は、普天間基地が大変危険であり、一日も早くその危険性の除去をしなければならないということと同時に、その返還を実現しなければならないということは、まさにおっしゃるように県民の総意だというふうに思います。我々はもとより、この問題についてはせんだってよりずっと主張もし続けてまいりましたし、運動もしてまいりました。こういうことをまず申し上げておきたいというふうに思います。

それから2番目、辺野古の基地に反対であれば普天間の危険性は放置されると。

これは先ほど私の申し上げたこととも絡むんですが、一体こういうことはだれがお決めになったことかということですね。私も沖縄県議会議員は、県民の立場に立って県益のために物を言うのが筋じゃないでしょうか、お互いの。私は党派の違いじゃなくて、やっぱりアメリカはアメリカの国益のために動くんですよ、これは、当たり前これは厳粛な事実であって。そういう中で、沖縄の県議会議員は何を一つの軸として動かかということを考えれば、私はそういうことありきでこの思考をするのではなくして、何が本当に我が県益かということを私は今考えるべきではないか、というふうに思っております。

したがって、我々は県民の立場に立って、県民の要求を吸い上げてその実現を図ると。こういう意味で、普天間の閉鎖と辺野古の新基地建設反対は両方とも県民の切実な要求であるというふうに理解をしております。

それから、もう一つ、「米軍基地普天間飛行場の移設先早期決定に関する意見書」が可決された、どのようにとらえているかということですが、残念ながら私はそれを承知しておりません。普天間の宜野湾市議会のことでありますが、今ここで私の方からコメントする立場にはないというふうに思います。

それから、平成8年の普天間飛行場の返還、これはSACOでしょうか合意された。その新基地建設に反対する意見書の採択によって返還合意そのものがほ

ごになるのではないかとこういう問いでございますが、私もこのSACOの当事者ではありません。したがって、このSACOの合意がほごになるかどうかというのは、これは当事者がほごにすることであって、私も第三者がこれをほごにしたりしなかったりするようなことではありません。

それから、国際情勢の認識の仕方ということで、安保条約を含めて東アジアが非常に不安定ではないかと。安保体制はすぐにはなくなるんではないかと。こういう質問でございました。

私も提案者25名は、お察しのようによ安条約について必ずしも考えを一にするものではありません。しかしながら、この安保体制下の中で、先ほど申し上げた我が県の抱えている過重な非常に重い負担について、これは何とかしなきゃならぬと、こういうことについては全く意見が一致であります。そのことと同時に、辺野古への移設がなおそれに輪をかけて固定化につながっていくという認識でも一致をしております。

したがって私も25人はこの認識のもとにこの意見書、決議案を出しているということを御理解をいただきたい、ということでもあります。

それから東アジアの件については、先ほどちょっと中川議員にお答えを申し上げましたが、韓国の例で申し上げましたが、やはり国内の声を韓国の大統領も国防大臣もきっちりととらえて言うべきことはアメリカに言ってるんですね。だからアメリカの国防長官は余り歓迎されないところには置かないと、それがソウルだと、韓国だと、こう言っているんですね。

そういう意味でやっぱり日本政府もそういう意味ではもう少し沖縄の声をきちっと外交の舞台にのせてその成果を出してもらいたいというふうに思いますし、もとより沖縄のこの基地の存在自体が今の安保条約の6条を含めて枠をはみ出して、極東からずっと枠をはみ出して真っすぐに中東まで飛んでいくようなそういう事態の方がむしろ私はいろんな意味でどうかというふうな意見もあることもまた事実でありまして、安保条約のことについては意思を一にしていませんが、その過剰なものであるということと、固定化についてということについては同一の認識を持って出しているということでもあります。

それから、この移設先に絡めて6点ありました。これも先ほどの中川議員の質問とほとんどダブっておりますが、お答えを申し上げますと、16日に我々の軍特委員会でも全会一致で「普天間飛行場の危険性の除去及び早期閉鎖・返還に関する陳情」を全会一致で可決したわけですね。それは普天間飛行場の運用を直ちに中

止して危険性の除去を実現せよと、これは中部市町村会の陳情であります。直ちに運用を中止せよということ。2番目に、普天間飛行場の早期閉鎖・返還を実現することと、この2点なんです。これは必ずしも中部市町村会の会長、陳情者は必ずしも移設先と絡めてこの陳情を出しているわけではないんです。この普天間飛行場のものの今の置かれた現状を何とかして改善をし、そして危険性を減らして閉鎖に持っていけないかという点で市町村会を出されているわけでありまして、まさに私もこの辺野古の移設も含めて、そういう立場であるわけでございまして、このことは先ほどの中川議員のこととも絡みますが、普天間の閉鎖、危険性の除去、返還はこれ自体が一つの大きな課題であるということでございます。

そして同時に、普天間の辺野古への移設も新基地も県民の大きな反対の世論の中にあるとこういうことを申し上げておきたいと思えます。

以上であります。

○佐喜真 淳君 議長、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

佐喜真 淳君。

〔佐喜真 淳君登壇〕

○佐喜真 淳君 再質問を行いたいと思えます。

冒頭、私はこの基地問題というのは60年余りも沖縄に居座っている。そういう中で、SACOという一つの解決策としての普天間返還合意されたんですね。そのプロセスを私は平成7年から平成11年までの閣議決定まで普天間の返還の合意、プロセスも説明をさせていただきました。それを受けながら、平成11年8月に宜野湾市議会が普天間の施設の移設先を早期に決定してくれと、そういうことを政府なり知事に求めた。それを受けながら、先ほど言ったように、名護でも平成11年12月23日に辺野古沿岸地域への移設整備促進決議がされたんですね。それも一つの民意だと私は認識しております。

だからこそ宜野湾市民の危険性の除去を早目にするためにも、私は提案者の皆様方がこの宜野湾市議会の意見書に対する移設先を早期に決定するということを重んじて、皆さんは対案を出していない。政府の閣議決定をされながらも、我々は反対をするだけだと。しかし先ほどの議論の中で、反対をするだけで対案はないんですね。移設先を決定して早目に危険性の除去をしてくれというのが今9万の宜野湾市民の……。

だからこそ、我々は私は皆様方が新基地を反対するのであれば、対案として私も議会に提案するのが私は皆様方が先ほど言った、玉城提案者が言った責任ですよ、責任。反対する意見を出す、しかし後は政府に責任とってねと、そういう認識でいいのか。

質問に入りたいんですけれども、私が少なくとも先ほどから言っているように、平成7年11月19日、日米間の新たな協議機関SACOが設置されました。それを受けて、SACOの最終報告が翌年12月2日に普天間の5年ないし7年以内に十分に代替施設が運用可能となった後に普天間を返還すると言っていたんです。（「同じことを言っているんじゃないですか」と呼ぶ者あり） いやいや、だからそれは答えていないからもう一度皆さんに聞いている。

ですから、私は玉城議員が先ほど言ったように、我々は議員として責任を持たなきゃいけないといううなお話がございました。責任を持って皆様方はこの意見書を今議会に提案したと思います。しかし、我々は苦渋の選択として辺野古に移設合意をした。

稲嶺前県知事2期8年、仲井眞県知事、ベストではないがベターということで辺野古を、これが最善の道だ。最善で普天間の危険性の除去に向かって、普天間の返還として必要であると結論を出したんです。それに対して皆様方は、建設の反対を唱える意見書を出した。だからこそ私は対案を出していただきたい。

普天間飛行場の早期移設先を決定する意見書を宜野湾市議会が出した、苦渋の思いをして出した。どこにでも行けるようなものではない。ただ、県外なのか、国外なのか、県内なのか、そして場所はどこののか、対案をお示しいただきたいと思えます。明確なる対案をお示しいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時47分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○佐喜真 淳君 大切な部分ですから、ひとつ御理解をしていただきたいと思います。

先ほど来、玉城議員もいろんな責任があるというお話がございました。当然これは我々議員一人一人というのは県民の負託を得た48名でございまして。そういう中で皆さんが賛同してこういう辺野古の新基地建設反対の意見書を提出したと思うんですね。我々は苦渋の選択として辺野古というものを今日まで12年余りもやってまいりました。責任を持ってやりました。しかし、皆さんはこういう意見書を出すからには、玉城議

員を初めこの前にいらっしゃる方々の対案としてどう
いうものが普天間の返還につながっていくか、プロセ
スづくりという案がない限りにおいては、私は残念な
がら皆様の言う責任の所在はないと思います。このあ
たりは議長にも申し上げたいと思いますが、責任を
持って我々は辺野古へと推進している、そういう意味
からするとぜひ各議員の対応をお願いいたします。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 答弁は、我々十分意思統一をして私
の方で責任を持って答弁しておりますので、1人ずつ
に聞いても、今、玉城が答えたとおりという答えしか
出ませんので、そこはひとつ御理解いただきたいと思
います。

それから、宜野湾市議会の件であります、これは
当然宜野湾市議会は宜野湾市議会として見識を持っ
てなされたことであろうから、それについて私どもの方
でコメントをする立場にはないということを申し上げ
ているわけであります。当たり前のことであります。

それから、普天間と辺野古の関係であります、先
ほど申し上げたように、やはり自分の痛みは痛みとし
て、痛いのはだれも痛いわけで、お互いこういう小さ
な島の中でそういうことを宜野湾普天間が大変だから
ヤンバルに持っていけという話ではないと思いますが、
こういうことではやっぱり事の解決にはならない、
こういうことを言っているわけですね。だから、
我々は危険な普天間基地を一日も早く政府の責任にお
いて対応してもらわなきゃなりませんし、当然そのか
わりの新基地を辺野古につくるといことも先ほど申
し上げたような意味で反対であると、こういう要請書
を出しております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） これをもって質疑を終結いた
します。

休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後2時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号
から第3号までについては、会議規則第37条第3項の
規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いま
す。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案については委員会の付託を省略する
ことに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより討論に入ります。

議員提出議案第1号から第3号までに対する討論の
通告がありますので、順次発言を許します。

桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 私は、自由民主党を代表して、そ
して一日も早い普天間飛行場の危険性の除去を望む者
として、今回出されております「名護市辺野古沿岸域
への新基地建設に反対する意見書」及び「決議」に対
して反対をする討論を行います。

日米安全保障体制を含む日米同盟関係は、我が国及
び東アジアの平和と安定に寄与しており、我が国に所
在する米軍基地が重要な役割を果たしている。しか
し、沖縄県に集中するこの米軍基地は、県民に過重な
負担を強いており、中でも市街地の中心部にあって危
険性の高い普天間飛行場は住民生活に深刻な影響を与
えていることから、地域住民を初め県民はその返還を
強く求めてきました。

こうした世論の高まりを背景に沖縄における特別行
動委員会（SACO）が設置され、当時の橋本総理と
モンデール駐日米国大使の普天間飛行場全面返還の共
同発表を経て、最終的に普天間飛行場は代替施設が完
成し運用可能となった後に全面的に返還されることが
合意され、名護市の代替施設受け入れ表明及び政府方
針の閣議決定を経て基本計画が策定されました。その
後、米軍再編協議の中で沖縄県民が普天間飛行場の早
期返還を強く要望し、沖縄県外での代替施設設置を希
望していることを念頭に置きつつ、日米両政府で検討
した結果、他の組織との運用の関係等で代替施設は沖
縄県内に設けられなければならないこととなり、政府
と名護市との基本合意を経て最終的にキャンプ・シュ
ワブへの移設が合意され今日に至っております。

代替施設の位置については、普天間飛行場移設設置
協議会において政府と県、名護市との間で率直な意見
交換を行いながら前向きな調整が進んできており、町
村官房長官からも、沖合へという話も念頭に置き、早
期に決着が図れるよう最大限の努力をする旨の発言が
あり、今後移設がより円滑かつ確実に進んでいくもの
と考えます。

普天間飛行場の代替施設について、環境影響評価に
基づく調査が開始されており、今後、環境影響評価の
手続を進める中で、自然環境や生活環境にも十分に配

慮しながら建設計画に係る協議が進められるものと考えております。

また、普天間飛行場の代替施設は現在の普天間飛行場の機能がそのまま移設されるものではなく、空中給油機及び緊急時の航空機の受け入れは県外へ分散される。残るヘリによる輸送機能だけが移設されるものであります。

さらに、代替施設の規模については、現在の普天間飛行場に比べると施設全体の面積が2分の1以下、滑走路の長さは1000メートル以上も短くなり大幅に縮小されており、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設は県民の願いである基地負担の軽減につながるものだとの確信をいたしております。

したがって、名護市及び宜野座村が政府と基本合意されていることを考えると、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するために、そのためにもキャンプ・シュワブに移設することが唯一の現実的な選択肢であります。

また、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設は、海兵隊のグアム移転や嘉手納飛行場より南の施設・区域の大規模な返還とともに、沖縄県の基地負担の軽減と跡地の有効利活用を通じた地域振興に大きく寄与するものであります。県民の支持はこれによって十分に得られるものと私は確信をしております。

今回の名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する意見書及び決議案は、辺野古沿岸域への移設に反対しておりますが、具体的な案も出さないままのこの決議案は反対のための反対決議であり、このような決議がなされることは普天間飛行場の早期移設を否定し、その危険性を放置するものです。

最後に、今回の決議はあたかも普天間飛行場の県外移設、国外移設などが可能であるかのような幻想を植えつける誤ったメッセージを県民に与えかねない。結果として、過重な基地負担の軽減を願う県民をミスリードすることになることを指摘して、一日も早い普天間飛行場の危険性除去を強く望む者としての反対の討論といたします。

以上。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 社民・護憲ネットを代表し、「名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する意見書」及び「決議」について、賛成の立場から討論いたします。

議題となっている辺野古沿岸域への新基地建設は、在日米軍再編に関する日米協議を通じ、2006年5月の

日米安全保障協議委員会（2プラス2）で正式合意されました。合意時に発出された文書では、沖縄の基地負担を軽減するため、新基地には現在の普天間飛行場が持つ兵員輸送のヘリ基地機能だけが移設されると明記されております。

しかしながら、実情は、その中身は基地負担の軽減どころか基地機能の強化でしかありません。時間が経過するにつれて判明する事実は、普天間飛行場にはない輸送揚陸艦が着岸可能な214メートルの岸壁や、戦闘機装弾場（CALA）の建設計画など、当初は説明されなかった機能や設備ばかりであります。

さらに米側は、欠陥機として悪名高い次期主力輸送機オスプレイの新基地配備を示唆し、民間地上空の飛行可能性についても言及しております。このまま新基地建設を許せば、県民に何らの説明もされずに既成事実だけが積み上げられ、運用開始後には実弾を積んだ欠陥機が民間地上空を飛行することも否定できません。

いまだ記憶から薄れることのできない2004年8月の沖縄大へのヘリ墜落事故のような惨事を二度と繰り返さないためにも、新基地建設を断じて認めるわけにはいきません。また、環境保全の視点からも新基地建設には反対であります。

滑走路建設に伴う埋め立てに必要な土砂は、延べ2100万立方メートル、そのうち沖縄防衛局が本島周辺から調達を予定している購入海砂は1700万立方メートルとも言われております。これは、2006年度に県内で採取された海砂量137万立方メートルの12倍以上に上り、沖縄周辺から自然の砂浜がなくなってしまうとの指摘があります。

そのほかにも埋め立てには辺野古ダム周辺とキャンプ・シュワブ内の造成地から出る土砂を見込んでいるようですが、既に造成地では赤土がむき出しとなっている箇所も見受けられます。一たび大雨に見舞われれば赤土が流出し、アオサング群落やジュゴンのえさ場である藻場が死滅してしまうほど事態は深刻であります。

世界的にも貴重な海洋生物がすむ辺野古沿岸域の生態系は何としても守らなければなりません。将来の沖縄を担う子供たちに残すべきは、巨大な軍事基地ではなく、辺野古の豊穡な美ら海であります。

私たち県議会議員は、平和を希求してやまない県民の皆さんの思いを負託され、今この場で議論を交わしております。求められているのは、直近の民意を反映した迅速な意思決定であり、沖縄にとってのベストな選択です。そうであれば、日米両政府に根気強く訴え

ていくべきは、新基地建設を前提としたV字型滑走路の沖合移動ではなく、普天間飛行場の即時閉鎖・返還のはずであります。世界一危険な普天間飛行場をたらい回しの県内移設したところで、問題の抜本的な解決には至りません。

今こそ、これ以上の基地負担はごめんだ、もう基地は要らないという県民の切実な声を日米両政府に毅然とした態度で示すべく、沖縄県議会として明確な意思表示を行うべきである。そのことを最後に強く申し上げて私の討論といたします。

議員諸氏の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は、日本共産党県議団を代表して、議員提出議案第1号、第2号、第3号名護市沿岸域への新基地建設に反対する意見書・決議に賛成する討論を行います。

沖縄県民の苦難の根源は米軍基地であります。私たち沖縄県民は、どんな困難があっても米軍基地のない平和な沖縄を実現するために県民が心を一つに団結していくことは、沖縄県民の歴史的な使命ではないでしょうか。

米軍基地は沖縄県土面積の10.2%、沖縄本島の18.4%を占める異常な状況を容認することはできません。相次ぐ米軍犯罪、事件・事故、演習被害、騒音・爆音被害によって県民の日常生活が脅かされています。

世界的には武力ではなく国家間の諸問題を話し合いによって平和的に解決していく国際的な流れが大きな潮流になっています。アメリカの一国覇権主義の政策と行動が世界で孤立し、力を弱めています。特にアフガニスタンとイラクでの先制攻撃戦略の破綻はだれの目にも明らかです。その一方で、国連憲章に基づく平和秩序を目指す流れが世界の広大な地域を覆う巨大な流れとなっています。アジアではA S E A N（東南アジア諸国連合）が平和の地域共同体の基礎に位置づける東南アジア友好協力条約（T A C）への参加国がイラク戦争回避の2003年以後、A S E A Nの域外の諸国に急速に拡大し、地球人口の57%を占める24カ国が参加し、ユーラシア大陸のほとんどを覆う巨大な平和の流れをつくり出しています。南北アメリカ大陸でも米国の孤立と平和の地域共同への動きが進んでいます。

アメリカの有力外交シンクタンク「外交問題評議会」のハース会長は、外交専門誌の論文で、一極支配の時代は終わったと断言するとともに、新しい世界秩

序は幾つかの国が覇権を争う多極化でもなく多数の国々が世界政治の担い手になる無極化を特徴としていると主張しています。どんな超大国も一国の力をもって世界を支配できる時代ではありません。すべての国々が世界政治の担い手として生き生きと活動するところに21世紀の特質があります。そのことがアメリカの有力外交シンクタンクからも言われているのは注目に値します。

世界はここまで大きく変わっているのです。こういう世界にあって異常なアメリカ追従、軍事偏重の政治をいつまでも続けていいのでしょうか。対米追従、米軍優先の政治に未来はありません。

日米両政府による米軍再編の最終報告から2年が経過しました。自公政権は、再編交付金という札束の力で基地を抱える自治体と住民を分断、懐柔、屈服させて基地強化を押しつけようとしています。しかし曲折はありますが、こうした圧力に屈せず県内でも全国各地でも基地強化反対の粘り強い闘いが進んでいます。

この中で米軍再編協議の米側代表を務めたローレス前米国防副次官が、福田政権になってから同盟変革（再編）の実施が漂流している。普天間飛行場の移設がその例だ。この合意はすべてが連動する複雑な機械のようなもので、一つのパーツが凍結すれば全体が凍結してしまうと述べるなど、思いどおりにならないから立ちと危機感が米軍再編推進勢力からも伝わってきます。まさに米軍再編が漂流しているのです。米軍基地は米国に持っていくべきではありませんか。

沖縄県民の粘り強い闘いが日米両政府を大きく追い詰めています。追い詰められているのは日米両政府です。沖縄県内の基地たらい回しを決めたS A C O合意から12年がたちますが、あの名護の海に予定されている新基地建設のためのくい一本も打たせてこなかった、沖縄県民の闘いはすばらしいものであります。全国の闘いと連帯して新基地建設反対の県民の声を全国の人々、世界の人々にさらに力強く訴えていこうではありませんか。

世界の罪なき人々を、イラクやアフガニスタンの人々を殺りくしている海兵隊、世界とアジアの戦争の火種、海外侵略の恒久的な米軍新基地を絶対建設させてはなりません。

沖縄県議会は、これまでこの沖縄の異常な米軍基地の実態と事件・事故をこれ以上許すわけにはいかないと、意見書・決議を上げてきました。辺野古地域への米軍基地建設や普天間飛行場問題について意見書・決議が採択されてきています。

1996年3月27日、第2回議会では、「3事案の早期

解決と普天間基地の全面返還に関する要請決議」が採択されています。1996年7月16日の第5回定例会では、「普天間飛行場の全面返還を促進し、基地機能強化につながる県内移設に反対する意見書」が全会一致で採択されています。

その意見書の内容は、「このような広大な米軍基地の存在は、本県の振興開発の推進及び県民生活の安定を図る上で大きな障害となっており、普天間飛行場の県内移設は、新たな基地機能の強化につながるばかりでなく、基地の整理縮小に逆行するものであり、断じて容認できるものではない。よって、本県議会は、日米両政府が沖縄県民の基地からの重圧を軽減する観点から普天間飛行場の全面返還を促進するとともに、基地機能の強化につながる県内への移設をしないよう強く要請する。」と、全会一致で可決、採択されています。

このような中で名護市民は、1997年12月に行われた市民投票において辺野古への新基地建設に反対する意思表示を明確に示しました。これまでの普天間飛行場の全面返還と県内移設に反対する全会一致の意見書・決議の内容を踏みにじり、名護市の市民投票の新基地建設反対の住民の民意を踏みにじって、1999年10月15日、第6回定例会で「普天間飛行場の早期県内移設に関する要請決議」を自民党などを中心に多数決で強行し、その中身は、「本県議会は、SACOの合意に基づき、普天間飛行場の県内移設を早期に実現するよう強く要請する。」決議を行っています。これが原因の発端であります。混乱の発端であります。

議員の皆さん、沖縄の米軍基地は銃剣とブルドーザーなどによるやり方などで米国が強制的に県民の土地を取り上げてつくり上げられた不法・不当の基地であります。このような県民の苦難の根源である米軍基地を、沖縄県民の生命と財産を守り、世界の宝である美ら海を守る責務のある沖縄県の知事が、海外侵略の米軍の恒久基地を建設するために、人類の宝であるジュゴンのすむ辺野古の大浦湾の美ら海を埋めて新基地建設を日米両政府とともに推進しようとすることは絶対許されない暴挙であります。

ただいま提出されております議員提案の名護市辺野古沿岸への新基地建設に反対する意見書決議の内容として、「「名護市辺野古海域は沖縄県が「自然環境の保全に関する指針」で「評価ランク1」に分類しているように、国の天然記念物であり国際保護獣のジュゴンを初めとする希少生物をはぐくむ貴重な海域であり、新たなサンゴ群落が見つかるという世界にも類を見ない美しい海域であることから、新たな基地の固定

化と、新基地建設工事に伴う環境汚染や大規模な埋め立てによる環境破壊につながる辺野古新基地建設には断固反対し、世界に誇れる自然環境を後世に残し引き継ぐことこそが我々沖縄県民の責務である。」と訴えていることは道理ある訴えであり、全国・世界の人々への私たち沖縄県民の訴えであります。

議員の皆さん、全県民が力を合わせ、全国・世界の平和と自然を守る人々と連帯をして、粘り強く新基地建設を許さない、米軍基地のない沖縄の実現のために新たな島ぐるみの闘いを県民とともに大きく前進させていこうではありませんか。

沖縄県議会議員の政治家としての大きな役割は、沖縄県民の苦難の根源である米軍基地のない沖縄を県民とともに、どんな困難なことがあっても全力を尽くして県民の願いを日米両政府に堂々と訴えて、沖縄県の未来を切り開くために奮闘することではないでしょうか。

日本共産党県議団は、心から誇りを持って議員提出議案第1号、第2号、第3号意見書・決議に賛同するものであります。

議員各位の御賛同を心から訴えます。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号「名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する意見書」、議員提出議案第2号「名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する決議」及び議員提出議案第3号「名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する決議」の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、議員提出議案第1号から第3号までは、原案のとおり可決されました。（傍聴席より拍手あり）
静粛に願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について拍手、その他の方法により可否を表明または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

20分間休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

この際、日程第12 議員提出議案第4号 後期高齢者医療制度の廃止等に関する意見書及び日程第13 議員提出議案第5号 後期高齢者医療制度のさらなる見直しに関する意見書を一括議題といたします。

まず、議員提出議案第4号の提出者から提案理由の説明を求めます。

比嘉京子さん。

〔議員提出議案第4号 巻末に掲載〕

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん ただいま議題となりました議員提出議案第4号について、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

なお、提案理由につきましては、意見書を読み上げることにより、説明にかえたいと存じますので、御了承願います。

それでは、議員提出議案第4号を朗読いたします。

〔後期高齢者医療制度の廃止等に関する意見書朗読〕

以上で、提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本議案につきましては、その趣旨を関係要路に要請する必要がありますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

嶺井 光君。

〔嶺井 光君登壇〕

○嶺井 光君 皆さん、こんにちは。

グスーヨー、クタンデーネーミソーランガヤーサイ。

自民党の嶺井光であります。

議員提出議案第4号「後期高齢者医療制度の廃止等に関する意見書」に対して質疑を行います。

この制度は、なかなか県民、国民にしっかり理解されていない面があるようであります。そういう意味で

は、こういう機会やあらゆる機会を通してこの仕組み、制度、このよさを十分に説明をしていく、これが我々政治家に課された役割だというふうに認識しております。

この新たな高齢者医療制度は、これまでの老人保健制度の問題点を解決すべく、長年にわたって多くの関係者が議論を積み重ねた上で、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者でともに支え合うものとして設けられたものであります。

我が国の医療制度は、これまで長年にわたり、社会のために貢献された高齢者の皆様には現役の方より軽い負担で医療を受けていただくことを目的に、国民皆保険制度のもとで高齢者医療制度が実施されてまいりました。

昭和48年度に70歳以上の医療費が無料化されました。その後、医療費はどんどんどんどん急増し、昭和58年には老人保健法が制定され、国保や健保組合からの拠出金と公費で運営をされてきました。そのころから、患者の一部負担も導入されてきております。その後も少子・高齢化の進展に伴い、医療費が増大し、それを支えてきた健保組合等の拠出金が増大することになり、大きな課題となりました。

平成11年には老人保健事業への拠出金不払い運動が起き、健保組合の過重負担の実態が浮き彫りになりました。そこで、平成12年、みんなで支え合う国民皆保険制度を維持するには、新たな制度をつくるべきだということの決議が参議院厚生労働委員会でなされ、国民各界各層、各政党を巻き込んでの議論がなされ、老人医療制度や国民皆保険制度の抜本改革を目指すことになりました。その後、平成14年度に公費負担を3割から5割へ、老人保健制度の対象年齢も年次ごとに繰り上げて75歳以上とすること、さらに保険料負担を1割とすることが決まり、平成18年度に法律改正、そしてことしの4月にスタートをいたしました。

この機会に老人医療費の推移を御案内しておきたいと思っております。（資料を掲示）昭和58年、195億円の老人医療費でありました。これが平成17年には1078億円、実に5.5倍の伸びであります。途中で介護保険制度があって一たん下がりましたが、やはり伸びております。それはやはり高齢化が進んでいるということが大きな原因の一つであるということが言われております。高齢化の増加も2.8倍、約3倍、58年から平成17年までに高齢者がふえました。

これは我が長寿県沖縄として高齢者がふえることは大変すばらしいことであります。このような中で医療費が増大していくことも、また県民、若い人から高齢

者までしっかり理解をする必要があると考えております。

さらに、医療費の財源の状況、このことについても皆さんに御理解をしていただきたい大きな一点であります。

これまで医療費の財源は、公費、そして国保、政管健保組合、共済等がもともとは7割、3割でありました。そういう財源で国民医療、高齢者の皆さんも医療を受けていたわけであります。さっき申し上げましたように、平成11年には健保組合等の拠出が大き過ぎてもうこれ以上負担できない、こういうことで不払い運動が出てきた。そうすると、医療制度そのものの崩壊につながるわけであります。そういうことから、7割をだんだんだんだん減らしております。公費負担をふやしております。そして落ちついたのが公費負担を5割にする。そして若い方々、働く世代の方々が拠出するものも5割から4割に減らしましょう。ただ、その1割の部分を高齢者の皆さんにも御負担をお願いしようというのがこの後期高齢者医療制度の財源の仕組みであります。

この後期高齢者医療制度は、1割負担や徴収方法等について誤解や反発がありました。そのことについては既に見直しが進められ、低所得者に対する負担軽減も配慮されており、県民に十分な説明をする必要があります。

国民皆保険制度は、国民の医療を担ってきた経緯があり、公費負担、若年者の負担、そして受益者の負担、さらには将来にわたる制度、仕組みをしっかりと確立することが与野党超えた政治の責任であると考えております。国民医療、高齢者医療を守るためには制度を改善、見直しをしていくのが政治の役割であり、単に廃止では医療は守られません。廃止するとどうやって医療を受けるのか、その説明責任を果たすべきであります。

そこで、通告の質問に入ります。

(1)の、本県議会は平成19年3月28日に「後期高齢者医療制度の充実を求める意見書」を全会一致で可決しました。

決議の内容は、この制度の設立の趣旨に沿って充実した医療制度となるようにとして要望事項を掲げております。ということは、県議会として後期高齢者医療制度の必要性は認めていることが前提にあるが、決議したこと自体が間違いであったとの認識であるのか。また、議会として全会一致で出した決定と全く正反対の結論をしかも多数決で強行することは、これまでの意見書決議は全会一致との議会の慣例を一方向的に破る

ことになりますが、これが議会の正常な姿と考えているのか。また、野党としてこれからもこのような手法を続ける考えなのか。同意見書で県議会は3項目の要望をしております。今回、廃止の決議をすることは要望の3項目の内容自体について間違っていたとの認識であるのか。

(2)、後期高齢者医療制度を廃止するということは、75歳以上の高齢者の医療制度がなくなるということであります。野党は、廃止後の75歳以上の高齢者の医療をどのように続けるのか示しておりません。廃止して新たな制度ができるまで75歳以上の高齢者は病院には行くなという意味なのでしょう。後期高齢者医療制度の創設には、高齢化率を上回る老人医療費の増加がある中で、老人医療費を支えてきた国保や被用者保険が財政上厳しい運営が生じていることから、平成11年に被用者保険の97%の団体で老人医療費への拠出金不払い運動が起こったことが背景にあります。この事実をどう認識しておりますか。また、廃止することでこれらの団体等の理解を得られると考えておられるのか。

(3)、本県の国保における老人医療拠出金は、昭和58年の老人医療制度創設時の69億円から平成17年度は351億円と5倍に増加し、さらに一般会計からの繰り入れも31億円と県財政は厳しい状況となっております。廃止により、財政負担の軽減をどのように考えているのか。

(4)、少子化により生産年齢人口の減少が加速し、今後はますます若い世代の負担は増加するが、後期高齢者医療制度を廃止した場合、老人医療費の負担をどのように捻出するのか。若い世代にこれ以上の負担を強いていくのか、廃止するからには考えを示すべきではありませんか。今後、高齢化が加速度的に進行していきます。後期高齢者医療制度を廃止した後、高齢者が安心して、安全な医療保障をどのように実現していく考えなのか。

(5)、後期高齢者医療制度は、国において医師会、労働団体、各保険者等、国民各層の議論、了解を得て創設された経緯があります。これらの議論や了解は間違いであったということなんですか。野党は、後期高齢者医療制度の廃止は国民、県民の声だと言っております。去る6月の日本テレビの世論調査によれば、見直して続けると、廃止するのどちらを支持するかを聞いたところ、57%が見直して続けるを支持する結果が出ております。これも国民の声と考えるがどうか。

(6)、国会では民主党、社民党、共産党、国民新党4党で後期高齢者医療制度を廃止する法案が提出されま

した。ところが、自民党、公明党が求めても一度も審議されていないのはなぜですか。国会を閉会し、審議のめども立たないがどうしますか。また、廃止後の老人医療制度の対案を示さないのはなぜか。政治にかかわる者として余りにも無責任ではないか。国会での廃止法案の審議のめどがないのに、本県議会の廃止等に関する意見書は何の意味があるのか。

(7)、保険料を年金から天引きすることを問題点に挙げておりますが、徴収にかかるコスト削減、高齢者の手間を省く必要はないということですか。

答弁をいただいて、再度質問をいたします。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 嶺井議員の御質問にお答えいたします。

まず、第1番目でございますが、3点ほどあると思いますので、3つの観点からお話をいたします。

平成19年3月、「後期高齢者医療制度の充実を求める意見書」の採択を全会一致で可決したことは間違いであったのかという御質問にお答えいたします。

当時は、同制度の概要がまだ明らかになっていない段階でございました。その中にありましても、県議会では大変先駆的な意見書を提出したということは画期的なことと考えております。しかしながら、同制度の概要が明らかになったことしの2月議会において、関連する同制度の条例に対して明確に反対をいたしましたので、同制度に対する意見の表示は2月議会で示されたものと考えております。

2点目、これまでの意見書の全会一致の慣例を破ることは正常な議会と考えているのかという点についてお答えいたします。

県民の視点で考えると、同制度の廃止を全会一致で採択したいと考えておりますので、御理解をいただいて御賛同をお願いいたします。また、県議選の争点になった同制度の賛否を示すことは、議会の正常なあり方であると考えております。

もう一点目、野党としてこれからもこのような手法を続けていく考えであるかということについてお答えいたします。

意見書決議の全会一致の慣例は、大事なことだと理解をしております。野党としては、常に県民の視点を第一に判断して決意をしていく考えであります。

2番目の観点についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度を廃止した後、どのように高齢者の医療を続けていくのかということについてお答えします。

今回の後期高齢者医療制度の廃止の後には、高齢者は去る3月まで加入していた老人保健制度に一たん戻り、その後、医療制度や社会保障制度を根本から見直すための国民的な議論が必要であると考えています。

3番目に、本県におけるこの制度の廃止により財政負担の軽減をどのように考えるかについてお答えいたします。

市町村国保財政の厳しさは非常に深刻です。国保逼迫の要因には、高齢者人口の増加、医療技術の高度化などいわゆる皆さんおっしゃっておられる自然増が医療費を押し上げるという側面もありますが、1番目に、退職された方々がそれぞれの被用者保険から国保へ移行することに伴い国保に高齢者が集中する仕組みになっていることであります。

2番目に、会社務めではない方々、非正規雇用者、失業中など、特に近年深刻な雇用情勢の影響をもらい受けて被用者保険から国保への流入、低所得層の拡大、滞納者の増加などがあること、制度の構造的な問題も大きな課題であります。国保財政を立て直すには、保険者間のリスクを総合的に調整し、特に雇用対策を含めた社会保障政策の充実が求められています。抑制ありきではなく、ヨーロッパなどの先進国並みに国家財政における社会保障費をふやしていく必要があると考えています。

4番目に、少子・高齢化の加速による若い世代への負担増をどうするかについてお答えいたします。

まず、政府が少子化対策をしっかりとってこなかったことが問題の大きな点であります。老人医療の自然増に対する財源は、医療費抑制策を見直していくことこそ必要であります。

5番目に、この制度は国において、医師会、労働団体、それから各保険者等、国民各層の議論や了解を経て創設された経緯があるけれども、それは間違いであったのかという御質問についてお答えいたします。

高齢者医療のあり方をめぐっては、平成9年の健康保険法等の一部改正以来、与党間協議や旧厚生省の医療審議会等で検討が続いてまいりました。その議論の冒頭で、被用者保険の加入制を生涯にわたってグループ分けをする突き抜け方式や、被用者保険と国保の垣根をなくし、制度間の格差を是正する一本化方式など含めて4案について提示されております。

今回の高齢者医療制度で採用された高齢者のみの独立保険方式は、4案の中でも問題点として高齢者を分離することは今後の社会における理念や保険制度として妥当か、保てないという意見、高齢者だけを分離すると、保険原理が成り立たないという意見、高齢者か

ら新たに保険料を徴収することに理解が得られるかなど当時から内部において指摘をされております。

この方式への各団体等の意見は、それぞれの利害を主張して一致しておりません。最近では、日本医師会が政府の毎年2200億円の社会保障削減の方針に対して、社会保障費の機械的抑制を撤廃しない限り、既に進んでいる効率化という名のもとでの医療崩壊に歯どめがかからないと見解を発表しました。平均在院日数の短縮や療養病床の削減が医療難民、介護難民を生み出し、後期高齢者の心身の特性に応じた診療報酬の創設によって、高齢者の受診抑制へつながる可能性などを問題点として指摘し、地域医療崩壊阻止のための国民運動の展開を広く呼びかけております。

日本テレビの世論調査について詳しい内容は承知しておりませんが、県内ではこのたびの県議選挙で直近の民意として後期高齢者医療制度に対する不安、怒りの声が示され、その制度の廃止を求める陳情も沖縄県老人クラブ連合会から出されており、今回の私たちの廃止を求める意見書は多くの県民、国民の理解を得るところであると考えております。

6番目に、国会での廃止法案審議のめどがないのに本議会において廃止等に関する意見書は何の意味があるのかということについてお答えをいたします。

6月6日の参議院で後期高齢者医療制度の廃止法案が可決されました。参議院議員は昨年選挙で選ばれた参議院に直近の国民の民意が反映されています。その後、廃止法案は衆議院で継続審議となりました。6月に県民の審判を受けた新しい県議会が県民の廃止の民意を受けて廃止意見書を採択することは、衆議院での廃止法案の可決に大きな力となります。

7番目の質問にお答えいたします。

保険料を年金から天引きすることについて、問題点に挙げている徴収にかかるコストの削減、高齢者の手間を省く必要がないと考えるのかという御質問についてお答えします。

ただでさえ少ない年金で生活が苦しい低所得者のお年寄りから天引きをすることは、お年寄りの生活をさらに追い詰めることになり、コスト削減や高齢者の手間を省く以前の問題ではないかと考えます。

以上でございます。

○嶺井 光君 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時11分休憩

午後4時15分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

嶺井 光君。

〔嶺井 光君登壇〕

○嶺井 光君 静かにお願いします。

この後期高齢者医療制度は、しっかり説明をしなくちゃならないと冒頭で申し上げました。ある意味では、去年のあの時期にも、今答弁の中で概要が明らかにされてないというのは、私は誤解だと思っています。要するに、お互いが十分認識してなかったという面もこれはあるだろうと思っています。だから、去る選挙でも間違った方向で誤解されている面もあったと思います。したがって、県の老連からも要請があるようですから、こういう機会に、あらゆる機会を通してこの制度の仕組みをしっかりと理解してもらう、そういう中からそれぞれどう判断するかということに行き着くべきだと思っています。

したがって再度質問しますけれども、(1)番の、概要が明らかになっていない、これは理由にならないと思っています。つまり、政治の責任で私たちはしっかり概要を確かめて、その当時しっかりした議論をすべきだったんですよ。だから、あの当時、この制度に反対であれば反対だと、あの時点でやるべきではなかったのか、どうですか、改めて伺います。

それから、(3)番ですけれども、財政への負担、やっぱり制度が廃止されると、これまでも国保で市町村等の財政等大変苦しい状況でした。あるいは健保組合等もそうでした。戻すということは、この財政の状況というのを皆さんは認めてこれでよしとするのか、改めて御確認します。

それから(4)番ですけれども、さっきの答弁で国の少子化対策がまずかったと、こういう指摘をしております。まずいところもあるかもしれませんが。我々も少子化についてはしっかり取り組むべきだという主張をしてきました。それはそれとして、現実に関今の状態、この少子化・高齢化していく、医療費が膨らんでいく中でどういう対策をするのか。つまり、現役世代の皆さんにだけ負担を強いていいのか、こういうところを明確にお答えいただきたいと思います。

それから(7)番目ですけれども、天引きに係ることですけれども、年金天引きというのは市町村自治体からの要望もあったようであります。現に天引きした方がよいという方も多くおられるようであります。あるいは手間が省けていいという声もあります。もちろん低額の方から天引きするのはまずいと、これは認識しております。そのことは既に見直しでも進められております。こういうことになると徴収率の問題がおのずと出てくると考えています。この徴収率の向上についてはどういうふうになさるのか示してください。

あと1点です。

この後期高齢者医療制度、県内の41市町村すべてで条例が可決されてスタートしております。このことについて皆さんの認識がどうなのか、これをひとつお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時21分休憩

午後4時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん では、再質問にお答えしたいと思います。

第1番目に、去年の時点でわからなかったということは違うんじゃないですかという御質問でしたが、今回の県議会に上がってきました専決処分の一つに、医療費の算定基準等が入ってありましたね。それも去年の時点でわかっていなかったために、今回2月にわかったために間に合わなかったという経緯があるほど、その内容についてどの詳細かは意見の不一致があるかもわかりませんが、細かい、例えば包括的に診療報酬が一定で600点になるとか、それからいわゆる終末期医療に対して200点になるとか、退院をさせるために100点を加算するとか、そういうことは全然見ていなかったわけです。ですから、私はあの時点でのあの意見書と今回の私たちの意見書は全く矛盾するものではないと理解をしております。ですから今回の専決処分にも出てきたほど出し渋りと言われているように情報を開示をしてこなかった、こういう制度でもあるということを御理解いただきたいと。

○嶺井 光君 内容がはっきり確認ができなかったということですね。

○比嘉 京子さん そうではありません。

では、次に行きたいと思います。

国保の問題で財政が逼迫するというお話がありましたが、先ほど申し上げましたように社会的な構造の問題、いわゆる不安定雇用者、それから本当に今払いたくても払えない人たちが増加している。特に沖縄県は失業率が高い、そういうようなことを勘案しないとなかなか財政の問題を論じるのは国保負担だけを考えるといけません。そのことを考えますと、やっぱり私たちは企業の保険負担が非常に下がってきている。この方にも大きな問題があるというふうに考えますから、抜本的に考えないといけない。

では次に、市町村について影響を及ぼさないのかという質疑についてお答えします。

市町村におかれての判断することについて私たちが言及することはできません。

現役者だけに負担させるのかということの質問についてお答えいたします。

この制度は2年ごとに見直されていって、いわゆる使えば使うほど4割の中の現役世代にもはね返ってくる制度ですから、ますますお年寄りも現役世代も負担増になる制度であるということが問題点の一つであります。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時29分休憩

午後4時29分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 年金天引きにつきましては、いろいろと手間が省けるだの経費のコスト減だのというお話がありましたけれども、私たちは、その天引きについてお年寄りが一番怒っている点は2点あると思います。

まず、75歳以上をなぜ区切ったのかということと、なぜ年金から、手元に来る前に落とすのかとこの2つの点が非常に怒りになっています。ですから、私たちは制度を廃止することを求めていますので、それ以前の課題ではないでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 公明党・県民会議の金城勉でございます。

ただいま提案されている後期高齢者医療制度の廃止等に関する意見書に対する質疑を行います。

1点目、「従来の診療報酬から独立して運営を行う医療制度」という表現があります。このことについて御説明をください。後期高齢者医療制度保険も同一の診療報酬によって医療費は算定されているものと考えておりますけれどもいかがでしょうか。

2点目、この文章の中にもう一つ、「出来高払い」から「包括性」となるため高齢者が受けられる医療が制限されたり、医療内容が低下するなどの「差別医療」が発生する」としてありますが、何を根拠に医療の制限や医療内容の低下が発生するのでしょうか、御説明をお願いします。

3点目、厚生労働省の調査結果を理由に、「県民所得が全国の7割余しかない県民に大きな負担増となっている。」としていますが、同調査では見直しによる

追加軽減措置後は、移行前より保険料が低減される割合が約 6 割になるとされており。大きな負担増としている理由を具体的に説明してください。

4、「現在扶養されている後期高齢者及びその配偶者からも保険料が徴収されること」を問題にしておりますが、高齢者の約 8 割が加入していた国民健康保険においては、個人の所得にかかわらず加入者全員が保険料を納めております。一方、扶養されている後期高齢者及び配偶者も国保加入の高齢者と同様に老人保険から給付を受けてまいりました。同様の給付を受けているにもかかわらず保険料負担の有無があるのは不公平と思われませんが、この点について見解をお聞かせください。

次に 5 点目、「保険料を滞納すると保険証が取り上げられ、そのかわりに資格証明書が発行される」という表現がありますが、滞納即保険証取り上げと受けとめられるが、そういう事例が実際にあったかどうか示していただきたいと思います。また、保険料を負担する能力があるにもかかわらず保険料を滞納する方がいた場合、どのように対応すべきか見解をお聞かせください。

6 点目、急速に進展する少子・高齢化に伴う医療費をどのように見ておりますか。

7 点目、国民皆保険制度の原点に立って、その円滑な運営を図るためには、各医療保険の健全な財政運営が図られるようにすることが重要だと考えますがいかがでしょうか。

8 点目、従来の老人保健制度における課題への認識と、その課題解決への具体的な対応策を御説明ください。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 金城勉議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、従来の診療報酬から独立して運営を行う医療制度とはどういうことかということについてお答えをいたします。

後期高齢者医療制度は、医療費の抑制を目的として 75 歳以上の高齢者だけに適用する診療報酬が導入されました。

2 番目に、出来高払いから包括性となることについてお答えいたします。

出来高払いは、薬だけであれば支払いが少なくて済み、エコー検査を受ければ検査料を払うなど、受けた医療や検査によってそれぞれ支払う額が異なる従来からの支払い方法です。包括性とは、慢性疾患の治療を

1 カ月に 6000 円の定額にして医療を制限するものだといって医師会等が包括医療に反対をしています。後期高齢者だけを対象にする終末期相談支援料は 4 月に実施され、7 月 1 日から凍結された差別医療の典型です。高齢者退院調整加算料も病院から高齢者を追い出す報酬だと批判されています。

3 番目に、この制度が大きな負担増としている理由についてお答えいたします。

高齢者にとって負担増の要因は主に次の 2 点があります。

まず 1 点目に、被用者保険、被保険者のその扶養家族であった方々は、これまで負担がなかった方々でしたが、今回の後期高齢者医療制度ではこの扶養制度がなくなり、75 歳以上のすべての方々を対象にして保険料を徴収することになっています。

2 点目には、その保険料の徴収について先ほど申し上げたとおり 75 歳以上の方々すべてが対象となるため、高齢者のみの夫婦世帯であっても一人一人別々の保険料が設定され、それぞれ徴収されます。しかし一方で所得の少ない方々、軽減措置をする場合には一人一人の所得でなく、軽減する場合には世帯単位で判定が行われるため、本人に収入がなくても低くても、夫や同居する子供などの収入が基準を超えていれば均等割合ややはり全額支払うことになります。このように 75 歳以上の方々、またその家族にとって大きな負担増となっています。

4 番目に、扶養されている後期高齢者及びその配偶者の保険料負担についてお答えいたします。

そもそも扶養制度は所得の少ない方々、所得が全くない方々が医療保険の仕組みから排除されず、適切な医療給付を受け健康を保持できるようにつくられたものであります。それが不公平、支払う経済力がなくても払うべきであるというのは当たりません。医療や福祉の基本的な考え方として、また憲法 25 条に言う国民の生存権、国の社会的な使命により社会保障制度は実現されるものだと考えております。

5 番目に、保険料を滞納すると保険証が取り上げられ資格証明書が発行されるということについてお答えいたします。

保険料が月に 1 万 5000 円に満たない高齢者は年金天引きではなく自分で納めます。このような高齢者が 1 年以上滞納した場合には保険証を取り上げられ、かわりに資格証明書が発行されることになります。そうなるとかかった医療費を病院の窓口で一たん全額の 10 割を払わなければなりません。

また、保険料を負担する能力があるのにもかかわらず

ず保険料を滞納した場合の対応についてどうなのかということにお答えいたします。

対象となる高齢者は1万5000円以下の年金または無年金者であることが想定されます。多くの場合、支払いたくても支払えない状況が考えられます。

6番目、急速に進展する少子・高齢化に伴う医療費をどう見ているのかということについてお答えします。

先ほども申し上げましたように、政府の少子化対策にまず問題があると認識をしております。そもそも、我が国の社会保障費は抑制、削減しなければならないほど高い水準にあるわけではありません。医療費についても同様です。国民が作り出した富が国民の生活に還元されないのが現状であります。政府の社会保障に対する抑制ありきの考え方にこそ問題があると言わざるを得ません。

7番目、国民皆保険制度の原点に立ってその円滑な運営を図るためには、各医療保険の健全な財政運営が図れるようにすることが重要ではないかという御質問にお答えします。

そのとおりであります。

8番目、従来の老人医療制度における課題への認識と、その課題解決への具体的な対応策についてお答えします。

従来の老人医療制度の根拠となっていた老人保健法は、その目的は、「国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図る」ということが明確にうたわれております。

今回の高齢者医療制度の根拠となる高齢者医療確保に関する法律、これには医療費の適正化を図るとなされています。医療費の抑制、削減という老人医療法の従来の立法の目的が変容していることこそ問題であります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 まず再質問については、今の比嘉議員の答弁に対する見解を申し上げて後、まとめて再質問をいたしたいと思います。

まず1点目の診療報酬算定の件についてですが、この意見書の文面には「従来の診療報酬から独立して運営を行う医療制度である。」、このように規定されておりますけれども、まずその事実が違います。

この診療報酬の算定については、中央社会保険医療協議会、これは医療機関、あるいはまた保険者、あるいは有識者等で構成されている審議会でありますけれ

ども、その中央社会保険医療協議会で審議をしてその2年ごとの算定をするわけでありまして、この平成20年度においては厚労省告示の59号にありますように、現役世代も後期高齢者も同じ診療報酬の算定方法に基づいて診療費が支払われることになっております。この文案については、従来の報酬から独立して運営をしている医療制度というのは当たりません。これは指摘をしておきます。

それから、出来高払いから包括性となるため高齢者が受けられる医療が制限されたり、医療内容が低下する、差別医療が発生するなどというふうにこれは表現されておりますけれども、まずこの出来高払いとそれから包括払いについてちょっと触れておきたいんですけれども、これは病院事業局から取り寄せた資料ですけれども、（資料を掲示）この中に出来高払いというのは、いわゆる従来の診療のあり方で、例えば入院基本料であるとか、検査であるとか、レントゲンであるとか、投薬、注射であるとか、そういう基本的な部分に加えて、それから手術、麻酔とか、内視鏡云々、いろんなそういうメニューがあってそれぞれ加算していく、そういう算定方法。それに対して、今回、後期高齢者医療制度で導入されている包括払いというのは、その基本の部分について定めて、そしてそれ以外に必要な医療については、別途出来高払いに併用していく、こういうことが仕組みとしてできております。

ですから、この表現、出来高払いから包括性となるため、高齢者が受けられる医療が制限されることはありません。これは事実と違います。それから、そのために医療内容が低下するという差別医療が発生することもあります。こういう事実と違う表現になっております。これも指摘をしておきます。

それから次の3点目、その前にもうちょっと出来高払い等について触れておきます。そういうふうに出来高払いと包括払いの両方を併用して使えるということを指摘をしておきます。

それから、後期高齢者診療料については、かかりつけ医を育てることも一つのまたねらいとしてあります。患者のそれぞれの症状に応じて適切な医療を実施するために、他の医療機関と連携をしながら、つまりかかりつけ医が定期的にそういう患者を基本的に診ながら、そして定期的にチェックをしながら健康管理をしてあげる。そして、そのときに専門的な治療があるいはまた診断が必要と判断される場合には他の医療機関につないであげる、こういうことがあってかかりつけ医を育てるというねらいもあります。

そういうかかりつけ医は、自由に他の医療機関との

連携が図られる。ですから、そういう意味での医療の制限や医療の低下もありません。

この包括払いについては、平成10年から実は国立病院で試験的に実施されてまいりまして、制度として正式に平成15年度から導入されている制度であります。全国で今現在、平成20年度の7月時点でこの包括払いの制度を導入している病院が818病院あります。県内でも15の病院が届け出を行っておりまして、県立病院も北部、中部、南部医療センター・こども医療センターでも今月7月から導入されている支払い方法であります。

内容は、その入院基本料、あるいは検査、レントゲン、投薬、注射などをそういうふうに包括的にまず抑えた上で、さらに必要な手当てについては別途、出来高で加算していく、こういうことになっております。ですから、そういう方式を実はこの中央社会保険医療協議会がその実施した病院のアンケート調査が出ております。

その調査結果を見ますと、患者満足度も高い。心配された手抜き診療は見られない。退院患者の転院先の病院における評価も高い。それから高度医療の提供が増加してきた。それから常に接触しているということから、かかりつけ医が診療手帳をしっかりとおさめて、そしてその患者のデータをしっかりと管理することができる等々のそういう調査結果がこの中央社会保険医療協議会のアンケート調査の結果、ことしの1月の調査結果で出ております。

これから包括性となるため、医療が制限されたり、医療内容が低下するなどという差別診療、差別医療が発生するという支障はこの調査結果からは出ておりません。そういう意味で、県民に誤解を与えないために、しっかりした事実に基づいた取り組み、また説明が必要だと思います。

次に、3点目の厚労省の調査結果をもとにした負担増の問題についてであります。

この負担増については、75歳以上の高齢者が8割以上加入している国保の保険料は、沖縄県の場合には5万4758円ということで、全国で一番低い保険料になっております。一方で、老人医療費の方とは言いますと、実に全国7位という異常に高い数字が出てきております。

そういう意味ではこの厚労省が実施した保険料の変化というものは、その低い保険料とそして老人医療では極めて高いというその両方のバランスを見たときの調査で、沖縄がその低くなる保険料の後期高齢者医療制度に移行した後の保険料が低くなる割合が低いとい

うことはここに出ているわけでありまして、ですから、今回与党の我々が提案をいたしますその見直し案によって、もう先に公明党としては国に要請をいたしましたけれども、その2割、5割、7割の軽減策からさらに9割軽減も導入することが確認されております。

そういう意味では、この後期高齢者医療制度になって、今9割軽減が約26%の方々が対象になる。その方々は月々幾らになるかというふうに計算すると約400円ぐらい、年間4800円。そして、老人医療費の平均的な年間の費用というのは91万8000円になっております。そういう91万8000円の老人医療費の平均の医療費を月々400円程度の保険料で受診できる、こういうことになるわけでありまして。

ですから、この後期高齢者医療制度というものはいかにしてこの老人医療をちゃんと確保するかということのをねらいとしているわけでありまして、最初の答弁のように医療費を抑制する目的で導入されたこととは全く違います。それも指摘をしておきます。

次4点目、現在扶養されている後期高齢者及び配偶者からも保険料を徴収されることを問題にしておりますけれども、このことについてもやはりそのいわゆる負担の公平性という視点から見れば、その被扶養者の方々に新たに負担が生じるということも県民の方々には理解が得られるのではないかというふうに考えております。

それから5点目、保険料を滞納すると保険証が取り上げられ、資格証明書が発行されるというふうはこの文面には載っております。答弁においては、その具体的に示してほしいということについての直接の答弁はありませんでした。要するにないわけでありまして、その保険料を滞納した場合には、当然のように保険者は徴収努力をするわけでありまして、それが滞納が積み積み積もっていけば、その保険会計に大変な支障を来すわけでありまして、努力をする。ただし、その努力のときには、ただ一方的に滞納したから即その保険証を取り上げて、資格証明書を発行するというものではありません。現実にはその窓口で相談をしながら、短期保険証というものを発行して常に相手の立場に立ちながら、そしてその保険料が納めていただけるように常に相談をしながらそれを進めていくという、こういうやり方で進めております。ですから、そういう意味では滞納したからすぐ保険証が発行された、資格証明書が発行された、保険証を取り上げられたという事実はありません。

そこで、その制度の問題についてであります。だか

ら、資格証明書が発行される。そのことについては、能力があるにもかかわらず納めないという人に限って発行をする、こういう確認をいたしております。そういうことをまずこも指摘をしておきます。保険証が取り上げられて資格証明書が発行されるという事実はありません。そういうことを言いふらしながら、不安をあおることになっております。

次に、6点目に、急速に進展する少子・高齢化に伴う医療費をどのように見ているかということについては、政府にすべて責任を押しつける答弁になっております。しかし、この少子化の流れはこれは手当てをしなきゃいけないということはお互い共通の認識に立っていると思います。しかし、時代の流れとしてそういうことだけでは説明ができない。この少子化が進んでいく一方で、どんどん高齢化が進んでいくというこの社会の現実というものをしっかりと踏まえなきゃいけない。

私の今議会における代表質問においても、福祉保健部長の答弁は、本県においても毎年44億円ずつ医療費が膨らんでいく。そして全国的にもついきのうの新聞にありましたけれども、前年度比3.1%増、1兆円が膨らんでいる、こういうことがあります。

さらにつけ加えて申し上げますと、70歳以上の高齢者医療費は5.4%の増で、14兆5000億円になっている。全体の医療費が33兆4000億円ということからすると約43%が高齢者医療のシェアになっております。そういう意味では、この医療制度の改革というのはもう待ったなしということはお互い共通の認識になる、そういうことだと思います。

ですから、そういう意味では今御答弁のあった少子化対策が足りないというだけではこれは解決できるものではないし、その認識は極めて浅いと私は指摘をしておきます。（「質問してください」と呼ぶ者あり）まとめてやります。

次に7点目、国民健康保険の保険制度の原点に立ってその円滑な運営を図るために健全運営をしなければいけない。そのとおりの一言で終わりました。そういう意味では共通の認識に立っているわけであります。

そして8点目、老人保健制度における課題と認識。

この件については、そういう従来の老人保健制度というものに固執しているようですけれども、従来の保健制度は先ほど嶺井議員から丁寧に説明していただきましたように、昭和48年度から始まったその老人の無料化制度があり、しかしそれが結局行き詰まって58年度に制度改革をしなきゃいけなくなった。しかし、58年度に制度改革をしてもなお老人医療費は膨らみ続け

てきた。そしてそれぞれの制度も改革改革を重ねながらもなお耐え切れないという現実が起こってとうとう拠出金の不払い運動まで出てきた。このまま放置すれば明らかにこの制度が破綻するというのが当時の皆さんの共通した認識でありました。だからその制度改革を早急にやろうという話が参議院であったわけであります。そしてこの10年間にわたってその議論をずっと重ねてきて、そしてこの後期高齢者医療制度が制定されてスタートしているわけでありまして、そういう経過を踏まえたときに、単に廃止をして従来の老人保健制度に戻すというだけでは全く無責任と言わざるを得ません。

高齢者の増加はこれはもう明らかであります。そして一方で現役世代の減少も明らかであります。さらに老人医療費がぐんぐん伸びていくということもさまざまなデータではっきりしております。こういうことを踏まえたときに、本当にこの高齢者医療を支えていくためにはどうすればいいかということはイデオロギーの問題ではない、立場の違いの問題ではない。

今回はマスコミも含めて、政局にそれを絡めてさまざまなキャンペーンが張られて、その影響で今回の県議選も非常に大きな影響を受けましたけれども、それはそういう基本的な後期高齢者医療制度についての説明が不足だったこと。そしてその説明の前にさまざまな誤解したものが先走っていったこと、それが電波に乗って全国のマスコミに広がったこと。そういうもろもろの現象が起こってこの後期医療制度が極めて不評を買ったという結果になっているわけであって、しかし、今説明したように、現実の問題として考えるならば、高齢者医療制度をいかに支えていくかということを経済に謙虚に考えるならば、今この後期高齢者医療制度の見直し部分はきちっと見直しをしながら、しかしその骨格の制度というものを進めていく以外に今の道を打開するすべはないと私は訴えたい。

そういう意味で、これだけ数多くの問題があった旧老人保健制度に単に戻せ、そしてその後はどうするかというと、それから改めて議論をし直しましょうという今の比嘉さんの答弁というのは全く責任が持てておりません。そのことは、結果として高齢者の方々の医療を放棄することに等しい、そのことを私は申し上げておきたい。

そこで質問をいたします。（「長いよ」と呼ぶ者あり）必要な演説です。これだけ説明しないとなかなか御理解いただけない。

今、この廃止に関する意見書の中に、私が指摘した3つの点、1つは「従来の診療報酬から独立して運営

を行う医療制度である。」、これは間違いであるということ了指摘しました。

もう一つ、「保険料を滞納すると保険証が取り上げられ、そのかわりに資格証明書が発行される」、これも事実はありません。

そして、3点目、出来高払いから包括性となるために高齢者が受けられる医療が制限されたり医療内容が低下するという事実もあります。要するに、この廃止に関する意見書の文面は、その廃止を主張する根拠が崩れております。

そういう意味では、こういうものを皆さんは国の機関に持っていこうというふうに考えているようですが、極めて懸念すべきことであります。そういう意味で、この意見書は取り下げるべきではないかと、このことを質問いたします。

そして、2点目の再質問。

対案を示すことなく、ただ旧来の制度に戻せ、改めて議論をスタートさせましょう。こういうことは無責任以外の何物でもない。各医療機関が平成11年度、何度も指摘されているように、拠出金をもうこれ以上負担できない、不払いをする。そこでにっちもさっちもいかないということでこの老人医療制度の改革を全国民でやろうとこういうことで平成11年、不払い運動があったんです。そういうことをもとに戻して今から議論しましょうと、のんきなことをおっしゃるんじゃないです。そういう意味では、高齢者医療を放棄することにつながる。これほどの無責任な結果を招く皆さんの提案というのは、極めて不可解、無責任、どのように対応するかいま一度御答弁ください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時7分休憩

午後5時10分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 金城勲議員の再質問にお答えいたします。

まず、保険手帳を取り上げるということは本当にあるのかという質問がありましたけれども、この制度はこの4月から始まっております。ですからまだ1年たっておりません。そのために事例がございません。これが1つでございます。制度自体はあります。制度自体はありますので起こり得る可能性を秘めているということは事実ではないでしょうか。国保等においてもそのことはなされております。ですから、手帳のない方々が大勢今おられます。

次に、診療報酬についてですけれども、従来独立して行うという診療報酬、包括的というのに皆さんの意見は違うんじゃないのという見解がございました。

まず、今回の私たちの文厚委員会におきましても質疑等で当局も示しておりましたように、ここに今、日本医師会の2008年7月2日の定例記者会見がございます。この中に、「診療報酬の包括払いの促進」、これは「資源の集中、医療機関の選別・淘汰」、「後期高齢者の心身の特性に応じた診療報酬の創設」、「高齢者の受診抑制へつなげる可能性」、このことを指摘しております。まだ制度は始まったばかりであります。自由に診療は受けられる、包括で一定の中にくられるという考えは6000円という中でありますが、それ以上超えていくと自己負担ばかり超えていくということになっていきます。

では、少子・高齢について対案をなくしてという御質問がございました。

この皆保険制度、私たちはなぜ廃止なのかという議論をしています。今、見直し論をおっしゃっておられますけれども、まず1つには、皆保険制度ということそのものから皆さんの見直し論は当てはまらないと言わざるを得ません。これはなぜならば、すべての人に必要な医療を保険で賄うということが皆保険の根幹であります。負担は能力に応じて払い、給付は平等にという応能負担、このことが皆保険制度の原点ではないでしょうか。そこに立ち返ることこそ求められているので……。

さて、今おっしゃっておられますその制度について、見直しで十分であるというお話がありました。制度の骨格は間違っていない、だから見直しをしていくんだというお話であります。皆さん御自身が見直しを一つ一つ挙げておられるところ自体から、私はその制度の問題点を露呈していると言わざるを得ません。そこを皆さん自身が認めておられると言わざるを得ないのであります。

さて、皆さん方の元閣僚でありました後期高齢、塩じいこと塩川正十郎氏、4月17日付の産経において、「後期高齢者医療制度は財政上の都合ばかり優先され、人間味が欠けている。」と、皆さんの内部の方がこういう指摘をされておられるということでもあります。

さて、なぜこの後期高齢者医療制度は撤廃なのか、廃止なのかということですが、そもそも皆さんがこの厚労省内部においての議事録をお読みになれば十分おわかりになると思います。まず、それをつくりました、いわゆる国民健康保険課長補佐・土佐和男

氏、この方の発言が非常に今、取りざたされておりますが、そもそも医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者みずからが感じ取っていただくことにしたと。この制度の中の骨格をなしているところに医療費のいわゆる計画的な調整が入っているわけですから、健康で長生きをするということよりも財政の負担をどうするかということが優先された、この制度は本当に国民をどう考えているのかと、国家の姿勢を問わざるを得ない制度であります。だからこそ２カ月足らずの間にこれだけの意見が噴出をして、そして都道府県における廃止・中止の提案がされている。そういうことを皆さんはどうお考えでしょうか。

３月末の時点で市町村において530、540、現在わかりませんが、３月時点で13の都道府県における廃止が決議されております。そういうことを踏まえたと、やはりこれはもう見直しを一個一個声を出していくことではなく、根幹そのものから私たちは見直していく大議論を求めている。それが民主主義の政策の決定のルートではないでしょうか。いわゆるこの制度の議論をしていくと、撤廃を求めた暁にそういうことをやっていく。そのためには私は、何と言っても国の今までの無駄遣いを改めること、そしてこれまでの多くの県民・国民の皆さんが感じ取っている年金問題等を含め、そしていわゆる官僚たちのさまざまな不祥事、そして無駄遣い、それをまず直していく。その上に消費税、それから今まで私たちが10数年も払ってきた消費税の問題も本当に大企業、それから法人税の三法によって153億円、3兆円、同じくらいの金額がそこに穴埋めをされている。そういうような実態こそ私たちの税金が本当に私たちに返ってくる制度であるためにも、今回の制度は撤廃を求めていく以外にないと申し上げて終わりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） これをもって質疑を終結いたします。

次に、議員提出議案第５号の提出者から提案理由の説明を求めます。

照屋守之君。

〔議員提出議案第５号 巻末に掲載〕

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 ただいま議題となりました議員提出議案第５号「後期高齢者医療制度のさらなる見直しに関する意見書」について、提出者を代表して提案理由の説明をさせていただきます。

提案理由。

平成18年６月に成立した医療制度改革関連法に基づき、４月から75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度が実施された。同制度は、国の法律制定をもとに県を初め市町村の条例が制定されなければスタートはできないことになっております。このことから、沖縄県を初め41市町村は、県知事及び市町村長が条例をつくり議会に提案されました。それを受けて県議会及び41市町村議会は後期高齢者医療制度に関する条例がそれぞれの議会で十分審査を行い、すべての議会で後期高齢者医療制度を認めた上で条例を可決し、４月１日からスタートしたことになっております。

このことは、県議会も市町村議会も後期高齢者医療制度について大きな責任を負ったことになるわけであります。

沖縄県議会においても、平成19年３月に「後期高齢者医療制度の充実を求める陳情」に対し文教厚生委員会で執行部の説明を受け、同時にこの制度の問題点も明らかにされてきました。そして３月27日の本会議で全会一致で可決されて、厚生労働省を初め関係省庁へ意見書が送付され、沖縄県議会の意思を明確にしました。沖縄県議会の意思は廃止ではなく充実を求める、つまりこのことは現制度・仕組みを認めた上で充実を求める内容であります。

先ほど申し上げましたけれども、この制度についてことしの３月に41市町村が制度導入の議会議決を行っているわけでありますけれども、今回の県議選の改選において市町村議員から県議に当選された議員が約10名おりますけれども、平成20年３月の市町村議会で後期高齢者医療制度の条例に賛成して県議選に当選された議員が数名おります。議会における権限は大変大きなものがあり、地方自治法第96条に権限と責任が明確に示されているわけでございます。その権限によって県議会も市町村議会も意思決定をし、後期高齢者医療制度が全県下でスタートしたことになるわけであります。

この一連の県議会の動きや各市町村の制度導入に関する取り組みを振り返りますと、特に議会においては地方自治法第96条の議会の権限・責任、あるいは議会における地方自治法の法律の定めを検証した場合に、沖縄県議会や市町村議会の対応が甘かったと言わざるを得ません。ですから、この制度は廃止ではなくて見直しを求めることが私どものとるべき態度だと考えているわけでございます。このような対立する意見書を提出する県議会は一体全体、全国どこにあるでしょうか。

平成19年に後期高齢者医療制度を認めた上で充実を

求める意見書、平成20年の3月には賛成多数によって後期医療制度を沖縄県議会で可決した、その事実。そしてまた、選挙が終わった後に市民・県民から評判の悪いこの後期医療制度の廃止。どう考えてもこの沖縄県議会がそれに対して三様の意思決定をこれだけの短期間にできるとは非常に疑問があるわけであります。ましてや提案者もこれまでの県議会の中で認めてきた議員と、市町村議員としてそれぞれの後期医療制度を市町村の条例を通して認めてきた議員であることから、果たしてこの廃止の意見書・決議が国に対してどのような影響を与えるものか非常に疑問に思えてならないわけであります。

そのようなことを踏まえましても、今この制度が発足して国もいろいろな見直し策を行っているわけでありますけれども、私どもはさらに後期高齢者医療制度の周知を国民に徹底すると同時に、低所得者層への配慮、あるいは保険料の軽減、さらに係る事項について市民、県民、国民の負担軽減について強く見直しを求めることが提案理由でございます。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時26分休憩

午後5時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○照屋 守之君 意見書を読み上げて提案といたします。

〔後期高齢者医療制度のさらなる見直しに関する意見書朗読〕

以上で説明を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 日本共産党の渡久地修でございます。

私は、ただいま議題となっております議員提出議案第5号「後期高齢者医療制度のさらなる見直しに関する意見書」案について質疑いたします。

私たち日本共産党は、さきの県議選挙で後期高齢者医療制度はお年寄りいじめの制度であり、現代版「うば捨て山」であると批判し、廃止すべきであると県民に訴えてきました。

廃止を願う県民の皆さんの御支持は日本共産党へお寄せくださいと訴え、3議席から5議席へと議席をふ

やしました。

さらに、廃止を訴えた野党が与党を上回るという結果も出ました。県民の意思は廃止せよと明確にあらわれていると思います。

そして選挙中、立候補予定者アンケート、これによりますと野党以外の皆さんも、その中で日本・沖縄復興に頑張った高齢者を大事にすべきだ、こう答えた人もいます。高齢者に対する負担が大き過ぎる。さらには戦後復興を支えた方への配慮、畏敬の念が感じられない、県民は混乱している、いま一度考えるべきではないか、これが与党の皆さんの選挙中のアンケートにも新聞で発表されています。

また、この後期高齢者医療制度については、各種世論調査でも国民の意思は廃止すべきだというのが明確になっています。毎日新聞、世論調査6月16日付では、「後期高齢者医療」「見直し」でも不満」という見出しをつけて報道していますが、その中では野党4党は後期高齢者医療制度は廃止し、もとの老人保健制度に戻す法案を提出しましたが、与党は反対しています。老人保健制度に戻すことに賛成ですか、反対ですかという質問に対して、賛成56%、反対30%、圧倒的多数で廃止を求めています。

ところが、今、この後期高齢者医療制度について、県民の明確なこのような審判、意思にも背くかのように、廃止ではなくあくまでも制度の存続の立場からの見直しの意見書が出されています。

提出者は、県民に説明をすれば十分理解されるといったようなことを言っています。私は、これは制度の根本から間違っていると思います。そして県民は、この制度の根本のねらいを、本質を見抜いて審判を明確に下したと思います。これは新聞紙上でも投書、県民の連鎖の声がたくさん載っています。

例えば、69歳南城市の方は、4月から後期高齢者医療制度がスタートした。総理はいい制度ですと称賛し、名称も急遽変更して国民の理解を得ようとした。ところが、内容が明らかになり保険料が年金から天引きされると、年寄りからは、年寄りは死ねということかとか、平成のうば捨て山だという批判が続出した。いい制度なら実施直前に保険料徴収を短期間凍結するなどの必要はない。そしてこの制度の該当者は、沖縄戦のときは国策の犠牲になった世代で、戦後は廃墟の中から沖縄を再建した。多くが戦災と生活苦で進学をあきらめ、恵まれない生活を強いられた。老後も年金で細々と生活している。再び国策で戦争犠牲世代を犠牲にするのがこの医療制度だ。こう言って投書を書き、このような投書がたくさん載っています。

私は、そのような立場から、この制度は見直しではなく廃止すべきだという立場から、以下、質問をいたします。

1、6月8日投票の県議選挙は、後期高齢者医療制度も大きな争点となりました。これは与党の皆さんも認めています。この選挙の中で、この制度の廃止を訴えた野党が多数となりました。これは、高期高齢者医療制度は廃止せよとの明確な県民の審判だと受けとめるべきだと思うがどうか、質問します。

2点目、提出者はこの意見書の中で、この制度は、「特に医療ニーズの高い75歳以上の高齢者医療を国民全体で支える仕組みとして、将来にわたって高齢者が安心して医療が受けられる体制」と称賛しています。それなのになぜ見直しの意見書を出すのですか。みずからこの制度の欠陥を認めたものではないか、お答えください。

3つ、この制度は実施前から国民の厳しい批判にさらされ、昨年の参院選で与党が大敗したことを受けて、福田内閣は、4月の実施前に一部凍結を余儀なくされました。それにもかかわらず国民の怒りと批判はおさまらず、実施からわずか2カ月半で再び見直しを決めました。それでも国民の怒りはおさまるところかさらに高まっています。そして今回、提出者はさらに見直しを求めています。もうそのこと自体この制度の矛盾を示しています。一体何回見直しすればいいのか。この制度は廃止して一から出直さない限り矛盾は解決しないのではないかと、お答えください。

4つ、この制度の根本である高齢者を年齢で差別すること自体間違っているのではないかと、明確にお答えください。

5つ、今のお年寄りの皆さんは、あの悲惨な戦争の惨禍をくぐり抜け、肉親などを失った深い痛手を背負いながら戦後の米軍占領の中でも苦労を重ね、今日の沖縄の発展を築いてこられた方々です。このお年寄りの皆さんを邪魔者扱いし始めることは許せません。お年寄りの皆さんが長生きしてよかったといえる社会を築くのが政治の大きな役割ではないでしょうか。

6番目、1973年から1983年までは75歳以上の高齢者の医療費は無料でした。長い間苦労してきたお年寄りの皆さんに御苦労さまでしたと言って、医療費を無料にしてあげるのが本来の政治のあるべき姿ではないか。

7、今この制度について、後期高齢者は死ぬということなのか、冷酷な仕打ち、邪魔者扱い、銭勘定だけで人間の尊厳を認めていない。至急もとに戻して新しくもう一度考え直せとの怒りの声が広がっています。

国民、県民の世論の声を聞くべきではないか。

8、なぜこの制度は国民を75歳で区切っているのか、明確にお答えください。

9、75歳になったら今まで加入していた保険から切り離されて、新たな後期高齢医療保険に加入させられるが、この見直し意見書ではそれはどのように解消されるのか。

10、この制度では75歳になった途端に今まで家族の扶養に入っていて保険料を支払わなくてもよかった方も、寝たきりのお年寄りの方も、100歳の長寿の方も、全員が保険料を取られるが、この見直しの意見書でこれはなくなるのか。

11、この制度では沖縄は無年金者が多いが、無年金者や収入のない人からも保険料を取り続ける制度になっているが、この見直しの意見書でこれはなくなるのか。

12、これまでの国民健康保険法では、老人保健法の適用を受けていたお年寄りから医療保険手帳を取り上げることは禁止されていきました。それはなぜか。今度の制度では、保険料を滞納すると医療保険手帳が取り上げられるが、それはなぜか。この見直しの意見書では、医療保険手帳の取り上げはなくなるのか。

13、この制度によって75歳以上のお年寄りは医療費に枠がはめられ、それを超えると治療に制限が加えられるが、見直し案ではこのことについて触れていないがどうなるのか。

14、これまでは75歳以上のお年寄りも健康診断の対象だったが、この制度は75歳以上の方は特定健診などの健康診断から除外されました。お年寄りはいずれ死ぬのだから必要ないという立場に立っているのか。この見直し案でも触れていないが、同じ立場なのかお答えください。

この制度では、亡くなった場合の葬祭費がこれまでの国保などの葬祭費と比較して少なくなる自治体もあるが、この見直し案ではこれは解消されるのか。

16、この制度は、高齢者の比率が高まるにつれて、また医療技術の進歩によって医療費がふえるにつれ、高齢者の保険が自動的に上がる仕組みになっています。団塊の世代が高齢者となる2025年には保険料は2倍を超えてしまうが、この見直し案ではこの仕組みをなくすのか。

17、医療制度改革は際限なく国民から医療を奪い、医療費抑制をねらったものであり、後期高齢者医療制度も医療費を抑えていくのが一番のねらいとなっています。米軍再編への3兆円、米軍への思いやり予算の約2100億円、さらに大企業への行き過ぎた減税をもと

に戻し、また、無駄な高速道路などをつくり続ける道路特定財源などをやめ、福祉などにも使えるようにすれば財源は確保できます。

後期高齢者医療制度は見直しではなく、きっぱりと廃止すべきです。

以上、17点質問しましたが、ぜひ答弁よろしく願います。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 お答えをさせていただきます。

まず1点目の、6月8日投票の県議選挙は、後期高齢者医療制度も大きな争点となった。この制度の廃止を訴えた野党が多数となったが、これは後期高齢者医療制度は廃止せよとの明確な県民の判断だと受けとめるべきと思うがどうかについてでございます。

今回の県議会議員選挙は、改選時における48名のそれぞれの地域から県議会議員を選ぶ選挙であります。後期高齢者医療制度というのは、国の仕組みでありまして、本来争点とはなっておりません。ただ、タイミングが国がやった仕組みがそういう選挙と相絡まって、ここに当選してきた人たちも3月の市町村議会では何の問題もなく後期医療制度を通したんじゃないありませんか。それからすると、選挙の争点ではなくて、今の国政とかそういうふうな流れも含めて県民の不満がそういう投票行動になった可能性はあります。争点ではございません。ですから、後期高齢者医療制度が県民から審判を受けたということは全くございません。単なる説明不足、我々議員の説明不足がそういう原因をつくっているわけであります。

この意見書では、この制度は特に医療ニーズの高い75歳以上の高齢者医療を国民全体で支える仕組みとして、将来にわたって高齢者が安心して医療が受けられる体制と称賛している。それなのになぜ見直しの意見書を出すのか、みずからこの制度の欠陥を認めたものではないかという問いかけでございます。

今、75歳以上の高齢者の人口が全国で1300万人、2025年に2200万人、2005年の国民医療費が33兆円、75歳以上にかかる医療費が10兆円。この2025年には国民の総医療費が56兆円、その約半数が75歳以上になるというそういう予測がされているわけであります。1人当たりの医療費は65歳未満と比べても約5倍、75歳以上はそれだけ医療費がかかる。

そういうふうなことも含めて、この仕組みではこれまでのやり方では若い働く世代にしか負担がかけられない。11兆かかっている保険料の6.3兆円余りを若い世代に負担をかけて、なおかつ公費で負担をしてとい

うこの仕組みが崩れるというわけですよ。これではもたない。だから若い世代もお年寄りに対する医療費を支払いしませんよというふうなことが起きて、これまでのそういう仕組み、もちろん国も都道府県も責任を負います。これまでのように若い人たちも責任を負いますというふうな仕組みを10数年にわたってつくってきたわけですよ。それが共産党は参加をしていないからそういう批判が言えるわけですがけれども、ほかの政党も一緒になってつくってきたんですよ。社民党、民主党も一緒ですよ、責任感じてくださいよ。

そういうふうな議論をした結果、平成12年に後期高齢者医療制度の仕組みという枠組みができていくわけです。国と市町村、県で医療費の5割を持ちましょう。これまでの若い働く世代も4割にしましょう。ただし、大変申しわけございませんけれども、これまで医療費を支払っていないお年寄りに対しても何とか御負担をお願いできませんか、この1割分についてお願いできませんかというのがこの後期医療制度の仕組みの全体像であります。何もお年寄りいじめをしているわけじゃない。若い世代の負担も軽くして、国の負担も上げているのにそういうふうな仕組みをやるうというふうなことであります。

平成14年にいきなり75歳という位置づけですけれども、平成14年に新たなこういう仕組みがつくられていきます。そのときにこれまで年齢を70歳までの老人医療費を1歳ずつ上げて、平成19年までには75歳にしましょうというその仕組みまでつくられたわけでありまして。ですから一気に70歳から75歳じゃない。その辺の緩和策も含めて、そういうふうに出てきたわけでありまして。

ですから、この制度はこういうふうな経過を経て想定をしてつくったものですから、我々が今、見直しの意見書を出しているのは、この仕組み全体ではなくて、保険者が、お年寄りが負担をするこの1割についてもっと軽減をしてもらえませんか。この仕組みそのものの自体が国民に受け入れられるためには、この国民の老人の負担分をもっともっと削られませんか。その徴収方法についてもいろいろ考えられませんかというものを見直し案として提案をしているわけでありまして。ですから、この制度を認めた上で新たな見直し策を提案をしているということでありまして。

もう一つは、この制度は2カ月半で見直し見直しとかというふうな御指摘がございましたけれども、この制度は10数年かけて国民的議論、共産党を除いて、政党も含めて議論を交わしてまいりました。ところが平成12年以降はどういうわけか社民党も民主党も逃げて

いくんですね、逃げていく、対案を示さずに。もちろん共産党は最初から逃げていますから、それはいいわけですけども。そういうふうな国民的な議論を通して、政党の支持母体である連合の組合の方々も国民的議論を含めて10数年にわたって一つ一つ細かく詰めてきているわけですね。それで実施をすることになりましたけれども、やっぱり新たな仕組みですから、国民に対するいろんな説明不足もあって、それが定着するためには、さまざまな疑問とかそういう問題提起が出てくるわけであります。当然であります、新しい仕組みですから。10兆円以上のこういう老人医療費をこういう仕組みで賄っているものを新たな仕組みに変えて、お年寄りに対しても負担をお願いして、それでも若い世代も国も一緒に支えていこうという仕組みですからね。いろんなそういう問題点は出てきますから。当然のことながら、そういう見直しをして10数年以上にわたってきたこの老人医療制度、国民皆保険制度を今後とも続けていくというのが我々が国民に果たす責任じゃないですか。私はそう思っていますよ。

ですから、そういうことも含めてこれまで長年にわたって継続してやってきたそのことが今見直しをするという何ら矛盾は感じなくて、逆にまた、いい制度として国民に定着をしていくための一つのステップだと思っていますから、そういうのはごく当然のことではないでしょうか。

さらに、この制度の根本である高齢者の年齢と差別すること自体間違っているのではないかという御指摘がございましたけれども、実は私ども日本では、昭和48年に70歳という年齢の枠を区切って老人医療制度をスタートさせました。これはそのときに70歳という枠をつくったわけであります。（「無料でだよ」と呼ぶ者あり）そうです、無料です。当然です。だんだんお年寄りがふえていく。お年寄りがふえていって老人医療費が上がっていく、支える若い世代も少なくなっていくというふうなことで国民健康保険法が、また法律が改正をされて自己負担とかいろんなものが出てくるわけでありますね。当然そういうふうな医療費とかも含めた形で、先ほどの年齢制限、当時は国民が支える、あるいは国も財力があるわけですから、その分を支えていくだけの体力もあるし無料でもいいわけですよ、それが70歳。ところがこういうふうな形で共産党は軍事費を減らせというふうなことで言うわけですけども、いろんな道路もすべて教育も福祉もいろんな面で40数兆円しかない自己財源の中で80兆円余りの一般会計予算をつくって、借金の中でいろいろ組んでいる国家財政、そのような厳しい状況の中でそういうふ

うなことも対応していかないといけない。ですから当然、年齢を区切ったのそういう老人医療費、これはやむを得ない措置であると考えているわけでございますけれども、先ほど言いましたように、75歳以上という年齢は特に国民医療費が2005年、33兆円、お年寄り75歳以上が2025年には56兆円にもなってその国民医療費の約半分、28兆円にもなるという予測がされているわけですから、当然、国はそのことに対して老人医療費が賄えるような仕組みをつくっていくのが当然であるわけでございます。

そういうことも含めて、先ほど質問者からありましたような答弁にかえたいと思うわけでありますけれども、なぜ75歳以上が対象ですかと。

先ほど言いましたように、老人医療費もそうですけども、75歳を過ぎていくと食習慣や生活習慣に起因する慢性疾患などのリスクも高まる、増大するリスクを社会保険の原理だけでカバーするのは限界がある。そこで、国、地方、自治体の税金と、現役で働く層が拠出する負担金で医療給付費の90%を賄い、残り10%は高齢者みずから保険料として負担をしていく。膨張が避けられない医療費を各世代がどう分割をしていくか、その長年にわたり研究、考慮した結果がこの成果だと言えるわけでございます。御理解をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 5番目以降については私の方からお答えを申し上げます。

5番目については、お年寄りいじめではないかということについてですけども、お年寄りを大事にしたいからつくった制度であります。

私、先ほども申し上げましたように、従来の制度が破綻寸前に至った、改革が迫られている、お年寄りの医療を守らなきゃいかぬ、そういう前提に立って10年間の議論を踏まえてスタートした制度であって、お年寄りを大事にしたいから改革をしなきゃいけないということであります。

次、6点目、58年までは無料であった高齢者の医療費は無料にすべきではないか。

共産党政権になったら実現するかもしれませんが、確かなる野党という万年野党であればいいません。これは具体的に高齢者がふえ、働き手が減り、医療費が高騰するこの仕組みは制度の問題ではなく、人口構成の問題なんです。ですから、そういうことで無料にすることは極めて困難であります。

7番目、制度への怒りが広がっているが、声を聞く

べきではないかということですが、これは制度への怒りというのは私も理解いたしております。ただ、なぜかと言うと、やはり先ほど照屋議員から説明があったように、説明不足がまず第一。そして、その制度が国民に説明される前に政局絡みでいるんことが言われた。マスコミがそれをさらに膨らませた。こういう結果が誤解に誤解を重ねたことにつながっていくわけでございます。

直近の日本テレビの世論調査、先ほど嶺井議員も紹介されておりましたけれども、6月下旬に行われた世論調査の結果を見ますと、これがだんだんだんだん理解が広がってきて、廃止が38%、見直しが55%というふうにだんだんだんだんこの制度に対する理解は広がってきております。さらに、このことを理解を求めるように説明を詳しく丁寧にしておけば、これは定着していくのではないかと思います。

8番目は先ほどの4番と同じ趣旨でありますから、割愛します。

9番目、75歳になったから加入保険から切り離されていく、見直し案でこれは解消されるかということですが、非常に皮肉っぽいですね。

75歳以上の方々の医療負担を10割の医療を1割の負担で済ませるというこういう制度を目指してこの制度はつくられているわけでありまして、そういうことで年齢の制限というのは、先ほども話があったように、後期高齢者医療制度から新しく取り入れられた制度ではなく、従来から一定の年齢を区切りにして、そして医療制度というものはつくられてきた。事改めて今に始まったことではありません。今後もやはりそういうお年寄りの医療というものを大事にしながら、しっかり守りながらやっていく。また、見直しの意見書ということですが、そういう趣旨を持って意見書は検討しております。

次に、家族の扶養の方から保険料を徴収することについて。

これは先ほどの私の質疑の中でも申し上げましたけれども、やはり国保に加入していた方々と被扶養者の方々とでは、その同じ給付を受けながらも負担にはやはり不公平があった。そういうことが見直しされるのであれば、理解をいただけるのではないかと思います。

次11点、沖縄には無年金者が多い。その保険料のことについてはどうかということですが、やはりそういう低所得者、所得のない方についてはやはり配慮が必要であるということは共通の認識にあります。そういうことで保険料の軽減策も今回の提案で、今ま

では2割、5割、7割があったのをさらに9割軽減まで広げなさいという要請をしてそれが与党政府で確認をされております。

さらに、評価についても世帯単位の評価から個人単位の評価にしてくれということもあわせて要請しており、そうすることによってさらに軽減策が拡大されると思っております。

次に12点目、これまでの国保、要するに医療保険手帳の取り上げをするのかということについてですけれども、先ほども私申し上げました。取り上げることはありません。

これについてはしっかり納めていただく方と、それぞれの市町村の窓口でしっかりと相談をしながら、そして万やむを得ないときには短期証を発行して、そしてその方の事情を配慮しながら納めていただける努力を続ける。取り上げることはありません。ただし、納める能力がありながら納めないという方については、やむを得ずそういう措置をとる場合もあり得ます。

13番、この制度によって75歳以上のお年寄りは医療費の枠がはめられて制限が加えられるのではないかということについても、このことはそういうことはありません。

出来高払いと包括払いのところで触れました。これは包括払いだけですべてが制限されるということは一切ありません。包括払いと出来高払いというのは併用できます。そして医療機関も自分が自由に選択できます。そういうことでありますから、御心配いりません。

次に、75歳以上の方は特定健診から外されたということですが、市町村の特定健診とは別に広域連合で同じ内容の健診の制度がスタートしておりますから、同じ内容の健診は75歳以上の方々も同じように受けられます。

次に、亡くなった方の葬祭費についてですが、これは市町村がそれぞれ負担していたことですが、広域連合に移った場合、広域連合として新たにそういう制度をつくっております。一律2万円というふうに設定しております。県内41市町村はその結果どうなるかと言いますと、従来その葬祭費を出していたところで2万円になることによってそのふえた自治体は20カ所あります。そして、その同額2万円の自治体というのは13カ所ありまして、2万円以上出していた自治体も8カ所あります。そういう意味では8カ所については2万円に下がってくるという現実があります。

それから16番、この制度は高齢者の保険料が自動的

に上がる仕組みになっているという指摘ですけれども、この点はそのとおりです。

これは先ほども申し上げましたように、いわゆる高齢化が進んでいく、医療費が増大していく。一方で働き手は年々下がっていく。この人口の構成の中では、どういう制度をつくっても当然医療費は膨らんでいきます。そういう仕組みをつくって医療費が下がっていくという仕組みがあればお教えいただきたい。そういう制度はあり得ないと思っております。そういう意味で医療費の高騰というのは制度の問題ではなく、日本の人口構成の問題です。ですから、そういう意味でお互いに知恵を出し合ってみんなが支えていける老人医療のあり方というものをよりよいものにしていくためには、こういういわゆる与野党のぶつかり合いではなく、イデオロギーの衝突でもなく、そして選挙のときにそれを利用して政争の具にするということでもなく、謙虚に冷静に高齢者医療を健全に運営していくためにはどうするかというお互いの知恵を出す役割が出てくると思います。

そして17番目、医療制度改革は医療費抑制をねらったものではないかということですが、医療費抑制をねらったものではありません。高齢者医療を守るためにどうするかということから議論は始まっております。1万円の治療を受けて1000円の負担で済む今の制度をどうして続けていけるか、そういうことをねらいとしてこの医療制度改革はなされているわけでありまして。そして、米軍問題やあるいはまた大企業への課税の問題、道路特定財源の問題など質問がありますけれども、これは別途議論すべきことであると考えます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 それでは何点かについて再質問したいと思います。

質問の項目を述べながら、その質問の今の答弁を聞いた、そしてなぜ質問するのかということも含めて質問したいと思います。

まず1点目ですが、提出者は、後期高齢者医療制度を廃止せよと、これは代表質問、一般質問でも今度の選挙の大きな争点になったとみずから言ってますよね。今になって争点になってなかったと言ってますけれども、私は圧倒的な国民の声であるということを実に受けとめてほしいと思います。

今度の議会に出された「後期高齢者医療制度」の廃止を求める陳情が出ていますね。この陳情は、沖縄県婦人連合会、沖縄県子ども会育成連絡協議会、沖

縄県社会保障推進協議会、青春を語る会、沖縄県青年団協議会、沖縄の各界各層を束ねる団体の方々が連名で出しているんですね。この重みをやはりしっかり受けとめていただく必要があるんじゃないかなと思います。

答弁で説明不足だった、誤解があったと言っていましたね。特に7番目、私はこの制度について、後期高齢者は死ねということなのか、冷酷な仕打ち、邪魔者扱い、銭勘定だけで人間の尊厳を認めていない、至急もとに戻して新しくもう一度考え直せと。これについて答弁では、説明不足だった、誤解だったと言っていますけれども、これは共産党が言ったんじゃないんですよね。後期高齢者は死ねということなのか、これを言ったのは、元自民党総務会長の堀内光雄さん、「文藝春秋」の6月号、「後期高齢者は死ねというのか」という論文を発表しています。

これにはこう書いています。

この制度導入にあたり、厚生労働省は高齢者の医療費が増加し、現役世代に負担がかかり過ぎるという理由を挙げていますが、実は高齢者1人当たりの医療費は全く増えていず、むしろ減少さえしています。いま老人医療費全体の額が増えると言っているのは高齢者の数が増えているということなのです。本来高齢者が増え長寿社会になることは喜ばしいことなのに、高齢者に逆に肩身の狭いような思いをさせた上に、老人医療費が増加しているという理由で、75歳以上を切り離して別の囲みに押し込めることで今の保険制度を維持しようとしているのです。この思想はまさに「姥捨て山」を作るものです。高齢者の85%以上が受診や入院などの何らかの形で医療機関にかかっています。こうした病気のリスクの高い人達だけを集め、しかも毎年75歳になった人がどんどん入ってくる中でこの制度を運用しようとしてもとても成り立っていかないでしょう。また、この制度自体、もう保険とは言えません。そもそも保険というものは、若い人から高齢者までみんなが入り、リスクを共有し、助け合うものです。それなのに若い頃から長年保険料を払い続けてきた人が高齢者となって、いよいよ保険で面倒を見てもらうつもりでいたところ、ある日突然保険証を取り上げられて「75歳以上の方は金がかかるから別の制度に入ってください。金は国と現役世代でみます、高齢者自身も1割は持って下さい、そしてあとはこの中で高齢者だけで切り盛りしなさい」ということになってしまった。これまで日本の発展に貢献し、保険制度を支えてこられた方達に対してあまりに冷酷

な仕打ちではないでしょうか。
ということを皆さん方の大長老が言っているんですよ。

それから、銭勘定だけで人間の尊厳を認めていない。これは野中自民党元幹事長、「年金だけで食べている人から天引きするっていうのは、銭勘定だけで、人間としての尊厳を認めていない」、こう言ってますね。

それから塩川正十郎さん、塩じい。

東大阪市内の自宅に「後期高齢者医療制度」の通知が役所から郵送されてきた。私は昭和21年の復員後から60余年、86歳の今日まで無我夢中で働き、懸命に人生を歩んできたつもりだ。しかし、その紙切れは私の人生を否定するものでしかなかった。世間や社会の「別枠」「邪魔者」になってしまったのか…。例えようのない寂しさ、悲しさに襲われた。新制度の対象とされた75歳以上の人々のだれもがそうであろう。先日も大阪から東京に向かう新幹線の中で見知らぬ高齢の男性から「わしらはもう死ねということですか」と涙目で訴えかけられた。私は「国が間違っとる」と返すのがやっとだった。

それから、もとに戻せというのは、皆さんも知っているとおりで中曽根康弘元総理大臣。「至急、これは元に戻して、新しくもう1度考え直す、そういう姿勢をハッキリ早くとる必要がありますね」ということで、TBSのテレビ対談で言っています。

ですから、これはこの人たちも説明不足でこんな話をしているのか、誤解で言っているのか、その辺はきちんと答弁していただきたいと。

そして参議院で廃止法案が可決されましたね、可決されました。やっぱり国民の声は廃止せよということだと思うんですがどうでしょうか。これに答えてください。

それから2点目ですけれども、先ほど75歳の件、なぜ切り離すのかということをお聞きしましたが、これは今度の怒っている、先ほどの答弁を聞いていましたら、いろいろ小手先の見直しはありますけれども根本の見直しは皆さん方は何も言っていないですよ。根本は何も変わらない。75歳で切り離されるということも変わってないんですよ。

一番今みんなが怒っているのは、なぜ75歳になったら切り離されるのかと。今まで75歳以上の方が自分の長男、あるいは家族の扶養に入っていたのに、75歳に切り離されて別枠になってしまったと。夫婦であって夫婦別々にさせられたということでみんな怒っていますよね。これは、私は憲法の「法の下での平等」にも

反するんじゃないかなと思うんです。憲法の13条には、すべての国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、最大の尊重を必要とすると書かれていますね。14条では、すべての国民は法のもとに平等であって、人種、性別、社会的身分または門地によって政治的、経済的または社会的関係において差別されないということがあるんですけども、私はこれは憲法の精神に反する差別じゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

3点目、低所得者からも収入のない人からも全員から保険料を取り立てますね、全員から。免除制度は一切ないですね。軽減策、皆さん軽減やると言っている。今度の見直しでも軽減を配慮せよとか言ってます。しかしこの制度は2年ごとに保険料を見直して毎年毎年上がっていく。先ほどの答弁で、これは上がっていく仕組みだと、そう答弁しましたね。先ほど皆さんパネルを示しましたね。これはお年寄りの皆さんわずか1割ですよと、1割をお願いしているんですよ。制度の入り口ではここに入れておきながら、一たん始まるとこの1割は際限なく広がっていく。現在の約7万円から団塊の世代が75歳になるころには2倍にふえているという、厚生労働省をもとにした資料からの試算では2倍になるんですよ、16万円以上。これは、アメリカで今問題になっているサブプライムローン、最初は金利が安いといって誘い込んでおいて、後になってどんどん膨らんでいって取り返しのつかないことになった。これと全く一緒じゃないかなということで、そして全員から取るんですよ。これはたいへんな制度じゃないかなと思います。もう一度お願いします。

4点目、保険料を支払えない人から手帳を取り上げる。取り上げないと言っていました。取り上げないのであれば、取り上げないということをちゃんと制度に書けばいいんですよ。これまでの制度ではお年寄りから保険手帳を取り上げることを禁止されていました。国民健康保険法第9条の3では、読み上げると条文だけになってしまうので、結局これでは、この国保法の第9条では資格証の返還を求めることができるということを書いたものなんですけれども、この中では、原子爆弾被爆者、原爆症にかかっている人、それと老人保健法の対象者、いわゆるお年寄りからはこれはやってはいけないと、除く規定で除いているんです。やってはいけませんよと明記されているんです。

それはなぜか。これをやったら命にかかわるからなんです、生命に。だから除いていたんです。ところ

が、今度のものでは、これ皆さん見たことありますか、提案者の皆さん、これ。これは手帳ですね。後期高齢者医療保険手帳ですけれども、この裏には、「特別の事情がないのに納期限から1年経過しても保険料を滞納している場合、この証を返還していただきます。」ということをやわざわざ決めたんです。これまでは取り上げることは禁止されていた。今度からは取り上げることを明記したんですよ。制度上取り上げることを決めたんですよ。だから先ほど取り上げませんと言っていましたけれども、制度上つくっちゃったんです、これまでなかったものから。これはこの見直し案でもこれは解消されないんじゃないか。これは明確にお答えいただきたいと思います。

それから5点目、医療費に枠がはめられて制限されることはないと言っていました。私たちが言うのは、診療報酬で差別が持ち込まれているんじゃないかということを行っているんです。後期高齢者診療料、一月6000円、1割負担の場合いわゆる600円の負担。これを超えると制限されるということで明確になっているんじゃないですか。それと、後期高齢者退院調整加算、これが出されました。これは退院が困難な要因があって今入院している高齢者に病院が退院支援計画をつくって退院させると、この病院に診療報酬としてお金が入る仕組みをつくったんですよ。病院から追い出す仕組みをつくってしまった。

3つ目、後期高齢者終末期相談支援料、医師が回復困難な見込みと判断した人たち、これをもうどうするか、家族は迷いますね。そのときに病院が説得をして、私はもう望みません、点滴も要りません、心臓マッサージも要りませんとか、こういったことを文章に書かせると病院にお金が入る仕組みをつくったんですよ。これは本当に人間の尊厳についてどうなのかというのが問われる問題です。

実は私、去年、自分の母親が亡くなりましたが、ちょうどこの場面に当たったんです。病院から終末期どうしますか、延命治療しますか、どうしますかと。家族ですっと1週間以上も議論してある一定の結論を出しました。ところが、いざ当日になるとまた意見が割れてなかなかうまくいかないんですよ。ですから、そういう家族の苦しみというものもあるんです。それをここでは、この政府の医療費を削減するための目的でそれを押しつけてくる。これはいかがなものかと。これは治療などの制限を加えるものじゃないかというふうに思います。

6点目、葬祭費について伺います。

先ほど述べられましたが、今、那覇市は74歳以下の

お年寄りが亡くなった場合、2万5000円葬祭料が出ます。沖縄市はたしか5万円ですね。今度、後期高齢者医療制度では、先ほど答弁があったように2万円なんです。那覇市では死んでも5000円差がつけられる。沖縄市では死んでも2万5000円の差がつけられる。こんなことがあってもいいのかと。これを皆さん方の見直し案ではどうするのかというのは何にも触れてない。これではよくないというふうに思います。

そして、先ほどいろいろ皆さん方の答弁で、これは最後になりますけれども、やっぱり聞いていて一番感じるのは、医療費をどうやって削るのか、この視点だけから皆さん見ているんですよ。野中幹事長が言った錢勘定だけからやっている、帳じりをどうやって合わせるかなんですよ。お年寄り一人一人の立場に立っていない。これが私は今度の選挙の、お年寄りや国民の一番の怒りだったと思います。

そういうことを指摘して質問にかえます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時25分休憩

午後6時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 再質問にお答えします。

答弁漏れがあったら指摘してくださいね。

先ほど自民党の長老中曽根さんとか、塩じいさんとかいろいろありましたけれども、説明不足ですね。この方々は、残念ながら現在の国民医療制度、老人医療制度を理解しておりません。申しわけございません。そういうことで現状を認識しない方々の発言で国民にもいろいろ不安を与えておりますけれども、まさにその実態をきっちりわかっていればあのような発言はなかったものだと思っております。

今回の選挙でやはり争点で廃止をするべきだという老人連合会とか、あるいはPTAとかいろんな団体からそういうような声があるというふうなことも聞いて、実際にはそういう陳情も上がって採択をされているわけですが、まさにそのことが現在の老人医療費を取り巻く、あるいは国民医療を取り巻く行政も、我々議員も含めた説明不足じゃないかなと思うんですね。そういうふうなことによって新たな仕組みができたにもかかわらず、政党もそれにかかわりながら何らその説明もしない。経済団体、労働団体もそういうふうなことが一緒にかかわって国民的な合意を得てきたにもかかわらず外にも説明しないというふうなことも含めて、いろいろ起こっている問題に対してき

ちっと説明もしてないということがそういうふうな事態を招いて、たまたま選挙結果と相まって、そういうふうなことになってきたというふうな認識であります。

75歳以上というものについては、先ほどからも年齢を仕切るのかということですが、昭和48年には70歳ということで日本の老人医療がスタートしました。これはそのとき70歳と仕切ってきたわけですね。あれは無料費です。根本的に一緒です、御苦労さま。あの精神は一緒です。ただ、財源がなかなか見つからないものだから、その苦肉の策としていろいろやってきたというのが実態ですよ。それは当然のことじゃないですか。ですから、そういうことも含めてこれから国民医療費がさらに高騰していく、医療費が上がっていく、負担する側は少ない、若い世代が少ない、国の財政もなかなかあてがうことができない。そういうことで10年間も10数年もどうした方がいいかともがいていろいろ議論をしてきたわけじゃないですか。ですから、そういうふうな結果を踏まえてその75歳という年齢を仕切って新たな仕組みをつくってこれからの老人医療制度、みんなで支えていくという仕組みを継続的にやっていこうというのがこの仕組みであります。

先ほど憲法のもとの平等というふうなものがありましたけれども、当然であります。これはまさに当然。しかしながら、やはり憲法のもとに我々がみんな平等に扱うということになりますけれども、また一方では、地方自治法の中に住民としての意義とか権利、義務というのが発生するわけですよ。憲法と地方自治法という法律がある。その第10条には、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」、第2項に、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」という項目があるわけであります。

当然憲法は平等です。平等。等しい。ただ、この国家が成り立っていくためには、地方自治法できちっとそういう法律を決めて、必要な分担をお願いしますよ。分担できない人はあえて強いてまではやりませんよというのがこの法律の趣旨ですから。そういうふうなものにのっとってもやはりこの後期医療制度の仕組みというものはそれにかなっているというふうなことであります。

いつまでも若い世代とかそういう世代に医療費負担させることができますか。若い人もあつぱあつぱして生活できませんよ、少子・高齢化の厳しい生活状況の

中で。その中でどうするかというのがあって、先ほどから言っているように、10年以上も議論してつくってきたこの仕組みですよ。それを、じゃだめだ、廃止するという人たちは、それをあと10年も20年もかけてそういう仕組みがつくれますかという話ですよ。

毎日、日本全国で400億円の老人医療費が使われています。1日400億ですよ、400億。きょうもあしたもあさってもそれがずっと、その医療費がずっとずっと毎日毎日400億、県内の医療機関あるいは国内の医療機関に支払いされているわけじゃないですか。それを勝手にそういう形で廃止廃止と唱えて、それがどうなるかもわからぬ、後は国が考える、我々の責任じゃない、それは国会で考えるというこんな無責任な論法では、やはり老人医療費とか国民皆保険制度というのは維持できないんですよ。皆様が御指摘のように、ただ反対、これは向こうがやる、我々は責任負えない、こんなことでは県民に対する責任を負えないじゃないですか。

私も、そういう観点からこの抜本的な見直し、これまでも見直しをやってきたけれども、なおかつこの1割に対する負担を軽くするという見直しをこれから政府に突きつけていこうという、そういうことであります。

以上で答弁を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長 政俊君 ただいまの件について私からもちょっと補足をいたしたいと思います。

ただいま自民党の先輩、中曽根さん、塩川さん等々について、考え方、新聞や雑誌等で報じられていることが述べられておりましたけれども、考え方や理解の仕方にはそれぞれ差異があるものと思います。現在ではより理解が深まって、私も同じような考え方だと、このように理解をいたしております。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 では、渡久地議員の再質問にお答えをいたします。

低所得者対策についてでありますけれども、低所得者対策については、先ほども説明しましたように、2割、5割、7割のそういう軽減策に対してさらに踏み込んでということで9割軽減、そのことによって26%の方々がこの9割の軽減対象になる、そういうことであります。

医療費の増大を認めたけれども、その負担増をどうするかということですが、これはもう一緒に考

えましょう。医療費が増大していくということは、これは間違いないことです。先ほどから何度も説明しておりますように、これは制度の問題ではなくて日本の人口構成の問題ですから。ですからそういう意味で高齢者医療をしっかりと守り支えていくためにこういう議論をして後期高齢者医療制度もスタートさせておりますから、軽減策はしっかりやりながら、制度はしっかり見直しもしながら続けていく。それで高齢者医療を守っていく、こういうこと。さらに、どうしようもない所得のない方等々低所得者の方々については、また別途生保などの制度も活用しながら対応していかなくてはならないと思います。

そして次に、保険証の取り上げ云々についての質問でありますけれども、先ほども再三触れましたように、こういう保険証を取り上げる、資格証明書の発行ということはしない。能力のある人が納めないという人に限ってそれは適用されるべきである、ということで今回の要請事項にも載せてあります。

それから診療料についての関連で、退院計画、病院の追い出しとか、終末期支援料の問題とかの指摘がありましたけれども、やはりそういうお互いの体というものは、やはりその治療の計画と、そしてその後は回復をさせてまた面倒を見る介護の仕組みとか、そういうものが連携することによってちゃんと最後の人生の総仕上げというものはできていくものというふうに思います。そういう意味では先ほどから何度も触れているように、包括制度だけではなくして、出来高払いも併用しながら、そしてその患者に見合った治療というものを提供しながら進めていく、こういうことははっきりしております。そして終末期の支援料についても今凍結されておりますけれども、これについても単に悪いことだけではなくして、これまでは病院の判断によっていろいろと終末期のケアをやってきたのを、ちゃんと家族にも説明をする責任を与える。そういう家族とのコミュニケーションの中で患者の手当てというものを進めていく、そういう意味ではやはり意義のあることでもあろうかというふうに思います。

それから葬祭費の件については、那覇市や沖縄市あたりは2万円以上の高額な支払いを出しておりましたけれども、そういう意味では沖縄市民、那覇市民については少なくなったという声が出てくるかと思っておりますけれども、これは全県一律に公平な視点から見れば順当かなと思います。

そして最後に、医療費の削減がねらいかということですが、これについても再三お答えしているように、削減がねらいではなくして、いかにして老人医

療を守るかということがねらいであります。

○渡久地 修君 議長。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時37分休憩

午後6時38分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 制度の仕組みはそうになっております。いわゆる公費5割負担、そして現役世代から4割負担、そして高齢者対象が1割負担。これは制度としてはそういうふうな基本になっております。しかし、その中でやはり能力に応じた軽減策というものも導入しておりますから、このことについては今後またいろいろと2年越しの見直しもありますから、議論をしながら手当てをしていかなきゃいけないと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時39分休憩

午後6時39分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 皆さん、こんばんは。

それでは、議員提出議案第5号について質疑をしていきたいと思っております。

これまでの議論を聞いていまして、やはりまだ納得もいかないし、今度の後期高齢者医療制度というのはやはり廃止すべきだというふうな観点で私は質問をさせていただきますけれども、老人保健制度の理念については、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るとなっておりますけれども、今回の後期高齢者医療制度は、健康の保持というのは削除されて医療費の適正化の推進というふうに変わっています。そういう意味では今度の後期高齢者医療制度の目的が非常にはっきりしているなというふうに私は思うわけでありまして、まさにそれは私にとっては医療費の抑制の推進としか理解できません。そもそもこの制度の成り立ちが医療費の抑制を大きな目的としていることは明白でありますので、この辺の観点に立って伺いたいと思っています。

1番目に、そもそもこの制度がなぜ医療保険制度ではなくて医療制度であるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

2番目に、先ほども質疑がありましたが、ちょっと重複しますが、この制度がなぜ75歳以上の高齢

者を対象としたのか、その根拠を伺いたいと思います。

さらに、お年寄りの皆さんが今度の後期高齢者医療制度で一番憤慨しているのが年金からの天引きでありますので、なぜ年金からの天引きなのか、その理由についてもお示してください。

さらに、この保険料は今後どのように推移をしていくのか、その見通しについても伺いたいと思います。

5番目に、傷病リスクの高い75歳以上の高齢者に加えて、65歳から74歳までの障害者までもほぼ強制的に加入をさせて医療制度を構成させるのは、高齢者保険料が地域の高齢者医療費とリンクする仕組みになっていて、保険料を上げ続けることが困難になれば、医療給付の制限抑制、さらには受診の抑制と向かわざるを得ないことになるのではないかと私は考えますが、そのことについて見解を伺いたい。

6番目に、所得がなくても徴収する仕組みとなっています。均等割は負担能力に関係なく、所得がない人も、低所得の人にとっても、過酷であります。軽減ではなくて免除すべきではないでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

7番目に、給付を切り詰める差別医療ではないかということでお聞きしたいと思います。ほかの医療保険と別建ての定額制として診療報酬を引き下げ、受けられる医療に制限を設ける方向となっています。医療機関に対するフリーアクセスについても制限を設けています。これでは、医療内容の低下を招きかねないと思いますけれども、見解を伺います。

8番目に、医療費を抑制ということであれば、治療だけではなくて、保健予防という観点に重きを置くべきだと考えます。しかしながら、広域連合が行う75歳以上の特定健診や特定保健指導は努力義務となっている。保健予防がおざなりになってしまうのではないかとこの危惧がありますが、それについてお答えください。

9番目に、後期高齢者終末期相談支援料は、制度施行からわずか3カ月にも満たずに凍結をするという方針になりましたが、これについて見解を伺います。

10番目に、医療と介護の一体的なサービス提供を打ち出しておりますけれども、医療で提供すべき内容を介護保険に移し、医療だけでは治療が完結できないという事態を生み出しています。介護保険もサービスの利用限度額が介護度によって上限設定をされ、受け皿となるべき療養病床も削減をされ、十分なサービスも受けられない人々がふえています。つまるところ、在

宅での介護に誘導する仕組みになっているのではないかと。医療費の削減は非常に困難であるけれども、介護保険で費用を抑え込もうというねらいがあるのではないかと私は考えますが、その辺について伺いをして再質問をしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

〔嶺井 光君登壇〕

○嶺井 光君 奥平議員の質問にお答えいたします。

まず1点目のア、医療保険制度ではなくなぜ医療制度なのかということです。

この制度は、これまで老人保健制度の問題点を解決すべく長年にわたって多くの関係者が議論をして国民皆保険制度の将来にわたった維持を検討して進めてきました。高齢者の皆さんには、軽い負担で医療を受けてもらおうというのがこの制度であります。名称は、後期高齢者医療制度となっておりますけれども、後期高齢者医療広域連合が保険者となっている社会保険方式であります。

次にイの、75歳以上を対象とした理由。

これは、2002年の老人保健制度の改正で段階的に75歳以上に持っていくということが決まりました。75歳以上の高齢者、これは他の世代に比べても病気にかかる割合も高く、それゆえみんなで支える必要がある。公費と拠出支援金で給付の9割を賄う、残る1割を保険料で負担する。高齢者を優遇したこういう保険はほかにはないというふうに考えております。

次に、なぜ年金天引きなのか。

これは市町村の要望も踏まえられていると言われております。高齢者が金融機関に行かなくても導入ができる方法、そういうことを喜んでいる方々も多くいると聞いております。ただ、今回の見直しで世帯主などの口座からも振りかえできるようこういう制度も見直されるようであります。ところが、少ない年金から保険料を天引きされる、このことについては苦情のあるところでありますのでさらなる見直しを要求してまいります。

次にエ、保険料は今後どのようにしていくのか。

先ほどから議論にありますように、現在の医療費は年々増加の傾向にあります。国保であれ、健保であれ、後期高齢医療であれ、すべて保険料は上がっていく見込みであります。高齢者医療保険は、今後の医療費の伸び、所得等により決定されるわけであります。現役世代は人口が減少することで負担が大きくなることから、その負担を軽減するため、現役世代の人口減少の割合の2分の1を人口が増加する高齢者に負担し

ていただく。今回の見直しの意見書では、高齢者の負担が将来とも過重にならないように今要請をしているところであります。

そのほかの事項については、他の議員から答弁をいたします。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長 政俊君 奥平議員の質問にお答えをさせていただきます。

私は、オから以下の答弁を申し上げます。

保険料を上げ続けることが困難になれば、医療給付の抑制、受診抑制となるのではないのかという質問であります。

今回の制度は、高齢者の医療を安定的に確保するため、国民全体で支えるものであります。医療給付の抑制や受診抑制をねらったものではありません。また、65歳から74歳までの障害者につきましては、強制加入ではなく、窓口での自己負担が1割になり、負担が軽くなることもメリットであります。なお、医療適正化における特定健診等の健康づくりは、これから高齢者になる若い世代を対象にいたしております。

次に、カ、所得がない方は均等割を免除すべきではないかという質問であります。

国民健康保険でも所得がない方の分は世帯主から徴収をいたしております。世帯主として所得があれば、公平性の観点から、負担が生じることはやむを得ないものと思っております。今回の後期高齢者医療制度の見直しで、世帯主などの口座振替ができるようになり、所得のない方に配慮をいたしております。また、今回の見直しで均等割は最大9割軽減になります。沖縄県の均等割額は年額4万8440円でありますので、9割軽減されると保険料は年額4844円、月額404円であります。国保の最大7割軽減に比べ、高齢者に配慮された軽減割合となるものと考えております。

次、キ、給付を切り詰める差別医療、ほかの医療保険と別建てで、定額制、フリーアクセス制限で医療内容の低下を招くのではないのかという質問であります。

今回の包括払いは、患者が同意した場合のみ適用されるが、かかりつけ医が患者それぞれの症状に応じて適切な医療を実施するとともに、他の医療機関と連帯をして日常相談を初め、入院や在宅医療などにおいても切れ目のない医療のサービスを提供するねらいとなっております。患者は、従来の出来高払いを選択することも可能であり、包括払いを選択した場合でも他の医療機関での受診は自由であり、また、かかりつけ

医の変更も一切制限がございません。そもそも必要とする医療を医師が制限することは、医療法でできないことになっております。

ク、75歳以上の保健予防がなおざりになっているのではないのか。

75歳以上高齢者の健康診断は、後期高齢者医療広域連合で実施する、その他にも市町村が実施するがん検診や肝炎ウイルス検査の受診や健康相談も受けられることとなっております。

ケ、後期高齢者終末期相談支援料の凍結についての見解であります。

終末期相談支援料導入の目的は、終末期は納得のいく診療方針で残された日々を充実した形で過ごすことができるようにするためだということです。終末期を考える会等では、当該支援料を支給している、訪れる死について医療の内容の説明をきちんとすべきということであります。今回の凍結を年齢を問わず、終末期の医療について考えていく機会とすべきだと考えております。これに対して、野党では批判だけで何らの対応策もないことこそ疑問であります。

最後、コ、医療と介護の一体的なサービス提供とは介護保険で費用を抑え込むことではないのかという質問であります。

医療と介護のサービス提供につきましては、高齢者の症状に応じて医療側と介護側の連携のもとに適切に行うことが重要であります。療養病床の再編は、介護の必要な方が入院する病床を介護保険施設へ転換していくものであり、サービス量は一切減少いたしません。高齢者の立場に立った対応であるものと考えております。

以上が奥平議員に対しての答弁であります。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 それでは再質問したいと思うんですが、1番目、嶺井議員が答弁されたことで少しわからないんですけれども、なぜ医療制度であって医療保険制度ではないのかということなんですけれども、保険制度ではないということはお認めになりますか。

もう一つ、保険制度でしたら、どういうふうはこの制度が変わっていくんでしょうか、教えてください。

もう1点、2番目について、この後期高齢者医療制度のような年齢で区別をした医療制度というのは、ほかの国にもありますか、その辺伺いしたいと思えます。

それから3番目についての再質問、高齢者の生活費を保障すべき年金から一律に天引きすることは生活費

の非課税の原則に反すると思いますけれども、支払えない相談に応じる体制の確立が必要だと私は思います。そういう意味では、天引きはその保険者等の相談の機会を奪って生活困難を潜在化させてしまうというふうには私は考えますが、それについてどういうふうにお考えでしょうか。（「見直さぬといかんよ」と呼ぶ者あり） 廃止ですよ。

それから、ここだと思うんですけども、登録したかかりつけ医以外の医療機関への受診を断っている、ある程度制限をしているんですね。これは世界一の国民皆保険だと皆さんはおっしゃっているんですけども、国民皆保険のかなめであります、いつでもだれでもどこでも、こういう原則というものを踏みにじることはなりませんか、お伺いします。

それから、8番目についての再質問、すべての高齢者が国や県、市町村の責任で健診を受診できるようにすべきだと思いますけれども、この辺についてもお伺いをします。

それから、これから質問することについては、先ほど我々の答弁に立ちました比嘉さんが話していたことについて皆さんの見解をちょっとお伺いしたいと思います。

厚生労働省の制度施行準備室室長補佐という、つまりこの制度の生みの親みたいな方で土佐和男さんという方が講演で発言したんですけども、なぜ独立保険にしたのかは「医療費が際限なく上がっていく痛みを、後期高齢者が自ら自分の感覚で感じ取っていただくことにした。」。若い人たちにも払ってもらうようにしたのは、「医療費が上がれば上がるほど保険料が上がる。助け合いや予防活動などで保険料が下がる。従って、誰のために保険料が上がったのか、誰が努力して保険料が下がったのかがはっきり見える形になった。」という発言があります。まさにこの後期高齢者医療制度の本質がこの辺にあらわれていると思うんですけども、皆さんの御見解を伺いたいと思います。

それから、独立した高齢者の医療制度をつくり出す必要はないと私は思いますけれども、この辺についても見解を伺います。

もう一つ、公費の拡大によって制度の財源を安定させるべきだと思いますけれども、見解を伺います。

もう一つ、保険料は応能割負担に比重を置くべきだと思いますがどうでしょうか。

5番目、先ほどとちょっと重複するかもしれませんがけれども、保険の原理というのは、だれでもいつでもどこでもが原則であります。診療報酬に格差を設けずにフリーアクセスに制限をせず実施した医療行為に対

して、適正な診療報酬を認めるべきではないのかというふうには私は考えますが、見解を伺います。

もう一つ、高齢者が安心して療養できる施設の整備を充実をさせ、施設か居宅かをどう選択するかは患者に任すべきであって、その選択権を奪うべきではないと考えるかどうか。

最後になりますが、ある新聞の記事を読ませていただきます。75歳になったら国民健康保険から追い出して医療制度に囲い込むやり方に国民の怒りが高まっています。国庫負担を減らし、低所得者層に重い負担増を押しつけ、今後も保険料は大幅に上がってまいります。医療の制限にもつながる診療報酬制度と一体となっている発足間もなく見直しに次ぐ見直し、凍結するなど、つぎはぎだらけのこの制度、このような小手先の見直しではお年寄りの苦しみは決してなくならないと思います。一時的に保険料が下がったとしても2年ごとに保険料は自動的に上がることになっています。

先ほど渡久地議員からも指摘されていましたがように、厚労省の試算によりますと、団塊世代が加入するころには、今のおよそ2倍の保険料にはね上がると思っています。

そういう意味では、高齢者を強制的に囲い込んで負担増と医療制限を迫るこの制度は、手直しで済む程度の問題ではなくて直ちに廃止すべきだと考えるが、御見解を伺います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時1分休憩

午後7時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

嶺井 光君。

〔嶺井 光君登壇〕

○嶺井 光君 再質問にお答えいたします。

まず、アの保険制度でないことを認めるかと。

保険制度だと言っているんですよ。要するに、「健康保険法等の一部を改正する法律附則」第2条第2項の規定に基づく基本方針では、後期高齢者医療制度について「個人の自立を基本とした社会連帯による相互扶助の仕組みである社会保険方式を維持する。」ということになっています。

どう変わるかということについては、老人保健制度としてこれは医療をこれまで守ってきました。先ほども申し上げましたように、いろんな紆余曲折があって、議論があって、この後期高齢者医療制度のもとで高齢者の皆さんの医療をしっかり守っていこうと、軽

い負担で受けてもらおうと、そういう制度に変わっていくこういうような認識であります。

区切った国が外国にあるかということについては、承知しておりません。

それと天引きについて、選択を奪っているという話がありました。先ほども答弁しましたが、今、見直しで選択はしっかりとれるようになっております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 お答えを申し上げます。

その医療に制限ありではないかという趣旨の質問ですけれども、これは何度もお答えしているように医療に制限はありません。包括性と出来高払いを併用してしっかり医療サービスをする、こういうことであります。

それから、国、県、市町村それぞれの責任においてしっかり対応すべき。そのとおりです。市町村の特定健診、そして広域連合も同趣旨の内容のサービスをする。

それから最初の質問にない部分については、割愛をします。

それから75歳以上という区切りの独立性は必要ないのではないかということも、これも再三お答えをしております。そういう高齢者の方々の医療を守るために、そして国民がひとしくみんなで公平に支えていくためにつくった制度であります。

そして公費負担を拡大すべきではないかということですが、これについては今後2年越しの検討の審議の中で議論されてまいります。やはり今後どういう制度であれ、高齢化社会、少子化、そして医療費の増加、こういう客観的な状況を踏まえたときに公費の拡大ということも含めて検討すべきであると思います。

そして、応能割を重点に置くべきではないかということですが、そういうふうになっております。

だれでもフリーアクセスを認めるべきではないか。これもそのようになっております。

安心の設備、患者が選択できるようにすべきではないかということですが、医療から介護、地域、そういう流れの中でしっかりケアをしていく。こういう趣旨はちゃんと生きております。

そして、75歳以上を追い出すことがないようにということで、見直しではだめ、廃止すべきだということですが、再三申し上げているように、骨格の部分においては間違っていない。ただ、そういう運用の面

で改善すべき点はあるということで、今回の見直しの提案になっております。

そして、今後膨らんでいくその医療費というものについての考え方については、今後大いに国民的な議論を展開していかなきゃいけないと思います。いわゆる高負担・高福祉を求めるのか、低負担・低福祉を求めるのか、それによって税制にもかかわってくるし、お互い国民的に大いに議論をしていかないと、いわゆる低負担・高福祉ということでは財政がもたないと思います。ですから、これは今後お互いに大いに国民的議論を啓発すべきだと思います。

○議長（高嶺善伸君） これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号及び第5号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 討論の通告がありますが、時間の都合もありますので、討論については休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後7時10分休憩

午後7時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより討論に入ります。

議員提出議案第4号及び第5号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん 私は、社民・護憲ネットを代表し、議員提出議案第4号に対する賛成、同じく議員提出議案第5号に対する反対の立場から討論を行います。

またもや社会保障費2200億円圧縮との国の方針がこのほど報じられました。高齢化に伴う医療費の増大、パートや派遣など非正規雇用の深刻な労働実態、貧困世帯の増加など、社会保障への要請が今日ほど求められることはない状況であるにもかかわらず、この間、社会保障費の抑制は7年間も続いてきました。2002年度の3000億円削減に始まり、2003年から2008年度の今

年度までまさに毎年毎年2200億円ずつ削減目標が置かれ、それが医療、介護の現場で働く人たちを次々と疲弊させています。

2009年、来年に向けこの社会保障費の抑制を続ける方向を示した政府方針に、日本医師会は去る7月2日、「社会保障費の機械的抑制を撤廃しない限り、すでに進んでいる「効率化」という名の下の医療崩壊には歯止めがかからない。」との見解を発表しました。そして、その抑制がもたらした問題点として、1つには、在院日数の削減、療養病床削減、医療難民、介護難民を生み出していること、2つには、後期高齢者に応じた診療報酬の創設が高齢者の受診抑制へつながる可能性があることなどを挙げています。その上で日本医師会は、「「地域医療崩壊阻止のための国民運動」の展開」を提起、来る24日には「「地域医療崩壊阻止のための総決起大会」を都内で開催し、社会保障費抑制の断固阻止を強力に訴える。」ことや、各県議会において社会保障費抑制に反対する意見書の採択へ向けて働きかけることなどの取り組みを発表しています。まさに医療現場の声です。

そもそも今回導入された後期高齢者医療制度の仕組みは、高齢者医療をめぐる議論の当初からその問題点が指摘されてきました。高齢者を分離することは、今後の社会における理念や保険制度として妥当か、高齢者だけを分離するとリスクの集中という本来の保険原理が成り立たない、高齢者から新たに保険料を徴収することについて理解を得られるかなど、当時の資料には明解にこの仕組みが抱える問題点が浮き彫りになっています。4案あった医療制度の方式の中でも最も基本的な問題が指摘されたのがこのパターンです。

しかし、2001年に小泉内閣が発足すると、この仕組みの基本的な問題を全く顧みることなく露骨な医療費抑制政策に大きくかじを切ります。老人医療費については、目標となる医療費の伸び率を設定し、その伸びを抑制するための新たな枠組みを構築するという文言が骨太の方針にまとめられ、医療費の問題が医療審議会ではなく経済財政諮問会議で論じられるようになります。その結果、医療費抑制は進んできました。

そしてまさに今回の沖縄県老人クラブ連合会から本県議会に出された「「後期高齢者医療制度」の廃止を求める陳情」にあるとおり、高齢者への差別的な仕打ちとなってあらわれ、広く県民、国民のすさまじい怒りを買うところとなり、医療の現場に、県民の命と暮らしに深刻な影響を招きつつあります。

陳情は、「医療費の節約のためとして、命と健康を年齢で差別するような国・政治に未来はない。戦前戦

後の厳しい中を生き抜き、日本を支えてきた「高齢者」に対し、財源を理由に、痛みを押しつける制度は到底許されるものではない。また、ヨーロッパなど「国民皆保険」が確立している国の中で、年齢で被保険者を切り離し、保険料や医療内容に格差をつけている国はない。」と述べています。まさにそのとおりです。

複数の疾患を持つ方も少なくない75歳以上の方々の診療を1カ月に1回、600点の範囲内とする包括診療のあり方、退院させたら900点、そしていずれ避けることのできない死を迎えることが後期高齢者の特徴だとし、終末期の延命治療はどこまでやりますかという調整をやった場合には、終末期相談支援料として200点がつく。国民の批判に耐えきれず、いかにも失礼な心ないこの終末期相談支援料は7月1日には凍結をされました。避けられない死を迎えることは何も75歳以上の年齢の方々だけの特徴では決してありません。

さらには、今回の制度の導入に伴って75歳以上の方々の健康診断が自己負担になりました。公民館などで行われる集団検診の場で74歳以下の方は無料で診てもらえる。75歳以上の方にはお金を払ってもらおう。そんなことが差別でなければ何でしょう。健康で長生きしてくださいと、本来なら最もいたわるべき年齢の方々の体の健康状態を診断することすら医療費抑制の対象となる。結局、県内では15の市町村がこれまでと同じように75歳以上の方も無料で診てもらえるよう、単独で予算を工面しています。どうして同じ健康診断で75歳以上の私たちだけお金を払うのかという質問にどう答えていいかわからない、なぜ75歳なのか説明できない、という嘆きが市町村、現場の職員から聞かれます。皆さんはもう国保じゃないからですという言葉返せば、年寄りにはもう健康じゃなくていい、長生きしない方がいいということかと言われると。

以上述べたことは、意見書第5号の見直しに列挙する要請項目で解決することでは到底ありません。なぜ75歳なのかという答えにもなりません。

特に、この見直しの意見書の要望の5点目に挙げられている、新たな措置の実施で生じる財政負担は、地方にも確実に及んでくるのがこの制度の隠れた中身、医療費抑制の本質であります。まず所得が低い方々への保険料軽減分についての公費の補てんは県4分の3、市町村4分の1の割合でのしかかってきます。低所得の方々の割合が多い県や市町村ほどその補てんに対する対応を求められます。

さらに、医療費が適正ではないと判断された県には

診療報酬の引き下げが待っています。県ごとに医療費抑制の計画をつくらされ、その結果が目標に達しない場合には県ごとに診療報酬を操作されることによって医療費を抑えるのです。ほかの県では1点10円の診療が、沖縄県では1.9円などとなった場合、医師の流出、全国との医療の格差、これはいよいよ避けられないものとなってきます。

医療費抑制のためのペナルティ的性格を帯びた地方の負担はこれだけではありません。現役世代のメタボリック対策として特定健診が義務づけられましたが、その成果も同様に、思うような効果が上がらない県については、後期高齢者に対する現役世代の支援金が最大で10%引き上げられるということもあわせて示されています。じわりじわりと負担が地方へ、個人へと転嫁されてくる中、地方の医療崩壊は確実に現実味を帯びてきています。

これは、結局医療費を総枠で抑制するという政策の中では必然的に起こり得ることであり、だからこそ見直しではなく廃止を求める必要があります。国がこれらの政策転換をしない限り国の対応は最初から限界があるのです。社民党は、今の保険財政を立て直すには将来の一元化に向けて保険者間のリスクを総合的に調整し、特に雇用対策を含めた社会保障政策の充実が求められていると考えています。

毎年2200億円の抑制ありきではなく、ヨーロッパなどの先進国並みに社会保障に国の予算を投入することが必要です。年間5兆円にも及ぶ軍事費、米軍再編には3兆円、在日米軍駐留経費6000億円、我々県民にとってまさに実感を込めてこれが国民の妥当な負担かということを申し上げたい。

さらには、大企業に対する法人税は軽減され続ける一方、3人に1人が非正規雇用、沖縄においては40%を超える。その雇用冷遇の中で差別的賃金体系の上での大企業減税は史上空前の純利益を上げる側をさらに優遇するものであると言わざるを得ません。財源がないと危機感をあおり立てる一方でその財源をとるべきところから求めない政府の姿勢は追及されるべきです。

我々の意見書第4号が求めるように、後期高齢者医療制度を廃止し、ぜひとも国におかれては社会保障政策の転換を図られたい。国として国民の命を守るため必要な財政上の措置を講じ、これ以上負担を国民に、高齢者に、地方に押しつけることのないよう強く求めます。

このたびの県議選において最大の争点となり、改選後まさに県民の直近の民意を大きく反映する新しい沖

縄県議会の後期高齢者医療制度の廃止を求めるこの意見書が国民の反対の声、怒りの声を押し切って進められたこの制度の廃止を求める全国の声と連動し、国の政策転換を促す力となることを確信します。

以上、4号への賛成、5号への反対を表明し討論いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田 弘毅君 ただいま議題となっております議員提出議案第4号、第5号について討論を行います。

私は、高齢者の安定的な医療の確保を願う自由民主党を代表して、「後期高齢者医療制度の廃止等に関する意見書」への反対討論並びに「後期高齢者医療制度のさらなる見直しに関する意見書」に対して賛成の立場から討論を行います。

今年度からスタートしている後期高齢者医療制度については、幾多の制度の変遷及びいろいろな課題の検討を経て創設されたものであります。昭和48年度の老人医療費無料に始まり、その後増加する老人医療費の中で、昭和58年には老人保健法が創設され、各保険者の拠出金で対応することになりました。

しかしながら、急速な少子・高齢化の中で、高齢化率を上回る老人医療費の伸び、その老人医療費を支えてきた若者世代の人口の減少、経済の低迷による保険料の伸び悩み等で医療保険の財政運営は厳しい状況となり、国民皆保険制度の維持も危うい状況となっております。

このため、医師会、民主党の支持母体である連合、各保険者等国民各層の老人保健法の御意見を取り入れ、老人保健法は廃止し新たな制度をつくるべきとする意見を踏まえ、約10カ年間の検討を経てできたのが今回の後期高齢者医療制度であります。

その検討は、平成11年に被用者保険の94%に当たる団体からの老人医療拠出金の不払い運動から始まっております。本県でも市町村国保の老人医療拠出金は、老人保健法創設時の昭和58年の69億円から平成17年度は実に351億円と約5倍に急増し、その期間の高齢化の上昇率2.8倍をはるかに上回っており、現在、本県における14市町村で赤字、そして一般会計からの繰り入れも含め約30億円へと上昇する等の厳しい状況になっております。各市町村は老人医療費の対応によく頑張っていらっしゃるものと考えております。

後期高齢者医療制度の大きなねらいは、国民全体で高齢者の医療を支え医療保険を安定化することであり、それは皆保険制度の維持にもつながるものと考えております。皆保険制度なくして高齢者の医療の安

定確保はありません。高齢者の方々にも応分の負担をお願いしつつ、少子化の影響等で医療費のほとんどを負担している若者世代への負担を少しでも軽減させ、国民全体で高齢者の医療を支えていこうとするものがあります。

本県は、復帰前の無保険状態から必要なときに医療が受けられないような状況があり、昭和48年度に現在高齢者となっておられる方々の御苦労、御苦労に対し、そして大きな願いで県民皆保険制度が実施されている経緯を見ますと、本県こそ将来にわたって県民皆保険制度の維持を図っていくことが、その制度をつくり上げた高齢者にこたえることになるものと考えております。

受益者負担の立場から確かに今回の制度は改良・改善する点多々ありますけれども、すべての高齢者の方々に保険料を負担していただくことになりましたけれども、低所得者等への軽減割合が9割になったこと、これは先ほど質疑の中でもお話がありましたが、低所得者の皆さんに対しては均等割、4万8000円を9割軽減するということでありますので、月額約400円の負担で沖縄県の老人医療が平均で91万ですから、その応分が負担されるということでもあります。その9割軽減に含め、年金収入で211万円までの方々の所得割が半分になるということ、国民健康保険加入時の軽減措置が拡充されたということでもあります。

市町村国保を初め医療保険を安定化するためにはその制度が必要であることは言うまでもありません。そして、その土台を安定化し、高齢者の方々に満足できるよう見直しを図っていくことが最も大事なことです。また、二度と医療保険者から老人医療費への支援金の不払い運動が起こらないよう、県民総意で対応しなければならないと考えております。

しかしながら、後期高齢者医療制度に反対をする党派の皆さんは、その制度にかわる何の代案も示さずに廃止を訴えておりますが、それは医療保険もしくは皆保険制度の崩壊につながるものであり、廃止後、老人の医療費はだれが負担するのか危惧するものであります。

また、廃止を訴える党派の皆さんは、以前の老人保健法に戻してから今後考えるとしておりますが、それは医療保険財政の危機をどうするのかという基本的な問いに答えておりません。国・政府与党は、代案を出すのなら十分に議論、検討すると言っております。単に廃止を訴えるのは高齢者の方々の皆さんの医療保障への無責任の対応としか考えられません。

また、廃止を訴える党派の皆さんは、75歳で切り分

ける制度はよくないと言っておりますが、75歳からの制度は既に老人保健法でも実施していることであります。

市町村国保が医療費財源の5割を保険料、被用者保険がほとんどを保険料で賄っていることに對し、今回の制度は被保険者である高齢者の保険料は1割で、9割は公費あるいは若い現役世代の負担を集中的に投入するなど、国民全体で手厚く支えるための制度であることを十分に理解しなければなりません。高齢者の方々は、病気にかかったりする割合も高くなり、なお一層国民全体で支えることが最も必要だと考えております。

年金天引きについては、各市町村の要望で取り入れられた制度であり、金融機関で保険料を支払いに行く手間を省けたと喜んでいる高齢者の方々も多いと聞いております。さらに、今回の見直しで希望により世帯主の口座等から振りかえができるようにもなりました。また、保険料滞納に対する資格証明書の発行も、厚生年金受給者の年金額と同等程度の203万円までの方々にはその証明の発行を対象外とする見直しも決まっております。

今回の制度の廃止等に関する意見書では、高齢者への診療報酬が出来高払いから包括払いとなり医療が制限されると主張しておりますが、全くの勘違いであります。

今回の包括払いは、高齢者を日ごろから見守るかかりつけ医をつくり、疾病予防、入院、在宅医療のすべてについて気軽な相談を充実させようとする趣旨であります。

また、これは患者の同意なしにはできないものであり、さらに、患者は自由にあらゆる医療機関に行くことができる等、医療を制限するものではありません。かかりつけ医の設置は、医師会からも昔から検討すべき課題としていたところであり、評価する医師も多いということでもあります。

その他、今回の制度でよくなった点は、1番目に、財政運営が市町村から広域連合となり、財政の安定化及び国保時代の市町村間の保険料の格差が是正されたことであります。これは民主党の皆さんも大きく高く評価しているところであります。

2番目に、国保等各医療保険者の財政の健全化が図られ、これは保険料を担う若い世代の負担軽減につながるものであります。

3番目に、各世帯の医療と介護にかかる費用について、その合算額に上限が設けられ、払い戻し額がふえる仕組みができております。

4番目に、今回の低所得者への見直しで国保加入していたときよりも軽減措置が拡充されております。

さらに、今後の見直しの検討、要求で、高齢者の方々にさらに納得してもらうことが大切であります。他県と違う医療保険の歴史を経験した本県こそ、国政での政争の具に使われることに惑わされず、冷静にこの制度の仕組みのよさを理解し、高齢者が納得できるよう見直していく必要があると考えております。

沖縄県議会では平成19年3月20日、「後期高齢者医療制度の充実を求める陳情」が提出され、福祉保健部の担当より後期高齢者医療制度の説明を受け質疑を行い、同制度のさまざまな問題点が明らかになりました。その上で3月28日の県議会本会議において全会一致で「後期高齢者医療制度の充実を求める意見書」を採択し、厚生労働省を初め国に提出をしております。沖縄県議会の意思は、廃止ではなく制度を認めた上で充実を求めるものであります。この意見書提出のときになぜ廃止を提出しなかったのか疑問であります。また、今回の同制度の実施につきましては、国の法律はもとより、県を初め県内41市町村で条例の整備が必要であることは周知のとおりであります。

県議会の昨年3月28日の意見書は、内容が十分把握されなかったという論議が先ほどありました。がしかし、沖縄県議会を初め41市町村議会のすべての後期高齢者医療制度に関する条例が可決され、それによって同制度が実施の運びとなりました。この制度が県民にとってそんなに悪い制度であれば、常識あるすべての議会で条例が通るはずはありません。そのことは県内41市町村の首長、市町村議会、県知事及び県議会もこれらの老人医療制度の仕組みとして認めた結果であり、党派を超えた県民的議論の末に生まれたものであると考えております。我が国がどのような政情であれ、これからの老人医療及び国民皆保険制度を維持していくための制度であります。

代案も出さずに廃止を訴え、高齢者の医療確保を無責任な状態にする意見書に対しては、県民の命を守るため、さらに県民本位の立場から反対するものであります。

また、若者から高齢者に至る県民全体が納得できるまで見直しを図り、皆保険制度の安定化を目指す「後期高齢者医療制度のさらなる見直しに関する意見書」に対しては賛成するものであります。（発言する者多し）

○議長（高嶺善伸君） 発言中は静粛に願います。

山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん こんにちは。

民主党会派を代表いたしまして、地球よりも重いこの命を守る立場から、議員提出議案第4号「後期高齢者医療制度の廃止等に関する意見書」に賛成、また、議員提出議案第5号「後期高齢者医療制度のさらなる見直しに関する意見書」に反対の立場から一括して討論を行います。

100年安心と言われた年金制度、信じて払い続けた年金は消えてしまい、その問題を解決できない政府に裏切られ、今また後期高齢者医療制度で75歳以上のお年寄りの安心して生きる権利が切り捨てられようとしている。まさに政府に裏切られ、今や国民の怒りはピークに達しております。

この制度は多くの国民、とりわけ戦後、汗と涙にまみれ一生懸命に生きてきたこの沖縄県のお年寄りに大きな混乱と不安を招いています。いたわり尊敬されるべきお年寄りが、うば捨て、じじ捨て制度と批判されるこの制度によって人間の尊厳さえも奪われてしまうのです。

私たちがこの制度を廃止にすべきと考える理由は大きく2つの観点からです。

まず一つは、世界に例を見ない差別的なこの制度では、お年寄りの皆さんが安心して医療を受けられないからです。政治とは愛であり、人である、そう私は考えております。安心して老後を送る、血の通った生き方を支えることは政治の目指す基本的な理念であります。しかし、この制度は全くこの理念を持たず医療費の抑制のみに走っております。その点だけからしても廃止にすべき制度であります。

もう一つは、この制度の導入は、医療にかかる予算を削り、国による財政負担を軽くしようとするその視点のみだからです。財政圧迫などによる病院の閉鎖、医師不足や看護師不足など問題含みの医療制度全体の抜本的解決策は先送りし、官僚の天下り、タクシードライバーに見る税金や予算の無駄遣いなどそういうことが指摘される中、そのようなことを改めようとはせず、医療費負担を国民のみに負わせる本末転倒のこの制度は、まさに廃止以外に道はありません。

そもそも、政府からは、なぜすべての75歳以上の国民に新たな制度を設け、そこに強制加入させるのか納得のいく説明はありません。平均寿命の男女差、75歳以上の男女の人口構成比の差などを考えても医療保険制度を年齢で区切る合理的な理由はありません。そして、病気になるリスクの高い人のみを分離して制度をつくること自体、保険原理にはなじまない、そう考えております。

75歳以上のお年寄りの皆様の多くが年金だけで暮らしています。諸物価の高騰等により、年金だけでは暮らしていけない、そういう悲鳴を上げていく中で年金から医療費を天引きすればますます生活が困難に陥ることは目に見えています。特に、県民所得が全国一低い本県では命にかかわる大問題であり、その生活実態を無視して国民皆保険制度という名ばかりの医療費抑制だけを掲げて行う制度は、まさに悪制度、悪政の象徴です。

この制度は、そもそも根幹から間違ったものであります。政府が新たに導入する制度というものは、国民が安心して暮らせるという大前提がなければなりません。しかし、この制度は、そのことが視野に入っておりません。

制度導入後、低所得者層において以前よりも保険料が高くなるケースもあり、制度加入者の保険料の伸び率が現役時代よりも高くなる可能性がある仕組みにもなっているなど、さまざまな問題が噴出してきており、ぼろぼろのこの制度はもはや制度の骨格を変えないできちっと見直しをする、何度も見直しをするなどという小手先の改善では、国民、県民は救われません。

お年寄りを大切にするといいながら、欠陥だらけのこの制度を単なる説明不足、あるいは選挙の結果もたまたまだと軽く受け流すその姿勢、もはや国民の命は預けられない、政権交代も近いのだと実感をしております。したがって、何度見直しをしても、つぎはぎだらけのこのざる制度への対案は、廃止が一番の対案だと考えます。

廃止をし、高齢者医療を国民全体で支える制度改革を目指し、国民が公平に負担をし、平等に医療サービスを受けることのできる公的医療制度の制度設計が必要だと考えます。既に、参議院では後期高齢者医療制度の廃止法案が可決されました。県議会でもこの制度の廃止を訴えた議員がこの議会において過半数を占めるに至りました。国民、県民の立場からすれば、この制度は廃止にすべきという点で一致をしております。政府追従の姿勢ではなく、国民、県民の切実なるその声に耳を傾け、与党も野党もなく、イデオロギーもない、県民に選ばれた政治家として勇気を持って、政府を守るのではなく、県政を守る、そういう立場に立つではありませんか。

よって、議員提出議案第4号「後期高齢者医療制度の廃止等に関する意見書」に賛成、議員提出議案第5号「後期高齢者医療制度のさらなる見直しに関する意見書」に反対をいたします。

議員の皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 こんにちは。

私は、公明党県民会議を代表して、議員提出議案第4号「後期高齢者医療制度の廃止等に関する意見書」に反対し、議員提出議案第5号「後期高齢者医療制度のさらなる見直しに関する意見書」に賛成する立場から討論を行います。

今回、野党会派は何の対案を示すこともなく、「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書」を提出しましたが、これは将来にわたって安心して医療を受けられる制度の確立を願う高齢者の心を踏みにじる極めて無責任な提案であります。

意見書では、同制度があたかも県民に不安と不満を与えているとの印象を植えつけていますが、実際には時間の経過とともに、後期高齢者医療制度への理解は徐々に広がっているのが真実です。日本テレビの6月定例世論調査では、後期高齢者医療制度を見直して続けるのと、廃止するのと、どちらを支持するかを聞いたところ、実に55.7%が見直しを支持し、38.2%が廃止を支持する結果が出るなど、75歳以上の高齢者の医療費を国民全体で支える同制度への理解が一段と進んでいます。

野党提案は、75歳以上を独立させて医療制度の運営を行うこと自体を問題視していますが、75歳以上の高齢者の1人当たりの医療費は65歳未満に比べると約5倍かかっています。75歳以上の人口は現在全国約1300万人ですが、2025年には約2200万人になり、国民医療費は33兆円から56兆円にふえ、その半分近くを75歳以上の高齢者の医療費が占めると推計されています。

こうした背景から、75歳で制度を区切ることにについて、日本経済新聞では、「野党や一部メディアから『うば捨て山』『家族の分断』などという批判が渦巻いた。だがこの批判は必ずしも的を射ていない」と指摘し、さらに「75歳をすぎると食習慣や生活習慣に起因する慢性疾患などのリスクが高まる。増大するリスクを社会保険の原理だけでカバーするのは限界がある。そこで国・地方自治体の税金と現役で働く層が拠出する負担金で医療給付費の90%を賄い、残る10%は高齢者自らが保険料として負担する。膨張が避けられない医療費を各世代がどう分かつかを考慮した結果、この制度に行き着いた」と解説し、評価しています。

また、神奈川県立保健福祉大学の山崎泰彦教授は読売新聞の紙上で、後期高齢者医療制度について「「高

齢者を社会全体でしっかり支える仕組みができた」と評価し、現役世代と別建ての制度とするのは、「当面、高齢者に限定して社会連帯の基盤を強化したということで、現実的な対応」との見解を示しています。」と。

後期高齢者医療制度のような高齢者が対象の独立型の制度創設に関しては、民主党代表の小沢一郎氏が党首であった旧自由党が2003年6月23日、「国は、高齢者について独立の医療保険制度を創設することとし、その対象者は70歳以上の者とする」と明記した国民生活充実基本法案を国会に提出したほか、民主党も2005年のマニフェストで「透明で、独立性の高い、新たな高齢者医療制度の創設を含む医療・医療保険制度の改革に取り組みます」と宣言しております。しかしながら、従来の制度と比べ保険料がたとえ1円でも上がることは、少ない年金だけで生活する高齢者にとって負担増となることは受け入れがたいものです。

そこで公明党沖縄県本部では、ことし5月14日、沖縄県を訪れた公明党副代表である坂口力元厚生労働大臣に対し、負担軽減を求める舛添厚生労働大臣あての要望書を託しました。去る6月12日の政府・与党連絡会議で決定した後期高齢者医療制度の運用改善策はそれが柱になったものであり、沖縄発の政策提言が実を結んだものと言えます。

その内容を見ると、2009年度からは、加入者がひとしく負担する「均等割」が7割軽減される世帯のうち、加入者全員の年金額が80万円以下の世帯については9割軽減となります。これで「均等割」の軽減は、2割、5割、7割、9割の4段階となり、9割軽減することで保険料は全国平均月額約1000円から350円程度に減ります。また、所得に応じて負担する「所得割」は、年金額が153万円から210万円程度までの人は50%程度減額いたします。これらの措置を講じてもおお保険料を支払えない事情がある場合は、個別の減免も含め、市町村できめ細かく相談できる体制を整えることになっております。

2008年度については、「均等割」の7割軽減世帯のうち、8月まで保険料を支払っている人は10月から半年間は保険料を徴収しません。これにより、1年間で見ると「均等割」が8.5割の軽減となり、保険料は全国平均月額1000円から500円程度に下がります。また、年金額が153万円から210万円程度の人は「所得割」を原則一律50%軽減されます。

今回の政府・与党の軽減策により、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、保険料が減少する世帯は全国で69%から75%へと上昇。また、沖縄県の場合、

64%の世帯が増加から61%の世帯が減少へと転じるなど、低所得者の負担が軽減されるとともに、保険料の増減に関する地域間のばらつきが改善されました。地域間格差が解消されたことについては、民主党も賛同していただいております。

今回の改善策で、所得の低い方々への軽減策が実施される中で、沖縄県において61%の世帯がこれまでよりも保険料が安くなる。今回の野党の皆さんが主張している後期高齢者医療制度を廃止した場合、その軽減策がすべて無になり、実施されないことになります。どちらが高齢者、特に少ない年金で頑張っている高齢者の皆さんを守ることになるのか、私は明白であると思います。後期高齢者医療制度を廃止するということは、明らかに高齢者医療制度の後退になると考えます。

また、野党案では天引き制度そのものを批判していますが、今回の改善により、保険料の納め方については選択の幅が広がります。過去2年間に国民健康保険料の滞納がなく確実に払ってきた人は、申請すれば年金からの天引きを中止し、自分の口座から引き落とせるようになります。また、世帯主に扶養されている年金額が180万円未満の人は、申請すれば、世帯主の子供や配偶者による保険料の肩がわり納付が可能になります。こうした改善策について、厚生労働省は6月26日、10月から実施できるよう、沖縄県の広域連合に対しても協力を要請しました。

民主党など野党は、国会においても後期高齢者医療制度を廃止し、問題点の多い旧老人保健制度を復活させるだけの後期高齢者医療制度廃止法案を参議院に提出し、同廃止法案は6月6日の本会議で野党の賛成多数で可決されました。これに対するマスコミの論調は、例えば朝日新聞は、もとに戻せというだけでは問題は解決しないなどと厳しく批判しています。

高齢者と現役世代の負担割合がわかりにくい上、現役世代が払う拠出金に歯どめがなく、膨らむ医療費をだれが責任を持って抑制するかも明確でなかった旧老人保健制度では、本格的な高齢化社会に対応できないことは与野党の共通認識であり、10年以上前から参議院の委員会で早期の新制度創設を求める決議が行われてきました。沖縄県でも市町村国保の老人医療拠出金は、老人保健法創設時の昭和58年の69億円から平成17年度は351億円と約5倍に急増し、その期間の高齢化の上昇率2.8倍を上回っており、現在、14市町村で赤字となり、一般会計からの繰り入れも約30億円へ上昇するなど厳しい状況となっています。

こうした現状を踏まえ、1997年6月12日の参議院厚

生委員会では、「できるだけ早期に新たな制度の創設も含めた抜本的見直しを行うこと」、また2000年11月30日の参議院国民福祉委員会では、「抜本改革の重要な柱である老人保健制度に代わる新たな高齢者医療制度等の創設については、早急に検討し必ず実施すること」と決議されました。民主党などの野党もこの新制度創設の決議に賛成したのではないのでしょうか。

また、野党提案では、保険料を滞納すると保険証が取り上げられ、資格証明書が発行されるとしています。が、保険料を滞納した場合に発行され、一時的に治療費全額の支払いが必要となる資格証明書は、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な人に限って適用されることになっています。それ以外の方々に対しては、従前どおりの運用で保険証はもらえます。

今後、与党はさらに、1、保険料軽減措置の収入の判定基準を世帯単位から個人単位に見直す、2、年金からの保険料天引きの免除対象を拡大する、3、70歳から74歳の窓口負担を2008年度に引き続き1割に据え置くなど検討をしております。また、医師が患者と延命治療の方針などを事前に話し合い、文書に残した場合に支払われる診療報酬終末期相談支援料は、政府・与党の方針に従い、7月から一時凍結されております。

このように、政府・与党は、50年後、100年後という長期的な展望の上から、国の将来に責任を持って新しい制度を国民の皆様提示し実行しているのであり、改善すべき点は改善しているのであります。制度導入に当たって、国民への周知徹底がなされなかったのは反省すべき点ではありますが、そこにつけ込んで廃止を求めるとするのは、本当に県民を守り抜くことにはならないと考えます。

私は、これまでの人生を頑張り続けてこられた高齢者の方々を守るこの大事な局面を、党派を超え、政局を超えて議論を深める必要があると考えます。

今回の野党の皆さんのように、対案もなく新制度の廃止を主張するのは極めて無責任であり、これまでの経緯と議論の積み重ねを無視した政局優先の暴論です。県議会においても、廃止後の青写真すら示さず、廃止決議の可決を目指すのは、本来の県民の命と暮らしを守るという県議会の使命を忘れ、制度自体の本質的な議論を投げ捨てた数の横暴にほかならないと訴えます。

長年、家族を守り、地域の発展に頑張ってきた高齢者の皆様がこれからも安心して医療が受けられる制度の確立を目指して、私は、議員提出議案第4号

「後期高齢者医療制度の廃止等に関する意見書」に反対し、議員提出議案第5号「後期高齢者医療制度のさらなる見直しに関する意見書」に賛成するものでございます。

議員各位の皆様、どうか御検討また御賛同よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第4号「後期高齢者医療制度の廃止等に関する意見書」及び議員提出議案第5号「後期高齢者医療制度のさらなる見直しに関する意見書」の採決に入ります。

議題のうち、まず議員提出議案第4号「後期高齢者医療制度の廃止等に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま日程第12議員提出議案第4号「後期高齢者医療制度の廃止等に関する意見書」が可決されましたので、同一事件であります日程第13議員提出議案第5号「後期高齢者医療制度のさらなる見直しに関する意見書」については、その議決を要しないものになります。

○議長（高嶺善伸君） 先ほど可決されました議員提出議案第1号、第2号及びただいま可決されました議員提出議案第4号については、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、議員派遣について採決いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号、第2号及び第4号の趣旨を関係要路に要請するため議員5人を派遣することとし、その期間及び人選については議長に一任することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第14 陳情1件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。
経済労働委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） ただいま議題となりました陳情1件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情1件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

．．

○議長（高嶺善伸君） 日程第15 陳情2件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
文教厚生委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） ただいま議題となりました陳情2件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
休憩いたします。

午後8時26分休憩

午後8時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これよりただいま議題となっております陳情2件の採決に入ります。

まず、委員会において全会一致で採択されました陳情1件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、陳情第75号を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、陳情第75号は、委員長の報告のとおり決することに決定いたしました。

．．

○議長（高嶺善伸君） 日程第16 陳情3件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

土木委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔土木委員長 當山眞市君登壇〕

○土木委員長（當山眞市君） ただいま議題となりました陳情3件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、

ますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情3件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第17 陳情2件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長 渡嘉敷喜代子さん 登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（渡嘉敷喜代子さん） ただいま議題となりました陳情2件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情2件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第18 議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、議員を南米へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第19 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には一般選挙後の初議会に伴う議会構成等への御尽力を賜るとともに、長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど

文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成20年第2回沖縄県議会（定例会）

を閉会いたします。

午後8時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 上 原 章

会議録署名議員 仲 村 未 央